

大蔵省財政史室編

昭和財政史

終戦から講和まで

第12巻

金融(1)

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち兩名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあつて占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳細な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえ、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木 武雄
安藤 良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡 例

- 一、本巻の執筆は、「金融政策」編を中村隆英が、「政府関係金融」編第一章を志村嘉一が、第二章を原司郎が、それぞれ担当した。
- 二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。
- 三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。
- 四、人名の敬称は原則として省略させていただいた。
- 五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。
- なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。
- 六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問	舟山 正吉（元大蔵事務次官）	財政部会	宇田川章仁（横浜国立大学教授）
執筆担当者		〃	加藤 三郎（東京大学教授）
監修者	鈴木 武雄（武蔵大学学長）	〃	加藤 睦夫（立命館大学教授）
監修者	安藤 良雄（東京大学教授兼附属図書館長）	〃	高橋 誠（法政大学教授）
一般部会長	江見 康一（一橋大学教授）	〃	西村紀三郎（駒沢大学教授）
財政部会長	中村 隆英（東京大学教授）	〃	林 健久（東京大学教授）
金融部会長	原 朗（東京大学助教）	〃	山村 勝郎（金沢大学教授）
幹事	犬田 章（東洋大学教授）	金融部会	伊牟田敏充（法政大学教授）
一般部会	藤村 幸雄（同志社大学教授）	〃	塩野谷祐一（一橋大学教授）
〃	三和 良一（青山学院大学教授）	〃	志村 嘉一（専修大学教授）
〃	原 朗（東京大学助教）	〃	西川 俊作（慶応大学教授）
財政部会	石 弘光（一橋大学助教）	一般部会	原 司郎（横浜市立大学教授）
〃	植松 守雄（元大蔵事務官）	財政部会	秦 郁彦（大蔵事務官）
		財政部会	大森とく子（大蔵事務官）

目次

監修のことば

凡例

金融政策

第一章 戦後処置

第一節 戦時金融統制

一 戦時金融統制の概要

(一) 臨時資金調整法	三
(二) 銀行等資金運用令	四
(三) 日本銀行法改正と戦時金融金庫等の創立	六
(四) 軍需融資指定金融機関制度	八

- (五) 資金統合銀行の成立……………九
- (六) 企業整備資金措置法その他……………一〇
- 二 非常金融対策……………一三
 - (一) 太平洋戦争開戦直後の処置……………一三
 - (二) 戦時非常金融対策措置要綱……………一五
- 三 戦時金融の帰結……………一九
- 第二節 日本側の戦後措置……………二四
 - 一 敗戦と通貨膨張……………二四
 - (一) 通貨の増発……………二四
 - 二 戦時統制の改廃……………三三
 - (一) 資金統制暫定処理方針……………三三
 - (二) 政府事業資金の集中決済……………三六
 - (三) 軍需融資指定金融機関制度の消滅……………四三
- 第三節 占領軍の金融政策……………四七
 - 一 占領以前のアメリカの金融政策構想……………四七
 - (一) 民政ガイド「日本銀行の管理と利用」……………四七
 - 二 占領軍の当初の金融対策……………五三
- 第四節 戦後通貨対策委員会……………五七

第二章 金融緊急措置……………六九

- 第一節 立案過程……………六九
 - 一 緊急措置の発想……………六九
 - 二 総合政策の体系化……………七一
- 第二節 発動過程……………七五
 - 一 交換と封鎖の実施……………七五
 - 二 当面の効果……………一〇一
- 第三節 実施過程……………一〇六
 - 一 発動直後の改正と運用(二二年八月まで)……………一〇六
 - (一) 金融機関の資金融通総額の規制……………一〇七
 - (二) 指定事業者の封鎖預金引出制限……………一〇九
 - (三) 有価証券買入れのための封鎖預金払戻し……………一一〇
 - (四) 金融措置の各種特例……………一一一
 - 二 封鎖預金の分割とその後の運用(昭和二二年末まで)……………一一三

- (一) 金融措置の各種特例(つづき)……………133
- (二) 存廃をめぐる論議……………134
- 三 昭和二十二年以降の推移……………132
- (一) 給与支払、生活費払戻しの緩和ないし撤廃……………132
- (二) 事業資金の自由支払移行……………130
- (三) 金融措置の各種特例(つづき)……………132
- (四) 第二封鎖預金等の処理……………132
- 第四節 政策 効果……………139
- 一 政策の性格……………139
- 二 資金需給の変容……………151
- 三 インフレーション抑制効果……………157

第三章 「復興」と「安定」と……………155

- 第一節 融資規制の発足(昭和二十二年)……………155
- 一 スタンプ手形制度の創設……………157
- (一) 本来のスタンプ手形制度……………157
- (二) 貿易手形制度……………171

- (三) 公定歩合の引上げ……………175
- 二 「資金調整審査規準」……………177
- 三 傾斜金融の胎動……………183
- (一) 傾斜生産と石炭金融……………183
- (二) 復金融資の発足……………180
- 四 資金統制と資金計画の構想……………191
- (一) 産業資金統制の発想……………191
- (二) 資金計画の設定……………192
- 第二節 傾斜 金融(昭和二十二年)……………191
- 一 「金融機関間資金融通準則」の発動……………191
- (一) 高率適用の復活とスタンプ手形適用範囲の拡張……………191
- (二) 「順位表」の第一次改訂……………194
- (三) 公団金融問題……………194
- 二 「緊急経済対策」と金融……………191
- (一) 高率適用の強化……………194
- 三 資金統制の計画と実際……………192
- (一) 資金計画の実際……………192
- (二) 融資「準則」の運用の強化……………191

- (三) 金詰りの実情……………三三五
- (四) 公団認証手形制度の創設……………三三六
- 第三節 通貨発行審議会と臨時金利調整法……………三三〇

- 一 通貨発行審議会……………三三〇
 - (一) 通貨発行審議会の設置……………三三〇
 - (二) 審議会の事業……………三三一
- 二 臨時金利調整法……………三三二
 - (一) 制定の経緯……………三三二
 - (二) 臨時金利調整法の制定と運用……………三三七
 - (三) 公定歩合の再引上げ……………三三三

第四節 資金統制の帰結(昭和二三年度)……………三三六

- 一 「準則」の改正……………三三六
 - (一) 改正の立案……………三三六
 - (二) 物価改訂の影響……………三三〇
 - (三) 融資「準則」の改正……………三三五
 - (四) 「順位表」の改正……………三六一
 - (五) 「準則」の実質的廃止……………三六八
- 二 「資金計画」と資金循環……………三六九

- (一) 資金計画の機能……………三六九
- (二) 資金循環の状況……………三七八

第四章 「中間安定」から「九原則」へ……………三六三

第一節 中間安定計画……………三六三

- 一 中間安定計画……………三六四
 - (一) 経済安定本部のインフレ一挙収束計画……………二八四
 - (二) 中間安定論の発表……………二八七
 - (三) 中間安定計画の立案……………二九三
 - (四) 経済安定十原則……………三〇六
- 二 SCAPと安定本部の安定計画……………三三四
 - (一) 安定計画への模索……………三三四
 - (二) ESSの安定計画論……………三三六
 - (三) 総合施策大綱案……………三三三

第二節 「経済安定九原則」……………三三九

- 一 「経済九原則」の発動……………三三九
 - (一) ワシントンにおける決定……………三三九
 - (二) 昭和二三年末の金融情勢……………三三四

- (三) 「九原則」への対応……………三六
- (四) SCAPの「九原則」具体化案……………三七
- 二 ドッジ・ライン……………三五九
- (一) ドッジの構想……………三五九

第五章 「安定政策」と金融……………三六九

第一節 「九原則」発動時の情勢と対策……………三六九

- 一 ドッジ・ラインの金融的意味……………三六九
- (一) 二四年前半の金融情勢……………三七〇
- (二) 財界の要望……………三七五
- 二 滞貨と企業整理……………三八一
- (一) 在庫金融の必要性……………三八一
- (二) 企業整理の状況……………三八一

第二節 資金供給政策の発動……………三六七

- 一 高率適用政策と金利政策……………三六七
- (一) 高率適用の屈折……………三六七
- (二) 市中金利の動向……………三九三

二 応急対策の実施……………三九五

- (一) 政府指定預金……………三九五
- (二) 証券金融と繋ぎ融資……………三九九
- (三) スタンプ手形の適用範囲拡大など……………四〇一

第三節 資金供給の本格化……………四〇七

一 第一・四半期の金融情勢……………四〇七

- 二 「金詰り緩和方策」の提案……………四一〇
- (一) 金繰り緩和方策……………四一〇
- (二) 日本銀行のオペレーションと貸出……………四一三
- (三) 預金部資金の活用……………四一五

第四節 昭和二五年上半期の金融政策……………四二七

一 昭和二五年一―三月の情勢と対策……………四二七

- 二 昭和二五年度の金融政策……………四三三
- (一) 対策の立案……………四三三
- (二) 二五年四月の金融政策転換……………四四〇

第五節 金融緩和政策の帰結……………四四六

- (一) デイス・インフレーション……………四四六

第六章 朝鮮戦争期の金融

第一節 戦争勃発と金融

- 一 経済・金融情勢の変化……………四七三
- (一) 戦争と市況……………四七三
- (二) 金融施策の策定……………四八二
- 二 外貨流入と金融緩和……………四九二
- (一) 外国為替収支の推移……………四九二
- (二) 外国為替貸付制度……………四九三

第二節 金融政策の「正常化」

- 一 金利体系問題……………五〇二
- 二 資本蓄積のための金融政策の提案……………五〇七

第三節 ブーム下の金融

- 一 ブーム下の金融調節……………五三三
- (一) 高率適用の再強化……………五三三

(二) 資金循環の状況……………四六七

四七三

四七三

政府関係金融

第四節 政策効果

- 一 政策の効果……………五〇五
- 二 資金循環……………五二〇

二 「日米経済協力」と金融政策

- (一) 買オペレーションの抑制……………五三八
- (二) 二六年上半期の金融情勢……………五三〇
- (三) マーカット声明……………五四八
- (四) 「新経済政策」の立案……………五五〇
- (五) 日本銀行のインフレーション抑制案……………五五三
- (六) 大蔵省の引締め論……………五六三

三 引締政策の発動

- (一) 引締への経緯……………五七七
- (二) 「今後における金融政策の大綱」……………五八五
- (三) 引締政策の発動……………五九三

第四節 政策効果

- 一 政策の効果……………五〇五
- 二 資金循環……………五二〇

五〇五

政府関係金融

第一章 復興金融金庫

六三三

第一節 復興金融金庫の設立過程……………六三三

一 復金構想の展開……………六三三

二 日本興業銀行「復興金融部」の設置と特別融資の展開……………六三七

三 復興金融金庫の設立……………六三一

第二節 復興金融金庫の活動(設立からドッジ・ラインまで)……………六三三

一 融資活動……………六四三

(一) 概況……………六四三

(二) 業種別貸出の動向……………六四四

(三) 赤字融資の展開……………六七〇

(四) 融資の仕組みと条件……………六七三

二 資金調達……………六七六

(一) 政府出資……………六七六

(二) 復興金融債券(復金債)発行と消化……………六七八

第三節 復興金融金庫の整理過程……………六九八

一 復金整理の構想と背景……………六九八

二 融資活動の停止……………七〇五

三 貸出金の管理回収……………七一五

四 復金解散と日本開発銀行への承継……………七二四

第二章 特殊金融……………七五五

第一節 特殊金融機関の再編成と政策金融……………七五五

- 一 四金庫の改組……………七五五
- 二 特殊金融機関構想の展開……………七五五

第二節 国民金融公庫……………七六三

- 一 庶民金庫の再建整備と解散……………七六二
- 二 恩給金庫の再建整備と解散……………八〇〇
- 三 国民金融公庫の設立……………八〇三
- 四 国民金融公庫の初期の経営上の性格……………八二二

第三節 住宅金融公庫……………八三〇

- 一 戦後の住宅事情と住宅金融政策……………八三〇
- 二 住宅金融公庫設立構想の展開……………八三四

付属資料……………八五五

統計・図目次

金融政策

表 1-1	資金統合銀行の貸借対照表	一〇
表 1-2	全国銀行の特殊預金残高の推移	一三
表 1-3	戦時金融統計主要指標	二〇
表 1-4	会社企業計画資本	二三
表 1-5	政府資金撤布・市中資金引揚と銀行券増減	三三
表 1-6	昭和一九年一月以後昭和二一年五月までの臨時軍事費支出状況	三七
表 1-7	政府資金撤布・市中資金引揚と銀行券増減	三六
表 2-1	全国銀行預金貸出金残高の推移	三七
表 2-2	旧日銀券回収高	一〇二
表 2-3	日本銀行券発行高の推移	一〇三
表 2-4	昭和二一年三〇八月間の全国銀行主要勘定	一〇
表 2-5	全国銀行自由預金封鎖預金残高	一〇九
表 2-6	全国銀行第一封鎖預金増減状況	一一〇
表 2-7	資金放出吸収実績表	一一三
表 2-8	日銀券の発行経路	一一四
表 2-9	金融機関貸出・預貯金増減状況	一一四
表 2-10	全国銀行第一封鎖預金払戻額	一五五
表 2-11	全国銀行新規貸出額	一五五
表 2-12	部門別新円滞溜状況	一五六
表 2-13	地域別旧円回収高・新円滞溜高	一五六
表 3-1	産業順位別貸出・回収・純増額	二〇四
表 3-2	昭和二二年度総合資金需給計画と実績	二〇
表 3-3	昭和二二年度四半期別産業資金計画	二二三
表 3-4	全国銀行の財政資金および産業資金融資状況	二四
表 3-5	農業手形制度のおもな改正の要点	二六三
表 3-6	昭和二三年度年間総合資金需給見込	二六九
表 3-7	昭和二三年度四半期別資金需給見込および実績	二七〇
表 3-8	資金放出吸収実績表(表2-7のつづき)	二七六
表 3-9	日本銀行券発行の経路(表2-8のつづき)	二七八
表 3-10	金融機関貸出・預貯金増減状況	二八〇
表 3-11	生産指数と通貨発行高指数	二八二
表 4-1	日本経済自立計画の目標数字	三三〇
表 4-2	年度別総合財政収支表	三六二
表 4-3	収入超過額流出先	三六六

表 5-1	昭和二三年度・二四年度の資金需給の比較	三七〇
表 5-2	四半期別資金計画と実績	三七二
表 5-3	昭和二四年度総合資金計画(試算)	三七四
表 5-4-a	業種別金詰り実態調査	三八二
表 5-4-b	業種別滞貨累増状況調	三八三
表 5-4-c	業種別売掛金増加状況調	三八三
表 5-4-d	未払金増加状況調	三八三
表 5-4-e	買掛金増加状況調	三八三
表 5-5	政府内地指定預金の推移	四〇〇
表 5-6	復金債市中償還月別表	四〇一
表 5-7	日銀の割引手形の推移	四〇三
表 5-8	資金使途別スタンプ手形押捺高一覧	四〇四
表 5-9	昭和二四年六月以降月別債券・国債買入金 融操作一覧	四〇八
表 5-10	日銀の対民間貸出の増減	四三三
表 5-11	金融機関の対日銀取引	四三三
表 5-12	預金部資金運用概況	四三五
表 5-13	日銀貸出の内訳の変化	四四
表 5-14	昭和二五年中月別長期国債買入金融操作一 覧表	四四
表 5-15	地方債、社債発行高、株式払込高	四六〇
表 5-16	普通銀行主要勘定	四六二
表 5-17	日本銀行の資産勘定	四六四
表 5-18	国債所有者別調(額面)	四六六
表 5-19	資金放出吸収実績表	四六八
表 5-20	金融機関別預貯金、貸出、社債株式保有状況	四七〇
表 6-1	週間卸売物価指数	四七四
表 6-2	輸出入品物価指数	四七八
表 6-3	昭和二五―二七年の主要経済指標	四八二
表 6-4	昭和二五上半期における日本銀行の信用 供給	四八八
表 6-5	オーバー・ローンの激化	四八八
表 6-6	外国為替月別受払	四九四
表 6-7	外国為替特別会計収支実績(昭和二五年度)	四九六
表 6-8	外国為替資金収支実績(昭和二六年度)	四九七
表 6-9	外国為替貸付残高および別口外国為替貸付 承認額	四九九
表 6-10	金利体系の変遷	五〇三
表 6-11	昭和二六年中月別長期国債買入金融操作	五〇八
表 6-12-1	産業資金供給(増減)状況(一)	五三四
表 6-12-2	産業資金供給(増減)状況(二)	五三六
表 6-13-1	産業資金供給状況(一)	五三六
表 6-13-2	産業資金供給状況(二)	五三六
表 6-14-1	資金放出吸収実績表(一)	五〇六
表 6-14-2	資金放出吸収実績表(二)	五〇八
表 6-14-3	資金放出吸収実績表(三)	五二〇

表 6-15 国庫財政資金対民間受払超過額……………六二二

表 6-16 金融機関貸出増減状況……………六二四

表 6-17 金融機関別預貯金増減状況……………六二六

表 6-18 金融機関保有社債株式現在高および増減状況……………六二八

図 2-1 卸売物価の動向……………二一六

図 2-2 消費者物価指数(全都市)……………二一五

図 2-3 東京消費財需物価指数……………二一〇

図 2-4 品目別指数……………二〇一

図 2-5 生産財需物価指数(東京)……………二〇二

図 2-6 生産財需物価指数(東京)……………二〇三

図 6-1 主要商品価格内外比較……………一七六

政府関係金融

表 1-1 復興金融部貸出残高……………三〇〇

表 1-2 復興金融部最終貸出残高使途別・業種別内訳……………三〇〇

表 1-3 日銀の興銀特別融資手形担保貸付の推移……………三〇三

表 1-4 復興金融部の推移と全国銀行貸出の比較……………三〇四

表 1-5 復興金融庫の業種別融資の推移……………三〇六

表 1-6 復興金融庫の石炭鉱業融資残高……………三〇六

表 1-7 石炭生産の推移……………三〇八

表 1-8 復興金融庫の電力業融資残高の推移……………三〇八

表 1-9 電力設備資金の調達……………三〇〇

表 1-10 発電量の推移……………三〇〇

表 1-11 復興金融庫の化学肥料工業への融資……………三〇三

表 1-12 設備資金調達先の内訳(昭和二四年三月末)……………三〇三

表 1-13 復金債務保証の状況……………三〇四

表 1-14 化学肥料の生産高の推移……………三〇四

表 1-15 鉄鋼生産、鉄鉱石供給、配炭量の推移……………三〇五

表 1-16 復興金融庫の鉄鋼業への融資……………三〇六

表 1-17 復興金融庫の繊維工業に対する融資の推移……………三〇六

表 1-18 繊維工業への融資に占める復興金融庫の比重……………三〇六

表 1-19 復興金融庫の海運業への融資……………三〇六

表 1-20 水産業に対する復金融資の推移……………三〇六

表 1-21 業種別中小企業融資残高(昭和二四年三月末)……………三〇六

表 1-22 規模別融資残高(昭和二四年三月末)……………三〇六

表 1-23 中小企業代理貸と損失補償融資残高(昭和二四年三月末)……………三〇六

表 1-24 復興金融庫の公団融資残高……………三〇六

表 1-25 復興金融庫の公団別融資残高……………三〇六

表 1-26 船舶公団の営業実績……………三〇六

表 1-27 赤字融資残高(昭和二三年一二月末)……………三〇七

表 1-28 復金貸出基準利率の推移……………三〇七

表 1-29 業種別基準利率……………三〇七

表 1-30 復興金融庫資本金額の推移……………三〇七

表 1-31 政府出資額の推移……………三〇七

表 1-32 復金主要資産・負債内容……………三〇九

表 1-33 復興金融債券の発行状況……………三〇〇

表 1-34 復興金融債券の消化状況……………三〇〇

表 1-35 年別公社債発行高……………三〇二

表 1-36 復興金融債券の発行・償還高……………三〇二

表 1-37 日本銀行券発行と復興金融債券の関係……………三〇二

表 1-38 復興金融庫昭和二四、二五年度予算……………三〇六

表 1-39 昭和二四年度中の主要業種別回収状況……………三〇六

表 1-40 昭和二四年度復金債の償還状況……………三〇六

表 1-41 復金債務保証残高と保証履行額の推移……………三〇八

表 1-42 復金の主要資産負債残高表(昭和二四年度)

表 1-43 復興金融庫による国庫納付金の推移……………三〇〇

表 1-44 復金融資の回収状況……………三〇三

表 1-45 開発銀行が復金より承継した権利義務の内容……………三〇五

表 2-1 特殊金融資金の部門別所要額と査定額……………三〇六

表 2-2-1 庶民金庫第一三回事業年度貸借対照表……………三〇三

表 2-2-2 庶民金庫第一三回事業年度損益計算書……………三〇四

表 2-3 庶民金庫貸借対照表……………三〇六

表 2-4 庶民金庫の処理方法書……………三〇八

表 2-5 庶民金庫新旧勘定合併後の貸借対照表……………三〇九

表 2-6 庶民金庫予算案……………三〇九

表 2-7 庶民金庫最終貸借対照表……………三〇九

表 2-8 住宅の建設・復旧についての預金部地方資金の申請……………三〇三

表 2-9 預金部資金の住宅建設への融資計画……………三〇六

表 2-10 住宅建設資金五カ年計画(案)……………三〇三

図 2-1 住宅建設状況(昭和二二年一月―三三年八月)……………三〇九

金融政策

第一章 戦後 処置

第一節 戦時金融統制

太平洋戦争中、日本経済は戦争遂行の一点に向けて動員され、敗戦によって突然崩壊の余儀なきに至った。戦後の金融が戦前からの諸条件を背負って出発したものである以上、はじめに終戦当時の金融政策の実態について展望し、それがどのように処理され、あるいは戦後にひきつがれたかを考えることにしよう。

一 戦時金融統制の概要

(一) 臨時資金調整法

昭和十二年七月日華事変が勃発すると、政府は同年九月「臨時資金調整法」を公布し、資金統制を実現した。⁽¹⁾その内容は、(1)事業資金の調整（金融機関、企業の双方に対して）、(2)時局産業に対する積極的な資金供給（不急不要産

業に対する資金流入の抑制)、(3)興業債券の優遇、(4)貯蓄債券・報国債券の発行、および、(5)その目的に資するため
の調整、の五つの部分に分かれていたが、その主たる目的は、第一の資金調整(統制)と第二の政策的な資金配分の
二つの面にあったのはもちろんである。そのため、最高機関として首相を会長とする臨時資金調整委員会、個別問題
の処理のために臨時資金審査委員会が設けられ、実務には、新設された日本銀行の資金調整局があつた。資金調整
のためには「事業資金調整規程」が作られ、事業の種類に応じて、原則的に設備資金申請を認許可される部門(甲)、
ケースにより判断される部門(乙)、原則的に許可されない部門(丙)に分かれた。甲は軍需産業、原料産業、設
備投資関係産業等を網羅していた。

この法律は一三年八月以後繰り返し改正されて、一層その適用範囲を拡大し、統制をきびしくして、戦時金融統制
の中心的機能を果たしたのであつた。

(二) 銀行等資金運用令

昭和一五年一〇月には、「銀行等資金運用令」が「国家総動員法」第一条にもとづいて制定された。「臨時資金
調整法」は、設備資金のみを対象としていたため、流動資金を設備資金に流用したり投機思惑に利用したりするもの
が出る一方、中小企業等が設備資金に困るなどの事態が生じたため、流動資金をも統制することを目的としたもので
ある。その内容は、一定限度以上の金額の流動資金(運転資金および株式買入れ、寄付金、旧債償還資金など、概し
て臨時的な特殊用途資金の総称)についても、貸出のさいに許可を要することとされた。その限度は、ほぼ前年の実
績に見合つて定められることになつていた。これによつて、株式投機などに向けられる資金は、大きな打撃を受け
た。

昭和一四年以降、新たに国家資金計画が策定されるようになった。それは、物資動員計画、貿易計画、労務動員計
画、交通電力動員計画等をふくむ国家総動員計画の一環であつて、資金を総合的な立場から配分する目的のために作
成されたのであつたが、「物動」のような規制力をもつことができず、現実には一応のめやすとして機能した程度に
とどまつた。

なお一層強力な統制手段としては、日本興業銀行を通ずる命令融資制度がある。臨時資金調整法により、興銀債の
発行限度は従来の五億円に対し新たに五億円追加され、その元利支払が政府によつて保証されて資金量が拡大したば
かりでなく、シンジケート団を通じて流入した日銀資金や預金部資金も興銀を窓口として軍需産業に流入した。つい
で、昭和一四年興銀は増資(資本金五〇〇〇万円を二億円に増資、四分の一払込)を行ない、興銀債発行限度は払込
額の一〇倍の三億七五〇〇万円に拡張された。そして一四年四月には、国家総動員法第一条にもとづく「会社利益
配当及資金融通令」により、興銀に対して産業資金の融資を命令することができることになり、一四年七月に中島飛
行機に対する融資命令が出されたのを皮切りに、一四年度一・二億円、一五年度三・一億円、一六年度一・五億円
の融資が興銀に命令され、さらに一五年一〇月の銀行等資金運用令では、「興銀」に限らず「銀行」に対し、「産業資
金」に限らず資金の融資などを命令することになった。かくて命令融資は一層拡大され、興銀がこれに
対し消極的態度をとるや、一七年四月「戦時金融金庫」が創設され、その金庫に対しては、包括的損失補償が与えら
れて、以後の緊急な貸付の大部分がそこに集中されることになった。

また、昭和一五年当時から、市中銀行は時局に対する警戒と、設備資金の長期性のための貸出の固定化の防止
と、貸出規模の膨大化へのおそれなどから消極的な融資態度をとるようになり、資金供給は窮屈になつた。そこで登

場したのが共同融資の方式であり、興銀その他が幹事銀行となって大銀行の共同融資団ないし、融資シンジケート団が組織され、機を見て社債にふりかえて回収するという手段がとられるようになっていった。一六年八月には一〇大普通銀行（一二月に五大信託会社参加）により時局共同融資団が結成され、市中銀行が共同して産業金融にあたることになったのである。

（三）日本銀行法改正と戦時金融金庫等の創立

太平洋戦争の勃発とともに統制はさらに強化された。その出発は「日本銀行法改正」（昭和一七年二月）であって、その要点は次の三点に要約されよう。第一に、日本銀行の任務を「国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル」ために「国家ノ政策ニ即シ」て通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成にあたることと定め、その運営も「国家目的ノ達成ヲ使命トシテ」行なうことと定義したことである。これによって、日銀が通貨政策の面で政府に対して保持してきた相対的独自性は否定された。これにともない役員人事も政府の権限となり、公定歩合その他の決定にも大蔵省の認可を要することになった。第二に、日本銀行の業務のうち、従来の商業金融中心の体制から産業金融への進出を含ましめることにしたこと、政府に対する無担保貸付と国債の応募引受を明記したことである。これによって、日銀は無制限に政府資金を供給することになった。第三に、通貨発行について、正貨保有との関係が完全に絶たれたことである。昭和六年一二月の金本位離脱以来事実において形成されてきた管理通貨制度は、このときに法制的に確立したのであった。以上の日銀法改正は、日本銀行が戦時の緊急性の前に政府に従属するに至ったともみられるが、他方日銀が金融の全体に対して業務を拡張し統制力を強化した側面をももっていたのである。その後者の側面を明瞭ならしめたのが、同年四月の金融統制体制の樹立であった。

これより先昭和一五年九月、金融機関の連絡機関として全国金融協議会が創設されていたし、一六年七月には「財政金融基本方策要綱」が決定され、財政金融の「新体制」構想が明らかにされていたが、そのなかに日本銀行を中核として金融機関の組織体を結成させる方針が盛られ、それにもとづいて一七年五月全国金融統制会をはじめ、業態別統制会、地方金融協議会、短資業統制組合の四種類の団体が結成され、金融統制の組織が完成した。全国金融統制会の正副会長には日本銀行の総裁、副総裁があたり、日本銀行には資金調整局が設けられて、統制会の事務にあたることになった。日本銀行は、このルートを通じて金融機関の統制を行なうことになったのである。その業務は、会員たる金融機関や統制会から資金計画を徴収してそれについて変更を命じたり指示をしたりすることをはじめ、国債その他の国策に即応する有価証券への投資について指導統制を行なうこと、共同融資の指導幹旋、金利の統制などをふくんでいた。これらの仕事のうち重要なものとしては、さきの時局共同融資団の仕事が全国金融統制会にひきつがれ、地方銀行なども加えて共同融資を推進したことであった。

この時期にはまた、南方開発金庫（昭和一七年三月）、戦時金融金庫（昭和一七年四月）がそれぞれ創立された。南方開発金庫は「現地において臨時軍事費から軍票をもって借入れを行ない、これを資源開発事業の担当者に貸付け、あるいは現地日本側銀行への融資を通じて業者に貸付ける操作をすること」、および、「軍票のインフレ化を防止すること」、さらに「将来各地域に中央発券銀行を設立して円を基礎とする通貨を発行させ」、これによって軍票を切り替えてゆくことが任務であった。⁽²⁾ また戦時金融金庫は、営利性を離れて時局の要請にこたえるような金融機関として、「戦時ニ際シ生産拡充及産業再編成等ノ為必要ナル資金ニシテ従来ノ金融機関等ヨリ調達ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有価証券ノ市価安定ヲ図ル」ことを目的とし、資本金三億円（うち政府出資二億円）で発足した。そ

の主たる仕事は、銀行等資金運用令にもとづく命令融資をより大規模かつ急速に行なうことであり、創立から二〇年九月末までに三六・八億円を貸し出し、かたわら価格維持のために終戦時までに一六・六億円の有価証券を買い入れていた。

(四) 軍需融資指定金融機関制度

昭和一八年一〇月、「軍需会社法」が公布され、一二月施行された。これは、直接軍需品生産を行なっていて、指定を受けた軍需会社に対しては、企業は生産責任者を定めて、命令された生産を遂行し、企業従業員は徴用されたものと見なすというものである。その一方、一九年一月からは、「軍需会社ニ対スル資金融通ニ関スル要綱」(大蔵省)が発表され、「軍需融資指定金融機関制度」が発足した。それは原則として、軍需会社と金融機関とを原則として一社一行主義により直結し、指定軍需会社に対する金融は指定金融機関により「適時、簡易、迅速、且適切」に行なわれるようにすることを目的とするものである。指定軍需会社数は第一次指定一五〇社で、各社に対して一社または数社の金融機関が指定を受けた。しかし指定された金融機関だけでは金融を担当しきれないのはむしろ当然であったから、全国金融統制会の斡旋により資金の供給のためには軍需融資協力団を組織し、戦時金融金庫の債務保証または日本銀行の援助のもとに必要資金の供給をはかることとされたのである。それは、従来の共同融資方式を吸収し運用を大幅に改正したものであった。

なおこの制度は、当初においてはまったく行政措置として発足し、何らの法的根拠をもたなかったが、昭和二〇年一月、直接軍需品生産を行なっていない分野に対しても拡張され、「軍需充足会社令」が公布されたのと時を同じくして、「軍需金融等特別措置法」が制定され、指定の対象も大幅に拡大された。この結果、同法の適用を受ける事業は約三〇〇〇社(軍需会社約六九〇社、特別法人約六〇社、統制会社二三〇社、借入金一〇〇万円以上のものおよび軍需充足会社約二〇〇〇社)に達した。

この制度による貸出の実績は、二〇年一月現在で、指定会社五六四社について一九八億二八〇〇万円に達し、同制度発足当時の一四三億九三〇〇万円に比して五四億円あまりの増加となり、その総額は全国銀行貸出残高の約四〇%を占めるに至っていた。終戦時の数字は存在しないが、その規模がさらに拡大していたことは明らかであり、終戦時点の金融はこの制度を中心とするものに変質していたのである。

(五) 資金統合銀行の成立

昭和二〇年に入るころ、金融の状況は変貌した。財政支出その他の市中散布資金は、結局地方農村を通じて地方銀行、農業会、信用組合などに還流し、これら金融機関は軍需工業との結びつきも薄く、遊資の運用難におちいついた。二〇年三月、地方銀行七十七行は、大蔵省の斡旋で銀行法にもとづく資本金二〇〇〇万円(半額払込)の「共同融資銀行」を設立し、各銀行の遊資を預金その他の方法によりプールし、中央の大銀行などに一括投融資することにして四月一日から開業した。しかし、この銀行は地方銀行だけの機関であって、その規模、機動力も弱く、しかも当日日本銀行当局は地方銀行のこの種の進出を喜ばなかったもので、新たに「資金統合銀行」が五月一二日に設立され、五月一五日に開業した。「共同融資銀行」は当初「資金統合銀行」の株主となり、八月二一日同行に営業を譲渡して解散した。

資金統合銀行は軍需会社等に供給する資金をプールする目的で、日本銀行を最大の株主とし、その他都市大銀行、特殊銀行等を株主として創立された普通銀行である。会長は日銀副総裁で、実際には、日本銀行の別働隊として、所

表 1-1 資金統合銀行の貸借対照表(昭和20年9月30日現在)

資 産		負 債 ・ 資 本	
貸 付 金	8,509,874,589.90	借 入 金	4,678,149,589.90
手形貸付金	5,931,306,240.00	預 託 金	4,603,605,227.39
証書貸付金	62,840,472.69	当 座 預 金	14,142,715.73
軍需融資金	2,317,131,000.00	特 殊 預 金	571,700.00
特別融資金	170,615,978.28	当 座 借 越	29,888,370.15
当座貸越金	27,980,898.93	未 払 預 託 金 利 息	7,891,075.19
仮 払 金	15,264,205.88	未 払 借 入 金 利 息	10,311,295.60
未 払 込 資 本 金	25,000,000.00	未 経 過 手 形 貸 付 金 利 息	11,866,569.11
社 債	820,520,900.00	そ の 他	2,488,496.59
土 地 建 物	30,000.00	剩 余 金	2,837,524.12
当 座 預 金	41,062,868.00	資 本 金	50,000,000.00
計	9,411,752,563.78	計	9,411,752,563.78

出所：日本銀行資料による。

要の資金を各金融機関から預金などの形で吸収し、これを戦時金融金庫をはじめ各軍需金融機関に貸し付け、あるいは自ら指定金融機関となって軍需会社等に直接貸付を行ない、なお公社債の売買を行なうのがその業務であった。日本銀行としては、各金融機関から利付の資金を吸収する手段がなく、また貸付は長期にわたるので、日銀自体がこれにあたるのは好ましくないと考えたために、この種の機関の創立を便宜としたようである。

同行の活動期間は二〇年五月一日から九月三〇日の営業停止までの四カ月半にすぎなかったが、その間に指定金融機関に対する融資は五九億三一〇〇万円、自ら指定金融機関として行なった融資二三億一七〇〇万円、興銀債ほか社債保有八億二〇〇〇万円となっていた。営業停止当時の貸借対照表は表1-1のとおりである。

(六) 企業整備資金措置法その他

また当時の金融政策として、企業整備や戦争保険金等の支払にさいし、特殊の「現金の移動の伴わない」「特殊決済制度」が制定された。昭和一八年六月発表の「企業整備要綱」は、当時戦局

の推移にともない、生産力結集の目的から国が自ら計画して総合的に企業の再編成を行なおうとするもので、その要点は労務の供出、金属類の回収、設備転用などに寄与するところの大きい部門（繊維、食料品工業など）について整備を急速に行なわせ、その設備、資材、労力を戦力に直接関係ある部門に注入しようというのであって、一八年末までに完了する計画であった。そのさい、休廃止される企業の既存設備などの買収資金、転廃業者に対する共助金の交付などの資金は四七億円（設備代金三八億円、共助金六・六億円）と見込まれ、その支払が浮動購買力化すれば悪性インフレーションを引き起こす危険が大きかった。そこで、七月一五日実施の「企業整備資金措置法」の骨子は、この資金をそのまま長期据置の預金や借入金として購買力化させないことをねらいとし、この種資金の決済にあたり、債権者に対して次の五つの決済方法のいずれかを選択させようというのであった。

- 特殊預金 据置期間五年、年利三分八厘
- 政府特殊借入金 期間一〇年、年利三分六厘五毛
- 特殊金銭信託 期間五年、年利三分八厘
- 債務者特殊借入金（政府が元利を保証する） 期間一〇年、年利四分三厘
- 戦時金融金庫特殊借入金（政府が元利を保証する） 期間一〇年、年利四分三厘

この決済方法の例外は、設備の譲渡などの金額が一件三万円未満のとき、株式または出資の持分の譲渡価格が五万円未満のときなどに限られ、それ以外は期限前の償還、払戻し、譲渡、担保に供するなどはできなかった。ただし、旧債返還、退職手当の支給、納税、時局緊急産業への投資などの場合に限って、例外として債権の譲渡、担保差入れ、あるいは期限前の償還、払戻しがみとめられることとされていたのである。

特殊決済方式は、昭和一九年二月一四日、「臨時資金調整法」の改正（法律第一六号、三月一〇日勅令第一二二号により同施行令改正）にもとづいて、その適用範囲が拡大された。すなわち、政府は必要に応じ土地その他のものの売却代金、補償金その他の金銭債務につき支払われた金銭の処分に関し、必要な命令をなし、または企業整備資金措置法の特殊決済の方法により決済をなすべきことを命ずることができると規定したのである。とくに、ここにいう金銭債務の範囲は、土地その他資産の売却代金のほか、事業および事業に属する権利の売却代金、退職給与金その他一時的収入の性質を有する給付金にまで拡張され、債権者のみならず債務者に対しても特殊決済の方法の適用、国債などの交付・受領を命じうることとしたこと、政府の金銭債務についても特殊決済を適用しうることとしたこと、などが大きな変化であった。同施行令の改正によって特殊決済の対象として指定された債務は、次のごとくであった。

- (1) 防空法の規定による指定地区内の建築物を除却する場合（建物疎開）における譲渡代金の債務で一件の金額三〇〇〇〇円を超える部分
- (2) 防空上必要な空地の設定に関し指定地区内の建築物、土地を譲渡する場合における譲渡代金の債務で一件の金額三〇〇〇〇円を超える部分
- (3) 戦争特殊損害保険法による保険金の債務で一件の金額三〇〇〇円を超える部分
- (4) 会社の資本の減少による株主などに対する支払金の債務
- (5) 解散法人の残余財産分配金の債務

このようにして累積された「特殊決済制度」による支払は、金融機関の勘定の上では「特殊預金」と呼ばれ、昭和二〇年八月末には、全国銀行勘定についてみると一九一億九六〇〇万円に達するに至り、全預金中の比率は一八％に

表 1-2 全国銀行の特殊預金残高の推移
(単位：千円)

年 月	特殊預金	預金合計
昭和18年 7月	539	50,819,193
8	18,192	51,213,092
9	94,796	53,461,983
10	168,493	52,683,499
11	278,457	53,811,939
12	487,974	56,328,336
昭和19年 1月	559,325	56,176,991
2	708,148	57,504,349
3	1,024,165	60,625,790
4	1,216,204	61,579,926
5	1,558,285	63,726,653
6	1,787,814	65,680,192
7	2,138,863	68,014,342
8	2,497,034	69,515,165
9	2,773,000	72,718,937
10	3,013,842	73,261,387
11	3,216,332	74,708,191
12	3,484,403	77,926,726
昭和20年 1月	3,578,887	79,229,254
2	3,673,050	80,651,247
3	4,338,324	84,444,687
4	6,549,727	87,984,558
5	8,886,444	94,417,095
6	11,704,543	97,773,529
7	15,191,160	104,743,183
8	19,195,578	111,943,591

出所：日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』

近づくほどになった。

二 非常金融対策

(一) 太平洋戦争開戦直後の処置

太平洋戦争開戦とともに政府は「国家総動員法」第一一条の金融統制の規定（第七六議会により改正）を適用して、空襲等の非常事態にさいし、預金支払停止、資金供給停止、戦災被害による金融梗塞その他の事態を発生させること

なく、金融と信用の動揺を防止するための方針を声明した。「非常金融対策要綱」(大蔵大臣談)がそれである。その要点は、宇佐美誠次郎によって、次の四点に集約されている。⁽³⁾

- ① 金融機関の預金等支払資金融通に関する融資および債務保証命令
政府は、今後いかなる事態が起っても、絶対に預金の支払を制限しないのみか、必要があれば、日本銀行、朝鮮銀行、台湾銀行その他から積極的に支払資金を供給させ、また、銀行その他金融機関一般の預金債務支払を保証させること
- ② 戦災手形などの割引に関する融資命令
空襲などによって不渡手形となった手形に対して、日本銀行、朝鮮銀行および台湾銀行は、再割引などの方法により積極的に資金の融通を図ること
- ③ 緊急産業に対する金融的保護のための融通および債務保証命令
生産力拡充計画産業、軍需産業その他の緊急産業を営む事業会社が、戦時の影響を受けて、にわかに信用の低下をきたし、金融機関などから貸出金の回収を受ける場合には、興銀または勧銀にその貸出金の肩替りまたは保証を引き受けさせ、産業界の安定を図ること
- ④ 預金等便宜代払に関する引受命令
戦災地および避難地における生活費確保資金のための預金簡易払、爆撃を受けた被害地区内で、預金者が従来取引していた金融機関との連絡を断たれ、預金の引出しができなくなるような場合には、他の銀行その他の金融機関から一定額までの預金を引き出せるようにしたこと

この第一の点は、いかなる事態が起ってもモラトリアム等の発動を行なうことなく、預金支払を確保する、とし、また②と③とは、戦災により不渡となった手形に対して資金の融通を図り、あるいは緊急産業の金融を確保する

などの方針を定めたものである。以後昭和一九年までは、非常事態が発生しなかったために、この対策は実際には発動されることはなかった。

(二) 戦時非常金融対策措置要綱

一九年六月、アメリカ軍がマリアナ群島に侵攻したとき、政府は上記の「非常金融措置要綱」を基礎として「戦時非常金融対策措置要綱」と「戦時非常金融予備措置要綱」とを公布し、罹災者、疎開者等個人を対象とする金融措置を具体的に示した。その内容は、同じく宇佐美誠次郎の要約にしたがえば、次のとおりである。⁽⁴⁾

- ① 預金等の支払 政府は空襲等戦時災害に際し預金、貯金、保険金ともに絶対に支払の猶予、制限または停止を行うことはない。戦時災害が発生した場合に、必要があれば、従来、預金および貯金については、日本銀行がその支払を保証し、また、その支払に必要な資金を供給することになっているのであるが、今回、さらに保険金についても、必要に応じ、日本銀行が支払を保証し、かつ支払資金を供給することにした。
- ② 預金等の期限前支払 定期預金、金銭信託その他期限のある預金や貯金も、戦時災害者に対しては、各金融機関で便宜期限前払戻しに応ずることとなった。
- ③ 国民貯蓄組合貯金等の簡易払 戦時災害に際しては、罹災者が必要に応じ国民貯蓄組合の預金や貯金の払戻しを受ける場合には、組合長の印鑑がなくてもよいこととなった。
- ④ 預金等の便宜代払 戦時災害に際しては、戦災地区の金融機関に預けてある預金および貯金等については、広く預け先以外の銀行の店舗においても、一定の金額までは便宜支払に充当することとなっているのであるが、今回、その預金等の範囲を拡張し、定期預金、定期貯金、据置貯金、定期積金および国債貯金についても、これを行うこととし、また、内外地等の間においても行うこととなった。

⑤ 預金の預け先の簡易移換 戦時災害のため避難した者に対しては、移転先の銀行、信用組合または市町村農業会の店舗で簡易に、どこの銀行、信用組合または市町村農業会の預金や貯金でも移換をすることとなった。なお、これは疎開の場合等においても取り扱われる。

⑥ 国債および債券の買上限度引上げ 銀行および信託会社で扱う国債の買上限度は、平常、一人一日につき二百円であるが、戦時災害に際しては、罹災者に対し、一人一日につき千円に引き上げることとなった。また、銀行、信託会社および証券引受会社の扱う貯蓄債券および国債債券の買上限度は、戦時災害に際しては、罹災者に対して一人一日につき五十円から二百円に引き上げられることとなった。

⑦ 生計応急資金の供給 庶民金庫ならびにその代理店である無尽会社および信用組合では、戦時災害の罹災者で一時応急的に生計資金を必要とするものに対しては、所属隣組長、町内会部落会長、市区町村長または警察署長（派出所を含む）の罹災証明書があれば、一世帯につき五百円の範囲内の生計応急資金（治療費を含む）を簡易迅速に融通することとなった。

⑧ 生命保険金の簡易払 戦時災害に際しては、罹災者の受け取るべき生命保険金の支払請求は、当該保険会社の本店、支店その他の営業所および代理店だけではなく、他の保険会社の営業所でも受け付けることとなった。また、右支払の請求をする場合、やむを得なければ、医師の死亡診断書等の正規の書類に代えて、所属の隣組長、町内会部落会長、市区町村長または警察署長（派出所を含む）の死亡証明書を添付すればよいこととなった。

さらに、至急支払を要する場合には、その保険会社の営業所（代理店を除く）では、保険金額の二割程度を迅速に内払することとなった。なお、生命保険証券担保貸出しおよび生命保険の解約についても、急を要する事情があれば、簡易に貸付または解約金の内払をすることとなった。

⑨ 保険料払込期限の延長 戦時災害に際しては、罹災者の生命保険料払込期限は、約款所定の猶予期間のほか、なお六ヶ月延長されることとなった。

⑩ 産業に対する金融対策

(一) 戦時災害によって緊要産業等が被害を受け、一時債務の弁済が困難となった場合には、金融機関では、事情がやむを得なければ、一時債務の回収を緩和するが、これに関連して、金融機関に対しては、罹災産業等が振り出した手形等には、日本銀行で、その申出に応じ再割引をすることとなっている。

(二) 緊要産業が、空襲その他、直接その責任でない原因のために信用の低下をきたし、これを放置すれば、経済界の不安をひき起しまたは戦力を低下せしめるおそれがある場合には、金融機関のこれらの緊要産業等に対する貸出金は、従来、日本興業銀行および日本勧業銀行で肩替りまたは保証することとなっていたが、今度、右の両銀行のほか、戦時金融金庫でも肩替りまたは保証することとなった。

(三) 戦時災害によって緊要産業等が損害をこうむった場合には、設備の復旧を迅速に行いよう、法令上便宜の措置を認めるとともに、その復旧資金の供給についても、取引銀行等で迅速適正に供給することとなった。また、戦時災害にあつて、緊要産業等で応急的に労賃支払のための資金等を必要とするときは、取引銀行等で迅速適正に供給することとし、法令上の手続についても便宜の取扱をすることとなった。

右のような復旧資金その他の応急資金の供給について必要があれば、戦時金融金庫、日本興業銀行および日本勧業銀行で、直接、緊要産業等に対する貸出金の保証をすることとなった。

(四) なお、軍需会社の地方工場等で、戦時災害のため、その指定金融機関から資金の供給を受けえない場合には、指定金融機関以外の銀行等から、一時所要の供給を受けてもさしつかえないこととなった。

⑪ 証券対策

(一) 株価の急激な変動に備え、必要に応じ、日本証券取引所に随時証拠金操作および現品提供等の措置をとらせるとともに、事態に応じ、戦時金融金庫または日本証券取引所に随時強力にその機能を發揮させ、株価安定に努めさせることとし

表 1-3 戦時金融統

年 月	日本銀行 券月末 発行高	日本銀行主要勘定抜萃(月末)				銀行・信託・預金部計	
		政 府 預 金	其 他 預 金	貸出金	国債 其 他 証 券	預貯金	貸 出
12年 7月	1,580	282	74	644	780	20,365	11,907
12月	2,305	313	132	628	1,387	21,607	12,862
13年 6月	2,074	276	117	481	1,298	23,554	13,139
12月	2,755	307	131	509	1,841	25,958	13,129
14年 6月	2,523	524	136	504	1,758	28,962	14,837
12月	3,679	561	162	1,065	2,419	33,592	17,269
15年 6月	3,597	596	152	946	2,547	37,195	18,947
12月	4,777	754	229	819	3,949	42,040	20,779
16年 6月	4,247	798	341	573	3,847	46,740	21,109
12月	5,979	824	446	904	5,340	51,098	23,558
17年 6月	5,545	1,215	395	244	5,720	57,953	24,916
12月	7,149	2,021	658	1,927	5,842	64,149	27,571
18年 6月	7,364	2,404	578	1,749	6,652	72,585	30,531
12月	10,266	2,678	1,131	3,742	7,476	80,400	36,301
19年 6月	12,323	3,207	1,159	4,153	9,210	95,212	44,865
12月	17,746	4,514	1,913	9,044	9,556	112,926	56,445
20年 6月	26,181	7,538	3,705	23,633	7,359	140,389	71,593
8月	42,300	11,184	4,282	30,451	8,741	156,968	81,006

出所：日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』昭和22年，より引用。一部は筆者

(注) * 20年3月の計数。

** 5大都市銀行のみの計数。

計 主 要 指 標

(単位：百万円)

の主要勘定 保 有 国 債	(うち) 銀行の主要勘定			全国銀行の 貸出金の形 うち手形証 書貸付の 比率	金融機関貸出 金 残 高 中		六大都市 銀行貸出 金中無担 保分の比
	預貯金	貸 出	保 有 国 債		工業への 貸出の率	金属機械 器具兵器 化学工業 への貸出 の比率	
6,224	14,646	10,278	3,919	(%) 70.9	(%) —	(%) —	(%) —
6,473	15,747	11,012	3,986	67.5	—	—	—
8,001	17,308	11,327	4,989	68.0	—	—	—
9,200	19,117	11,223	5,767	68.8	—	—	—
10,924	21,354	12,962	6,807	69.1	—	—	—
12,524	25,091	15,038	7,573	67.9	—	—	—
14,488	27,492	16,534	8,680	67.1	40.8	24.4	**52.3
16,415	31,190	18,371	9,624	68.8	42.8	26.0	**53.3
19,219	34,521	18,649	11,791	69.6	43.9	29.0	53.1
21,374	37,801	20,985	12,885	67.6	43.9	29.8	55.3
25,666	42,422	22,447	15,485	68.8	44.3	31.3	56.3
29,873	46,569	24,857	18,184	68.9	45.7	31.9	58.2
36,008	51,882	27,499	21,456	82.6	46.3	33.6	60.6
41,451	56,328	32,354	24,085	84.0	47.1	34.9	66.1
49,720	65,680	40,318	27,775	84.8	49.7	39.7	—
60,040	77,927	51,154	32,995	87.1	48.0	39.5	—
72,207	97,774	65,208	39,103	88.5	* 51.6	* 43.7	—
76,667	111,944	74,616	41,273	89.8	—	—	—

算出。

表 1-4 会社企業計画資本 (単位：百万円)

年 月	新 設	増 設	計	社 債	合 計
12年7月—12月	1,030	646	1,676	19	1,695
13 年	1,692	1,799	3,491	561	4,052
14 年	2,763	1,686	4,448	1,186	5,635
15 年	1,180	2,521	3,700	1,202	4,902
16 年	1,609	1,467	3,076	1,699	4,775
17 年	2,279	1,850	4,129	2,228	6,357
18 年	3,081	4,139	7,221	2,076	9,296
19 年	2,370	3,846	6,216	2,905	9,122
20年1月—8月	480	2,485	2,965	1,931	4,896

出所：表1-3に同じ。

表 1-5 政府資金撒布・市中資金引揚と銀行券増減 (単位：百万円)

年 月	政府資金 支払超過 額	日銀代理 店預金増 減	日銀公債 対民間売 却超過額	日銀民間 預金増減	日銀民間 貸出増減	差引民間 資金増減	銀行券 増 減
12年7月—12月	1,285	27	△ 321	△ 53	120	1,058	664
13 年	4,734	56	△ 3,999	1	△ 119	673	450
14 年	5,334	85	△ 4,657	△ 31	573	1,304	924
15 年	4,651	103	△ 3,136	△ 67	△ 246	1,304	1,098
16 年	7,769	185	△ 6,515	△ 207	85	1,318	1,201
17 年	9,634	462	△ 9,053	△ 213	1,274	2,105	1,170
18 年	10,743	1,234	△ 9,250	△ 473	1,815	4,069	3,117
19 年	16,244	1,925	△ 13,743	△ 782	5,301	8,946	7,480
20年1月—8月	13,226	11,134	△ 14,100	△ 1,869	21,408	29,799	24,554

出所：表1-3と同じ。

(注) △ は引揚超過。

第三に、こうして蓄積された購買力が出動すれば、インフレーションが爆発することも、明らかな事実であった。戦時という制約がはたらいっているかぎりは一応の抑止力が存在しえたにせよ、すでにヤミ価格は刻々と上昇してきて

いる。敗戦はまさにそのような状況のもとで、少なくとも一般の国民にとっては突如として決定されたのである。

- (1) 『昭和財政史Ⅻ、金融(下)』(宇佐美誠次郎執筆)、六七—八七ページ。
- (2) 『昭和財政史Ⅳ、臨時軍事費』(宇佐美誠次郎執筆)、三二—四四ページ。
- (3) 『昭和財政史Ⅻ、金融(下)』、三八〇—八三ページ。
- (4) 同上書、三八四—八八ページ。
- (5) 『朝日新聞』昭和二〇年七月二一日付。

第二節 日本側の戦後措置

一 敗戦と通貨膨張

(一) 通貨の増発

昭和二〇年八月一四日、日本はポツダム宣言を受諾して戦争は敗北に終わった。これが発表された八月一五日、鈴木内閣の蔵相広瀬豊作はとくに談話を発表して、次のように述べた。⁽¹⁾

皇国は正に創史以来最も困難なる事態に直面するに至つたのであるが、我国経済の今後に処すべき途はその秩序をあくまで維持し、国民生活の安定を図り、経済の速かなる復興を期するにある、政府はこれがため必要なる通貨金融方策についてはあらゆる努力を致す決意である

- 一、預貯金等については責任を以てその安全を確保し、支払制限（モラトリウム）の如き措置は絶対にとらない
 - 二、食糧の増産その他国民生活の安定確保ならびに戦災者の更生復活に要する資金に付ては積極的な供給を図る
 - 三、重要産業の転換に必要なる資金の供給は確保するとともに転換に伴ふ債権債務の適切な整理調整を図る
 - 四、通貨の信用を維持するためインフレ防止に関する強力なる措置を講じ、これが貫徹を図る
- 国民諸君は現実の事態を正視し、国家の諸施策に対する十全の理解を持ち堅忍自重沈着冷静に刻下の難局に対処せられんことを切望してやまない次第である

つづいて成立した東久邇宮内閣の蔵相津島寿一も一七日記者会見を行なつて、大要次のように語つた。⁽²⁾

◇一般的心構 日本民族は決して滅びない、今迄の不健全、不純物を取除き均衡のとれた新日本を建設する、新しい時代への出発といふ心構へで仕事にかかり度いと思つてをる

◇インフレ問題 インフレは戦争終結の直後乃至数年後に激発するを普通とする、従つて、今日直に適切な対策を徹底的に行へばある程度防衛出来るであらう、一番大切なのはこれに対する国民の全面的協力であり、政府も全省を挙げて施策をこれに集中する事が肝要である、私としては戦災者の救援衣の補填、住の再建、食の充実といふ国民生活の安定に先づ全力を注ぎたい、従つて金融部面においてもこの方面へ資金を注入するやう極力を致すはもちろんである

生活物資が生産されるための資金放出であればこれは決してインフレにはならないであらう、資金吸収が依然必要なるは論を俟たぬが、これは遊休物資或は貯蔵品等未活用物資を活用して行く方針で目下想を練つてをる

◇預貯金等の保護 預貯金等の保護はもつとも緊要でモラトリウムのごときは絶対執らない、今後金融機関も要員の復員を図る等充実を期するから、国民は安心して国家が背景となつてをる金融機関を信用して貰ひ度い

◇国際経済 今後為替、通貨、一般経済ともに国際経済の関係部門が頗る重要となるが、これには内外の情勢と睨み合はせて随時適切な策を施し度い

◇官民の一体化 従来屢々提唱されたにも拘らず官民の一体化は十全とは行かなかつた様であるが、今後は真に一体となりこの難局を乗り切つて行きたい、民間に新しき構想、意見があればどん／＼政府に申し入れて政府と共にやつて行きたい（ゴックは原文——引用者）

しかし実態は、必ずしもこの種の声明を信するものばかりではなかつた。「最近銀行預金が引出せなくなるといふ根も葉もない噂が街に拡がり各銀行に預金を下げようと多数行列を作つてゐる、某銀行では一五日の午前中預金を下

表 1-6 昭和19年1月以後昭和21年5月までの臨時軍事費支出状況

(単位：千円)

年 月	支出額	年 月	支出額	年 月	支出額
昭 19. 1	2,026,725	昭 20. 1	2,156,400	昭 21. 1	373,379
2	2,615,813	2	10,585,966	2	282,816
3	3,829,593	3	6,537,087	3	(-) 431,216
小計(1~3)	8,472,131	小計(1~3)	19,279,453	小計(1~3)	224,979
4	4,319,994	4	6,531,591	4	(-) 814,332
5	5,107,953	5	2,709,217	5	(-) 564,890
6	4,771,803	6	6,632,872	小計(1~5)	(-)1,154,244
7	6,224,442	7	6,307,851		
8	5,151,645	8	9,734,346		
9	8,292,227	9	4,651,869		
10	4,224,008	10	2,120,155		
11	9,169,089	11	2,594,090		
12	8,449,613	12	1,219,814		
計(1~12)	64,182,905	計(1~12)	*61,673,258		

出所：高石末吉『覚書終戦財政始末』第3巻，622ページ。

- (注) 1. 日本銀行国庫局「日本銀行国庫金総括帳・月別支出額」により月々、臨時軍事費分として政府預貯金額から落とした金額を「支出額」として計上したものである。
2. 臨時軍事費は昭和21年2月28日で終結，同年5月31日限りで収支の経理を打ち切っていたので，この総括帳では，昭和21年6月以降の金額はすべて同年5月に「支出」されたものとして整理されている。
3. この場合「支出」とは，関係各省の支出官が，日本銀行本支店から小切手で現金を引き出し，あるいは資金前渡官吏に，その支出の可能を与えた金額をいう。
4. 表中(-)印の付けられてある金額は，臨時軍事費の戻入額を示す。
- * 1~12月分をプラス計算すると61,781,258千円となる。

判断している⁽⁵⁾。この種の支出は中央政府管理のもとに行なわれたものではなかったが、広い意味で終戦にともなう復員のため、もしくは軍需品の納入代金、仕掛品の生産中止に対する補償金等のために、支出が全国的に促進されたのである。

上記の事実までをふくめて日本銀行によって整理された表1-7「政府資金撤布、市中資金引揚と銀行券増減」(戦時中以来の形式を踏襲)は、臨軍費をもふくめた銀行券増発のゆえんを一応総合的に明らかにして

げる人で窓口が大混雑を示してゐたが正午の御詔勅を聞き潮が引くやうにこの人々がいなくなつたといふ⁽³⁾。政府が繰り返しモラトリアム等を行なわなないと声明し、また臨時軍事費の支払を急いだのは、こうして不安におののく民心を鎮静するためにもやむをえない一面をもっていたのであった。

八月中における通貨の急増については、九月に入つて日本銀行当局は次のように説明している⁽⁴⁾。「終戦の八月十五日以来月末までの半月間に発券高は約百二十億円、貸出高は約十億円に膨脹した。この内容を検討すると通貨膨脹額の約六割は国庫金関係の放出であり、残りの約四割が民間の資金需要によるものである。国庫金関係の支出は陸海軍航空兵器総局等より軍需会社に対する未払金の整理が相当巨額に行はれ、また陸海軍人等に対する復員手当金の支出等が主なるものである。他方民間における資金需要は (一)市中金融機関が終戦時の預金払出準備のため、多額の資金手当を行い、これを日銀借入金に仰いだこと (二)預金引出戦争保険金支払のため相当額の資金移動が行はれたこと (三)軍需会社のうちには終戦と同時に、従業員の解雇、債務の整理等のため相当の資金を必要としこれを金融機関からの借入に仰いだ事等の事情によるものであつて……。」

日本銀行資料によれば、臨時軍事費特別会計の対民間撒布超過額は、昭和二〇年八月約四八億円、九月約一四六億円、一〇月約三五億円、一一月約三七億円と四カ月間に二六五億円にのぼり、同年四月から七月までの四カ月間の約一〇一億円に比して約二倍半にのぼつた。

しかし正式には、終戦後は一二月一日までに臨軍費が「支出」されたのは九〇億五五〇〇万円にすぎず、二六五億円との差額一七五億円余(推算のしかたにより、一六〇~二〇〇億円と変動しうるが、かりにこの数字で考える)は、戦時中に「支出」されていながら日本銀行から「支払」われていなかった分が、この時期に支払われたものと、高石末吉は

表 1-7 政府資金撤布・市中資

年 月	政府資金支払または引揚 (△) 超過額			日本銀行国債対民間売却 (△) または買入超過額		
	一般会計	預金部	計	国債	短期証券	計
20年計	35,312,512	△6,326,012	28,986,500	△25,234,591	266,716	△24,967,875
20年1月	1,731,299	△1,527,348	203,951	△1,515,317	66,728	△1,448,589
2月	1,645,264	△657,047	988,217	△1,476,815	48,711	△1,428,104
3月	2,546,949	△856,617	1,690,332	△2,162,068	54,092	△2,107,976
4月	1,936,000	△540,000	1,396,000	△1,408,405	7,822	△1,400,583
5月	811,000	897,000	1,708,000	△2,017,961	40,228	△1,977,733
6月	2,089,000	△16,000	2,073,000	△2,208,278	0	△2,208,278
7月	1,302,000	△95,000	1,207,000	△2,084,630	0	△2,084,630
8月	4,070,000	△111,000	3,959,000	△1,367,598	△76,361	△1,443,959
9月	7,546,000	△959,000	6,587,000	△3,515,838	3,616	△3,512,222
10月	3,620,000	△1,272,000	2,348,000	△1,959,195	18,231	△1,940,964
11月	6,427,000	△928,000	5,499,000	△1,599,035	1,275	△1,597,760
12月	1,588,000	△261,000	1,327,000	△3,919,451	102,374	△3,817,077

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和21年12月、〔昭和21年版〕第一部（金
却 (△) 又は買入超過額は日本銀行営業局調、其他は日本銀行経理局調による。

- (注) 1. 政府資金支払又は引揚超過額の一般会計は政府一般当座預金をいい預
理勘定の当座預金合計である。一般会計はその他のすべての会計及び勘
定の収支を含まない。
2. 国債は日本銀行営業局「国債消化概況」により内蔵頭、戦時金融金庫、
が98円で売却されたものとみなす) を乗じて算出した。
3. 食料証券及び蚕糸証券は純売却額(額面)に0.996(額面100円のもの
が)
4. 民間預金は当座預金、他店借、内国為替決済金、海外預り金、海外為
替決済金である。
5. 民間貸出は割引手形第2別口割引手形、外国為替貸付金、他店貸、当座
貸、海外借款貸、海外為替決済貸、特別手形貸付、手形貸付、特別海外借款貸である。
含めた代理店勘定である。
6. 代理店預金は代理店保管金、海外代理店保管金、代理店特別保管金を

「通貨の状態と戦時中
における民需物資の需給状態
との間には相当の不均衡を
生じて居り、『インフれー
ション』の潜在的情勢が逐
次醸成せられつつあるは否
み難い」が、「政府の適切
なる施策と国民の決意努力
によりこれを阻止しうる
ものと確信する」。大局か
ら見れば、「前述の如く通

金引揚と銀行券増減

(単位：千円)

日本銀行対民間預金貸出			代理店預 金増減 (△)	差引民間 資金増減 (△)	銀行券 増減(△)
民間預金 増減(△)	民間貸出 増減(△)	計			
△1,746,533	28,905,409	27,158,876	7,942,909	39,120,411	37,694,638
768,132	970,036	1,738,168	359,367	852,897	△632,065
△344,363	1,150,641	806,278	1,040,828	1,407,219	726,892
△453,040	3,410,997	2,957,957	1,881,169	4,421,482	2,684,984
22,080	2,004,560	2,026,640	214,188	2,236,245	1,603,255
△539,773	1,055,304	515,531	△61,243	184,555	1,078,101
△745,121	5,997,467	5,252,346	187,383	5,304,452	2,974,002
260,512	13,601	274,113	1,896,566	1,293,049	2,275,131
△837,334	6,805,286	5,967,952	5,615,751	14,098,744	13,843,738
456,338	△6,720,250	△6,263,912	989,400	△2,199,734	△874,000
△507,082	2,575,475	2,068,393	△3,203,300	△727,871	1,762,300
833,875	3,384,912	4,218,787	△966,100	7,153,927	4,560,500
△660,757	8,257,380	7,596,623	△11,100	5,095,446	7,691,800

融財政)。政府資金支払又は引揚超過額は日本銀行国庫局調、日本銀行公債対民間売

金部は大蔵省預金部特別会計、預金部資金勘定、預金部利子資金勘定、預金部未整
定の当座預金の合計である。昭和18年5月以降当座預金収支には特定通貨当座預金

各種共済組合等を民間とした。計数は国債純売却額(額面)に0.98(額面100円のもの

99円60銭で売却されたものとみなす) を乗じて算出した。

替決済金である。

貸、海外借款貸、海外為替決済貸、特別手形貸付、手形貸付、特別海外借款貸である。
含めた代理店勘定である。

いる。それによれば、八、九
月期における政府の諸会計に
よる対民間支払超過は、一〇
五億円余にのぼった。ここで
も不審なのは、臨軍費支出は
表1-6では八月に集中して
いるのに、この表では政府の
「一般会計」(政府当座預金)か
らの支払はむしろ九月に多く
なっていることであるが、い
まはその突き合わせを行なう
ことはできない。とはいえ、
八月における民間資金の急増
は一カ月で実に一四一億円に
達し、これが戦後のインフレ
ーションの第一の原因となっ
たことは争いがたい事実であ

貨膨脹の主たる事由が甚大なる軍事費の支出を主体とせる政府歳出の増大と軍需生産資金の著増とであるのに対し、「戦争終結に伴ひ、将来此の種資金の放出は自ら阻止せらるるに至る」ので、「此の点よりすれば却つて所謂『デフレーション』の傾向を馴致するものとも謂ひ得る……。又復員其の他労務の転換に伴ふ労務過剰の形勢は自然今日迄物価騰貴の一大原因たる過当賃銀が合理的に是正せらるべきことをも期待しうる……。今後資金放出の縮減は相当大なるものがあるのみならず一方軍需産業の民需産業への転換は民需物資の軍用への供給減と相俟つて民需物資の供給を増加し、通貨と民需物資との不均衡は正に資する所大なるものがある」。大局的見地からみれば、「資金放出量は相当大なる縮減を見るべきは明かである……。今後適切なる施策を行うに於ては『インフレーション』の昂進を阻止し得るの状況に轉移し得るものと信ずる。」

インフレ対策の第一は、「国民全体が悪性『インフレーション』の惨害の如何に恐るべきものであるかと言うことに対し明確なる認識を有ち之が防止に対して堅き決意と強き覚悟とを以て、政府の施策に協力することである。第二は資金放出の面におけるインフレーション対策であり、財政支出の圧縮（実行予算の編成等）と産業資金供給の抑制である。「緊要欠くべからざる民需産業資金の供給は之を円滑順便ならしめ、以て民生安定、経済復興を急速実現するのは現下の事態に鑑み最も必要とする所である」が、「不急不要と認むべき事業資金の供給は極力之を抑止すると共に、既存設備並に資材の活用に対しては優先的考慮を払ふの要」がある。戦時中の資金放出の放漫さをあらためねばならない。

「軍需会社の債権債務処理」は刻下重要問題のひとつである。「差当り応急第一段の措置として指定軍需会社等の流動的債務を処理するの方針を樹て集中決済の方法を以て一面此等債務の処理を迅速ならしむると共に資金の使用を節約し、以て『インフレーション』阻止の一環施策に資する所あらしめた……。第二段の措置としては戦争に起因する軍需企業負担の処理等に付、(一)工場疎開費用の補償、経理特別対策に基づく補償、軍需会社法、国家総動員法等に基づく補償、戦争保険等戦時中に政府が企業に対して公約した諸種の国家補償の中戦争終結以前に係るものには成るべく速に総合的に交付方考慮し適宜措置する……。 (二)又戦争終結後の事態急変に伴つて企業に生じた経理上の不安に対しては、停頓状態に在る企業をして許容される範囲内に於て最大限度有効なる民需品の生産を速に開始せしむる為適當の方法に依り操業を促すと共に企業経理の安定を図る為価格政策の機宜なる運用を為す外特に止むを得ざる事情あるものに付ては経理上に於ても適當なる措置を考慮したい。」

第三は「資金吸収面に於ける『インフレーション』対策である。貯蓄の吸収のためには「預貯金の安全」確保が必要であり、「所謂『モラトリアム』の如きは絶対に実施せざる方針」である。株式市場の再開は速に行かないたい。

第四は物資部面における対策であり、「食糧其の他生活必需物資の生産配給の確保並に現有物資材の活用」である。第五は「労務及賃銀」の面の対策であり、民需重点産業への「労務の再配置」と「賃銀の適正化」が必要である。「昨年以來賃銀の統制は乱れ、労務の能率は減退し、生産費の増嵩、物価の騰貴等の一大要因を形成していたことは蔽ひ難き事実」であったが、「今や新事態に処する適正なる賃銀政策の確立に依りインフレを防止すべきである。第六は為替対策である。」

第一次大戦後のドイツにおける悪性インフレは戦後の特殊な条件のもとで発生したのであって、敗戦したからといって、ただちにこのような事態の「必至」を観念すべきではない。「平価切下」の名で預金、国債の表示価格を

切り下げたり、新紙幣を発行したりすることはない。

今後の施策として、第一に金融統制については、「以上の趣旨に則り政府は資金調整に付ての大綱方針を定め、国策の存する所を明示し、此の線に沿ひ金融機関は自律的運営に依り金融流通の円滑且敏活を図ると共に苟も放蕩なる経営に陥るが如きことを自粛防止し、又産業家との結合を密接ならしめ、之に協力するの態度を以て其の機能を發揮すべきものである」。「以上の趣旨に則り、(イ)差当り資金調整に付政府は其の大綱を定め刻下緊要とする優先的平和産業に対する資金調整の暫定基準を示し之が運営に付叙上の方針を明に」した(後に詳述する——引用者)。

「(ロ)又会社経理統制は価格統制の一環として特に賃金統制と関連を有する……が、……之を廃止する。」
第二に、金融統制団体は解散する。第三に、金融機関の公共性と国家的使命について責任観念を發揚すべきである。

以上の考え方は、当時の当局の考え方をとりまとめて表明したものと見て大きな意味があった。このうち、インフレについての見解と五カ条の対策については、九月一三日、蔵相はラジオを通じて全国に放送し、国民の協力をよびかけた。それは一面においてはむしろ当然な発想であったが、同時に終戦処理費の支出増加や政府の統制力の弛緩など戦後の新事態についての認識が不十分であった、との批判をまぬかれたいであろう。インフレーションは一〇月以降急激に進行したのであった。とくに敗戦後連合軍の駐屯費にあてるべき通貨は、日本側が提供することになったが、その予算がなかったため日本銀行が一時政府に代わって立替払をすることになったが、その額は二〇年二四億円に達した。以下に、この時期にとられたいくつかの政策について述べる。

二 戦時統制の改廃

戦争の終結にともない、戦時中の金融諸統制は急遽改変を余儀なくされることになった。その大要は次のようになりまとめることができよう。

(一) 資金統制暫定処理方針

八月一七日、大蔵省はとりあえず資金統制の暫定処理方針を決定した。その大要は、(1)民需物資の生産増強、軍需産業の民需産業転換のための資金供給、(2)産業資金貸付の回収、(3)臨時資金調整法にもとづく許認可については、上記の方針によって「資金調整暫定標準」を定め、株式払込の徴収、社債発行、会社の設立・合併、目的変更についても必要かつ可能なかぎり認め、迅速な処理を図るため臨時資金審査委員会または地方財務協議会への付議を不要にすること、などであった。⁽⁷⁾

昭和二十年八月十七日 財務局長あて大蔵省金融局長通牒

時局急変ニ伴フ資金統制ノ暫定運用ニ関スル件

時局急変ニ伴ヒ不取敢資金統制ノ運用ニ付別紙一、ノ如ク暫定方針ヲ研究中ニシテ直チニ決定ノ見込ニ付御連絡申上候

追テ

一、別紙一、中一、ノ応急的産業資金ノ供給二、ノ産業資金貸付ノ回収三、ノ資金調整法ニ基ク許認可及八、ノ経理統制ニ関スル事項(但シ事業間ノ債務決済退職金前払ニ関シテハ尚ホ研究ヲ要スルヲ以テ一応除外ス)略決定セルヲ以テ其ノ趣旨ニ依リ

即時実行ニ移サレ度

- 二、八月十七日附ヲ以テ別紙二、(略——引用者)ノ如ク金融統制会及戦時金融金庫ニ対シ通牒ヲ為シタルヲ以テ御含置相成度
- 三、本件ニ関シ軍需省ニ於テハ軍需監理局ニ対シ格別ノ連絡ヲ為ササルヤモ知レサル趣ナルニ付地方財務協議会ニ対シテハ特ニ連絡指導ヲ強化セラレ度シ

別紙一

資金統制課事務暫定処理方針 昭二〇・八・一七 大蔵省資金統制課

一、応急的産業資金ノ供給

- (イ) 事業者カ労務者賃金、役職員給与、労務者及役職員退職金等ノ支払ニ充当スル為応急ニ必要トスル資金ハ其ノ使途カ真正ニシテ金額カ適正ト認メラルル限り金融機関ヨリ所要額ノ貸出ヲ為サシム
 - (ロ) 貸出ヲ為ス金融機関ハ指定金融機関(指定金融機関ナキトキハ戦金、興銀、勸銀其ノ他任意ノ金融機関トス)トス
 - (ハ) 前各号ニ依リ金融機関ノ為シタル貸出ニ付テハ将来一定ノ時期ニ於テ戦時金融金庫ヘノ肩代リ命令融資ヘノ振替等国家危険負担ノ途ヲ講スルモノトス
 - (ニ) 資材ノ買溜、恣意的事業転換ノ準備等思惑ニ利用セラルル惧アリト認メラルル資金ハ厳ニ之ヲ抑制スルモノトス
 - (ホ) 前各号ノ措置ハ従来ノ臨時資金調整法及銀行等資金運用令ニ基ク貸付又ハ貸出ノ許可又ハ同意、軍需金融等特別措置法ニ基ク貸出基準限度ノ劃定、銀行等資金運用令及戦時金融庫法ニ基ク融資ノ命令並ニ戦時金融金庫ニ於ケル貸付契約ニ関スル手続(証明、斡旋等ノ準備手続ヲ含ム)ノ如何ニ拘ラス之ヲ実施スルモノトス
- 二、産業資金貸付ノ回収
- 最終弁済期限ノ到来シタルモノト雖モ事業者ヨリ弁済猶予ノ申出アリタルトキハ強ヒテ回収セサルコト
- 三、臨時資金調整法ニ基ク許可(会社経理統制令第三十三条ニ基ク許可ヲ含ム)

(イ) 民需物資ノ生産増強、軍需産業ノ民需産業転換ヲ促進スル目途ヲ以テ資金調整暫定標準ヲ左ノ如ク定ム

(ロ) 業種トシテ優先順位トスルモノ左ノ如シ

- 1 農林業、漁業
 - 2 農機具工業、漁具工業
 - 3 肥料工業
 - 4 木材加工業
 - 5 日用品工業
 - 6 食料品工業
 - 7 窯業
 - 8 民需用金物工業
 - 9 軽車輛、舢舨工業
 - 10 医薬品工業
 - 11 其ノ他簡素工業(雑繊維、松根油、低級化学工業等)
- (ニ) 業態トシテハ左ノ条件ヲ備フルモノヲ優先セシム
- 1 直チニ操業、製品化ノ可能ナルモノ
 - 2 規模微少ナルモノ
 - 3 分散的ナルモノ
 - 4 農村トノ結合関係深キモノ

暫定標準ハ休戦条件細目ノ決定、産業転換計画ノ策定等ニ応シ逐次変更スルモノトス

- (d) 株式払込ノ徴収、社債ノ発行、会社ノ設立、合併及目的変更ニ付テモ之ヲ必要且ツ可能トスル事業アル限り之ヲ認ム
- (e) 処分決定ノ迅速ヲ図ル為
 - (一) 地方処理ニ付テハ現行通りトス
 - (二) 臨時資金審査委員会又ハ地方財務協議会附議不要ノ方法ヲ活用ス
- (二) 資材ノ買溜、恣意の事業転換ノ準備等思惑ニ利用セラルル惧アリト認メラルル資金ハ厳ニ之ヲ抑制スルモノトス
- 四、銀行等資金運用令ニ基ク運転資金及特殊用途資金供給ノ許可ハ差当り運用ヲ停止シ一、ニ依ルモノトス
- 五、事業者ニ対スル貸付基準限度ノ劃定
 - 今後劃定ヲ行ハス且ツ既ニ劃定セル限度ハ其ノ適用ヲ停止シ總テ一、ニ依ル
- 六、命令融資
 - (i) 個々ノ条件ニ対スル新規命令ハ總テ之ヲ取扱ハス(既ニ斡旋済ノモノモ同断トス)
 - (ii) 産業応急資金及疎開応急資金ニ関スル包括命令ニ基ク新規貸出ヲ停止ス(既ニ証明書発給済ノモノモ同断トス)
 - (iii) 既命令額中貸出未済額ニ付キ貸出ヲ認メス
 - (iv) 貸出ノ回収ハ産業転換ニ関スル計画ノ決定迄原則トシテ之ヲ行ハス
- 七、指定金融機関制度
 - 従前通り之ヲ運用ス

八、經理統制

- (i) 社員及勞務者ノ退職金ハ原則トシテ銀行ノ期限三カ月以上ノ定期預金ヲ以テ支給スルコト
- (ii) 事業転換ノ必要アリト認メラルル軍需会社等ニ於テ限度超過ノ賞与、身元保証金其他会社保管金ニ付返還ノ要求アリタル時ハ無制限ニ之ニ応スルコトトスルモ別ニ決定スル特殊定期預金ニ振替ヘ之ヲ交付スルモノトシ公債、債券、郵便貯金、銀

行預金、金銭信託等トシテ保管スルモノハ其ノ儘之ヲ交付スルモノトス

- (ii) 会社ニ積立テタル従業員退職金ノ前払ニ付テハ各人ニ対スル特殊定期預金ニ振替ヘ之ヲ交付スルモノトス

- (iii) 右以外ハ現行ノ運用方針ニ依ル

- (iv) 会社固定資産償却規則及会社經理特別措置令ニ付テモ従前通り之ヲ運用ス

九、戦時金融金庫ノ監理

前各項ノ趣旨ニ依リ強力ナル指導監督ヲ行フ

十、「現戦局ニ応スル經理特別対策」ニ基ク經理補償

總テ其ノ適用ヲ為ササルコトトス

十一、特殊法人ニ対スル政府出資ノ監理

差当り従前通り之ヲ運用スルモ、満鉄、北支開発、中支振興、東洋拓殖等割讓領土ニテ事業ヲ営ムモノ及日鉄、帝燃等軍需産業ヲ営ムモノニ付テハ情勢ノ推移ニ応シ別途措置スルモノトス

十二、計理士法ノ運用

従前通りトス

十三、インフレーション対策、産業資金ノ枠規正、会社經理統制令ノ簡素化、社債発行ノ停止等策案中ノ諸条件總テ白紙還元トス

備考 至急研究ヲ要スル事項左ノ如シ

- 一、企業間ノ債権債務ノ集中決済ニ関スル制度
- 二、資産、設備等ノ撤去、没収ヲ受クヘキ企業ニ於ケル決算制度、政府補償

この決定と表裏をなすように、大蔵省は全国金融統制会会長を通じて応急の資金融通方針を通達した。臨時資金調

整法の規定にかかわらず、軍需事業への運転資金供給を抑止するが、民生生産への転換用の資金は融通する、食糧・衣料・医薬・住居等の国民生活安定に必要な事業資金は円滑に供給する、賃金・給与・退職金などの資金は供給するが、退職金については国債、三カ月以上の定期預金によること、軍需事業者間の債権債務の決済のためには、いわゆる特定小切手（後述）による集中決済とし資金融通を認めないこと、既往の貸出の回収は、政府の産業転換の方針がきまるまで猶予するように金融機関を指導すること、などである。

昭和二十年八月十七日

全国金融統制会会長あて大蔵省金融局長通牒

時局ニ鑑ミ金融機関ノ資金融通ニ関シテハ差当リ左記方針ニ依ルコトト相成候ニ付貴会傘下各金融機関ニ対シ可然周知乃至急御取計相成度此段依命及通牒候也

記

- 一、新規ノ資金融通ニ付テハ各金融機関ハ基準資金融通限度又ハ基準貸付残高ニ拘ラス左ニ依リ自律的ニ取扱ヲ為スコト
- (一) 軍需事業者ニ対スル新規事業設備資金及原材料購入等操業継続ニ要スル運転資金ノ融通ハ之ヲ抑止スルコト
既ニ許可済又ハ承諾済ノモノニアリテモ右同様トス
尚疎開資金、戦災応急復旧資金ノ融通ニ付テハ従来ノ取扱ヲ取止ムルコト
- (二) 食糧確保、衣料、医薬、住居、其他国民生活安定ニ必要ナル事業資金ノ融通ハ円滑ニ供給スルコト
- (三) 業種ノ如何ニ拘ラス適正ナル賃銀給与、退職金、配当金等ニ充当セラルヘキ資金ハ之ヲ融通スルコト
前項退職金ニ付テハ極力現金交付ヲ避ケ預金振替、預金小切手ニ依ル支払等ノ勸奨ニ努ムルコト
- (四) 前二号ノ資金ノ融通ニ付テハ要スレハ戦時金融金庫等ノ保証、代理貸又ハ肩替等ノ措置ヲ講スルコトアルモノトスルコト

(四) 資金ノ融通ニ当リテハ其ノ用途ニ充分ノ検討ヲ加フルモノトシ買溜又ハ思惑資金ノ融通ハ厳ニ之ヲ避クルコト

二、既往ノ融通資金ノ取扱ハ左ニ依ルコト

最終弁済期限ノ到来シタルモノト雖モ事業者ヨリノ弁済猶予ノ申出アリタルトキハ強ヒテ回収セサルコト

なお、八月一七日の「暫定処理方針」に示された「事業資金調整暫定標準」は、八月二八日に臨時資金審査委員会幹事会において決定された。九月二〇日には民生用物資の供給優先を方針として、一一業種が新設追加された。

(二) 政府事業資金の集中決済

また、「暫定処理方針」に示された政府・事業者の債権債務処理のため特定小切手による集中決済の方法については、大蔵省において次のようにその具体的方法が立案された⁽⁸⁾（原文のまま）。

買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件（二〇・八・三〇、大蔵省金融局）

政府並ニ事業者ノ買入債務及前受金ヲ円滑ニ処理シテ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルト共ニインフレーションノ昂進ヲ抑制スル為左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

第一、事業者ノ債務債券ノ決済

一、指定事業者（軍需金融等特別措置法第二条ニ依リ金融機関ノ指定ヲ受ケタル事業者ヲ謂フ以下同シ）カ債務ヲ弁済セントスルトキハ債権者ニ対シ債務弁済用特定小切手（以下特定小切手ト称ス）ヲ交付シ又ハ特定小切手ニヨリ債権者ノ別口勘定ニ振込ムモノトスルコト

資本金五百万円以上ノ会社ニシテ本措置ノ適用ヲ希望スル会社ニ対シテハ金融機関ノ指定ヲ考慮スルコト

二、指定事業者ハ前号ニ依ル特定小切手ヲ振出ス為指定金融機関ニ債務弁済用別口当座借越勘定ヲ設クルコト

前項別口当座借越勘定ハ借越限度ヲ設ケザルコトトシ借越預金共ニ無利子トスルコト

三、指定事業者カ特定小切手ヲ以テ支払ヲ為シ得ル債務ハ左ニ掲グル買入債務及前受金トスルコト

(一) 買入債務(買掛金、請負工事費、未加工賃及売買請負又ハ加工ノ契約解除ニ基ク損害賠償金例ヘバ工程払等ノ債務ヲ謂フ但シ支払手形ヲ含マザルモノトス)ニシテ

(イ) 昭和二十年一月一日以降八月十五日迄ニ支払期限到来セルモノ但シ指定金融機関ニ於テ特定小切手ニ依ル決済ヲ適当ト認ムルモノハ昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セルモノニ対シテモ本件ヲ適用シ得ルモノトスルコト

(ロ) 昭和二十年八月二十五日以前ノ発註ニ基キ同日後ニ支払期限到来スヘキモノ

(二) 前受金(受註品又ハ受註工事ノ手附金トシテ受入レタルモノ又ハ之ニ類スル前受金ヲ謂フ)ニシテ昭和二十年八月十五日現在貸借対照表ニ掲ゲラレタルモノ

未払金、仮受金、又ハ其ノ他ノ科目ニアリテモ買上債務又ハ前受金ニ属スヘキ性質ノ債務ハ前項ニ準シ取扱フコト

同一事業者ノ工場事業場等ノ間ニ於ケル債務ハ之ヲ含マサルモノトスルコト

割引手形(長期融通手形ヲ除ク)ノ決済ニ付テハ金融機関ヨリ之ガ決済ニ要スル資金ノ融通ヲ為サシムルコトトスルコト

指定事業者ハ昭和二十年八月十五日現在ノ貸借対照表ヲ指定金融機関ニ提出スルコトトスルコト

四、指定事業者ハ特定小切手ヲ振出サントスルトキハ通常ノ小切手用紙ニ所要ノ記載ヲ為シタル上指定事業者ノ債権者ニ交付スヘキ支払内訳明細書ノ写ヲ添付シ指定金融機関ニ対シ所定ノ形式ニ依リ^①印ノ押捺及指定金融機関店舗ノ代表者ノ記名捺印ヲ求ムルコト

前項小切手ハ預金振込ノ場合ヲ除クノ外記名式ニ依リ之ヲ振出スモノトシ受取人ハ之ヲ第三者ニ譲渡セサルモノトスルコト

指定金融機関ハ支払明細書ノ写ニ小切手番号其ノ他必要ト認ムル記載ヲ為シ之ヲ保管スルコト

五、指定事業者ノ別口当座借越勘定ニハ限度ヲ設ケサルモ指定金融機関ハ指定事業者ヨリ前号ニ依ル請求ヲ受ケタルトキ特定小

切手ノ振出総額カ概ネ三、ニ依ル短期債務ノ合計額ノ範囲内ニシテ且当該特定小切手ニ依ル支払カ直正且妥当ナリヤ否ヤニ付検討ヲ加フルモノトスルコト但シ当該指定事業ノ信頼性ニ基キ取扱ニ寛政ヲ加フルコトヲ得ルモノトスルコト

六、債権者タル指定事業者カ債権者ヨリ特定小切手ヲ受取リタルトキハ之ヲ自己ノ別口当座借越勘定ニ振込ムモノトスルコト

七、債権者タル非指定事業者(金融機関ノ指定ナキ事業者ヲ謂フ以下同シ)カ債務ノ弁済トシテ特定小切手ヲ受取リタルトキハ非指定事業者ノ主タル取引銀行ニ別口預金勘定ヲ設定シ之ニ振込ムモノトスルコト

前項別口預金ハ之ヲ無利子トシ本措置終了日ニ至ル迄払戻ヲ為ササルモノトシ非指定事業者ノ債務弁済ニ要スル資金ニ付テハ金融機関ヨリ別口預金ヲ見返トシ適正ナル貸出ヲ行フモノトスルコト 尚非指定事業者相互間ノ債権債務決済ニ要スル資金ニ付テモ金融機関ヨリ適正ナル貸出ヲ行フモノトスルコト

八、金融機関ハ手形交換所ニ於テ通常ノ小切手ト区分シ特定小切手ノ交換ヲ行フコト 前項ノ交換ニ依リ生レタル各金融機関ノ貸借勘定ハ之ヲ本措置終了ニ至ル迄清算セサルコトトスルコト

九、本措置ハ昭和二十年十月三十一日ヲ以テ一応終了スルモノトシ金融機関ハ終了日ニ於ケル指定事業者ノ別口当座貸越残高ヨリ余剰ト認メラルル預金ヲ控除シタルモノヲ事業者ノ戦時金融金庫ノ借入金ニ振替フルコトヲ得ルモノトスルコト

前項終了日ニ於テ別口預金残高ヲ有スル事業者ハ先ツ借入金ヲ返済シ尚余裕アルトキハ之ヲ通常ノ預金ニ振替フルコト

一〇、債権債務カ存在セサリシニ拘ラス之ヲ存在スルモノトシ又ハ債権額ヲ超エテ債権者カ特定小切手ヲ受取リタルタメ之ニ依リ債務者ノ借入金ヲ生シタルトキハ債権者ハ戦時金融金庫ニ対シ之カ返還ノ責ヲ負フモノトス

債権債務ノ決済ヲ不能又ハ殆ント不能ニ近キコトヲ知りツツ特定小切手ヲ受取リタル債権者ニ付テモ亦同シトスルコト

一一、指定事業者ノ一事業者ニ対スル第三号ニ掲クル債務ノ総額カ概ネ三万円未満ニ止マル見込ノ支払ニ付テハ特定小切手ニ依ラサルコトヲ得ルモノトスルコト

一二、指定事業者ハ振出シタル特定小切手金額百円ニ付一銭ノ割合ニヨル手数料ヲ本措置終了ノ日ニ指定金融機関ニ支払フモノ

トスルコト但シ一指定事業者ノ支払手数料総額ハ一千円ヲ超ユルコトヲ得サルモノトスルコト

第二、陸海軍及航空兵器総局関係ノ債権債務ノ決済

- 一、第一ニ準シ債権債務ノ決済ハ総テ特定小切手ヲ以テ受授又ハ債権者ノ別口借越若ハ預金勘定ニ振込ムモノトスルコト
但一件ノ金額二十万円未満ノ支払ニ付テハ右ニ依ラザルコトヲ得ルモノトスルコト
- 二、前号ノ特定小切手ハ当該支出官又ハ資金前渡官吏ニヨル[㊤]印ノ押捺ノミヲ以テ足ルモノトシ預金振込ノ場合ヲ除クノ外記名式ニ依リ之ヲ振出スモノトスルコト

(備考) (一) 本件ハ九月一日ヨリ之ヲ実施スルモノトスルコト

(二) 本決済ハ法律ニ依ラス関係者間ノ一般的協定ニ依ルモノトスルコト

(三) 本件ハ今後情勢ニ応ジ逐次変更スルコトアルモノトス

この方針が予定どおり実行に移されたことは、さきに引用した津島蔵相の演説のなかに述べられているが、この計画は実効をあげえなかつたようである。すでにみたように、臨時軍事費の九月に入つてのちの支出はかえつて増加した。「関係者間の一般的協定」によつて特殊預金による決済を実施しようとするのが容易でなかつたことは、想像にかたたくない。

このため大蔵省は、一〇月に入つてのち臨時資金調整法施行令を改正して、政府特殊借入金をもつて支払いうる場合を拡張し、従来は「土地、建物、船舶、樹木ノ集団、設備権利其他」であつたのに、「大蔵大臣ノ指定スル工事費モシクハ保管料」をつけ加えた。これによつて軍需支払の増加をふせごうとしたのである。⁽⁹⁾

昭和二十年十月一日 陸軍海軍商工各次官あて大蔵次官通達

臨時軍事費ノ支払ノ一部ヲ政府特殊借入金ト為スノ件

戦争終結ニ伴ヒ陸、海軍省及商工省(旧軍需省分)ヨリ企業者ニ対シ支払ヲ要スル臨時軍事費ノ支出額ヲ可及的ニ少カラシムル為今般臨時資金調整法施行令第九条ノ六ヲ別紙第一号ノ通改正相成之ニ基キ別紙第二号ノ通大蔵省告示ニヨリ指定セラレ政府特殊借入金ヲ以テ支払ヒ得ル場合ヲ拡張スルコト相成タルニ付^ニ貴省関係者ト打合ヲ了シタル別紙第三号ノ趣旨ニ依リ本件政府特殊借入金制度実施方御取計相成度此段申進候也

別紙第一号(勅令第五百五十七号昭和二十年十月三日公布)

臨時資金調整法施行令第九条ノ六 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支払フヘキ土地、建物、船舶、樹木ノ集団、設備権利其他大蔵大臣ノ指定スル物件ノ買収代金若ハ加工費、大蔵大臣ノ指定スル工事若ハ保管料又ハ補償金若ハ補助金ノ債務ニ付其ノ全部若ハ一部ノ支払ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特殊借入金ト為シ又ハ債主ニ対シ当該支払金ノ全部若ハ一部ヲ企業整備資金措置法第六条若ハ第七条ノ規定ニ準シ債主ノ特殊預金若ハ債主ヲ信託者及受益者トスル特殊金銭信託ト為スヘキコトヲ命スルコトヲ得

別紙第二号(昭和二十年十月三日大蔵省告示第三六五号)

臨時資金調整法施行令第九条ノ六ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

価格二十万円ヲ超ユル物件ノ買収代金又ハ一回ノ支払金額二十万円ヲ超ユル加工費、工事費若ハ保管料

別紙第三号

臨時軍事費ノ支払ノ一部ヲ政府特殊借入金ト為スノ件

臨時軍事費支出額ヲ可及的ニ少カラシムル為左記ノ措置ヲ講セントス

- 一、陸海軍省及商工省(旧軍需省分)ニ於テ航空機、艦船、兵器等ノ購入費又ハ註文打切ニ依ル補償金等ヲ支払フニ当リ其ノ一部ヲ歳出金ノ支出ニ依ラス企業者ニ対スル政府特殊借入金トスルコト
- 二、政府特殊借入金ト為スヘキ支払ハ一件又ハ一回ノ支払金額二十万円以上ノモノトシ且当該企業者ノ指定軍需金融機関ヨリノ

借入金額ヲ限度トスルコト

三、政府特殊借入金ノ債権者タル企業者ハ右借入金ヲ指定軍需金融機関ニ譲渡シ之ヲ以テ前記借入金ノ弁済ニ充ツルコト
 しかし、この制度が一〇月に入ってから実施されたために、すでに多くの支払は済んでしまっており、多大の効果をあげることは望みがたかつたであろう。しかしながら、特殊預金残高の数字は二〇年八月末に一九億九六〇〇万円であったのが、同年一二月末には二六八億二〇〇〇万円に増加している（九一一年一月末の数字は得られない）。それは一部には戦争保険金の支払などのためであったが、ある程度はこの決済方法のためであったと考えられる（なお、特殊預金については当時理由を付して申し出れば、解除が行なわれうることもあった。たとえば、九月二五日の商工省通牒により、中小企業者が民生用品を生産するさいには、都道府県商工課長の証明があれば、流動資金二〇万円、設備資金五万円までの封鎖解除がみとめられることになっていた。七六億円の純増は、このような減少分をうずめてのことである）。

(三) 軍需融資指定金融機関制度の消滅

軍需融資指定金融機関制度は、八月一七日にはいったん存続のこととされたけれども、八月二八日付の大蔵省通牒によつて、軍需会社、軍需充足会社の指定は、八月一五日限り一括取り消された。しかし同日付大蔵省金融局長通牒により、「軍需融資指定金融機関」として指定されて、それらの会社の融資を担当していた金融機関は、今後は大蔵大臣により「特ニ必要ト認メタ」(軍需金融等特別措置法施行規則第一条第四号)事業者について「指定」を受けたとみなして、従来どおり取り扱うことになった。

これにもとづいて日本銀行は金利体系をあらため、軍需会社支払手形に対する優遇を廃止した。なおこのとき、政府保証社債その他戦時中の優遇措置は次のように廃止され、同時に当座貸越の金利も引き上げられることになったのである。

日本銀行基準割引歩合及貸付利子歩合改正案

改正案	現行
一、商業手形割引歩合 日歩九厘	一、政府保証又ハ日本興業銀行引受軍需手形及商業手形割引歩合並ニ右軍需手形ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩九厘
二、国債ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩九厘以上	二、国債ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩九厘以上
三、国債以外ノモノヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭以上	三、政府保証社債、政府保証金庫債券若ハ営団債券、満州国邦貨国債、満州国政府保証邦貨社債又ハ軍需会社支払手形ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩九厘五毛以上 四、其ノ他ノモノヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭以上
四、当座貸越利子歩合 日歩一銭一厘	五、当座貸越利子歩合 日歩一銭

第2節 日本側の戦後措置
 なお、軍需融資指定金融機関制度自体は、二一年五月二四日軍需金融等特別措置法を改正した銀行法等特例法が公布施行され、実質上指定金融機関制度が廃止されたのにもとづいて消滅したのである。

このほか金融統制会も九月に解散し、手形交換所が復活するなど、一連の措置によつて、金融界は一応「平時」体制に入ろうとした。そのとき、連合軍によつて新たな旋風が巻き起こされたのである。

- (1) 『朝日新聞』昭和二〇年八月一五日付。
- (2) 『朝日新聞』昭和二〇年八月一八日付。
- (3) 『朝日新聞』昭和二〇年八月一九日付。
- (4) 『朝日新聞』昭和二〇年九月九日付。
- (5) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第三卷、六二六ページ。
- (6) 津島寿一述「戦後に於ける『インフレーション』対策に就て」昭和二〇年九月（パンフレット）。
- (7) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。
- (8) 大蔵省資料Z五一一一。
- (9) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

第三節 占領軍の金融政策

一 占領以前のアメリカの金融政策構想

(一) 民政ガイド「日本銀行の管理と利用」

太平洋戦争勃発以後、アメリカにおいては国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）等において対日占領政策の腹案が練られていたのは、周知のところである。

金融政策の面に関しては、「民政ガイド」のシリーズのなかに、三一―四A「日本における銀行の会計と機能」「Bank Accounting and Operations in Japan」（一九四五年六月）と三一―六「日本銀行の管理と利用」「Control and Use of the Bank of Japan」（一九四五年八月）がある。

前者は「民政情報ガイド」の一部であって、政策提案を含まないのでここには紹介しないが、後者はもの占領行政と関係が深いので以下に紹介する（ほかに三一―二〇「日本におけるインフレーションの統制」「Control of Inflation in Japan」〔本文と付録の二冊、一九四五年八月〕が存在するはずであるが、まだ見ることができない。その草稿らしいものは存在するが、決定版はなく、草稿のなかにはとくに重要な政策提案を含んではいなかったようである。また三一―二四「日本における金融機関の統制」「Control of Credit Institutions in Japan」があるが、

これは公刊されたかどうか不明である)。

元来「民政ガイド」は、軍政が布かれた場合に備えて、(1)問題に処して関係ある情報を提供し、(2)問題に処してとられるべき各種のステップについての分析であり、「民政ハンドブック」のような事実情報の集積でもなく、その問題についてとられるべき計画のガイドでもないはずから規定し、「いかなる意味でも民政ガイドは命令と考えるべきでなく、そのような命令は正規の手続きで発せられるであろう」というのが、その性格であった。また、以下に紹介するガイドのなかに「軍政府」という言葉が用いられていることから知られるように、この「民政ガイド」は日本の一部ないし全部を軍事占領した場合の計画等であって、現実に行なわれた「間接統治」の形を予想して作られたものではなかった。したがって、このガイドがそのまま日本の占領にさいして役立つのではない。にもかかわらず、ここでの構想が状況にそぐわない部分をのぞいて、とりあえず日本占領直後の政策の指針となったことも事態の進展に徴して明らかである。「日本銀行の管理と利用」の目次は、次のようであった。⁽¹⁾

要約

問題の分析

日本銀行の組織と地位

- 1 日本銀行の法的性格
- 2 日本銀行と中央銀行機能をもつ特殊機関との関係
- 3 全国金融統制会における日本銀行の地位
- 4 「大東亜共栄圏」における日本銀行の地位

5 日本銀行の政策と運用

民政機関による日本銀行の活用

I 組織と統制

- 1 組織と人事の変更
- 2 軍政府の統制組織
- 3 軍政府の機能

II 紙幣の発行と準備

- 1 通貨の発行
- 2 紙幣発行と日本銀行の通貨準備
- 3 その他の円紙幣の流通
- 4 外国為替統制の行政

III その他の運用

- 1 政府の行政との関係
- 2 信用貯蓄機関の統制
- 3 産業活動のための金融

IV 一般銀行機能をもつ特殊機関の統制

以下には、まず要約の全文をかかげ、それに注を加える形で、この文書の構想を紹介しよう。

要約

日本銀行は日本帝国の基幹金融機関であり、「大東亜共栄圏」の金融構造の中核である。軍政府は、すでに日本政府部内で日

本銀行に付与された広範な権力を接收し、日本銀行を日本全体の通貨機構と金融機関の全面的統制のための最高機関として利用するのが便利であることをみとめるであろう。日本の軍事占領の目的を達成するために、軍政府は、次のように、日本銀行の業務人事に若干の変更を加え、その経営と運営について新たな指令を発する必要があるとみとめるであろう。

- 1 日本政府および大蔵省によって任命されたすべての役員を罷免し、銀行の内部から昇進させた新たな役員の手を経営を委ねる。
- 2 日本銀行に対し、重要な通貨・信用政策と中央の経営監査に関しては、中央統制官によって、また、支店・出張所等の監査と運用に関しては支店統制官を任命して直接の統制を行う。
- 3 現行の法貨と並用（そして、ある条件の下では交換）されるべき新紙幣を準備させ、日本本土において、硬貨、日本政府発行の補助紙幣および日本銀行の紙幣以外の一切の日本通貨の流通を禁止する。
- 4 日本銀行、その他の金融機関、および政府の金庫に保有される金、銀、その他の貴金属は特別な保管のもとにおき、個人保有のこの種の金属についても調査を行う。
- 5 日本銀行および横浜正金銀行の外国為替統制行政の機能を停止し、一切の外国為替取引を禁止し、日本国籍をもつ者の対外勘定を調査し、占領以前の取引によって生じた外国債権のモラトリアムを宣言する。
- 6 日本銀行に対し、軍政府の要求する一切の金融制度並に信用上の便宜を提供するよう、日本政府機関の国家、都道府県、市町村の行政の維持に必要な資金の前渡を行うよう、指令する。
- 7 日本銀行に対し金融機関の統制機能の行使について報告するよう指令し、適正な要請に対しては、必要な量の信用の供与を許可し、重要性の高い産業に属する企業に対し直接に貸付を行わしめるようにする。

「ガイド」の「日本銀行の組織と地位」の部分は、昭和一七年の改正日銀法その他を中心とする制度解説なので、

紹介の要はないであろう。「要約」も、もっぱら「民政機関による日本銀行の活用」の部分に集中しているので、その点について本文によって解説する。

- 1 日本政府ないし大蔵大臣任命の役員の変更は二〇名あまりである。うち総裁、副総裁、理事のみが重要であり、監事その他は名目的性格の地位にすぎないが、政治的配慮と軍事的安全の理由から更迭する。軍政府は日本銀行内部から日本人の一人の長官と三〜五人の業務理事を任命し、彼らは軍政府の直接統制のもとにさきの総裁以下重役会の機能の一切を行なう。新役員は日華事変勃発後親任官、勅任官（またはその相当官）であった者、大政翼賛会その他同種の団体の指導的地位にあって、満州国、占領下の中国政府ないし「大東亜共栄圏」諸国の重要な地位にあった者であってはならない。
- 2 中央統制官、支店統制官。中央統制官のしごとは、(a)政策と行政の必要から経営及び運用の面におよぼすべき統制の範囲、(b)支店と出張所の活動について行なう細部にわたる統制の範囲、(c)日本銀行をその他の金融機関に対する統制機関として利用しうる範囲をさだめ、(d)個人について選別を行ない統制機能についての訓練を行なうたうえ専門家としての能力を判定すること、などである（主として軍政のさいの問題なので、くわしくは述べない）。
- 3 紙幣と発行準備。肝要な問題が二つある。(a)軍の必要とする通貨の調達と、(b)現行の日本の通貨と発行準備の取扱いがそれである。円表示で従来の日本貨幣と交換可能な軍票を印刷準備して、従来の通貨と並用するが、条件が許せば直接軍票を発行するのとりやめ、日本銀行またはその他の日本の行政機関をして、日本国内で法貨としての性格をもつ色彩意匠の異なった新「円」を発行する権限を与える方がよい。それにより、軍政反対の目的で秘密に通貨を増発するのをふせぐことができる。朝鮮銀行券、台湾銀行券、日本軍票等の使用はもちろん禁止。
- 4 外国為替取引を禁止するには日本銀行、横浜正金銀行の外国為替統制についての権限を停止しなくてはならない。日本の国際金融上の状態を確定するために、日本銀行の中央統制官と横浜正金銀行を監督する軍政府の士官は共同して大蔵省の外資局

の文書の特別調査を行ない両銀行自身と日本政府、企業および国民の対外資産（通貨、預金、証券、貸付金その他の資産）を統計的につかまなくてはならない。将来の問題にそなえて日本の対外資産を安全に維持するために、軍政府は日本銀行、横浜正金銀行、その他の金融機関、政府機関、日本国民の保有する対外バランス、証券、その他の債権についての統制を一般的に考慮すべきかもしれない。

5 日本銀行は軍政府のために、無制限の貸付勘定を開設し、また日本側の政府機関の維持に必要な資金を前渡する。

6 金融機関の統制。全国金融統制会は解散ないし改組されるが、軍政府は日本銀行に対し日本の法令が定めるままに、ただし軍政府の命令または指示に従って金融機関の統制を続けるように命令する。とくに日本銀行は軍政府の命によって金融機関からの預金の引出や、金融機関の信用拡張に関して量的、質的な統制を行なう。たとえば銀行の流動資産の統制のためには、軍政府はすべての銀行に対し新たに獲得した預金について、占領以前の最後の営業日に政府の公債に投資していたのと同じ比率を日本銀行に預金することを命令することもできよう。その他いくつかの政策手段がこれに関連して提案されている。

7 産業金融について。日銀は軍政府その他の契約に基づく三〇九月の手形割引を行ない、また中長期の担保貸付を行なう。

Ⅳのなかの「中央銀行機能をもつ特殊機関の統制」は、「要約」に示されていないが、重要なのでくわしく紹介する。

朝鮮銀行、台湾銀行の支店は閉鎖され、資産は封鎖される。横浜正金銀行の支店のうち連合国ないし解放された地域の分は解散させて活動を停止、日本本土所在の分は、閉鎖のままとしその資産は凍結する。南方開発金庫についても同様の処置をとる。

日本興業銀行と戦時金融金庫は、軍需産業への融資のために日本銀行から多額の負債を負い、財務上もっとも薄弱な地位にある。これらの機関を日本銀行と産業の中間に介在させる必要は占領の初期にはないであろう。日本の産業界に起こるべき深刻な変化を考えればこの両機関の活動は、その再建ないし解散まで留保するのが望ましいであろうし、両者の日本政府によって保証

された債務は占領前の公債として処理すべきであろう。

日本勧業銀行の再建と再開とは、事情の許す限り速やかに、軍政府の適切な統制のもとで、考慮されるべきである。同行は広い支店網と関係店をもち、農業、開発計画、小工業への金融に任じてきている。勸銀債（大部分は政府保証付）は占領前の国債とみなして処理するべきであろう。同行に対しては、所有現金の使用を許可し、預金部から流動資金を引出し、短期手形の割引、国債担保の貸付ないし中・長期農業資金貸付によって日本銀行から資金をうることができよう。勸銀は商工中金、農林中金を合併すべきである。両中金は支店をもたず興銀または勸銀の支店網に頼っている。資金統合銀行と共同融資銀行についてはその処理について考える資料に乏しいが、最善の処置はその活動を停止させ、日本銀行をしてその勘定を保全せしめることであろう。

事態はもちろん「ガイド」そのままに進行したわけではなかった。日本は本土が戦場となる前に降伏し、その結果日本政府は存続し、アメリカもその利用価値をみとめて、「軍政府」が樹立されないうままに「間接統治」の形がとられたからである。しかし、ここで示された金融面の基本方針はほぼ貫かれた。日本銀行についてはその機構に手をふれることなくこれを利用し、正金、南方開発金庫、戦時金融金庫、興銀などは抑えられ、あるいは解散を命じられた。主要な経営スタッフはすべて追放された。結局、占領軍は「ガイド」を間接占領の条件をみたとすうに衣更えして、占領当初の金融政策を実施したのである。

二 占領軍の当初の金融対策

占領当初にまず出されたいくつかの指令^{ディレクティブ}は、次のごとくであった。簡単にその内容にふれておこう。

○占領軍預金口座開設方に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月四日）

大蔵省が日本銀行に命じて、占領軍の支出のための口座を太平洋陸軍総司令部民政部金融課出納官M・エーデルマンM. Edelman 中佐名義で設定すること。

○B号円表示軍需票の使用に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月六日）

日本政府に対しB式円表示軍票を法貨として通用させるよう直ちに法律、勅令、その他の手段をとること、ならびに日本陸海軍発行の軍票および占領地通貨の通用禁止の要求がなされている。この軍票は、当初一部で使用されたが、日本側の希望を容れて日本銀行券を使用することになり、流通に至らなかった。

○金、銀、有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制方に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月二日）

大蔵省の許可のないかぎり、金銀貨、金銀白金地金、その合金の地金、通貨および証券、小切手、手形など一切の金融的取引に関する書類を輸出、輸入してはならない。大蔵省は総司令部の許可なくしては一切の輸出入をみとめてはならない。このことについて即時法律を改正し必要の措置をとること。

○金融取引の統制方に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月二日）

大蔵省の許可のないかぎり、次のものを含む一切の取引を行ってはならないように、即時法律を改正し必要の措置をとること。金銀貨、金銀白金地金、その合金の地金、日本に住む者が直接間接にその一部またはすべてを所有ないし管理する在外資産、海外に住む者が直接間接にその一部またはすべてを所有ないし管理する資産。外国為替の取引。

○証券取引所再開に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月二五日）

いかなる証券取引所、商品取引所および同種の機関の開設および再開は、総司令部の許可と承認なしには認められない。

○外地銀行、外国銀行及び特別戦時機関閉鎖方に関する総司令部覚書（昭和二〇年九月三〇日）

次の銀行および金融機関を即時閉鎖し、総司令部の指令がない限り再開を許可してはならない。戦時金融金庫、資金統合銀行、朝鮮銀行・台湾銀行の日本におけるすべての支店・出張所、南方開発金庫、外資金庫、ドイツ東亜銀行、満洲中央銀行の在日事務所、中国銀行の在日事務所、日仏銀行、東洋拓殖株式会社、南洋開発株式会社、中支那振興株式会社、北支那開発株式会社、南満洲鉄道株式会社、南洋興発株式会社、台湾開発株式会社、満洲重工業開発株式会社、朝鮮殖産銀行、その他日本以外の地域における植民開発のための金融、ないし植民地または日本占領地域の金融資源の統制を主要目的とするすべての銀行、開発会社、機関。

○外国為替資産及び関係事項の報告方に関する総司令部覚書（昭和二〇年一〇月六日——内容省略）

○金、銀、有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制方に対する追加指令に関する総司令部覚書（昭和二〇年一〇月一二日——内容省略）

○新通貨発行の統制方及び流通貨量報告方に関する総司令部覚書（昭和二〇年二月二八日）

日本帝国政府は総司令部の許可なしに新様式の日本銀行券、国家紙幣、補助通貨その他一切の通貨を印刷発行したり、印刷発行を許可したりしてはならない。毎月一〇日ないしそれ以前に大蔵省は前月末の日銀券発行高を、流通高、未発行高、引揚高および廃棄高、総印刷高を示す表をそえて提出すること。

以上の一連の措置が、さきの「ガイド」の線にそうものであったことは明らかである。同時に、その内容からもわ

かるように、その政策は日本の海外取引の禁止、予定された諸金融機関の閉鎖にとどまり、実質的な金融政策の内容にかかわるところは少なかった。したがって、インフレーション対策その他の重要な問題は、当然日本側の責任にかかっていたのである。

(1) U. S. War Department, *Civil Affairs Guide: Control and Use of the Bank of Japan*, Aug. 1945. 訳文は筆者訳。

第四節 戦後通貨対策委員会

なお、終戦直後の時期に設けられた戦後通貨対策委員会について、簡単にふれておこう。

その目的は、「大蔵大臣ノ諮問ニ応シインフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ重要ナル通貨対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為」であつて、委員長一名、副委員長一名、委員若干名をおき、人選は「貴衆両院議員又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ委嘱スルコト」となっていた。委員長は、当初は賀屋興宣、副委員長は太田正孝であり、のち委員長は太田、副委員長は柳田誠二郎に替わつた。九月一日、委員会は津島蔵相から「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」という諮問をうけて審議を開始した。その構成は、当初はA部会（インフレ防止対策等を審議、部会長矢吹省三）、B部会（各種経済統制撤廃の場合インフレに及ぼす影響等を審議、部会長山室宗文）の二部会構成であつたが、九月末C部会（通貨価値の安定及び通貨制度の研究、部会長中村三之丞）、D部会（産業・証券対策の研究、部会長木暮武太夫）の二部会を設置した。

この委員会の活動が活発であつたのは、ほぼ昭和二〇年の間であり、積極的に戦後の財政・金融の基本方針を設定しようとする努力したようである。その意見の二、三を紹介し、当時の方針をとりまとめてみよう。まず九月五日と七日には、大まかに今後の方針についての次のような考え方がとりまとめられた。⁽¹⁾

(戦後通貨対策委員会 インフレ対策部会 二〇・九・五)

- 一、財政支出ガイインフレーション激化ノ一大要因タルニ鑑ミ極力ソノ縮減ヲ図リ、復旧復興ニ要スル経費以外ハ普通歳入ヲ以テ支弁シ得ル如ク按画スルコト
 - 二、歳出予算中補助費ニ付テハ其ノ大半ヲ削減スル目途ヲ以テ再検討ヲ加フルコト、殊ニ価格差補助金ニ付テハ国民生活ニ直接關係アルモノノ外凡テ之ヲ削除スルコトトシ生産費トノ差額ハ価格ノ引上ニ依ツテ補填スルコト
 - 三、歳入ニツイテハ新税ヲ設ケ、税制ヲ改革シ、専売収入ノ増加ヲ図ル等各階層ヲ通ズル負担増加ニ依リ歳出トノ均衡ヲ図ル如ク按画スルコト
- 本件ハ人心ノ緊張ヲ持続シ又国際關係上ヨリ又急速実施ノ要アリ
尚本件ニ関連シテ財務局及稅務署ノ充實ヲ図ルコト
- 四、今後少ク共五個年ニ亘ル財政計画ヲ確立スルコト
 - 五、終戦事務關係職員ヲ除キ官吏ノ定員ヲ少ク共三分ノ一程度減員スルコト、右減員可能ナル如ク行政機構及運営方針ヲ改ムルコト
 - 六、今後連合国内ノ經濟交渉ハ亦財政処理ニ關係スル所大ナリ政府ハ単ニ外務省官吏ニノミ此交渉ヲ托セズ廣ク官民専門家ヲ起用シ共ニ此ノ交渉ニ当ラシムルコト
 - 七、公債ノ減額ヲ図リ民間企業ヲ活発ナラシムル為官業及国有財産ノ整理及民營移管ヲ行フコト
 - 八、歳入ノ減退ヲ防ギ之ガ積極的增加ヲ図ル為ニハ健全ニシテ旺盛ナル産業活動ノ持続ヲ要ス、仍テ政府ハ速ニ復興計画ヲ樹立シ其ノ実行ニ依リ生産諸要素ノ繁閑ヲ調整シ所謂完全雇傭ノ状態ノ實現ヲ図ルコト
 - 九、地方財政ニ付テモ同様ノ趣旨ニ依リ緊縮ヲ図ルコト

(戦後通貨対策委員会 インフレ対策部会 二〇・九・七)

- 一、戦時緊要ノ産業ニ対シ資金ノ供給ヲ順便ナラシムルハ戦時ニ於ケル金融機関ノ使命トスル所ナリシコト勿論ナルモ終戦後ノ今日ニ於テハイインフレーションノ防圧ヲ重視シ過度ノ信用膨脹ヲ来サザル様努力スルコト
- 二、戦時中会社經理ノ杜撰ナルモノヲ生シタルハ我国信用構成上甚々寒心ニ耐ヘサル所ナリ、仍テ此際会社ノ經理ヲ適正ナラシメ資金ノ濫費ヲ防止スル為メ万全ノ方途ヲ講スルコト
- 三、軍需会社ノ債権債務ヲ処理シ其ノ帰趨ヲ明カニスルト共ニ其ノ設備資材勞務等ヲ民需物資ノ生産ニ轉換セシムルコト
- 四、政府ハ軍需会社ノ善後処理及ヒ業務轉換ニ関シ至急其ノ根本方針ヲ確立スルコト
- 五、戦時勞務ノ処理ヲ速ニ実施スルハインフレーション対策上極メテ重要ナリ政府ハ速ニ右ノ処理ヲ実施スルコト
- 六、政府諸機関、各種営団、統制会等ニ於ケル保有物資ハ此際適當ノ方法ヲ以テ市場価格ヲ基準トシテ売却シ以テ市場資金ノ吸収ヲ計ルコト
- 七、中小工業ハ農業ト共ニ我国經濟ノ根幹ナリ、仍テ政府ハ其ノ復活ヲ助長シ都市工業製品ト農産品トノ交流ヲ促進シ物資交流ニ依ル通貨価値ノ向上ヲ期スルコト
- 八、資金ノ蓄積ハ戦後再建ヲ計ルカ為メ最モ必要ナリ仍テ之ヲ助長スル為各般ノ施策ヲ行フコト
- 九、金融機関ハ益々其ノ信用ヲ強固ニシ事務能率ノ向上陣容ノ強化ヲ計ルト共ニ資金吸収上、万全ヲ期スルコト

以後は委員個人の意見もしばしば提出されるなど、頻繁、活発な審議が行なわれたが、委員会としてまとめられて答申されたものは、一〇月五日の「財政緊急対策」が最初であり（これについてくわしくは「歳計」編、「租税」編、「政府債務」編のうち国債関係を参照）、ついで一〇月一九日には「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」が提出された。

日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見

一、日銀券ノ発行限度ハ昭和十七年二月管理通貨制度ノ採用ト共ニ同年度ニ対シテ六十億円ト決定発表セラレタガ、其後非常事態ノ累積ニヨツテ中止セラレテキル。終戦後ノ新事態ニ即シテ日米為替相場安定ノ基礎条件ヲ作り、併セテ通貨価値ノ維持ヲ図ルタメニハコノ制度ノ復活ヲ断行スベキデアル。

二、説明

日米間ノ為替相場ハ正常ナル取引関係ノナイ現在、合理的ナ決定根拠ヲモツテキナイ。従ツテ現在コノ問題ニ対スル方策トシテハ根本的ニ管理通貨ノ価値維持ヲ図リ、以テ為替相場ヲ問題トスベキ基礎条件ヲ作り出スコトニ重点ヲオクベキデアラウ。日銀券ガ必要ニ応ジテ随時ニ放出セラレルガ如キ現状ハ即時ニ改メラレネバナラナイ。勿論発行限度ノ設定ハ右ニ対スル一方策タルニ止マリコレノミヲ以テ通貨安定ノ目的ヲ達成シ得ルモノデハナイ。シカシ金本位制度ノ復活ガ困難デアリ、之ニ代ル物資担保ノ如キモ実現性少シトスレバ、コノ制度ハ通貨価値維持ノ極メテ重要ナ条件ヲナスコト明白デアル。発行限度ノ算定ハ事実上極メテ困難デアル。殊ニ我国ガ終戦直後ノ混乱期ニアル点ニ顧ミテ限度ノ設定ノ如キハ不可能デアルト言フ見方モアル。シカシコノ困難ハ必ズシモ致命的ナモノデハナイ。例ヘバ実施ニ若干ノ猶余期間ヲオキ、限度ノ算定公表ノ期間ヲ短縮シ、限度ニ弾力性ヲ与ヘル等種々ノ工案ニヨツテコレヲ回避シ得ルデアラウ。

モツトモ算定ノ困難ハ実ハ技術的ノモノノミニアルノデハナイ。限度ノ設定ハコノ限度ヲ確保セシメル如キ他ノ条件、殊ニ財政ノバランス、公債発行ノ制度等ニヨツテ支ヘラレネバナラナイ。コノ意味ニ於テカカル制度ノ効用ヲ發揮セシメル為ニ一層広キ立場ニ於テ総合的ニ考慮スルコトハ絶対ニ必要デアル。

三、実施要領

- (一) 出来得レバ明年一月ヲ起点トスルコト
- (二) 限度ノ算定、公表ハ差当リ六箇月ヲ一期トスルコト

- (三) 算定基準トシテハ国民所得、政府資金、物価其ノ他ノ総合指数ヲ用フルコト
- (四) 本制度実施ニ付テハ予算制度、公債発行制度及ビ日本銀行法ノ改正ヲ必要トスルコトアルヲ考慮スベキコト
- (五) 発行限度ニハ若干ノ弾力性ヲ認メルコトヲ必要トスベキモノノ限界ヲ超ユル場合ノ手続ハ權威アル委員会ノ議ヲ経ル等能フ限り嚴重ナルモノトスルコト

日銀券発行限度ノ設定ニ関スル附属意見

一、最高発行制限制度確立ノ条件トナルベキ金融問題

管理通貨制度ノ下ニ於テ通貨量ヲ意識的ニ増減セシムル為ニハ民間ノ資金量ガソノ政策ニ伴ツテ自由ニ増減スルト言フ屈伸力アル機構ノ存スルコトガ必要デアル。即チ

- (1) 有価証券市場ノ操作ニヨツテ資金量ヲ調節シ得ルコト
- (2) 手形取引ノ充分ナル発達ニヨツテ資金量ノ調節ガ円滑ニ行ハレ得ルコトガ要件トナル。然ルニ現在我国金融市場ニ於ケル有価証券市場ノ地位ハ著シク低ク又手形取引ハ殆ンド長期ノモノニ限ラレテ居ル状態デ何レモ通貨ノ調節ニ資スル機能ヲ欠イテ居ル。従而之ガ対策トシテハ

(1) 国債、社債及ビ株式等有価証券ノ取引ガ円滑ニ行ハレ殊ニ国民大衆ニヨツテ是等ノ証券ガ広く保有且活用サレル様ニ指導スルコト

(2) 長期手形ハ之ヲ成ル可ク速ニ整理償還ノ方法ヲ講ズルト同時ニ短期ノ手形取引ノ発達ヲ図ル様施策スルコト
ガ考ヘラレル。尚右ノ二政策ヲ進ムル上ニ於テ通貨安定ニ関スル諸方策ヲ講ズルコトノ必要ナルコトハ勿論デアアルガソレト並ンデ左ノ方法ヲトル必要ガアラウ

- (1) 証券業務ノ大衆化殊ニ公社債等ノ取引機関ノ健全ナル発達促進

- (2) 軍需会社整理ノ促進
 - (3) 平和産業ノ進行ト之ニ対スル金融ノ円滑化
- 二、最高発行制限制度運用上次ノ如キ方策ガ主タルモノトシテ考ヘラレル

- (1) 現行ノ臨時資金調整法及ビ企業整備資金措置法ニ基ク調整方法ヲ右ノ観点ニヨツテ運用スルコト
- (2) 政府歳入ノ臨時的増加ヲハカルコト(例之、専売価格ノ臨時的引上、随時調定ニ係ル税金ノ増徴)
- (3) 国庫ノ支出ニ就キ繰延ベ等ノ方法ヲ随時考慮スルコト

この意見は、当時の委員であった中山伊知郎、山口茂らの考えを反映し、管理通貨制のもとにおいても一定の通貨発行限度を維持すべきであり、それが国際経済への復帰のための条件にもなる、という見方に立つものであった。

その考え方は、さらに一二月ごろにとりまとめられた第二部会の意見書(草稿と思われる。提出されたか否かは不明)に、より鮮明にあらわれている。

戦後通貨物価対策委員会 第二部会意見書

一、発券制度

発券制度ニ関シテハ現行ノ管理制度ヲ基準トシ極力ソノ合理的運営ヲ期スルコト

- (一) 発券制度ノ根本問題ハ通貨ノ供給数量ヲ規制スベキ客観的基準ヲ確立スルコトニアル。嘗テノ金本位制ハコレヲ金ノ保有量ニ求メルモノデアツタ。シカシ金ノ保有量ガ一国ノ生産物需要ニ応ジテ供給サルベキ通貨量ノ規制ニ対シテ十分ナ基準ヲ与ヘナイコトハ今日明白ナル事実デアリ金本位制度ノ歴史ニヨツテ証明サレイルコトデアアル。管理通貨制度ハ正貨準備ヨリ離レルコトニヨツテ反ツテ通貨ノ供給量ヲ国民経済ノ実需ニ適合セシメントスルモノデアリソノ意味ニ於テ今後ノ通貨制度ノ根本ヲナスモノデアアル

- (二) 以上ノ如キ管理制度ハ素ヨリ発券制度ノミニヨツテ支持サレルモノデハナイ。発券制度ハソノ一ツノ表現ニスギズ、之ヲ支ヘルモノトシテハ更ニ一般ノ銀行制度、金利政策等ガ考ヘ併サレネバナラナイ。カカル広汎ナル基底ヲ考慮ニ入レテ通貨供給ノ客観的基準ヲ求メルコトハ事実上困難ナシトシナイガ多年ノ経験ト合理的ナ精神トハコノ困難ヲ打破スベキ十分ナ希望ヲ与ヘ得ル

- (三) 通貨制度ノ根本ヲ管理制度ニオク場合、特に考慮ヲ要スルノハブレトンウツツ体制ヘノ参加デアアル。ブレトンウツツノ体制ガ金本位的デアアルコトカラ之ニ応ズル国内通貨制度モ亦金本位的ナラザルヲ得ナイト考ヘルモノガ少クナイ。シカシコノ場合金本位的トハ金ノ価格ガ国内通貨ヲ以ツテ決定表示サレルコト以上ヲ意味スルモノデハナク、之ニヨツテ国内通貨ノ供給量ガ規制セラレルコトヲ意味スルモノデハナイ。従ツテ管理通貨制度ハ世界的ナ通貨連盟ヘノ参加ヲ妨ゲルモノデハナク、ムシロ我が現状ニ於テハコレヲ合理化シテ参加ノ基礎条件タル通貨価値ノ安定ヲ期スベキデアアル

- (四) 管理通貨ノ制度ハ既ニ正貨準備ニ重点ヲオクモノデハナイ。従ツテソノ通貨価値ノ保証ニ特定ノ財産価値ヲ必要トスルモノデハナイ。敢ヘテ言フナラバ通貨価値ハ国民経済ノ生産力ソノモノニヨツテ支ヘラレテイルモノデアアル。シカシ対外為替ノ調節ノタメニ又非常事態ヘノ対処ノタメニ金ソノ他ノ価値保証物件ヲ準備トシテモツコトハ少シモ妨ゲナクムシロ望マシイコトデアアル

- (五) 以上ハ通貨制度ノ根本ヲ管理通貨ニオク方針ニツイテ重点タルトコロヲ説明シタノデアアルガ我が現行ノ制度ハソノ運営ニ於テ決シテ十分ニ右ノ方針ヲ貫クモノトハ為シ難イ。殊ニ戦時ノ非常事態ニヨツテソノ合理性ヲ歪曲サレタ点ガ少クナイ。故ニコレヲ合理化スルタメニ次ノ処置ヲ採ルベキデアアル

- (イ) 日銀ノ独立性ノ確保

通貨ノ量の規制ヲ有効ニ実施スルタメニ供給担当機関タル日銀ニ独立性ヲ与フルベキデアアル。昭和十七年二月日銀法ノ改正ハ事実上日銀ノ機能ヲ政府ニ隷属セシメルコトトナツタ。コレニ対シテハ先ヅ政府ノ出資ヲ縮少シ人事支配ノ解放ヲ

図ツテ實質的ニ日銀ノ独立性ヲ確立セネバナラヌ

(d) 金利政策ノ活用

通貨ノ量ヲ国民経済ノ実需ニ適応セシメルタメニハソノ手段トシテ金利政策ヲ活用セネバナラヌ勿論コレハ日銀ノ政策ノミニ依ツテ実効ヲ期スベキコトデハナイガ金利政策ノ主体ハ中央銀行ニ在ルモノデアルカラ積極的ニ之ガ活用ヲハカリ併セテ一般銀行ノ金利政策ノ自由ナル発動ヲ馴致スベキデアル

(e) 支払準備ノ日銀集中

實際ノ需要ニ応ジテ供給通貨量ヲ調節スルタメニハ支払準備率ノ法定ガ有効デアル更ニ之ヲ日銀ニ集中スレバ一層理想的デアル。タダ一般銀行ノ公債保有ガ巨額ニ上ル現状ニ於テハソノ即時ノ実行ハ困難デアラウガ近キ将来ノ問題トシテ考究ヲ要スルデアラウ

(二) 最高発行限度ノ制定

最高発行限度ノ設定ハ国民経済ノ実状ニ応ズル通貨供給量ノ決定ニ裨ヲ与ヘル意味ニ於テ必要デアル。殊ニ今日ノ如キインフレーションノ進行過程ニ於テ供給量ノ適正ヲ期スル場合ニハ一層必要デアル。但シ実需ニ応ズル供給量ノ決定ハソレ自体ガ極メテ困難ナ仕事デアルカラ先ツ決定権ヲ日銀ニ委譲シテソノ責任ヲ採ラシメ、日銀ニ於テハ財政、産業、金融ノ各界ノ要求ヲ反映スベキ權威アル委員会ヲモツコトガ必要デアル

(b) 公債制度ノ改革

戦時中管理通貨制度ノ乱用ヲ可能ナラシメタモノハ日銀ノ公債引受制度デアッタ。終戦後ノ今日ニ於テハ財政ノバランス保持、赤字ノ克服ト相並ンデ公募主義ヘノ移行ガ促進サレネバナラヌ。引受制度ノ即時撤廃ガ不可能トスレバ日銀ノ貸出ト公債担保トノ関係ヲ修正シテ貸出ニヨツテ公債消化ノ行ハレルガ如キ態勢ヲ改メネバナラヌ

二、銀行制度

一般経済界ノ実状ニ応ジテ銀行制度ノ民主化ヲ断行シ、日銀ノ性格ト機能トヲ真ノ中央銀行トスルコト

銀行制度ノ改革ガ管理通貨ノ一環トシテ重要ナ意義ヲ持ツコトハ既ニ述ベタ。此ノ点ヨリスレバ改革ノ中心点ハ日銀及ビ特殊銀行ト市中銀行トノ関係ニアツマルト考ヘテヨイ。即チ一方ニ於テ市中銀行ノ日銀依存ノ態勢ヲ一擲シ、特殊銀行ノ民主化ヲ断行スルト共ニ他方ニ於テ金利政策ヲ中心トスル日銀ノ統制力ヲ回復スルコトガ肝要デアル。

(i) 銀行間ノ分業ノ確立

銀行間ノ分業ハ本来資金ノ流れノ性質ニ応ジテ行ハルベキモノデアル。戦時中ニ於テハコノ自然的ナ分業ガ特殊ノ法規ニヨツテ攪乱セラレル場合ガ少クナカッタ。コノ態勢ヲ改メテ各銀行ガ固有ノ業務ヘノ整理ヲ断行シ責任アル運営ヲ行フコトガ必要デアル即チ日銀ハソノ業務ヲ固有ノ金融ニ限定シテソノ範囲内デノ統制力ノ強化ヲハカルコト、戦時中ニ於ケルガ如キ産業金融ヘノ進出ハ今後必要デアルトシテモ間接的ナルコトヲ原則トスル。

特殊銀行ハ戦時中拡充サレタ業務範囲ヲ縮小シ、各特殊銀行本来ノ業務ニ限定スルコト、コレト共ニ金融其ノ他特殊金融機関ニツイテモ整理ヲ行フコトガ必要デアル一般市中銀行ニツイテハ日本経済ノ中小規模化ノ過程ニ於テ工業金融ト商業金融トノ明確ナル区別ヲ行ヒ得ル事情カラ各特有ナル銀行ノ機能ヲ發揮スルヨウニスルコト必要デアラウ

(ii) 銀行ノ民主化

日銀ノ独立性ノ確保ガ政府支配カラノ解放ヲ通ジテ行ハルベキコトハ既ニ述ベタ如クデアル。特殊銀行ニ付テモ同様ノ方向ニ沿ヒ政府ノ人事支配ノ解放ニヨツテ民主化ガ行ハレナケレバナラヌ。一般市中銀行ハ制度的ニハ多ク言フベキ所ガナイガソノ業務ノ内容ニ於テハ中小商業金融ノ重視ニヨツテ實質的ニ民主化ヲ促進スベキデアル。又民主化ノ前提タル責任感ノ確立ト言フ点カラ言ヘバ預金ハ自己資本トノ関係ノ調節、支払現金準備ノ確保等考慮スベキ点ガ多イ

(c) 金利政策ノ自主性ノ回復

戦時中金利政策ガ睡眠状態ニアツタノハ銀行ノ活動全体ガ自主性ヲ喪失シタ事情ニヨル、従ツテ今日ニ於テハ一般市中銀

行ノ自主性ノ回復ト共ニ其ノ活発ナル金利政策ヲ回復スルヨウ誘導セネバナラヌ差当ツテハ補償問題ノ如キ之ガ障害タル問題ノ速急ナル解決ヲハカルベキデアル

三、対外問題

対外的通貨対策ハ近キ将来ニ於ケルブレトンウツツ協定ヘノ参加ヲ目標トシテソノ態勢ヲ頓フベシ

ブレトンウツツ体制ヘノ参加ハ政治的ニハ新シキ平和世界ヘノ参加ノ確認ヲ意味シ経済的ニハ世界経済ノ構成員タルコトノ承認ヲ意味スルモノデアル故ニ能フ限り参加ノ時期ヲ促進スベク努力セネバナラス。タダコノ協定ヘノ参加ハ他面ニ於テ我ガ国ノ国際的地位ノ承認ヲ前提トシ国内体制ノ安定ヲ条件トスベキガ故ニ早急ニ実現ヲハカルコトハ困難デアル

現状勢ノ下ニ於テハ右ノ前提乃至条件ノ達成ニ努メルト共ニ通貨制度ノ側カラモ之ヲ促進スル手段ヲ講ゼネバナラス

(イ) 通貨価値基準ノ決定

ブレトンウツツ協定ノ本質ハ純然タル金本位制デハナイカラ国内的ニ金本位制ヲ必要トシナイノハ勿論デアルガ、「基金」トノ取引ノ必要上対外的ニ通貨価値ヲ金純分量ヲ以テ表示スルコトガ必要デアル。コノ基準ヲ如何ニ決定スルカハ為替ノ問題ト共ニ今後ノコトニ属スルトシテモ、之ニ対スル準備トシテ我貨幣法第二条ヲ再検討スルコトハ避クベカラザルトコロデア

(ロ) 為替集中制度ノ強化

為替管理ヲ撤廃シ自由ナル為替取引ノ基準ヲ確定スルコトハブレトンウツツ協定参加ヘノ重要ナル前提条件デアルガ戦後ノ過渡期ニ予想サレル貿易ノ実状ハソノ即時ノ履行ヲ困難トスル。従ツテ貿易ノ回復スルニ従ツテ外貨資金ノ有効ナル運用ヲ確保スル為、為替集中制度ヲ強化スルコトガ必要デアル

(ハ) 為替換算率

日米間ノ為替相場ハ正常ナル取引関係ナキ現在、合理的ナル決定根拠ヲ見出シ難イ従ツテ現在コノ問題ヘノ対策トシテハ

内外ノ経済態勢ヲ整ヘテ抑モ為替ヲ問題トスベキ経済的地盤ヲ作ルコトニ重点ヲオクベキデアラウ。当分ノ間或ハ駐屯軍ノ内部経理ニ於テ又若干物資ノ輸出入ニ就テ取極メタルベキ暫定相場ニ付テハ之ガ変動ノ可能性ニ顧ミ国内物価ヘノ作用ヲ能フ限り間接的ナラシメタルコトヲ要スル

新タニ外地トナレル地域、殊ニ朝鮮、台湾トノ関係ニツイテモ根本的ニハ同様デアルガ右地域ノ対日関係ガ極メテ密接ナルコトカラ之ガ対策ニハ一層緊急ヲ要スルモノガアル。将来利害関係ノ密接ナルコレラ諸国ノ間ニ通貨連盟ノ如キガ構成サレル場合ニハ日本モ欣然之ニ参加スルノ用意ヲ整ヘルベキデアラウ

四、新通貨ノ問題

戦争利得税及ビ財産税ノ新設ニ当ツテハ确实ニ課税対象ヲ捕ヘ且脱税ヲ防止スルタメ新通貨ノ発行ガ必要デアル。タダ現状ニ於テハ貨幣通用力ノ切下ハ必要デハナイ。故ニ之ヲ行フニ当ツテハ十分ノ用意ヲ以テ迅速ニ事ヲ処理シ所謂平価切下ト混同セラルル等無用ノ混乱ヲ惹起スルコトナキヤウ慎重ナル注意ヲ必要トスル、同時ニ一部現金ノ預金化ヲ行フコト(以下欠落——引用者)

この報告はいっそう広範に正統的な金融の制度と政策の復帰を求めており、日銀の独立性の強調、金利政策の活用と自主性回復、支払準備の日銀集中、銀行間分業の確立、中小企業金融を重視するなど、銀行業務の「実質的民主化」、国際経済への復帰などが盛られている。とくに最後の「新通貨の問題」の項は、一二月はじめにいたり、当時進められていた財産税徴収と新通貨の切替えの考え方がこの委員会に提示され、武井大助委員から「新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件」(二〇・一二・八)と題する文書⁽²⁾が提出されていることからわかるように、当時進められていた立案との関係でつけ加えられたものようである。

こののち委員会は、二一年に入っても存続したが、金融政策に関しては本委員会はみるべき活動を示していない。

この委員会の功績は、当時の金融政策についての基本的な考え方をとりまとめた点にあったが、同時に、次章以下にみるような急激な変化に対応するためには、その提案はあまりにも原則的、一般的であったといふべきであろう。

- (1) 以下は、大蔵省資料Z六〇四―二八、二九、三〇（文書課文書―戦後通貨対策委員会）による。
- (2) 大蔵省資料Z五〇五―一（物価関係措置一）。

第二章 金融緊急措置

第一節 立案過程

一 緊急措置の発想

昭和二〇年一〇月以後、インフレーションの高進がだれの目にも明らかになったとき、財政金融当局はそれへの対策を真剣に考慮せざるをえない状況に立ちいたった。その時期について、当時の大蔵大臣波沢敬三は次のように回想する。⁽¹⁾

一二月の初めじゃないかと思いますが、日にちは覚えていないのですけれども、山際（正道——引用者）君が次官として来て、……期せずして二人が言い出した。とにかく非常に大きな預金がある、この預金はみなうそになっちゃった。裏づけが全然ないのだ。相当公債も出しておる。この公債をそのままにして置いたら大きなインフレーションを起すだろう。これはキャピタル・レヴィをやるより手が無いのじゃないか。……その時にはまじめな気持で一億戦死だと言っておったんじゃないか。まだそういう気分が残っておるころです。だから一べんみな死んだと思って相続税を納めることにしたって悪くないじゃないか……

こうして財政面における財産税の発想がきまったあと、それではと主税局長池田勇人を呼び、その方針を指示して財産税の研究をはじめた、と渋沢は述べている。

これよりさき、幣原内閣が成立してまもなく東大教授大内兵衛はラジオを通じて、戦時債務を棒引きにするくらいでなければ戦後再建はむずかしい、大蔵大臣は蛮勇を振るえ、と演説した。戦後の再建とインフレーションの抑制のために「清水の舞台から飛び降りたくらいの金融財政措置」をとろうという「お札の切替えから財産税」までの構想が、大蔵省のおもだった人々の頭の中で動きはじめたのはこのころからだろう、と愛知揆一は回想している。⁽²⁾ それから霧田気のなかで、さきの渋沢蔵相の指示に従ったことか、あるいはそれとは独立に事務当局が起案したのかは明らかでないが、当時の文書課長用文書綴中に、一〇月二九日付の「財政再建ニ関スル件」と題する文書があり、それには財産税と預金の封鎖を併行する通貨交換の発想が盛られていた。⁽³⁾

……(前略)……

二、右着想ヲ具現スベキ対策

(1) 新税——新日本財政再建ヲ目的トシ全国戦死ノ觀念ヲ以テスルコト

(イ) 戦時財産増加税

計約一〇〇〇億ヲ見込ムコト

(ロ) 財産税

物納ヲモ認ムルモ納税者ヲシテ食納^(ママ…金?)、特殊預金納、公債納ヲ為サシムル如ク工夫スルコト

(2) 通貨ノ整理

(イ) 新紙幣ノ発行

財産税徴収ノ技術的必要^(ママ…退?)(限蔵通貨ノ吸引)ヨリスルモ絶対ニ実行スルコト(平価切下の感覺ヲモ取入ルルコト)

(ロ) 新旧紙幣交換ニ際シ預金ノ封鎖ヲ併行スルコト

新通貨ニ依ル預金

旧通貨ニ依ル預金

(ハ) 最高発行限度制ノ復活

(3) 歳出ノ整理

(イ) 軍需企業等ニ対スル補償

総動員法、軍需会社法、防空法等法令ニ基ク補償ニ付テハ戦争保険其ノ他ト総合的ニ査定シ現制ノ公債ヲ交付スルコト尚

右ハ租税ノ対象トナルコト固ヨリナルコト

(ロ) 価格差補給金補助金ノ徹底整理

(ハ) 給与ノ大幅改善

(4) 賠償

(5) 社会条件ノ確立

以上の覚書は、管見の限り、財産税と新円発行、預金封鎖の発想を文書の形ではじめて示したものであった。

渋沢の回想には「一億戦死」、右の文書にも「全国戦死」と同じ言葉を使っているように、共通の発想に立っていたことは明らかである。その先後の関係ははっきりしないにせよ、財産税とあわせて何らかの通貨措置を行なうという構想は、大蔵省内部においてこの時点にはほぼ成立したとみてよいであろう。これを受けるように、主税局の財産税構想に関する文書についてみても、一〇月三〇日付のものにはまだみられなかった財産税徴収手段として、現金預

入れ、新円切換えを行なう案が一月二日付の文書に入っていることは、この発想がこの時期に大蔵省内に浸透しつつあったことをもがたっている。⁽⁴⁾

このような案がひそかに検討されているとき、この構想は意外な方面から世間にひろまった。すなわち、一月九日の『朝日新聞』は、次のニューヨーク電を掲載した。⁽⁵⁾

ニューヨーク一月七日発S F II 共同

権威ある筋より得た情報によれば今後は財閥解体に引続きさらに次の如き処置が取られる模様である

一、戦時中の利得を財閥から回収し財閥の富を再分配し高率の所得税を旧にさかのぼつて賦課する

二、つぎに資本税を設定し財閥資産に対し二十パーセント程度徴税する

三、その後現在流通の円を廃止し新しい円に切換る、すべての円保有者には新円に交換する義務を与へるであらう

これに対する反響は大きく、翌一〇日の『日本産業経済』(『中外商業新報』の後身)は、ただちにそれについて、山際大蔵次官と日本銀行当局の談話を掲載した。⁽⁶⁾

ニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙東京特派員フランク・ケリー氏は権威ある筋の情報として現行「円」の廃止並に新

「円」の発行を伝へているが、右の新円発行問題は巷間所謂平価切下論として一部に流布されて居り、今後における我国財政

金融の全般に関し、極めて重大且つ微妙な影響を与へているが、右に関し山際大蔵次官は九日記者団の質問に対し次の如く答

へた

◇……外電の伝へるやうな新円発行の問題はこれを円価値に関するものと考へる時は、全く不適当且つ不必要と思ふ、即ち例へば現行の一円紙幣を新しい五十銭紙幣と引換へるやうな事は貨幣価値の引上が求められてある現在、其反対を行くもので、

インフレ対策としては無意味である、しかしこれを財産税施行上の技術として考へれば確かに一つの方法たり得る

◇……即ち今後財産税を施行する場合銀行等の預金引出などが当然予想されるが、かうした場合財産税実施上に於ける財産調査の一方法として現行円と等価で新円を発行することは十分有効な措置と考へてゐる

戦後の財政処理には難問題が山積してをり、又既に通貨発行が巨額に上る現在今後の通貨価値維持について一般に懸念を持つのは尤もであるが、今回米紙特派員の東京電報として伝へたところは財産増加税とか、財産税を創設した場合の徴税技術上の問題として考へらるべきもので、通貨制度の根本に触れ平価切下げや幣制改革を意味するものではない

この報道が「平価切下げ」や「幣制改革」を伴わない「財産税徴収上の一技術」としてにせよ、通貨交換「新円」発行の可能性を肯定したことは、当時すでに進みつつあった換物運動に拍車をかけたことは想像にかたくない。事態に敏感な大蔵省事務局は急いで通貨措置を一つの柱として含む緊急経済政策を実施し、経済再建へ足掛りをつかもうとするに至った。いかなる場合にもモラトリアムを行なわないという敗戦時の政府の声明はなお一つの拘束になつてはいたけれども、もはやその言明にこだわってはいられない、という危機感が強まってきたのである。

一月二〇日、大蔵省事務局(文書課と推定)は「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)」⁽⁷⁾を起草した。そして一月二二日、同名の文書が大幅に改訂拡充されてつくられた。両者の基本線は同一なので、二二日案をとれば、その内容はほぼ次のようである。

まず、「第一 趣旨」は、「我国現下ノ社会経済情勢ハ一触即発ノ危機ニ直面セリ」にはじまり、経済力の低下、通貨・物価の不均衡、「遊民ノ退職金」も欠乏し、主要企業は休止し、食糧は不足し、闇ブローカーは著増し、「新

円ノ発行及財産税賦課ノ報道ニ拍車ヲ掛ケラレ預金ノ引出及換物化急激ニ激化ノ傾向ヲ示シ、国民道義は低落し連合軍の圧迫は強烈化するなど、「現状ノ儘放置センカ何時破局的インフレーションヲ誘発シ社会経済秩序ヲ破壊セシメ我国ヲシテ再建不可能ニ陥ラシムルヤ測リ知レザル危局ニ遭遇シ居レリ」。この際「我が国力ヲ挙ゲテ技本的且下ラステイツクナル通貨価値ノ安定、浮動購買力ノ吸収及財政収支均衡方途ヲ速急ニ実施シ、之ト併行且総合的ニ果斷且積極的ナル食ノ安定、就業対策及経済ノ自主的振興方策ヲ強力ニ推進シ進ンデ新日本再建ノ基盤ヲ造成スルコト最モ喫緊ノ要務トス」。そのため政府は「一大決意ヲ以テ一丸トナリ機ヲ失セズ全国民ノ赤心ニ懇ヘ早急ニ断乎トシテ強行」すべきだという、はなはだ調子の高いものであった。

「第二 要領」の要は、「一、大蔵省ニ於テ速急ニ実施スベキ方策」と「二、右通貨及物価面等ニ於ケル措置ニ先行又ハ併行実施スベキ施策」に分かれ、前者の要点は次のとおり。「(一) モラトリアムノ実施ト新通貨トノ引換」——若干の例外を除くほか、預貯金引出は一カ月一定額以内に限る。期間は昭和二二年三月までとするも、財産税徴収等により浮動購買力吸収後はなるべく速かに解除する。会社その他企業の支払いは俸給給与以外の支払はその支払の内容を付記した小切手による。モラトリアム実施と同時に新通貨への引換えを行ない、その際一定額以上はすべて預金化する。「(二) 個人ノ浮動購買力及会社其ノ他ノ企業ノ投機居食資金ノ吸収」——封鎖した預金に財産税を課し、通貨量を圧縮する。個人に財産増加税及び預金に対する場合よりも税率の高い動産不動産に対する財産税を課し、法人には戦時利得税及び財産税を課する。すべての補償金及び命令融資は全廃、もしそうした処置を必要とするものがあれば当分の内直接国営化。「(三) 物価及賃金統制ノ原則的撤廃」——米価は生産費と供出促進を主眼として引き上げ、麦、石炭、肥料、運賃についてもこれに準ずる措置をとり、できれば物価体系を整備しつつ自由価格と

し、他の物品は統制を撤廃する。官吏の給与を大幅に引き上げ、一般の賃金給与統制を撤廃し、勤労による新しい購買力を造出する(四)は補償金、命令融資撤廃云々の再出)。「(五) 財政均衡ノ回復」。

また後者の大要は次のとおり。「(一) 国民生活特ニ食ノ安定」においては、当面の配給、供出、増産対策等を取りあげ、かつ米、麦、燃料の輸入のため要すれば骨董、貴金属を回収するとされており、あわせて恒久的対策として石炭、肥料の増産、開墾、機械化、裏作励行、品種改良等に及んでいる。「(二) 就業対策ノ実施」においては、国民皆勤、能率増進運動の展開をうたい、応急措置として、戦災地、田畑の修復、空ビルのアパート化などを失業対策として国営するとともに、農場、塩田、肥料・農機具工場の国営、山林原野の開墾と牧場等の国営、河川、道路の新設、水力発電設備の建設、などがうたわれる。また、「(三) 経済活動振興方策」には、「右物価ノ安定、居食資産ノ吸収ト共ニ本年内ニ操業セザル工場ノ資材設備等ヲ金融機関ノ担保トシテ回収シ、他活動企業ニ有効ニ配分ス」とされていた。

「第三 措置」では、モラトリアムと新通貨交換は二月初旬召集の第八九議会后勅令をもって実施、物価賃金の統制撤廃はモラトリアム実施後の適当な時期に実施、財産税その他は第九〇議会上に提出、「食ノ安定及就業対策費」は第八九議会上に提出する、とされていた。

またこれに付属する同日付の「社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルべき点」⁽⁸⁾には、(1)物価とくに米価の水準(一石五〇〇円位)、(2)給与及び賃金の水準(月給八〇〇円程度)、(3)新通貨の準備、(4)物価引上後の単位、(5)封鎖預金の払出容認額(米価を五〇〇円とすれば一人月一〇〇円となる)、(6)封鎖解除の時期、(7)財産税の課税方法、(8)米の配給方法、(9)就業対策費の総額(失業者八〇〇万人のうち五〇〇万人を就労させるとして、一人一日一〇円、

月二五〇円、年額一五〇億円)、⁽¹⁰⁾ 予算はどうなるか、⁽¹¹⁾ 連合軍の協力を得られるか、⁽¹²⁾ その他の問題、となっており、それぞれの問題についての一応の考え方が述べられている。

この文書を出発点として、緊急措置の具体案が発足するのである。この文書の意義は、次の三点にあったとみることができよう。

第一に、金融措置を単に財産税施行上の「一技術」に終わらせることなく、むしろ食糧対策、石炭対策、経済活動振興等の総合政策の一環として経済再建の契機たらしめようと意図したこと、第二に、官吏の大幅ベースアップと重点部門以外の統制撤廃を企てたこと、第三に、国営化を含む思い切った「社会化」⁽¹³⁾ の方向が示されていたこと、この三つの特色のうち、実施の段階にまで貫かれたのは、第一の総合政策としての実施の部分のみであった。統制はこれを契機にむしろ再開されたし、社会化の方向は否定されたが、一時的にせよこうした「ドラスティック」な方向が政策当局によって企図されたことは、当時の社会情勢を反映するものといえよう。⁽⁹⁾

一方、一〇月ごろになると、戦後のヨーロッパにおける通貨処理についての情報も入ってくるようになった。たとえば、フランスでは一九四五年六月、一世帯当り六〇〇〇フラン、扶養家族一人当り三〇〇〇フランを限って新旧通貨の交換を行なったし、イタリアでは、近く旧通貨の九〇%を現金で、残り一〇%を公債をもってする交換を行なう予定であり、ベルギーでは、一九四五年五月、家族一人当り二〇〇〇フランを限って新旧通貨の交換を行ない、残りの四〇%は暫定的、他は恒久的封鎖預金とする、引出しは毎週一〇〇〇フランに限る、恒久的封鎖預金は長期国債に強制的に振り替える、などの処置をとっていた。⁽¹⁰⁾ このような事実が知られてくるにつれ、日本においても至急何らかの処置をとる必要が痛感されたのは当然であろう。

一月二六日、渋沢蔵相は記者会見を行ない、財政再建の腹案を説明した。戦時利得税、財産税の両税と戦時補償の実施に当たり、生産増強の立場から総合処理を行なう、実施と同時に新円を発行する云々、と説明した。⁽¹¹⁾

つづいて一二月に入って開かれた第八九議会の予算総会では、蔵相は両税賦課と新円切換えにつき、次のように言明し、現金の封鎖についても実施を匂わせる発言をしていた。それが預金の引出しや換物運動を促進したことは想像にかたくない。⁽¹²⁾

◎ 十二月三日両税賦課につき、——「同様に現金を課税の対象とするに付いても新様式の日本銀行券を発行し現銀行券と強制的に交換せしむる措置を講ずる所存である」

◎ 四日、「脱税防止のため新円を発行する場合現金の封鎖を考へているか、印刷能力等新円発行に関する準備は完全か」という川崎(克——引用者注)議員の質問に対して、——「印刷能力その他の準備には確信がある、何時実施するかといふ点は来年中といふことは言明できる、今後、新円といはず『新様式の日本銀行券』と呼びたい、新円といふと何か平価切下げを想像させて思はしくないからだ、又現金の封鎖について

表 2-1 全国銀行預金貸出金残高の推移 (単位：百万円)

年 月	預金計	うち 当座預金	うち 普通預金	貸出金計	日本銀行 貸出金	通貨 発行量 (月末)
昭和 20年 6月	97,773	10,034	27,425	65,208	20,994	27,346
7月	104,743	10,500	29,632	71,085	23,548	29,637
8月	111,944	12,033	33,257	74,616	30,346	43,497
9月	120,665	12,149	36,797	83,053	23,626	42,625
10月	122,247	11,467	35,569	85,984	26,196	44,398
11月	122,712	11,680	34,714	90,223	29,581	48,944
12月	119,829	10,805	31,166	97,621	37,838	56,658
昭和 21年 1月	118,514	11,034	29,949	103,591	40,956	59,785
2月	122,683	12,584	33,348	105,983	41,544	55,577
3月	136,845	15,893	41,609	106,088	28,649	24,598

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和21年12月〔昭和21年版〕第一部(金融財政)、23年3月〔昭和22年版〕による。

は考慮中である」

事実、銀行預金は表2-1に示すように、秋になって減少の傾向に向かい、とくに当座預金、普通預金の場合が著しかった。他方銀行の貸出は激増し、九月に入って一時減少した日銀貸出は一〇月以後再び増勢に転じている。貸出の増加の理由は、一つは大銀行と大企業（旧軍需会社）の間で戦時中以来の關係が絶ち切れず、つなぎ資金の融資が行なわれたことである。興銀と五大銀行とが軍需会社に対して行なった融資は八月から年末までに三七億円に達し、これら銀行のこの間の一般融資六三億円の五九％に達している。また、一般の思惑資金と見るべきものも多かったことは、二一年一月七日全国銀行協会連合会が、「思惑、買溜又は闇取引に利用される恐れのある資金の貸出は絶対に避けること、会社に対する繋ぎ資金の融通は特に必要最少限度に止めること」の申合わせを行なったことから明らかであった。⁽¹³⁾ 貸出増加は避けがたく、預金の引出しは続くとするれば、やがては金融機関の取付から金融恐慌という最悪の事態の発生にもそなえなければならぬ。少なくとも金融当局としてはその対策を配慮しなくてはならなかった。当時日本銀行にあった吉野俊彦は、金融緊急措置にふみ切った理由を金融機関の危機の回避を強調しつつ説明しているが、それはこうした金融面からの見方を示すものといえよう。⁽¹⁴⁾

さて、大蔵省内部における政策の立案は次のように進化した。ここに一二月中に作成された文書を日誌ふうにかかげ、主要なものについて若干のコメントを加えることにしよう。⁽¹⁵⁾

- 一二月二日「通貨物価安定措置ノ構想（未定稿）」（同名のものが二種類ある）
- 一二月二日「社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点」（一二月二日の「問題トスベキ点」の改訂）
- 一二月四日「通貨物価安定措置具体案（未定稿）」（同名のものが二種類ある）⁽¹⁶⁾

一二月一六日「物価ハ何ウシテ下ゲ又之ガ安定ヲ維持スルカ」（当面ノ物価対策ニ関スル一構想案）

日付なし「預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件」（預金封鎖について詳細に検討し総合施策について論及、銀行局関係者も参加したものと推定）

一二月二二日「預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件」（銀行局、前者の改訂とみられる）

一二月二六日「財産税創設上ノ諸問題点」

一二月二六日「食糧確保等最低民生維持緊急対策要綱（案）」（昭和二十一年一月上旬ヲ期シ米麦ノ専売ヲ断行スルコト）

（「米麦ハ一応政府ニ於テ本年ニ限り米一石五百円 麦一石二百五十円ニテ全部ヲ買上ゲ」一定量以上の保有農家には売戻手續をとる、「昭和二十一年一月上旬ヲ期シ昭和二十一年中ニ限り預貯金ノ支払制限ヲ行ヒ」……一月一五日に預金封鎖を行なう。輸送力管理のため、すべてのトラック（必要あればオート三輪車を）国家で借り上げる。食糧増産および就業対策の早期実施（戦災地の田畑化、肥料増産、焼ビルのアパート化、文化的組立住宅の量産、社会保険制度の早急実施、米価一石三〇〇円を基準とし昭和一一年価格の一〇倍を標準とする応急的新物価体系の指示、給与の改善などを含む総合施策案。この時期における食糧危機対策に全政策体系の焦点をあわせたもの）

日付なし（前文書と同時期と推定。いずれが早かったか不明）「社会経済秩序安定緊急対策要領案」（大蔵省と内閣および各省が分担してとるべき政策の一覧。大蔵省では財産税の細目発表とともに普及宣伝と脱税防止措置をとり、かつ、預金封鎖、新規適正購買力の造出「封鎖債権の合理的解除、新給与水準の設定、産業資金の調整、暫定物価水準の策定」、等を行なう。内閣と各省では、政治力の結集を行ない、食糧の供出を促進するほかに、学校の臨時休業、就業対策等を含む）

一二月二八日「米ノ強制供出制度ニ対スル意見」（「米ノ強制供出制度ヲ実施スルナラバ寧ロ此ノ際米麦専売制度ヲ実施スルヲ可トスベシ」）

一二月二八日「財産税ノ実施ニ関シ差当り考慮スベキ事項」

「二月二十九日「銀行ノ流通通貨ノ封鎖及新券ノ引換」(新券引換のために必要な新券の量の推定。新券が揃ったのちに交換するとして旧券にスタンプを押捺して使用する)

「二月三〇日「預貯金ノ一時封鎖並ニ現行通貨ノ預金化及簡易引換措置ニ関スル件」(預金等ノ一時封鎖ニ関スル件)の改訂)

「二月三〇日「社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案」(二月二十六日付同名案の「内閣及各省」の部分を改訂したもの。そこで明示されなかった米麦専売案が入っているなど、改訂のあとがみとめられる)

以上のあわただしまでの文書の氾濫は、当時の危機感をしのぶに十分であろう。とくに昭和二〇年度産米は未曾有の不作で、平年作の三分の二の四〇〇〇万石程度とわかったとき、食糧危機の問題がクローズアップされたのも当然であった。⁽¹⁷⁾そして、その一群の文書をしめくくるように日付のない「当面緊急ノ食糧問題等ニ就テ」と題する文書があり、切迫した食糧対策について話し言葉で述べているが、その内容は上記の「食糧確保等最低民生維持緊急対策要綱(案)」(二月二十六日)ないし「社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案」(二月三〇日)を骨子としたものであった。食糧不足によって、生活はきわめて苦しく、餓死者も出、暴動が起こるかも知れない、その対策として米麦専売、預金封鎖、輸送力管理を行ない、さらに食糧増産につとめる要があるとし、食糧危機の突破を中心にすえて金融措置を含む総合対策の要を説いたのち、これは「一ツノアイデア」にすぎないが、その実行のためには、内閣全体、各省庁、さらに各政党の協力が必要であり、その上で連合軍総司令部に食糧輸入を懇請しようというのである。これは大蔵大臣の閣議ないし閣僚懇談会における演述の草稿として事務当局によって準備されたものと推定される。事務当局は大臣に対し、緊急に具体的行動を要求したのである。

二 総合政策の体系化

これ以後政策が具体化するのには速かった。

詳細な点については、当時の大蔵省関係者間にも異なった回想があつて正確ではないが、大筋は次のように進行的であった。

「二月三十一日、文書課長愛知揆一、その筆頭事務官西原直廉らは、渋沢蔵相に会つて前記の緊急対策の要を説いた。ややはっきりしないのは、蔵相はこのときただちに「新旧円の切替えや、封鎖をやるう」とまで断を下したのか、そこまではゆかなかつたのかという点である。⁽¹⁸⁾しかしいずれにせよ渋沢蔵相は、当時の幣原内閣が「経済的感覚がない」というので、その翌日、昭和二一年元日年賀に参内したときに内閣書記官長次田大三郎に話し、次田も緊急措置をとることに同意して内閣審議官橋井真(商工省出身)に命じ、一月二日には総理官邸において緊急経済対策について各省関係者を招集して会議を開いた。⁽¹⁹⁾一月二日の会議では、次田書記官長から「食糧ト石炭トニ重点」をおく、「之ニ通貨——例之戦災者救済ノ如キハ後廻シニナルモ已ムヲ得」ないむねの方針提示があり、ついで内閣の試案が述べられたが、それは上記の大蔵省の考え方にほぼ沿つてより重点を明確にし、若干の新構想をつけ加えたものであった。⁽²⁰⁾まず(1)食糧について、「イ、米麦センサス、ロ、専売、ハ、生鮮——増獲、ニ、高級娯楽ノ停止、ホ、見返品、ヘ、輸入——具体的措置」、(2)石炭について、「イ、労務者ニ対スル措置、ロ、経営ノ国家管理」、(3)通貨について、「(イ)新円引換、全国国民同一基準——概ネ二カ月分以外既存資金ノ封鎖——利子ヲ支払ハズ、(ロ)産業資金、(ハ)戦災復

興、選挙、不時ノ費用、(二)完全就業、(三)新規所得—封鎖セズ、(四)価格料金、賃金、一般給与—均衡回復、(五)二カ年後ニ安定、解除」。

最後に、(4)其の他「○鉄、石炭、肥料、船舶ニ付、綜合官庁、国営乃至半国営、軍需補償ノ急速完了、復興金融会社、○連合軍司令部、各政党、職能代表」。ここには、大蔵省案の就業対策がけずられ、主要産業向けの綜合官庁設置、国営ないし半国営化と復興金融会社が提案されていた。のちの復興金融金庫についての最初の発想である。この試案に対して、農林省、内務省警保局、商工省等から現状の説明があり、供出については政府の信用を回復しなくてはならぬとか、米不足は地域的問題だとか、アメリカから極秘に五二二万ピクルの綿花の輸入許可があったとか、さまざまな意見や情報が開陳された。

次田書記官長はセンススは「『マ』ニ対スルジェスチュアヨリモ必要」と述べ、センスス、専売、供出とも時期がポイントであり、処罰等について立法措置をとりおくことが大切と述べ、締めくくるように「此ノ内閣ハ食糧内閣トイフ性格ニハツキリスル」「八日ノ定例閣議ニ食糧ト通貨問題ヲ上提スル」と述べたのであった。

ここで各省はほぼ内閣試案の線にそって所管事項についての具体案を作成することになったのである。

大蔵省の場合、一月三日から四日にかけてはじめて緊急措置令などの原型がつくられた。一月四日、六日の案は「金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)」と題されており、六日案は四日案の施行規則をも本文の中に採り入れたものであったが、その第一条は「本令施行ノ日ノ前日以前ニ発生シタル私法上ノ金銭債務ハ昭和二十一年七月三十一日迄其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ」とし、第二条は、国や地方公共機関の債務の支払、給料、賃金の支払および「法人事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル金融機関ノ預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指示ス

ル限度ヲ超エザルモノ」などの例外を定めていた。この時点では生産活動を阻害しないように注意が払われていたことに注目したい。規制の中心はあくまで消費購買力の吸収におかれていたのである。第三条は、七月三十一日まで第二条と同様の例外はあるが、金融機関の資金の貸付と手形割引を禁止し、第五条から第七条は二月一〇日より三月一〇日までの間に新通貨との引換えを行ない、旧通貨を預金とすべきことを定めていた。なおこの時期には、まだ証紙貼付のことは表面化していなかった。

なおこれより先の一二月のある日、大蔵省の終戦連絡部長であった木内信胤は総司令部経済科学局のボグダン(Bogdan)に、「日本もサム・タイプ・オブ・コンヴァージョンが必要ではないか」といわれたそうである。⁽²¹⁾ アメリカ側も日本側が自らの責任においてこの種の措置をとることを内心期待していたと思われる。しかしこの時期の占領軍は、日本経済の復興は日本人自身の責任であるという態度をくずしていなかったし、日本側も財産税については占領軍と連絡しながら、この時期には金融措置については何の通報もしていなかったようである。占領軍との話合いがはじめられたのは、のちに見るように、一月二日以降、本案の内容がほぼ定まったのであった。

さて、一月二日に次田書記官長によって示された緊急措置をめぐる閣議は、予定どおり一月八日に開かれた。⁽²²⁾

閣議の中心議題は食糧対策であり、供出の促進、各種倉庫の米麦在庫量の在庫高の申告、臨時の在庫検査、隠匿蔵食糧の動員、主食圏取引の取締と蔽罰主義、農産物増産のための肥料、農機具、綿製品、家庭薬等の確実な配給と増産、主要食料の粉食化、都市の幽霊人口や職種詐欺等の取締などがおもな事項であった。また、この日は未決定であった「第二、通貨対策」については、

一、差当り財産税等ノ課税ニ付左ノ措置ヲ講シ既存預金ノ購買力化ノ防止、浮動購買力ノ預金化及一般購買力ノ縮減ヲ促成ス

として、財産税細目の速やかな公表、早期徴収、脱税の防止、財産税課税の際預貯金については「二割ヲ用途トシテ之方免税」を行なうこととされており、新円発行、預金封鎖については秘密保持のためか何ら語るところがない。

なお、「米及石炭ノ価格ヲ基準トシテ新事態ニ応ズル物価水準体系」の確立がうたわれ、付記として輸入懇請、消費の購入制限、失業対策事業の実施、石炭増産方針の強力な遂行、などがあげられていたのであった。

この時期大蔵省では、「金融緊急措置令」「日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令」「企業ニ対スル緊急資金措置要綱」などの改訂案があいついで起案される。この内容をいちいち示すことはできないが、ここでは、「金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)」第二条の例外規定のうち事業に関する部分が「事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ命令ノ定ムル所ニヨリ為スモノ」と広範化されており、また、銀行の貸付と手形割引の禁止を定めた条文が削除されたことのみを指摘しておこう。一月一〇日前後と推定される証紙貼付の発想を示す勅令案が残されており、この時期に証紙の使用が決定されたと考えられる。

一方、一月一三日には、「復興金融会社設立要綱(試案)」がまとめられた。⁽²³⁾ その「狙ヒ」は、危機的状況の下で「我国ハ民需生産ノ再興ヲ阻害スル一切ノ原因ヲ除去スル為、総合的計画ノ下ニ凡ユル積極的施策ヲ講ズベキ」であり、「民需生産ノ金融獲得難ヲ除去」するためにこの会社を設立し、民需産業に対して一般金融機関が「金融ノ危険ニ堪ヘ得ザル実情ニアル為政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金融通ヲ為スベキ特殊金融機関」を設立して「注ギ水」の役割をなさしめ、あわせて一般金融機関の保有する不安定資産(軍需融資と在外企業に対する融資)をこの機関に肩替りさせて一般金融機関の民需融資を促進せしめようとするのであり、組織上も復興部と整理部に区分運営しようというのであった。戦時金融金庫の再版とでもいうべきこの構想を、インフレ対策とどう関連させて考えていたのかに

ついては疑問であるが、生産の再開、重要物資の増産という視点からみれば、一般の購買力を抑制し、限られた分野に資金を投入しようとする構想は案外抵抗なくうけ入れられたのではなかったかと思われる。

その後一月二二日には、「復興金融会社設立要綱(試案)」が再度作成され、「整理部」の構想は姿を消し、復興金融一本にしぼった構想に発展する。経過措置として興銀内に別勘定を設けさせてその実務に当たらせる、資金は興銀の政府保証付債券により、預金部または市中銀行より調達する、となっていて、のちの復興金融金庫の方向はこの時点で成立していたのであった。⁽²⁴⁾

一月一四日には、おそらく枢密院における大臣の説明案がまとめられているしまた新木栄吉日本銀行総裁にもこのころ相談がなされたらしく、新木の意見の要約も残されている。⁽²⁵⁾ ただし、新木は「なんとかして預金封鎖を避けたいという強い気持ち」であり、新円の切替えも財産税の調査の意味で賛成したのだそうである。⁽²⁶⁾

一月一七日には「臨時財産調査令」の原案も作成された。同じ日大臣室での協議で次の具体的日程案が組み上げられた。すなわち、一月一八日より連合軍交渉、一月二三日枢密院本会議、一月二六日(土)午後発表、公布施行は二七日。一月二〇日証紙印刷開始、二月五日証紙配布開始、二月二〇日発送完了、二月二五日引換え開始、三月九日引換え最終日、同日、現金預金化最終日。三月六日旧券無効日。この日程にしたがって事態は進行し、内閣との協議もほとんど連日行なわれ、一月二二日の閣僚懇談会と翌日の閣議には、「経済危機緊急対策実施要綱(案)」が上提された。⁽²⁷⁾ 「食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ当面ノ危機ヲ克服スルニ止ラズ国民ノ勤勞意欲ヲ振起センメ生産流通ノ積極的振興ト国民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ日本国民経済ノ発足点タラシムルコトヲ目的」とする、とうたい、ついで「之ニ関シ考慮スベキ事項」として、五つの「問題」をあげる。

- 一、国民ニ深酷ナル生活不安ヲ与フルノ虞ナキヤ
- 二、生産促進ノ目的達成ニ資シ得ルヤ又ハ却ツテ之ヲ阻礙スルノ虞ナキヤ
- 三、米ノ供出其ノ他物資出廻ノ停止ヲ来スノ虞ナキヤ
- 四、新券トノ引換終了迄ノ期間ニ於テ物価ノ猛騰ヲ来スノ虞ナキヤ
- 五、貯蓄心ヲ甚シク阻礙セルノ虞ナキヤ

これが対策は五つの部分から構成される。「一、就業対策及援護措置」——この具体案としては厚生省の同日付「失業応急対策要領(案)」と「失業応急対策ニ基ク計画案」とがあり、都市のみを対象として一九七万九〇〇〇人の要就職者があり(うち現在失業者五三万五〇〇〇人、潜在失業者五〇万人、復員軍人軍属六〇万四〇〇〇人、引揚居留民二〇万三〇〇〇人、自然増一三万七〇〇〇人、うち知識階級三九万五八〇〇人)、これを戦災地整理、土木建築電気水道などの整備や、石炭、繊維などの工業、帰農、各種調査事業などに吸収しようというものであった。「二、生産及出廻対策」——既定の食糧国策を速やかに実施し政府の決意を示して国民にある程度の安心感を与え、一方、工鉱業再建に関する具体的見通しと計画を公表し希望と確信を植えつけること、食糧輸入取決め具体化が近いことを公表しうるよう総司令部に懇請すること、等々のほか、米の供出代金は新券とすること、「正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分配意スルト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコト」など。「三、物価対策」——「今次対策ノ目指ス価格賃金基準並ニ之ガ維持ノ為ノ價格統制方式ノ大綱ヲ同時ニ決定シ速ニ実施スルコト」。米価の引上げを行ない、既供出分に対しても適用する。そして「四、金融政策」——国民への趣旨の徹底、封鎖期間はおおむね六カ月(この点は、日時は明らかでないが、大詰に近づいてから明示することを取りやめることになった)、新券との

引換時期の繰上げ、などのほか「発動当初ニ於テ運転資金払出ノ停止スルガ如キコトナキヤウ特ニ配意スルコト」。

「五、発表並ニ民間協力ノ確保」——ここに示す対策が、インフレ抑制と、生産流通の振興、国民生活安定の板ばさみになりながらつくられた苦心の作であることがよく知られるであろう。インフレ対策として緊急措置が不徹底だったという批判はのちにしばしばきかれたところであるが、この時点の現状判断と政策目標の設定からみて、こうなったのはむしろ当然ともいえることであつた。また二六日の閣議には、大蔵省から「物価体系確立及價格等統制ノ方針ニ関スル件(案)(一月二五日)⁽²⁸⁾」が提出され、「米及石炭等ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツツ之ニ照応シ生鮮食料品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ構シ⁽²⁹⁾之ト均衡ヲ保持シタル賃金給与ノ基準ヲ設定シ相互ニ均衡アル價格体系ヲ確立⁽²⁹⁾」することを方針としたものであつた。これによって、むしろ價格統制を復活する方針もここで定められたのである。

次に対司令部折衝については、一月二二日、渋沢蔵相はマーケット経済科学局長を訪問して大綱について説明し、「爾後殆ト連日」木内信胤参事官は総司令部に経済科学局のトーマス・ボグダン(財政課)、およびエゲクビスト中尉(價格統制配給課)を訪問して了解のとりつけにつとめた。はじめは、一月一九日付の『時事通信』の記事が『ニッポン・タイムス』紙上に転載された事件をめぐっての論議に日を送ったが、二五〜二六日ごろから軌道にのりはじめ、二五日には金融緊急措置に関する覚書、二六日には物価体系再建に関する覚書、二八日には勅令案二件、省令案二件の翻訳をそれぞれ提示して折衝に入っていた。二月五日の段階では「物価体系ニ関スル限り充分ナル諒解ニ到達シ」たが、「金融通貨措置ニ関シテハ原則的ニハ諒解アルモ具体的細目ニ付テハ相当ノ懸隔」がある状況であつた。また、「臨時財産調査令」についても、一月二五日主税局渡辺書記官は経済科学局のバロン少佐を訪問してその英訳を手交

し研究を求めた。⁽³¹⁾

司令部側としては、これらを受けてただちに反応を示さなかったようである。一月末と推定されるSCAP文書によれば、一週間前大蔵省から経済科学局長に金融緊急措置についての計画がもたらされ、ESSの関係部局と討議中であり、大蔵省によれば本案は閣議決定を経て、一月三〇日に枢密院に提案し、承認をうければ二月一日に天皇の裁可を得たいと希望しているむねが報告されている。

その後、食糧対策を含む政策の内容が紹介され、問題点が列挙されたのち、結論として、次の「勸告」がなされている。⁽³²⁾

- 1 日本国政府は、本司令部には提案された預金封鎖および通貨交換について異議のないことを通報される。
- 2 (供出その他についての) 警察力の使用の構想は延期ないし否定される。
- 3 新たな、より公正な公定価格体系の設定に関しては本司令部のなしうるすべての援助が与えられる。
- 4 生活必需物資の公正な配給を保證するようなその他の適切な法令についても援助が与えられる。

このようにしてSCAPの事務当局も、日本側の提案に対しては原則的に異議はなかったようで、一月二七日の木内の大蔵省への報告にも原則的なクレームは見られない。ただ、「平版印刷の紙幣を以て証紙に代えること、三月末に三〇〇億円以上の平版紙幣と千円と五百円とを併行使用すればよいではないか」という意見が出ていた。二月五日になっても、話し合いはつかず、木内は「細目は日本側に任せられんことを切望」している。しかし、SCAPは二月八日に至って対策を提出してき、一〇日の省議で検討された。処置の進行は当然それまでストップされた。その多くは勅令、省令の表現の問題であったが、大きな問題は次の諸点であった。

第一には、証紙使用への反対である。証紙は詐欺、紛失、保管その他の点でもおもしろくないというのであった。しかし紙幣の印刷が間に合うまで施行を延期することはできず、渋沢蔵相は司令部にタマーニアをたずね、もしこの問題で延期のやむなきに至るようならば辞職するとのめかし、やっと証紙案を承認させることができた。⁽³³⁾ 第二には、法人と個人、大法人と中小法人の差を設けないこと、大法人の自由預金には不同意という考え方があった。しかし、これに対しても、そのような制約を設けると自由預金の魅力がうすれるという理由で、日本側は原案を認めさせた。第三に、米の供出代金について、すでに支払い済みのものについても新円に引き換えるという案については、最後まで司令部の認めるところとはならなかった。その他の諸点についても話し合いがまとまったのは、二月の一〇日か一日であったようである。そこで、発効は二月一四日以後になったのである。

なお、この時期において大蔵省当局の手になる次のような二月七日付の文書がある⁽³⁴⁾(傍点引用者)。

当面ノ我国社会経済秩序安定方策ニ関スル件

一、敗戦後ニ於ケル我国ノインフレ状況ハ第一次大戦後ノ独乙ノインフレ状況ニ近似スル所多シ。即チインフレ原因ハ左ノ如ク著シク近似シ

案	過	程	立	案	過	程
(一)	赤字戦費ニ因ル名目的購買力ノ累積	同	上	日	本	
(二)	戦後赤字財政ノ継続	同	上			
(三)	中央銀行民間貸出ノ累増	同	上			
(四)	市中銀行貸出ノ累増	同	上			
(五)	中央政権ノ不確立	同	上			

- (六) 投機思惑ノ激化(為替) 同上(動産不動産)
- (七) 賠償及補償負担ノ巨大 同上
- (八) 財産税等逋脱ノ為ニスル換物 財産税等逋脱ノ為ニスル換物
- (九) 人心ノ弛緩 人心ノ弛緩
- (十) 生産業ノ不活動 生産業ノ不活動
- (出) 食糧不足 食糧不足

唯独乙インフレト異ナルハ我国ニ於テハ産業ブームナキコト及戦後急テンボニ悪性インフレノ段階ニ突入セルコト等ナリ而シテ独乙ニ於テハ右インフレヲ、国民ノインフレ嫌忌気運横溢ノ時ニ当リ

- (イ) 物的担保アル通貨ノ発行
- (ロ) 赤字財政ノ停止
- (ハ) 中央銀行貸出ノ停止(金約款貸付)
- (ニ) 賠償ノ打切(實際上ハイインフレ最悪期直前ニ支払不可能ニ陥レリ)ニ依リ安定シ得タルモノノ如シ
- 二、翻ツテ我国ニ於テ今日インフレ安定方策ヲ執ラントスル場合支障トナルベキ要因ヲ考フルニ
 - (イ) 国民ハ果シテ現状ニ於テ資金封鎖其ノ他強烈ナルデフレ政策ニ堪ヘ得ルヤ
 - (ロ) 賠償、在外通貨整理、進駐軍経費、軍需企業補償、戦争保険、失業救済、社会保障、価格差補給金其ノ他補助金、国債費等多額ノ未確定支払ヲ予想セラルルモ果シテ赤字財政ヲ恒久的ニ是正シ得ルヤ
 - (ハ) 物価騰貴、給与ノ改善、運転資金ノ不足等ノ要請アルモ果シテ日本銀行ニ於テ民間貸出ヲ停止シ得ルヤ
 - (ニ) 国民ニ貯蓄ノ増加即チ通貨ノ尊重ヲ期待シ得ルヤ

等ノ事情アリ

三、仍テ现阶段ニ於ケル我国インフレノ安定方策トシテハ、独乙ノ場合ノ如ク徹底シタル措置ハ之ヲ執リ得ザルベク、又徹底シタル措置ハ後日必要ナル場合ヲ考慮シ之ヲ留保シ置クヲ適當トスルモノト考ヘラルルヲ以テ、差当リ右方策トシテハ左記方針ニ依ルモノトシ、且之ニ付連合軍ノ承認援助ヲ受クルコトヲ前提トスルヲ適當トスベシ

記

第一、過剰購買力ノ封鎖及各人勤労自存態勢ノ確立

一、既存預金ノ封鎖

○月○日現在ヲ以テ金融機関ノ預金等ノ元本ノ支払ヲ禁止シ財産税等徴収完了ノ日迄封鎖スルコト

(以下略)

この文書の意味は一読して明らかであろう。食糧や生産再開の問題まで考えないにしても、デフレ政策の反動や、財政上の困難や、金融政策の運用などを考えるとき、大蔵省としても徹底的なインフレ抑制がこの時点にできる自信はもちえず、当面の措置は奔騰するインフレーションを一時おさえ、いわば時をかせぐ方策と意識されていたのであった。しかし、当局の公式発言ははるかに強気であり、したがって世間は必ずしもそうは受け取らず、当局の公式発言と真意との間のズレが残されたまままで事態は進行していったのである。

- (1) 「渋沢敬三氏金融史談」(聞き手、土屋喬雄、梶西光速、加藤俊彦、対談、昭和二六年一月一日)(日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第二五巻、三二六ページ)。
- (2) 「戦後財政史座談会 金融緊急措置を中心として」(『ファイナンス』昭和四七年四月、二六ページ以下所収)、愛知揆一の発言。
- (3) なお、財産税については、一〇月一二日付外務次官より大蔵次官宛の「自主的即決施策ノ緊急樹立ニ関スル件」と題する

文書があり、そのなかに「(5)国民経済の社会化」と題する一項のうちに「(二)財産税及高度ノ累進課税ヲ課スルコト」とあるのが管見の限りもつとも早いものである。同文書は対米協調を基調とし、憲法改正、文化生活の刷新、国民生活の確保、財閥解体などを盛り込み、アメリカの「初期の対日方針」の内容を先取りしようとするものであった(大蔵省資料Z五二六一三一一)。

- (4) 財産税に関する文書中、一〇月三〇日付の「財産税実施上問題トナルベキ事項」(主税局)には「新通貨ノ準備」ということばがあり、一〇月二日の「財産増加税創設要綱」には、「本税施行ノ為金融機関ノ預貯金額ヲ開示セシムル等民間機関ヲシテアヲル協力ヲ為サシムルト共ニ此ノ際新通貨ノ発行ヲ行フコト」とある(大蔵省資料Z五〇七、主税局文書)。
- (5) 『朝日新聞』昭和二〇年一月九日付。
- (6) 『日本産業経済』昭和二〇年一月一〇日付。
- (7) 大蔵省資料Z五二六一三一、五二六一三七。
- (8) 大蔵省資料Z五二六一三一所収。
- (9) 前掲一〇月一二日外務次官より大蔵次官宛の文書にも、「国民経済ノ社会化」の一項があり、「富ノ再分配、企業独占ノ打破、産業支配権ノ社会化ヲ計リ且右ハ大財閥ノ解体ト併行セシムルコト」とされていたことを想起せよ。
- (10) 「欧洲各国ニ於ケル通貨対策比較表」(昭和二〇年一〇月一三日、「外資局特別情報」第七九号)。なお、「欧洲各国ニ於ケル通貨整理」(昭和二〇年一月一〇日、同上九四号)をも参照(大蔵省資料Z五一一一五〇四)。
- (11) 『日本産業経済』昭和二〇年一月二七日付。この言明の重要性にかんがみて、新聞記者に裏付けをもとめられた文書課長愛知揆一は応対に窮したと回想している。
- (12) 『日本産業経済』昭和二〇年一月四日、五日付。
- (13) 日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』(昭和二三一年一月)、七七八―八〇ページ。
- (14) 吉野俊彦『戦後金融史の思い出』日本経済新聞社、昭和五〇年、八〇ページ。
- (15) 以下は、大蔵省資料Z五〇五―二八―三〇(文書課文書)、Z五二六一三一―一―等による。
- (16) この案はおそらく当時大蔵省に設置されていた戦後通貨対策委員会に内示され、武井大助委員はそれに賛成し、意見書を提出した。

(17) 「当面緊急ノ食糧問題等ニ就テ」は、東京の保有米が「六日分或ハ四日分位シカナイ米年一月頃ニハ或ハ配給ガ止ルカモシレナイ」と書き出されている。

(18) 西原直廉事務官(当時)は、新旧円の切換えと封鎖をやるうということ「最終的に決めたのは、二十年十二月三十一日の多分四時か五時頃」といい、福田赳夫官房長(当時)は、愛知や西原が蔵相に昂奮して説いたが「大臣はうんとはいわなかった」と回想している。河野通一銀行課長(当時)は西原と同じ見方をしていて、いずれにせよ渋沢蔵相はなかなか決断せず、「事務局として大臣を押しした」(河野)のであった(「通貨措置の諸問題」)、「戦後財政史口述資料」第六冊・銀行、二一、二七―二八、三〇ページ)。

また、別の記述によると、渋沢もまた次官山田義見も、封鎖に反対であったという。蔵相は「悪いことだ。通貨措置などやったら、いつまでたっても経済は動揺をやめないだろう」といい、山田も「私は通貨措置をやめさせるために東京に選んだのだが、その時にはもう、通貨措置も、財産税も決まっていて、それを取りやめさせることはできなかった」と語ったそうである(高石末吉『覚書終戦財政始末』第一五巻、四九〇―九四ページ)。

(19) 上記「戦後財政史口述資料」、福田赳夫の回想。

(20) 会議の事情については、すべて愛知揆一のメモによる(大蔵省資料Z五二六一三一)。

(21) 「戦後財政史口述資料」第一冊、所収。

(22) 「公文類集」昭和二一年・産業門・一。

(23) 大蔵省資料Z五二六一三一。

(24) 「備考」には、本家中整理部を別会社として金融機関が負担すべき損失相当額を当該会社に出資させる案、および会社設立までの経過的措置として、要すれば政府出資の会社を設立し主として復興部の事業を担当させる案が示されている。この発想は、一月二二日の「民需生産再開ニ関スル資金面ヨリノ対策(案)」で発展し、アメリカの「レシーヴァー」制度にならって、会社の新旧勘定を分離し、新会社で生産を再開し、一方復興金融会社はその金融を担当するとしており、同日付の「民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策(試案)」は、分離の具体的方策として設立の方法、株式公開、統制方式案を考えていた。以上いずれも大蔵省資料Z五二六一三一―二。

(25) 大蔵省資料Z五二六一三一。

- (26) 吉野俊彦、前掲書、四八ページ。
- (27) 大蔵省資料Z五二六一三—二。
- (28) 「公文類集」昭和二年・産業門・一。
- (29) これに関連し、一月二四日付で商工省商務局は「隠匿蔵物資管理令要綱案」を作成している。これは大蔵省の「臨時財産調査令案」とならんで緊急措置の一環を構成するものであった。
- (30) この件は一月一九日、『時事通信』が「新物価体系に期待 モラトリアム説に当局の見解」と題する記事をのせ、そのなかに大蔵当局の見解として「この項の金融状況についての一般の見透しにおいてはわれわれと市中との間に大差はない、しかし本格的な払出制限は最終的対策で……みだりに議題に供すべきものではない」云々とあったのに対し、ボグダンから「嚴重注意」があり、その処理に追われた事件である（大蔵省資料Z五二六一三—二）。
- (31) 大蔵省資料Z五二六一三—二。
- (32) Memo to the Chief of Staff (author unknown, n. d.)（「スートランド文書」金融緊急措置、金融業法、金融政策、開銀行、輸銀、一九四六一—九五二、所収）。
- (33) 前掲「渋沢敬三氏金融史談」。
- (34) 大蔵省資料Z五二六一三—二。

第二節 発動過程

一 交換と封鎖の実施

司令部との折衝が難航したため、金融措置を含む「経済危機緊急対策」の確定は二月一〇日以後であったと思われる。一時は二月二三日に発表して二月二五日から新旧円の引換えを行なうことも考えられたが、結局は二月一四日から一六日までの三日間に、閣議、内奏、枢密院審議、各省・金融機関への内示、戦後通貨物価審議会への報告、等一切の手続きをすませ、一六日（土）の夕方、公表したのであった。発表は、内閣総理大臣「声明」によりその基本的な目標を説いて国民に対して協力を訴え、内閣書記官長植橋渡の「経済危機緊急対策ノ意義及概要——新日本ノ建設」において政策の全貌を解説し、とくに金融措置については渋沢蔵相が「国民各位ニ訴フ」と題して、今次の措置の意図を明らかにし、また、内閣訓令号外として総理大臣が「官吏ニ対スル訓令」を発表した。同時に具体的な関係法令と措置が次のように公表された。⁽¹⁾

(一) 通貨金融関係

- (1) 金融緊急措置令 同施行規則
- (2) 臨時財産調査令 同施行規則

- (3) 日本銀行券預入令 同施行規則
- (証紙の使用に関する日本銀行券預入令特例の件は二月二〇日公布施行)
- (一) 物価関係
 - (1) 戦後物価対策基本要綱
- (二) 食糧関係
 - (1) 食糧緊急措置令 同施行規則
 - (2) 食糧管理法施行令中改正
- (四) 物資関係
 - (1) 隠匿物資等緊急措置令
 - (2) 国民生活用品ノ統制ニ関スル措置
- (五) 厚生関係
 - (1) 緊急就業対策要綱

また、総合政策としての緊急対策の内容をとりまとめた内閣書記官長の「意義及概要」から政策措置の部分を要約すれば、次のごとくであった。⁽²⁾

第一 食糧対策

- 一、供出の完遂——「政府の割当てたる主要食糧は政府の指示する期限内に之が供出の完了を図ることとし、供出怠慢者に対して買上の措置を講ずると共に悪質なる供出阻礙者を適当に取締る」。
- 二、肥料等の確保——「最近の石炭事情の好転に伴ひ肥料部門への石炭供給を最優先的に取扱ひ、……供出報奨用の配当を完

遂する。繊維製品、農機具、農薬等に付ても、万難を排して生産増強……」。

- 三、隠退蔵食糧の動員——「倉庫等に就き臨検検査を行ひ、不正不当なる隠退蔵食糧及所謂無籍米麦等の動員を徹底する」。
- 四、配給の適正——「労務加配の適正化」。「配給機関に対する監督を厳にする……」。
- 五、生鮮食糧品の確保——「燃油、漁網及主食糧の配給によるリンク制度……」。

六、輸入の実現

- 第二、隠退蔵物資対策——「隠退蔵物資動員の為緊急勅令を実施し、倉庫の臨検検査を行ひ」隠退蔵を行なったもの、終戦時に不当払下をうけたもの、買溜売惜みをなしたものから買い上げ、「適正に配給」する。

第三、工鉱業生産増強対策

- 一、石炭の増産
- 二、繊維製品の増産——「最近連合国の援助に依り大量の原料棉花が輸入せられんとしつつある……」ので「残存せる設備を以て活発なる生産を開始」する。

- 三、新見地に基く統制——「現下産業の全面的麻痺状態の脱却は飽く迄産業の自主的発奮に俟つべきであるが、此の際政府に於ても、産業政策の重点を最緊要部門たる石炭、化学肥料等の食糧生産用物資の生産に集中し、之が拡大に伴ひ更に輸送並に輸出品、生活用品生産等の特定部門に集中することとし、之が為新なる構想の下に、産業の振興を助成するやう、重要物資の生産、配給、価格等に付所要の統制を実施し、以て生産拡大の円滑化に資すべく、必要な措置を準備しつつある」。

- 第四、通貨対策——「此の際緊急勅令により過剩購買力の当分の間の封鎖を断行し、其の上で財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税を徴収し、以て悪性インフレーションの進展を阻止し、物価の暴騰を抑制し、生活の安定を図ると共に、健全なる勤労意欲を振起し正常なる生産流通を促進せんとする。」として以下に預貯金封鎖、新円発行と現金の預貯金化、財産税等の徴収の三項目について解説。

第五、物価対策——「将来に於ける財政経済の実勢を考慮しつつ、米、石炭の価格等を基準として実現性ある物価体系の確立……」

……「新物価体系の一環として米価を改訂する場合には、必ず既供出分に対しても新価格を遡及適用……」。

第六、就業対策——「狭められたる国土の中に於て終局的に克く全人口を就業せしめ得るや否やは将来の大きな問題であるが、不取敢生産の振興を図ると共に、事業の性質に依りては国庫負担をも考慮して之が実施に努め、出来得る限り就業増加を図る」。

第七、生活援護対策——「已むを得ざる生活困難者に対しては既に昨年十二月以降政府に於て全国的に援護の手を伸べつたあり、尚其の趣旨の普及を図る」。

第八、その他

以上が総合政策として立案された内容であった。その効果については、のちに多くの論議があり、実効があがらなかつたものも多かつたために、緊急対策がすべて金融緊急措置のみに帰するかのよう理解されがちであるけれども、当初の政府の意気ごみはやはり総合施策の点に力点があつたのである。⁽³⁾ 金融緊急措置については、まず渋沢蔵相の二月一六日の放送によって公表された(引用文はその速記タイプ騰写、原文のまま)。⁽⁴⁾ 冒頭にまず、

皆サン、唯今、総理大臣ガオ話シニナラレマシタ通り、政府ハ、ナミナミナラヌ決意ヲ以テ、敗戦日本ヲ建テ直ス為ニ、各方面ニ亘ツテ、ホントウニ思ヒ切ツタ、シカモ、総合的ナ一連ノ緊急対策ヲ、断乎トシテ、実施スルコトニ決意シタノデアリマス、今回政府ガ断行スルコトト致シマシタ政策ハ、物価ヲ安定スルコトヲ主眼トシタ、極メテ広範囲ニ亘リ、シカモ、皆サンノ実生活ニ、何レモ切実ナ関係ヲ持ツモノデアリマス。中デモ、金融非常措置ト、日本銀行券ノ預ケ入レニ関スル政策ハ、我々老若男女、一人残ラズノ生活ニ、最モ関係ノ深い深刻ナモノデアリマス。ト申シマスノハ、皆サンガ、此ノ二月十六日、即チ、昨日迄ニ、貯金ヲナサツテ居ラレタ貯金預金信託ナゾハ、皆サンガ、一定ノ生活ヲ維持ナサレル為ニ必要ナオ金、例ヘバ、一家ノ

世帯主ガ三百円、其ノ他ノ方ハ一人百円宛トイフヤウニ、極ク、限ラレタ金額ノ払出シヲ認メラレル外ハ、原則的ニ、当分ノ間、自由ナ払出シハ禁ゼラレルコトニナツタノデアリマス。又皆サンガ、今日迄オ使ヒニナツテ居ラレタ十円以上ノオ札ハ、来ル三月二日一バイデ、以テ、凡テ、無効ニナルノデアリマス。

と封鎖と新円交換について述べ、さらに細部にわたる説明を加えたのち、一転して政策目標の説明に移る。

皆サン、政府ハ何故コウシタ徹底シタ、見ヤウニ依ツテハ乱暴ナ政策ヲトラナケレバナラナイノデセウカ、ソレハ一口ニ謂ヘバ悪性インフレーショントイフ、国民トシテノ実ニ始末ノ悪イ、重イ重イ生命ニモカカワルヤウナ病氣ヲナオス為ノ已ムヲ得ナイ方法ナノデス。従来カラ、悪性インフレーショントイフ言葉ハ、我が国デモ盛ンニ論ゼラレテ来マシタ。併シ乍ラ、ソレハ兎モスレバ第一次戦争後ノ「ドイツ」トカ、又ハ最近ノ「ギリシヤ」トカノ川向フノ火事ノヤウニ聴キ流サレ勝チデシタガ、ドウデセウ、此ノ頃ノ我が国ノ国民生活ノ現情⁽⁵⁾ハ、サラヌダニ無理ニ重ネテ来⁽⁶⁾我⁽⁷⁾ガ国ノ経済ハ、敗戦トイフ悲シイ結末ニ伴ツテ、莫大ナ資源地帯ヲ喪失シ殊ニ食糧事情ハ逼迫シ、供出ノ不振、買焦リ、配給ト物価体系ノ混乱トイツタヤウナコトカラ、物価ハ日ニ日ニ暴騰シ、通貨ノ発行高ハ実ニ六百億円トイフ一年前ニ比ベテモ三倍ヲ遙カニ越スヤウナ情況デ、我々ハ御互ニ毎日毎日ノ生活ノ苦シサヲ味ヒ抜イテ居ルノデス。シカモ此ノママデハ前途ニ光明ガアリマセン。此ノママニ放ツテ置ケバ、我が国民ノ生活ハドウナルデセウ、否、我々ノ個人個人ノ生活ダケノ問題デハアリマセン。我が国家、我が民族ノ生命ノ問題デス。私ハコウシタ有様ヲドウシテ切抜ケルカニ付テホントウニ悩ミ抜キマシタ。ソシテ出来ルナラバ手荒イ事ハセズニ、何トカシテ此ノ危局ヲ切り抜ケラレヌモノカト苦慮致シマシタ。前々カラ新聞ヤ雑誌ヤ或ハ学界ヤ政界カラモ、オ金ヲ封鎖セヨトイフ議論ヤ御意見ヲ、何度モ伺ヒマシタガ、ソウシタ手荒イコトヲシテハ、何トシテモ国民ノ生活ハ窮屈トナリ、又折角仲ビカケタ産業ノ芽ヲツムコトニモナリハシマイカト惧レタノデス。併シ、事茲ニ至ツテハ甘イ考ヘハ許サレマセン。国民ノ生活ガ多少窮屈トナラウトモ、恐ルベキ悪性インフレーションノ惨禍ニサラスコトハ絶対ニ避ケネバナラナイノデス。丁度腕ヤ足ノ骨ヲ骨折シタ

時、ギブスノベッドノ中ニ、暫ラクノ間極メテ不愉快ナ、而モ不自由ナ生活ヲシナケレバ完全ニ癒着シマセヌ。此ノ闘病生活ニ打チ克ツテ、始メテ明ルイ思ヒノママ自由ニ活動出来ル更生ノ生活ガ望メルノデス。政府ノ今度ノ金融政策ハギブスノベッドデアリマス。苦シイシカモ不自由極マル療法デス。コウシタ療法ヲ用ヒナケレバナラス程我ガ国ノ悪性「インフレーション」病ハ危険ナ症状ヲ呈シテ居リマス。

然シ此ノ苦シミヲ耐ヘ抜ケバ悪性インフレノ病氣ハナオルノデス。此ノ大病ハ国民全体ノ病氣デス。従テ富メル者モ国民全体ノ自衛ノ為ニ、全国民ト一律ノ生活ニ徹シテイタダカナケレバナラスノデス。私ハ此ノ事ヲ強ク要請シ度イノデス。
(以下略)

というのであった。これ以後の政府の説明もこの趣旨で貫かれている。こうして、大蔵当局の一時インフレの高進を抑え、時をかせこうというひかえ目な判断にもとづく政策効果の見通しはかくされたまま、公式には徹底的なインフレ対策としての面のみが強調され、一般もそのような政策としてこれを理解することになったのである。そこにこの政策がのちに多くの批判をあびなければならなくなった最大の理由があったといえよう。しかし、それはあとの話である。当時ジャーナリズムもこの措置については好意的であり、政策の前途は明るいかに見受けられた。

大蔵省は「金融緊急措置要綱」「日本銀行券預入要領」および「証紙貼付銀行券発行要領」を策定し、措置に伴う具体的な処理にあたることとした。

こうして、金融緊急措置は、次のような日程と要領で進行した。

- (1) 旧券は三月二日をもってその強制通用力を失う。
- (2) 金融機関は三月七日までは、旧券による預貯金または金銭信託などを受け入れる。

(3) 金融機関については三月九日まで延長。

(4) 二月二五日から三月七日までの間に旧券と新券の引換えを行なう。

(5) 引揚者その他については上記期限の延長が認められる。

(6) 無効となる銀行券は、はじめは十円券以上であったが、のちに五円券が姿を消すなどのことがあったので、二月二二日「日本銀行券預入令施行規則」の一部を改正して、これをも封鎖の対象とすることになった。

金融措置の実施の過程において、当然細部の疑義が百出したが、当局はケースごとに処理し、一応はこれに乗り切って予定どおり新旧円の交換と預金の封鎖を完了したのであった。

二 当面の効果

こうして三月八日に回収された日本銀行券は五〇三億円に達し、また、日銀券発行高は二月一日の六一八億円から三月一二日の一五二億円に減少した。その内訳は表2-2、表2-3のとおりであった。ここでみるかぎり収縮の効果は明らかであったといえよう。

なお、この政策がとられるにいたるや、日本銀行調査局は全能力をあげて「金融非常措置とその影響」と題する報告書を作成した。そのうち、ここには物価に及ぼした影響と、各支店からの報告の二つの節を抜萃してかかげ、緊急措置の現実の効果についてみておくことにする⁽⁵⁾(ゴシックは原文)。

表 2-2 旧日銀券回収高 (昭和21年3月8日現在)

(単位：百万円)

1. 都市・郡部別			2. 受入金融機関別	
	回 収 額	1人当り金額	機 関 別	金 額
全 国	50,304	688円	銀 行	25,103
都 市 部	24,063	1,083	金 庫	241
郡 部	26,241	515	郵 便 局 会 社	14,010
			農 業 会 社	9,422
			市街地信用組合	1,071
			信 託 会 社	112
			無 尽 会 社	346

出所：以上，高石末吉『覚書終戦財政始末』第15巻，501-03，507-08ページ。

表 2-3 日本銀行券発行高の推移 (単位：百万円)

日 付	金 額	日 付	金 額
昭和20年 8月15日	30,283	3月2日	49,774
8月31日	43,497	3月3日	46,735
9月15日	41,778	3月4日	41,862
9月29日	42,625	3月5日	36,463
10月15日	41,610	3月6日	31,906
10月31日	44,398	3月7日	29,726
11月15日	44,803	3月8日	25,224
11月30日	48,944	3月9日	16,166
12月15日	50,163	3月11日	15,453
12月31日	56,658	3月12日	15,204
昭和21年 1月15日	55,394	3月13日	15,349
1月31日	59,786	3月30日	23,322
2月15日	60,539	4月30日	28,173
2月16日	61,451	5月31日	36,315
2月18日	61,824	6月29日	42,758
2月19日	61,730	7月31日	49,730
2月20日	61,450	8月31日	57,571
2月27日	55,991	9月30日	64,435
2月28日	54,342	10月31日	70,589
3月1日	52,631		

出所：日本銀行発券局調。

八、金融非常措置の物価に及ぼせる影響

一、序

物価関係の資料としては、本行統計局作成に係る東京小売及び卸売物価指数があるが、之等は何れも公定価格を基礎とするもので真の意味に於ける物価変動を示すものとは見られない。従つてモラトリアム実施前後の物価状況を見るに付ては、都内の露店市場物価の動き並に各支店よりの報告に基く各地実際物価状況を参照とした。而して前者に付ては東京商工経済会が、昨年十一月の生鮮食料品撤廃以後、精密な指数を作成して居り、又其の他にも大蔵省物価部にてモラトリアム実施前後の各日の露店物価指数を作成して居るので、之等を何れも引用した。後者各地実際物価は本来なれば、最も貴重なる資料とすべきであつたが、事の性質上聞き込みを主として作成せるものであり、且つ各支店よりの報告も不揃の分が少なくないので、之等報告の全部を指数として引用するには至らなかつた。尚今日の物価は食料品価格を中心として構成せられては居るものゝ其の他商品就中石炭、鉄鋼、非鉄金属等重要資材の実際価格の変動も可及的広範囲に考察すべきであつた。然し乍ら之等は正常ルートを通ずる配給入手関係が大部分を占めて居ることゝ、事実上其の実際価格の変動を把握するに困難を感じたので割愛した。今回の報告の分は東京都内の露店市場物価を主とした点に不十分を感じるが、モラトリアム実施に依る物価変動の一応の指標として提出する。

二、露店市場状況

モラトリアム実施せらるべしとの噂は早耳筋に依り予ねて一部に流布されつゝあつたものゝ如く、之に伴ふ換物人気は、莫然たる買気風潮と共に、偶々冬枯期に依る蔬菜類の出廻り薄と悪天候に災せられたる魚獲高の減少等と競合し、実施前の数週間を通じて、露店市場物価の昂騰は顕著なるものがあつた。東京商工経済会調査の都内露店市場物価指数に依れば、蔬菜類、肉類及び鮮魚類を中心とする食料品の騰貴は十一月を一〇〇とし、一月中旬一・二、二月中旬一・六一・八とモラトリアム実施直前の二月中旬にかけて特に著しく、十一月より一月に掛けて保合若くは低落を示しつゝあつた衣料及び身廻品、台所用品、日用雑品等も食料品には不及とするも、モラトリアム実施直前にはかなりの昂騰を示して居る。

モラトリアム実施当日は生憎雨天にて此の爲め、露店商人の姿も少かつたが、一般に露店商人に動揺を与へた気配は見られず、又買足が目立つて減じた様子も無く、寧ろ緊急措置令の内容が徹底するに及んで、旧円有効の三月二日迄に手持資金を消費せんとする風潮漸次濃厚となり、露店市場の股脈旧態を凌駕する観があつた。斯様な関係もあつて、モラトリアム実施後物価は却つて漸騰を示して居たが、旧円に依る取引の認められたる最終の三月二日並に、其の前日の一日には、買足の増嵩及び産地側の新円待ちに依る売惜しみ等も手伝つて、其の昂騰は一躍四割乃至六割に達した。商品食料品と衣料、家具其の他の二に大別すれば、従来比較的落付ける衣料家具等の価格の動きも相当著しく、之は手持旧円を換化せんとする反映の一であつたらうと思はれる。旧円流通の最終日たる三月六日後の数日間は休業をなすもの多く、露店市場は一時凋落の態であつたが、爾後再び旧状に復するに至つた。物価は旧円預入の認められたる三月七日迄は、尚旧円に依る取引行はれ此の分に付ては商品価格も高値ではあつたが、概して三月二日を境として略々モラトリアム実施直前の二月中旬頃の水準迄回復した如く見られ、殊に需要の弾力性強き衣料家具等に付て価格低落の傾向は顕著であつた。此の間の事情を大蔵省物価部調に依る都内新宿及び新橋の両露店市場物価に付て見れば左の如くである。

新橋露店市場物価指数(二月十四日=100)

日	食料品	衣料及身廻品	家具什器	雑貨	総平均
二月二十五日	一一三・八	一一〇・二	一一〇・四	一一二・四	一一六・〇
二十六日	一一二・三	一一九・六	一二六・〇	一一三・五	一一六・六
二十八日	一二三・一	一一八・〇	一一五・五	一二五・四	一一八・九
三月一日	一五〇・二		一八四・九		一五七・九
二日	一九五・一		一七七・三		一八六・六
五日	一〇三・九		六四・六		九三・六

新宿露店市場物価指数(二月十四日=100)

日	食料品	衣料及身廻品	家具什器	雑貨	総平均
二月二十五日	一一四・六	一一八・〇	一一八・四	一〇九・九	一一五・五
二十六日	一一一・七	一一八・三	一二九・五	一一七・二	一一六・九
二十八日	一一七・八	一一一・三	一三一・八	一二〇・九	一一一・四
三月二日	一五〇・七		一一八・一		一二八・五
五日	一〇一・九		七〇・六		九八・二

旧円預入の最終日たる三月七日以降は、生鮮食料品中の二、三のものに付き微騰を示したものも見受けられるが、人心の平静化と共に落付きを取り戻し、商品価格はモラトリアム実施直前の水準に近く保合を続けるものが多かつた。然し乍ら爾後の経過を見るに、食料品衣料等は依然騰貴の傾向を有して居り、今後の推移は遽かに楽観を許されない。即ち東京商工経済会の指数に依れば、前者は三月中五%方、後者は二%方の騰貴となつて居り、此の爲め総平均に於ても二月に比し四・二%の昂騰を示して居る。

十二月以降の露店市場物価の動きを、右東京商工経済会作成の都内露店市場物価指数に依つて見れば左の如くである。

東京都内露店市場物価指数表(昭和二十年十一月=100)

年及月次	食料品					衣料及身廻品	台所用品	日用雑品
	総平均	蔬菜及果実	肉類	鮮魚介類	塩干魚介			
昭和二十年十二月	九七・六	九六・五	一〇五・一	一〇九・〇	九二・〇	八一・七	九八・二	九六・〇
昭和二十一年一月	一〇八・三	一四九・一	一四一・〇	一一〇・八	九〇・〇	八四・八	一一二・二	九九・二
二月	一三五・三	二一七・九	一八六・一	一三六・二	一〇五・〇	一〇六・一	一一六・八	一二八・八
三月	一三九・五	二二七・七	二二五・〇	一三八・一	一一二・二	九二・一	一一六・七	一二四・九

(註) 一 新橋、浅草、神田、新宿、渋谷、銀座の六市場に付き調査す。
 二 各月一定の品目に付き量目を検査して調査す。

三、各地實際物価

食糧事情の逼迫旁々財産税実施を見込み換物人気は地方にも根強く浸透し、年初来闇物価の昂騰は顕著であつた。殊に端境期を近く控へて主要食料品を買漁る風潮は依然たるものがあり、モラトリアム実施前に於ける米麦等主要食料品価格は各地方共相当の昂騰を示して居た。斯様な情勢の中にモラトリアムの実施を見たが、地方に依つては物々交換風潮の旺盛なところも少なく、之が実施に依つて物価騰勢を特に頭打ちせる様子も窺はない如くであつた。唯日用雑品類は購買力の封鎖に依る資金の手詰りもあつて、一般にかなりの価格低落を見たものが多い。地方別に見れば秋田、新潟、熊本、松本等農産地方都市は東京、大阪等消費大都市に比し、物価水準は概して低位にあるも、騰勢は寧ろ強い傾向が見られる。因みに六大都市の例として本行統計局調査に依る東京實際物価を見れば左の如くである。

	一月	二月	三月
米	一三〇	一三四	一五四
小麦	一四〇	一四五	一五三
小麦粉	一三〇	一三八	一五一
以上平均	一三三	一三九	一五二
牛肉	一二九	一八四	一九二
豚肉	一一五	一六八	一六八
鶏肉	一〇四	一四五	一五〇
以上平均	一一六	一六五	一七〇
味噌	一九八	二四五	二五一
醤油	一二八	一六〇	一五〇

(昭和二十年九月二一〇〇)

	一月	二月	三月
食用油	八八	一〇〇	九八
以上平均	一三八	一六八	一六六
下駄	一五二	一七五	一一五
石鹼	五一	六三	五七
手拭	二〇五	一七六	一七九
燐寸	一八五	一四七	一三五
以上平均	一四八	一四〇	一一二

日用雑品類はモラトリアム実施後の三月は二月に比し二%方の低落を示して居るが、米、麦等主要食料品は二月の一三九に対し三月は一五二と却つて大幅の騰貴を示し、肉類も亦若干の昂騰を見て居る。之に対し農産地方都市の一例として秋田を取つて見れば左の如く

	一月	二月	三月
米	一四二	一六八	一六一
小麦	八三	八三	一一一
小麦粉	一〇〇	二五八	三九六
以上平均	一〇八	一六九	二二二
牛肉	一四二	一四六	二五九
豚肉	二〇三	二三八	二六九
鶏肉	一三〇	一五一	一〇六
以上平均	一五八	一七八	二一一
味噌	二四〇	一七九	一七九
醤油	一八一	二七七	二七七
食用油	一八一	一六九	二〇六

(昭和二十年十月二一〇〇)

以上平均	二〇〇	二〇八	三二一
下 駄	七八	一四四	九〇
手 拭	一八五	一八五	二八五
石 鹼	一四八	一三〇	一一一
燐 寸	一四〇	一四〇	一二〇
以上平均	一三七	一四九	一五四

と全般的に騰貴を示して居るが、就中主要食料品は二月の一六九に対し三月二二二と五三%の顕著な騰貴を示して居る。尚同地方に於ける米価は東京の一升六七円に対し二八円、麦価は東京の一升四四円に対し二〇円と著しい懸隔を存して居り其の他の食料品価格も低位にある為め、都市消費者の出向を促し之が最近の昂騰の一因をなして居るものと見られる。

四、結語(省略)

十、各支店報告抜萃

一、金融部面

(一)旧券預入状況……頃来預金引出活発旁々資金手当に奔命したる銀行筋も、本措置発表に依り一息をつき、之を好機に各金融機関共従来の取引先を中心に預貯金の吸収に懸命の努力を続け、地方銀行中には預金吸収目標を定めて各店舗毎に其の責任額を指定せる者もあつたが、一般に本格的なる旧券預入は旧券失効直前に集中せられ、其の間換物の機を窺つて旧券を温存して居た向が尠くない。而して旧券預入額の中一割五分乃至二割程度は定期性預金なるが(新潟)、之は財産税との預貯金優遇を好感せる農村方面に多い(名古屋、福島、新潟)。又一口当り預入額は銀行方面二千元乃至五、六千元、郵便局五、六百元乃至千元程度なるも(新潟)、農漁村方面の股賑を反映して此の方面の預貯金取扱高は市街地に比し多く、一人八十万円の退蔵現金を持ちたる漁業者も存したが(仙台)、都市生活者は既に生活費の支払、生必需品への換物の為め底をつき、

預入額概して僅少である(松江)。尚福島支店より、郵便貯金の激増に比し、銀行預金期待程増加せざる理由として、農村方面に於ては銀行恐慌以来根強き銀行への不信頼あり、且つ復員後の不熟練者を多数擁し居ることを指摘、報告して来て居るのは注目される。

(二)貸出金の回収……旧券引換前金融機関よりの借入金を期限前返済する向不尠、勧銀高知支店の一日の返済受領額は、従来の一箇月分に匹敵する程であつたが(高知)、反面期限到来せる借入金の返済後の借入難を見越して書替継続する者も存する(仙台)。尚本措置に依り銀行へ集中せる資金は、今後貸出に制約を受くる関係上、運用難を来すに非ざるやを憂慮する者あり(福岡)、之が為め本行の利附預金開始を要望する声もある(秋田)。

(三)其の他……一部には将来新円に対しても支払制限あるものと為し、金融機関への自由預金預入を手控へ、退蔵する者あり(新潟、岡山、松本)、新円回収策の強行こそ刻下の急務なる訳である。尚本措置発表後小額紙幣の退蔵顕著となり、各地方共鈔錢の払底に悩み、一部には通貨代用切符の発行、電車切符及び郵便切手の代用、商人の抱き合せ取引行はれ(名古屋)、又小額紙幣は福島にては二割、名古屋及び福島にては四割の夫々プレミアム附にて売買せられて居る趣である。尚又新旧円円の市場流通中、新円に対しプレミアム(二、三割と謂はる)生じ、富裕階級中には従来の生活程度の維持と財産税逃避の目的にて、家族を多く有し且つ現金手持を左して必要とせざる山間部農村より買漁つて居る者もあつた(岡山)。尚大阪証券界は、本措置の発表に依り一時店頭取引停止の已むなきに立到り、而も当初は一般個人の証券購入資金は、現金に限定せられたので、業界に相当深刻なる衝撃を与へたが、封鎖支払に依る証券取引が可能となり、業界は当局の此の好意的措置に感謝して居る。尤も現在店頭取引は再開されて居るが、目下商量寥寥、業者間を除き殆んど現金取引である。

二、生産部面

今次措置に依り、従来原材料の仕入を闇に依存し居りたる中小工業者は、其の依存率の大なる者程悩みが深刻であり、向後在庫品を喰ひ繋ぎ得る者は別として、其の担保力の脆弱性に鑑み、事実上資金活動を停止せられたるに加へ、再び価格統制の枠内

に閉ぢ込めらるゝことに依り、勢ひ生産は萎縮せざるを得ずと悲観的観測を為す向も尠くない（大阪、福島、広島）。又大工業方面も今後の物価水準、原材料入手等見透難にて、従来同様賃銀値上に依る経費膨脹に苦しみ、且つ法令の研究に没頭、右往左往し、本来の経済活動は一時停止、見送りの態である（神戸）。尚資金調達難より、製造業者中には其の製品販売に際し二重価格制を採用、現金（自由円）なれば十円、封鎖小切手なれば十二円と謂ふ割合にて代金を受領して居る向もあり（松江）、又各地共家屋新築は資金調達難より停頓の状態である。

三、流通部面

(一)物価の上昇……本措置発表以来百貨店、小売商に一般市民殺到し、購買力は美術品等高級品より家庭用雑貨、医薬品等の生活必需品、貯蔵可能食料品に銚先を転じ、従来の取引高に倍増する売上高を示した（静岡の百貨店は一日の売上高従来の四倍となり、新潟又二、三倍に上る）。斯かる旧円に依る換物を企図せる者激増せる一方、自由市場商人は旧円売にては爾後の仕入に困難となる為め、販売を手控へ（名古屋に於ては本措置発表後小売商、露店商三割休店）たる関係もあり、物価一般に三割乃至五割奔騰、大阪に於ては僅か十日間に二倍に上昇した。然し乍ら右の如き購買者は有産階級の者多く、「財産税にて徴せられるならば高くとも」の心理は蔽ふべくもなく、之に対し中流階級以下の購買態度は漸次堅実となりつゝあるは注目に値するものであり（福島）、尚商品に依つては騰落区々であり、例へば松江支店の報告に依れば、郡部方面に於ては従来一匹最高一万八千円なりし牛が、本措置発表の翌日より二、三割方下落を示した例もある。

(二)今後の商業界……業界に於ては、今後金融機関の事業資金融通は生産資金に重点が注がれ、商業資金への融通は疎んぜらるるに非ずやと一般に危惧の念強く（大阪）、一部独立企業の個人商店は向後の商品入手難、資金調達難より商品の持寄、資金醸出の上、百貨店、連鎖店の発展を企図し居る健全な方向に進出せんとする者あり（松山）、又闇商人、ブローカーは差当り苦しきも、三月一杯にて新円も出廻り、活動の潤滑油を得べしと今次措置を見縊り、夫れ迄商品の売上策を為す向もある（名古屋）。（磯）

また、この時期において多くの問題がすでに胚胎していたのは、三月五日から七日まで当時日本銀行名古屋支店において開かれた占領軍関係者、日銀幹部、同地の銀行家、実業家、地方公務員および労組指導者の金融緊急措置についての会議の記録からも明らかである。この若干を要約しておこう。⁽⁶⁾

一般的意見

- a 生活必需品物資は、三月二日迄は市場に豊富でおどろくような価格（一〇日前の二月一八日の二倍）で買われていたが、その後市場から姿を消した。
- b 価格は、はっきりとは下がっていない。
- c 農民は日本における恵まれた階層であるが、彼らは通貨をため込もうとしており、知人や買い手から新円で払えるまで貸しを作っておこうとしている。彼らは食料品の販売をこわっている。
- d ヤミ市はほとんど開かれていない。
- e 食糧の輸送条件はきわめて悪い。
- f 名古屋地方の主要産業の稼働率は石炭、原材料、熟練労働力の不足のために二〇%程度にすぎない。

（中略）

- g 通貨交換によって過去数カ月間に通貨の退蔵が行なわれていたことは明らかである。また、二月一八日から三月二日までに大量の物資を買いこんだ連中はふたたび退蔵を始めるであろう。

（中略）

- h 多くの人たちは、封鎖は暫定的なもので三、四カ月たてば元通りになると信じている。連合軍は強くその徹底をはかり、状況を理解させることを援助してほしい。……（以下略）

このはじめの数項はやがて来たるべき「新円経済」の前途を予見させるものがあった。

ところで「緊急対策」に関連する他の政策はどのように行なわれたか。その効果は率直にいつてかんばしくないものが多かった。たとえば、食糧対策は、隠匿物資を摘発するとか強権をもって促進するとかといっても、この年の不作は（公式数字ほどではなかったにせよ）事実であり、かつ現に公定価格よりはるかに高いヤミ市場が依然として存続し、しかも「強権」の発動も一度ゆるんだタガを締め直すことがむずかしい以上、その効果は期待できないのが実状であった。とくに、都市の食糧事情は依然惨憺たるものだったのである。また、いわゆる緊急就労対策も、予算も資材も乏しい現実の前には無力であった。産業の統制も、計画のみは立てられても実効は上がらなかった。物が無い状況では企業は遊休を続けるほかはなかったのである。

したがって、緊急対策のうちとりあえず効果をあらわしたのはまず金融措置であり、ついで物価体系の策定であった。すなわち、第一三巻に詳述されるように、昭和二年二月一五日「戦後物価対策要綱」が、三月一日「物価体系ノ確立及価格統制ノ方針ニ関スル件」が閣議決定され、これによって基本的な策定方針が定められて、三月三日「物価統制令」が公布施行され、同時に新物価体系（三・三体系）が実施されたのであった。その要点は、米価の政府買上価格を石当り三〇〇円、政府売渡価格を二五〇円として、これを基準に雑穀、野菜、鮮魚介の価格を定め、また石炭の消費者価格をトン当り一五〇円、鉄鉄の消費者価格を一八〇〇円とし、これを基礎として各物資の公定価格を算出したのであった。

その水準は昭和一四年のいわゆる九・一八ストップ価格の八倍とされ、これが五〇〇円生活にみあうように考慮されたのである。

なお、ここで、この時期における日本銀行の貸出政策についてつけ加えておこう。
ここでとりあげるのは、いわゆる高率適用制度の制定と金融措置施行前後における日本銀行貸出の規制の二つの問題である。

まず、高率適用制度について。戦時中の昭和一九年四月軍需融資の膨張にもとづく日銀貸出の増加を抑制するため、大銀行に対して貸付利率の調整を行ない、終戦後も存続したことはすでに述べた（本書第一章第二節、四五ページ）が、二一年一月に入ってインフレ高進が明らかになると、日本銀行はその対策を真剣に考慮せざるをえなくなった。すでに二〇年秋以来日銀貸出の増加は大銀行以外に対しても顕著になり、慢性かつ固定化するに至った。一月七日、五大銀行代表者は日銀に参集して、迷惑、買溜、闇取引に利用される恐れのある貸出は絶対に避けること、会社のつなぎ資金の貸出は最小限にとどめることを申し合わせ、八日、日銀総裁は市中銀行に対し貸出の厳選を要望したが、一八日に至って昭和二年五月以来廃止されていた高率適用制度の復活を実施したのである。その大要は、全普通銀行に対し、毎四半期末預金残高の五分を目安として、これをこえる貸付残高については最低基準金利の一厘高、二倍をこえる分については二厘高とするというものであった。さらに、二一年四月一三日には、大銀行に対する貸付利率調整制度が廃止され、一律に高率適用制度が適用されることになった。占領期における日本銀行の貸出政策の根幹をなす高率適用制度は、このときに全面的に発足したのである。

なお、後述の二一年八月一日の金融機関の新旧勘定の分離にさいし、新勘定に対して、高率適用を存続することは混乱をもたらすと判断して、このとき以後一時この政策を停止したが、二二年二月にいたって復活することになるのである。

また、金融緊急措置の実施にさいしては、日本銀行はこれにともなう施策として、次のような処置をとった。二年三月一三日、新木日銀総裁は三月一三日金融懇談会の席上で金融機関に対し、原則として貸出資金は手許資金の範囲内でまかなうことを要望し、かつ必要な生産取引資金は商業手形または生産取引にもとづく手形の再割引によってまかなう旨を述べ、日本銀行はこの原則にもとづいて方針を決定した。とくに戦時中の現金決済による取引慣行を脱して信用取引の回復を企図し、手形による決済慣行を助長しようというのがこの時期の発想であって、これにもとづいて四月九日には基準金利も改訂した。

- 一、商業手形若ハ商業手形ニ準ズル手形ノ割引歩合 日歩九厘（据置）
- 二、国債ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭以上（一厘上ゲ）
- 三、国債以外ノモノヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭一厘以上（一厘上ゲ）
- 四、当座貸越利子歩合 日歩一銭三厘（一厘上ゲ）

これにより、商業手形のほかに工業手形、農業手形をも商業手形に準じて低利に資金を供給し、割引率も据置とする。他方、戦時中以来国債担保貸付を優遇してきたのを改めて貸出を引き締める方針をとってその金利を一厘引き上げる。国債以外のものを担保とする貸付も、従来から国債担保の場合にくらべて若干の差をつけてきたので一厘上げ、当座貸越も従来国債担保なので優遇してきたけれども、この際、当座貸越本来の性質を考えて二厘引き上げるというのであった。

しかしこの時期においては、金融措置によって金融機関の手許は楽になったかにみえたが、ふたたび貸出の増加がみえはじめ、日銀貸出依存は改まらなかった。

そこで、次節に述べる各金融機関に対する貸出の量的規制が必要となったのである。

- (1) 内閣『経済危機緊急対策に就て』昭和二十二年二月、一六ページ。
- (2) 同前、五一—一〇ページ。
- (3) 一例として、当時商工省は二十一年一月一六日付で「緊急事態ニ対処スル民需産業振興対策要綱(案)」をつくり、二月一日、一六日付で「戦後経済臨時措置法要綱」をつくっている。それは「民需産業ノ維持育成、民生ノ安定向上」その他を目的として、輸入高や供給不足の重要民生物資について割当制をとり、生産者への生産命令、事業の他への委託譲渡、設備の譲渡、投資の制限または禁止、価格統制を行ないうる、必要あれば産業別の統制機関を組織させて統制させ、政府はこれを監督する、というものであり、戦時中の総動員法や統制令の再現を思わせる内容をもつものであった。
- (4) 大蔵省資料Z五二六—三一五。
- (5) 日本銀行調査局『金融非常措置とその影響』昭和二十二年三月。
- (6) “Conference on Emergency Monetary Ordinances”, Bank of Japan, Nagoya Branch, March 5-7, 1946. (メモランダム文書「金融緊急措置、金融業法、金融政策、開銀・輸銀、一九四六—一九五一、所収」)。

第三節 実施過程

一 発動直後の改正と運用（二二年八月まで）

さて金融措置を実施したあと、問題は次々に発生し、頻繁に改訂が加えられた。改正は、措置令自体については七回、施行規則については二四回にわたって行なわれ、告示や通達による実質的変更もまた多く、ほとんど原型をとどめぬまでになった。その改正の中心は、「封鎖預金等」の引出制限に関するものと金融機関と資金融通規制に関するものが大部分であった。封鎖預金等からの引出については、はじめは制限がきびしく、三月三十一日の大蔵省告示二二九号（施行規則改正）は、一般世帯の生活費の引出について、当初は世帯主三〇〇円、世帯員一人当り一〇〇円ずつだったのを改めて、世帯主、世帯員一律に一〇〇円ずつ（世帯員の所得の合計が二〇〇円にみたない少額所得者に限り二〇〇円まで払戻し可能）に引き下げたほどであった。しかし、その一方には生活物資、輸送、輸出などの増大のためには新円による支払がぜひ必要とされ、この面では支払規制の緩和が必要となった。一方、資金の融通もはじめはきびしく、のちには緩和の方向をたどったのである。

なお、五月二五日付の渋沢・石橋新旧大臣の事務引継書によれば、金融緊急措置令については、施行後二カ月にして「プール抑制ノ初期ノ目的ハ一応達成」（理財局経済課）とみて、「次のような改正のための「具体案研究中」（銀行

局銀行課）とあり、当時の大蔵省内の雰囲気を知ることができる。⁽¹⁾

- (一) 封鎖預金ヲ新旧ノ二種ニ区分シ、旧封鎖預金ハ原則トシテ完全封鎖トスルコト
- (二) 個人生活費ノ為ノ封鎖預金ヨリ払戻ハ定期的給与及事業所得ノ状況ト睨合セ調整スルコト
- (三) 事業資金ノ調整ヲ適正ナラシムル為現金保有限度ヲ指定スルト共ニ、事業者ノ自由預金及新封鎖預金ノ金額ノ大小ニ応ジ取扱商品等ノ配給量ヲ照応セシムル等ノ措置ヲ講スルコト

このうち、(一)は八月の第一、第二封鎖預金の設定、(二)は六月の改正で実現した。いずれにせよ、五月の時点でこのような判断が存在したことは興味深い。

それをさらに推し進めれば、次のようなドラスティックな案も存在した。すなわち、再び通貨の増発がつづき自由預金の増加を期しえられないならば、証紙の使用を五月いっぱいか六月上旬ぐらいで無効とし、これを封鎖する。五月末の通貨発行高を三七〇億円とみれば、証紙貼布の紙幣は一三〇億円流通しているので、通貨を二四〇億円に縮小することができる。今後とも通貨の適正規模を三〇〇億円とみれば、ほぼ三カ月ごとに通貨の切換えを行なえばよい。この案はもちろん試案にすぎないが、金融措置の方向を守ろうとすれば、このような発想も大蔵省内に存在しえたのである。⁽²⁾

以下、八月の金融機関の新旧勘定分離以前の時期における、現実の規程改正と、特例措置の主要なものについて若干の展望を試みることにしよう。

(一) 金融機関の資金融通総額の規制

金融措置の施行後、生活費を中心とする封鎖預金の引出は限度いっぱいに行なわれ、給与資金の貸出は増加して、

金融機関の資金繰りは依然窮迫して日本銀行依存は改まらなかつた。そのため、三月二二日大蔵省は告示第一二九号により、日本銀行を除く各金融機関は三月二〇日現在の資金融通総額（以下、資金融通基準限度とよぶ）をこえて資金融通をなさないこととされ、やむをえない場合には大蔵大臣の許可を要すると定められた。さらに四月一日付の大蔵省告示第二八六号は、適用範囲を証券引受会社およびビルブローカーにまで拡張した。

この処置の運用はかなりきびしいものがあり、三月二七日の大蔵次官より日銀総裁宛の通牒（銀秘第三三二号）によれば、運用の弾力性は「緊急已ムヲ得ザル使途ニ充ツル貸出ニシテ貸出後十日以内ニ回収スルコト確實ナルモノ」に限り、日本銀行の承認をえて資金融通基準限度をこえてもさしつかえない（貸出と回収は日本銀行に報告）という点に限られていた。その超過の枠も、三月二〇日現在の資金融通総額の一〇〇〇分の一と定められ、ごくわずかの例外しかみとめられなかつたのである。

しかし、このきびしい制限は六月以後漸次緩和された。その趣旨は、次のとおりである。従来事業資金の供給に関しては、自由預金によるもの以外は、封鎖預金等の支払によるか、資金の融通によるかは当事者の判断に委ねられてきたが、六月二〇日の大蔵省通牒（蔵銀第四五九号）により、六月二一日現在の「封鎖預金等」は特殊の例外を除いては事業者の事業資金として支払をなさないこととされた。それは、「事業資金」として引き出された資金が生産再開に用いられるよりは単なる空費に終わる分が多く、インフレを促進するにすぎないと考えられる場合が多かつたからである。しかしその一方では、真の「事業資金」についての手当が必要となり、貸出総額の制限が緩和されたのである。六月二五日付の大蔵省銀行局長発日銀総裁宛の通牒（蔵銀第四七〇号）によれば、六月二一日より、三月二二日の大蔵省告示にもとづく資金融通総額の限度を、「現在の融通限度の五%の増額を許可されたものとして扱う」ことと

された。すなわち貸出総額の五%増がみとめられたのである。ついで、七月二日の大蔵省銀行局長発日銀総裁あての通牒（蔵銀第四八六号）によれば、次の二種類の手形の割引による資金の融通額については、三月二〇日の資金融通総額中に算入しないものとして（枠外として）取り扱うこととされた。この例外の手形は、（一）期限三カ月以内の商業手形、（二）緊急物資の生産に伴う取引に基づく期限六カ月以内の商業手形に準ずる手形（工業手形、農業手形——引用者）で、日銀の再割引可能な適格手形である。右の措置によって行なつた手形割引による資金融通を控除した結果、七月二日現在の資金融通総額が三月二〇日の資金融通総額（五%増額した分）をこえるときは、七月二日現在の資金融通総額を新たな基準限度と定めた。また同じ通牒によれば、法人が法人税、営業税、同付加税、特別法人税、同付加税などを納入するとき、個人が分類所得税、営業税、臨時利得税、鉦区税などを納入するときは封鎖支払をみとめることになつた。これによって、資金融通の枠はいく分ゆるめられたのである。

この総額制限は八月一日、金融機関の新旧勘定の分離のさい、廃止された。それ以後銀行貸出が増勢に転じることは、後述のとおりである。

（二）指定事業者の封鎖預金引出制限

なお、八月一日には、新円の形で、いわゆる「日銭」の入る産業に属する「指定事業者」に対する「封鎖預金等」の支払禁止も解除された。これは金融緊急措置令施行規則の三月三一日の改正にもとづくもので、物品小売業、物品賃貸業、電気瓦斯供給業、鉄道軌道及旅客自動車運輸業、娯楽興業、湯屋業、理容業、写真撮影業、席貸業、旅館業（下宿業を含む）及料理業、置屋業、周旋業、主要食糧蔬菜又は果樹の栽培を目的とする農業、薪炭製造業、漁業の一六業種を指定し、四月一日以後指定事業者は生活費、定期的給与、事業用雑費、臨時的給与、損害保険料、家

表 2-4 昭和 21 年 3～8 月間の

I. 預 金		預 金 残 高				預	
年 月	封鎖・特殊	自 由	計	現金および			
				計	うち生計費		
21年 3月	121,232	14,518	135,751				
4月	120,651	14,578	135,230	4,735	1,445		
5月	122,170	17,118	139,289	5,229	1,389		
6月	123,144	18,072	141,217	4,688	1,261		
7月	122,643	19,936	142,580	5,357	1,426		
8月	120,478	21,944	142,422	5,631	1,591		

II. 貸 出		新			
年 月	貸出残高	貸出残高純増額	現金および非封		
			計	うち貸銀給与	事業費
21年 3月	106,088	105			
4月	107,429	1,341	382	94	258
5月	108,933	1,504	482	117	312
6月	112,831	3,898	618	248	324
7月	116,421	3,590	758	279	429
8月	118,176	1,755	605	213	333

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年版。

して、証券業者となれ合いで架空の売買証明書を作成し合法的に「封鎖預金等」の払戻しをうけたうえ、これをおよそ三割減で新円に引き替えるという手段がめだつようになった。

そこで、六月二日にはこの条項が廃止され、新円化の抜け道がふさがれた。こうした処置は、緊急措置の原則を守ろうとする意図を示している。しかしその一方で、緊急措置発動の当初から、生産再開資金や進駐軍の資金などの供給という大きな抜け道がひらかれていた。

(四) 金融措置の各種特例

封鎖に対する特例としては、おもなもののみをひろっても、次のような実例があげられる。

全国銀行主要勘定

(単位：百万円)

金 払 戻 額					
非封鎖支払		封鎖支払			
貸銀給与	事業費	計	旧債返済	事業費	その他
2,199	446	22,419	2,319	11,775	8,325
2,727	498	29,461	3,421	15,443	10,597
2,519	466	29,747	2,924	16,016	10,806
2,937	513	35,710	6,223	18,050	11,436
3,010	551	36,207	6,825	18,820	10,561

規 貸 出 額					
鎖	封				
その他	計	貸銀給与	旧債返済	事業費	その他
26	3,782	182	130	3,210	258
46	4,666	282	165	3,924	294
37	7,027	553	199	5,905	368
41	10,100	570	331	8,760	438
51	10,588	897	257	8,813	620

賃、地代、事業用施設賃借料、原材料または用役の入手などのために「封鎖預金等」の支払をなすことはできないとされていたのである。

ほかに資金調達のみちがない場合には、市区町村長の証明書を提出して「封鎖預金等」の支払をうけ、あるいは金融機関から資金の融通をうけることができるのが、唯一の救済方法であった。

(三) 有価証券買入れのための封鎖預金払戻し

二月二三日付大蔵省告示第三五号によって、大蔵省告示第二七号が改正された。これによれば、国債、地方債、社債またはその他の法人債、株式、出資証券の購入のためには「封鎖預金等」からの封鎖支払が認められることになっていた。しかし、この処置を悪用

物資名	支払方法および限度	年月日	関係法規通牒番号	摘要
水産物	公定価格による毎日の所要資金自由	二一・三・一	理秘 一五九	生産地における指定出荷機関の買付資金(二三・一・七銀々二号により廃止)
蔬菜類	公定価格による概ね三分の所要資金自由	二一・三・一	理秘 一五九	消費地における公認された正規の荷受機関の買付資金(二三・一・七銀々二号により廃止)
米 (昭和二〇年産)	半額自由	二一・三・二八	大蔵省令 四〇	市町村農業会の買入代金
煉粉 乳原料 乳	所定金額迄自由	二一・三・二九	理秘 二五四	指定乳製品製造工場の買付代金
塩	塩賠償金または買上代金の割自由	二一・四・二〇	理秘 一〇八〇	塩製造業者の燃料積取費及荷縁費撤砂その他購入費
薪炭 (瓦斯用薪を除く)	全額自由	二一・四・二三	理秘 一、一四九	政府指定買付機関の買付代金
石炭	(1) 一トに付 四三三円自由 (2) 〃 六〇円自由	二一・四・二六 二一・七・二五	理秘 一、四四九 理秘 一〇、一二五	日本石炭株式会社の買取資金
亜炭	一トに付 二五円自由	二一・六・三	理秘 四〇八	亜炭生産業者の出荷資金
馬鈴薯、麦類 (昭和二一年産)	全額自由	二一・六・一三	理秘 四四二	市町村農業会の買入代金
諸類	二割自由	二一・六・二五	理秘 七、三五五	日本諸類統制株式会社の買入金
硫安	一割五分自由	二一・六・三	理秘 四〇九	日本肥料株式会社の買取資金
石灰窒素・過磷酸石灰	一割自由	二一・六・三	理秘 四〇九	市町村農業会の購入資金
菜種、甜菜、大麻、苧麻、黄麻、亜麻、楮、三極、除虫菊、薄荷	半額自由 (ただし一農家に付き三〇〇〇円迄)	二一・六・一一	理秘 四三九	市町村農業会の購入資金
生糸製造資金	半額自由	二一・四・二六	理秘 一、四〇四	生糸製造業者の所要資金
(イ) 燃料費	半額自由	〃	〃	〃
(ロ) 厚生費、賄費	定期的給与に組み替えたうえ五〇〇円迄自由	〃	〃	〃
(ハ) 修繕料	二割自由	〃	〃	〃
(ニ) 繰糸機新設費	一割自由	〃	〃	〃
茶	(1) 二一年度産一番茶	二一・五・二七	理秘 三、一八〇	市町村農業会の集荷代金
荒茶	半額自由 (一製茶業者に付き三〇〇〇円迄)	〃	〃	市町村農業会の指定した買葉製造業者の購入資金
生葉	半額自由 (一生産者に付き三〇〇〇円迄)	二一・七・三一	理秘 一〇、八二七	二番茶、三番茶にも適用
連合国軍隊駐屯経費	(1) 五〇〇円未満自由	二一・二・二七	理秘 一九二	〃
物資調弁代金等	(2) 二割自由	二一・四・一九	理秘 七五	〃
工事請負代金	四割自由	〃	〃	工事所要資材代金該当分
連合国軍宿舎建設用資材	所定証明書記載金額迄自由	二一・五・二七	理秘 四、〇二三	指定事業者購入代金

物資名	支払方法および限度	年月日	関係法規通牒番号	摘要
水産物	公定価格による毎日の所要資金自由	二一・三・一	理秘 一五九	生産地における指定出荷機関の買付資金(二三・一・七銀々二号により廃止)
蔬菜類	公定価格による概ね三分の所要資金自由	二一・三・一	理秘 一五九	消費地における公認された正規の荷受機関の買付資金(二三・一・七銀々二号により廃止)
米 (昭和二〇年産)	半額自由	二一・三・二八	大蔵省令 四〇	市町村農業会の買入代金
煉粉 乳原料 乳	所定金額迄自由	二一・三・二九	理秘 二五四	指定乳製品製造工場の買付代金
塩	塩賠償金または買上代金の割自由	二一・四・二〇	理秘 一〇八〇	塩製造業者の燃料積取費及荷縁費撤砂その他購入費
薪炭 (瓦斯用薪を除く)	全額自由	二一・四・二三	理秘 一、一四九	政府指定買付機関の買付代金
石炭	(1) 一トに付 四三三円自由 (2) 〃 六〇円自由	二一・四・二六 二一・七・二五	理秘 一、四四九 理秘 一〇、一二五	日本石炭株式会社の買取資金
亜炭	一トに付 二五円自由	二一・六・三	理秘 四〇八	亜炭生産業者の出荷資金
馬鈴薯、麦類 (昭和二一年産)	全額自由	二一・六・一三	理秘 四四二	市町村農業会の買入代金
諸類	二割自由	二一・六・二五	理秘 七、三五五	日本諸類統制株式会社の買入金
硫安	一割五分自由	二一・六・三	理秘 四〇九	日本肥料株式会社の買取資金
石灰窒素・過磷酸石灰	一割自由	二一・六・三	理秘 四〇九	市町村農業会の購入資金
菜種、甜菜、大麻、苧麻、黄麻、亜麻、楮、三極、除虫菊、薄荷	半額自由 (ただし一農家に付き三〇〇〇円迄)	二一・六・一一	理秘 四三九	市町村農業会の購入資金
生糸製造資金	半額自由	二一・四・二六	理秘 一、四〇四	生糸製造業者の所要資金
(イ) 燃料費	半額自由	〃	〃	〃
(ロ) 厚生費、賄費	定期的給与に組み替えたうえ五〇〇円迄自由	〃	〃	〃
(ハ) 修繕料	二割自由	〃	〃	〃
(ニ) 繰糸機新設費	一割自由	〃	〃	〃
茶	(1) 二一年度産一番茶	二一・五・二七	理秘 三、一八〇	市町村農業会の集荷代金
荒茶	半額自由 (一製茶業者に付き三〇〇〇円迄)	〃	〃	市町村農業会の指定した買葉製造業者の購入資金
生葉	半額自由 (一生産者に付き三〇〇〇円迄)	二一・七・三一	理秘 一〇、八二七	二番茶、三番茶にも適用
連合国軍隊駐屯経費	(1) 五〇〇円未満自由	二一・二・二七	理秘 一九二	〃
物資調弁代金等	(2) 二割自由	二一・四・一九	理秘 七五	〃
工事請負代金	四割自由	〃	〃	工事所要資材代金該当分
連合国軍宿舎建設用資材	所定証明書記載金額迄自由	二一・五・二七	理秘 四、〇二三	指定事業者購入代金

このような特例がどの程度の重要性をもっていたのかを知ることは困難であるが、このように書きならべてみると、その意味を無視しえなかったことは明らかであろう。さらに生産再開のための積極的措置として、八月一日から日本興業銀行内に復興金融部が開設されるのであるが、その点については別に論ずるので、ここには省略する。

以上のような政策的措置の結果、八月までに生じた金融機関の預金貸付関係の諸数字をとりまとめると、表2-4のとおりである。明らかに、四、五月までと、六月、さらに七月以降を対比すれば、封鎖預金の払戻、貸付ともに制限がゆるんでいることが知られるであろう。さまざまの制限はありながら、特例その他の抜け道をたどって、封鎖された資金はふたたび日の目を見るようになっていたのである。しかもこの種の処置を別の角度からゆり動かしたのが、金融機関の新旧勘定の分離であった。

二 封鎖預金の分割とその後の運用（昭和二十二年末まで）

昭和二十二年七月に戦時補償の打切りが決定され、これによって企業はもちろん金融機関の経理も大きな打撃を受けた。企業は銀行に対する債務の履行が不可能となり、銀行もこれがためにまた整理を余儀なくされるにいたった。すなわち八月一五日、「金融機関経理応急措置法」および「会社経理応急措置法」が公布施行され、これによって金融機関、事業会社ともに新旧両勘定を区分し、新勘定をもって業務を存続し、旧勘定をもって整理を行なうこととなった。復興金融会社案の当時から考えられていた第二会社案が、非常の状況下でにわかに現実化したのであった。

金融機関が整理を余儀なくされるならば、預金の切捨てを含む処置が必要となることが予想される。そこで、八月一日、大蔵省令第九〇号により金融緊急措置令施行規則が改正され、「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」と「第二封鎖預金等」に分割する処置がとられたのである。

この処置の要点は、およそ次のごとくであって、左に掲げる金額は第一封鎖預金等とされ、残余の金額は第二封鎖預金等とされた。

(イ) 年金以外のもの

A 一〇三〇〇〇円未満の封鎖預金

B 一〇三〇〇〇円以上のものは、一世帯ごとかつ一金融機関ごとに名寄せして、一世帯につき、(イ)世帯主および各世帯員一人ごとに四〇〇〇〇円の割合で計算した金額（最高限度三万二〇〇〇円）と、(ロ)一万五〇〇〇円のうちいずれか多額のものを。

C 法人その他団体の封鎖預金で一〇三〇〇〇円以上のものは、一万五〇〇〇円以下の部分。

(ロ) 年金については、一年間の給付金が一〇一〇〇〇円以下のものは全額。一〇一〇〇〇円を超えるものは年額一〇〇〇〇円以下の部分。

細部にわたっては、以下の「施行規則改正要領」にくわしい。

金融緊急措置令施行規則改正要領

第一、第一封鎖預金及第二封鎖預金の分別

- 一、八月十一日以後封鎖預金を第一封鎖預金及第二封鎖預金の二種とする。
- 二、八月十一日以後新に生じた封鎖預金は原則として第一封鎖預金とする。

三、八月十一日午前零時現に存する封鎖預金は第二に定める方法に従ひ、これを第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分する。

第二、既存封鎖預金の区分方法

一、一般の預貯金等

預金、貯金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、定期積金、無尽及準預貯金については左の金額により区分する。但し特殊預金、特殊金銭信託及これに準ずるものは別に省令で定める所に依る

- (1) 一口三千円未満の預貯金等は全額第一封鎖預金とする
- (2) 一口三千円以上の個人の預貯金等は一世帯毎且一金融機関(同一金融機関の本支店を含む)毎に名寄せして、一世帯について(イ)又は(ロ)の何れか多額のものを第一封鎖預金とし、残余の金額を第二封鎖預金とする
- (イ) 世帯主及世帯員各一人につき四千円の割合で計算した金額但し最高三万二千円を限度とする
- (ロ) 一万五千円

(3) 一口三千円以上の法人その他の団体の預貯金等は一万五千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする

(4) 左の金額は(2)又は(3)の第一封鎖預金の金額に加算する

- (イ) 八月分以前の個人生活費、八月分(八月分に限る)の教育費、外地外国からの引揚者の持帰金相当額及戦災者(引揚者も同様とする)生必物資購入費(五条一項一号、二号五号及八号)であつて未だ払戻を受けてゐない金額
- (ロ) 慈善団体、教育団体、其の他専ら公益を目的とする団体については封鎖預金等審査委員会の指定するものに対し同委員会ので定める金額

尚右の金額は封鎖預金等の金額が五万円を超える部分については五割以内で且総額三十万円以内に限る但し大蔵大臣の許可を受けて百万円まで増額できる

- (5) 左の金額は(2)の第一封鎖預金の金額から控除する
第一封鎖預金設定申請でも(2)に該当する封鎖預金から個人生活上の諸費用のためには払戻を受けられるが(一世帯一万五千円を限度とする)右に依つて払戻を受けた金額
- (6) 郵便積立貯金、定期積金及無尽については金額の計算は既に払込んだ掛金(自由支払で払込んだものを除く)の額に依るものとする

二、年金

年金については左の金額に依り区分する

- (1) 一年間の年金給付金が一口千円以下のものは給付金全額を第一封鎖預金とする
- (2) 一年間の年金給付金が一口千円を超えるものは年額千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする

三、世帯の意義

(1) 一の(2)の世帯とは八月十一日現在の個人金融通帳の記載を基準として戸主及これと同居する家族又はこれに準ずる者(内縁の妻等)で生計を同じくするものを謂ふ 但し使用人、単なる同居者等は世帯員から除外される
なほ戸主と同居しない家族で独立の生計を営む者(疎開家族や他の世帯同居者等)も其の生計単位毎に世帯と看做される
従つて女中、書生等の単なる同居者は別個の世帯と看做される

(2) 預金者が外国又は外地に居住する場合、或は本邦内に居住するが特別の事由で世帯に属しない場合には市区町村長の証明書等に依つて次のやうに取扱はれる

- (イ) 預貯金等の管理者が名義人の家族であるときは世帯員と看做す
- (ロ) 預貯金等の管理者が名義人の家族でない所謂他人のときは独立の世帯と看做す

表 2-5 全国銀行自由預金封鎖預金残高 (単位：百万円)

年 月	総 額	自 由 預 金				第一封鎖預金	第二封鎖預金	特殊預金
		総 額	公 預 金	金融機関預金	その他預金			
21(1946) 3	135,751	14,518	12,829	1,688	94,450	—	26,782	
4	135,230	14,578	11,605	2,973	93,080	—	27,571	
5	139,289	17,118	11,945	5,172	84,740	—	37,430	
6	141,217	18,072	11,062	7,010	89,587	—	33,557	
7	142,580	19,936	10,685	9,250	87,679	—	34,964	
8	142,422	21,944	4,213	6,252	53,372	31,255	35,851	
9	145,232	25,830	3,561	6,858	60,984	22,457	35,960	
10	149,894	30,227	3,026	7,187	62,862	21,005	35,799	
11	149,808	32,847	2,536	6,938	73,194	21,819	21,948	
12	144,869	39,751	2,895	7,880	82,507	20,936	1,675	
22(1947) 1	146,015	46,955	3,306	11,508	78,619	20,026	414	
2	145,669	47,792	3,092	7,262	77,792	19,691	393	
3	148,644	59,140	3,396	8,417	69,619	19,515	369	
4	146,481	63,197	4,274	7,416	63,512	19,414	358	
5	149,906	70,088	4,468	7,198	60,230	19,314	273	
6	154,807	78,981	4,100	7,683	67,198	16,862	183	
7	159,089	86,864	4,023	7,116	75,724	16,779	151	
8	167,539	97,634	3,658	7,375	86,600	16,730	119	
9	184,467	115,288	4,701	9,897	100,690	16,706	112	
10	187,887	121,752	5,460	9,008	107,283	16,687	98	
11	197,987	133,783	5,171	9,688	118,924	16,673	82	
12	234,375	170,065	8,697	14,165	147,202	14,519	75	
23(1948) 1	237,664	182,957	7,940	15,550	159,467	14,320	60	
2	239,114	189,897	6,808	13,759	169,329	14,350	30	
3	257,075	220,020	7,901	16,830	195,288	5,349	10	
4	257,160	222,479	9,215	14,150	199,113	—	—	
5	268,987	236,512	12,103	14,412	209,996	—	—	
6	292,544	262,705	11,650	16,407	234,647	—	—	

(資料) 日本銀行統計局。

(注) 昭和21年7月までと8月以降とは集計方法が異なっている。

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年版。

- (3) 架空名義の預貯金は全て第一封鎖預金とすることは認められない
- 四、第一封鎖預金設定手続
 - (1) 一口毎に第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分される場合(一の(1)及(3)二)には金融機関限りで処理する
 - (2) 名寄せを必要とする場合(一の(2))には
 - (イ) 第一封鎖預金設定申請書を八月十一日より一月以内に預け先金融機関に提出することを要するなほ申請書には預金通帳証書及個人金融通帳を添付しなければならない
 - (ロ) 右の申請書を預け先金融機関に提出できない事情があるときは最寄りの銀行(銀行に限る)に提出してもよい
 - (ハ) 申請書を受けた金融機関は預金通帳又は証書及個人金融通帳に所要の記入をして申請者へ返還する
 - (ニ) 一ヶ月の期限内に申請が出来なかつた場合の期限後申請の途もひらかれてゐる
- 第三、封鎖預金の支払
 - 一、第一封鎖預金の支払は現行封鎖預金の支払の規定に依る
 - 二、第二封鎖預金は左の場合に限り封鎖支払と為し得る
 - (1) 過去の負担に属する公租公課であつて大蔵大臣の指定するものの支払をするとき
 - (2) 金融機関に対する既存の債務を弁済するとき但し第二封鎖預金をその債務の担保に供したものに限る
 - (3) 八月十一日現存の封鎖小切手等及自由小切手等(封鎖預金に基き振出し又は発行されたもの)を其の後決済するとき
 - (4) 他の法令の規定で第二封鎖預金の支払を為し得るとき
 - (5) 其の他大蔵大臣の指定するとき
- 第四、その他
 - (1) 個人生活費に関する規則五条一項一号の証明は市区町村長が行ふこととした(旧は町内会長又は部落会長)

表 2-6 全国銀行第一封鎖

年 月	第一封鎖預金 残 高	同 増 減 A	第二封鎖預金より	
			第二封鎖預金 残 高	同増(Δ) 減(a)
21. 3	94,450	—	—	—
4	93,080	Δ 1,370	—	—
5	89,740	Δ 3,340	—	—
6	89,587	Δ 153	—	—
7	87,679	Δ 1,908	—	—
8	82,047 (53,372)	Δ 5,632	31,256	—
9	60,984	7,612	22,457	8,799
10	62,862	1,878	21,005	1,452
11	73,194	10,332	21,817	Δ 812
12	82,507	9,313	20,936	881
22. 1	78,619	Δ 3,888	20,026	910
2	77,792	Δ 827	19,692	334
3	69,619	Δ 8,173	19,516	176
4	63,512	Δ 6,107	19,414	102
5	60,230	Δ 3,282	19,317	97
6	58,779	Δ 1,451	(19,226) 16,863	91
7	55,294	Δ 3,485	16,779	84
8	53,054	Δ 2,240	16,731	48
9	52,360	Δ 694	16,706	25
10	49,349	Δ 3,011	16,687	19
11	47,448	Δ 1,901	16,672	15
12	49,715	2,267	14,518	2,154

(注) 1. 第一封鎖預金残高並びに同増減の21年4月～8月は封鎖預金の計数で
 2. Bは直接の資料がないので(a)+(b)-(c)の方法により算出した。この
 い。
 3. (c)およびCは東京及び大阪組合銀行の計数より全国銀行の計数を推計
 4. 第二封鎖金残高の22年6月かっこ内の計数は同月閉鎖機関となった横
 出所：日本銀行統計局『資金放出吸収実績表』昭和21年4月～22年12月。

預金増減状況

(単位：百万円)

第一封鎖預金への移管額 B			特殊預金より 封鎖預金への 移管額 C	A-B-C 第一封鎖預金 純増減高
特殊預金より の移管による 増加 (b)	旧勘定貸出と の相殺による 減少 (c)	(a)+(b)-(c) 差引計		
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	1,700	7,099	—	513
—	199	1,253	—	625
1,385	118	455	8,309	1,568
1,216	75	2,022	4,055	3,236
75	35	950	252	Δ 5,090
—	23	311	—	Δ 1,139
—	165	11	—	Δ 8,184
—	52	50	—	Δ 6,157
—	16	81	—	Δ 3,363
—	46	45	—	Δ 1,496
—	19	65	—	Δ 3,550
—	8	40	—	Δ 2,280
—	6	19	—	Δ 713
—	10	9	—	Δ 3,020
—	6	9	—	Δ 1,910
—	13	2,141	—	126

ある。ただし8月括弧内の計数は第一封鎖預金の計数。
 場合第二封鎖預金による納税は第二封鎖預金残高には影響しないから調整を要しな
 した。
 浜正金銀行の計数を加算して算出したものである。

- (2) 二以上の者から定期的給与を受くる者は給与支給者に対し申告義務を課した
- (3) 公租公課の支払のため封鎖預金の払戻を受けるのは封鎖支払に限ることとし自由支払を廃した
- (4) 封鎖小切手等の受領義務を明文化した
- (5) 其の他若干の補完的改正を行った

このとき以後、昭和二三年七月封鎖預金制度が廃止されるまでの封鎖預金の動向は表2-5のとおりである。この場所でききに第一章でふれた特殊預金(前掲表1-2参照)の問題について述べておこう。表2-5では、二一年八月には三六〇億円に達した特殊預金が同年一二月までに一七億円まで縮小し、他方第一封鎖預金はその間に二九一億円の増加を示すが、そのゆえんを明らかにしておくためである。

第一章にまとめて述べた特殊決済の大部分は当然特殊預金の形をとり、建物疎開や戦争保険金の支払などを通じてその金額は巨額にのぼった。戦後には期限前の償還や払戻しもあったけれども、戦争保険金の支払、政府・事業資金の集中決済などのために特殊預金の残高はかえって増加していったのである。金融緊急措置令の発動にさいしては、これは「封鎖預金等」に振り替えられ、さらに第一、第二封鎖預金等の制定のさいにも別枠のままで封鎖されていた。その最終処理は戦時補償打切りにもなっていない。昭和二一年一月一日の大蔵省令第一一四号によって、特殊預金等は戦時補償特別税を納付したのちなお残った部分を全額第一封鎖預金等に振り替えることが決定された。これにもとづいて、一時は全国銀行預金の約四分の一にのぼっていた特殊預金は急速に整理されたのであった。

以上の理由をふまえれば、二一年八月から一二月までの間に第一封鎖預金等が膨張し、第二封鎖預金等が減少する理由が判明する(表2-6)。第二封鎖預金等において、旧勘定貸出との相殺が行なわれ、この分と第二封鎖預金等か

ら第一封鎖預金等への移管とがあいまって結局第二封鎖預金等は縮小したのである。第一封鎖預金等は、八〜一〇月には第二封鎖預金等からの移管によって増加し、一一、一二月には特殊預金からの移管によって増加した。なお、これ以外に、政府からの封鎖支払その他による増加が一一、一二月に目立っているのは、注目に値する。

前述のとおり、この措置と同時に、従来の貸出総額の規制は廃止された。これによって金融機関の貸出は再び増加に転じたのであった。当時、全体として経済政策の雰囲気はすでに変化しつつあった。すなわち戦時補償の打切りが実施された以上、企業は整理を余儀なくされ、失業の増大、生産再開のおくれが心配される。とくに石炭、鉄鋼、肥料などの基礎物資の増産と、食糧の増産とは焦眉の急務とされた。したがって八月以後、金融緊急措置令の運用は緩和の方向をたどることになる。以下にその要点をまとめておくことにしよう。

(一) 金融措置の各種特例(つづき)

物資名	支払方法および限度	関係法規通牒		摘要	
		年月日	番号		
連合国軍隊駐屯経費 米 (昭和二一年産)	四割自由 全額自由	二一・九・七 二一・一〇・二八	蔵財 蔵銀	四六八 七一三	市町村農業会の買入代金(早期 供出奨励金および超過供出奨励 金を含む)
甘藷(昭和二一年産) 雑穀(稗、黍、黍麦、 玉蜀黍、高粱、蚕豆、大 豆、小豆、粟、蜀黍、菜 豆、落花生、燕麦、ライ 麦、豌豆等)	全額自由 全額自由	二一・一〇・二八 二一・一一・二七	蔵銀 銀秘二〇、〇〇五	七一三 〇〇五	市町村農業会の買入代金 市町村農業会の買入代金

亜炭	三五円自由	二二・九・一九	蔵銀	六三八	亜炭生産業者の出荷資金
石炭	一二〇円自由	二二・二一・二六	銀秘一九、三六三		日本石炭株式会社の買取資金
農業用石灰・炭酸カルシウム	三割自由	二二・八・三	銀秘一一、一七一		全国農業会の購入資金
輸出入米綿製品の加工資金					
(1) 紡績加工資金	三割五分自由	二二・九・二一	蔵銀	六四二	日本綿糸布輸出組合・日本綿糸スフ糸配給統制組合の支払資金
(2) 織布加工資金	四割自由	〃	〃		〃
漁船建造資金					
(1) 鋼製	三割自由	二二・二一・二八	銀秘二〇、〇二一		一〇〇トン以上のもの
(2) 木造	四割自由	〃	〃		〃
日本石炭株式会社の石炭	(1) 一割七分自由	二二・二一・三〇	銀秘二〇、三五四		西日本石炭輸送株式会社に支払う分
輸送運賃	(2) 三割五分自由	〃	〃		北九州・西九州・山口・常磐・北海道各石炭株式会社に支払う分

(二) 存廃をめぐる論議

このような特例はまだ多くあって、以上は代表的な一部分にすぎない。いわば緊急部門に対する処置として特例を設け、あるいは貸出制限が撤廃されれば、これに対応して一方で緊急措置自体についての基本的な疑問が提起され、他方、緊急措置をもう一度強化しようとする論議が出てくるのも自然であった。再強化の動きとしては融資準則制定の動き(昭和二年一月)があるが次章にゆずり、この時期における緊急措置の存廃についての論議を示す史料を紹介しておくことにしよう。経済安定本部第一部においては、二年一月にこの問題について三点の文書を作成している。このうち最も明快な一月二日付の「金融緊急措置の改正について」⁽³⁾をかがけておこう(原文のまま)。

金融緊急措置の改正について(昭二一・一一・二 経安本第一部)

一、貸金給与の封鎖支払制を此の際撤廃することの可否

<p>(可とする理由)</p> <p>(1) 食糧の最大の危機を突破し得た現在に於いては封鎖支払制を無理に存置するの要なしと認められること</p> <p>◎(2) 現在の現金払の限度に於ては到底実際家計費を賄ひ得ない無理があり資金面より不当に生活を圧迫して居るので之を緩和する要があること</p> <p>◎(3) 勤労収入は凡て使用し得ることとなり、従つて勤労意欲を増進することができること</p>	<p>(否とする理由)</p> <p>◎(1) 現下の国民経済の情勢は石炭の生産を首めとし工業生産は尚極めて不振の状態に在り消費の節約を図るの要は依然として存続して居り斯くの如き場合に於て封鎖払を全廃することは消費を過大にしてインフレーションの進行に拍車を掛ける虞れあること</p> <p>(2) 主食が増配せられその限りに於て食糧事情は緩和せられるが、そのことが益々購買力の副食物等への集中を来たすこととなるのに対して副食物等の供給増加には尚困難があり、今直ちに食生活の全面的に安定するものとは認められないこと</p> <p>◎(3) 封鎖撤廃に依り生活が楽になると期待しても根本的に生産事情が上の如く悪いので何としても低水準の生活に甘じなければならず、結局乏しい物資を極力公平に分配する為に消費規制を行ふ必要があること</p> <p>◎(4) 現在生産が低落して居る貸金に充分生活費を償ひ得ない実情に在り貸金は何うしても勤労者に満足を与へることができないこと</p> <p>◎(5) 現在の貸金は高低の差が甚しく極めて不揃の為、勤労収入に依じた消費を認めることは却つて社会的公平を失し、少額所得者の生活不安は著しく増大しストラ</p>
---	---

◎(4) 殆んど無制限に新円所得のある者に対し貸金所得者に封鎖支払制を強行することは権衡を失すること、殊に貸金所得層に在つても一部に於ては不正支払もかなり行はれていると認められるが、これを防止することの困難であること

(5) 封鎖払の撤廃は貯蓄の奨励、通貨の安定に好影響があり、貯蓄の増加が達成せられれば通貨の増発、インフレの進行に悪影響のないこと

イキ、貸金問題は一層激化する虞れのあること

(6) 所謂新円階級と貸金所得者との不権衡といふことはインフレ過程に在る経済基盤に由来する問題であつて封鎖を撤廃すれば両者間の収入の開きの増大といふ形で現はれざるを得ないこと

◎(7) 仮に不正支払が多く厳格に封鎖払の行はれている部分は少いとしても、封鎖払制はそれが行はれてゐる官吏、銀行員等の給与をある程度釘付けにし、一般の賃金水準はこれに基準を置いて居るといふことに重大な意義のあること

◎(8) 前記(3)及(4)の事情に依り貸金は何処迄も満足を得られず昂騰を続けやうとする勢に在り封鎖払制が之をある程度抑制してゐるのであるが、封鎖払制を措いて賃金の直接統制を行ふ方法がないこと

(9) 賃金の昂騰は闇物価の昂騰を来たすのみならず物価統制の適確な実行を益々困難ならしめる虞れのあること

◎(10) 封鎖支払制の撤廃に依り差当り直接通貨の増発となると計算せられるのは現に封鎖払の行はれている金額即ち十数億円(一ヶ月)であり、それ丈でも従来月々の通貨増発に追加せられるものであり且都市に集中せられるので大きな影響があると認められる。のみならず上に述べた様な種々の事情に基いた実際の通貨増発は計るべからざるものがあり、インフレの激化の懸念は極めて大きいこと

(可とする理由)

(6) 封鎖支払制の撤廃は国民経済が常態化してきたといふ感じ即ち一種の明朗感を国民に与へること

(否とする理由)

(11) 貯蓄の増加には大いに努力すべきであるが、その効果は全面的に期待するのは尚早であつてはその効果が現はれなければインフレが激化し再び緊急措置を繰返すことが必要になり斯くては政府の威信にも関し採るべき策ではないと認められること

(12) 賃金給与の封鎖支払制の廃止は必然的に事業間取引の封鎖支払制撤廃を余議なくすること

(13) 現実の経済基盤は上に述べた様に常に常態化してゐるとは認められないこと

◎(14) 統制緩和の空気を反映して一般に配給及び価格の統制を困難にし闇取引を益々助長する虞れのあること

(15) 未だ金融面の整理が行はれていないので少くとも事業の金融機関との整理が済み財産税の徴収が完了した時期に於て本問題を考慮すべきであること

(16) 現在インフレ見透については樂觀論もあるが一方特にジャーナリズム方面に於て悲觀論もあるので斯る際にこれを行へば先行インフレ不安を煽り心理的にもインフレを昂進せしめる虞れがあること

◎印は最も主要な実質的理由と認めるもの

二、結 論

食糧の一応の安定の時期を見計らつて此の際貸金給与の封鎖支払制を廃止して貯蓄に頼つて一つの冒險を敢てするのも一つの

考へ方ではあるが、それは飽迄冒険であつて経済の客観的状況は未だ到底斯くの如き統制の緩和を行ふべき時期ではない。強ひて之を急ぐとしても補償打ちの一連の措置と財産税の徴収及び貯蓄運動の効果を見、工業生産についてある程度の見透しが出来、且一般の統制が今少しく軌道に乗つた時期を見計つて行ふべきである。

従つてこの際としては

- (1) 科学的に調査した実際家計費に対し、封鎖制度が余りに無理であればその限りに於て若干限度緩和することとし
- (2) その限度の緩和に当つては可及的に賃金水準を騰貴せしめないために最少限度に止めると共に主として生計費引出限度の引上の方法によることとし

少くとも今後半年間はこれを継続し寧ろその強行徹底に努め今後の推移を注目することを可とする。

この文章は当時の経済安定本部第一部（大蔵省からの出向者が多かったので、実質的には大蔵省の一部の意見と考えてもよいであろう）が、緊急措置をどう評価していたか示して興味ぶかい。すなわちこのグループにとつても、緊急措置はインフレーションを収束せしめるための手段とは評価されていなかったのである。しかも当面の食糧危機が回避された現在、むしろ無理の方が目につく状況下で賃金の封鎖払制を撤廃せよという意見が存在したことをものがたる。そして存続の結論をみちびくための根拠も、インフレーションに対する一つの歯止めとしてのみこの政策を評価しており、それ以上の積極的な意義をみとめていなかったのは注目に値する。⁽⁴⁾ 問題はいかにして生産、とくに石炭をはじめとする鉱工業生産を拡大するかにかかつており、問題の焦点はその方向に移行しつつあつたとみられる。

三 昭和二三年以降の推移

政策の重点が石炭をはじめとする鉱工業生産の拡大に変わつていったのちの金融緊急措置関係の政策の歩みをたどることにしてしよう。

次章に見るように、金融政策の重点も、融資の規制と重点産業向けの傾斜金融に移行した。昭和二二年三月一日から「金融機関資金融通準則」（通称、融資準則）が金融緊急措置令にもとづいて発動され、金融機関の融資先の産業について優先順位が定められ、一方、一般金融機関は融資の最高限度（一般自由預金残高の五〇％）を設定することになった。他方、傾斜金融の中心機関としての復興金融金庫が本格的な活動を開始するのである（第三章参照）。そうした状況のもとで、預金の封鎖、引出制限を中心とするこの処置は、ますます空洞化の一途をたどり、ついに二三年七月に預金封鎖が解除されて実質的に終焉を告げるのである。前年の安定本部の方針はなしくずしに具体化されたといつてよい。金融緊急措置令自体は融資準則の根拠となつたために昭和三八年七月まで存続するが、この制度自体は二三年夏をもって終わったのである。それでは二二年から二三年までの金融措置の運用の動向をみておこう。

(一) 給与支払、生活費払戻しの緩和ないし撤廃

一般物価が二一年秋以降再び上昇に転じたことを反映して、いわゆる新円生活、給与五〇〇〇円の枠では国民の生活が維持しえないことは明らかになった。そこで二二年一月措置令施行規則に、まず一連の手直しが実施された。

- (1) 二二年一月二四日（大蔵省令第四号により金融緊急措置令施行規則改正）Ⅱ現金給与の枠が月五〇〇〇円から七〇〇円

に引き上げられ、個人事業主の生活費引出額も同じく五〇〇円から七〇〇円に引き上げられた。

(2) つづいて同年一月三十一日(大蔵省令第一〇号、施行規則改正) Ⅱ少額所得者(月収二〇〇円以下)は従来二〇〇円までの払戻しができたのを四〇〇円までに引き上げ、また教育費の払出限度を一〇〇円(同一世帯内にないときは一五〇円を加算)まで引き上げた。

(3) 同年四月三〇日(大蔵省令第四一号、施行規則改正) Ⅱ五月一日から定期的給与の制限枠は撤廃され全部自由支払、退職時の臨時給与は三カ月分自由支払をみとめる。無所得者、少額所得者については、月額五〇〇円と、世帯主、世帯員各一人につき一五〇円の割合で生活費の払戻しを認める。教育費の払戻しは一人一五〇円に引き上げ、個人事業主の生活費払戻金額は一人一〇〇〇円まで引き上げる。

(4) 同年八月二六日(大蔵省令第七九号、施行規則改正) Ⅱ九月一日より生活費払戻しの限度を月額八〇〇円と、世帯主、世帯員各一人には二〇〇円とする。個人事業者の払戻限度を一五〇〇円に引き上げる。

(5) 同年一二月二七日(大蔵省令第一二七号、施行規則改正) Ⅱ十一月一七日にさかのぼって、退職時の臨時的給与については、一定額までの自由支払をみとめる。ついで二三年二月二三日(大蔵省令第一九号、施行規則改正)、臨時的給与一切の自由支払が認められた。給与に関しては完全な新円建がこのときに成立したのである。

(二) 事業資金の自由支払移行

次に事業資金の場合は、給与、生活費についての緩和が始められた二二年初頭から緩和の方針がたてられていたらしく、二月一八日の大蔵省議において「金融緊急措置令に基く給与の自由支払額の制限撤廃の件」が決定していた。しかし、それが具体化したのは七月一日以降であり、六月の融資準則改正後に発動されたのである。

昭和二十二年七月一日銀秘第三二〇八号

財務局長あて大蔵省銀行局長通牒

金融緊急措置令による事業資金の自由支払移行方針の件

首題の件に関しては左の方針を以て実施することと決定したから御了知の上、各関係方面に対する指導の基準とせられたい。尚本方針については貴局内関係官を限り外部に洩れることのないように留意せられたい。

追つて本件実施細目については近く決定の上通知するからその上実施する様にせられ度い。

金融緊急措置令による事業資金の自由支払移行方針

一、方針

事業資金の自由支払移行方針については、本年二月十八日省議決定「金融緊急措置令に基く給与の自由支払額の制限撤廃に関する件」を以て左の通り方針が決定しているので、これに基いて最重点産業より漸次全額自由支払とする。

事業資金については、現在においても重点産業には特に自由支払を認めているが、この自由支払の限度の引上及び自由支払を認める事業の範囲の拡張を逐次実行し、今後必要に応じ、最重点産業より漸次全額自由支払とするよう措置する。

二、要領

(一) 業種、業態及び資金の用途の差異に基いて、自由支払の限度並びに実施の時期に順位優劣を設けて逐次自由支払一本の体制に移行する。

(二) 即時実施すべきものは左の通りとする。

(1) 石炭鉱業、肥料製造業及び銑鉄鋼材工業については一般的取扱によつてその所要資金は全額自由支払とする。

(2) 製造工業、鉱業、運輸業、輸出品製造工業であつて重点順位にあるもの及び食糧等の正規の配給ルートによるものの取扱をする配給業については当該事業の原材料、用役、施設の取得のための支払資金であつて自由支払を必要とする場合に

は差当り所要資金の五割を基準として自由支払をする。

(イ) 教育、慈善事業等の公益事業及び国又は地方公共団体並びに農業会（金融機関であるから）より封鎖支払を受けているが本来製品を右以外の者に売却すれば現金収入が容易であるような事業については右(ロ)に準じて考慮する。

(ロ) 右の(イ)の要領を以て実施したる後、自由支払取引の波及の程度を考慮し、取引の実態を勘案すると共に、生産増加に寄与すると認められる場合には次順位の重点産業について右(ニ)に準じて自由支払を認めるものとする。

(ハ) 石炭等を購入する事業者が自己の製品を現金で売却する事業者であるときは石炭等の代金は現金で回収し、その他のものについても現金収入に応じて能う限り現金回収を促進する方策を講ずる。

(ニ) 現金の流出を阻止するため、自由小切手、商業手形等の活用を指導勧奨すると共に、自由預金増加について特に留意する。

三、措置

右方針に基いて、この実施細目を作成する。

これによって、緊急を要する石炭、肥料、鉄鋼業等融資優先順位の甲の一（第三章二〇三ページ参照、以下同じ）に属する産業については、事業資金全額自由支払が認められたが、八月一九日には細目の取扱要領、日銀総裁あて大蔵省銀行局長通牒（銀秘第三二二八号）が定められた。その要点は次のとおりであった。

産業資金貸出優先順位の甲の二及び乙に属する産業ならびに輸出品工業の所要資金について自由支払を認める基準は次のとおり。

一、設備資金

設備資金貸出順位に基き次の割合で計算した金額の限度内、但し甲の二に属するものの設備資金の自由支払の額

は所要設備資金総額の五〇％、乙のそれは三〇％を超えてはならない。

	甲の二	乙
(イ) 資材購入費及びその運送保管費	六〇％	五〇％
(ロ) 工事費（人件費を除く）	四〇％	三〇％

国、地方、進駐軍の土工工事等で「所謂突貫工業」に属するものは甲の二に準ずる。

二、運転資金

運転資金貸出順位に基き次の割合で計算した金額の限度内、但し甲の二に属するものの運転資金の自由支払の額は所要運転資金の五〇％、乙のそれは三〇％を超えてはならない。

	甲の二	乙
(イ) 原材料	(A) 農林水産物 八〇％	六〇％
	(B) 工場製品 六〇％	四〇％
	(C) その他 四〇％	三〇％
(ロ) 荷造包装費を必要とする資材費については右に準ずる		
(ハ) 修繕費	六〇％	四〇％
(ニ) 福利厚生費	三〇％	二〇％
(ホ) 雑費	二〇％	一五％
(ケ) 下請工場に対する加工賃でやむを得ないと認めたもの	五〇％	三〇％

単なる商業に対しては真にやむを得ない場合に限り自由支払。
 小額（一万円以下）の資材買付費、修繕費については全額自由支払でも可。
 以上は秘密のうちに各関係機関に通牒されてその取扱がなされたのであったが、甲の一の産業の全部自由支払移行については、九月二七日の大蔵省告示（第二二九号）により甲の二の産業については十一月一五日大蔵省告示（第二七四号）により、それぞれ公示された。ついで乙の産業及び丙の産業中日本銀行が個別的に承認したものについては昭和二三年一月一六日の大蔵省告示（第九号）、丙の産業全体については二三年二月二三日の大蔵省告示（第六八号）により、あいついで事業資金の自由支払による融通が認められ、事業資金の完全な自由支払への移行がほぼ完了したのであった。

「国および都道府県其他地方公共団体」の経費などの支払のうち、昭和二二年三月三日の大蔵省令（第二七四号）により封鎖支払となっていた分も、二三年一月一六日の大蔵省令（第三号）により自由支払に移行した。

(三) 金融措置の各種特例(つづき)

以上の基本的な自由支払への移行とは別に、特例による自由支払移行も二二年に入って急速に進行した。そのおもなもののみ以下にかかげておこう(米、甘藷など、前年すでに自由支払がみとめられたものがあらためて指定された分は、ここでは省略する)。

物 資 名	支払方法および限度	関係法規通牒		摘 要
		年 月 日	番 号	
小麦粉	三割自由	二二・一・二四	銀秘 一、〇二二	製粉協会および全国精麦統制組合の支払資金
製粉加工費	三割自由	〃	〃	〃
用袋損料	五割自由	〃	〃	〃
精麦加工費	三割自由	二二・一・二七	銀秘 一、〇九九	中央冷凍水産協会・北海道水産物冷凍業者・各地方冷凍水産協会および冷凍生産業者の買付資金
冷凍用原料水産物	全額自由	二二・一・二七	銀秘 一、〇九九	中央冷凍水産協会・北海道水産物冷凍業者・各地方冷凍水産協会および冷凍生産業者の買付資金
酒 類	所定金額迄自由	二二・五・二三	蔵銀 四八三	地方酒類販売株式会社の仕入金
指定統制繊維製品	所定金額迄自由	二二・二・一五	銀秘 一、七九八	指定統制機関の所要資金
(1) 原糸等仕入費	四割五分自由			
スフ・スフ糸・人絹糸	三割自由			
ガラ紡糸	二割五分自由			
絹紡糸・毛糸・漁網糸	一割五分自由			
(2) 染色整理加工費	四割五分自由			
(3) 運搬配給費	三割自由			
輸出入絹織物	所定金額迄自由			日本人造絹糸配給統制組合の購入資金

(2) 織布・染色・加工等資金	〃	〃	〃	日本人絹織物輸出振興株式会社の所要資金
輸出向生糸	一割五分自由	二二・一・三一	銀秘 一、四二九	所定金額変更
同取扱諸掛(荷造運賃・蚕種輸出費等)	一俵につき四〇円自由	二二・六・三〇	銀々 一、五一〇	日本蚕糸業会の買入資金

以上が主要な事項であり、以後は包括的な産業順位別の自由支払が進行したのであった。この時期になると、もはや金融緊急措置令は、封鎖による一般インフレーション対策としてよりも、金融統制の根拠としての色彩を濃くしていったことが看取される。

(四) 第二封鎖預金等の処理

第二封鎖預金等は、「金融機関再建整備法」にもとづく旧勘定の処理にさいし、損失の補填のために切り捨てられることがあることが予想されていた。再建整備の実施は難航したが、昭和二三年三月三十一日をもって最終処理を完了することを目途として進められ、その後若干の遅延が生じたが、結局七月までに一切の処理を終わり、四月一日午前零時にさかのぼって、新旧勘定を併合し、再出発をとげることになった。そのさい、かなりの第二封鎖預金等が切捨てを余儀なくされた。再建整備の行なわれた全金融機関七八のうち、第二封鎖預金等の切捨てを行なったのは、次表のとおりである。⁽⁵⁾

特別銀行	切捨てを行なったもの	計
普通銀行	一	三
	四九	六一

貯蓄銀行	〇	四
信託銀行	三	六
金庫	一	四
計	五四	七八

第二封鎖預金等の切捨ては、再建整備法により次の順序にしたがって行なわれることになっていた。

- 1 確定益(旧勘定の評価益その他の総称)
- 2 旧勘定の積立金(特別準備金、退職積立金以外の任意積立金、退職積立金、他の法令による積立金)
- 3 資本金の九割
- 4 法人預金で一口五〇〇万円以上のものの五〇〇万円を超える部分の七割
- 5 法人預金で一口一〇〇万円以上のものの一〇〇万円を超える部分の五割
- 6 法人預金で一口一〇万円以上のものの一〇万円を超える部分の三割
- 7 法人預金の残高とその他の整理債務の七割
- 8 資本金の一割
- 9 整理債務の残高
- 10 指定債務

この順序で各金融機関ごとに整理が行なわれ、その結果、各行ごとに第二封鎖預金等が切り捨てられたのである。

以上の処理が終わったのち、残った第二封鎖預金等は第一封鎖預金等に組み替えられた。つい七月二一日をもって第一封鎖預金等はすべて自由預金等に移された(昭和二三年法律第一八四号付則第五条)。預金封鎖はここに終わったので

ある。

一切り捨てられた第二封鎖預金等の預金者に対しては、のちに増資のさいに優先株が割り当てられ、また昭和二七年には旧勘定の調整勘定の決算を行ない、その利益金の中間分配が行なわれて切捨額に対する利益処分が行なわれた。

- (1) 大蔵省資料Z五二六一―四(大蔵大臣事務引継書―大臣官房文書課、昭和二一年五月二二日)。
- (2) 「通貨吸収方策に関する件(試案)(昭二一・五・一六、未定稿)」、大蔵省資料Z五二六一―五。
- (3) 経済企画庁資料。なお同庁には、同種の文書として一月一日付の同名の文書、一月二五日付の「金融緊急措置改正の基本問題」がある。
- (4) 上掲「金融緊急措置の基本問題」。
- (5) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。

第四節 政策効果

一 政策の性格

以上、立案から、発動、実施、実質的廃止にいたる金融緊急措置の経過を追ってきた。ここで、この政策の性格と効果について、若干のとりまとめを行なってみよう。

まず政策の性格について。

この政策は最初の立案過程からも知られるように、決してインフレーションを一気に収束させることのみをねらいとしたものではなく、むしろインフレーションの進行を抑えつつ、同時に強い手段で食糧政策、失業対策を進め、生産再開の手がかりをつかもうとする点にあった。とくに二〇年一二月末から一月の段階で総合対策としての色彩を濃くしたとき、その性格はいっそう強くなり、とりあえずの食糧危機を乗り切ることに重点を移していったかにみえた。金融緊急措置自体も七月三十一日までのモラトリアム、同じ期間、金融機関の貸付と手形割引を禁止することになっていたのがすぐあらためられ、復興金融会社案がつけられるようになったことも、つよい通貨措置が生産を阻害することへの危惧が作用したものと認められる。こうして総合対策の骨格が形成されてゆくにつれ、金融措置の性格は一時的なインフレの抑制、生産再開の促進という方向に収斂していったのであった。それは、前に引用した二月七日

付の大蔵省文書「当面ノ我国社会経済秩序安定方策ニ関スル件」が、端的に述べたところであった。

しかし、政策が公表された段階で、このニュアンスは表面上は否定された。むしろこの方策の目的は、一挙に悪性インフレーションを抑圧するところにあるとされたのである。そこに生じた立案の真意と公式見解のズレは、のちにこの政策に対する批判の最大の理由となったことは、すでに述べたとおりである。

しかも、この政策は実施過程において次々に改訂され、通貨はふたたび増発されるにいたった。その運用についての批判もきわめて多く、たしかに当初の意気組みからみれば、終りは処女の如しとのそしりを免れない面がある。ただ、この政策の成立過程から考えれば、そこには若干のやむをえない事情もあった。その考え方の当否は今問わないうとして、当時の文書から総合的に判断すれば、財政当局の政策構想は、ほぼ次のようなものであったと考えられる。すなわち、一方では緊急措置によって、当面のインフレーションの進行を抑え、金融恐慌の危機を防止する。他方、食糧・石炭など緊急な物資の増産のためには、新円の供給を惜しまない。その限りでのインフレ抑制の不徹底は覚悟の前である。本格的な生産再開のためには、戦時補償を支払う一方財産税を徴収して企業を整理し、生産を再建する。このさい、金融機関については、戦時補償が行なわれる以上、特別の処置も必要ではない。しかるに、この方向はSCAPの戦時補償打ち切りの方針が明らかになり、二一年七月最終的に打ち切りの方針が定められるに及んで、実現しえなくなった。企業はもちろん、金融機関の再建整備もまた不可避となったのである。そこに二つの問題が発生した。ひとつは、すでに氣息奄々たる企業にさらに打撃が加えられた以上、放置すれば生産の再開は一層困難になるので、経済政策の重点をそこに移すべきだという判断が強まったと考えられることである。それは具体的にはSCAPに対する重油その他の生産資材輸入の懇請となり、やがて傾斜生産政策に結実するが、それは金融抑制の緩和を伴

うのは必然であった。いまひとつは、安泰とみえた金融機関が戦時補償打ち切りによって整理を余儀なくされたために、封鎖預金を債務切捨ての対象とし、第一封鎖預金等、第二封鎖預金等を区分して整理の対象を定めなくてはならなくなったことであった。すなわち二一年七月八月の改正の時点で当初の構想は変更を余儀なくされ、金融緊急措置は生産再開と金融機関再建整備のための前提条件の役割を担うことになり、その性格は変貌してしまったのである。

次いで、昭和二二年に入って傾斜生産を中心に生産の拡大、金融の重点化が指向されたとき、金融緊急措置令はむしろ融資準則を軸とする傾斜金融の手段として生き残ることになった。第二封鎖預金等が処理されたのちまで、この法律が生き残ったのは、そのためである。以上を通観して、金融緊急措置が本来の目的のために本格的に機能したのは、二一年八月の改正までの時期であり、やや長くみても二年初頭までであったといえるであろう。同時にその政策は物価の上昇をある程度おさえ、インフレーションの進行を抑制して傾斜生産による生産再開までの時をかせぐことができたが、またそのもたらした制限によって、国民経済全体に対し、新円経済と封鎖経済のふたつのサイドをつくりだした。金融緊急措置のもたらしたこのような経済的影響について、以下に具体的検討をこころみよう。

二 資金需給の変容

はじめに、この期間における民間に対する資金の放出および吸収について四半期別に整理した日本銀行統計局『資金循環の分析』その他によって、二一年四月以降二二年六月までの資金供給の状況をとりまとめよう。金融緊急措置の資金統制面における効果は、この数字によって総合的に展望することができる。民間に対する資金の吸収と放

表 2-7 資金放出吸収実績表

a. 総合表 (単位：百万円)

期 間	A 資 金 放 出 額	B 資 金 吸 収 額	C 資金放出 超過額 (A-B)	D 金融機関 手持現金 増加額	E 計 (C+D)	F 通 貨 増 加 高	不一致額 (E-F)
21年4-6月	21,539	△744	22,283	△213	22,070	23,998	△1,928
7-9月	20,520	△1,785	22,305	1,395	23,700	21,741	1,959
10-12月	48,360	22,434	25,926	2,264	28,190	29,027	△837
22年1-3月	29,411	△702	30,113	561	30,674	22,411	8,263
4-6月	27,176	10,610	16,566	△481	16,085	20,661	△4,576

b. 資金放出表

期 間	財 政 資 金		産 業 資 金				期限後 新 券 引換額	総 計
	計	うち国庫 財政資金	計	うち金融 機関貸出 増加額	うち農 業兼業 資金増 加額	うち旧勘 定貸出 増加額		
21年								
4-6月	14,118	14,734	5,966	4,353	1,530	—	1,455	21,539
7-9月	8,800	9,047	11,602	11,371	1,130	△1,000	118	20,520
10-12月	15,034	14,548	33,190	32,416	2,832	△2,744	136	48,360
22年								
1-3月	12,958	15,107	16,410	20,636	△266	△3,949	43	29,411
4-6月	4,745	4,894	22,378	22,006	1,079	△629	53	27,176

c. 資金吸収表

期 間	一般自由 預金増加額	第一封鎖 預金増加額	日本銀行対民 間直接取引額	その他とも資 金 吸 収 額 計
21年 4-6月	8,381	△11,041	1,308	△744
7-9月	14,292	△16,204	359	△1,785
10-12月	26,106	△321	△134	22,434
22年 1-3月	27,956	△27,109	578	△702
4-6月	27,534	△20,152	47	10,610

出所：日本銀行統計局『資金循環の分析』第1号，昭和24年3月。

出の実績は表2-7aに、資金放出の内訳は同表bに、資金吸収の内訳は同表cに、それぞれまとめられており、そのメダルの裏側をなす日銀券の発行経路は表2-8に示されている。その関連で、金融機関の貸出・預貯金増減状況、全国銀行第一封鎖預金払戻額、全国銀行新規貸出額が、それぞれ表2-9、2-10、2-11に要約されている。

これらによって知られるところは、前項に要約した政策運用状況が計数の上にはっきり反映されているという事実である。二一年四-六月期は、資金放出も抑制されているが、吸収はまったくなく（預金増よりも払戻の方が多かった）が、その主因であった、その放出分がほとんど現金通貨の増加となった。七-九月期もほぼ同様であった。とくに四-六月期における資金放出の主要因は、国庫財政資金の民間払出超過であり、産業資金は政策の効果もあって少なかった。しかし七-九月期になると、貸出がすでに国庫の支出を上回るが、そこには八月以後の政策転換の効果が如実に反映されている。また、貸出の内訳を金融機関別にみると、四-六月期、七-九月期とも農業関係機関の比重がいくぶん高く高いことが注目される。これは当時の食糧関係の特例措置の影響であることは言をまたない。

一〇月以降には、資金放出のルートとしては産業資金の比重が高まってくる。これは貸出総額制限撤廃の影響であろう。銀行貸出の増加がとくに目だつが、復金がこの時期以後にわかには高めていくのが興味ぶかい。同時にこの時期になると、金融機関の封鎖貸出が目だつようになり、封鎖預金の封鎖支払による払戻しとあいまって、封鎖資金による経済が成立していたことを思わせる。

以上によって、八月以後、金融緊急措置の性格が変わり、政策の重点が生産の再開に移行したという事実がうらづけられるといつてよいであろう。

この傾向は二二年に入つてもつづく。一-三月期には財政資金は季節的理由もあって放出が増加するが、産業資金

表 2-10 全国銀行第一封鎖預金払戻額 (単位：百万円)

期 間	現金および非封鎖支払による払戻額					封鎖支払による払戻額			
	総 額	生計費	貸 金 与 給	事業費	その他	総 額	旧 債 返 済	事業費	その他
21年4—6月	14,652	4,095	7,445	1,410	1,697	81,627	8,664	43,234	29,728
7—9月	16,750	4,660	9,063	1,607	1,415	98,051	15,003	52,944	30,101
10—12月	21,844	5,294	12,287	2,466	1,792	109,040	12,827	70,813	25,398
22年1—3月	23,442	6,585	12,374	2,529	1,950	121,489	12,676	70,836	37,974
4—6月	29,036	4,043	19,265	3,217	2,507	138,316	14,009	85,262	39,041

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年版。

表 2-11 全国銀行新規貸出額 (単位：百万円)

期 間	現金および非封鎖貸出					封 鎖 貸 出				
	総 額	生計費	貸 金 与 給	事業費	その他	総 額	貸 金 与 給	旧 債 返 済	事業費	その他
21年4—6月	1,482	16	459	894	109	15,475	1,017	494	13,039	920
7—9月	2,017	20	631	1,209	153	28,839	2,056	725	24,390	1,665
10—12月	3,269	14	549	2,266	435	38,171	2,212	712	33,491	1,751
22年1—3月	3,659	28	481	2,524	622	36,843	1,862	1,026	32,094	1,858
4—6月	4,539	19	323	2,830	862	38,269	2,988	1,224	32,705	1,347

出所：表 2-10に同じ。

の支出も依然として多い。しかも資金の吸収はなお少なく、貸出のなかで復金のシェアは高まってゆく。それは復金の傾斜金融を中心とする昭和二年度以降の時期への移行をうらづける事態であった。

日銀券はこの事態をうらづけて四半期ごとに二〇億円余ずつ、規則的に増発されてゆき、一月以降は増加額に見合う自由預金等が増加してゆく。自由預金等は九月までは第一封鎖預金等の減少額よりも若干少ない増加しか示していなかったが、一〇—一二月期には一挙にこれを上回る増加を示すのである。なお、金融機関別にみれば、二一年中は、とくに農業会の預金増加のシェアが高いことは、やはり特例措置の反映とみることができよう。

なお、いわゆる新円がどの部門に滞留していたかについては、時期はややのちになるが、日本銀

表 2-8 日銀券の発行径路 (単位：百万円)

期 間	対 政 府			対 民 間						合 計 (銀行券の増減(Δ))
	政府当座預金増(Δ)	国債及政府短期証券の増減(Δ)	その他計	国債及政府短期証券の増減(Δ)	債券の増減(Δ)	民間預金の増減(Δ)	民間貸出の増減(Δ)	代理店預金の増減(Δ)	その他とも計(Δ)	
21年4—6月	11,789	2,410	14,131	2,686	—	△579	3,426	△2,186	9,821	23,952
7—9月	28	5,389	6,629	87	—	△1,959	9,976	818	15,048	21,677
10—12月	△1,039	14,188	10,445	6,955	—	△275	8,379	△92	18,517	28,962
22年1—3月	△5,146	21,161	10,125	9,218	2,545	△355	1,481	△1,246	12,204	22,329
4—6月	5,858	△1,084	10,017	8,531	7,380	△161	△4,903	23	10,577	20,594

出所：日本銀行統計局『資金循環の分析』第1号，昭和24年3月。

表 2-9 金融機関貸出・預貯金増減状況

a. 貸 出 (単位：百万円)

期 間	銀行	信託	保険	復金	農林中金	農業会	その他金融機関	計	重複勘定	純計
21年4—6月	2,494	73	△20	—	1,760	12	1,043	5,362	1,009	4,353
7—9月	8,771	△11	△159	567	3,182	418	558	13,326	1,955	11,371
10—12月	24,365	114	154	2,848	3,338	751	1,822	33,392	976	32,416
22年1—3月	14,043	165	232	3,821	1,313	889	2,035	22,498	1,862	20,636
4—6月	11,592	136	178	7,527	△310	1,073	1,765	21,961	△45	22,006

b. 預 貯 金

期 間	自 由 預 金				第一封鎖預 金
	銀 行	農 業 会	郵 便 局	その他とも計	
21年4—6月	5,321	1,006	831	8,381	△11,041
7—9月	8,298	2,530	1,482	14,292	△16,204
10—12月	13,921	7,820	2,194	26,106	△321
22年1—3月	18,057	5,283	2,740	27,956	△27,109
4—6月	19,745	1,838	3,707	27,534	△20,152

出所：日本銀行統計局『資金放出吸収実績表』。

表 2-12 部門別新円滞溜状況

	22年	22年	23年	百分比(%)	22年	22年	23年
	6月末	12月末	6月末		6月末	12月末	6月末
実額(億円)							
生産部門	249	309	391	生産部門	18.27	14.10	16.96
商業部門	505	805	1,010	商業部門	37.05	36.74	43.82
一般消費者	138	278	269	一般消費者	10.12	12.69	11.67
農漁村	388	643	463	農漁村	28.47	29.35	20.09
金融機関その他	83	156	172	金融機関その他	6.09	7.12	7.46
計	1,363	2,191	2,305	計	100.00	100.00	100.00

出所：通貨安定対策本部「六月末新円滞溜状況」。

表 2-13 地域別旧円回収高・新円滞溜高

地域	日銀券預入令による旧券回収高				新円現在高			
	計	都市部	郡部	合計の構成	22年12月末	同構成	23年6月末	同構成
	億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%
北海道	15	7	8	3.0	148	6.8	147	6.4
東北	37	10	27	7.3	155	7.1	138	6.0
北関東	27	7	20	5.4	72	3.3	52	2.3
東京都	52	46	6	10.3	322	14.7	409	17.7
南関東	50	23	27	10.1	152	6.9	150	6.5
東山	14	4	10	2.8	37	1.7	29	1.3
北陸	26	8	18	5.2	103	4.7	105	4.6
東海	51	19	32	10.1	192	8.8	207	9.0
京都府	13	10	3	2.6	66	3.0	69	3.0
大阪府	44	34	9	8.7	236	10.8	279	12.1
近畿	54	23	31	10.7	193	8.8	188	8.2
中国	44	17	26	8.7	166	7.6	164	7.1
四国	23	7	16	4.6	94	4.3	97	4.2
北九州	35	17	18	6.9	192	8.8	219	9.5
南九州	18	7	11	3.6	62	2.8	52	2.3
計	503	241	262	100.0	2,191	100.0	2,305	100.0

資料：日銀券回収高，日銀券局。新円現在高，表 2-12 に同じ。

東北：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島 北関東：茨城，栃木，群馬 南
 関東：埼玉，千葉，神奈川 東山：山梨，長野 北陸：新潟，富山，石川，福
 井 東海：静岡，愛知，岐阜 近畿：滋賀，三重，奈良，和歌山，兵庫 中国
 ：鳥取，島根，岡山，広島，山口 四国：徳島，香川，愛媛，高知 北九州：
 福岡，佐賀，長崎大分 南九州：熊本，宮崎，鹿児島。

行の通貨安定対策本部による調査があり、その要項は表 2-12、表 2-13 にまとめられている。表 2-12 によれば、二二年六月末の段階で——この時期はすでに政策が大きく変貌していたことは既述のごとくであるが——もっとも滞溜の大きいのは商業部門であり、ついで農漁村であって、両者を合計すると六五%にのぼる。おそらくこれ以前の時期においては、農漁村のシェアはさらに高かったと想定される。この事実は、新円成金といわれたヤミ商人と農漁村に新円が流入し、保蔵されたことをものがたる。一年後の二三年六月末にいたっても、なお両部門の合計のシェアは六四%に達する。ただし、この間に農漁村のシェアは大きく低下し、商業部門への新円の集中はいよいよ高まった。また、表 2-13 は、預金封鎖のさいの旧券回収高と新円現在高の地域的分布を示している。ただし新円現在高調査は二二年末と二三年六月末であるため、金融措置の直接的な効果を反映するとはみられないのは遺憾である。しかし、この表の興味はむしろ旧円回収高の点にあるといえよう。東北、北関東、北陸、近畿、四国など農業地帯の旧券のシェアは、のちの新円のそれよりも高かった。この時期、すでに通貨はこのような分布を示しており、回収後その状況が一時復活し、二二年ごろからふたたび都市と石炭鉱業地帯に集まったものと想定される。

三 インフレーション抑制効果

この政策の最初のねらいであった一時インフレーションを抑制するという目標は、どの程度まで成功したであろうか。当時の物価指数を図 2-11、2-12 に一括して示しておく。まず公定価格による東京卸売物価指数は、三・三物価体系による公定価格改訂のためあって、四月までは急上昇をつづけたが、その後六月ごろまでは一時上昇率が

図 2-1 卸売物価の動向 (昭和20年9月=100)

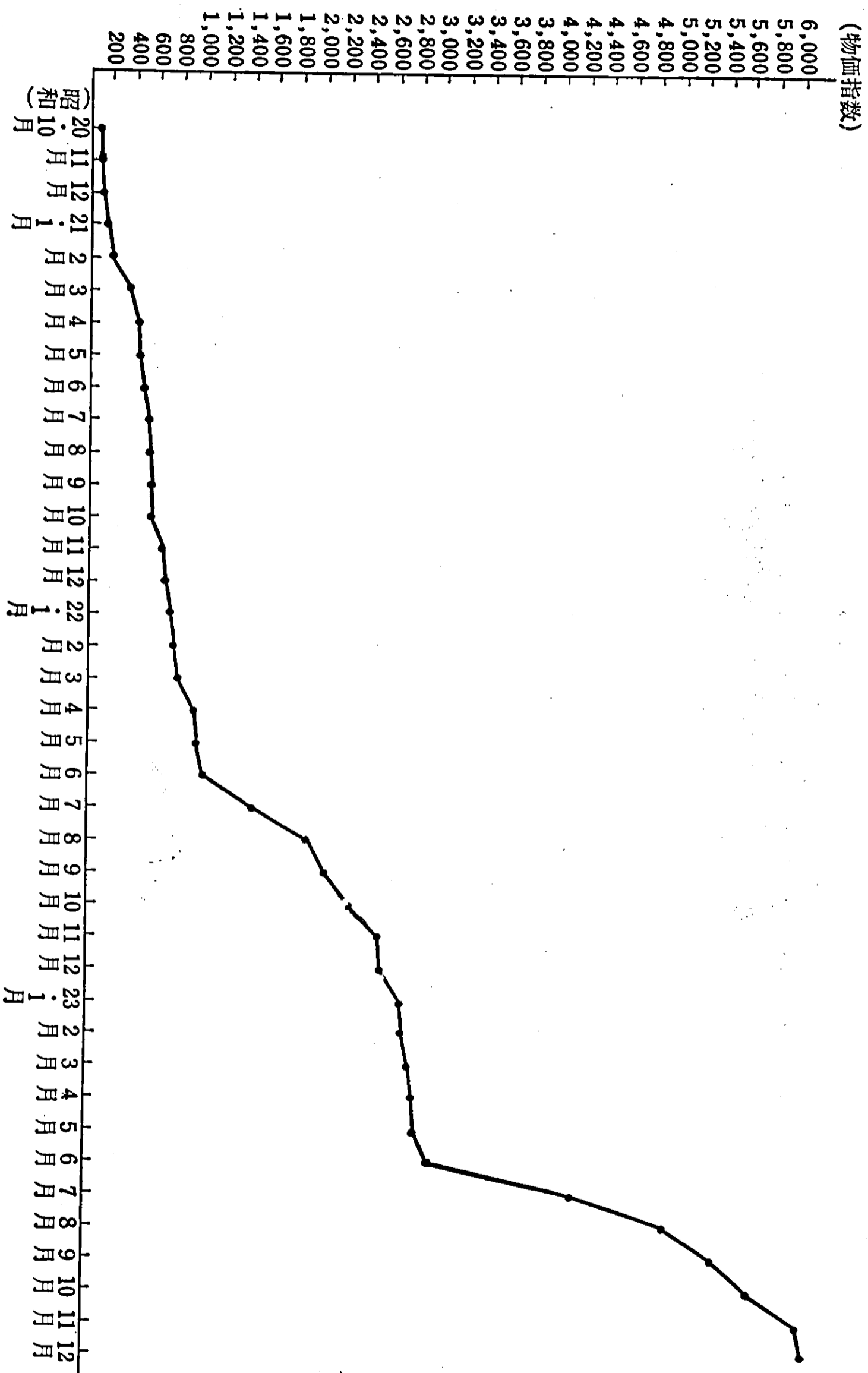


図 2-2 消費者物価指数 (大都市)

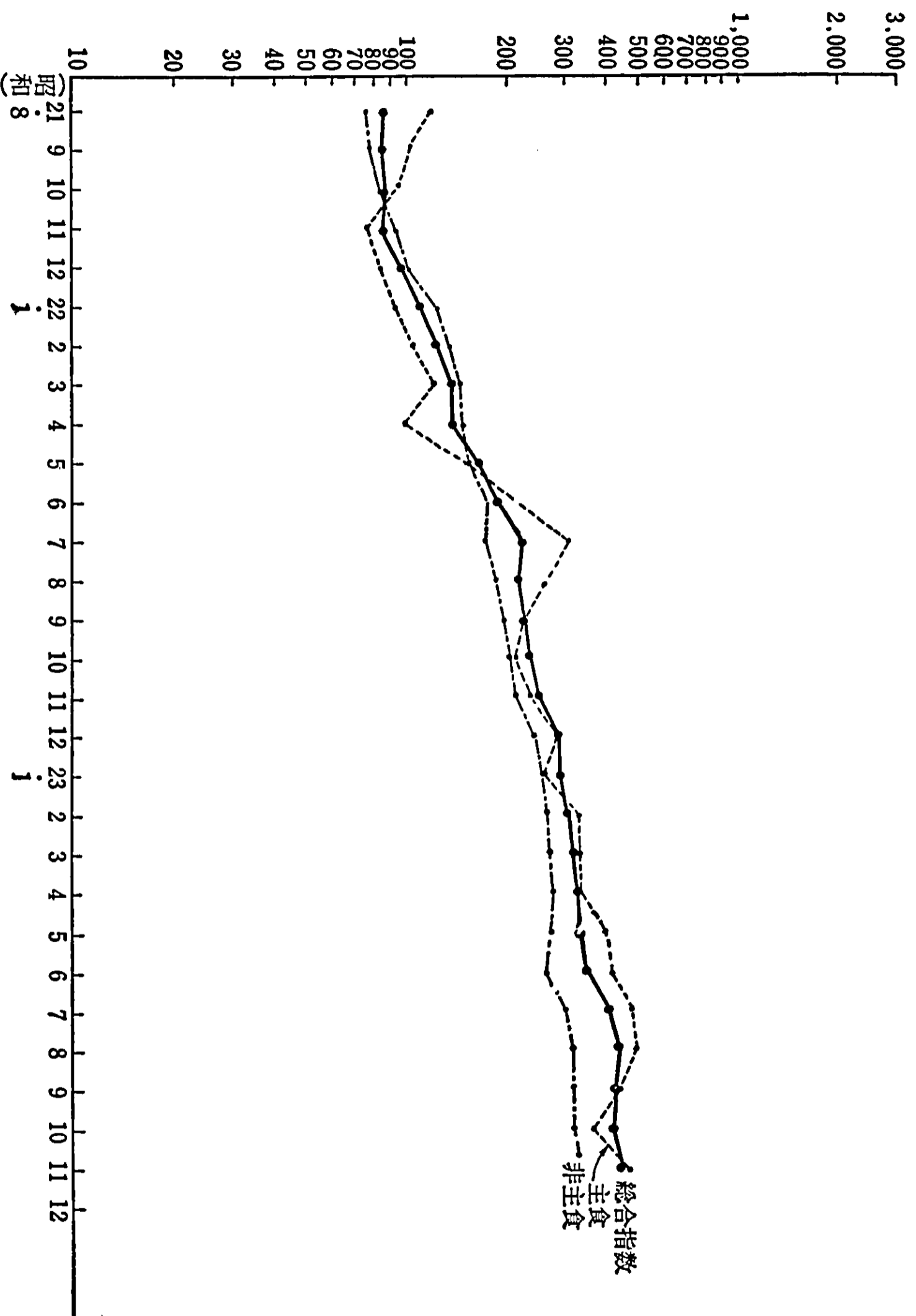


图 2-3 東京消費財團物價指數

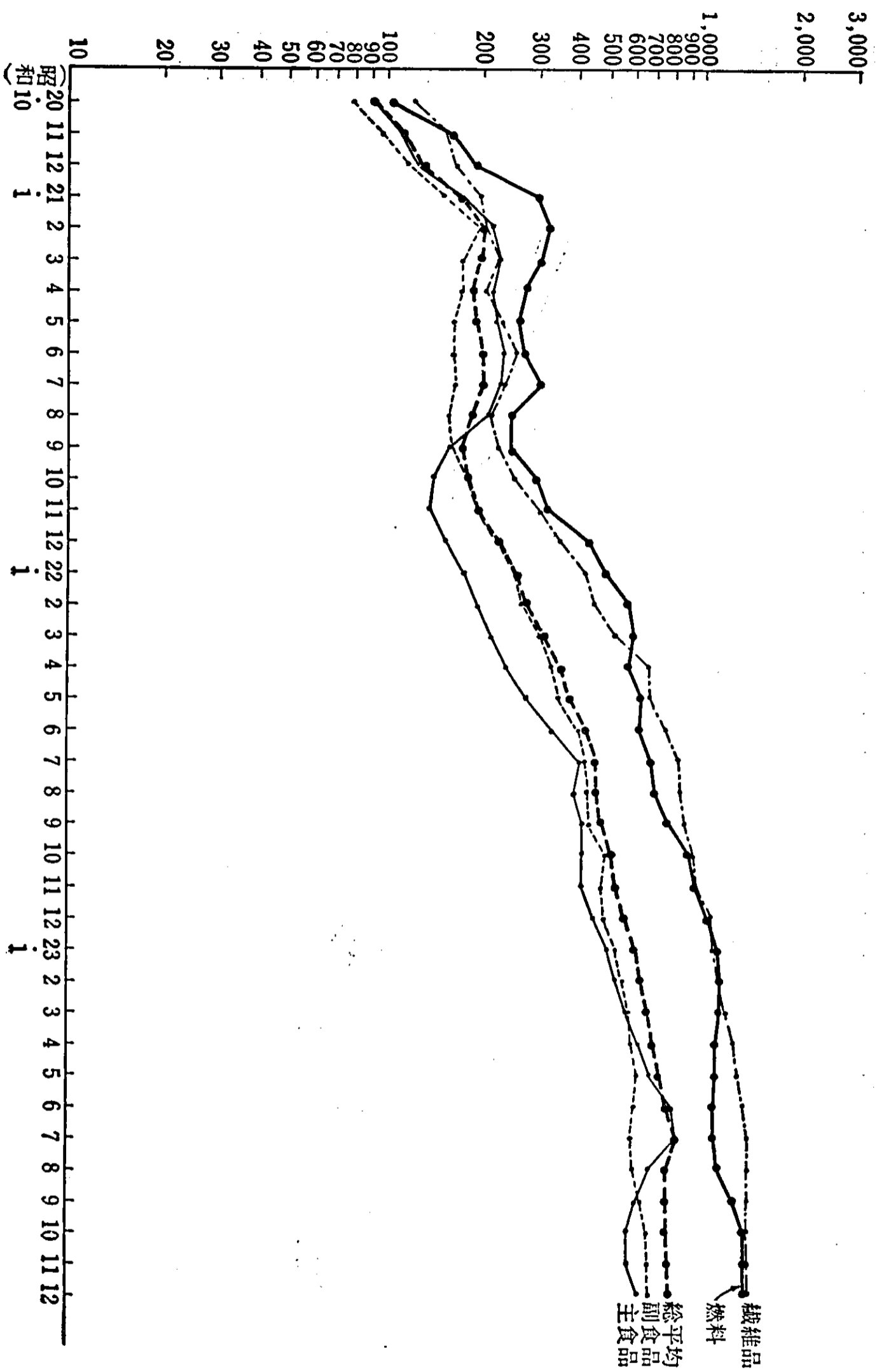
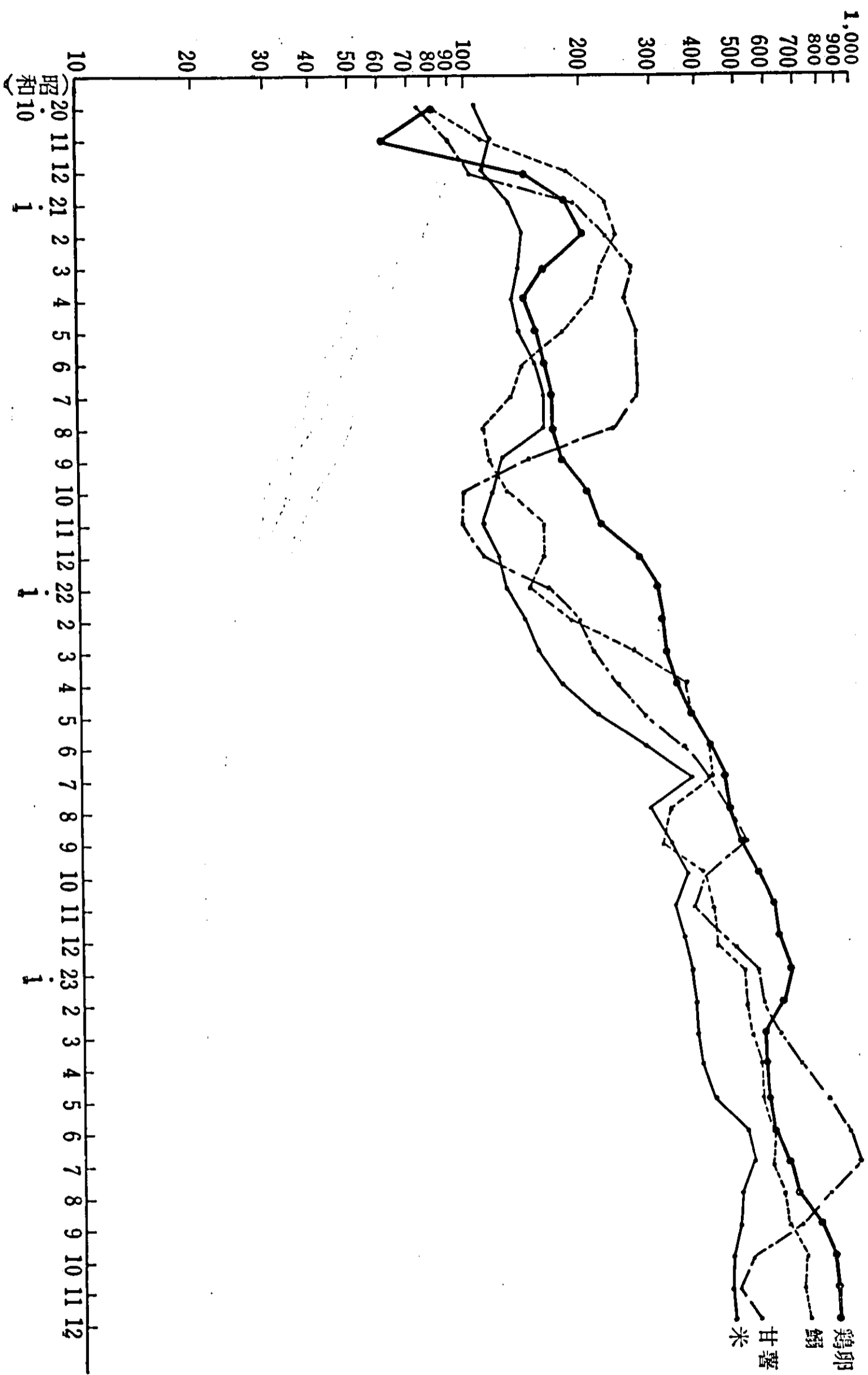


图 2-4 品 目 別 指 数 (昭和20年 9 月=100)



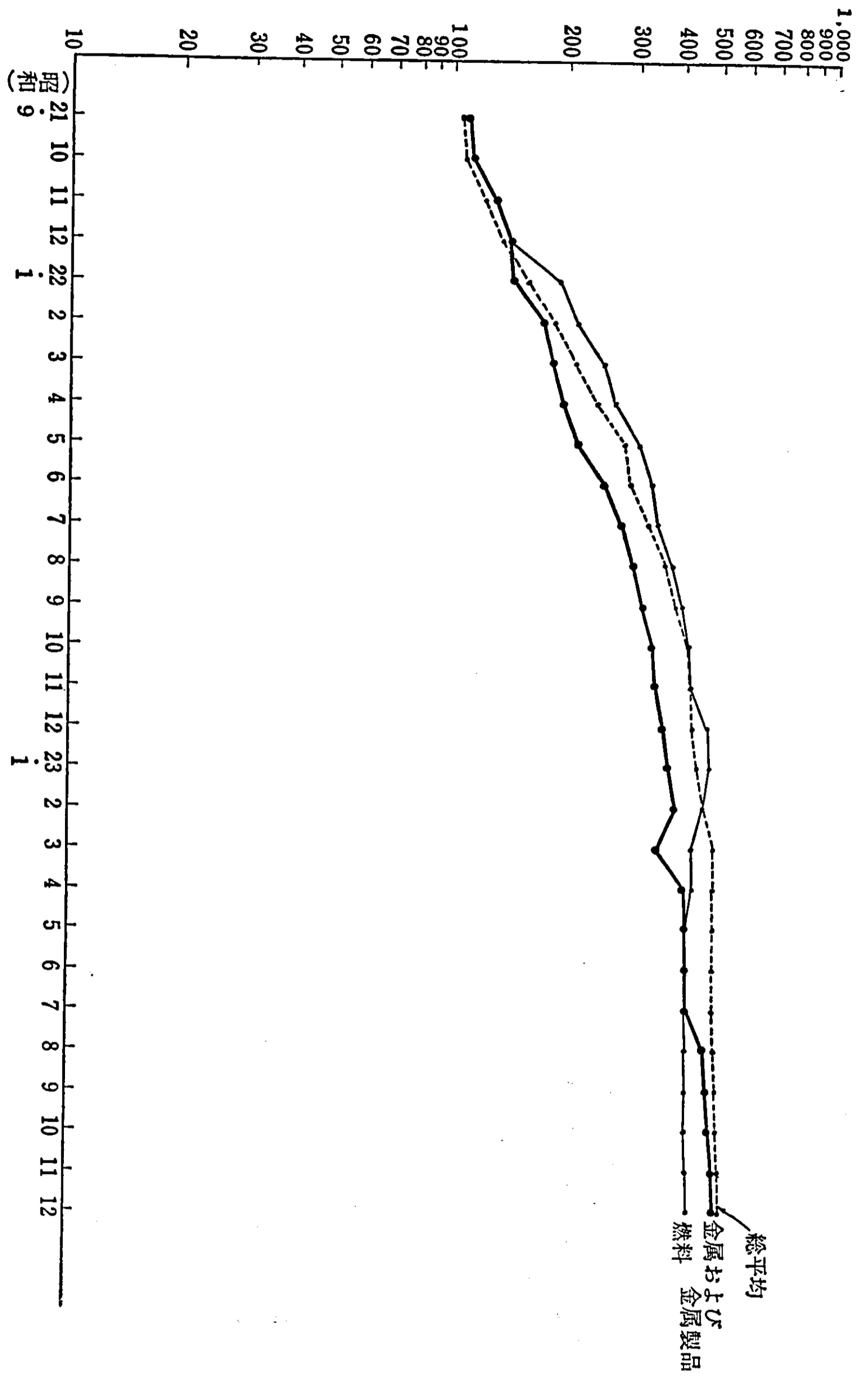


図2-5 生産財 物価指数 (東京)

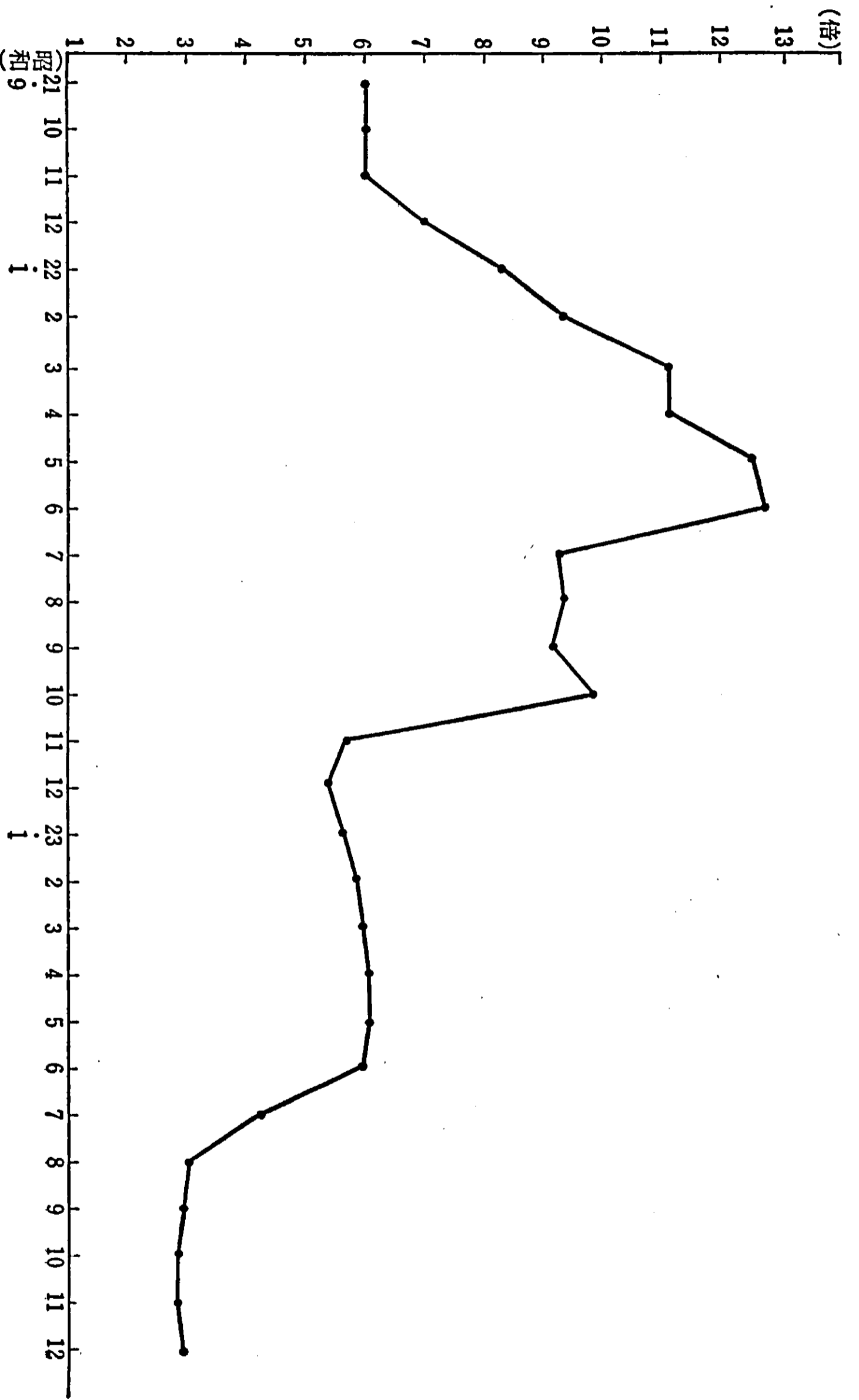


図2-6 生産財 物価指数 (東京)
——公定価格に対する平均倍率——

ぶり、七月以後再び上昇に転じている。しかしそれも、六月にいたって公定価格の手直しが行なわれたためであったから、ある程度無理からぬ面もあったとみるべきであろう。一方、東京における消費財の闇価格は、二〇年一〇月から翌年二月までに倍増したが、二月をピークにひとまず落ちつき、一〇月ごろまでは横ばいなし弱含みの状況をつづけた。しかし十一月以後は、両者ともふたたび猛然たる上昇に転じたのである。二一年八月まで、これ以外のまともな指数はえられない。とりあえずこの事実について一応の判断を下せば、次のようにいえるであろう。すなわち、二一年三月以後約半年間は一時インフレの高進を抑えて時をかせぎ、金融機関の破局を食い止めるというかくされた目的は奏効したが、公約の悪性インフレーションの阻止の目的を達することはできなかった。それは、総合的な「緊急対策」のうちの食糧や生産についての部分が不発に終わり、また金融措置の運用自体が変貌を余儀なくされたためであった。ひとことでいえば、物価の上昇を約半年間足ぶみさせたことが、インフレーション対策としてのこの政策の効果であったといえる。また生産財のヤミ物価については、二一年八月以後の資料しかえられないのでくわしいことはいえないが、これも漸騰の傾向は明らかではあったけれども、一〇月ないし十一月ぐらまでは比較的上昇率がゆるやかで、一二月以後上昇の足どりが速やかになっていったようである。この面においても金融措置は一応の効果をおぼわし、以後は効果がうすれたとみて大過ないであろう。

(1) 比較的初期の新円の部門別滞溜状況については、二二年一月末現在(日銀券発行高一〇〇〇億円当時)について、『ダイヤモンド』誌の推定がある。それによれば、農漁村三〇〇億円、閩商人三〇〇億円、諸会社二五〇億円、第三国人一〇〇億円、一般個人五〇億円となっていて、新円の過半がヤミの世界に存在したことになり、当時ヤミの新円経済とマル公の封鎖経済とが並存したという説を裏書きするかにみえる。

第三章 「復興」と「安定」と

第一節 融資規制の発足（昭和二二年度）

昭和二二年八月、戦時補償打切りが決定し、企業・金融機関の再建整備が現実の課題とされるに及んで、金融緊急措置は転換を余儀なくされ、封鎖預金勘定が第一・第二の両勘定に分離される一方、貸出総額規制が撤廃され、高率適用制度が廃止されたことは、前章に述べた。この変化は、政策の重点が、インフレーションの抑制よりも生産の再開に移行したことをもものがたっている。これ以後、昭和二三年末の経済九原則の発動と、翌年のドッジ・プランの実施にいたるまでの金融政策は、生産の再開ないし復興と、インフレーションの抑制という対立した二つの目的の間で動揺を繰り返さざるをえないことになった。この事実をもっとも明確に述べたのは、時期はやや下るが、大蔵省銀行局のいわゆる金融白書『最近における金融の実情』（昭和二三年四月、——昭和二二年度の金融事情を分析した公表文書）であった。⁽¹⁾ その「二、現下金融政策の基調」の1、総論の一節は、次のようにいう。

現下金融の方針は所謂健全金融と称せられるが、国家経済としての見地からインフレーション対策としては両面の要素を含む

ものと考えられる。一は金融面よりする通貨の膨脹を抑制せんとする信用の引締めであり、これがために信用の供与は蓄積資金の範囲内に限り、通貨の増発によることを抑え、且赤字金融を排除せんとする。これは本来の意味での健全金融と称し得よう。他は生産の増強に必要な産業資金を潤沢に供給せんとするものである。この両者は、根本的に矛盾する要素を含む。もしインフレーションが通貨面よりのみ起るものとするならば、信用の抑制は、その唯一の対象となるであろう。しかし、先に述べた如く現在の日本経済の困難は、絶対的な過小生産という事実から生ずるものであって、その解決なくしては、通貨面の如何なる施策も無意味となるであろう。従つて、本格的に拡大再生産が軌道に乗るまでは、本来の意味での健全金融からは外れても、生産を増強して、経済を健全化せしめる為に、重要産業への融資を確保することは不可欠の要件である。しかし乍ら、その面へのみ力を注いで金融が放漫に流れると、通貨増発と物価騰貴を通じて、企業の経理を益々困難にし、却つて生産に逆効果を及ぼすことになる。現在の金融の方針が、矛盾した二要素を同時に遂行せねばならぬことは、現下の日本経済に内在する矛盾の反映といはねばならぬ。最近深刻化してきた金融機関の金づまりと、企業の資金難も亦結局はこの経済全体の矛盾に基くものであり、融資規制の強化等の信用の引締めのみがその原因ではない。勿論政府支払の不円滑等が金融難に拍車をかけていることも認めねばならず、これに対しては能う限り時期的均衡を図らなければならないが、資金難は根本的には生産の増大、通貨安定等経済全体の再建によらねば解決し得ないであろう。これを凡ゆる面から推進して行く、その一環として、融資規制等の金融政策が存在するのである。

この引用に述べるとおり、この時期の金融政策は矛盾した二つの側面を含んでいた。本章ではその過程を、矛盾をはらんだままに概観してゆくことにしよう。二一年八月に金融政策は「生産再開」優先の方向に転換をとげた。その具体的なあらわれは、八月末にいたってとられた重要産業への金融を積極的につけることをねらった「スタンプ手形」制度の創設であった。一方、一月には資金供給優先産業を選別することを目的とする「資金調整審査規準」が

設定された。そのなかで、石炭と鉄鋼を中心にすえた傾斜生産政策が登場してくるのである。以後昭和二三年まで、金融政策はこうした環境のなかで運営されることになる。

一 スタンプ手形制度の創設

(一) 本来のスタンプ手形制度

日本銀行は、二一年八月三〇日、みずからの発意によって、スタンプ手形制度の創設を公表した。すでに金融緊急措置の発動にあたり、日本銀行は商業手形のみでなく、物資の生産移動の裏付けのある手形（工業手形、農業手形等）はすべて商業手形に準じて日本銀行割引適格手形と認め、四月九日からは基準金利体系をあらためてその優遇を明確にしたことはさきに述べた。その方向をさらに推し進めようとしたのが、スタンプ手形の創設である。すなわち「緊要なる生産部門」に対しては、原材料仕入資金に限らずその他の諸費用に対しても、日本銀行においてこれを担保として期間三カ月以内で融通に応じ、国債以外のものを担保とする最低貸付歩合を適用する、高率適用も対象外とする、ということにしたのである。これによって、これらの手形が市場性をもち、市場資金を効率的に活用でき、かつ金融と生産との緊密な結合によって融資の合理性が証明され、妥当なる生産資金の不足分が日本銀行から供給されるという仕組みをつくりあげることが、そのおもなねらいであった。スタンプ手形の適格要件は、生産業者の振り出した原材料仕入資金、労賃運賃その他の諸掛りおよび経費にあてる資金、統制機関（組合を含む）が、生産者もしくは蒐荷機関（組合、問屋を含む）に対する前払をするため資金を調達するために振り出されたものとなっていた。この手

形を銀行から日本銀行本支店に提出し、スタンプを押してもらうように依頼し、日本銀行はその適格性を確認したうえでスタンプを押し、その上はいつでもスタンプ手形を担保として取り扱う、というのである。その実際の取扱は日本銀行が取引先銀行に配布した「日本銀行スタンプ手形制度解説」にくわしい。

日本銀行スタンプ手形制度解説（昭和二年八月、日本銀行）

一、スタンプ手形制度創設の趣旨

今般軍需補償打切に関する一連の方策の概貌が発表せられ、愈々茲に日本経済新発足の基盤が出来たのであるが、日本再建は先づ生産の増強が基本条件となるべきことは言ふ迄もなく、之が為には先づ生産の面に於て時局に緊要なる事業の整備計画化、企業の再建組織化等につき急速なる措置を講ずることが必要であり之に呼応して、金融面に於ても之を最高目標として生産面と直結してゆかねばならず、日本銀行としても此際斯る趣旨の融資に就ては積極的に支援を吝まぬ意図を有することは機会ある毎に表明し来つた次第である。

曩に商業手形其の他の日本銀行の割引適格手形の再割引は最低歩合を以て之に応ずることとし、生産増強上真に必要な資金に付ては順便なる供給を図る方針を明かにしたのであるが、今般更に現段階に於て緊要なる生産部門に付ては、其の必要とする運転資金の調達のため振出される手形に対しても優遇の途を拓くこととし、生産資金の疎通を順便ならしむる為めの施策の一環として、新にスタンプ手形制度を創設することとした。

本制度の仕組は前記資金調達の為め振出された手形に対し、取引先銀行の依頼に基いて日本銀行の本支店事務所に於て無手数料でスタンプを押捺し、此のスタンプ押捺手形（以下スタンプ手形と称す）に付ては、取引先銀行の請求があれば何時でも日本銀行に於て之を担保として融資に応ずる旨を約するのである。スタンプ押捺依頼銀行としては其の手形に関し日本銀行並に之が所持銀行に対し手形原因等の妥当性期日に於ける決済の確実性に付て一切の責任を負ふこととなる。而して此のスタンプ

手形に対しては、日本銀行本支店に於て（スタンプ押捺店以外の日本銀行本支店に於ても）、之を担保として期間三ヶ月以内に於て融通に応じ、国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合を適用することとしたのである。本制度の狙ひは、第一に日本銀行はスタンプ手形を担保として融通に応じ、緊要なる生産部門に対しては苟くも生産資金であれば、単に原材料仕入資金に限らず、其の他の諸費用に付ても其の供給を順便ならしめること、第二にスタンプ手形は日本銀行に於て何時でも貸付の担保と為す旨を認証するものであるから、市場性を賦与せられることとなり、其の流通に依り市場資金の効率的活用を図り、併せて我国割引市場育成の礎石たらしめやうとするものであること、第三にスタンプ押捺依頼銀行としては、日本銀行よりスタンプ手形として優遇を受ける反面、緊要なる生産資金の確認に付ては全責任を負ふべきは当然であるが、其の点に於て金融と生産との緊密なる結合に依つて融資の合理性が証明せられ、之に基いて妥当なる生産資金の所要不足部分は日本銀行から供給せられるといふ仕組となることの三点にあるのである。

以上の趣旨を以て創設した此のスタンプ手形制度の運営が円滑に行はれる為めには、市中銀行に於て生産資金供給に當つては、真に生産本位の合理主義に立つて事業者に積極的に協力して資金の効率的活用を図ると共に、市場資金を以ては賄ひ得ざる適正所要資金のみを此の制度に依る融資に求めるといふ原則を守つて貰ふことが必要である。

二、スタンプ手形の要件

(一) 我国経済再建に緊要なる生産部門の生産資金調達のため振出された手形であること。

右生産部門は別に定めるところに依るものとする。

(二) 原材料仕入資金以外の生産資金即ち労賃運賃其の他の諸掛及経費に充てる資金若は之等のものと原材料仕入資金と一体不可分となつてゐる資金又は統制機関（組合を含む）が生産者若は蒐荷機関（組合、問屋を含む）に対する前払を為すに要する資金を調達する為めに振出されたものであること。

右資金は何れも生産に直結する資金で、其の緊要性回転度を勘案した適正所要量を限度とするものとし、其の確認資料と

して、発註書若は蒐荷指圖書、指導官庁等の所要資金に関する証明書、運賃等諸掛の計算書、貸借対照表及事業の現況を知るに足る書類等の関係書類を必要に応じ提出を要すること。

(三) 手形振出人は諸掛及経費に充てる資金等の場合は生産者、前払資金の場合は統制機関（組合を含む）となるべきこと。

(四) 手形期間は六ヶ月以内で決済の確実と認められるものであること。

三、スタンプの押捺

(一) スタンプ押捺依頼銀行（以下依頼銀行と称す）は予め第一号様式の念書を日本銀行の取引主要店に提出して置くこと。

(二) スタンプの押捺は日本銀行本支店事務所に於て無手数料で取扱ふこと。

(三) 依頼銀行がスタンプ押捺方を依頼する場合は、当該手形面に依頼銀行名を表示し、責任者が捺印し、且第三号様式のスタンプ押捺依頼書を提出すること。

(四) 右に依り依頼を受けた場合は、日本銀行に於て、スタンプ押捺依頼書記載の事項と手形とを照合の上、二、の要件を具備するものと認められたものに於て、手形表面（右肩）に第四号様式のスタンプを押捺し、責任者が之に捺印すること。

(五) スタンプ押捺の効果

スタンプ押捺の効果として、日本銀行は何時でもスタンプ手形を担保として取扱ふ責任を負ふことになるが、日本銀行の責任はそれだけに止まるのである。即ち日本銀行はスタンプ押捺に依り、其の手形の貸付担保としての適格性を認証するのであつて、手形決済に付ての責任を負ふものではない。従つてスタンプ手形所持人から手形の不渡に付て責任を問はれることはないのである。其の責任は依頼銀行が負ふのであつて、其の趣旨は依頼銀行が日本銀行に提出する念書（第一号様式）に明かである。勿論日本銀行が一旦スタンプを押捺した以上は、期日到来前なる限り、何時でも之を担保とする責任は当然負ふのであつて、此の点で手形所持銀行は、常に資金調達の安心感を持ち得るわけである。尤も日本銀行に担保として差入中のスタンプ手形が期日決済不能となつたときは、念書（第二号様式）に明かなる如く、スタンプ手形を担保として差入れ

た銀行（以下差入銀行と称す）に於て、日本銀行との手形割引貸付約定書の文言に従つて、日本銀行の要求に依り入金又は担保差換をする義務を果さねばならない。

四、スタンプ手形担保貸付取扱

(一) スタンプ手形に付ては、スタンプ押捺店以外の日本銀行本支店事務所（割引貸付業務を取扱はないものを除く）に於ても貸付に応ずる。

(二) 貸付方法は左に依る。

(イ) 貸付形式 スタンプ手形を担保とする手形貸付

(ロ) 利率 率 国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合（高率は適用しない）

(ハ) 担保価格 他の手形よりも割合を大きくする

(ニ) 融通期間 三ヶ月以内

(三) 他行の押捺依頼に係るスタンプ手形を担保として日本銀行に貸付を求める場合は、第二号様式の念書を提出せねばならない。

五、依頼銀行の責任

依頼銀行はスタンプ手形が生産資金調達の為め提出されたものとして手形原因、金額、期間の妥当性及手形決済の確実性に付て日本銀行並に所持銀行に対し、其の手形に付て調査確認の義務を負ふのである。従つて依頼銀行が差入銀行である場合は、日本銀行に対して担保上の責任を負ふは勿論、他行が差入銀行である場合でも、其の差入担保たるスタンプ手形に付て責任を負はねばならない。差入銀行に対して斯る責任を負担するのは依頼銀行が日本銀行にスタンプ押捺方を依頼する場合は、其の手形に依つて融資したとき又は融資せんとするときに限られてゐるから、依頼銀行は常に必ず裏書人として手形当事者となるわけであり、期日決済不能の場合は、所持銀行たる他行に対し、手形法上の前者としての償還責任を負ふことは勿論であるが、尚其の手

形が正常の取引に基くものであること、其の債務が確実に履行されることに付て所持銀行に対し、取引徳義上の責任を負ふことになるのである。故に右の点で所持銀行が損失を蒙つた場合は、依頼銀行に対し其の責任を問ふことが出来るのである。

この制度の適用対象業種はさしあたり、炭鉱業、肥料製造業、繊維加工業（生糸および紡績を除く）および緊要なる地方特殊工業の四種とし、運用に際しては寛に過ぎないように配慮し、業種については随時追加変更を加えることにした。紡績、生糸が除外されたのは、これよりさきすでに特別措置が講じられていたためである。紡績については、昭和二年六月、SCAPの輸入許可（二〇年一月）にもとづいて、アメリカの商品金融会社（CCC）より原綿二二〇〇万ポンドが輸入されるにいたり、日本はこれを貿易庁が受け取り、各紡績会社に委託加工させ、六割を輸出、四割を内需にあて、輸出代金で輸入原綿代金を決済させるといふ計画で成立した。したがって、原綿代金は不要であったが、加工賃が必要となり、五大銀行中心のシンジケート団が、綿業再開復興融資一億円、運転資金一六億円を引き受けることになり、日本銀行も七月に、右の趣旨にもとづいて発行された手形の再割引に応ずることを定めていた。紡績加工賃手形制度といわれるのが、これである。また生糸については、さきに述べた金融緊急措置の特例として、四月二六日には購繭資金（一農家三〇〇〇円まで）の全額自由支払、生糸製造資金のうち燃料費の半額自由支払をはじめ、厚生費、賄費、修繕料、繰糸機新設費などの特例をみとめていたのであった。

（二）貿易手形制度

スタンプ手形制度は、同時に輸出の前貸金にも適用されることになった。二一年八月三〇日、貿易庁と日本銀行とは協議のうえ、輸出関係の国内金融を円滑にさせるため、貿易手形制度を新設した。当時わが国の国際貿易、外国為替、金融取引は、施策運営は一切SCAPの承認および管理の下におかれ、貿易もSCAPの指示・承認にもとづ

き、SCAPを相手方として行なわれていた。そこで、わが国は昭和二〇年一月二四日、一元的な貿易機関として貿易庁を設置し、その補助機関として約八〇の輸出入代行機関を指定して品目別に業務を取り扱わせていた（二一年六月二二日には貿易等臨時措置令が公布され、民間貿易は禁止されていた。のちの二二年四月、鉱工品、繊維、食糧、原材料の四貿易公団が発足して輸出入代行機関の業務を引きつぎ、昭和二四年五月二五日貿易庁が廃止され、その業務は通産省に引きつがれた）。貿易手形制度は、輸出代行機関の輸出資金について、日本銀行が担保適格手形として国債担保貸付なみの最低利子歩合とで優遇し、高率適用も免除するというものである。貿易手形とは、くわしくは輸出代行機関振出の手形のうち、次の三種類のものをふくんでいた。

甲、輸出品の製造業者または集荷業者に対する前貸資金（貸付期間六カ月以内）

乙、輸出品の集荷資金（同、三カ月以内）

丙、輸出入物資等の諸掛資金（同、一カ月以内）

丙は輸出諸掛のみでなく輸入品をも対象としていたこと、また、制度上はすべて六カ月以内となっていたが、運用上手形の種類によって貸付期間の差がつけられていることを注意しておく。貿易手形の認証とスタンプ押捺は貿易庁が行ない、日本銀行に通報することになっていた。この事務は、はじめは本庁のみの仕事であったが、のちに関西貿易事務所（二一年一月）、名古屋出張所（二二年二月）でも行なわれるようになった。この制度については、次の貿易庁の文書にほぼ大要がもられている。

貿易金融に関する件（昭和二二・六 貿易庁、総、経）

食糧等緊急物資輸入に対する見返り輸出の円滑なる遂行を図るため、左記により貿易金融を行ふこと。

記

一、輸出物資の蒐荷資金

- (1) 貿易庁は司令部の承認を受けたる輸出物資の蒐荷をなすときは、輸取出扱機関に対し蒐荷指図をなす。
- (2) 輸取出扱機関より発註を受けたる製造業者の輸出物資製造に要する直接の運転資金については左により金融を図ること。
 - (イ) 製造業者振出、輸取出扱機関を支払人とする為替手形とする。
 - (ロ) 手形金額は発註金額を限度とし、製造工程に依り、市中銀行において割引くこと。
 - (ハ) 右手形は日本銀行において、商業手形並の金利による再割引に依ること。
 - (ニ) 要すれば右手形は、蒐荷指図に基くものなる旨の貿易庁の確認を附する。

二、輸取出扱機関の輸出物資買上資金

- (1) 輸取出扱機関は、輸出物資を業者より引取りたる時代金を支払ふべきであるが、貿易庁はその物資をFASで買上ぐるのであり、又その支払金額調達のためにも若干の遅延を免がれないので、輸取出扱機関はその間の金融を受くるを要する。
 - (2) 右資金は、左の方法により調達する。
 - (イ) 輸取出扱機関振出、発註先を受取人とする約束手形とする。
 - (ロ) 手形の期間は貿易庁の支払日を予定し決定する。
 - (ハ) 手形割引のときは蒐荷指図書又は発註書写を添付する。
 - (ニ) 右手形は、日本銀行において、商業手形並の金利にて再割引に依ること。
- 三、輸取出扱機関及び輸入代行機関における貿易物資に対する諸掛の支払資金
- (1) 輸取出扱機関は輸出物資買上より船積までの諸掛を支弁する要があり、輸入代行機関も又国内における売却までの諸掛を支弁するを要し、貿易庁より、これが支払を受くるまでの金融を受くるを要する。

(2) 右の資金は左の方法により調達する。

- (イ) 輸取出扱機関及び輸入代行機関は、夫々実際支払を要する諸掛の限度において、約束手形を振出し、市中銀行に割引を求め。
- (ロ) 手形期限は貿易庁の支払日を予定して決定する。
- (ハ) 右資金は貿易資金の立替払の性質なるを以て、日本銀行において商業手形の金利で再割引に依ること。

(備考)

貿易金融の円滑を図るため、市中有力銀行を広汎に利用することとし、日本銀行においてこれが強力なる指導調整を図ること。

貿易手形の取扱については、二二年一月貿易庁が、貿易資金特別会計の歳入調達の一法として、認証手数料(期間三ヵ月以内の手形については手形金額の二〇〇〇分の一、三ヵ月以上の手形については一〇〇〇分の二)を徴収し、約一〇〇万円の歳入をあげること計画し、日本銀行は貿易手形の趣旨、スタンプ手形との均衡などの理由で反対したが、結局この制度は実施されるにいたった。以上の二つのスタンプ手形制度は、今後の融資準則制度と照応して、重要物資生産や輸出入のための運転資金供給のみちをひらいたものであり、以後曲折を経ながら制度的に拡張されてゆくのである。それはインフレを抑制する一面、必要最小限の産業資金の供給を確保したいという一万田日銀総裁の構想の表われであった。ただし昭和二四年度以前についてはスタンプ手形の額面金額はそれほど大きいものではなく、昭和二二年二月末で、スタンプ手形四八〇〇万円、貿易手形六億六七〇〇万円、日銀貸出全体の約一・五%とみられる。

(三) 公定歩合の引上げ

日本銀行は、二二年一〇月一〇日に貸出金利体系を改訂した。それは、スタンプ手形の創設にともない、従来日銀

の基準金利体系のなかで最も優遇されていた「国債ヲ担保トスル貸付利子歩合」を「国債、スタンプ手形及貿易手形ヲ担保トスル貸付利子歩合」に変更することが一つの理由であった。同時に、六月に事業会社の所要資金は封鎖資金の貸出によらず金融機関の貸出によることになったので、貸出は増加に転じ、他方自由預金の伸びはにぶく、銀行券発行高は増加の一途をたどり、九月末には金融緊急措置発動前の水準をこえてインフレの再燃が懸念されたため、基準金利を日歩一厘かた引き上げることが、いまひとつの理由であった。以下は、日銀総裁より大蔵大臣あての認可申請書である。

基準ト為ルヘキ割引歩合及貸付利子歩合変更ニ関スル件

基準ト為ルヘキ本行割引歩合及貸付利子歩合別紙ノ通り変更シ来ル一四日ヨリ実施致度候間御認可被成下度此段稟申候也

(別紙)

日本銀行基準割引歩合及貸付利子歩合

- 一、商業手形若ハ商業手形ニ準スル手形ノ割引歩合 日歩一銭
- 二、国債、スタンプ手形及貿易手形等ヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭一厘以上
- 三、国債、スタンプ手形及貿易手形等以外ノモノヲ担保トスル貸付利子歩合 日歩一銭二厘以上
- 四、当座貸越利子歩合 日歩一銭四厘

(備考) 商業手形割引歩合、国債担保貸付利子歩合、スタンプ手形及貿易手形等以外ノモノヲ担保トスル貸付利子歩合及当座貸越利子歩合ヲ各一厘方引上ク

(説明)

終戦後ノ再建経済下ニ於テ資金ノ蓄積減退セル一面資金ノ需要ハ依然旺盛ナル為メ、市中金融機関ノ営業資金ハ涸渇シ市中金

利モ或ル程度ノ昂騰ヲ免レサル情勢ナリ

此際財界トシテハ資金ノ使用ニ付努メテ慎重ヲ期スル要アリ、金融機関トシテハ今後極力預金ノ吸収ヲ図リ其ノ運用資金ヲ能ク限リ自己資金ヲ以テ賄フ本然ノ姿ニ復帰セサルヘカラス

今回企業並ニ金融機関ノ再建整備ノ措置講セラレ、我国経済力新発足ヲ為スコトトナリタルニ付テハ、其処ニハ新シキ金融情勢カ生スル次第ニテ、本行トシテハ之等ノ情勢ヲ睨ミ合セ資本市場育成ノ意味ヲモ含メテ、今後ノ金利政策ヲ進メ行クヘキナリ
現在既ニ本行金利ハ諸物価、労賃昂騰ニ比シ不均衡ノ状態トナリ居ルヲ以テ此際金利ノ引上ケヲ為スモ企業経営ニ支障ヲ及ホササルノミナラス真ニ必要ナル方面ヘノ合理的ナル資金ノ使用ニ役立つ一面通貨膨脹ノ抑制ニモ資スルモノト考フ

叙上諸般ノ事情ヲ勘案シ本改定ヲ実施セントスルモノナリ尚経済再建上真ニ必要ナル資金ノ融通ニ付テハ従来ヨリ之カ供給ヲ順便ナラシムル方途ヲ講シ来リタルカ本改定ニ付テモ此点ニ対シ特ニ考慮ヲ払ヒタリ

この改訂は一〇月一二日から実施された。ここにも、「生産」と「安定」とのジレンマのあらわれがみられる。

二 「資金調整審査規準」

昭和二十一年一月五日、臨時資金調整法にもとづく臨時資金審査委員会は、「資金調整審査規準」と「事業資金調整標準」とを決定、同一五日からこれを実施した。終戦にともなう「資金統制暫定処理方針」と「事業資金調整暫定標準」が決定されたが、その目標は、いわゆる「平和産業」復興にあり、総花的であったうえその運用もはかばかしく行なわれた形跡はない。二十一年一月のこの決定は、重点産業に対する資金配分を明確化するための改訂であった。

その内容は、「(1)重要緊急産業の復興増産、(2)通貨増発に伴ふインフレ防止、といふ二大観点から従来の審査方針に再検討を加へ」たものであり、目標としては、上記の二点のほかに「許認可事案の実行確保」をかかげている。

重要緊急産業については、産業を具体的に後述の「事業資金調整標準」に指定するとともに、復興金融金庫（八月、日本興業銀行内に復興金融部として発足済みであり、復興金融庫法も成立して、一月一日には営業開始の予定であった。しかし開業は同月一五日に、さらに二二年一月二五日に延期された）からの融資についても、最も便宜を与えるように運用すると定められていた。インフレ防止についても、まず自己資金または市場資金でまかなわせるように指導するとか、手もとに余裕ある金融機関を利用させるなどの配慮がなされ、事業の実行確保についても、能力の審査、資材の確保などの配慮がなされている。それとあわせて、「事業資金調整標準」が定められ、産業別に事業資金供給の具体的標準が設定されたのであった。このとき設備資金、運転資金ともに最優先の甲に格付けされたのは、次の各産業である。金属鉱業のうち金鉱、硫化鉄鉱の二部門、石炭鉱業、亜炭鉱業、石油鉱業、その他鉱業のうち雲母、石綿、加里鉱石の三部門、製造業のうち器械製糸、毛糸紡績（梳毛、紡毛）、綿紡績、漁網、綿織物、毛織物（梳毛、紡毛）、綿関係の染色整理、金精錬、銑鉄鋳物のうち鋳鉄管、金属製品のうち釣鉤、真空管、医療機械、鉄道及軌道用車両、普通自動車車体、電気自動車、自動車修理、船舶修繕、医薬、圧縮ガスのうちアンモニア、アルコール、コークスおよびコールタール分潤物、糠油、樟脳、パルプ、肥料製造、代用醬油など四七部門、農業のうち開拓、漁業など一部門、交通業のうち地方鉄道・軌道、自動車輸送など六部門、商業のうち倉庫業をふくみ、全部で七〇部門にも及び、なお総花式の感を免れない。

以下に「資金調整審査規程」を掲げる。

「資金調整審査規程」（昭和二一・一一・五、臨時資金審査委員会決定）

第一、審査目標

臨時資金調整法の今後の運用に関しては、(一)重要緊急産業の復興増産、(二)通貨増発に伴ふインフレ防止、といふ二大観点から従来の審査方針に再検討を加へ特に左の三点を目標として審査並に許認可を行ふものとする。

- 1、重要緊急産業への資金及び資材の重点的配分。
- 2、インフレ防止。
- 3、許認可事案の実行確保。

即ちこの規程は新たに策定する「事業資金調整標準」と相並んで右目標の達成に資せんとするものであつて、一方において許認可方針の強化を期すると共に、他方においても苟も資金調整法によつて許認可した計画に対しては資金資材の供給が遺憾なく行はれて当初の許認可の条項通りの効果を挙げ得られるやう措置するものとする。

第二、審査方針

一、重要緊急産業への資金並に資材の重点的配分について

(イ) 「事業資金調整標準」の策定

事業資金供給の具体的標準を示すものであつて、設備資金に付ては左の区分によるものとする。

- (甲) 現下の事態において事業設備の新設、拡張、又は改良を必要と認めるもの。
- (乙) 甲及び丙に属しない事業であつて、事業設備の補修改良のみを必要とするものであるが、場合によつて新設及び拡張を認めるもの。

(丙) 当面国家全般の見地から見て必要程度の薄い事業乃至此の際差控へるも已むを得ない事業であつて、差当り事業設備の新設、拡張又は改良をなすことを適当でないと認めるもの。

(ロ) 重要緊急産業の優先的取扱について
右標準において(甲)の部類に属するものは重要緊急産業として重点的なもののみを指定したのであるから、之に対しては資金調整法において優先的に取扱ふばかりでなく、復興金融庫からの融資等についても最も便宜を与へるやう運用するものとする。

(乙)の部類に属する事業の新設拡張については、特にそれを必要とする事情を具体的事案について検討し、官庁、統制団体の証明書等を規準として厳密の上個別的に許否を決定するものとする。

二、インフレ防止について

(イ) 資金調達方法を精査すること

申請者の資金調達方法について精査し、出来得る限り自己資金(特に手許資金)又は市場資金を以て賄はしめるやう指導するものとする。之がため最近の貸借対照表等によつて資金繰を調査し、又売掛金手持品の状況等を勘案して極力自己資金を使用せしめるものとする。

(ロ) なるべく手許に余裕ある金融機関を利用せしめること

資金調達を金融機関からの借入に仰ぐ場合においてもなるべく手許に余裕ある金融機関を利用せしめ、其の資金を日本銀行の融通に俟つ金融機関からの借入は極力これを避けるやう指導するものとする。

(ハ) 新円吸収に考慮を払ふこと

株金の払込並に事業設備の資金として極力市場に在る新円を充当させるやう指導するのは勿論であるが、新円吸収の一策として新円による払込の場合に限つて運転資金として認める資本の割合を多くし、斯くして新円を吸収すると共に貸出による通貨の放出を抑制することに努めること。

尚会社の設立、増資に当つては原則として未払込を残させないやう指導すること。

三、許認可事案の実行確保について

実行確保を期する為には、(一)許認可事案の実行確保の見透を織込んで審査決定すること、(二)許認可後其の実行状況を監査すること、を要件とするが、審査に当つては特に左の諸点を留意して処理するものとする。

(イ) 申請者の能力を調査すること

申請者については、申請事案を確実に実行するだけの能力、即ち技術、経験、資力、信用あることが必要であつて、たとひ(甲)に属するものであつても、時流に便乗して事業を計画しながら許認可後之を実行することが不可能に陥ることのないやうに充分調査するものとする。

(ロ) 所要資材の確保を前提とすること

資材については、手持ある場合を除き確実に入手し得ることを契約書其の他によつて確認し、特に官庁の割当あるものについては確実に供給し得ると言ふ見透と責任とを以て審査決定するものとし、苟も資金調整法によつて許認可した事案であつて資材調達不可能に陥ることのないやう留意するものとする。

(ハ) 資金についても実行確保を期すること

資金については申請者をして確実に実行し得る自信のある所を申請せしめることとし、例へば資金を金融機関からの借入に仰ぐ場合において許認可のあつたときは予定通りの資金融通が受け得られるやう予め充分相手方と連絡交渉させて置くこととし、従来往々に見られたやうな、許認可のあつた後之を理由として資金調達に奔走し、或は資金調達方法の変更を来すやうなことはないやう充分精査するものとする。

附則

本規準は昭和二十一年一月一日より之を実施する。

附帯申合事項

一、証明書の発給及び其の効力について

官庁等の発行する証明書については、之を単なる証明書に終らせないで、その事業の実態、能力、緊急性或は所要資材の見込等に関する有用且権威あるものとして取扱ひたいから、証明書の発行に当つては此の点を特に留意すると共に、証明した事案については其の実行について、原則として責任を負ふものとし、地方官庁下級官庁等に対しても中央官庁から本趣旨を指示乃至指導するものとする。

二、復興金融金庫よりの融資について

重要緊急産業であつて資金調整法の許認可のあつた事案について、其の実行を確保するため自己資金若くは一般金融に依ること困難と認められるもの、或ひは既に許認可せるものであつても他の方法による資金調達が困難になつたものについては、復興金融金庫より優先的に融通するやう措置するものとする。

尚右の如き優先的取扱を認める計画は(甲)の部類に属する事業の内から個々の事案について特別の決定をなすこととし、その決定事案については復興金融金庫に内部連絡するやう措置するものとする。

三、設備資金等の自由支払について

重要緊急産業であつて資金調整法の許認可のあつたものについては、その設備資金並に之に伴ふ運転資金の一部自由支払について之を優先的に取扱ふ趣旨から、自由支払の承認方法並に限度等に関して別途規程を設けるやう措置するものとする。

四、不要不急産業の有する手持資材の流動化について

手持資材を所有する場合であつても、其の事業が時局柄必要でない場合は之を認めないで、寧ろ重要緊急産業への資材の重点的配分と言ふ見地から、そのやうな資材を可及的緊要なる方面に振向けるとやうな措置を別途考慮するものとする。

五、許認可事案の監査について

許認可した事案については出来得る限り爾後の実行状況を監査することとし、場合によつては報告書を徴求し、或は抜打的に現場査察を行ふ等、必要な措置を講ずるものとする。

三 傾斜金融の胎動

(一) 傾斜生産と石炭金融

いわゆる傾斜生産の立案が本格的に出発したのは昭和二一年一月五日、外務省において石炭小委員会が発足してからであった。これより先、戦時補償打切りが決定した八月ごろから、SCAPに懇請して緊急の資材の輸入を求めることになり、一〇月には重油、鑄鉄管、レール、珪素鋼板、瀝青炭、コークスの輸入を要請した(一二月七日付で、この要請の一部である重油、瀝青炭、コークスの輸入がみとめられた)。この資材を用いてまず鉄鋼と石炭の生産を増加させ、生産された鉄鋼を炭鉄に、掘り出された石炭を製鉄所に、交互に投入してまず両部門の生産を拡大し、それから鉄鋼・石炭を順次他の部門に投入して、順次全部門の拡張再生産にみちびこうという構想の萌芽が、この時点でみえはじめていたのである。一〇月になると、石炭三〇〇〇万トン(2)をぜひ掘らねばならぬというはっきりした目標がかかげられるようになった。

石炭三〇〇万トンを掘らなくてはならぬ理由を、「経済危機の実相と石炭三千万吨」(外務省文書と推定される)は、次のように説明する。「日本経済に於ける最も憂慮すべき症状は基礎的資材の極端な生産不振」であり、それは消耗を補填するにも足りない縮小再生産の状況にある。それは、(イ)既存の近代的諸施設の損耗、(ロ)国土の荒廢、(ハ)

国民の肉体的・精神的能力の退化等の形をとつて進行する」。その進行はさらに輸出品の生産をも不可能ならしめ、食糧の輸入もできなくなるかもしれないし、インフレーションはさらに進行し悪化し大衆生活の困窮はますますはなはだしくなるであろう。戦時中のストックが損耗すれば、会社は整理を余儀なくされ、失業者も氾濫するに至るであろう。その危機を回避するためには、まず基礎資材生産を回復しなければならず、なかでも「現在生産の最大隘路」となっている石炭の生産増大をはからなくてはならない。「石炭は工業の運転に不可欠なカロリー源である」。それではなぜ従来の生産二三〇〇万トンから一挙に三〇〇〇万トン掘らねばならないのか。石炭消費は、過去において工業方面に約六割、鉄道、船舶、暖房、軍用等に約四割が向けられていたのであるが、「最近はこの比率が恰度逆転してゐる」。工業以外の用途は需要の弾力性を欠き、出炭がいかに減ってもこれからの用途には相当量の石炭を配当しなくてはならないからである。そこで出炭二三〇〇万トンの場合にくらべ、二七〇〇万トンになれば、工業用配炭は三四％増加し、三〇〇〇万トンになれば五八％増加する。それはただちに工業の生産増加をとめない、三〇〇〇万トンの出炭が達成されれば、「工業活動は本年に比し六割乃至それ以上上昇する。その結果昭和十一年の約四割の水準まで工業生産を回復し得る」。かくて「基礎資材の生産が最低必要量を辛じて賄ひ得ることとなり、現在の縮小再生産の過程を食ひ止め生産と消費のバランスを略取戻すことができるであらう」というのが、その骨子であった。

吉田首相の特命で設置された石炭特別小委員会（委員長東大教授有沢広巳、委員稲葉秀三、大来佐武郎、後藤誉之助、吉野俊彦、佐藤尚邦、大島寛一）は、このために努力を傾注し、一月二日には「石炭対策中間報告」をまとめあげた。この間一月二日には、日本銀行の吉野俊彦は「資金面より見たる石炭業」について報告を行なっている。はじめに上記中間報告の要点をとりまとめ、その後石炭金融についてのレポートをかかげておくことにしよう。

「中間報告」は、昭和二二年下期にとりうる措置に限定して、その方向をとりまとめている。その項目だけをみておこう。⁽³⁾

一、石炭増産体制の整備——「政府の施策の中心を石炭におき今後半年乃至一箇年は石炭増産に必要な措置を他のあらゆる施策に優先せしめ、石炭超重点主義を實行する。」

二、生産計画に関する緊急対策事項、1、主要山別月別生産計画の樹立、2、「来年度（昭和二二年度——引用者）計画を經常計画と起業計画とに分つ。」

三、資材——「本年度（昭和二二年度——引用者）第四四半期資材配当からあらゆる犠牲を忍び徹底せる石炭重点主義を實行し、可及的炭鉱所要量の二〇〇パーセント充足を図る。」

四、炭価 1、通貨増発が免れ難い現状においては、物価政策の重点を単に物価の機械的釘づけに置かず物価相互間のバランスの維持に置くべきである。2、「炭価が常に一般物価の騰勢におくれることは石炭生産を阻害する重要な原因となるからこれを可及的早期に決定するとともに、今後の通貨増発のテンポを冷静に推測し、炭価の主要構成要素の価格変動に従ひ、機械的に炭価の改訂あるひは赤字補給の措置をとる要がある。」（傍点は引用者、以下同じ）

「五、資金 1、資金面においても石炭重点主義を有効に実施せしむる如き措置を考慮する。即ち一般的な緩和措置をとることは絶対に不可であつて、例へば新円支給の如きも他部面には極力抑制し石炭部門に限つてこれを緩和すること考へるべきである。（略） 2、重要産業の範囲を極度に制限すること。3、石炭部面において次の

如き優遇措置をとる。(イ)炭価支払新円限度の拡張(概ね炭価の五〇パーセントまで)、(ロ)給料全額新円払の実施、(ハ)運転資金の豊富な供給、(ニ)新坑開発等起業資金に対する国家資金の供給。4、資金使途の監査。」

- 六、労務(略)
- 七、保安(略)
- 八、その他(略)

ここに、傾斜生産・傾斜金融の考え方は明らかに打ち出されている。なお、当時の石炭金融の状況についてのレポートは、次のとおりであった。⁽⁴⁾

資金面より見たる石炭業(日銀、吉野)

一、石炭金融の金融界に於ける地位

種類別	部門別	金額		総額に対する比率		備考
		金額	総額に対する比率	金額	総額に対する比率	
貸付	社債	七二六億	二六%	約一億	一・五%	石炭業の額付指定 石炭業の額付指定
払込資本	債	四四七億	三五%	約一億	四・四%	
		一〇八億	八%	三・六%	五〇%	
		七二六億	二六%	三・六%	四二%	

二、石炭融資の近況

(イ) 融資増加額

項目	月別	融資総増加額		融資機関	備考
		増加額	石炭融資		
二月	二月	二二億	三億	興銀(命令融資)	炭価三〇〇円を見込む 円の赤字金融
	三月	三一億	二億	帝銀も幹事とする 市中指定融資	
七月	七月	四三億	二億	同右	炭価三〇〇円を見込む 円の赤字金融
	八月	二六億	二億	同右	
九月	九月	二億	二・五億	興銀(復興金融庫 勘定)日炭經由	炭価三六〇円を見込む 十一月内赤字金融 越(年)資金〇・二億
	十月	一五億	二・五億	興銀(復興金融庫 勘定)	
十一月	十一月	一五億	二・七億	同右	

(ロ) 融資状況

従来に於ける石炭金融は、石炭シンジケート融資、右の外三井四千万其他六千万計一億に上る単独融資及興銀融資の三本建であったが現在は復興金庫(正しくは興銀復興金融部——先述のとおり、当時は復金が一月中に設立予定であった)のでこのように表現したのである——引用者)一本で受持つて居る。そして現在の様な状態が続く限り将来も復興金融庫が中心となつて行くものと思はれる。

一方資金借入は従来、会社各個に行つて居る。只八月だけは企業再建整備と経理応急措置の関係で日炭が一括借入を行つた。

又十一月迄は普通の赤字金融であつたが、十二月以降は補給金見返の融資は之を止め復興資金を主として設備資金として融資することとなつた。然し依然赤字金融の客観条件は失はれて居らないのであるから価格面に充分なる修正を加へない限り近く資金難に達するであらう。

(イ) 特典

- (1) 優先 工業部門に於て最も優先し全体としても農業に次ぐ第二位を占めて居る。
- (2) 無担保 補給金増加を見返として居る。
- (3) 低利 従来最低レート一・三銭の時一・四銭最近最低レート一・四銭へ引上げの時も据置きとして最低利の融資を受けて居る。
- (4) 自由払 貸付は金融緊急措置令に依り封鎖であるが、日炭よりの炭価支払は噸当八〇円迄会社が坑木を購入する場合に石当二五円迄自由払を許されて居る。

三、資金の問題

(イ) 運転資金

- (1) 資金難 石炭に対して融資しないのは価格が欠損に決つて居るからである。それ故炭価は前決で然も一般物価騰貴に遅れないやうにしなければならぬ。一例を採れば一般物価は昭和二十一年八月は二〇年三月の六倍となつて居るのに炭価は全然之に追ひ付いて居ない。これでは三六〇円以上は一切赤字金融をしないと云つても将来必ず赤字が出て資金に行きづまる。これを打開するためには安定価格計算或は金計算を採用して基礎物資は物価騰貴に伴つて遅れない様にすると共に運転資金計画を確立し、貸出資金監督を強化する必要がある。又金融機関を利用して同業者間の資材の融通を促進することも必要であると思はれる。

- (2) 賃銀 賃銀は現在炭価の五二%を占めて居る。昨上期に比し今上期においても労務費が四倍に騰貴し居るに對し賃銀の単価は一・八倍になつて居る。その原因は一人当りの出炭量の減少である。それ故賃銀を上げてよいが一人当出炭量が増加しなければならぬ。然し又現在危機にある通貨をこの上増発することはインフレを促進することとなるから封鎖支払制度そのものは強化して石炭だけを超重点産業として自由払を認める方法が最も有効でその他の場合他の産業が

それにつられて新円払に続々と移行する如きことがあつては石炭重点が意味をなさなくなり且つインフレを著しく促進することとなるからその点を充分抑へてゆかねばならない。

(ロ) 設備資金

設備資金に対しては普通銀行は金融し難い。それは掘れば掘る程担保価値が減少して行くからである。現在戦災復興費三・五億新切羽増加費七・五億それに伴ふ運転資金増額六・三億その他を含めて一七・四億が必要とされて居るが、これは十五億に削減される趣にある。銀行側としても炭価の見込の喰違から見込まれる⁽⁵⁾。加之、五月分は一・七九億欠損を戦災復興費で埋める必要があり之等資金を待つて居る訳である。而して制限会社が多く設備の増設等に支障の多い現在において国家の助成金損失補償等の積極的施策が只管待望されて居る訳である。

以上にみた傾斜生産の中間報告は吉田首相によつて採択され、一二月二七日には商工省提案の「石炭増産非常対策の件」が閣議了解となり、石炭・鉄鋼を優先した「昭和二十一年度第四・四半期基礎物資需要計画策定ならびに実施要領」も決定されて、政府の公式の政策として強力に推進されることになった。⁽⁵⁾炭鉱労働者に対する食糧増配も決定され、傾斜生産はここに実施の段階に入ったのである。翌二十二年一月一日、吉田首相はラジオで三〇〇〇万トン出炭のために全国民の協力を呼びかけたが、そのとき、一部労働運動指導者を「不逞の輩^{まがら}」と呼んだため問題を起こしたのは、周知の事実である。こうして傾斜生産方式は政府の中心的な課題となり、金融政策はその一環として傾斜金融の色彩をいよいよはっきりさせなくてはならなくなった。そのために、二十二年三月「金融機関資金融通準則」を中心とする政策が発動されるのである。しかし、それは突如として立案実施されたのではなく、二十一年九月以来の準備の所産であった。

(二) 復金融資の発足

復興金融金庫については本巻で別に論じられるが、この章の主題との関連で、一言だけふれておこう。この時期における傾斜金融の体系は、復金融資の問題を無視しては理解されえないからである。

復興金融金庫の構想が二一年一月以来存在したことは、第二章に述べたが、その後六月二十五日には「戦後産業再建のための応急的金融対策」が閣議決定された。「復興金融資金特別会計」(のちに独立の金融機関としての「復興金融金庫」にあらためる)を設置して、産業再建と国民生活の安定をはかるための産業資金の供給のうち、「普通の金融機関よりの金融を期待し得ない場合」を担当させることを定め、法案成立までは日本興業銀行に「特別の金融」をさせることにしたのである。この業務は八月一日に開始されたが、その資金は興銀の「復興資金融通手形」を日本銀行が割り引くことによって供給された。以後、九月には「復興金融金庫法」が成立し、二二年一月二十五日、同金庫は開業した。

発足以来同日までの貸出は合計四一・二億円、うち一七・三億円は鉱業関係(うち一二・五億円は石炭赤字融資)、七・六億円は化学工業関係、五・一億円は機械器具工業関係である。その資金のうち約四〇億円は日銀からの借入金であった。これは当時の日銀貸出の一割をこえ、すでに軽視しえない規模に達していた。

ついで復金が創設されると、その活動は本格化した。その貸出先は石炭、肥料、鉄鋼などの重点産業が多く、かなりの部分は赤字融資であった。二三年三月末の復金貸出残高は五九四億円、二四年三月末には一三二〇億円。また二三年一二月末の赤字融資残高は一八八億円、一方、復金の資金は全額政府払込の資本金によることになっていたが、事実上は払込未済の分が多く、所要資金の大部分を復金債の発行に仰ぎ、それを日本銀行が引き受ける形で調達された。二二年度中の復金債発行高は五五九億円、うち日銀引受四二四億円、このうち償還分は三〇億円。二三年度中の

発行は七〇三億円、日銀引受分五五九億円、償還三三一億円、同年度末の発行残高は一〇九一億円、うち日銀保有分七九七億円。この増加が、通貨増発の主因となったことは明らかである。インフレーション安定の目標を一方にもちつつ、これだけの信用を特定産業向けに創造することが、この時期の政策の使命であり、かつ矛盾であった。傾斜金融はこの面からも絶対の要請となったのである。

四 資金統制と資金計画の構想

(一) 産業資金統制の発想

二二年九月一日、発足したばかりの経済安定本部第一部は、「産業資金の割当について」と題する文書を起草した。その内容は、まだ原則的な提案にとどまって、強い政策目標を欠いていたが、次の諸点をふくんでおり、以後の資金統制の方向を示すものであった。⁽⁶⁾

一、産業資金の割当は、経済安定本部の定める生産計画に照応して国民所得の見通しをなし、それを基礎として必要かつ割当可能な産業資金総額の限度を概定し、これを次の方針のもとに各産業に重点的に割り当てる。

- (1) 四半期別に計画する。
 - (2) 各産業の生産復興計画に照応し、物資労務の入手と合致させること。
 - (3) 産業の緊要度に応じた業種別の優先順位によること。
- 二、産業資金割当の方法は、設備資金については、生産復興計画に照応して業種別の設備資金計画を設定し、資金

需要者の許可申請に対して政府は設備資金計画とにらみ合わせて許可をきめる。一定限度以下の設備資金は金融機関の自治的調整にまづ。備考として一定限度以上の設備資金については期前に資金需要調査を出させて、概括的割当をなすことを考慮する。運転資金については、具体的な融資準則を設けて資金の範囲内で自主的融資をするが、日銀借入を要するときは日銀が嚴重に査定をする。備考として、将来必要があれば、四半期資金計画による運転資金の限度内で一定の基準をもって各金融機関ごとに自主的融資の限度を定め、それを超えるものは政府の許可をうけさせる。設備資金については臨時資金調整法により、その他については金融緊急措置令による。

三、産業資金割当実施の監査を重視し、所期の効果をあげていないものについては、順次条件の変更、融資の回収、爾後の融資の禁止等の処置をとる。

四、産業資金割当の原案は経済安定本部で作成、関係官庁より資料の提出を求め、十分打合せを行ない、経済安定会議または安定本部参与会議を経て閣議決定とする。個々の資金の許可は大蔵省その他で行なうが、重要なものは委員会を設けてこれに付議。融資はなるべく一般金融機関に当たらしめるが、それによりがたい場合は復興金融庫に当たらせる。復金融資については別に細則を設け、一般金融機関の融資状況に応じて産業資金割当計画と合致するよう調整する機能をもたしめる。公募可能な限り株式募集を育成するが、政府の許可を要することにする。

以上の案は、資金計画をたて、融資準則にもとづく資金統制を行なうという大綱を定めた点で、二二年三月以降の方式の原型をなしているが、いくつかの問題点をもふくんでいる。一つは、設備資金を重視し運転資金を自主調整にゆだねている点、法的根拠も臨時資金調整法と金融緊急措置令の二本立になっている点、復金に金融調整の任務を分

担させようとしている点、などがそれである。事実において一月五日に前項に述べた「資金調整審査規準」が決定されているが、それは全面的に臨時資金調整法によって設備・運転資金の双方を律しようとするものであり、この案との関係ははっきりしない。おそらく「審査規準」をとりあえず出して全面的な展開を今後に期したものであるうか。

事実、「審査規準」決定後まもなくの一月一日、安定本部第一部はふたたび「産業資金の供給について(案)」と題する文書を作成する。⁽⁷⁾これはすでに傾斜金融の色彩を明瞭にしつつ九月案の趣旨をひきついだたものであり、具体的に一月から、「最重点産業」である石炭鉱業および肥料工業にたいするシンジケートを組織して所要資金の供給にあたることを提案していた。しかし、その決定はもつとおくれ実際には二二年一月七日に「産業資金の供給に関する措置要綱」が経済関係懇談会で了解される。⁽⁸⁾一月の「供給について(案)」と翌年一月の「供給に関する措置要綱」の間には大きなちがいがいくつか見られるが、ここでは「措置要綱」の全文をかかげたうえで、これと「供給について」とを対比しつつ内容を検討することにしよう(なお、次に述べるように、「措置要綱」は、本文はほとんどそのまま「産業資金の供給調整に関する措置要綱」と改題されて、二月二八日の閣議決定になっている。本文では、以下にカッコに入れて示した部分に変更されただけで、そのほかのちに示すように備考が若干改定された)。

産業資金の供給に関する措置要綱(昭二三・一・七 経済関係懇談会了解)

経済安定本部

一、方針

(一) 石炭工業及び肥料工業等現下の最重点産業の所要資金を優先的に確保し、一方不急産業への資金の融通は極力これを抑制して生産の均衡的發展を図り産業の復興を促進する。

- (一) 現下の資金蓄積及び資金需要特に財政需要の状況等を勘案して産業資金総額について凡その目標を樹て原則として産業資金の供給をその範囲内に止めインフレーションの防止に努める。
- (二) 資金の吸収を促進し日本銀行借入への依存を排すると共にシンデケートの結成、金融機関相互間の資金疎通を行わせしめ金融秩序の回復と金融の正常化を図る。
- (三) 資金の運用については一定の準則の下になるべく金融機関の自主的調整を為さしめると共に日本銀行の貸出操作に依つて実質的に調整する。

なお金融の実施状況の監査を重視して徹底的にこれを行う。

二、要 領

- (一) 産業資金の供給につき産業資金供給総額の目標を定めその範囲内において最重点産業（差当り石炭鉱業〔鉄鋼業が二月二十八日閣議決定の際挿入された——引用者〕及び肥料工業）資金、重要産業設備資金、その他資金（一般産業運転資金等）のそれぞれの供給計画を概定する。
- (二) 前項の計画を基礎として主要金融機関について融資限度を設け融資額を調整する。
右の融資限度は差当り各金融機関の一般自由預金（公金預金及び金融機関預金を除いたもの）増加見込額の五〇%とし、日本銀行の指導の下に各金融機関の自主的申合せによりこれを設定せしめる。金融機関の自己資金が融資限度以下である場合においてはその資金の限度内において融資するものとし原則として日本銀行よりの借入れに依存せしめない。
- (三) 金融機関は前項の融資限度内において別に定める資金融通準則及び産業資金貸出優先順位表に従ひ融資するものとし、前記最重点産業資金、その他緊要な資金を優先的に取扱わしめる。
- (四) 特に重要産業資金についてはなるべく多くの金融機関を参加せしめてシンデケート又は特別の融資機構を設け計画金融を行う。

- (五) 日本銀行の指導幹旋の下にシンデケートの結成、資金融機関の配置転換、金融債券等に依る余裕資金の吸収、スタンプ手形及び商業手形の売買の奨励等に依り金融機関相互間の資金の疎通を図る。
- (六) 金融機関の資金に余剰あるときは日本銀行借入金返済、国債の消化、復興金融債券の買入れ等に充てしめる。
- (七) 復興金融庫の融資は経済復興の為必要な重要産業の資金で一般金融機関より融資し難い特別の事情のある場合に限ることとする。但し運転資金は極力一般金融機関より融資せしめる。
- (八) 大蔵省及び日本銀行は本措置の実施状況を常時監査する。監査の結果不当な取扱があると認められた場合には大蔵省及び日本銀行において適當の措置を講ずる。

(備考)

- (一) 本措置は昭和二十二年一月より実施する。
- (二) 金融機関資金融通準則は金融緊急措置令に基き制定する。
- (三) 直接本措置を適用しない金融機関については本措置に準じ融資するように指導する。

なお上記のとおり、本文はそのまま、二月二十八日に閣議決定されたが、備考の(一)と(三)のみは、次のように改訂された。いずれも純技術的な変更にすぎない。

(一)の本年一月から三月からに改訂。(三)本措置は直接銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫および商工組合中央金庫について適用するものとし、その他の金融機関については本措置に準じ融資するように指導する。

さて、二十二年一月の「供給について(案)」を、二十二年一月の「措置要綱」とくらべると、一、方針(「一、基本方針」となっている)の部分はほとんど変わらないが、「二、要綱」の前半部分は、九月の「割当について」に近く、一般的統制の解説が主で、「措置要綱」とはニュアンスが異なる。後半では「措置要綱」に近くなるが、大きなちが

いは、主要金融機関の融資限度を「毎月の自由預金（当座預金を除く）増加目標相当額」に定めていることで、「措置要綱」では「一般自由預金増加見込額の五〇％」と、貸出についての抑制がいつそう強くなっている点である。また、監督機関としては、「供給について（案）」は日本銀行だけであったのが、「措置要綱」では大蔵省が加わっていることも一つの変更である。以上、全体としてみれば、新しい融資規制の方向は二一年一月に決まっていたが、傾斜生産に伴う傾斜金融の方針が打ち出されてからそれに合わせた手直しを行ない、かつインフレーション対策をきびしくしたものが一月の「措置要綱」であった、とみることができよう。

(二) 資金計画の設定

前項の経済安定本部第一部の資金政策のなめとなるべき資金計画の策定作業も、一〇月に入ると開始された。すなわち、安定本部は一〇月五日付で「資金計画準備協議会設置に関する件（案）」をまとめ、次いで一二日付で「産業生産見込額並びに資金配分所要額等調査要領」を作成した。⁽⁹⁾前者は資金計画の設定に必要な資料を関係官庁、民間団体等から集め、「資金計画設定方式（国民所得算定方式を含む）」を検討し、右の資料をもとにして資金計画に関する仮案を作成することを目的とするものであり、一般部会、国民所得部会、産業資金部会に分かれることになった。また、会長には安本第一部長が当たり、関係各官庁の局長、部長と学識経験者から構成されるはずであった。この協議会が成立したか否かは不明である。後者は、昭和二五年までの毎年の「国民所得の推算及び資金計画設定」の資料として、人口、貿易、石炭、鋼材、セメント、肥料などの生産、価格、資金などを想定したものであった。石炭生産は二二年度二七〇〇万トンとなっている。こうしたデータをもとに、一〇月のうちに「資金計画設定手続（案）」がつくられた。その骨子は「戦後経済の安定を図る為経済諸計画の一環として国民所得等を基礎とし資金と物資労働

等との均衡を保持し得る如く資金計画を設定しその計画に基づいて左に依り資金の調整を行ふことを目的とする」とし、計画は昭和二二年度以降二五年度まで毎年度つくり、各年度ごとに四半期別実行計画をつくり、二二年度については暫定計画をつくる。「(1)財政資金に付ては差当り二二年度予算を資金計画に基礎をおいて編成することを目的とし、財政と経済力の適合、財政収支各費目の調整等を図ること。将来は四半期別の予算実施計画を樹て、四半期別実行計画に照応する様実行すること」。「(2)産業資金に付ては差当り使途別業種別の資金融通の限度を定め金融統制を行ふこと。将来は各事業の資金使用を産業資金計画に照応せしむる様考慮すること」。「(3)国民消費資金に付ては差当り金融緊急措置に依り制限すると共に国民貯蓄計画を定め之を推進すること」。以上が計画の目的である。そして計画は安本第一部でつくり、他の経済諸計画と吻合調整するというのであった。その作成方法は、国民所得とその他の資力（振替所得、既存資本への食込み、その他）を合計して求め、これを財政支出、民間投資、国民投資等に配分するというのである。その方法は戦時中からの方法の継続であり、物動計画に対応して計画をおしすすめようというものであった。その後一二月末には、この全構想をおおうものではなかったが、二二年度第四・四半期の産業資金計画ができあがった。⁽¹⁰⁾これは、さきの「産業資金等の供給に関する措置要綱（案）」に付属するものである。それは二月二八日「産業資金等の供給調整に関する措置要綱」として閣議決定のさい、手直しのうえ同時に了解されたものとみられる。⁽¹¹⁾以下にその決定案をかかげ、一二月案との差異を注記しておく。

昭和二十一年度第四・四半期産業資金暫定計画

(二二・二二・二五、経済安定本部)

昭和二十一年度第四・四半期における産業資金の供給については暫定計画として次のように目標額を定め、これを一応の基準として産業資金の供給調整を実施する。

使用別	資金使途別需要額		金融機関別	
	金額	金融機関別	金額	金融機関別
一、最重要産業所要資金	二、六〇〇〇〇	(1) 特別銀行	七、三〇〇	
(1) 炭鉄	二、六〇〇〇〇	(2) 普通銀行	七、五〇〇	
(2) 鋼	一、五〇〇〇〇	(3) 貯蓄銀行	四、〇〇〇	
(3) 肥料	一、八〇〇〇〇	(4) 農林中金	一、二五〇	
(4) 鉄	一、五〇〇〇〇	(5) その他(信託・保険及び商組中金)	一、一五〇	
(5) 鋼	一、五〇〇〇〇	(6) 復興金融庫	二、四〇〇	
二、重要産業設備資金	一、六〇〇〇〇	総計	一、二〇〇〇	
(1) 鉄業(石炭を除く)	一、六〇〇〇〇			
(2) 紡績工業	一、〇〇〇〇〇			
(3) 重要機械器具工業	一、〇〇〇〇〇			
(4) 重要化学工業	一、〇〇〇〇〇			
(5) 重要工業	一、〇〇〇〇〇			
(6) 電気工業	一、〇〇〇〇〇			
(7) 瓦斯工業	一、〇〇〇〇〇			
(8) 土木建築業	一、〇〇〇〇〇			
(9) 水道事業	一、〇〇〇〇〇			
(10) 鉄道事業	一、〇〇〇〇〇			
(11) 自動車運送事業	一、〇〇〇〇〇			
(12) 海上運送事業	一、〇〇〇〇〇			
(13) 港運倉庫業	一、〇〇〇〇〇			
(14) その他	一、〇〇〇〇〇			
三、その他(一般産業運送資金等)	一、六〇〇〇〇			
総計	一、二〇〇〇			

(単位百万円)

備考

- (1) 「二、重要産業設備資金」の業種別金額は公表しない。
 - (2) 「三、その他の資金」には民間金融機関より融資せられる地方財政資金をも含む。
 - (3) 「金融機関別資金供給見込額」は各金融機関の推定融資限度額であり、預金を増勢如何に依り若干の異動を生ずる。又特別銀行及び金庫等は金融債を発行し、普通銀行等より資金を蒐集して融資することもある。融資総額は変らなくても実際の金融機関別直接融資額には当然異動を生ずる。
 - (4) 本計画に掲げるものの外農業会、市街地信用組合、無尽会社等があるが、その資金状況の見透が困難であり、且つ金額は比較的少ないと認められるので、この計画に格別の変動を生じない。なお、預金部は主として財政資金(地方財政資金を含む)の調達に当らしめる。
- (筆者注)
- 一二月案とは、金額総計は需要供給ともに変わらないが、需要のうち、主要な点として次の部分がちがっている。
- (1) 石炭の設備資金が五億円、運送資金が四億円となっていたこと。
 - (2) 鉄鋼業が重点産業に入っていない一億円になっていたこと。
 - (3) 電気事業が一・五億円だったこと。
 - (4) その他の資金が七・六億円になっていたこと。
- 全体として、二月案では傾斜金融の色彩が一層濃くなっていたといえよう。

このようにして資金計画は発足し、以後財政金融当局の政策運営の目標としての役割を果たすことになった。ただし、当初の構想にうたわれた総合的な資金計画が実際に設定されたのは二三、二四年度のみであって、二二年度いっばいは産業資金計画だけが作成されたのであった。

一方大蔵省においても、一月二七日付で次節に述べる「金融機関資金融通準則(案)」が作成されていた⁽¹²⁾。その内容は、次項にかかげる確定案とは若干の文章表現のちがいがあのみで、内容はまったく同様なのでここにはかかげないが、資金統制の構想はほぼこの時点にかたまつたものとみることができるといえる。

- (1) 大蔵省資料Z五二六一五―一六、金融行政・金融対策―金融情勢。
- (2) 「何故三千万吨掘らねばならぬか―経済再建と石炭(昭・二一・一〇・二四)」(外務省経済調査課文書と推定)、大蔵省資料Z五二六一一―八、傾斜生産(石炭・電力)。また吉田首相は、一月一九日「石炭従業員に対する呼びかけで、政府は明年度石炭三千万吨生産を目標とする旨」述べたという(「経済危機の実相と石炭三千万吨(昭二一・一一・五)(同じく外務省文書と推定)、大蔵省資料、同上ファイル)。
- (3)(4) 大来佐武郎所蔵文書。
- (5) 「公文類集」昭和二二年・産業門・二、所収。
- (6) 経済企画庁資料。
- (7) 同前。
- (8) 同前。
- (9) 大蔵省資料Z五二六一五―三〇、資金計画・資金需給計画I、昭和二一―二三年度、所収。
- (10) 大蔵省資料、同上ファイル。
- (11) 「公文類集」昭和二二年・産業門・二。
- (12) 大蔵省資料Z五二六一五―二七、金融行政・金融政策、資金準則I。

第二節 傾斜金融(昭和二二年度)

一 「金融機関資金融通準則」の発動

上記の経過を経て、昭和二二年二月二八日、政府は金融緊急措置令に基づいて、「産業資金の供給調整に関する措置要綱」と、それにもなう「金融機関資金融通準則」(大蔵省告示第三七号、以下「準則」と略記する)、同別表「産業資金貸出優先順位表」(以下「順位表」と略記する)を決定し、三月一日に公布施行した。一月にまとまった案がこの時期に発動されたのは「準則」「順位表」の決定のほかに、SCAPの了解をうるための時間が必要だったためとみられるが、その間の経緯はいまは明らかでない。ここに定められた「準則」と「順位表」とは、以後二四年八月に事実上廃止されるまで金融政策運用の中心となった。

「準則」はまず「第一 総則」において「銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫」を金融機関と定め、その「自主的」規制によって資金融通を行なうこと、「金融機関は資金の吸収に全力を傾注」し、日銀借入依存を排除し、資金運用を最も効率的に行なわなくてはならないと規定する。次いで、「金融機関は、日本銀行の指導の下に、その所属団体の自主的申合せにより、融資残高の増加の最高限度」を設定、厳守しなければならないとされる(このさいは、上記のように一般自由預金の五〇%となった)。ただし大蔵大臣の指定する例外はみとめら

れる。融通資金は「順位表」に定める基準に従って計画的に運用しなければならない。以上が総則の中核的部分であって、以下、政府の物価政策、物資統制への協力、生産増加への期待の高い企業への融資、中小企業の育成への配慮、資金効率が低いとか、融資目的にそわないとかいう企業に対する融資の回収、復金依存をつつしむこと、資金に余裕ある金融機関の日銀の融資斡旋に対する協力、自主的な金融機関相互の自主的な資金融通等が規定されていた。「第二 事業設備資金融資」においては、まず「差当り補修又は改良に要する資金のみを融資」し、「特別の事情のない限り新設又は拡張に要する資金の供給」を差し控えることが示される。次いで「順位表」について、甲の一、甲の二、乙、丙、がくわしく規定される。「第三 運転資金」では、借入申込みについて「嚴重に審査を行ない放漫に流れないこと、融資先の経営の健全性に留意すること」などを定め、のちに「順位表」にふれる。「第四 特殊用途資金」は設備、運転以外の資金で、これは一般に抑制、やむをえないときは運転資金と同じ取扱いと規定される。「第五 産業資金貸出優先順位表適用上の特例」は、(一)日銀再割引適格の商業手形およびこれに準ずる優良手形で日本銀行の承認するもの、(二)日本銀行のスタンプ手形、(三)貿易庁の認証ある貿易手形、については「運転資金の順位甲の一に準じて取扱う」ことを定めていた。

「順位表」は、四六〇の産業について設備資金・運転資金別に、甲の一、甲の二、乙、丙の四段階に順位を定めていた。

その順位別業種別は次のとおり。

	設備資金	運転資金
甲の一	九	九
甲の二	六〇	一四七
乙	二五三	二二八
丙	一三八	七六
計	四六〇	四六〇

甲の一に格付けされたのは、石炭、亜炭の二業種、製鋼業のうち、銑鋼一貫製鉄、普通銑、平炉製鋼、圧延業の四業種、肥料製造業のうち過燐酸石灰、硫安、石灰窒素の三業種、計九業種である。二二年一月の「資金調整審査標準」にくらべ、甲の一を特設し、石炭、鉄鋼、肥料に限って特別の扱いとしたのである。とくに鉄鋼設備資金は、「審査標準」では乙（運転資金は甲）の取扱いだっただのを一挙に甲の一に引き上げたのであった。甲の二も「審査標準」にくらべて厳選の方針をとり、一方新しい分類を用いて業種を追加するなど、苦心のあとがみられる。順位表自体は、その後いくたびかの改正が行なわれたが、その点はそのつど述べることにし、表3-1では二二年四月から翌年一月までの産業順位別の貸出・回収の数字をかかげておく。この表によれば、この期間を通じて甲の一、準甲の一、甲の二の比重が高く、貸出額の七割をこえているのは事実であるが、初期ほどその比重が高く、のちにいたると乙、丙の割合が大きくなっていることが見いだされる。それは当初ほど傾斜の緊急度が強くなり、他部門の資金の需要が旺盛化したことをもがたっていたといえよう。

(一) 高率適用の復活とスタンプ手形適用範囲の拡張

融資規制の本格化にともない、日本銀行もこれと歩調をあわせて、貸出規制方針と中央地方を通ずる資金交流方針とを決定した。その中心になったものは、原則として産業資金および財政資金については極力金融機関の新規蓄積資金をもってまかなわせることとし、日銀依存を抑制する。そのために日銀は取引先の資金運用状況を常時監査し、そ

表 3-1 産業順位別貸出・回収・純増額(昭和22—23年)

1. 銀行貸出調 (月中貸出額) (単位：百万円)

月別	甲	準甲	甲			乙			丙	総計
			総額	内公団	内公共体	内配給機関	総額	内公団		
4	1,101	625	6,833	192	3,492	2,112	188	702	420	11,094
5	1,444	1,547	8,991	181	3,051	2,984	362	425	773	15,740
6	1,180	1,604	9,031	161	3,475	3,442	301	1,018	557	15,816
7	1,058	1,136	8,524	34	2,303	4,730	638	631	1,115	16,564
8	1,272	1,387	8,774	68	1,736	5,257	970	857	1,374	18,066
9	1,529	2,210	11,731	151	2,696	5,150	794	926	1,540	22,161
10	1,650	2,612	12,547	109	3,224	5,396	512	1,031	2,027	24,233
11	1,723	2,723	12,473	165	3,364	5,755	863	1,020	2,095	24,769
12	4,499	3,602	22,043	173	5,816	9,418	1,465	1,464	3,512	43,076
1	2,352	2,412	15,720	154	5,505	9,945	552	837	2,243	28,673
計	17,808	19,858	116,667	1,388	34,662	50,189	6,645	8,911	15,656	220,192

2. 月中回収高

月別	甲	準甲	甲			乙			丙	総計
			総額	内公団	内公共体	内配給機関	総額	内公団		
4	1,052	474	5,357	75	2,856	2,111	152	849	582	9,578
5	1,985	787	7,537	110	2,618	2,183	322	370	627	13,119
6	1,197	1,130	5,638	25	3,291	1,910	439	391	525	10,400
7	1,055	2,711	8,174	10	3,144	2,784	342	773	1,091	15,816
8	920	747	7,464	—	3,073	3,352	271	542	942	13,427
9	914	1,095	7,859	63	3,104	3,726	930	627	1,223	14,818
10	2,277	1,129	7,489	2	2,543	4,141	717	959	1,377	16,414
11	1,158	1,752	7,918	91	2,543	3,183	326	596	1,384	15,395
12	1,871	2,390	11,841	91	3,121	7,369	1,475	1,813	2,285	25,756
1	2,152	2,236	10,595	97	3,658	4,259	540	580	1,754	20,998
計	14,581	14,451	79,872	564	29,951	35,018	5,514	7,500	11,790	155,721

3. 月中増加額

月別	甲	準甲	甲			乙			丙	総計
			総額	内公団	内公共体	内配給機関	総額	内公団		
4	48	151	1,476	116	636	1	35	146	161	1,515
5	△ 540	759	1,454	70	433	801	39	54	145	2,619
6	△ 17	474	3,393	136	184	1,532	△ 138	627	32	5,416
7	2	△ 1,574	350	24	△ 841	1,946	296	△ 140	24	747
8	352	640	1,310	68	△ 1,336	1,904	699	314	431	4,639
9	614	1,114	3,872	88	△ 407	1,424	△ 136	299	317	7,342
10	△ 626	1,482	5,057	107	681	1,255	△ 204	71	649	7,819
11	565	971	4,555	74	821	2,572	537	424	711	9,374
12	2,627	1,212	10,202	81	2,695	2,049	△ 10	△ 348	1,227	17,320
1	199	175	5,125	56	1,846	1,685	11	257	488	7,675
計	3,224	5,404	36,794	820	4,712	15,169	1,129	1,414	3,863	64,466

出所：大蔵省資料 Z 526-5-28, 金融行政・金融政策・融資準則(II).

の実績に基づいて新しい貸出標準額を設けて高率適用制度を創設する。監査の結果余裕があるとみとめたときは、既往貸出の返済に充当させるほか、取引先に資金運用の方針と状況の報告を要求、これにもとづいて必要に応じて貸出標準額の減額または貸出総額を削減する。主要産業に対する資金供給の円滑化をはかるため、スタンプ手形制度の活用をはかる。資金供給の順便と資金効率化のため、国債、地方債、金融債とくに復金債、社債、事業会社融資等につきシンジケート等の結成を積極的に斡旋する等の考え方が、早くからまとまっていたようである。その発動は上記資金融通準則と同時であった。

三月の発動にさいしては、その処置は高率適用の復活強化を中心に運用されることになった。すなわち、「資金融通準則」が厳格に実施されるならば、原則として金融機関が日銀貸出に依存しなくてはならぬという状況は起こらないはずであるが、「準則」の遵守状況を監査のうえ、やむをえない場合には、あくまでも一時的な繋ぎ資金の範囲内で日銀からの融通を認めることにする。そのために日銀は取引先ごとに一定の貸付標準額を設け、これをこえる貸付に対しては高率(最低利子歩合の一厘高、情勢に応じ三厘高まで)を適用する。右の貸付標準額は、新勘定総預金(債券発行額、指定金銭信託を含む)の1%とする。

適用の対象は、従来は銀行のみだったのを、信託、農林中金および商工中金にまで拡張する。一月一日以後証券および短資業者に対しても毎月中央東西市場のコール取入高の1%を貸付標準額とする高率適用制度を採用。ただし、貿易手形、スタンプ手形および藪手形、交易営団振出手形、日本蚕糸業会振出手形を担保とする貸付は高率の適用外とする。また、商業手形の再割引と当座貸越については、厳重に査定したうえで取り扱い、高率適用の枠外とする。一方、スタンプ手形の範囲が拡張された。「準則」の施行にともない、「順位表」の甲の一および甲の二の産業の

部門別	業別	細目別
採鉱業	(一) 金属鉱業	鉄鉱(砂鉄を含む) 硫黄 石炭
紡績工業	(二) 生糸製造業	生糸
	(三) 化学繊維製造業	化学繊維
織物業	(四) 紡績業	絹糸 綿糸 毛糸
	(五) 織物業	絹織物(交織物を含む) 綿織物 毛織物
金属工業	(六) 製鋼業	普通鋼 特殊鋼 平鋼 圧延鋼 鋼
	(七) 非鉄金属製錬業	銅 金
機械器具工業	(八) 農林水産業機械器具製造業	農具 漁具 水産機械
	(九) 紡績機械器具製造業	紡績機械
船舶造修業	(十) 船舶造修業	船舶 船舶修繕業
	(十一) 船舶造修業	船舶
化学工業	(十二) 船舶用機関装置等造修業	船舶用機関装置等
	(十三) セメント製造業	セメント
地方特殊工業	(十四) 肥料製造業	肥料
	(十五) 紙製造業	紙

(二) 「順位表」の第一次改訂

二三年六月一三日、「順位表」の改正が行なわれた。それは「準則」公布後、臨時物資需給調整法との関連からと、また配給機構の改正などにより、「順位表」が実情にそぐわなくなったためであった。純技術的な改訂といえよう。改訂のおもな点は、鉄鋼業のうちの「圧延のみ行うもの(特殊鋼を除く)」を甲の一から甲の二に移したことをはじめ、「順位表」の配列を整理したこと、「順位表」に記載洩れになっていた産業(三三業種)を追加したこと、二三業種について「順位表」の格付けを変更したこと、であった。この結果、順位別業種数は次のように変わった。

	設備資金	運転資金
甲の一	八	八
甲の二	七二	一八八
乙	二八九	二三八
丙	一四八	八三
計	五一七	五一七

以後、「順位表」については大きな改訂は加えられることなく二四年一月まで存続するのである。

(三) 公団金融問題

その一方で、二三年三月ごろから新しい問題が発生した。それは五月から七月にかけて発足した一〇「公団」の運転資金の問題である。すなわち、五月二七日には、鉱工品、食糧、繊維、原材料の四貿易公団が発足した。それは、貿易庁の補助機関として指定された輸出入代行機関は法的根拠がなく、また非能率だったところから、これに代わる

なから、上掲の産業が新たに適用業種に選定されたのである。

さらに、日銀は取引先の資金運用を監査して、余裕があったり好ましくないものがあれば、日銀貸出を返済させたり、高率を適用したりするものとする。——以上が資金運用準則の発動にともなう日本銀行の態度であった。それは「準則」の発動の背後にあって傾斜金融を推し進め、「復興」と「安定」の双方をねらう政策だったといえよう。

事実、この政策に対しては、一月から営業を開始していた復金融資とあいまって、傾斜生産への対応措置が明らかになった、とみる評価が当時から多かった。

ものとして「貿易公団法」(四月一五日公布)にもとづいて設立されたのである。またその他の公団のほうは、営団や統制会社が解散を命ぜられ、その業務を引き継ぐために急ぎ創立されたのであった。すなわち船舶公団(産業設備営団の船舶部門の後継、五月二二日創立)、産業復興公団(産業復興営団の後継、五月一日)、石油配給公団(石油配給株式会社の後継、六月二日)、配炭公団(日本石炭株式会社、日本亜炭株式会社の後継、六月二日)、価格調整公団(各種価格統制機関の後継、六月二日)、肥料配給公団(日本肥料株式会社の後継、七月一五日)、の六公団であった。なお、一三二一年(三月)には、さらに、酒類(酒類配給会社または組合の後継、三月一日)、食料品(味噌統制会社、醤油統制株式会社の後継、二月二一日)、飼料(日本飼料株式会社の後継、二月二一日)、油糧(帝国油糧株式会社の後継)、食糧(食糧営団の後継、二月二〇日)、の五配給公団が創立され、総数は一五になる。それにもなう金融上の問題は、貿易公団とその他の公団とで異なるが、とくに後者のほうに大きな問題が発生した。貿易公団のほうは従来の貿易手形制度をいかに新しい制度のもとで変更するかが問題で、いわば技術的に片づく問題であったが、他の公団の金融については、SCAPの意向で、それぞれの根拠法規に「運営資金は必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする」と規定されていたからである。それまでの統制会社や営団が市中金融機関にたよっていたのが全部復金に切り換えられたので、通貨増発の大きな理由となった。以下これらについてみてゆくことにしよう。

貿易手形については、四月から大蔵省、安定本部、貿易庁、日本銀行の間で折衝が行なわれていたが、曲折を経て、従来の貿易手形制度の代わりに新たに貿易スタンプ手形制度の発足をみるにいたった。その骨子は、およそ次のとおりである。

- (1) 従来の貿易手形乙(輸物資買上資金、同丙(輸出入諸掛資金)の資金は、貿易公団が貿易資金特別会計からの借入によってまかなわれることになっているので、これを廃止する。
- (2) 貿易公団の輸物資の製造、加工または蒐荷に関して発注を受けた業者が市中金融機関から融通をうけたとき、その金融機関がその手形に貿易公団の発注書写をそえて日本銀行に提出すれば、審査のうえ貿易スタンプ手形のスタンプを押捺する。
- (3) 貿易スタンプ手形については、日本銀行は日本銀行の適格担保として国債等を担保とする貸付最低利子歩合をもって優遇する。この制度以後、貿易スタンプ手形は「本来の」スタンプ手形と同様に優遇されることになったのである。

また、貿易公団以外の公団の運転資金は、上記のように、復金一本建となった。その結果、復金貸出の増大が見越される。しかも通常の市中金融の分野に復金が食い込むことになり、民間資金を活用する場合に比して資金効率がそこなわれるおそれがあり、市中金融機関が優良な貸出先を失う、などの理由で日本側から反対論も提起されたが、SCAPその他の意向では、公団金融は多額の資金を必要とするので、一般金融市場を圧迫する可能性があり、ひいては、公団活動を麻痺させるかもしれない、公団の金融が一般金融機関の利害に左右されるおそれがある、などの理由から、大蔵省、安定本部、日本銀行の反対を押し切って決定されたようである。この間の消息を示す文書は乏しいが、わずかに「渡辺武日記」(大蔵省財政史室所蔵)に次の記載があり、その一半をうかがうことができる。

三月六日(木)

午前十時 LeCount 2面会、配給公庁の運転資本をRFB(復興金融金庫——引用者)より借入を為すべしとの Anti-Trust の意見に関し大蔵省は反対意見を有する旨を申入る(後略)

三月七日(金)

。配給公庁の設立自体に付て閣議にて異議を生じたる由 一方RFBより借入るべしとの点はGHQとして方針決定せる由
(後略)

三月二日(水)

……(前略)……

。LeCountに面会(中略)

(4) 公庁資金のRFB融資問題に付その場合RFBの借入許可方交渉(後略)

三月一八日(火)

午后 Reed, LeCountに面会……(中略)……

(3) RFB増資未解決、配給公庁の運転資金をRFBにてFinanceするか否かの件司令部内部にて未だ論議中の由(後略)

以上がこの問題についての記述のすべてである。これによって、統制会社を廃止し、政府の手ですべての配給を行なうよう指令してきたSCAP内の反トラスト・カルテル課の意向により、この点が打ち出されてきたこと、この件につきSCAP内にも論議があったことが知られるが、結局はそれが原案のとおりになり、日本側がそれに従わざるをえなかった事情が推測される。

いずれにしても、この決定の結果、復金融資と復金債の発行が増大するのは明らかであった。それが決定され、配給公庁が発足する六、七月の時点で、公庁の年度内借入所要資金は約三〇〇億円と推定され、二二年度第二・四半期の復金貸出計画は総額一七〇億円、うち八〇億円は公団分と見込まれるにいたった。融資規制を行ない、傾斜金融に徹しようとする一方で、またこのように新しい穴があく。これに対しては、さらに規制を強化する以外に道はないであらう。

二 「緊急経済対策」と金融

昭和二二年五月に発足した片山内閣は、六月一〇日の閣議で「緊急経済対策」を決定した(通常「経済緊急対策」として知られているが、閣議決定は「緊急経済対策」となっている)。この案の内容は別に論じられるであろうから、ここには金融政策との関連を考えて、要点にふれるにとどめたい。財政も赤字、企業も赤字、家計も赤字、この事態は長続きしうるものではない、縮小再生産とインフレーションがさけられないからだ、と書きはじめられたこの文書は、「難局打開の重点が新奇な方策を案出することにあるよりは、むしろ、たとえいふるされた政策であっても、それを誠実果敢に実行面においてつらぬき通す」ことだ、として、「自力をもつて、経済安定のためにできうるかぎりの施策を行なう」ことを強調し、八項目を重点とする総合対策を打ち出した。

第一、国民生活、第二、食糧の確保、第三、賃金・物価体系の改訂、第四、財政金融の健全化、第五、生産の増強と生産能率の向上、第六、勤労者の生活と雇用の確保、第七、輸出の振興、第八、その他。このうち、政策の要となつたのは第三、賃金・物価問題、いわゆる「新物価体系」であり、これと第四、財政金融の項にしぼって簡単な要約をこころみよう。

いわゆる新物価体系は、およそ次のような構想をもつてつくられた⁽¹⁾。

一、基礎的な価格の安定帯を設定する。

イ、昭和九年—十一年（基準年次）の価格水準の約六十五倍を限界とする。

ロ、基礎的な物資の供給者価格が安定帯を上廻るときには、原則として、価格調整補給金によつてその需要者価格を安定帯の限界まで引下げる。

A、石炭の特定産業向け消費者価格は屯当り六〇〇円基準によつて算定した価格とする。

B、コークス、銑鉄、普通鋼材、同半製品、電気銅、鉛地金、硫安、過燐酸石灰、ソーダ灰、及び苛性ソーダの消費者価格は、基準年次の価格水準の六十五倍を基準とする。石灰窒素及び亜鉛の消費者価格は、それぞれ硫安及び鉛の消費者価格と適当な関係をもたせるようにこれを定める。

C、以上の措置のため、昭和二十二年七月以降年度末までに必要な価格調整補給金として約百二十億円を予定する。

二、鉱工品の価格は、生産配給の施策に照応して原則として、原価主義によつてこれを定める。運賃その他の料金についても同様とする。

三、農産品価格は、原則として、農業経営及び農家々計において購入する商品の価格と農産品の価格との基準年次における均衡をたもたせるように、これを定める（パリテイ方式）。畜水林産品の価格の決定については、農産品の価格の決定に準ずる。

四、賃銀水準、勤労者の実質生活の確保と企業経営の健全性を目途として、物価賃銀の同時決定を行う。価格に算入する賃銀水準は、工業総平均月千八百円とし、今回の公定価格の引上げによる勤労者の家計への影響に対処する。

基本的発想は、これによつて、いわゆる「安定帯物資」の価格を戦前の六五倍に抑え、他方、賃金は戦前の二八倍程度にとどめる。安定帯物資の価格をそこにとどめるために、赤字分について価格差補給金を支出する。このギャップは労働の生産性が戦前の半分程度にとどまっている以上やむをえない。それによつて、企業の採算はとれるであろうというのである。この構想は、もしこの価格体系が堅持されうるならば、たしかに成立する。これまで復金をはじめ

めとする金融機関の貸出が増加をつづけてきた大きな理由の一つは、公定価格が低くおさえられ、一方賃金をはじめ原材料の価格が騰貴して、企業がとりあえずその赤字をうめるために、やがては政府の損失補償をうめることを条件に「赤字融資」を仰いできたからであった。したがって、もし賃金・物価が新体系のもとで安定しえないならば、事態はこれまでと変わるところはなくなるであろう。財政支出も補給金によつて膨張し、金融はやはり赤字の糊塗を任務としなくてはなるまい。これが「新物価体系」の金融面の最大の課題であった。

一方、財政金融については、「緊急経済対策」は次のようにいう。

第四、通貨面よりするインフレーションの要因を除去するために財政金融の健全化を図る。

一、財政は、国民経済全般の円滑な運行及び再建に最も効果的ならしめることを主眼とし、健全財政主義を堅持する。

二、歳出の即約繰延を図るために実行予算を編成する。

三、已むを得ない歳出の増加は、極力現行税制の適切な運用によつて補填するが、事情によつては増税を考慮する。

四、徴税機関の拡充、税源捕捉方法の改善を行い、インフレ、闇利得者等に対する課税を強化する。

五、企業会計については、独立採算制の本旨を徹底する。

六、予算実行上の監査を励行する。

七、融資統制を継続強化し、赤字金融は敢にこれを抑制する。但し重要産業に必要な資金はこれを確保する。

八、通貨発行審議会の機能を活用し、国庫収支及び産業資金の適時調整を実施して、通貨発行量の限度の合理的規正に資する。

九、貯蓄増強運動を強力に継続展開する。

また、これをうけて経済安定本部が作成した「財政金融緊急対策実施要領（案）」（昭二二・六・一五、財政金融局）

は、上記をうけて対策をとりまとめた文書である。⁽³⁾ その一から六までは財政についての提案なので、七以下をかかげておこう(原文のまま)。

七、融資統制の継続強化

- (一) 金融機関の融資限度は申合せによらず法定する。
- (二) 融資限度は純資金量と睨み合わせてなるべく低位におさえ、その限度を超えて融資をする場合は主務大臣の認可を要することとし、これによって金融の計画化を一層徹底せしめる。
但し別に許可を受けた設備資金及び最重要産業の運転資金の融資を確保するため、これらについては限度外の取扱を認める。

(三) 主務大臣が前項の認可をなすために諮問機関を設ける。認可する場合には計画金融の達成を図り純資金量の多寡に応じて融資斡旋を活発に行い、純資金の余裕を確保して国債及び、復金債券等の消化に資せしめるよう考慮する。

(四) 復興金融金庫の融資も真に緊要なものだけに限定するよう一層厳重な検討を加えとともに産業界が徒らに復興金融金庫に依存するのを抑制する。

(五) 金利水準を調整し、金利の昂騰を抑止するやう金利の統制を行う。

(六) 政府並びに日本銀行の金融機関に対する監査を更に徹底するようにする。

八、通貨発行審議会の活用

(一) 通貨発行審議会は財政収支計画、産業資金計画等と一体的関係において通貨発行限度を定め、この限度を強力に蔽守せしめる。

(二) 限外発行税の賦課、発行保証充当限度の設定等により通貨発行の抑制、不当な国債引受又は産業貸出の抑制を一層強力な

らしめる。

(三) 審議会をして財政収支計画及び産業資金計画の検討総合資金計画の審議をなしそれらの実施その他通貨政策に対し建議及び監査をなさしめ又輿論の指導に当らせる。

九、貯蓄の増強

(一) 貯蓄運動を金融機関の職員組合の運動として協力を求め優良な金融機関に対し適当な表彰を行う。

(二) 飢餓輸出並びに耐乏生活の必要を徹底せしめ消費意欲の鎮静を図り更に不要不急物資の不買運動を助長する。

一〇、その他採り上げるべき事項

- (一) 貿易再開に備えての諸問題
 - (1) 多角清算制の即時採用を懇請する。
 - (2) 輸入資金のクレジットを懇請する。
 - (3) 為替再開、為替管理につき充分な準備をする。
- (二) 産業の再建整備問題
 - (1) 再建整備手続を速かに進行せしめる。
 - (2) 賠償工場撤去指定を速かに画定するように懇請する。

ここでも、金融面ではまず融資規制の強化がまっさきにとりあげられ、融資限度は金融機関の自主的申合せによることになっていたのを法定化することがとえられる。しかし同時に、主要産業に対する運転資金については「限界外」の取扱いをすることをみとめていたのであった。それは「金融の計画化」の「徹底」とともに、いわば目玉商品であったといえよう。そのほかの諸提案はいずれも実現をみなかった。⁽⁴⁾

七月二一日付の大蔵省告示は、自主規制を告示による規制に切り替えて、統制と傾斜金融の色彩を一層鮮明にした。すなわち、融資残高の限度は大蔵大臣が告示し、他方、国債、地方債、復金債、超重点産業（順位表甲の一の産業）の運転資金、復金が債務保証をした資金の貸出、緊急な設備投資で大蔵大臣が承認したもの、日銀借入金の返済などはこの限度外とするというのである。同時に大蔵大臣は金融機関の資金融通の禁止、融資の回収、担保権の実行を命ずることができることとされた。こうして金融統制の建前はいっそう強化されたのである。

昭和二十二年七月二十一日大蔵省告示第百五十四号

昭和二十二年三月大蔵省告示第三十七号金融機関資金融通準則の一部を次のように改正し、昭和二十二年七月一日から、同年九月三十日までこれを適用する。

- 一 第一総則中三を次のように改める。
 - 三 金融機関の融資残高の増加は大蔵大臣が別に告示する限度を超えてはならない。但し左に掲げる使途に資金を使用する場合には、右の限度の制限の適用を受けないものとする。
 - (一) 国債及び地方債の取得
 - (二) 復興金融債券の取得
 - (三) 別表産業資金貸出優先順位表中運転資金の貸出順位が甲の一に属する産業の運転資金の貸出
 - (四) 復興金融金庫が債務の保証をした資金の貸出
 - (五) 緊急な設備資金その他の融資であつて大蔵大臣の承認するもの
 - (六) 日本銀行借入金の返済
- 二 第一総則中六に次の一項を加える。
 - (三) 別表産業資金貸出優先順位表適用上の特例二の(三)を次のように改める。

大蔵大臣は、必要と認めるときは、金融機関に対して資金の融通を禁止し、又は融通した資金の回収若しくは担保権の実行を命ずることができる。

三 第五産業資金貸出優先順位表適用上の特例二の(三)を次のように改める。

(三) 日本銀行が貿易手形としての適格があるものと認めるもの

四 第六監査及び報告二に次の一項を加える。

金融機関はこの準則の適用により、大蔵省又は日本銀行の徴する報告を、できるだけ速かに提出しなければならない。

なおここに定める融資限度は、七月二一日付大蔵省告示第一五五号により、一般の自由預金等に第一封鎖預金等および公金預金を加えたもの（新勘定のうち同業者預金を控除したもの）とされ、ここに乘ずる「一定割合」は五割とされた。

ただしこの改正は、実は大きな抜け穴をつくることになったことをあわせて指摘しておかねばならない。とくに「甲の一」の産業の運転資金や復金の債務保証つきの貸出など融資限度外（枠外）融資の範囲を明示した結果、枠外融資はこのうち大きく増加して、翌年七月の改正にいたるまで、大きな問題を引き起こすのである。

(一) 高率適用の強化

融資規制強化に対応して、日本銀行の高率適用制度もいちだんと強化された。当時市中銀行の手許資金は、とくに第一封鎖預金等の減少が予想以上に急激であったため、貸出の大枠を自由預金増加額の五割に抑制してもなお意外に苦しく、日本銀行からの借入に対する依存度は低下しなかった。そのためもあって、日本銀行は、高率適用手続を強化することにし、八月一日から実施した。その要旨は、従来の貸付額によるものほかに、貸付期間によるものを

併用し、第二次高率適用を復活強化したのである。従来は貸付標準額（新勘定預金の1%）をこえる場合は、公定最低利子歩合より一厘高とされていたのを、貸付標準額の二倍をこえるときは超過分につき三厘高としたこと、貸付期間が三カ月をこえるごとにその貸付について一厘高の日歩を適用することにしたことが、その骨子であった。以下に示すのは、日銀総務部長より大蔵省銀行局長あての報告である。

本行貸付金に対する高率適用手続中一部改正につき報告の件

今般金融機関融資準則の改正及び国債利率の引上げ等に関連して本行の高率適用手続を別紙（略）の通り改正し八月十一日より実施致します。

右報告致します。

改正の要点

一、貸付金額による高率適用

貸付金額が貸付標準額（従来通り新勘定預金残高の1%）以内の場合

公定最低利子歩合

貸付金額が貸付標準額を超えた場合にはその超過分に対し

公定最低利子歩合より一厘高

貸付金額が貸付標準額の二倍を超えた場合にはその超過分に対し

公定最低利子歩合より三厘高

（従来は貸付標準額超過分に対し一律に一厘高）

二、貸付期間による高率適用

貸付期間が当初貸付の日より通算して三ヶ月を超える毎にその貸付について日歩一厘の加重歩合を附加する。

（従来は貸付期間による高率適用なし）

しかし、資金の需要はなお旺盛であり、こうした統制の強化によってもその需要の増加を抑制することは困難であった。傾斜金融のみでなく、むしろ全面的な資金統制の方向が、このとき以後強められてゆくのである。

三 資金統制の計画と実際

（一） 資金計画の実際

さきに見たように、昭和二二年度第四・四半期の産業資金計画は、二二年二月二八日の閣議に提出された。その後、二二年度第一・四半期の計画は作成されたが、閣議に提出された形跡はない。しかし、第二・四半期分以後は定期的に閣議に提出、決定されて、ほぼその線にそって産業統制が実施されていたとみることが出来る。二二年度の各四半期ごとに作成された計画と実績を要約すれば、表3—2のとおりであった。

これについて、以下に検討を行なってみよう。まず資金供給の面からいえば、一般の自由預金は計画以上に増加した。しかし、その一方で、財政資金の需要は計画を大きく上回り、とくに第三・四半期における財政資金の支出は大きかった。第四・四半期には、その反動でいったん縮小したけれども、通貨増発の大きな要因となったことは明らかである。産業資金は総合してみれば、計画がほぼあてはまり、資金計画と、それにもとづく「資金融通準則」の運用によって、ほぼ予定どおりの数字におさまってきた。その意味では、金融統制は一応所期の効果をあげたといえるで

表 3-2 昭和22年度総合資金需給計画と実績
(各欄の数字の上の方が計画, 下は実績) (単位: 億円)

	第1・4 半 期	第2・4 半 期	第3・4 半 期	第4・4 半 期	計
(I) 資 金 供 給					
1. 一般自由預金増減 (Δ)	300 275	330 445	550 746	620 544	— 2,010
2. 第一封鎖預金増減 (Δ)	(Δ130) Δ202	Δ 100 Δ 108	Δ 120 Δ 110	Δ 230 Δ 270	— Δ 690
3. その他預金増減 (Δ)	ナシ 4	ナシ 38	ナシ 62	Δ 45 Δ 69	— 35
計	(170) 77	230 375	670 698	345 205	— 1,355
(II) 資 金 需 要					
1. 財 政 資 金	(125) 69	186 222	355 679	73 Δ 267	— 703
国 庫 財 政	(115) 58	166 216	330 657	33 Δ 284	— 647
地方財政(地方債 同前貸・預金部融資増)	(10) 11	20 6	25 22	40 17	— 56
2. 産 業 資 金	240 222	345 326	425 578	626 510	— 1,636
一般金融機関融資増	150 147	190 173	235 424	330 357	— 1,101
復興金融金庫融資増	90 75	140 153	140 154	273 153	— 535
3. 重 複 項 目 (政府復金出資)	0 0	0 0	0 0	30 30	— 30
計	365 291	531 548	780 1,257	699 213	— 2,309
(III) 資 金 不 足	195 214	240 173	335 559	334 8	— 954
(IV) 金融機関手許現金増減 (Δ)	ナシ Δ 25	ナシ 64	20 74	Δ 15 184	— 297
(III) + (IV)	ナシ 189	240 237	355 633	319 192	— 1,251
(V) 通 貨 増 発	195 206	246 201	355 627	319 Δ 4	— 1,030
(VI) 期 末 発 券 高	ナシ 1,363	ナシ 1,564	ナシ 2,191	ナシ 2,187	— 2,187
(資 金 還 流 率)	(56%)	(72%)	(57%)	(101%)	(68%)

(注) 1. 一部推定が含まれているので若干の異動を生ずることがある。
2. 地方財政資金中金融機関(預金部をのぞく)よりの一時借入金が増減は産業資金に含まれている。
出所: 大蔵省資料 Z511-95 (経済安定本部財政金融局資料)。

あろう。

しかし、事業資金について計画と実績の乖離があまりみられなかったといっても、それは産業資金の供給量が抑制されたことを意味するのではなく、むしろ資金需要は激増をつづけたのである。たとえば二二年度第四・四半期と二二年度同期とをくらべると、一二〇億円から六二六億円に、五倍以上の増加であった。以下、簡単に産業別の資金供給計画をとりまとめれば、表3-3のごとくである。

この表からわかるように、当時最大の資金需要者は石炭、鉄鋼、肥料の三つの重点産業と、輸出産業の花形であった繊維産業、とくに生糸、綿紡績であった。その貸付の内訳をみると、かなりの部分は赤字融資であった。石炭鉱業に対する八月末の復金融資残高七六・二四億円(うち設備資金二六・一二億円、運転資金五〇・一二億円)のうち赤字運転資金と目されるべきものは三〇・一二億円といわれる。そこに産業資金需要の主要因の一つがあり、しかも、のちにみるようなインフレ下の金詰りの原因があったのである。それとならんで、公団融資の比重が第二・四半期以後に高まり、復金融資の約半分近く、全体の四分の一近くが、公団運転資金として供給されたのであった。いわゆる「復金インフレ」の主要因の一つがここにあったのは明らかである。すでに見たように、SCAPを含む財政金融当局の構想とは独立に、いわばハプニングのようにして定められた政策が、大きな問題を引き起こしたのである。

(二) 融資「準則」の運用の強化

融資「準則」自体の大きな改正は、その後行なわれることはなかったが、実質的な運用のうえでは、しだいに細目 にわたる規制が強化された。

二二二年九月八日各銀行あての大蔵省銀行局長通牒は、第二・四半期における「準則」による融資限度五〇%をこえ

表 3-3 昭和22年度四半期別

	第1・四半期						一般金融機関	
	一般金融機関		復金		計		一般金融機関	
1. 一般産業資金								
鉄	595	4.0	4,010	44.6	4,605	19.2	110	0.6
(%)	12.9		87.1		100.0		1.9	
繊維工業	3,169	21.1	300	3.3	3,469	14.5	3,545	18.7
(%)	91.4		8.7		100.0		92.7	
金属工業	67	0.5	550	6.1	617	2.6	220	1.2
(%)	10.9		89.1		100.0		25.0	
機械器具工業	1,659	11.1	480	5.3	2,139	8.9	2,305	12.1
(%)	77.6		22.4		100.0		78.3	
窯業	118	0.8	80	0.9	198	0.8	330	1.7
(%)	59.6		40.4		100.0		89.2	
化学工業	1,224	8.2	800	8.9	2,024	8.4	1,600	8.4
(%)	60.5		39.5		100.0		53.2	
電気業***	600	4.0	300	3.3	900	3.8	450	2.4
(%)	66.7		33.3		100.0		52.9	
農林水産業	1,607	10.7	300	3.3	1,907	8.0	1,510	8.0
(%)	84.3		15.7		100.0		69.9	
交通業	1,085	7.2	600	6.7	1,685	7.0	1,130	6.0
(%)	64.4		35.6		100.0		79.9	
中小工業(輸出 工業を含む)(%)	—	—	100	1.1	100	0.4	450	2.4
その他	1,876	12.5	275	3.1	2,151	9.0	3,350	17.6
(%)	87.2		12.8		100.0		91.8	
小計	12,000	80.0	7,795	86.6	19,795	82.5	(2,000)**	(10.5)
(%)	60.6		39.4		100.0		15,000	79.0
(%)							(61.9)	
(%)							58.9	
2. 公団所要資金								
石油			100	1.1	100	0.4		
配炭			480	5.3	480	2.0		
産業復興			175	1.9	175	0.7		
肥料								
価格調整			450	5.0	450	1.9		
船舶								
小計			1,205	13.4	1,205	5.0		
非統制金融機関	(1,000)*	(6.7)			(1,000)*	(4.2)	2,000	10.5
	2,000	13.3			2,000	8.3		
合計	15,000	100.0	9,000	100.0	24,000	100.0	19,000	100.0
	62.5		37.5		100.0		48.6	
復金資金調達額								
復金既融資回収額								
保証融資								
差引								

(原注) * 地方公共団体に対する融資で外数.
 ** 復金保証融資で外数.
 *** 第2, 第3・四半期は瓦斯業を含む.

産業資金計画

(単位: 百万円, %)

第2・四半期				第3・四半期					
復金		計		一般金融機関		復金		計	
5,645	28.1	5,755	14.7	120	0.5	4,330	22.8	4,450	10.6
98.1		100.0		2.7		97.3		100.0	
280	1.4	3,825	9.8	4,670	20.3	440	2.3	5,110	12.2
7.3		100.0		91.4		8.6		100.0	
660	3.3	880	2.3	1,710	7.4	470	2.5	2,180	5.2
75.0		100.0		78.4		21.6		100.0	
640	3.2	2,945	7.5	1,920	8.4	680	3.6	2,600	6.2
21.7		100.0		73.9		26.2		100.0	
40	0.2	370	1.0	380	1.7	80	0.4	460	1.1
10.8		100.0		82.6		17.4		100.0	
1,410	7.0	3,010	7.7	1,080	4.7	1,450	7.6	2,530	6.0
46.8		100.0		42.7		57.3		100.0	
400	2.0	850	2.2	790	3.4	1,590	8.4	2,380	5.7
47.1		100.0		33.2		66.8		100.0	
650	3.2	2,160	5.5	2,640	1.15	1,080	5.7	3,720	8.9
30.1		100.0		71.0	(7.7)	29.0		100.0	
285	1.4	1,415	3.6	1,140	5.0	630	3.3	1,770	4.2
20.1		100.0		64.4		35.6		100.0	
150	0.7	600	1.5	—	—	—	—	—	—
25.0		100.0		—		—		—	
300	1.5	3,650	9.3	2,250	9.8	700	3.7	2,950	7.0
8.2		100.0		76.3		23.7		100.0	
10,460	52.1	(2,000)**	(5.1)	(3,300)**	(14.4)	(3,300)**	(7.9)	(3,300)**	(7.9)
(38.1)		25,460	65.1	16,700	72.6	11,450	60.4	28,150	67.1
41.1		100.0		59.3		40.7		100.0	
276	1.4	276	0.7			1,127	5.9	1,127	2.7
3,290	16.4	3,290	8.4			2,825	14.9	2,825	6.7
372	1.8	372	1.0			981	5.2	981	2.3
2,188	10.9	2,188	5.6			1,045	5.5	1,045	2.5
2,850	14.2	2,850	7.3			940	5.0	940	2.2
654	3.3	654	1.7			605	3.2	605	1.4
9,630	47.9	9,630	24.6			7,523	39.7	7,523	17.9
		2,000	5.1	3,000	13.0			3,000	7.2
20,090	100.0	39,090	100.0	23,000	100.0	18,973	100.0	41,973	100.0
51.4		100.0		54.8		45.2		100.0	
4,090						1,673			
2,000						3,300			
14,000						14,000			

る残りの五〇%の資金の運用にさいし、純資金増加額に対して「概ね左の割合を基準として運用されるようお願いしたい」旨を述べていた。

国債投資 五%

地方債投資、復金債投資、日銀借入金⁽⁶⁾の返済、産業資金枠外融資、支払準備金 四五%

そのうえ、右の運用について国債、地方債、復金債等に対する具体的な第二・四半期の投資計画を、九月一五日までに日本銀行本店（審査局）または支店に通知することになっていた。余裕資金の運用は、このように統制されることになった（九月八日銀秘第三一三六号）。

第三・四半期に入る一〇月一日には、「準則」の適用範囲を無尽会社および市街地信用組合に拡大することが考慮されたが、実行上の困難と実益に乏しいという理由で見送られた。他の主要な改正は、従来融資限度の算定基準は、一般自由預金に第一封鎖預金等および公金預金を加えたもの（新勘定預金）から同業者預金を控除したものとなっていたのを、同業者預金および公団預金を控除したもの、と改めたことである。それは公団預金の預入集中による影響を防止するためであった（一〇月六日大蔵省告示第二三九号、同二四〇号）。また融資限度は前期どおり純資金増加額の五割と定められたが、商工中金のみは一〇割とされた。これは中小企業向け資金の不足の訴えが多かったためである。また融資限度をこえる資金の運用については、純資金増加額の一〇%を国債投資にあてること、毎月二〇日までに投資計画額を日銀に通知すること、「成るべく復金債投資は前月の純資金増加額の一〇%を下らないように考慮すること」とされた（一〇月二五日銀銀第二二五一号、金融団体あて大蔵省銀行局長通達）。

また融資限度外融資については、新たに「順位表」中、甲の一の産業の設備資金が追加された。これはすでに大蔵省通牒（八月二二日蔵銀第七二七号）によって包括承認されていたのであったが、それが「準則」に明記されたにすぎなかった。しかし、これによって「枠外融資」が急増するにいたったことは、後述するとおりである。以後この形で融資規制が続行される。その内容は毎月ほぼ同じであったが、融資限度は一二月のみは純資金増加額の六割に引き上げられた。

(三) 金詰りの実情

この間、インフレーションはとどまることなく高進をつづけていた。たとえば、二二年一月を一〇〇として換算したとき、東京卸売物価指数は、新物価体系設定時点の七月末で一九九、一〇月末で二七四、東京消費財物価指数はそれぞれ二〇一、二四五。インフレーションを抑制するためには金融を引き締めなければならない。そこに、インフレ下の金詰り現象が広範に発生したのである。⁽⁶⁾ 同年一月当時の日本銀行調査局の調査によれば、当時の石炭、肥料、製鉄、鉄鋼、機械、紡績、土建業の七業種の代表的企業について金詰りの原因としては、(1)生産能率の低下、(2)賃金、原料費の騰貴による採算割れ、(3)公定価格引上げ、(4)配給切符発給遅延に因る在庫品の増嵩等に基づく運転資金の固定化、(5)売掛金回収の困難、(6)価格差補給金等政府支払の遅延、(7)融資規整強化⁽⁷⁾、(8)インフレーションの悪化、等があげられている。その二、三の理由の内容を紹介してみよう。まず生産能率の低下について。日産一万トンの生産能力をもつ肥料メーカーの場合、七月決定の公定価格でペイするためには月産八〇〇〇トン⁽⁸⁾をあげなければならないが、電力危機により、九月の生産は四一〇〇トン、一〇月には三六〇〇トンと低下し、売上金収入は減退し、

トン当り製造原価は上昇して、赤字借入を余儀なくされている。また、賃金、原料費等コスト上昇の例としては、M石炭鉱業の一〇月中の石炭一トン当り人件費、福利厚生費はそれぞれ七〇三元、一六二元で、公定価格査定⁽⁹⁾のさいに

は五二六・五一円、五二・七二円であったのに比しトン当り二八六円の上昇であり、その分が赤字となるのである。次に公定価格の引上げは、原料費等の引上げが経理に影響をただちに及ぼすのに、引き上げられた製品価格が企業の収入の上に反映するのには二、三カ月を要する。まして七月の改訂は、原料品等からはじめられ、機械製品等は二カ月ないし二・五カ月おくれたため、メーカーの金詰りはいっそうはげしいものにならざるをえない。価格差補給金の支払はしばしばおくれ、ある鉄鋼会社のごときは、価格改訂後三カ月分の補給金を一〇月に入って受領するありさまであった。このようなさまざまな要因にたいし、企業はいかに行動したか。表向きは「生産能率の向上、在庫高の圧縮、売掛金の回収、買掛金支払の繰延べ、政府支払の督促等を計っていると称しているが、実際には(1)金融機関よりの借入によって一時を糊塗するか、(2)低下した生産能率の下に於ても猶ペイするまでに公定価格を引上げて貰うかに狂奔」しているありさまであった。そこで日本銀行としては、信用拡張をとることは企業の生産能率向上のための合理化を阻害し、インフレーションを激化させ、かえって金詰りを深刻化するのみであると断じ、「金融政策が、質的統制から量的統制への転換期に直面」していると判断している。この判断はインフレーションの抑制を至上とする日本銀行の立場が反映されているが、そこにいたるまでの分析は、公定価格体系下のインフレの実情をなまなましく伝えているといえよう。

(四) 公団認証手形制度の創設

すでにみたように、SCAPの意向によって、昭和二二年度に新設された一一公団(貿易四公団を除く)の運転資金は、復興金融金庫が融資することとされ、その旨が根拠法規に明記されていた。しかし、五月から六月にかけて設立された六公団の運転資金だけで、復金新規貸出の半ば近くを占める状況になり、さらに新設五公団の分を加えると、

復金の所要資金量は膨大化し、貸出の過半が公団資金で占められるにいたるのは必至であった。そこで、昭和二三年に入るころから、この制度についての批判がさかんになり、二三年三月にいたってSCAPの承認をとりつけ、公団認証手形制度が発足するにいたった。

この制度は、とりあえず二三年二、三月新設の五公団(食糧、酒類、飼料、油糧、食料品)について、二三年三月から実施されたもので、公団に商品を売渡した業者に対し、公団がその業者振出の期間六〇日以内の約束手形にスタンプを押捺し、売渡人がそれによって取引銀行から融資をうけるときは日本銀行再割引手形の扱いをし、再割引利率は国債、スタンプ手形および貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合(一銭二厘)を適用し、かつ高率適用を行なわないこととするようになった。また「準則」別表の上では「甲の二」の扱いをし、融資銀行に「準則」上の貸出枠のない場合は枠外融資として承認する、融資銀行にたいする日銀貸出のさいは、当該銀行の資金繰りを考えて、ある程度の手心を加える、というのであった。

昭和二十三年三月十七日 日本銀行総裁あて大蔵省銀行局長通牒

公団認証手形による融資に関する件

首題の件に関し別紙通牒を全国銀行協会理事長及各銀行宛通牒致しましたからその旨御承知願いたい。

(別紙)

昭和二十三年三月十六日蔵銀第一九一号

日本銀行総裁あて大蔵省銀行局長通牒

公団認証手形による融資に関する件

公団に商品又は資材等を引渡した業者に対する代金決済に関し今般別紙要領により公団は引渡人振出の約束手形に認証を為し引渡人は之によつて取引先銀行に於て融資を受ける方法を採用することとなつた。本手形による融資は公団が売渡代金の迅速なる回収を図る外方一資金に不足する場合は復興金融庫より融資を受けて必ず期日迄に引渡人に支払を為すことにより確実に決済せられる措置が講ぜられているものであるから左記諸点御諒承の上その円滑なる運営に御協力願いたい。

追つて本制度は差当り新設の食糧、酒類、飼料、油糧及び食料品の五公団について実施しその具体的取扱手続については別途各公団より連絡せしめることとするから併て御諒承願いたい。

記

- 一、公団認証手形による融資は産業資金通準則上の「甲の二」扱ひとする。
- 二、右手形による融資は短期且つ回収確実であるから原則として融資の申込に応ずるようにならされたい。
- 三、本制度の円滑なる運営を図るため融資は原則として継続的に実行せられたい。
- 四、日本銀行は右手形として優遇することになつてゐる。
- 五、右手形による融資の結果引渡人の金繰りに余裕を生ずるような場合には之を既融資の回収に引当てるか又は預金に据置くよう指導せられたい。
- 六、右の外本制度による運営に関しては日本銀行と緊密なる連絡をとられたい。

ついでこの制度は、一三年六月一日からは、既設六公団（配炭、肥料、船舶、石油各配給公団、価格調整、産業復興の二公団）についても、適用されることになつた。そのため、従来これら公団の運転資金は「準則」別表上「甲の二」扱ひであったが、公団に商品または資材を引き渡した業者の別表上の順位が「甲の一」のものは「甲の一」、その他は「甲の二」扱いとすることに改正された。また再割引のさいの手形の担保価格は、それまで八五%であったのが九五%

%に引き上げられた。

以上の変更は、復興金融庫の資金のうちでは大きな節約となつた。たとえば復金の二二年度第四・四半期の公団向け資金供給は約一二〇億円（既設六公団分七七億円、新設五公団分四二億円）にのぼつて復金貸出の半ばを占めていた。この制度により、公団要資金の約六割が公団認証手形でまかなわれることになつて、復金の荷は軽くなつたのである。

- (1) 六月一〇日付閣議決定「経済緊急対策要綱」、七月五日付経済安定本部発表「新価格体系の確立について」、七月五日政府発表「物価及貨銀の安定について」、その他参照（物価庁『昭和二十二年新価格体系設定に関する資料集』昭和二十二年一月「別冊とも二冊」所収。傍点筆者。本書二二一ページ参照。なお、ここでの要約は物価庁『物価統制資料集』昭和二十三年六月価格補正以後の価格改訂等資料集』（第一分冊）、昭和二十五年一月、九三ページによる）。
- (2) 物価庁『昭和二十二年新価格体系設定に関する資料集』、一九二〇ページ。
- (3) 経済企画庁資料。
- (4) 事実、経済安定本部においては六月一六日以後七月一五日までの間に「金融機関融資規制強化案」（六月一六日）、「同案要綱」（六月二〇日）、「同案」（七月一日付不明）、「同案改訂案」（七月二二日）、「同案要綱」（七月一五日）、と五回にわたる手直しが行なわれ、確定案がねられてゆくが、他の問題についての言及はみられない（経済企画庁資料）。
- (5) 経済安定本部総裁官房調査課「金融財政面から見たインフレーション」(一)（経調内第四〇号、二二・一一・一七）。
- (6) 日本銀行調査局「事業会社金詰りの現状」（調内第八〇号「戦後問題研究13」）、昭和二十二年一月。
- (7) 同前。

第三節 通貨発行審議会と臨時金利調整法

一 通貨発行審議会

昭和二二年には、通貨発行審議会が設置され、かつ「臨時金利調整法」が制定された。その二つのことについて、簡単に述べておこう。

(一) 通貨発行審議会の設置

昭和二〇年九月、戦後通貨対策委員会が、一〇月一九日「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」を提出し、管理通貨制度のもとでも一定の発行限度を維持すべき旨を建議し、こえて一二月ごろの第二部会の意見書でもこの趣旨を繰り返し述べて、とくに「日銀ニ於テハ財政、産業、金融各界ノ要求ヲ反映スベキ權威アル委員会ヲモツコトガ必要」と強調した(第一章第四節参照)。

こえて二二年一月、第一次金融制度調査会は、発券制度につき、「銀行券ノ発行限度ハ各界ノ代表者ヲ以テ構成スル審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定スルモノトスルコト」とし、「限外発行力引続キ十五日ヲ超ユル場合ニハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキモノトシ且限外発行税ヲ課スルモノトスル」と提案し、二二年一二月二八日の第二次金融制度調査会の「通貨発行規制暫定措置」に関する答申は、通貨審議会の構成・運営および権限について意見を開陳した。

通貨審議会は大蔵省・日本銀行に対し独立の關係に立ち、「国民所得の不均衡を是正し、国民生活の確保を実現してインフレーションの民主的克服を達成するために必要なる通貨金融政策の基本を確立する」ことを運営の目標とし日本銀行券の発行限度とその発行準備の充当方法については、大蔵大臣は通貨審議会の議を経て決定することとされていた。

このような経緯を経て、大蔵省は日本銀行内に通貨審議会をおくことを定めた日本銀行法の改正を企図した。しかし当初はその権限は、次の四項であり、通貨発行限度については「大蔵大臣が発行限度を定めるときは通貨審議会の議決を経ること」となっていた。

- (1) 日本銀行が日本銀行法第二十二條ニ依リ政府ニ対スル貸付、国債ノ応募又ハ引受ヲ為ス場合ハ通貨審議会ノ議決ヲ経ルコト
- (2) 主務大臣が日本銀行法第三十條ニ依リ日本銀行券ノ発行限度ヲ定ムルトキハ通貨審議会ノ議決ヲ経ルコト
- (3) 政府が通貨制度ノ基本ニ関スル重要ナル政策ヲ実施セントスル場合ハ通貨審議会ノ議決ヲ経ルコト
- (4) 通貨審議会ハ通貨政策ノ基本ニ関スル事項ニ付政府又ハ議會ニ建議ヲ為スコトヲ得ルコト

しかし、この点についてはGHQに難色があり、結局最終的には日銀法第三〇條は、「主務大臣ハ通貨発行審議会ノ議決ニ基キ前條第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ」と改められ、その権限はこの面では強化された。しかし、名称が通貨発行審議会と変わったことから知られるように、その権限は改正日銀法に基づき、次の諸項の主務(大蔵)大臣の認可(3、4については決定)にさいして、それぞれ、通貨発行審議会の議決を要することに限定される。

- 1 銀行券発行限度
- 2 銀行券の限度超過発行が一五日以上に及んだときの承認

- 3 限度超過発行が一五日以上に及んだときの発行税の税率
- 4 銀行券発行の保証にあてるべき商業手形、銀行引受手形その他の手形、貸付金、国債、債券等の最高限度

なお、当初は審議会の規定は勅令をもってすることになっていたが、SCAPの要求で法律を定めることになり、結局一月十七日「通貨発行審議会法」が公布（一九日施行）され、同時に委員の発令が行なわれた。

(一) 審議会の事業

同審議会は一月二十四日に第一回が発足し、以後しばしば発行限度の決定を行なった。それをとりまとめれば、次のとおりである。

告示年月日	発行限度	期 間
昭和二三・二・一二	二、七〇〇億円	昭和二三・一・二一～二三・三・三一
二三・四・五	二、七〇〇	二三・四・一～二三・九・三〇
二三・一〇・九	三、三〇〇	二三・一〇・一～二三・一一・三一
二四・一・一一	三、五〇〇	二四・一・一～二五・一一・二七
二五・一一・二九	三、九〇〇	二五・一一・二八～二六・一一・一五
二六・一二・二〇	四、七〇〇	二六・一二・一六～二七・一一・九

この審議会は第一回、第二回あたりは次のような建議を行なったりしていたが、のちしだいに活発さを失っていったかのようである。

通貨発行審議会の政府に対する建議

通貨発行審議会は本日日本銀行券の最高発行限度を二千七百億円と決定したが、この限度は第四・四半期における財政金融が

所期の通り運営せられる限り、限外発行を生ずることのない所謂最高発行限度であつて、現実の発行額に比し若干の余裕があるものと認められるのである。而して現下のインフレーションの状況に鑑みれば、政府、民間、更に一段の努力を致し、能ふ限り通貨の発行量を低位に止めることが最も緊要であり、そのため特に左の諸点につきこれが実現方を強く政府に要望するものである。

一、行政改革の強力なる断行をはじめ、財政支出の緊縮を図ると共に租税及び専売益金等の歳入の確保につとめ、我が国の経済力に即応した実質的健全財政の実現を期すること。

尚、地方財政の健全化についても格段の配慮を払ふこと。

二、流通秩序の確立に関する政府の施策は、なほみるべき効果に乏しいが、更に一段の努力を傾注し、物価、賃銀の悪循環を断固絶つの方策を必要とすること。

三、産業資金については、融資規制の適切なる運営により、資金の一層重点的効率的な供給を図り特に融資の事後監査制度を確立すること。

尚、企業の経理を健全化し、赤字金融の根本的な解決を図るため、企業の合理化を促進すること。

四、通貨及び預金に対する国民の信頼感を動揺せしめるが如き措置は絶対に採らないこととし、更に貯蓄の充実につき格段の努力を傾注すること。

なお本審議会の官制は、昭和二十七年七月三十一日付法律第二七〇号によって日銀法が改正されて、二三年の改正以前の状態にもどされたときに廃止された。

二 臨時金利調整法

(一) 制定の経緯

昭和二年二月一日、臨時金利調整法が制定された。この法律が制定されるにいたる直接の契機は、従来各地方の銀行協会等が自主的に金融機関の金利協定を行ってきた慣行が、独占禁止法違反として、同年一〇月公正取引委員会によって審判されることになり、一二月にいたって廃止を命ぜられたため、この結果をまたずに一〇月二三日限り協定を廃止し、代わって金利の調整を法律をもって行なうことにしたためであった。

戦前以来、金利は地方ごとに銀行間で預金金利協定が締結され、かなり区々に定められていたが、昭和七年以後の低金利時代にいたって地域間のひらきはたいぶ縮小し、昭和一三年四月に府県ごとの金融懇談会がひらかれ、大蔵省、農林省、日本銀行等の指導により銀行、信用組合をふくむ金利協定が締結されて、全国の金利はほぼ一本化された。次いで一七年五月全国金融統制会が設立されるや、統制会は貸出利率等の設定について、下部機構である地方金融協議会、業態別統制会等と連絡して預金金利の一元調整を行なうことになり、地方金融協議会は一八年にそれぞれ地域内の銀行、信用組合の預金利率を決定したので、金利の全国的統一はさらに促進され、二〇年七月にいたって全国の金利の設定、変更、廃止は全国金融統制会がすべて指示することになり、ここに一本化が完成したのである。貸出金利についても、昭和八年ごろから地域的協定が結ばれるようになり、昭和一八年ごろになって軍需会社への金融が比重を高めるようになると、地方ごとの所在中小企業者等にたいする金利の意義は低下し、全国金融統制会の

指定金利も制定されて、貸出金利も自由決定の余地はしだいに狭められていったのである。戦後、金融統制会は解散されたが、各地の預金金利協定は、戦後発足した銀行協会との密接な関係のもとに運営されることになり、日本銀行は各種金融機関の協会を通じて全国的な金利の統一を行なった。とくに昭和二二年、物価の高騰にともない各種預金の吸収のために金利引上げの機運が生じたとき、日本銀行の指導のもとに六月一日を期して銀行預金日歩二厘程度の利上げが行なわれたのである。具体的には、銀行については東京預金利子協定加盟銀行の協定率を全国銀行協会連合会から各地の銀行協会に通知し、これによって各地の銀行協会や預金利子協定加盟銀行間で協定が行なわれた。信託会社、無尽会社、市街地信用組合、農業会等の金融機関についても、ほぼ同様の手続が行なわれたのである。

貸出金利については、東京所在有力銀行間の貸出金利申合団体である水曜会の協定利率の変更を、全国銀行協会連合会が各地の銀行協会に通知し、各地もおおむねこれに追随するという形で利上げが行なわれてきた。その間に金融当局の意向が強く反映されるしくみになっていたのである。事実において、水曜会は、二二年五月二三日と一〇月二四日とに、二度にわたって次のとおりの利上げを行なった。

二二年五月二三日より

	改定利率	現行利率
貸出金利率	日歩一銭三厘以上	(一銭一厘以上)
但シ定期預金担保	日歩一銭二厘以上	
商業手形割引利率	日歩一銭一厘以上	

当座貸越利率	日歩一銭五厘以上	(一銭二厘以上)
但シ定期預金担保	日歩一銭三厘以上	
同一〇月二四日より		
商業手形	日歩一銭三厘以上	(二厘上ゲ)
スタンプ手形貿易手形	〃一銭四厘	(据置)
一般貸出(手貸及証貸共)	〃一銭五厘以上	(二厘上ゲ)
但定期預金担保貸出	〃一銭三厘以上	(二厘上ゲ)
当座貸越	〃一銭七厘以上	(二厘上ゲ)
但定期預金担保貸越	〃一銭四厘以上	(二厘上ゲ)

その後も金利は高騰をつづけた。日本銀行は、二二年五月、片山内閣の新物価体系による賃金・物価安定政策の奏功のためにも、貸出金利を抑制する必要をみとめ、平均日歩二銭、最高二銭二厘の線を望んだが、その後大銀行首脳との折衝の末、平均二銭、最高二銭三厘で話合いがまとまり、これが全国銀行協会連合会と東京銀行協会とで、次のような決議の形をとり、全国的に実施されることになった。これまで最低利率のみを決めていたのを、国民経済全体の見地から最高利率を定めたのである。

昭和二二年七月五日 全国銀行協会連合会決議

現下の経済危機突破には貸銀物価の安定が最大の急務と信じ、吾々銀行業者としてもその協力的一端として貸出金利の最高を一定率に抑制することにより企業原価の安定に寄与することを適当と認める。

依つて貸出金利の基準を差当り日歩二銭に置き各地銀行協会に於てその会員銀行の申合せに依り貸出金利の最高率を協定し

これを厳守する様希望する。

右決議する。

昭和二十二年七月五日社団法人東京銀行協会申合せ

申合事項

貸出金利はその最高率を二銭三厘とする。但し長期金融及び資金融通準則の内に属する資金の貸出に就てはこの申合せを適用しない。

本申合せの実施期間は差当り七月以降九月迄の四半期間とし即日実施する。

附 帯 申 合 (発表せず)

- 一、長期金融とは返済限期一ヶ年以上のものをいう。
- 一、現に本申合せの最高率を超えた利率で為された貸出に就ては本申合せを適用しない。

これらの協定について、発足したばかりの公正取引委員会は独禁法違反の疑いで審査を開始し、これにたいし金融当局と金融界とは急遽預金金利、貸出金利の協定を破棄し、これに代わるものとして二月一三日臨時金利調整法が急遽制定されたのであった。その後二月二六日に出された審決書は金利協定を廃止し、今後復活、遵守、遂行してはならないと命じている。また「審決の解説」は、協定利率が妥当な内容をもっているとしても、それは「独占利率協定を行なう虞と可能性との素地」となるとし、統制が必要やむをえない場合には、「国家という公的機関の手ですべきものである」という独占禁止法の精神に反する」としたのであった。

(二) 臨時金利調整法の制定と運用

この法律は、銀行、信託会社、無尽会社、農林中金、商工中金、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、市街

地信用組合その他貯金の受入、または資金の融通をなすものを対象とする。しかし日本銀行、郵便局、のちの日本輸出入銀行、日本開発銀行等は対象外である。規制の対象となる金利は、金融機関の預貯金の利率、定期積金、無尽掛金の利回り、指定金銭信託の予定配当率、貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の利率、コール・ローン、コール・マネーの利率、有価証券の引受料、戻料その他である(第一条)。

金利の決定、変更また廃止の手續としては、「大蔵大臣は、当分の間、経済一般の状況に照し必要があると認められるときは、日本銀行総裁をして金融機関の金利の最高限度」を定めたり、それを変更、廃止させることができる。それを定めるにあたっては「金利調整委員会」に諮問しなければならない(第二条)。委員会は大蔵大臣の所轄に属し、日銀総裁の諮問に応じ、答申するが、大蔵大臣または日銀総裁に対し金融機関の金利について随時意見を具申できる(第六条)。委員数は一五名、大蔵省銀行局長、安本財政金融局長、日銀副総裁、金融界の代表七名、産業界の代表三名、学識経験者二名をもって組織する(第八条)。金融機関がこの法律に違反した場合の罰則規定はない。

法律制定直後の一二月二三日、二四の両日、金利調整委員会が開催され、川北楨一日銀副総裁を委員長として、日銀総裁の諮問にこたえ、次のように金利の最高限度についての答申を行なった。

金融機関の金利の最高限度に関する件

一、諮問第一の金融機関の預金等の利率の最高限度について

公債その他証券利率との均衡を図り且つ貯蓄吸収に資する目的を以て長期預貯金等の利率を上げることとし左の通り定めることを至当と認める。

(一) 銀行の預金又は貯金の利率及び定期積金の利廻の最高限度

定期預金	期間三ヶ月のもの	年利三分七厘
	期間六ヶ月のもの	年利四分
	期間一ケ年のもの	年利四分二厘

但し(1) 期限前払戻の場合預入期間中の利息はその期間の如何に拘らず普通預金の利率によること

(2) 定期預金の期限後利息はその期間の如何に拘らず左の利率によること

(イ) 現払(他預金への振替を含む)の場合、普通預金又は普通貯金の利率

(ロ) 定期預金に継続書替の場合 日歩一銭

据置貯金	定期預金に準ずる
定期積金	年利廻三分
当座預金	無利息
普通預金及び普通貯金	日歩五厘
通知預金	日歩六厘
別段預金及びその他の雑預金	日歩六厘

(二) 無尽会社、市町村農業会(農業協同組合)、漁業会、商工協同組合、市街地信用組合及び産業組合法による信用組合の預金又は貯金の利率及び定期積金の利廻りの最高限度はそれぞれ銀行のそれに相当する預金又は貯金の利率及び定期積金の利廻の最高限度に準ずる。

現に銀行の預金又は貯金の利率及び定期積金の利廻より高い利率を適用しているものについては差当り前項の利率に年利又は日歩一厘を加えたものを最高限度とする。

なお本件についてはこの際銀行の預金等の利率の最高限度と同一にすべきであるといふ少数意見があつたことを付記す

- る。
- (三) 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)の指定金銭信託の予定配当率の最高限度
 - 信託期間一年以上のもの 年利四分二厘
 - 信託期間二年以上のもの 年利四分四厘
 - 信託期間五年以上のもの 年利四分八厘

二、諮問第二の金融機関の貸出の利率の最高限度について

最近に於ける金融情勢並びに金融機関の資金原価の実勢に鑑み現行物価体系に影響を及ぼさない限度に於て差当り本年度第四四半期を目途として左の通り定めることを至当と認める。

- (一) 銀行及び農林中央金庫の貸付の利率、手形の割引率及び当座貸越の利率の最高限度
 - 貸付 日歩二銭五厘
 - 手形の割引 日歩二銭五厘
 - 当座貸越 日歩二銭七厘

但し返済期限一年以上の長期金融、融資準則上の産業資金貸出優先順位表丙に属するものに対する貸出については適用しない。

(引用者注) 大蔵省告示には右但し書の(2)として、「実施日前において既に右最高限度を超えて為された貸出については適用しない」を付け加えている。

(二) 信託会社(指定金銭信託資金)及び保険会社(保険約款による契約者に対する貸付を除く)の貸付の利率及び手形の割引率の最高限度は、差当り銀行の当該利率の最高限度に二厘を加えたものとする。但し右機関はなるべく銀行の貸出利率の最高限度に同調するようにつとめるものとする。

なお本件については一部の委員より貸出利率の引上げが産業資金の原価並びに物価に影響を及ぼす為め成るべくこれを抑制することが望ましい旨発言があり、これに対し他の委員より右貸出利率の引上げは適用利率の最高限度の引上げであつて単に従来の貸出利率に幅を持たせるといふ趣旨である。従つて今後においても緊要産業等の所要資金は右の限度内に於て適正利率で融資することを建前とするものである旨説明があつたこと、並びに前記信託会社及び保険会社の貸出利率の最高限度は、その経営の実態に徴し差向のところ已むを得ないものとして認めたものであることを附記する。

三、諮問第三のコールローン(翌日物)の利率及びブローカレイヂの最高限度について

- コール資金の性質に鑑み左の通り定めることを至当と認める。
 - (一) コールローン(翌日物)の利率の最高限度 日歩九厘
 - (二) コールローン(翌日物)のブローカレイヂの最高限度 日歩一厘

これによつて、金利統制は公然かつ強力に実施されるはこびになつたのである。以後、委員会は時期に応じて意見を提出し、あるいは諮問にこたえて、金利の変更についてイニシアティブをとることになつた。それは事実において日本銀行の金利の面におけるイニシアティブが制度的に確立したことを意味していた。以後の変更について、簡単にとりまとめておこう。

昭和二三年六月二五日意見書は、一般物価賃金の上昇にかんがみ次の利上げを提案し、七月一日から実施された。

一、銀行の定期預金の利率及び信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)の指定金銭信託の予定配当率の最高限度

定期預金	期間三ヶ月のもの	年利三分八厘(一厘上げ)
	期間六ヶ月のもの	年利四分二厘(二厘上げ)
	期間一ヶ年のもの	年利四分四厘(二厘上げ)

指定金銭信託	信託期間一年以上のもの	年利四分四厘（二厘上げ）
	信託期間二年以上のもの	年利四分六厘（二厘上げ）
	信託期間五年以上のもの	年利五分（二厘上げ）
二、銀行及び農林中央金庫の貸付の利率、手形の割引率及び当座貸越の利率の最高限度		
貸付	日歩二銭八厘（三厘上げ）	
手形の割引	日歩二銭八厘（三厘上げ）	
当座貸越	日歩三銭（三厘上げ）	
三、コールローン（翌日物）の利率の最高限度		
	日歩一銭（一厘上げ）	

同年八月一日、答申はコール・レートをさらに一厘引上げ（短期証券利率の改訂にともなう処置）をとまえ、八月一日より実施。

同年九月三〇日、市中銀行側より貸出金利引上げの要望が出されたが、審議の未据置と決定された。このようにして金利面からも、臨時金利調整法の制定にともなって、金融当局の考える統制が公然と貫かれてゆくことになるのである。

（三） 公定歩合の再引上げ

昭和二三年度の「準則」を中心とする金融政策とそれまでの政策との差異は、石炭・鉄鋼を中心とする傾斜生産の計画が一応成功をおさめ、石炭生産はほぼ三〇〇〇万トンに到達し、経済政策における超重点産業に対する「傾斜」の必要がうすらいだ点にあった。一方、インフレーションはなお衰えを見せず、その点での金融引締政策の必要は変

わらなかつたけれども、「縮小再生産」の危機はひとまず回避されたのである。そののちにくるものは、当然、インフレ抑制を第一目標として、金融政策をその点に集中しようとする構想であり、論壇においてはインフレをめぐる論争がはなばなしく展開され、政策当局も「中間安定構想」を打ち出すことになった。しかし、この点についてはのちにみることにし、まず「準則」を中心とする金融政策の運営がいかに行なわれたかを見てゆくことにしよう。

この時期に入つてのちの重要事項の一つは、公定歩合の改訂である。前述のとおり、昭和二二年以来、市中金利は高騰に向かつていたが、日本銀行の公定歩合は二二年一〇月以来据え置かれていたので、市中金利とのギャップが目だち、ついにコール・レートをも下回るにいたつた。そこで、臨時金利調整法によって市中金利の最高限度を定めるとともに、日銀の公定歩合を引き上げて、日銀信用への依存を抑制する政策がとられることになった。これにともなう二厘ないし三厘の利上げはまず二三年四月二六日に実施され、次いで七月一日に市中金利が引き上げられたのにもなつて、七月五日、再度の二厘かたの利上げが実施されたのである。次に示すのは、四月引上げのさいの利率と、その説明である。

日本銀行基準割引歩合及貸付利子歩合

- 一、商業手形若くは商業手形に準ずる手形の割引歩合 日歩一銭二厘
 - 二、国債、スタンプ手形及貿易手形等を担保とする貸付利子歩合 日歩一銭三厘以上
 - 三、国債、スタンプ手形及貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合 日歩一銭四厘以上
 - 四、当座貸越利子歩合 日歩一銭七厘
- （備考） 商業手形割引歩合、国債、スタンプ手形及貿易手形等を担保とする貸付利子歩合並に国債、スタンプ手形及貿易手形

等以外のものを担保とする貸付利子歩合を各二厘引上げ、当座貸越利子歩合を三厘引上げ

(説明)

終戦以来物価の昂騰と資金需要の増加とに因り金利は一般に上昇の傾向を辿り金融機関の貸出利率、公社債利廻等何れも相当の昂騰を示しているに對し日本銀行の貸出金利は昭和二十一年十月に引上を行つて以来基準は据置となつて居るので市中金利との間に著しい開きを生じ、コール・レートをも下廻るに至つて居る。

斯る市中金利との不均衡を是正し金融機関が極力預金の吸収に努め日本銀行信用への依存を出来る限り少くすることが必要であるので是等諸般の情勢を勘案の上此際日本銀行金利の引上を行うこととした。

新金利は市中金融機関の預金コストより尚低目であり此程度の利上は市中貸出金利の引上を招くものではない。従つて此面より生産コストへの影響はないと考える。

ついで、七月に行なわれた再度の引上げは、市中金利の改訂にともなうものとはいへ、それが速かに、かつ並行的に行なわれたのは、市中金利と日銀金利の利ざやを放置すれば、市中金融機関の預金吸収努力を怠らせるおそれがある、利ざやはあくまで一銭二厘程度にとどめたいという、日本銀行の政策運営上の強い態度を示すものであった。

日本銀行基準割引歩合及貸付利子歩合

- 一、商業手形若くは商業手形に準ずる手形の割引歩合 日歩一錢四厘
- 一、国債、スタンプ手形及貿易手形等を担保とする貸付利子歩合 日歩一錢五厘以上
- 一、国債、スタンプ手形及貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合 日歩一錢六厘以上
- 一、当座貸越利子歩合 日歩一錢九厘

(備考) 各基準歩合を夫々二厘引上

(説明)

日本銀行は公定利子歩合適正化の方針を以て去る四月二十六日これが引上を行い市中金利との不均衡是正を図ることとしたが、今般市中貸出最高金利が三厘方引上げられることとなつたので右方針に基き当面の諸事情を考慮の上公定利子歩合を二厘方引上げることとした。

この再度の改定によって、日本銀行の金融統制力は、いちだんと強化されたといつてよいであろう。

第四節 資金統制の帰結（昭和二三年度）

一 「準則」の改正

（一）改正の立案

すでに見たように、「融資準則」それ自体の再検討が話題にのぼったのは、経済状況がやや変化し政策の重点が傾斜生産から資金計画へと移行しはじめたからであった。こうした方向に金融政策の重点を移行させようとする動きが本格化したのは、二三年一月末であり、七月にいたって改正が実施されたのである。

それらの案を時間的にたどれば、次のように三つの時期を区分することができる。第一の時期は一月、二月の段階で「準則」を改めて省令による規則とし、それによって対象金融機関を拡張し、かつ融資規制の方法をきびしくし、枠外融資を廃止するという考え方が存在した。第二の時期は、四月、五月の段階で、対象金融機関の拡張をあきらめ、むしろ財政資金の市中消化を促進し、産業資金の規制を簡素化し資金総額を規制しようとするもので、資金計画との関連が強く考えられるようになっていく。そして第三の時期は六月から七月の時点であり、この時点には新たに物価体系の補正（二三年六月体系）が実施されることになり、それにもなつて資金需要の増加が見込まれたため、その時点を考慮したうえ、四、五月案の線にそつて改正が実施されたのである。

ここで、当時のいわゆる枠外融資の実情についてみておこう。二二年七月の融資準則改正以来、融資限度は新勘定預金純増額の五〇％におさえられたが、そのときにも述べておいたように、同時に「融資限度外融資」（枠外融資）の制度がみとめられ、「順位表」の貸出優先順位が甲の一に属する産業の運転資金、復金が債務保証をした資金の貸出、緊急な設備投資その他の融資であつて大蔵大臣が承認したもの等については、融資限度にとられず貸出ができることになり、二二年一〇月の「準則」第二次改正のさい、甲の一の産業の設備資金がこれに加えられた。こうした経緯で、枠外融資の範囲が拡張されるとともに、その金額の増加がめだつようになってきた。表3-4によつて、全国銀行の二二年一〇月から翌年四月までの七カ月間をみると、枠外貸出の金額が月を追つて増加してゆき、七カ月合計でも、規制資金計にたいして三四・七％のほり、枠内融資の五〇・六％とくらべて七割弱、融資全体では規制枠である五〇％をはるかにこえて八五％に達するというありさまであった。その内容をみると、傾斜生産の緊急性がうすれていったのに対応して、甲の一の産業向けの貸出よりもそれ以外の分野に対する日銀枠外承認融資や、自由預金担保貸出が増加するという状況がみられたのである。したがつて、資金全体としてみれば規制資金の一四％に及び、日銀貸出依存はあらたまっていない。これでは、融資規制が実質上尻抜けになつたといわれてもやむをえない。「準則」改正のさい、枠外融資の廃止がまっさきにかかげられたのは、こうした事情を背景とするものである。

第一の時期である一―三月の時期には、包括的な手直しが企てられた。一月二八日の案（大蔵省銀行局と推定）によると、(1)適用範囲を無尽、市街地信用組合、農業会に拡張し、(2)融資限度と財政資金の消化は現行どおりとするが、枠外融資を廃止し、(3)「順位表」丙の産業向け資金の比率を一定し、設備資金も一定金額以上のものはすべて許可制、(4)運転資金、設備資金ともに融資目的外の流用を制限し、現金使用を節約するために記名式小切手等をもつて支払

表 3-4 全国銀行の財政資金および産業資金

	22年10月	11月	12月	23年1月
規 制 資 金	5,074	9,476	35,125	3,312
内 預 金	4,355	9,058	33,552	2,674
財政資金回収額	719	418	1,573	638
(1) 国 債(長期)	1,201	435	765	2,243
(2) 地方公共団体	870	1,275	2,030	952
地方債	49	61	101	45
地方債前貸	199	185	286	201
一時貸付	622	1,029	1,643	706
(3) 復 金	1,040	915	2,215	2,794
復 金 債	897	600	1,310	2,167
復金保証貸出 (復金支払保証高)	143	315	905	627
◎財政融資計	3,111	2,625	5,010	5,989
(1) 枠内融資	6,322	5,066	13,235	5,258
(2) 枠外融資	1,000	3,411	4,201	2,621
甲 一	△ 728	579	2,253	163
日銀枠外承認融資	351	1,534	135	1,187
自由預金担保貸出	1,377	1,298	1,813	1,271
◎産業融資計	7,322	8,477	17,436	7,879
◎投 融 資 計 (備 考)	10,433	11,102	22,446	13,868
日 銀 借 入 金	3,061	581	△ 3,776	2,513

(注) 1. 預金には、月末残高比較による増減額から公団預金および同業者預
2. 復金保証貸出の回収額は不詳につき財政資金回収額中に含まない。

範囲拡張も困難が指摘され、また三月二五日には日本銀行からも、次のような内容の改正案が出されるなどの事情によるものである。

日銀検査局の改正案の骨子は、(1)「順位表」乙以下の融資にのみ限度を設け、(2)この限度は新勘定預金の平均残高による月中増加額の三〇%を基準とし、(3)残高は金融機関の蓄積資金の範囲内で、「順位表」甲の産業資金ならびに財政資金に自主的に運用せしめる、(4)「順位表」を改正強化する、というものである。これによって、低順位産業への資金を限定し、日本銀行の資金創出は高順位産業

融資状況 (昭23. 6. 30, 日本銀行検査局)

(単位：百万円)

2月	3月	4月	計	
3,926	22,277	4,440	83,630	100 %
3,012	20,949	3,066	76,666	
914	1,328	1,374	6,964	
1,148	532	659	6,983	8.3
1,292	1,510	1,732	9,661	11.5
11	188	117	572	0.6
254	137	262	1,524	1.8
1,027	1,185	1,353	7,565	9.0
1,626	985	980	10,555	12.6
1,238	558	670	7,440	8.8
388	427	310	3,115	3.7
4,066	3,027	3,371	27,199	32.5
3,266	4,729	4,511	42,387	50.6
5,003	8,484	4,324	29,044	34.7
587	1,251	911	5,016	5.9
2,966	4,444	2,289	12,906	15.4
1,450	2,788	1,125	11,122	13.2
8,269	13,213	8,835	71,431	85.4
12,335	16,240	12,206	98,630	117.9
7,184	2,467	1,757	13,787	

金相当額を控除する。

先に直接渡るようにする、(5)流通部門については、商業手形、スタンプ手形、貿易手形のほか、指定生産資材、配給物資等については手形決済を強制し、「順位表」甲の二扱いとす、(6)「公団認証手形」制の創設などを骨子とするものであった。(1)そして「準則」を廃して新たに省令として「金融機関資金融通規則」を制定しようというのであり、「規則」案と付属する告示案も二月までには作成済みであった。(2)この案が急に実行に移されなくなった理由はわからないが、この案にふくまれていた「公団認証手形」制は三月に切り離して実施に移されたし、金融機関の

および財政資金の不足尻に限定されること、平均残高主義の採用により、枠と資金が一致すること、手形を甲順位に引き上げて信用取引を促進し、資金の節約をはかりうること、などがこの案の特徴とされた。⁽³⁾ なお「順位表」上では甲の二のかなりの部分を乙に落とし、厳格に運用しようというのである。

四月に入ると、経済安定本部財政金融局と大蔵省銀行局とは、繰り返し改正案をつくり、検討を重ねた。そのなかで、四月二六日には経済安定本部財政金融局が一案をまとめ、これにもとづいて五月一〇日には大蔵大臣、安本長官、日銀総裁の会談がもたれ、ほぼその内容での改正が確認されたものと思われる。具体的には、規制の範囲は現行どおりとし、規制枠についても公団預金、インター・バンク預金を除くなどの配慮が行なわれ、また枠外融資を廃し、公団認証手形、配給手形（後述）等を優遇し、「順位表」は甲の一を廃し甲の二と乙の担当部分を一段階引き下げて甲、乙、丙の三段階とする、などの方針を定めていた。

(二) 物価改訂の影響

ところが六月に入ると、物価体系の補正（実質上の改訂）が行なわれ、安定帯物資の価格は戦前の一一〇倍、賃金は六五倍（二九二〇円ベース）に引き上げられることになった。その結果、資金量は増加せざるをえない。六月三日、これについて大蔵省理財局は運転資金月額一〇〇〇億円、設備資金二二〇億円程度が必要になるという見通しをたてた。⁽⁴⁾ この水準は五月末に比して、運転資金、設備資金ともに貸出残高で約五割の増加を見込むことを意味していた。しかし第二・四半期においては、自由預金が七七〇億円増加するとしても、第一封鎖預金等二〇〇億円余の減少を見込めば、五〇〇億円しか増加しえない。そのうち、「準則」対象金融機関の資金を八〇%と見込んで、産業資金供給額は三〇〇億円程度にすぎず、非対象金融機関の分を五〇億円程度とみても供給可能額は三五〇億円であり、復

金の供給額三〇七億円を加えても、六五七億円にすぎない。これにたいし、この間の資金需要増は、時期的なずれがあつて一二〇〇億円の増加は生じないにしても八八五億円に達し、二二七億円の不足が生ずる。このギャップをうめなくてはならぬ以上、資金供給の増加はさけられず、これを無視して融資規制を強化することは困難であつた。

かくして、その事態を折り込んだうえでの産業金融政策がもう一度検討され、「準則」の改正は、それとの調整のちに行なわれなくてはならぬことになった。この間、大蔵省、安定本部においていくつかの文書が作成されているが、ここには、最終案にもっとも近いと思われる七月一日の文書（大蔵省理財局と推定）をかかげておく。⁽⁵⁾ 以下にみるように、その強調するところは、不可避的に増加する運転資金の供給に対応するため、手形取引を活用させることを主眼とし、特別の手形についての優遇をはかり、それによって資金供給を増加させつつしかも金融の抑制を堅持しようというのであつた（原文のまま）。

価格改訂に伴う当面の産業金融対策について（二三・七・一）

方針

今年初期以来日本銀行券の発行高は二千二百億円前後を停滞しつつあり、インフレーションは少々安定的様相を呈している。しかるに今回の公定価格の改訂に伴つて産業資金特に運転資金の需要は一段と旺盛となると認められるが、一面において極端な金融の引締めを行うときは、企業の運転資金に過度の不足を生じ従来の生産水準の維持を困難ならしめる虞があり、他面若しもこの際金融を余りに緩和するときは、再びインフレーションの急上昇を招来する虞があるので左の方針により当面の産業金融対策を講ずるものとする。

- (一) 従来の健全金融を基調とする根本方針は飽迄堅持する。
- (二) 価格改訂に伴う適正増加所要資金については企業の実体に即応して、円滑な供給を図るが、価格改訂を理由とする便乗的融

資は蔽にこれを排除する。

- (三) 正規のルートによる生産及び配給機能を促進するためこれが金融の円滑を図り流通秩序の確立に資する。
- (四) 企業に対する赤字融資は、価格改訂を機会に、今後は絶対にこれを行はない方針を確立する。
- (四) 企業に対する経理監査乃至経理監督を蔽重に実施する。

一 要 領

(一) 健全金融の堅持

- 1 公定価格の改訂により企業採算の基礎は確立せられるので、今後産業金融は極力市中金融機関の活動に俟つこと。復興金融庫よりの融資は真に緊要な設備資金に限定し、運転資金の融通は特に限定した産業に対するもの以外はこれを行はないこと。なお復興金融庫の保証融資制度を一層活用すること。
- 2 資金の適正な配分及び効率的使用を図るため融資規制の合理的運用を確保すること。

(二) 運転資金の供給

- 1 今次の価格改訂に伴う増加運転資金については、従来の生産水準を維持するため、正常な生産活動に必要な増加運転資金を供給することを本旨とすること。
- 2 運転資金の融通を円滑適正ならしめるため左によること。
 - イ 配給物資については、配給手形制度の活充とこれが利用を促進すること。
 - ロ 公団物資については、公団認証手形、公団証明付手形（公団から買入れる物資の代金について公団の証明ある手形）により資金の疎通を図ること。
 - ハ スタンプ手形制度の適用範囲に再検討を加え、特に重要産業と関連ある産業の資金であつて、重要産業のため必要なものについては金融を順便ならしめること。

ニ 一般に手形取引を促進するため金融機関による支払保証制度を活用すること。なお手形割引市場を育成し、手形の円滑なる流通及び資金の効率的使用に資すること。

ホ 関連産業の金詰りの大きな原因が重要産業の未払金にある点に鑑み、その処理方法を考究し未払金の増嵩を防止すると共に既往の未払金の決済に努めること。

ヘ 金融機関の融通資金が所期の目的に使用せられることを確保するため一層ひもつき融資の制度を改善強化（振替払制度又は記名式小切手等の活用）するとともに回収を確実ならしめること。

(備考)

- (1) 手形流通の円滑化及資金の効率的使用に資するため公団が手形関係人となり得るよう司令部に懇請すること。
- (2) 根基となるべき運転資金は極力自己資本により調達すること。
- (3) 配給手形の利用を円滑ならしめるため配給機構を一層整備すること。
- (4) 価格差額金納付に伴い資金繰不足を生ずるときは真に止むを得ない場合には、一時運転資金の供給方針に合致するものにつき融通を行うことを考慮すること。

3 価格改訂を理由とする便乗的融資を蔽に防止するため左によること。

- (イ) 金融機関が増加運転資金の融通をなす場合には企業の経理内容資金繰等を分析検討し、資金不足の原因が価格の改訂に因ることが明かな場合に当該資材等の価格改訂率により計算した金額の限度においてこれをなすこと。
- (ロ) 右増加運転資金の融資期間は原則として一製造工程に要する期間、その他資金の一回転期間以内とすること。
- (ハ) 買溜資金及び売残り物資の繋ぎ資金はこれを融資しないこと。
- 4 価格調整費、終戦処理費等政府の支払に属するものであつて、その確定したものであるものについては、可及的速かにこれを実行し、財政が金融を不当に圧迫せざるよう配慮すること。

(備考) 右政府支払の実行に適應するよう歳入の時期的調整を図ること。
 (三) 設備資金の供給

- 1 産業の設備資金は原則として企業の自己資本によらしめることとし、そのため復興金融金庫よりの設備資金の貸出利率を特殊のものを除き運転資金より幾分高率とすること。
 - 2 産業の資本調達を容易ならしめるため先に決定した証券金融の適正なる実施を図ること。
- (四) 赤字金融の排除

- 1 価格改訂によつて企業採算の基礎が確立せられるので、価格改訂後は赤字金融は絶対にこれを行わないこと。
- 2 価格体系の整備に至るまでの時期的ズレ等に基因する経過的赤字融資であつても、復興金融委員会において嚴重な審査検討を加え、極力これを抑制すると共に、当該企業に対し実行可能な資金返済計画を樹立せしめこれが確実なる実行を要件とすること。

3 現在の石炭融資、電力融資等の特別委員会は直ちに廃止すること。

(五) 金融機関の資金調達

- 1 市中金融機関の融資は、極力自己資金によるものとし、そのため資金の吸収に格段の努力を払うこと。なお日本銀行は金融機関の資金蓄積の状況に即応して、現行融資斡旋制度を一段と活用すると共にインターバンクの資金疎通に一層の努力を払うこと。
- 2 右によるもなお資金の不足を生ずることが予想せられるが、日本銀行は市中金融機関の資金需給の状況を勘案し、且つ物価改訂の影響も充分考慮し実際に即して、真に生産の維持向上のため、緊要な資金はこれを円滑に供給すること。これと同時に不急不要資金の抑制、資金の効率化等の健全化につき格別の配慮を加えること。
- 3 左の手形については日本銀行は特に優先的に考慮すること。

(六) 企業の経理監査

配給手形、公団認証手形、公団証明手形、スタンプ手形、銀行保証手形、貿易手形、農業手形、適格商業手形
 企業に対して資金の使途の適正を図るため経理監査を嚴重に実施するとともに、資金の使途の適正でなかつたときは、資金の回収又は新規貸出を停止すること。

(七) 受入態勢の整備

生産配給機構による物資のルート外流出、買溜又は売れ残りを生じないよう態勢を整備し生産配給機関における信用力、担保力の強化を図るものとする。

(三) 融資「準則」の改正

七月一二日の閣議において、「準則」の改正要綱と、「価格改訂に伴う当面の産業金融対策に関する件」が決定された。

昭和二十三年七月十日

内閣総理大臣 芦 田 均

内閣総理大臣 芦 田 均 殿

金融機関資金融通準則の改正要綱及び価格改訂に伴う当面の産業金融対策に関する件

我国財政金融の現況に鑑み、今次価格補正に伴う産業資金の需要増大に対しては、一般的に健全金融の基本方針を維持し、且つ企業の実体に即応して円滑に供給するため、融資規制の適正合理化を図るとともに、これに所要の調整を加えて、その円滑な運営を促進するため、現行の金融機関資金融通準則を改正する必要があるので、別紙融資準則改正要綱案及び価格補正に伴う当面の金融対策案を具し、閣議を要請する。

融資準則改正要綱(案) (経済安定本部、二三・七・八)

第一方 針

我国財政金融の現況に鑑み、一般的に健全金融の基本方針を維持し、融資規制の適正合理化を図るとともに、これに所要の調整を加えてその円滑な運営を促進するため左の方針により現行融資準則を改正する。

- (1) 財政資金の市中消化を促進する。
- (2) 産業資金重点融資の合理的調整を行う。
- (3) 手続の簡素化を図る。

第二要 領

一 規制金融機関の範囲

差し当つて現行通りとするも将来は全金融機関に拡張することを考慮する。

二 規制資金の算定方法

- (1) 規制資金は新勘定預金の外、財政資金回収額を加える。
- (2) 新勘定預金はインターバンク預金及び公団預金を除くものとし月末残高を基準とする。
(原注) 1 貸出金の担保となつた自由預金は規制資金の計算上算入するが、自由預金担保の貸出については、順位表はこれを適用しないものとする。
2 規制資金以外の資金例えば金融機関(日本銀行を含む)より借入金、金融債券発行代り金、新株及び増資払込金等は全額金融機関の自主的運用に任せる。但しこれを融資に充てる場合には順位表の適用を受けるものとする。
3 財政資金の回収額は国債、地方債(前貸及一時貸出を含む)、復金債(支払保証融資を含む)の回収額とする。

なほ従来産業資金として地方公共団体に融通した一時貸出金であつて、本準則改定後に回収せられるものについては、経過的措施として財政資金の回収額に算入しないこととする。

三 規制資金の運用方法

- 1 規制資金中一定割合を除いた残額を自主的に運用せしめるものとし、現行の所謂枠外融資制は撤廃する。
- 2 右の一定割合は財政資金に充当するものとし、その割合は差当り毎月これを定める。
- 3 財政資金は国債、地方債(前貸及一時貸出を含む)、復金債(支払保証融資を含む)とする。
- 4 国債については、その完全消化を目標とする。
- 5 毎月の運用割合の目標額と実績との差異は翌月以降において調整する。

- (原注) (1) 規制資金中財政資金充当額以外の資金その他自主的運用資金は日本銀行借入金の返済に充つる外資金融通、預ケ金、コールローン、手許準備金等に運用せられる。
(2) 産業融資は原則として自主的運用資金によつて賄ふが、特に緊要産業所要資金については、日本銀行の融資斡旋機能を最大限に活用するものとする。

四 貸出優先順位の適用

- 1 自主的運用資金中産業融資に充当されるものについては、産業資金貸出優先順位表の適用を受けるものとする。
- 2 貸出優先順位については当該業種本来の用途に使用される資金のみを意味するものとする。
- 3 公団認証手形、大蔵大臣の認める配給手形及び酒税、物品税等大蔵大臣の指定する租税納入資金であることの政府証明書付の手形は甲(甲の一)の取扱とする。
- 4 国債、その他有価証券の貸付については貸付を受ける者の運転資金上の順位による。
- 5 証券投資(金融債に対する投資を除く)は当該有価証券の発行者又はその所有者の設備資金上の順位による。

- 6 金融機関を委託者とする特定金銭信託は当該信託金融機関の産業融資と同扱いとする。
- 7 当初の借入目的以外に資金は使用できないものとし、当該目的に反して使用した場合には即刻返済せしめるものとする。又金融機関は即刻回収する義務があるものとする。

五 産業資金貸出優先順位表の改訂

融資規制の改正と平行して現行順位表については、産業の重要度を再検討し、重点融資の合理化を期するため所要の調整を加える。

価格補正に伴う当面の産業金融対策(案) (昭二三・七・二二、経済安定本部)(傍点は原文)

一方 針

価格補正に伴う当面の産業金融対策については健全金融を基調とする従来の根本方針は引続きこれを堅持し、価格補正を理由とする便乗的融資などはこれを排除すると共に企業の正常なる増加所要資金は能う限り円滑にこれを供給して生産の維持向上と企業の運営に支障なからしめることを旨とする。

なお、資金の供給に当つては正規のルートによる取引機能を促進して流通秩序確立の裏付けたらしめる。

二要 領

(一) 運転資金の融通を円滑ならしめ且つ資金の効率的使用を図るため、配給手形、公団認証手形、公団証明付手形、スタンプ手形、貿易手形、農業手形等の手形制度の拡充及びこれが利用の促進を図りこれら手形については日本銀行は特に優遇して取扱うものとする。

(二) 価格補正を理由とする便乗的融資を厳に防止するため、増加運転資金の融通は企業の経理内容、資金繰等を検討した上、価格補正による増加所要資金の限度内においてこれを行うものとする。

なお、価格体系の整備に至るまでの时期的ツレに基因する経過的繋ぎ資金は必要に応じてこれを供給する。

(三) 企業における金詰りの大きな原因が企業相互間の未払金の累増にある点に鑑み、これら未払金の決済を促進すると共に産業に対する融通資金が所期の目的に使用せられることを確保するため一層ひもつき融資制度の改善活用を図る。

(四) 価格補正によつて企業採算の基礎は確立せられることとなるので、価格補正後においては赤字融資はこれを行はないものとする。

(五) 今後産業金融は極力市中金融機関の活動に俟つと共に復興金融金庫よりの融資は真に緊要な設備資金に限り、運転資金は原則としてこれを融通しない。

なお、同金庫の保証融資制度を活用する。

(六) 市中金融機関は産業資金需要の増加に備えて預貯金の吸収に格段の努力を払ふものとする。

日本銀行は市中金融機関の資金蓄積の状況に即応して融資斡旋制度を一段と活用する外、不足資金については実情に即して適切にこれを供給するものとする。

(七) 企業に対して資金の使途の適正を図るため、経理監査を実施すると共に資金の使途が適正でなかったときは、資金の回収、新規貸出の停止等を行う。

(付記) (1) 現行の石炭融資、電力融資等の特別融資委員会はこれを廃止する。

(2) 価格調整費、終戦処理費等その支払の確定したものは速かに支払い、財政が金融を圧迫しないよう配慮する。これと共に歳入の確保につき格段の努力を払う。

(3) 企業の設備資金及び根基となるべき運転資金は能う限り企業の自己資本によらしめるものとする。

(4) 配給手形の利用を円滑ならしめるため企業が信用を受け得るような態勢を整備する。

「準則」改正案は、それまでの検討の集成であつて、ほぼ五月段階の案の線でもとめられており、その主眼は財政資金（国債、地方債、復金債）消化の確保、枠外融資の撤廃、手形取引の活用におかれ、「順位表」については最後にいたつて、甲の一、甲の二、乙、丙の四段階を甲、乙、丙の三段階にあらためるといふ原案が抹消され、抽象的な表現におきかえられたのであつた。具体的には、大蔵省告示第二二九号をもつて、運用資金増加見込額のうち財政資金として優先的に運用すべき割合は、銀行三五%、信託会社二〇%、商工中金〇%、その他の金融機関三〇%と定められ、銀行については国債、復金債各一〇%、地方債五%、復金支払保証融資一〇%と、その割振りが定められていた。また、「順位表」上の産業の順位は、その産業の本来の事業の順位を示すものであつて、付随的または臨時的事業をふくまないものとされ、融資後の監理についても金融機関は企業が当初の目的以外に資金を使用したときには遅滞なくこれを回収しなくてはならないこと、既に融資を行なっている企業から新たに融資の申込をうけたときには前に融通した資金の使用状況を調査しなければならぬこと、などが定められた。

なお、今回運転資金の融通政策上、中心となつた手形については、すでにみたスタンプ手形、貿易手形、公団認証手形とならんで、配給手形、農業手形、大蔵大臣の定める手形（これはのちに庫出証明手形と定められた）が甲の一の扱いをうけることになつた。ここにいう配給手形とは、臨時物資調整法にもとづく物資、資材等の正規の経路による仕入人の振り出した手形で、物資等の引渡しが行なわれたことを証明する書類の写を添付した場合をいい、時期は三月以内となつていた。農業手形とは、昭和二三年春以来、農業系統金融機関の資金事情が窮迫し、農林中金は所有国債はすでに日銀にたいして担保に出しつくしており、他の有価証券は流動性を失つており、系統内部の手形には日銀がハウス・ビルであるという理由から消極的だつたので、結局新しい制度として、農業生産物を担保として金融を与

える構想が生まれ、農業手形制度が創設された。二三年四月、食糧供出代金を見返りに、適用資材を配給肥料の購入に限定し（六月には農薬、農機具等に拡張）、肥料公団の配給証明書つきの手形に限り、振出人は農協または指定配給業者（例外的に農業生産者）とし、期間は九カ月以内、農業手形によつて融資を行なつた銀行はそれを日本銀行に提示してスタンプの押捺をうければ、必要のさい日本銀行は一般手形担保貸付なみの日歩一銭四厘で貸付を行なうというものであつた。なおこの制度は、以後も年々改正を加えられつつ存続した。その変遷の要点を表3-5にとりまとめておく。

また庫出証明手形とは、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税または物品税の納税義務者である製造者、製造場が納税のために振り出した、金融機関を受取人とする約束手形、または荷受人を支払人とする手形であつて、税務署長などの証明書を添付したものをいい、期間は二カ月以内、その手形の割引による代り金は金融機関から直接国庫に納入することになつていた。⁽⁶⁾

(四) 「順位表」の改正

「準則」の改正とともに問題になつた「順位表」の改正は、現実にはのびのびになつて、二四年一月一〇日にいたつて実施をみた。遅延の理由は次のようであつた。「準則」の改正が論じられるようになった当時から、「経済の实情に応じ改訂を必要とする」といふ経済安定本部の意見と、「単なる順位の改訂では無意味であつてむしろ方式に変更を加えるべきだ」との大蔵省銀行局の反対論があつて、対立したまま決定が持ち越され、閣議決定のさいにも、「順位表」を改訂する旨の一句が入つたといふ経緯があつた。経本側の主張は、これまでの方式を踏襲し、順位表上に必要の改訂を加えるといふもので、具体的には甲の一、甲の二を廃して甲一本とし、かつ次のように産業順位の入

表 3-5 農業手形制度の

改正年月日 改正項目	当初 昭和23年 4月30日	昭和23年 6月4日	昭和24年 2月12日	昭和24年 4月11日	昭和24年 12月26日
適 用 材	配給肥料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主食供出リンク有機質肥料 ○ 配給農薬 ○ 配給農機具を加える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炭カル・消石灰（北海道のみ） ○ 指定農薬 ○ 指定農機具 ○ 配給わら工品（北海道のみ） ○ 配給温床資材 ○ 種馬鈴薯（北海道のみ）加える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米・麦種子および雑穀種子 ○ 緑肥用種子（あと二つは北海道のみ）を加える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主食供出リンク報奨飼料を加える
借 入 度	配給肥料購入価格	農業共済金	米・麦…農業共済金 北海道の馬鈴薯…雑穀…農手共済基金制度による貸付最高（馬…反当り2,000円） 限度内（雑…反当り600円）		北海道馬鈴薯を反当り1,800円に引き下げる
貸 出 率	農協@1.90 信連@1.60 金庫@1.50 日銀@1.40		@2.40 @2.10 @1.90 @1.60		
期 間	9ヵ月		10ヵ月		11ヵ月
証 明 方 法	肥料配給証明（市町村長の証印）	農業金融証明票（共済組合長・市町村長の証印）			購入の都度の市区町村長の証印を廃止し証明票作成時のみとす
借 用 方 法 （農家の）	借用証書 約束手形 （農業手形）		借用証書の代用としての約手を認む（ただし農業手形として認めず）		
その他			北海道の馬鈴薯・雑穀の供出を対象とし農手共済基金制度を実施		自由販売の馬鈴薯は販売先について契約を結び農手を継続す
参 考 事 項	日銀の担保掛目は95%				いも類配給統制撤廃昭25.2

（注） *は本行担保貸出利率の引上げで、昭和26年10月1日より実施。

おもな改正の要点

昭和25年 6月28日	昭和25年 8月10日	昭和25年 12月30日	昭和26年12月27日
<ul style="list-style-type: none"> ○ 有機質肥料の魚粕については供出リンクの魚粕のみとす ○ 農薬全部 ○ 指定農機具（重農機具はおもに共同利用のみ認める） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肥料を指定とす 		<ol style="list-style-type: none"> 1. 肥料(イ)無機質肥料（含石灰質肥料） (ロ)有機質肥料のうち尿素・骨粉・魚粕・植物油粕 (ハ)これらの配合肥料 2. 農薬 3. 指定農機具 4. わら工品（北海道のみ） 5. 温床資材（育苗用加工温床紙のみ） 6. 種子(イ)米・麦 (ロ)緑肥料 (ハ)雑穀種子および種馬鈴薯（北海道のみ）
			北海道雑穀を反当り900円に引き上げる
			@2.50 @2.20 @2.00 @1.80*
		証明票作成時の市区町村の証印を廃止	農業金融手帳（共済組合長〔北海道では農協組合長〕の証印のみ）
			借用証書のみ（約手は組合が振り出す農業手形のみとす）
		麦については販売先について契約を結び農手を継続することとす	部落内5人以上の連帯制度を採用
農業資材配給規則廃止昭25.6	肥料統制撤廃昭25.8	麦統制撤廃の見込のため改正	麦統制撤廃のため昭27.6

(イ) 日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ずる優良なる手形で日本銀行の承認するもの
 (備考) イ 配給手形の適用物資を全指定配給物資及び指定生産資材に拡大する。
 ロ 公団証明付手形とは、公団から配給物資又は原料を引取る者が当該配給物資又は原料の引取代金借入のため振出す手形であつて、そのことにつき当該公団の証明の添付されているものをいう。
 ハ 庫出証明手形とは、酒税、物品税等の納付のため納税義務者の振出す手形及び政府から大蔵大臣の指定する物資を引取るものが当該物資の引取代金借入のため振出す手形をいう。
 (2) 以上の手形の決済のため必要やむを得ない資金の融通は乙とする。
 (3) 大蔵大臣の指定する物資の蒐荷のため必要な資金の融通は乙とする。
 四 現行産業別順位表のうち、一の目標に照し、順位の引上を適當とするものについては、夫々これを引き上げる。
 この大蔵省の考え方が大幅にとりいれられ、一月二日、経済安定本部財政金融局で「要綱」がとりまとめられ、その線にそつて二四年一月の改正実施にいたつたのである。その要点は、順位表改正の次の前文にまとめられている。

産業資金貸出優先順位表

- 一 事業設備資金の順位については産業別順位表による。
- 二 運転資金の順位については左による。
 - (一) 次の手形による資金の融通は甲とする。
 - (イ) 公団認証手形
 - (ロ) 配給手形

- (ハ) 貿易手形
- (ニ) 農業手形
- (ホ) 公団証明付手形
- (ヘ) 庫出証明付手形
- (ト) 日本銀行のスタンプ手形
- (チ) 日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ずる優良な手形で日本銀行の承認するもの
 前項(イ)から(ト)までの手形の要件は、大蔵大臣が、これを定める。
- (リ) (一)の(ロ)及び(イ)に掲げる手形の決済資金で必要やむを得ない資金の融通は、乙とする。
- (ル) 大蔵大臣の指定する物資の蒐荷のため必要な資金の融通は甲又は、乙とする。
- (レ) (一)から(リ)までにより難い場合における資金の融通については、産業別貸出優先順位表の運転資金の順位による。

なお順位表そのものについては、次のような順位の変動が行なわれた。

	設備資金	運転資金
引き上げたもの	業種数	業種数
乙から甲へ	二三	三四
丙から乙へ	四四	四三
丙から甲へ	三	一一
計	七〇	八八
引き下げたもの		

表 3-6 昭和23年度年間総合資金需給見込
(単位：億円)

	見込	実績
[I] 資金供給		
1. 一般自由預金	} 3,215	3,677
2. 第一封鎖		
3. その他預金計		
	3,263	4,224
[II] 資金需要		
1. 財政資金	1,933	1,019
国庫財政	1,480	634
地方財政	453	385
2. 産業資金	3,450	3,489
3. 重複項目*	△ 180	△ 180
計	5,203	4,328
[III] 資金不足	1,940	104
[IV] 手許現金	200	657
(III+IV)	2,140	761
[V] 通貨増発	2,079	938
[VI] 期末発券高	4,266	3,125

(原注) *重複項目は復金出資である。
出所：統計研究会「戦時および戦後のわが国資金計画の構造」(経済計画研究部会資料(6), 昭和26年3月), 200—05ページ。

資金統制の中核としての機能を果たすにいたった。ここでこの時期における資金計画がどのようにしてつくられ、どのように統制の目的に使用されたかについて、簡単にみておくことにしよう。二三年度の四半期別計画の数字と実績とは表3—6、3—7に一括してかかげてある。

ここに「準則」は実質上の廃止をみることになった。この後、最終的には昭和三八年七月二二日「金融緊急措置令」が廃止されて、「準則」は形式的にも廃止されるのである。

二 「資金計画」と資金循環

(一) 資金計画の機能

すでに見たとおり、昭和二二年第二・四半期あたりから本格化した資金計画は、二三年にいたって形をととのえ、

甲から乙へ	一三	二五
乙から丙へ	二七	二七
計	四〇	五二

(五) 「準則」の実質的廃止

以上の改正が行なわれた直後に、経済九原則にもとづくドッジ・ラインの発動によって、二四年度の「超均衡予算」が成立し、財政資金を市中で消化する必要はなくなり、金融機関は四月以降財政資金三五%の枠がはずされた形になり、市中金融機関は運用資金増加見込額のすべてを産業資金に運用しうることになり、「準則」は事実上丙順位の産業にたいする融資の規制のみを目的とすることに变化した。そこで、大蔵省銀行局は「準則」の改正案をまとめた。その要点は、(1)貿易手形、公団認証手形、配給手形、公団証明付手形、庫出証明付手形、農業手形、スタンブ手形に対して、総貸出残高の二〇%以上を運用する。(2)優先順位乙以下の設備資金、丙の運転資金に対する大蔵大臣の個別承認制を廃止し、毎月の貸出総額の三%をもってその限度とする、一件一〇〇万円以上の融資についてのみ毎月報告させる、というのであった。二四年二月現在で上記の諸手形の現在高は七二四億円に達し、貸出残高の一八・八%に達し、さらに増加が見込まれていたからである。しかし、この案はSCAPから当時創設が決まった日本銀行行政委員会の発足をまわって決定すべきであるという横槍が入って、日の目を見ることなく終わった。

その後、二四年八月一五日、第六次改正が実施される。その内容は、SCAPの反響を顧慮して「準則」の廃止にまでは踏み切れなかったものの、それまで「順位表」の丙に属していた商業関係の間屋、卸売業、貿易業、証券業の順位が丙から乙に引き上げられ、また乙、丙関係設備、運転資金について加えられていた制約も大幅に緩和され、こ

表 3-7 昭和23年度四半期別資金需給見込および実績 (単位：億円)

	1/4	2/4	3/4	4/4
[I] 資金供給				
(1)一般自由預金増	382(720)	1,107(700)	1,764(1,300)	424(880)
(2)第一封鎖	(Δ 200)	(Δ 110)	(—)	
(3)その他預金	132(30)	225(40)	353(140)	Δ 163(Δ 110)
(4)金融機関手許資金	52(Δ 10)	Δ 318(Δ 70)	Δ 60(Δ 100)	Δ 331(—)
計	566(540)	1,014(560)	2,057(1,340)	Δ 70(770)
[II] 資金需要				
(1)財政資金	140(321)	414(288)	1,438(1,030)	Δ 973(Δ 187)
国庫財政	64(271)	339(228)	1,255(930)	Δ 1,024(Δ 237)
地方財政	76(50)	75(60)	183(100)	51(50)
(2)産業資金	435(531)	877(681)	1,353(1,150)	644(900)
一般金融機関	349(440)	818(470)	1,161(850)	435(720)
復興金融金庫	86(91)	59(211)	192(300)	209(180)
計	575(852)	1,291(969)	2,791(2,180)	Δ 329(713)
[III] 資金不足	9(312)	277(409)	734(840)	Δ 257(Δ 57)
[IV] 通貨増発	118(312)	316(409)	931(840)	Δ 427(Δ 57)
[V] 発券高 ^{23/3末} _{2,187}	2,305(2,499)	2,621(2,686)	3,552(3,476)	3,125(3,465)

(原注) 1. 兼営事業資金は一般金融機関の項目にふくめている。
 2. 各期間の通貨増減に前期の日銀券を加算したものが、その期の通貨発行高に必ずしも一致しないのは、作成途上、予測的であったものが、その期の予測を行なう場合、前期の計数が実績に近い計数に改訂せられているからである。
 3. ()は推計。

出所：表3-6に同じ(前掲書201ページ)。

まずこの計画の作成方法^(?) 預金の増加は、資金需要が算定されたのち、推定された資金還流率(撤布資金のうち預金となって還流するものの比率)を乗じて推計する。財政資金需要については、まず一般会計のうち歳入(租税印紙収入、その他)と流用現金(専売益金、財産税等現金収入)の合計と、歳出(終戦処理費、復金出資、鉄道繰入、通信繰入、その他)とを対比し、支払超過額を算定し、特別会計についても歳入歳出を対比して支払超過額を算出

し、両者を合計して財政資金需要をもとめる。また産業資金需要については、運転資金、設備資金を区分し、次の前提に基づいて推計する。

前提

- (1) 鉱工業生産指数は昭和五十九年基準
 第一・四半期五三(一〇〇)、第二・四半期五七(一〇七・六)、第三・四半期五五(一〇三・八)、第四・四半期五〇(九四・四)とする。
- (2) 雇用指数は総人口指数と同様として二二年度を一〇〇として一〇二・四とする。
- (3) 金融統制は現状どおり。

以上の前提を置いて、物価、賃金の上昇率を見込み、生産費中の人件費・物件費比率を前提して運転資金増加分を算出し、これを前年度末の融資残高に加えて、各期末の融資残高を推定する。ただしベースとなった六月末の残高中には、「買溜資金その他適正でないものが多いと認められ」るので、九〇%に削って算出する。一方設備資金は、工事が生産指数の増加に相当するだけ増加するものとし、物価、賃金の上昇を見込んで、所要資金が推計される。

この資金需要にみあう預金増加を推定し、それによって資金不足量が決定され、金融機関手持現金残高を加算して、通貨増発量も定められ、期末発券高を推算するのであった。

以上の手続は、当時の趨勢を承認しつつ、ときに政策的期待を織り込みながら計画が策定されていた手続を示す。そして約四割に近い財政資金と産業資金について、金融機関に対する資金統制を行なうという順序になるのであった。

したがって、この時期における資金統制の機能は、資金需要を圧縮し、通貨増発を抑制するという面よりも、むしろ、需要量の伸びをある程度まではやむをえないものとして認めたい。その需要にみあう資金の供給を支障なく行なうことに重点が移行したかに見えるのである。なかでも、財政資金の市中消化についての配慮がしだいに強まり、他方、産業資金、とくに重点産業への資金供給の比重が低下していったのが、二三年の資金計画の状況であった。

以上のような判断は、おそらく次にかかげる二三年度各四半期（第四・四半期欠）の資金計画の策定方針からも、よみとられうるであろう。第一・四半期にはまだ残っていた「資金需要の抑制」ということは、第二・四半期以後はみられなくなり、「財政資金と産業資金の相互調整」、「適実な資金の供給、資金蓄積の強化と資金使用の効率化」に置き換えられてしまうのである。

昭和二十三年度第一・四半期資金需給計画に関する件（二三・四・一三、経済安定本部）

第一方針

一 資金蓄積の増強をはかるは勿論、資金配分を一層適正ならしめ、一面において経済再建に緊要な資金需要を確保するとともに他面不要不急の資金需要を厳に抑制して資金需給の均衡をはかり、通貨増発を最少限度に抑止して通貨及び国民経済の安定化を促進し、経済再建のための基盤を速かに育成する。

二 財政資金

(1) 財政収入の推移を勘案しつつ財政支出をこれに適合せしめるように特に留意して財政収支の时期的均衡をはかり、財政資金の需要を已むを得ない必要最少限度にとどめる。

(2) 徴税機能の充実強化を促進するとともに専売益金その他の財政収入を極力確保する。

(3) 国債、地方債及び復興金融債券の民間消化を確保しこれによる通貨増発を防止する。要すれば融資規制に所要の改正を加える。

三 産業資金

(1) 物資需給計画に照応し重要産業資金の重点的確保に努めるとともに一般に引続き融資の抑制をはかる。なお資金効率の向上について特に留意する。

(2) 一般金融機関の融資は融資規則の適正な運営により生産増強のため最も効率的となるように更に格段の配慮を加え、特に運転資金の供給は原則として適正な増加運転資金にとどめる。

(3) 復興金融庫の融資は厳にこれを抑制し重要産業資金で、しかも真に一般金融機関から融資を受けられないものに限定すると共に、融資後の整理を厳重に励行する。又公団所要資金については極力一般金融機関よりの融資を促進する。

(4) 赤字金融の根本的解決をはかり、健全金融の実現を期するとともに企業経営の健全化につき特に努力する。

(5) 融資資金の目的外流用を防止するとともに融資の監査を厳重に実施する。

四 資金蓄積

貯蓄増強施策に更に新たな改善創意を加え、資金蓄積の強化をはかる。

第二計画

一 昭和二十三年度第一・四半期における総合資金需給は

(イ) 財政資金需要総額 二百三十億円

(ロ) 産業資金需要総額 五百億円

(ハ) 資金蓄積総額 五百三十億円

とする。

二 資金需要

(1) 財政資金需要は国庫財政資金百八十億円(復興金融金庫に対する政府出資八十億円を含む)、地方財政資金五十億円とする。

(2) 産業資金需要は一般金融機関の融資純増加額等(地方公共団体に対する融資及復興金融金庫の保証融資を含む)四百九十億円、復興金融金庫の融資純増加額百七十億〔円〕とし、復興金融金庫に対する政府出資額を控除して総額五百億円とする。

三 資金蓄積及配分

(1) 資金蓄積は一般自由預金の増加六百八十億円、第一封鎖預金の減少二百億円、その他預金等の増加五十億円、合計五百三十億円とする。

(2) 右の五百三十億円の中百六十億円程度を国債、地方債、復興金融債券等の財政資金に充当し、残余を経済再建に緊要な一般産業融資等に運用するものとする。

(3) 右の蓄積資金により充当出来ない財政資金及産業資金需要に対する通貨増発は少くとも二百億円程度に抑制し、期末における日本銀行券発行高を二千四百億円以内にとどめることとする。

昭和二十三年度第二・四半期資金需給計画に関する件(経済安定本部、昭和二三・八・一〇)

昭和二十三年度第二・四半期資金需給計画の策定については財政資金と産業資金との相互調整に努めるとともに緊要な産業資金、特に価格補正に伴う適実な資金の供給に留意する一面資金蓄積の強化と資金使用の効率化により、通貨増発を適正な限度に止める方針のもとに、これを別表の通り概定する。

なおこれが計画の実施を確保するため財政金融の全般に亘り左の各項により事態の推移に即応して適時適切な措置を講ずる。

一 財政収支の时期的調整を一段と強化し、収入及支出を可及的に均衡させる。これがため財政の支払遅延によって民間資金の逼迫を生じないように配慮する一面租税収入の早期確保、滞納税金の整理等によって歳入の徴収に格段の努力を払う。

二 産業金融については先に決定された「価格補正に伴う当面の産業金融対策」に則り、復興金融金庫と一般金融機関との融資の調整に努める。

三 融資規則の適切な運営により財政資金と産業資金の配分を一層適正ならしめるとともに財政資金、特に国債の消化を促進する。

四 資金放出の状況に応じて、資金蓄積を強化するため貯蓄の徹底的増強をはかり資金需給を可及的に均衡させる。

昭和二十三年度第三・四半期資金需給計画に関する件(経済安定本部、二三・一一・五)

昭和二十三年度第三・四半期資金需給計画の策定に当っては財政資金と産業資金との相互調整に一層の努力を払うと共に経済復興に緊急な資金の供給を継続する一面資金蓄積の強化と資金使用の効率化に格段の考慮を払い、通貨増発を適正な限度に止め、漸次経済安定の基盤を整備する方針のもとに之を別表の通り概定する。

なお、之が計画の実施を確保するため財政金融の全般に亘り左の各項により事態の推移に即応して適時適切な措置を講ずる。

一 財政収支の时期的調整を益々強化し、収入及び支出を可及的に均衡させる。これがため財政の支払を適正ならしめ民間資金の逼迫を生じないように配慮する。一面、滞納税金の整理、更正決定の促進等により租税収入の確保を図る。

二 年末にかけての資金需給の調整に努め、特に財政支払については昨年の実績に鑑み年末に集中することなきよう可及的に之が支払を平準化し貯蓄として還流するように措置する。

三 産業金融については経済計画に即応する適切な配分により緊要な資金の円滑を図るとともに、企業の健全化の施策に対応して健全金融の体制を強化する。

表 3-8 資金放出吸収

a. 総括表

年 月	A 資金放出額	B 資金吸収額	C 資金放出超過額 (A-B)
22年 7—9月	49,484	32,330	17,154
10—12月	118,291	62,965	55,326
23年 1—3月	23,745	18,221	5,524
4—6月	50,055	45,583	4,472
7—9月	116,790	92,704	24,086
10—12月	254,217	185,409	68,808
24年 1—3月	△ 10,974	18,423	△ 29,397

b. 資金放出表

年 月	財 政 資 金					
	国庫財政 資 金	地方財政 資 金	小 計	食糧供出 の前渡金 未使用分 増加額(△)	公金預金 増加額(△)	合 計
22年 7—9月	21,570	66	21,636	△ 3,207	△ 604	17,825
10—12月	65,630	360	65,990	△ 2,234	△ 4,008	59,748
23年 1—3月	△ 35,200	2,186	△ 33,014	6,093	793	△ 26,128
4—6月	△ 2,797	7,579	4,782	△ 4,863	△ 3,752	△ 3,833
7—9月	23,745	7,462	31,207	△ 10,115	△ 3,905	17,187
10—12月	127,546	18,323	145,869	△ 15,237	△ 9,041	121,591
24年 1—3月	△ 97,406	5,162	△ 92,244	29,861	△ 6,774	△ 69,157

c. 資金吸収表

年 月	一般自由預金 増 加 額	第一封鎖預金 増 加 額	金融機関増資
22年 7—9月	44,534	△ 10,820	—
10—12月	74,563	△ 11,035	—
23年 1—3月	54,468	△ 25,713	—
4—6月	49,649	△ 10,674	—
7—9月	108,084	—	3,735
10—12月	161,817	—	9,612
24年 1—3月	36,135	—	366

出所：日本銀行「資金循環の分析」第4号。

実績表 (表2-7のつづき)

(単位：百万円)

D 金融機関手持 現金増加額	E 計 (C + D)	F 通貨増加高	不 一 致 額 (E - F)
2,145	19,299	20,181	△ 882
4,623	59,949	62,758	△ 2,809
3,075	8,599	△ 396	8,995
△ 2,446	2,026	11,670	△ 9,644
5,328	29,414	31,315	△ 1,901
5,863	74,671	93,337	△ 18,666
2,002	△ 27,395	△ 42,490	15,095

産 業 資 金						その他	資金放出 合 計
金融機関貸出 増 加 額 (内復金分)	金融機関 保有株式 社債(除 金融債) 増加額	農業会兼 営事業資 金増加額	コーポラ ション・マ ネー 差額 増加額	旧勘定貸 出回収額 (△)	合 計	期限後 旧券引 換額	
31,180(15,329)	509	936	131	△1,119	31,637	23	49,485
54,264(15,364)	△ 645	5,106	238	△ 431	58,532	12	118,292
47,989(15,252)	666	1,792	△ 139	△ 436	49,872	—	23,744
49,744(16,624)	△ 340	2,172	122	—	51,698	—	47,865
97,036(15,863)	585	△ 332	322	—	97,611	—	114,798
126,681(19,207)	△ 434	9,371	△ 375	—	135,243	—	256,834
61,422(20,806)	2,112	284	385	—	64,203	—	△ 4,954

金融機関損 (△)益金	日本銀行対 民間直接取 引額	政府の対民間 直接国債発行 償還額(△)	金融機関手持 小切手手形増 加額(△)	資 金 吸 収 合 計
1,312	1,266	—	△ 3,962	32,330
1,051	1,505	—	△ 3,119	62,965
1,193	6,251	△ 3,216	△ 14,762	18,221
2,217	8,571	△ 6,043	2,707	46,427
1,745	11,816	△ 8,604	△ 26,171	90,605
2,553	16,132	△ 17,349	△ 1,997	170,768
4,117	19,614	△ 16,766	△ 30,943	12,523

表3-9 日本銀行券発

年 月	対 政 府					国債及び政 府短期証券 の増減(Δ)
	政府当座 預金の増 (Δ)減	政府貸上 金の増(Δ) 減	国債及び政 府短期証券 の増減(Δ)	そ の 他 の 増 減(Δ)	計	
22年 7— 9月	683	28,154	Δ 7,578	787	22,046	Δ 2,126
10—12月	Δ 1,715	5,639	59,933	1,758	65,615	Δ 9,436
23年 1— 3月	Δ 5,519	5,225	Δ 13,663	Δ 10,792	Δ 24,749	Δ 8,329
4— 6月	3,139	11,987	Δ 572	6,252	20,806	Δ 12,933
7— 9月	Δ 249	5,829	32,139	Δ 232	37,487	Δ 12,987
10—12月	Δ 3,878	7,266	140,380	Δ 6,249	137,519	Δ 19,662
24年 1— 3月	Δ 599	Δ 7,105	Δ 55,455	Δ 45,165	Δ 108,324	Δ 27,365

- (注) 1. 本表は、財政資金、産業資金の不足額がいかなる形で日本銀行から供
 2. 対政府は政府(一般部)、預金部の収支差額合計に当たり、対民間は金
 行券の増減に一致する。
 3. 本表の形式で日本銀行から政府(一般部)、預金部、金融機関閉鎖機関
 の不足額の充当にあてられる。この両者を総合した収支差額が、財政資
 金の不足額の充当にあてられる。
 4. 対政府の国債および政府短期証券の増(減)は日本銀行にたいする国
 債および政府短期証券の発行(償還)超を示す。
 5. 対民間の国債および政府短期証券の増(減)は、日本銀行の買入売却
 超を示す。
 6. 対民間の債券の増(減)は、日本銀行の復金債引受買入(償還売却)
 超を示す。

出・吸収については、表3-8のa、b、cに、日
 銀券の発行経路については表3-9に、全国金融機
 関の貸出・預貯金の増減状況については表3-10に
 示している。以下第二章の表2-7、2-9と対比
 しつつ、この時期の資金需給の状況をみよう。
 昭和二三年に入って、やや落着きを示していた資
 金放出の状況は、七月以後はふたたび増加に転じ
 た。その理由のおもなものは、七月の公定価格体系
 の改訂であったと考えられ、価格差補給金、公務員
 のベース・アップなど新たな財政支出の膨張要因が
 つけ加えられ、また公定価格改訂にもなう産業資
 金の需要を復金を通じてまかなうこととした結果、
 財政資金、産業資金の両面にわたる資金放出の拡大
 を促したのであった。もちろん増加した資金はかな
 りの程度預金として吸収されたのは事実であったが
 いわゆる資金還流率は六〇〜七〇％程度であり、結
 果的には通貨増発の傾向をつづけたのである。もっ

行の径路 (表2-8のつづき)

(単位：百万円)

債 券 の 増 減(Δ)	対 民 間					合 計 (銀行券の 増減(Δ))
	民間預金 の増減(Δ)	民間貸出 の増減(Δ)	代理店預 金の増減 (Δ)	そ の 他 の 増 減(Δ)	計	
13,438	Δ 5,036	Δ 10,301	150	1,925	Δ 1,950	20,096
8,970	Δ 4,404	Δ 4,404	1,064	5,320	Δ 2,890	62,725
10,136	2,723	28,365	Δ 1,423	Δ 7,090	24,382	Δ 367
8,940	2,529	Δ 5,761	819	Δ 2,587	Δ 8,993	11,813
309	Δ 6,541	12,032	1,294	Δ 69	Δ 5,962	31,525
Δ 19,719	Δ 428	Δ 11,226	Δ 1,986	8,668	Δ 44,353	93,166
50,029	Δ 628	16,043	1,025	26,490	65,594	Δ 42,730

給されて銀行券の増発をもたらしたかを示したものである。
 融機関、閉鎖機関その他の収支差額合計に当たり、これらの合計が日本銀行の銀

その他に供給された資金は、さらにこれら諸機関相互間の取引によってそれぞれ
 金、産業資金等の収支差額に金融機関手持現金増減額を加減したものに突合す

債および政府短期証券の発行(償還)超を示す。
 超を示す。
 超を示す。

四 資金放出の状況に応じて資金蓄積を強化するため
 貯蓄の徹底的増強をはかり、預貯金の優遇等につき
 格段の配慮を加える。特に主食買上代金が巨額に放
 出される事情に鑑み之が貯蓄吸収については格別の
 考慮を払う。

以上の変化は、生産の増加と国民生活の改善を背
 景にももちろん日本経済の縮小再生産の危機がひとま
 ず緩和され、それにもなつて傾斜生産、傾斜金融
 の必然性も弱まったという客観的事実に対応するも
 のであった。しかし、それは一方でなお進みつつあ
 るインフレーションにいかに対処するのかがという新
 しい問題を生み、またこの形での資金統制という政
 策手段に対する再考をうながすことになった。

(二) 資金循環の状況

この時期における金融政策の転換について考える
 前に、当時の資金循環について、前章第四節二にひ
 きつづいて一べつしておこう。この時期の資金の放

表 3-10 金融機関貸出

a. 貸出

年月	銀行	信託	保険	復金	農中	林金	農業会
22年 4—6月	11,592	136	178	7,527	△ 310		1,073
7—9月	13,770	△ 106	99	15,330	△ 13		1,398
10—12月	34,071	363	380	15,364	1	△ 162	
23年 1—3月	28,167	256	789	15,252	5,215		2,405
4—6月	30,373	307	193	16,624	△ 2,723		2,465
7—9月	78,519	286	△ 32	15,863	598	* 1,380	
10—12月	90,158	2,996	496	19,207	1,084		9,231
24年 1—3月	26,898	△ 430	630	20,806	2,932		11,416

(注) *印は概数である。

b. 預貯金

年月	一般自由預金			
	銀行	農業会	郵便局	市街地信用組合
22年 4—6月	19,685	1,838	3,707	577
7—9月	33,590	5,476	3,319	712
10—12月	46,512	19,029	3,931	466
23年 1—3月	48,107	△ 4,009	4,499	844
4—6月	39,359	△ 744	4,416	1,059
7—9月	86,325	7,219	8,009	1,623
10—12月	87,428	53,960	9,992	2,769
24年 1—3月	29,725	△ 12,830	8,748	2,008

金融が当初復金を中心として進められ、一般金融機関からの融資は極力規制されたが、このようにして放出された資金が一般金融に還流すれば、当然その資金量は増大し、したがって、その貸出も増加するのは当然で、このために、貸出増加額および預貯金増加額のなかにおける一般金融機関とくに銀行のシェアは急激に高まっていった。そこでもし通貨の総量の増加を抑制しようというのであれば、融資規制をたえず強化しつづけてはならぬはずであるが、既定の規制方針をつづけてゆくかぎり、通貨の膨張とある程度のイ

預貯金増減状況

(単位：百万円)

無尽	市街地信用	その他金融機関	計A	重複勘定B	純計A-B=C	地方公共団体貸出金D	産業資金貸出金C-D=F
708	255	804	21,963	△ 45	22,008	—	—
950	336	327	32,091	911	31,180	—	—
979	467	1,017	52,480	△ 1,784	54,264	—	—
1,593	662	1,387	55,726	5,790	49,936	1,947	47,989
1,791	741	6,879	56,650	△ 535	57,185	7,441	49,744
2,482	1,060	5,303	105,459	939	104,520	7,484	97,036
3,496	1,582	16,593	144,843	△ 115	144,958	18,277	126,681
3,535	1,557	4,894	72,238	5,744	66,494	5,072	61,422

増減状況

無尽会社	その他	合計	日銀代理店預金	預貯金純計	第一封鎖預金増減状況合計
668	1,059	27,534	—	—	△ 20,150
909	528	44,534	—	—	△ 10,820
1,359	3,266	74,563	—	—	△ 11,035
1,753	3,690	54,884	416	25,062	△ 25,713
2,043	2,749	48,882	△ 767	49,649	△ 10,674
2,569	3,085	108,830	746	108,084	—
3,301	6,054	163,504	1,687	161,817	—
3,719	4,704	36,074	△ 61	36,135	—

とも、この増発がインフレーションを激化させたのみで益がなかったと、いちがいはいえないかもしれない。表3-11に示す鉱工業生産指数と通貨発行高指数の対比によれば、昭和二二年一—三月から二四年一—三月までの満二年間に、生産は約倍増し、戦前平時最高水準の半分に達するにいたった。通貨量はこの間に約三・五倍になり、物価もそれにみあってかなりの騰貴を示したけれども、ともかく縮小再生産を食いとめ、生産を上昇軌道に乗せるという目的は達成されたからである。資金放出の面をみると、いわゆる傾斜

表 3-11 生産指数と通貨発行高指数

(昭22年1—3月：100, 生産指数
のカッコ内は昭10—12年：100)

年 月	工業 生産指数	通貨発行高 指数
22年 1—3月	100(26.7)	100
4—6月	119(31.9)	113
7—9月	129(34.5)	134
10—12月	125(33.5)	191
23年 1—3月	139(37.0)	199
4—6月	156(41.6)	218
7—9月	187(49.8)	269
10—12月	204(54.5)	355
24年 1—3月	195(52.1)	354
4—6月	211(56.3)	361
7—9月	212(56.6)	410

(注) 生産指数：国民経済研究協会指数（昭和10—12年基準）より換算（日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年、25年版より作成）。
通貨発行高：現金通貨＋普通銀行の当座性預金額の指数（朝倉孝吉、西山千明『日本経済の貨幣的分析』より作成）。

インフレーションの高進はさげられなかったのである。そこに、のちのドッジ・ラインに結実するような政策の転換が必至となったのであった。

- (1) 大蔵省資料Z五二六—五—二七。
- (2) 大蔵省資料、同上ファイル。
- (3) 大蔵省資料、同上ファイル。
- (4) 「物価改訂に伴う産業資金に関する措置（理、経、二三・六・三）」、「物価改訂に伴う産業資金増加に関する資料（理、経、二三・六・三）」（大蔵省資料Z五二六—五—二八）。
- (5) 「公価改訂に伴う産業金融方式（案）」（昭二

三・六・一九）（大蔵省資料、同上ファイル）。

(6) 以上日本銀行による優遇を約束された手形のうち、配給手形および庫出証明付手形については、すでに商業手形の割引について優遇している事情もあるので、日本銀行が個々の手形についての審査のうえ再割引または担保として資金を融通することになり、配給手形、庫出証明付手形としては特別の優遇は行なわないと決定された。その貸付歩合は、再割引適格の場合には商業手形なみ、担保とする場合は国債、スタンプ手形及び貿易手形以外のものを担保とする利子歩合を適用することとされた。

(7) 「戦時および戦後のわが国資金計画の構造」（統計研究会、経済計画研究部会資料(6)、昭和二六年三月）。

第四章 「中間安定」から「九原則」へ

第一節 中間安定計画

昭和二二、二三年を通じて進行していたインフレーションについては、現実の金融政策の推移とは別に、多くの論議が展開されていた。現実の政策当局は、個人的なニュアンスの差こそあれ、全体としては「復興」と「安定」のジレンマに立ちつつ、いわば金融政策の主力を生産の回復に傾け、結果的に当面資金量が膨張してもやむをえないとしながらも、やがては生産が上昇して総需要と総供給のギャップが縮まり、インフレーションがなしくずしに収束されることを期待せざるをえない立場にあったと考えても、大過ないであろう。それは当時の政策を一変させないかぎり、他に選ぶべき道がないという意味で、やむをえない判断であった。しかしそれだけに、インフレーションの高進に対して「無策」な政策への批判はきびしく、一挙安定論をはじめとする多くのインフレ安定論が論壇をにぎわした⁽¹⁾。

しかし、そうした論争については第一三卷「物価」編に譲って、ここではのちのドッジ・ラインの先駆としての政府ないしGHQ側のインフレーション安定計画についてみてゆくことにしよう。それは、多くの影響を現実の政策に

及ぼしたからである。

一 中間安定計画

(一) 経済安定本部のインフレ一挙収束計画

都留重人教授は、本財政史編集のための共同研究会で、次のように述べている。当時安定本部副長官であった都留教授は、昭和二二年一〇、十一月ごろから、次のような計画を考えた⁽²⁾と述べている。

昭和二二年当時、私どもは二三年四月一日をめざし、為替率一本化とデノミネーションを同時に行なう計画を、極秘裡に審議した。大蔵省からは下村治氏が参加された。当時は *de facto* の複数为替レートが行なわれ、輸出入は国際価格に従ったが、国内価格は統制されている関係上、輸出は円安、輸入は円高となっていた。為替レートの幅は、ドッジ来日の段階で、一ドル当り一〇〇円―九〇〇円で、輸出レートは、二〇〇円―九〇〇円、輸入レートは一〇〇円―三〇〇円であった。そこで、私たちは制限的に貿易が再開される時をめざし、為替率一本化の方向に収斂すべきである。そして収斂の出発点においてデノミをし、経済安定への意欲を示そうという計画をたてた。この計画を二三年四月一日をめどに実行するため、作業は二二年一〇、十一月頃に行なった。秘密を保つため、資料は関係者が手書きして回覧し、しばらく保存して後に焼却する手はずをとるなどの注意を払った。

しかし、片山内閣が倒れ、私も辞職して、これはやらないことになり、後にドッジの手で一挙安定の措置がとられた。なお、この計画についての質疑応答の一部分は、次のごとくであった。

問 デノミを検討した委員会の名称は？ 何回集まったのか。

都留 名称は当時符牒で呼んでおり、一〇回位開いたと思う。出席者は、山本（高行）官房長、稲葉（秀三）官房次長、私のか、安本内から窪谷財政金融局長はじめ四、五人、それに大蔵省から下村治氏がときどき参加された。デノミの場合の商品券の取扱いなど、相当細かい点を議論し、いざというときの分担部署、段どり、問題点を考え準備した。下村氏はデノミに反対であった。理由は簡単に安定できるものでないから、デノミを急ぐ必要なし、あるいは、デノミを通じて安定に拍車をかける心理作用は小さい、という御意見であったようだ。

問 為替レート収斂一本化の政策的、内容的な考え方は、

都留 一〇〇円から九〇〇円の複数レートを、両側からしぼってゆく。すなわち一ドル九〇〇円の輸出、一ドル一〇〇円の輸入を事実上許さないということだ。

問 しぼるといふのは、比較生産費の構造をきめることになると思うが、その基準がないとしぼれないのではないか。

都留 一〇〇円と九〇〇円の間どこかにレートを決めるのであれば、基準はあるが、三年間かけて上下からしぼりながらレートを採すというのであるから、基準はいらぬ。また、その間貿易規模も拡大し、国内産業の条件も揃ってくる。三年計画とすると三年目には基準があるが、第一段階には基準はいらぬ。

問 為替収斂作業をされていた時、物価安定の見通しをどう考えられていたか。当時物価安定帯構想に伴う補給金が多額にのぼっていたが、それとの関連は、

都留 為替率の収斂から一本化の過程を利用し、これを道具にして三年位かけて経済を安定しようと考えていた。また、財政面の膨大な補給金削減も考えの中にはあったが、ドッジ氏ほどきびしく予算の均衡を考えていなかった。

問 事後的に当時の実情をみると、復金融資によるインフレ要因をたち切らず、安定を考えるのは矛盾していたと考えられるが、

都留 私どもは渦中にあり、復金融資で生産効果上がることを期待したが、この考え方は甘かった。

また、この立案に参加した日本銀行の吉野俊彦は、次のように回想する。⁽³⁾

公定価格が上昇しても、増加運転資金の需要を銀行信用の増加によってまかなわないうきびしい態度が貫ければ別であるが、そうでない限り、公定価格を引き上げれば、増加運転資金供給という名の下における銀行信用の増加を経路として通貨の増発が行われやすい。現に日本銀行券発行高は昭和二二年中に倍増以上の膨張ぶりを示した。

かくして再び新円の再封鎖を含む新通貨措置が経済安定本部において内々検討されることとなった。(中略)経済白書が発表されて間もない七月一四日の夜、安本長官邸に呼ばれ、和田長官から今後必要のつど招集をかけるから、夜の会議に出席して意見を述べるようにという要請があったので、これは即座にお引き受けした。

このため、昭和二三年二月片山内閣総辞職に至るまで月数回、私はこのいわゆる夜の官邸会議に出席している。私の日記によると、八月二日夜、和田長官臨席の下に、都留総合調整副委員長、山本官房長、稲葉官房次長、徳永企画課長、佐藤企画首席事務官とともに、極秘裏に通貨措置について打ち合わせを始めた旨が記されており、その後大来調査課長も加わり、九月一日まで数回、議論を重ねている。そして一〇月二日夜は、大来君の依頼により谷中の私邸に片山総理大臣を訪問し、インフレーションと通貨問題について私見を、大来、稲葉両氏立ち会いの下で、開陳した。しかしこの論議は実を結ばず、ドッジラインを迎えるまで、通貨と物価の悪循環は続いていくのである。なお、前掲稲葉(秀三)氏の著書『激動三十年の日本経済』実業之日本社——引用者)によると、この通貨措置の「極秘の検討会」は「昭和二十二年の暮れか二十三年のはじめごろ」(同書百九十一ページ)となっており、私の日記とは約三カ月のズレがある。

だがこの稲葉氏の記述は決して間違いではない。私の日記を見ても、昭和二十二年十一月十八日から十二月二十三日まで都留、山本、稲葉、徳永、佐藤、大来の諸氏と夜の官邸会議で第二次経済総合対策を議論しているからである。しかし、通貨措置の検討は、ここに記したように八日から始められていたことを忘れるべきではない。

(二) 中間安定論の出發

昭和二二年一二月二二日、安定本部では公式の作業として「総合対策要綱案」をとりまとめ、次いで二三年一月一日、「経済再建初年度においてとらるべき主要経済対策の骨子(第一次草案)——未定稿」をとりまとめたが、この「第一、基本方針」は、次のようになっていた。⁽⁴⁾

昭和二三年を経済再建の初年度とし、左の方針によつて経済の安定と復興を図る。

- 一 経済再建の第一歩はインフレーションの克服による経済安定の確立にあり。このため既往における経済推移の実情に鑑み、本年は実質的健全財政の実現、産業融資規制の強化及び実質賃金充実諸方策の徹底を図る。
- 二 全国民的規模における増産運動を展開し、生産の画期的増大を図り、能率増進、生産増強に有効なる凡ゆる措置を講ずる。
- 三 外国経済との交流再開とその活発化に備えて国際経済参加体制を整備する。

ここに述べられている「実質的健全財政の実現」にせよ、「産業融資規制の強化」にせよ、すでにいわれていたことの繰返しであり、とくに画期的なプランとはみなしがたい。当時の政策当局の考え方は新しい考え方をふくんではいなかったのである。これが中間安定計画に向かって動き出すのは、二月に入ってからであった。すなわち、三月二日付の「中間安定の実現」と題する文書において、中間安定構想ははじめてまとまった形で提示されたのであった。⁽⁵⁾

その内容は、まず「安定の要件は根本的に消費財に対する国民の欲求が一応満足されることであり、必需物資の絶対的不足の現状では安定の実現は不可能であるが」、GHQの政治力(たとえば石炭増産、食糧供出、租税徴収等)が強いので、「ある程度の消費財の確保が実現すれば安定の要件は一応充足されるものと考え」と前提したうえで、次のように「恒久的安定と中間的安定」を区分する。「恒久的安定」とは、「最少限度の必要消費財の確保に必要な経済

構成」の確立が必要である。すなわち、(1)必要消費財の輸入が確保され、それをまかなうに足りる輸出が確保されること、(2)必要消費財の生産が確保され、このための生産財が確保されること、(3)そのための輸入とそれをまかなう輸出が確保されること、(4)右が均衡のとれた再生産として継続し、さらにある程度の拡張再生産が実現すること、が必要である。しかし、それは現状では国際情勢や世界経済の見通しが立たない以上、実際上不可能で、「今日直ちに恒久的安定を夢みて計画と施策が現実から乖離することは厳にこれを避くべきである」とし、以下次のように中間安定について考察する。

五 従つて、今日我々が実現すべき安定は中間安定であつて、三に述べた基礎的均衡は実現しないままに一に述べた安定の根本要件を一時的に実現することによつて半歳乃至一年間のインフレ促進度を相当程度緩和し之によつて基礎的均衡(イコ)のスタートをなし得る条件を実現せんとするものである。

そのための情勢判断は、次のごとくであつた。米ソ対立は緩和せず、本格的講和条約は見込みがない、そこでアメリカの管理下に事実上の講和条約が締結されたと同様の状態に入るであろう。「国際経済への参加を許され、賠償の条件は緩和せられ、米国の対日援助は強化せられることになる。ただ、管理方式は現状が継続せられ、管理の内容は強化される方向に向うであろう」。世界経済は、マーシャル・プランが行なわれてもヨーロッパの復興は容易に進まず、またアメリカも「海外投資を大幅に強行しない限りデフレ的傾向に陥入る危険を包蔵している」。国内では保守陣営は国会の絶対多数を維持するであろうし、労働問題については、「共産党的破壊戦術に対しては司令部をバックとする政府の弾圧は強化されるであろう。併し、労働基準法、労働組合法等による労働者の生活権の擁護は合法的なものとして持続されるであろう。従つて、チップ・レーバーによる資本の蓄積や国際的競争を考へることは旧式な

資本家の夢にすぎないこととなろう。「国内経済問題については、今後の施策に俟つ所が多いが、生産動力、輸送等は極めて緩慢乍ら好転に向うであろう」。

「中間安定」の内容は以下のごとくであつた。

七 以上の情勢判断の下に中間安定を実現するために、我々は左の措置を強行しなければならない。

(1) 総合政策の確立

昭和二一年三月の金融緊急措置をめぐる一連の対策及び昭和二二年六月の物価安定帯設定をめぐる一連の対策は何れも施策の総合性特に米国の援助の时期的、量的、質的なバックとの総合性を欠いたために失敗に帰した。今回は政府の中心的な根本方策として各省事務当局は互に歩調を合せて総合的な施策の実行に努めなければならない。

(2) 中間安定の時期

中間安定の時期は之を本年九月乃至一〇月以降半歳乃至一年間とする。本年四、五月の物価改訂、米国の援助の遅延（総選挙の可能性もあり、その場合は総選挙のインフレに及ぼす影響）等の関係上半年に安定を実現することは困難であり、その間インフレは一段階進まざるを得まい。外資の援助は一九四九年度（七月乃至六月）分は本年末近くには実現の可能性があり、之が発表の好影響は八月以降頃より現れるであろう。

(3) 外資援助の要請

我国経済の安定のためには、外資の援助がなければ絶対不可能であることは明かであるが、之が実現のためには外資援助の时期的、量的、質的な考慮が必要である。従来の外資援助が大局的に我国経済の安定に寄与して来たことは事実であるが、之に対して时期的、量的、質的な考慮が我国の総合対策の一環として払われていたならば更に有効なものであつたに違いない。従つて中間安定実現のために

(イ) 時期的には八月頃より実現し得るよう懇請する必要がある

(ロ) 量的には、現在最少緊急援助費三億五千万弗、復興援助費一億五千万弗合計約五億弗以上の援助が提案されている由であり、又輸出入回転基金も担保価値の一億二千万弗を最高限度として近く設定される模様であるが、之等の援助については出来得る限りの増額が行われるよう懇請する必要がある

(ハ) 質的には中間安定への実現に速効あるもの、即ち緊急援助費については差し当り国民の消費欲求が集中的に向けられている食糧、衣料に重点が置かるべきであり、復興援助費については石炭、電力、輸送の補修用その他生産に速効ある性質の物資の輸入が必要である。恒久的安定の基礎となる本格的復興資材の輸入は復興活動のために一時的にはむしろインフレ的結果をもつものであり、従つて物資輸入の質的選定については恒久的安定を重要視する商工省的考え方との間に先づ話をつけなければならない。

又購買力吸収のための葉煙草、砂糖等の輸入も懇請すべきである。

(4) 生産向上のための措置

右外資の導入と関連して生産向上のために先づ勤労体制を確立する必要がある。中間安定の実現は労働攻勢を緩和すると共に行政整理、企業整理を容易ならしめる。食糧輸入については米国最近の小麦の値下り率二割五分がそのまま金額的に輸入し得るものと仮定すれば従来約二百万トンに対して更に五〇万トンの増加輸入が実現することとなる。その場合は現在の労務加配量は倍加せられ、従つて直接間接に生産に寄与する勤労者に対する食糧加配が実現出来るのである。之により勤労意欲を復活し、余剰人員の整理を行い企業の採算を好転するならば生産体制の確立に資する所大なることは明かである。

(5) 財政、金融上の措置

国民消費の欲求は国民の購買力に依存するものであるから、冒頭に述べた安定の根本要件たる国民消費の欲求と政治力とのバランスを確立するためには余剰購買力の造出は厳に之を抑制しなければならない。財政面に於ては、財政と企業と国民

の支出の割合を調整するため、国家財政予算と併行して国民予算的考慮が払われる必要がある。之に基き財政支出を大幅に削減すると共に租税収入の確保を期し、以て実質的な均衡予算を確立する必要がある。終戦処理費については、国際情勢の変化と我国の地位の変化に即応して可能なる限り之が削減方を要請すると共に之に必要な物資の最大可能量の輸入を懇請する(尤もこの点は外資の援助と睨み合せる意味に於てある程度の限度があるが)。金融面に於ては、復興金融金庫の機能について根本的に再検討しその他「復興よりも先づ安定」の方針を根本的に確立しなければならない。又中間安定期に混乱要素を出来得る限り最少ならしめるため企業再建整備、集中力排除等の措置は量的及び時期的に最良の措置を講ずると共に国債利払停止についても斯かる見地から慎重に考えなければならない。

(6) 物価その他の措置

中間安定期に為替レートが設定せられ、我国の国際経済への参加が実現するとの想定の下に、民間外資の導入に関する対策、過去の外国の投資の復活等の重要問題については今日より充分なる準備、研究をなしておくと共に、物価統制についても右の事態に即応し得るようその体制を切り換えて行く必要がある。

八 結 論

以上は中間安定実現の構想の根本的な筋書きにすぎないが

- (1) 中間安定の実現にこの際施策を集中することの可否
- (2) 中間安定実現のための詳細なる具体策
- (3) 之を政府に根本方策としてとり上げしめる段取り
- (4) 関係方面の諒解獲得の方策

について十分に検討し

又財政金融面については過去の政策の批判と将来の政策の樹立のため関係当事者の衆智を集めて総合的な又真摯なる検討が行

われなければならない。

(以上)

外資導入により輸入物資をふやして国民生活の安定をはかった上、この機会をとらえて「安定」をはかろうというのが、この構想の中核であった。それに参画したのは、当時の安定本部の官房長山本高行、次長稲葉秀三、企画課長徳永久次、企画課員佐竹浩(大蔵省出身)、当時安定本部出向中の石野信一、調査課長大来佐武郎、資金課長福田久男(大蔵省出身)、後藤蒼之助、斎藤誠、今井善衛、井上亮、高島節男、大蔵省からは石原周夫、村井七郎らであり、日本銀行の吉野俊彦も相談にのり、また、当時主計局嘱託であった香川鉄蔵も意見書を提出している。⁽⁶⁾ つづいて三月一六日には「中間安定の実現」と題する上記文書の改訂版が作成されているが、その具体策はほとんど上記と同様である。⁽⁷⁾ ただし、そのねらいは、次のようにより明確化されているので、その部分だけを引用しておく。

(一) 中間安定の狙いは一口に云えば、国際情勢から見て我が国に対する外資援助及び食糧等の供給の可能性が最も大きい時期を捕え、物資、資金、労務の各方面を捕える総合施策の実行に依り、我が国インフレーションの進行を急角度に緩慢化し、以て我が国経済の建直しと国際経済への参加とを可能ならしめ、将来の本格安定への出発態勢を確立せんとするものである。

(二) その本格安定との相異は安定の支柱に継続性がない為、安定の永続性の保証がないと云うことである。併し仮に将来支柱の継続が不可能になつても、その支柱のはずされた後の状態は、今日中間安定を実現せずしてインフレーションを継続する場合の姿に直ちに立戻る訳ではなく、整理された経済態勢と或程度の国際経済への参加を以て出発するのであるから事態は余程違つて来ると思われる。

(三) 本格安定の場合には昭和五十九年の生活水準が基礎とせられて居る様であるが、中間安定に於ては現在の我が国の国際的地位及び国内経済条件に即応し、政治力と睨み合つて一応国民消費の必要最少限度が満されることを以て目標とする。又国民の生活安定についても必要物資の輸入が充分に確保されない為に全国民に之を供与し得ない場合には特に勤労階級の生活安定に重点を置くことを以て満足すべきである。

(四) 中間安定は必しも絶対的なインフレーションの停止や、恐慌に依る犠牲の程度を問わないデフレーションへの転換を必要とするものではない。インフレーションの急激な緩慢化に依り「安定感」の継続を実現すれば足りるのである。

(三) 中間安定計画の立案

こうして出発した中間安定計画については、次のように多くの文書が残されていて、しだいに具体案にかためられてゆく過程を追うことができる。

「一つの通貨安定方策について(試案)」(昭和二三・四・三)⁽⁸⁾

その要点は「通貨をスタビライズするためには財政と企業と家計の三つの経済が総合的に均衡を回復することを必要とする」とし、「賃銀と物価が悪循環はじめ、インフレーションが自然的に悪化しつつある現状においても、配給量を増加することによつて国民生活殊に一、二〇〇万人の勤労者の家計失調を恢復することができれば賃銀の側からする実体的な物価騰貴の原因は除去しうる筈である。そして、その結果企業の経営は著しく改善せられるであろう」と考へる。そのためには消費財の供給をふやし、ヤミ買をへらし、現在程度の家計消費を賃金の範囲内でカバーし、実質賃金の充実をはからなくてはならない。しかし、財政は赤字であり、二二年度に三・三億ドルの外国援助があったにもかかわらず、貿易資金は赤字であったことを考えれば、その契機は外国援助に依存するほかはない。外国援助(ガリオア・エロア、レボルビング・ファンド)の増額をうけることに努力し、小麦五七万トン、輸出用綿布三億ヤードの国内向け放出用資金、石けん月一個配給用の油脂原料、葉たばこ(専売益金増収のため)などをあわせて一

・五億ドルの資金を確保したい。また財政面では終戦処理費の節減、補助金補給金の圧縮、運賃値上げなどにより財政収入の増加をはかる。企業へのその補給金は石炭、鉄鋼などを除いて廃止、復金の赤字融資も廃止、為替の複数レート制は「価格体系の一元化と相関的に本来の意味における為替相場の再開」へみちびく、などがその中心的政策であった。

その政策を採用すべき段階は三つに区分し、(1)準備的段階(総合政策を実施し、インフレ的要因を除去する、すなわち既存の過剰購買力を切り捨てる。期間半年位)、(2)本格的段階(人為的な安定恐慌を起こし、財政の実質的な均衡回復、企業の合理化を推進、期間一年位)、(3)経済復興の段階(その後三、四年をかけて自立安定化をはかる)、に区分される。この考え方は、それ以後、繰り返し練り直され、六月の成案にまよってゆくのであった。

なお、ここで一言注釈を加えておきたいのは、上記諸文書に繰り返し中間安定のかなめとして外資と援助の緊急性が強調される事情についてである。当時、援助はもちろん民間外資導入談がしばしばささやかれ、日本の当局者たちにはかなりの実現性をもつものとうけとられていたようである。たとえば、二三年四月一九日一万田日銀総裁は部内の会議で、「大体に於て対日援助の具体化は着々と進んで」いて、「その具体化はクレディットという形で表われ」「私の承知しているところでは八億弗に近いものであると考える」むねを述べている。⁽⁹⁾この数字は三月に来日したドレーパー・ミッションの抱いていた構想に関係があるようで、「渡辺武日記」にも二三年五月一三日の項に次のように書かれている。「次に Reed (財政課予算係長——引用者)より対日援助に関する二つの方針に付話あり/(1)七〇〇百万弗中五〇〇百万弗迄消費物資を入れて即効的に *inflation* を退治してその上で日本の努力によって経済安定をはかる(2)七〇〇百万弗中消費物資二五〇百万弗、原料一五〇⁽¹⁰⁾その他三〇〇⁽¹¹⁾として日本の努力によって経済安定の基礎を作っ

た上で援助を与へ出来る限り早く援助を打切る/この二方針中 Draper は(2)の方針を recommend せる由」。ここにいう(2)の趣旨は、はじめに七億ドルを援助して、あとでさらに援助を追加するというのか、「中間安定」ができれば七億ドル出すというのか、不明であるが、とにかくこの種の話が SCAP との間でも相当突っこんで話し合われていたのは事実であったし、これだけ具体的な話が進行していたとすれば、それをアテにした中間安定計画が、芦田「外資導入」内閣の中心的課題になったのも無理からぬところであった。⁽¹⁰⁾このあと、中間安定についての文書は、次のように多数作成されている。

「Primary Stabilization(試案)」(昭和二三・四・一一)⁽¹¹⁾

「中間的経済安定計画の基本方針」(日付なし)⁽¹²⁾

「中間安定の段階的計画(案)」(四・二二)⁽¹³⁾

「中間安定の段階的計画」(日付なし)⁽¹⁴⁾

「中間安定の段階的計画案の問題点」(二三・五・四)⁽¹⁵⁾

「中間安定実現のための要請事項(物価賃金改訂を契機とする)」(二三・五・四、⁽¹⁶⁾経本企画課)

「中間安定の実現(試案)」(昭和二三・五・六)⁽¹⁷⁾

以上の諸案は、いずれも当初の方針を手直したものであって、しだいにその内容は具体的かつ明快になってくる。そして六月一四日、ほぼ成案となった「中間的経済安定計画を提出するについて」と「中間的経済安定計画(試案)」、「中間的経済安定計画の素描」がまとめられた。以下にこれらをかかげよう。⁽¹⁸⁾

中間的経済安定計画を提出するについて(二三・六・一四)

日本政府は、これ迄司令部の指導の下に経済安定のための努力を重ねたがまだこれに成功していない。然るに連合国の絶大な経済援助によつて今年を第一年度として始めて経済復興、自立経済の確立の第一歩を踏み出しうる曙光を見出すに至つたのであるが、ひるがえつて日本経済の実情を冷静に顧るときは今後克服しなければならぬ未だ多くの悪条件が山積している。従つて我々は日本経済の本格的安定実現までの過程においては功を急ぐことなく国内的の努力と連合国の援助とを最も有効に総合することによつて段階的に着実な経済安定のための長期に汎る総合施策を定めて、これを今後の日本経済安定のための基本方針と致したい。

この趣旨において安定本部で別紙のような中間的経済安定計画試案を立案した次第であるが、もし司令部において了解を得るならば近くこれを閣議に提案致したいと考えるので本案の内容についての司令部側の具体的意見を、至急御取まとの上指示いただければ幸いである。尚本案は、中間的経済安定計画の大綱をかゝげたに止るので司令部側の原則的な了解を得た項目については引きつづき具体的細目を至急に立案し、重ねて貴司令部の了解を得ることゝしたい。

最後に特に注意を願うことは、この案に現われた各種の施策は、あくまでも総合的な施策の一環としての意味をもつものである。その一つ一つが互に関連をもち、実施の時期も相互の関係を十分に検討した心算である点である。従つて左表のうちの施策のあるものだけを断片的に取りあげて、他と切り離して実施に移すということは絶対に避けたい。例えば中間安定第一期において直接的な貸金安定施策が掲げてあるが、これは勤労者の実質賃金向上のための裏付の施策が同時に行われることを絶対の要件としているのであつて、実質賃金充実の裏付けの施策なしに、貸金安定施策だけを切離して実行するが如きことは不適当であると考えている。

中間的経済安定計画(試案)

昭和二三、六、一四

一 序

日本経済を安定させる為には国内的及び国際的に多くの困難な悪条件を克服しなければならないが、斯かる悪条件の克服は一挙に之を行うことは不可能である。従つて我々は将来に本格的安定の目標を持ちつゝ中間的な経済安定計画を策定し、その計画に従つて段階的に安定施策を実行して行くことが結局本格的な安定実現のための着実な近道であると考えらる。

二 中間的経済安定実現の必要

(1) 最近の我が国インフレーションの進行速度を見ると、一九四七年中消費者物価、賃金、生計費は何れも毎月前月に対して平均約一〇%宛騰貴し一年間に三倍になつて居る。之に対して鉱工業生産指数は一九四七年中毎月前月に対して僅かに二%程度しか増加して居ない。一九四八年一―三月に於ては租税の徴収が会計年度末に集約的に行われた為に通貨の発行高其他インフレーション進行の指数は稍緩漫化^{緩漫}したかに見えるけれども六、七月に於ける租税徴収の減少及び六月に予定している価格改訂の及ぼすべき諸般の影響を考慮に入れるときは今後の推移は決して樂觀を許さない。

(2) 現在我国は米国の絶大な経済的援助を背景として、経済復興計画を樹立して本年をその第一年度として自立経済の実現に着手することとしているが、これまでのような急激なインフレーションの進行に対して何等かの措置がとられるのでなければインフレーションによる労働不安の激化等によつて経済復興計画それ自体が画餅に帰する虞がある。

(3) 然らば今日の日本のインフレーションの原因と考えられる日本経済の特徴は何かと云えば次の通りである。

(イ) 主食、副食物その他最小限度の生活必需物資の絶対量の不足及び其の一部を闇買いに依存せざるを得ないことによる勤労者の日常生活の困窮に基づく労働不安。

(ロ) 日本の鉱工業生産の回復のためには国内資源の關係から原材料の輸入を絶対必要条件とするに拘らず、その原材料、補修資材の供給不十分のために生産水準は極めて低位にある。戦争被害の復旧も困難で生産設備は概ね老朽化と荒廃のまま

に放置され、企業も過度の低操業、高生産費、非能率に悩んでいる。

(ハ) 日本経済の自立のためには輸出の振興が絶対条件であるが、この輸出も、国内生産の不振、原材料不足、管理貿易の制約等のために未だ戦前の一割程度に停滞している。更にこの点については日本経済と緊密な関係にある東亜、南方諸地域における政治経済事情の不安定を軽視できない。

(ニ) 船腹の喪失、陸上運輸施設の荒廃、燃料不足等による輸送力の絶体不足。

(ホ) (イ)に掲げた勤労者の生活不安、(ロ)乃至(ニ)に掲げた経済実体の悪条件を反映して財政金融面の不健全性を示し、これが原因となつてインフレーションを昂進せしめつつある。

(4) 日本経済を本格的に安定する為には、国内生産を増進し、更に生産財及び消費財の不足分を海外から輸入し、その輸入を賄う輸出を行い、以て生産規模を拡大させ国際収支をバランスさせることが必要である。併し、斯かる本格的安定は今日急速に実現し得るものではなく、結局経済復興計画により実現する以外道はないのであるが、今日のインフレーション昂進の状況は斯かる本格安定、その経済復興計画の実施を不可能ならしめるであろう。故に斯かる経済復興計画の実施を有効ならしめる為、本秋以降に実現を期待せられる海外援助の強化特に食糧輸入の増加を裏付けとして国民特に勤労階級の生活を確保し、之を裏付けとして先づ賃金と物価の悪循環を断切ると共に、生産、輸出、労務及び資金の各面に亘り総合施策を強力に実施して、インフレーションを急激に緩漫化することに依り、一年乃至一年半の間一応の経済「安定感」を実現し、其の間生産性を向上させ我が国経済の非能率を是正し、我が国経済の国際経済への参加に必要な国内態勢の確立を出来る限り促進することが必要である。

(5) 要約すれば、我が国経済は、インフレーションを今後継続する場合には、生産阻害、労働不安、輸出不振等の現象が強化し、本格的安定の実現を不可能ならしめる懼れあるに鑑み、この際、海外援助の時期的、量的、質的考慮と睨み合つた総合施策を実施することにより中間的な経済安定を実現し、経済の立直しを行わんとするものである。唯、中間的経済安定は、

本格的安定計画の実施を有効ならしめることを最高の目標とするものであるから、安定による恐慌的現象に関しても、之を予め計画的に想定して急激な生産阻害（特に石炭、鉄、電力、輸送、肥料、繊維等の重要産業の生産阻害）や社会不安を避けつつ集中生産を段階的に実施する等、経済復興計画を前提としこれが実現に寄与することを目的とした計画的な従つて段階的な経済安定計画でなければならぬ（此の意味に於て前大戦後のドイツの「レンテンマルクの奇蹟」的な安定の行き方即ち通貨の安定を至上の目的とする考え方は相異なるのである。抽象的にいえば、インフレーションの加速度的進行に対して何等積極的計画を持ち得ない現状から、その進行を計画的に予知し、これを制御し得るコントロール・インフレーションの状態に移行させんとするものである）。

三 中間的経済安定計画の基本方針

生産水準の引上げ、輸出の伸張その他経済復興計画の実現を可能ならしめるため、この実現を阻害する急激なインフレーションの進行を抑制すると共に経済復興計画実現の程度と段階的に照応させつつ次のような態勢を確立する。

(1) 労働不安の一掃による勤労態勢の確立

日本の労働運動は、未だ組合員の民主的自覚に欠ける点がある為めに共産主義的イデオロギーに基く秩序破壊的分子の影響を多分に受け、これに因る労働不安が安定と給与の障害をなして居るが、併し今日の勤労者の生活難が斯かる労働不安の背景を成して居ることも亦事実であるから、その背景たる勤労者の生活を改善し実質賃金の安定を図ると共に、他方労働組合の自由的且つ健全な発達を促進して組合運動が、かかる破壊的分子の影響によつて誤導されない様にする。

(2) 生産増強

傾斜生産方式を継続すると共に資材の効率的使用による生産増強を図るため、生産意欲の低調な企業に対する資材割当を削減して、優秀企業を中心とする集中生産を実行し、また可能な限り海外技術の導入等によつて技術水準の改善向上等を図る。

(3) 輸出振興

連合国の指導援助の下に輸出産業の育成、輸出検査の励行による海外の信用維持、貿易手続の簡素化、民間貿易の拡大、海外市場の開拓、貿易資金決済方法の改善等によつて平和的商品輸出の画期的増大を図る。

(4) 財政収支の實質的均衡の確保

財政収支の實質的均衡の実現は経済回復の不充分な時期においては、極めて困難であるが、財政収支の不均衡に由来するインフレーションを極力抑制するために経済力にみあつた歳入の確保を図ると共に財政支出を極力圧縮して均衡の維持を図る。

(5) 金融統制の強化

健全金融の方針を堅持し、集中生産の方針に即応して資金の効率的利用を図るため金融統制を強化する。

中間的経済安定計画の素描

第一 準備期間

(一) 時期 海外の経済的援助が本格化し、食糧事情等の好転の可能性を期待し得る時期迄即ち本年十月末頃迄を準備期間とする。

(二) 方針 準備期間に於ては中間的経済安定の為の客観的条件の好転が期待し得ないのであるから、安定の為の施策もその裏付がない意味に於て其の效果に限界のあることを認識しつゝ、而かも、現にとり居る生産、配給及び物価面の統制並びに財政金融等の資金面に於けるインフレーション抑制方策を持続し之によつて時を稼ぐと共に、十一月以降の中間的経済安定の実現を前提として之に資する様な態勢の確立を図る。

(三) 措置 現に行いつゝある施策の外左の措置を講ずる。

- (1) 配給物資の闇流し等の行為に対しては、取締を強化すると共に、敲罰主義を採用し、中間的経済安定期に於ける流通秩序確立の準備態勢を作る。
- (2) 物価改訂については、賃金との均衡を考慮し、極力低目に決定する。
- (3) 集中生産実施のための準備態勢を整える。(合理的割当基準の作成等)
- (4) 賃金安定のために、たとえ僅かでも実質賃金の充実が実施されるならば、その時機を捉えて賃金の間接統制措置を実施する。
- (5) 財政収支の時期的適合を図る。
- (6) 財政支出の削減に努力し、行政整理についても第一段階として予算面に於ける整理を実行する。
- (7) 復興金融庫の貸出につき事前に一層厳密な審査を行うと共に事後の監査に付強力な機構を設ける。
- (8) 資金統制の強化の為、資金融通準則等の再検討を行う。
- (9) 労働組合運動の共産主義的傾向を矯め秩序破壊的行動を封ずる為の与論(イデオロギ)を喚起する。
- (10) 価格比率制度の適用等により輸出手続の簡素化を図る。

(四) 懇請事項

(1) 各種の施策が、その実施面において現在の日本の政治力の不足により徹底して行われ得ない実情に鑑み、司令部の直接且強力なる援助を懇請する。

(2) 中間的経済安定期に於ける裏付たる連合国の経済的援助の実現方を懇請する。(勤労者に対する主食の増配については、出来得れば之を七月より実施し、困難なる場合は秋以降その増配の方針を発表し得る如く懇請する。)

(3) 輸送力殊に海上輸送につき援助を懇請する。

(4) 賠償、集中力排除法の適用等企業家の生産意欲を阻げつゝある諸要因に関する最終的取扱方を早急に決定されるよう懇

第二 中間的経済安定第一期

請する。

(一) 時期 本年十一月頃よりとする。

(二) 方針

- (1) 勤労階級の生活安定と労働力の再生産を可能ならしめる為、食糧其他消費必需物資の増加配給を行い、賃金を以て最低生活を賄い得る態勢を確立し、之を裏付として賃金と物価との悪循環を断ち切る。
- (2) 財政及び金融の健全化方策を推進する。
- (3) 闇ブローカー、ヤミ金融、企業のインフレ利得等インフレーションの経済攪乱要素を消滅せしめる。
- (4) できるだけ集中生産を行つて、生産の増強、能率の向上、生産費の低下を図る。
- (5) 輸出の増進に全努力を集中し国際収支の改善を図る。
- (6) 国民に経済安定期到来の予感を懐かしめ、インフレーションの心理的要素を消滅せしめる。

(三) 措置

- (1) 賃金と物価の悪循環を断切る為の措置
 - (イ) 本年秋季(十一月)より一般主食配給の増配を行うと共に勤労者に対しては労働力の再生産を可能ならしめる量の配給を行うほか其の家族に対しても主食三合基準の増配を行う。
 - (ロ) 副食物、衣料、石鹼、家庭燃料其の他の必需消費物資について勤労者に対しては増加配給を行う。
 - (ハ) 右の勤労者の実質賃金の向上の為の裏付が確保されることを要件として直接的な賃金安定方策を講ずる。
 - (ニ) 右の賃金安定方策においては基準賃金を越える賃金要求の為の争議行為の禁止措置を講ずる。
 - (ホ) 賃金の紛争については国民的基礎に立つ最終的決定機関を設立し凹凸の調整スライド的是上等を行う。

- (イ) 労働組合に対して共産主義的秩序破壊分子による誤導が行われないように労働組合法規の改正を行う。
 - (ロ) 労働能率向上の為、職場責任制、職階給与制、能率増進制度の普及を図る。
- (2) 援助物資の完全有効利用

援助物資の闇流し等に対しては特別の敲罰主義を採用する。
 - (3) 生産輸送面における措置
 - (イ) 傾斜生産を継続する。
 - (ロ) 原材料の効率的使用を図り、これによつて全体的な増産に資するため工場の実体調査と資材割当の合理的基準の確立によつて集中生産を実行する。(この場合操業停止工場に対する措置として操業工場による共助制度を創設し、或いは政府が操業工場から一定の手数料を徴収してこれを操業停止工場に補償金として交付することとする。)
 - (ハ) 輸出産業及び中小企業を主たる対象として工場の能率診断その他の経営指導を行う。
 - (ニ) 海外技術の導入
 - (ホ) 農業生産力の増加対象
 - (ヘ) 外国船舶の備船その他海外援助による輸送力の増強と海運経営形態の再検討
 - (ト) 重要港湾における浚渫、荷役能力の増強、倉庫の整備復旧を図る。
 - (4) 輸出振興
 - (イ) 輸出産業を育成するため、優良輸出品を製造する工場を優遇する措置を講ずる。
 - (ロ) 不良品の輸出を取締り海外における日本商品の声価を高めるため輸出品の検査制度を広範囲に採用する。
 - (ハ) 輸原材料割当についてその個人リンク制を採用する。
 - (ニ) 輸入部門についても民間貿易の方式を採用する。

- (㉞) 海外市場の開拓のため貿易商社の海外渡航の途を活用する。
- (5) 物価面における措置
 - 操業度の好転、賃金の安定、能率の向上等を勘案し準備期間に於ける価格改訂を補正する。
- (6) 流通秩序の確立
 - (イ) 主食、副食物の供出、配給等に於て流通秩序の確立を図る。
 - (ロ) 生産財についても亦全般的に流通秩序を確立する。
 - (ハ) 輸送統制の改善を図る。
- (7) 財政金融面に於ける措置
 - (イ) 価格の補正に対応して予算の補正を行う。二十三年度予算の補正及び二十四年度予算の編成に当つては、收支の均衡を實質的に確保することに努める。
 - (ロ) 歳入については、所得の捕捉を強化すると共に国民経済及び国民の生活に不当の圧迫とならざる様配慮する。
 - (ハ) 歳出については行政整理を行う外歳入と睨み合せて適正な範囲内に節減する。
(終戦処理費の削減困難なときはその裏付物資の輸入を懇請する。)
 - (ニ) 輸入葉煙草、糖蜜等の輸入により歳入の増加に努める。
 - (ホ) 企業の能率と緊要度に即応して資金の効率的利用を図るための金融統制を強化する。

四 懇請事項

- (イ) 勤労者の生活安定のため主食その他必要物資の輸入を懇請する。
- (ロ) 輸送電力の補修其の他生産に速効ある物資の輸入を懇請する。
- (ハ) 許可漁区の拡張及び日本漁船の遠海出漁の許可を懇請する。

(ニ) 葉煙草等物資の輸入及び技術の導入を懇請する。

(ホ) 諸般の措置につき行政的援助を懇請する。

(ハ) 為替レートは中間安定第二期に於て過去約一年間の安定を基礎として設定を実現するも、出来得れば中間安定第一期においても、商品群別に相当集約した複数を為替要因の決定を懇請する。(これにより企業能率の促進をも計る。)

三 中間安定第二期

(一) 時期 中間安定第一期の目標が凡そ達成された時期より開始し、晩くも一九五〇年三月頃迄とする。

(二) 方針 国内経済の国際経済への参加態勢を確立すると共に過去約一年間の安定と国内経済実体の改善を基礎として暫定的の一本建為替レートの設定を実現する。これにより民間外資の導入、輸出の増進を本格的ならしめる。

(三) 措置

- (1) 国内価格を国際価格に調整する為の物価改訂を行う。
- (2) 民間外資の導入については、準備期間及び中間的経済安定第一期に於ても極力之に努力するが、本期迄に確立したその導入の為の条件の好転に依り、本期に於て本格的に受入態勢の確立を図る。(税制の改正、統制の緩和、企業に於ける資産評価の是正等)
- (3) 輸出増進の為に更に努力を継続する。

(四) 懇請事項

- (1) 必要な物資輸入の継続を懇請する。
- (2) 暫定的の一本建為替レートの決定を懇請する。
- (3) 輸出増進の為に諸般の条件を整備する為、特に国際的關係に於ける援助を懇請する。

中間安定計画はこのようにして発足した。そうならば、当面の諸政策も、これと齊合的に構想されることになる。

日付不明の「価格改訂の前提となる総合政策」は、二三年六月の価格補正の背後に中間安定構想があったことをものがたっている。また「安定計画を織りこんだ経済復興計画の骨子試案」(四月九日)は、実現はみなかったが、外資援助の規模、安定恐慌の規模と影響、安定通貨の性格、安定為替レートの設定、通貨の切りかえ(デノミネーション)などを織り込んで復興計画を策定することを検討し、目標年次を一年繰り下げることをも考慮している⁽¹⁹⁾。

一方、六月二〇日の外電は、次のように対日援助計画に関する諸法案について報じていた。⁽²⁰⁾

下院歳出委員会は六月三日、四億六千三百万ドルの対華援助法案を原案のまま可決したが、対日援助法案については(一)二億二千万ドルの日鮮琉球復興計画にもつき一億五千万ドルを支出する国務、陸軍両省案は否決(二)日本、琉球、朝鮮における疾病と社会不安防止のための救済費(日本四億二千四百万ドル、朝鮮一億七百万ドル)は原案通り可決した。復興費否決の意味は、もし政府が極東占領地域の経済復興費として一億五千万ドルを必要とするならば、欧州復興計画費にあてられる経済協力局の予算の一部を使えというにあつた。これに対し対日援助計画の立案に当つた陸軍省民事局は「日本復興計画の大綱は既定の方針通り推進する」と言明、結局六月廿日の両院協議会は占領地域経済復興費として十三億ドルを支出する妥協案を可決した。その内容は明記していないが、ブリッジス上院歳出委員長の言明によれば日、鮮、琉球経済復興援助費は一億二千五百万ドル、占領地救済費は十一億七千五百万ドルとなつた(ワシントン、六・一九発A P II 共同)。

結局、待望の外国援助のうち、四億二四〇〇万ドルの救済費のほかには一三億ドルのうちからなにがしかが日本に向けて支出されることになるのだが、それが合計七億ドルの線に達し「中間安定計画」の起動力となりうるのかどうかは、アメリカの予算決定の時点にいたってもなお不明だったのである。

(四) 経済安定十原則

「中間安定計画」は、SCAPに対して少なくとも三回に分けて英文で提出されていた。すなわち、五月一八日に

は五月六日付の「中間安定の実現(試案)」が、「Realization of Interim Economic Stabilization (Tentative Draft)」と題して、また六月九日には日本文では六月一四日付の「中間的経済安定計画(試案)」が、「Draft Program for Interim Economic Stabilization (Tentative Draft)」と題して、さらに一一日には同じく一四日付の「中間的経済安定計画の素描」が、「Program of Interim Stabilization」と題して、それぞれ逐語訳のうえSCAPに提出された⁽²¹⁾。これをめぐってどのような検討が行なわれたのかは明らかではない。しかし、このころから「中間安定計画」はようやく世間の話題になり、新聞にもその記事が見られるようになった。たとえば、六月一六日の『日本経済新聞』は、上記「素描」のうちSCAPに対する「懇請事項」を除く全文を掲載した。また六月一七日の同紙は、中間安定に関する日銀案をかかげている。⁽²²⁾

日 銀 案

一 準備期間(本年〔昭和二三年〕—引用者)十月まで)

A 物価賃金対策

- (イ) 公価改訂は必要最少限度に止め、第三次物価体系の改訂は絶対に避ける、すなわち基礎物資に対する価格差補給金を残置し基礎資材価格の上昇を防ぐ。
- (ロ) パリテイ計算方式を再検討し各事業部門の生産能率を勘案して価格を決する。
- (ハ) 賃金の上昇は消費者実効価格指数を上回らぬ程度とする。

B 財政対策

- (イ) 四半期ごとの収支均衡を図る。
- (ロ) 取引高税が物価騰貴を促進しないよう考慮する。

(ハ) 価格差補給金残置による財政のある程度の赤字は認める。

C 金融政策

(イ) 融資規制を強化する。

(ロ) ある程度の赤字融資はやむを得ないがその場合融資事業の経営を嚴重に審査する。

(ハ) 復金融資について嚴重な監査を行いその回収に努力するとともに市中金融の対象となり得るものはできるだけ切替える。

(ニ) 市中金融機関の金利の上昇は経営困難とならない程度に抑え、一方日銀公定歩合は漸次引上げて金利体系の不均衡を是正する。

D 生産対策

(イ) 超重点主義を肥料、電力、輸送にも及ぼし生産要素の合理的組合せを図る。

(ロ) 隠退蔵物資の摘発、流通秩序の確立に努力する。

二 安定第一期(本年十一月から来年三月まで)

物価と賃金の悪循環を断切り、通貨増発をできるだけ抑えることにより企業の合理化を推進するため次の措置をとる。

A 外国援助による最終消費財の放出

(イ) 主食のほか衣類、石けんなどを勤労者とその家族に傾斜配給する。

(ロ) ある種の消費財は輸入原価より高く売って余剰購買力を吸収するとともに財政の収入を図る。

B 外国援助による設備資材原料の放出

経済復興基金と回転基金の活用を図り、適宜これを放出する。

C 財政対策

(イ) 一般会計についてはできるだけ収支の均衡を図る。

(ロ) 特別会計の合理化を図るとともに最少限度の赤字は日銀から融通する。

(ハ) 復金に対する出資を増額しできるだけ既発債券の償還に努める。

(ニ) 安定恐慌に対する特別措置として基礎産業に補給金を与える。

(ホ) 貿易資金の経理を合理化する。

D 金融対策

(イ) 融資規制を引続き強化する。

(ロ) 経営困難な基礎産業には特別融資を考慮する。

(ハ) 金利体系の均衡を図りつゝ金利の全面的引上げを行う。

E 物価賃金対策

(イ) 実質賃金の充実を前提として賃金許可制を実施する。

(ロ) 公価引上げは行わず、ヤミ値を公価にサヤ寄せする。

(ハ) 暫定的為替レートの設定に対応して主食以外の輸入品価格を引上げる。

F 為替対策

(イ) 輸入、貿易外収支にも暫定的為替レートを設定する。

(ロ) 輸出は漸次一本にサヤ寄せする方向をとる。

G 生産対策

資本の蓄積は通貨の安定と矛盾しない程度に止める。

H 失業対策

行政管理、企業合理化によつて顕在化する失業者に対してはすみやかに再配置するよう努めるとともに輸入食糧を安価または無償で配給する。

三 安定第二期（来年〔昭和二四年——引用者〕四月から十月まで）

原則として通貨の増発を行わず、物価体系の均衡を図るとともに引続き企業整理を促進するため次の措置をとる。

A 引続き外国援助による物資の放出を行う。

B 財政対策

- (イ) 一般会計の均衡を図る。
- (ロ) 補助金の交付を漸次制限する。
- (ハ) 復金出資を増加し、既発債券の大部分を償還する。
- (ニ) 官業特別会計の独立採算制を強行する。

C 金融対策

- (イ) 原則として日銀貸出を停止する。
- (ロ) 金利に多少の流動性を与える。

D 物価賃金対策

- (イ) 物価体系を全面的に整備する、その際原価主義のみによらず需給関係と国際価格を考慮に入れる。
- (ロ) 国民所得とにらみ合せて賃金水準の再査定をする、たゞし能率給の原則による引上げを認める。

E 為替対策

原則として輸出の暫定的為替レートを一本にサヤ寄せする。

四 安定第三期（来年〔昭和二四年——引用者〕十一月以降）

一本為替の設定により国際経済に突入するとともに従来インフレ抑制の見地から押えてきた資本の蓄積を開始するため次の措置を採る。

A 引続く外国援助により生産設備の増設を図る。

B 財政対策

- (イ) 実質的均衡を実現する。
- (ロ) 財政支出以上の税收を図り復金出資金に充てる。
- (ハ) インフレ利得を確実に握し、課税の対象とする。

C 金融対策

- (イ) 従来の質的統制に貨幣機能を活かした量的統制を加味する。
- (ロ) 日本銀行制度の根本的改正ならびに貨幣法の改正を行い日本銀行券を安定通貨たらしめる。

D 物価賃金対策

- (イ) 公定価格を思い切つて整理する。
- (ロ) 賃金は引続き統制するが能率給の色彩を濃くする。

E 貿易対策

- (イ) 本来の一本為替を設定する。
- (ロ) 民間貿易、民間外資導入の活発化を図る。
- (ハ) プレトンウツツ協定への参加実現に努力する。

F 企業整備は引続き促進するとともに資産、負債の再評価を行う。

G 資本の計画的蓄積を行うため基本的な生産統制、消費規制は続ける。

日銀案の大綱はほぼ安本案と照応するが、時期をより細かく三つに区切って、政策をキメ細かく運用するように配慮しているが、実質上は安本案よりもきびしい政策を考慮していたと思われる。第一期から安定恐慌の対策として補給金支給がかけられ、第二期、第三期の企業整理の促進が表面にあらわれ、さらに第二期から第三期にかけて、融資規制の強化から日銀貸出の原則的停止がうたわれ、一本レートの設定と日銀券の安定通貨化が第三期の目標とされるなど、思い切った引締めが企てられていたのであった。このプランと安本案とあわせてSCAPの検討の素材とされたものであろう。当時、これにたいする言論界の批判は一般にきびしかった。たとえば『朝日新聞』はこの案の源泉として、(1)二三年一―四月の相対的安定、(2)外資導入の可能性、(3)経済復興計画からの要請の三者をあげ、復興の礎石としてこれを取りあげるのならば評価できるが、一時的なものならばたのむに足りないとし、さらに六月の物価改訂によるインフレの激化が目前にさしせまっているのをどう乗り切るか、生産対策はあるのか、など、かなり警戒的な論旨をにかけていた。⁽²³⁾ また有沢広巳は、次の点をあげて批判した。(1)〔省略〕。(2)このやり方は封鎖経済的だが、国際経済との矛盾が内包されている。そのため、これが成功してもいまだ一度安定政策が必要となる。(3)このやり方だと安定のために長期間を要する。〔第一次大戦後の――引用者〕フランの安定には一〇年を要したが、日本の場合も二年やそこいらでは到底安定しないであろう。しかもその間インフレをスロー・ダウンする確信はもてないであろう。(4)安定恐慌はさけられないが、それに対応する金融、価格、資材等の対策はあるか、さらに安定恐慌に企業はたえらるるか。「官僚と金融資本家は果して企業家の抵抗を排除しうるか」等。⁽²⁴⁾

中間安定の核心は、外国援助によって消費財をまず増加供給し、それをきっかけに賃金の間接安定措置を講じ、財政金融のバランスを図ろうとするものであり、その意味ではできるかぎり「安定恐慌」を回避しようとする趣旨に出たものであった。しかし日銀案は「安定恐慌」の不可避性を説き、言論界はなおさらその重要性を説く。計画の前途は多難であった。

そうした状況下で、七月一五日、マーケット経済科学局長は、いわゆる「経済安定十原則」を覚書の形で提示した。その題が“Essentials of Economic Stabilization Program”（「経済安定計画の諸要件」）となっていたことから知られるように、これはおそらくヤング・ミッションの勧告の一部をとりいれて同調査団の仕事に報いるとともに、日本側の「中間安定計画」“Program of Interim Stabilization”にたいするコメントないし間接の回答の意味をもつものであったと考えられる。ただし、その前後の事情を物語る資料は見当たらない。

経済安定計画の諸要件

米国の援助を引続き確保するに必要な付帯要件を履行し、且つ日本経済の自立を促進するために、日本における有効適切な経済安定計画の基本的諸要件をここに指示し、これを、直ちに実施し、且つ完全に遂行することを命令する。

- 1 すべての主要国産原材料および製品を増産すること。
- 2 現行割当配給制度を厳格に実施し且つ、計画化することにより、本制度の効果を高めると共に、ヤミ市場の徹底撲滅を図るべし。
- 3 供出割当を、より実情に即して決定し食糧供出計画の能率を更に高めること。
- 4 公定価格を厳格に守り、違反者は総て直ちに処罰すること。
- 5 確固且つ弾力性ある貸金安定計画を早急に樹立すること。
- 6 実質的に税収の増加を達成する計画を促進強化し、脱税者に対しては刑事訴追を徹底する。
- 7 衡平の原則にのっとり、租税の税金負担がより衡平になるように再配分を行うと共に、更に歳入の増加を図るため、新税を

- 実施すること。
- 8 特別会計の赤字を組織的に減少すること。
 - 9 外国貿易の管理及び事務の運営を改善し、日本政府の適当な機関のもとに、外国為替管理を確立すること。
 - 10 現行の重点的融資計画を強化し、その効果的遂行を図ること。

経済科学局長 マーカット少将

なおこの訳文には問題があり、その前文は、「米国の援助の継続を保証し、かつ日本経済の自立を促進するために必要な諸要請をみたすために、ここに日本における有効な経済安定計画の基本的諸要件を指示し、直ちに採用かつ完全に遂行することを指令する」とでも訳すべきであろう。ともあれその内容は、中間安定計画に対するコメントであり、それをみたとすことが、「援助の継続」(「増額」ではない)の要件とみなされるというのであった。それは、対日援助の増額が望みうすとなったために発せられたことを意味していたのかもしれない。しかしその内容は「中間安定計画」に織込みずみのものが多く、日本政府として強いショックをうけるほどではない。中間安定政策の目ざす方向が否定されたのではないが、その発動は不可能である。かくして事態は表面化しないままに推移したのである。

二 SCAPと安定本部の安定計画

(一) 安定計画への模索

中間安定案が日の目をみずに終わったことは、その考え方がまったく放棄されたことを意味してはいなかった。二三年秋の文書は比較的乏しいが、たとえば、二三年九月の「安定恐慌について」と題する安定本部の文書は、当時の安定本部の考え方をよく示すものといえよう。⁽²⁵⁾この文書は「はしがき」で、インフレ収束のための安定恐慌について、安定恐慌は発生しない、おそるるに足らずという意見、起こるにしても軽微ですむだろうという意見、第一次大戦後のドイツと同様のはげしい恐慌がさけられないという意見などが対立していると述べたうえで、かつてのドイツの経験についてまず分析を行なう。次いで日本の現状について分析を行ない、当時の複数为替レートは加重平均して三三一円になるが現状において単一為替レートがかりに三三一円に設定されると、ペイしうる産業は紡績、一部の機械工業(織機、変圧器、モーターなど)、電力を主たる原料とする産業(電解苛性ソーダ、電解硫酸など)、農業、食料品工業などに限られ、他産業では思い切った合理化が必要である。それら諸産業の非効率の原因は、資本、労務ともに過剰だからである。そこで、合理化を一挙に行なうことにして、思い切ったインフレ収束政策を行なうと、かえって日本経済の命取りになるかもしれない。そこに中間安定計画の根拠がある。かくて、なし崩し安定を策し安定恐慌をできるだけ軽微にすませることが必要である。その手段としては、(1)企業の一般的な操業がもう少し高まるまで最終的な安定をのぼすこと、(2)徐々に段階的に安定にもってゆくこと、(3)一般にヤミをなくす努力をすることが大切だ、というのである。この文書の価値はあまり高いものとは思われないが、当時の政策当局の考え方を知る手がかりにはなるであろう。

このあと、安定本部企画課は一〇月一三日付で「新段階における経済政策の方向」と題する文書を作成した。⁽²⁶⁾その内容は、二三年秋の時点で、インフレの進行が各種の指標でみてやや緩慢化したこと、しかし生産、輸出の停滞、財政の実質的不均衡、名目賃金の跛行的上昇、企業資本の減税等楽観を許さない事情もある。右のインフレ緩慢化の理

由は、金融引締、通貨に対する若干の信頼性回復（預金の増加）、生活必需物資の増配ないし生産増加である。そこで、次のような政策の方向が考えられる。すなわち、(1)経済統制の簡素強力化（品目の整理、方法の改善）、(2)賃金安定施策の実施（賃金は消費者実効物価と生産にスライド、賃金物価は一定期間〔六カ月〕安定、等）、(3)企業合理化の促進（価格、金融政策によりこれを行なう、復金の赤字融資廃止、補給金は価格差補給金のみとし赤字補給金は支出しない、失業対策の実施、等）、(4)財政の健全化政策（大口インフレ利得者に対する徴税強化、税制改革〔資本蓄積のための法人税改正案〕）、(5)価格政策の再検討、(6)輸出の振興（国際経済への参加、一本為替レート設定をひかえ輸出産業の合理化促進、設備技術の改善政策、輸出手続の簡素化）。

この文書においては、もはや援助の増額に対する期待はまったくみられない。「中間安定」の目ざした方向を大筋としてはとりながら、自力による政策を志向せざるをえない状況がしだいに成熟しつつあったのである。

(二) ESSの安定計画論

一方、SCAP内部においても、インフレーション対策についての議論が展開されていた。一月八日付の「経済安定」“Economic Stabilization”と題するSCAP内部の覚書（ルカウント財政課長、ヘプラー労働課長、ウィッティントン価格配給課長代理三者の連名でマーケット経済科学局長あてに提出されていた⁽²⁷⁾）はのちに二月一日、ヘプラー労働課長の声明の形で発表された「賃金三原則」の原型をなすものである。

その要旨は次のごとくであった（要約——筆者）。

経済安定

1 日本経済の安定のための一般的政策として、経済科学局は四つの政策をとってきた。第一は価格水準の維持、第二は均衡予

算の維持、第三は産業の赤字を予算以外から支出される補給金によってまかなうことの禁止、第四はいやしくも占領や輸出の計画上必要な生産を維持するために必要であるかぎり、石炭のような基礎産業におけるストライキを容認しないこと。現在、われわれは政府及び民間の労働者の大幅な賃金要求に直面しており、そのうちもっとも危機的なのは、電力および石炭産業の労働者の要求である。経済科学局と総司令部は、これらの諸要求と諸政策についてその及ぼす影響を考慮しつつ検討することが大切である。

2 電力、石炭両産業の労働者は一九四八年三月と四月の賃金協約に生計費の変化に対するスライディング・スケール条項を含めている。スライディング・スケール条項は採択されて以来、経済安定の努力にたいして主要な障害になってきた。……この条項の発動以来、生計費指数は三二・五％上昇しているので、所得税減税の効果をさしひいて約一五％の賃金引上げが正当とすべきであろうが、九月の電力産業の争議の結果、中労委は四一・九四％の賃上げと、六月から九月までについても三二・五％分支給することに裁定した。日本政府は石炭労働者についても同水準の賃上げを認めようとしている。それらとともに政府の補給金を増額し、消費者物価を引き上げることによってまかなわれる。

3 電力産業にたいする賃金支払のための補給金は三四億六八〇〇万円にのぼり、これを電力料金引上げでまかなおうとすれば、二五％の料率引上げが必要となる。

4 石炭労働者について同率の賃上げを行なえば、本年度六一億五六〇〇万円のコスト増となり、月産三〇七万トンとしてトン当り四五六円、約二〇％の炭価引上げを要することになると安定本部では述べている。それは鉄道で一〇億円の支出増になるのをはじめ鉄鋼、肥料、など他産業のコストを引き上げる。石炭補給金を改訂すれば他の財の価格改訂も必要となろう。

5、6、7では、次のような点が指摘される。四二％以下の賃上げでは電力、鉄鋼のストライキはさけられず、生産の低下はさけられない。一方、この時点において賃金引上げを認めた場合についての確にその影響を示すことはできないが、それというのもSCAP内部において総合的に、賃金、価格、コスト、予算の関係の決定を含む安定計画が存在しないからである。

8 そこで以下のことが勧告される。

a 安定計画は価格配給、労働、および財政の三課合同で作成され、産業課と生産公益事業課長の合意をへたものである。価格および予算の重要な改訂が行なわれる以前に、できるかぎり早くこれを採択し必要な行動がとられるべきである。この提案は基本的に賃金を固定するような何の統制をも含んでいないが、通常の経済的諸勢力が賃金を決定しようように賃金と価格の合理的な関係を固定したいと考える。そしてそのもとでSCAPと日本政府が労働不安や経営の危機の双方からくる生産停止の計算されたリスクを想定し、この覚書の1のはじめの三つの政策を完全にみたすことができる。

b 基本的な安定計画は四九年二月一日に完成するので、それまでの中間期間においてとりあえず次の諸政策をとるべきである。

- (1) 電力・石炭労働者の賃上げは、いかなる場合にも四二%にとどめること。
- (2) 一般物価を刺激しない範囲で政府収入をもたらすような消費財価格の引上げ。
- (3) 公務員給与の引上げ、物価水準の維持、既定の政府支払以外の新規政策の停止（公務員の一時金等もこの対象となる）。
- (4) 一般会計予算の收支均衡。

9 中間的措置についての上記の提案は、上記8の各の項目についての最高司令官やESSの完全な同意を条件としている。もしこれが得られない場合には、現行の政策を完全に保持し、電力および石炭労働者の賃上げを防止することが、現在当面する任務であることを強調したい。

10 上記の勧告は公務員給与の五三〇〇円ベースの引上げを予想している。これ以上の引上げは、物価水準の維持や予算の均衡を不可能ならしめるであろう。

以上のうちとくに注目すべきは、二四年二月一日を期して全面的な安定計画がつけられることになっていた点であ

ろう。それはドッジ・ラインの実施によって日の目を見ることがなかったが、SCAP自体もインフレーションの安定のためのプランを真剣にうちたてようとしていた点で注目にあたいする。日本側もSCAP側も、インフレーションの安定を行なわなくてはならないという見解においては一致しており、その方法が問われる段階に達していたのであった。ただSCAP案は「賃金、価格、コスト、予算」の統制を一層強化することによってこの目標を達成しようとしていたのである。

この内容をさらに簡素化したものが、「企業三原則」として公表されたのは二月一日である。しかし、その内容は一月下旬までには日本側に内示されていたらしく、その方向は二月になって以後の「総合施策大綱」（後掲）に明示されていたのであった。

賃金三原則（罷業事情に関するヘプラー声明）総司令部渉外局新聞発表（要旨）（一九四八・一一・一一）

総司令部経済科学局ヘプラー労働課長は日本における罷業の現況に関し、次のような新聞声明を発表した。

労資双方が重要産業に現に起りつつある数々の争議を解決し得ないことは、日本経済の安定が焦眉の急である実情に鑑みて遺憾に堪えない。しかもどの争議を見ても皆同じ型に嵌って行われているのである。労働組合は、物価が昂騰し、生活水準が低下したという事を理由に労働者に対する多額の賃銀引上を要求している。また、雇主は現在の公定価格水準の下では賃銀の引上に応ずる余裕はないという主張を固執している。過去においては、労資双方共、補助金とか、赤字融資とか、製品販売価格の引上という形式で、日本政府に救済を求めたものである。

しかしながら政府は、最近この種の慣行の継続に断乎反対する態度をとり、その見解を具体的に次の三原則に表示するに至った。

これ等の原則は、既に表明された均衡予算堅持の政策と関連するものである。

表 4-1 日本経済自立計画の目標数字 (1930—34年平均=100)

	1948 (年度)	1949	1950	1951	1952	1953
人口(100万人)	79.1	81.1	82.7	84.1	85.4	86.7
工業生産*	46	64	87	107	122	135
輸出計(100万ドル)	166	375	635	885	1,125	1,325
輸入計(100万ドル)	685	830	1,075	1,230	1,370	1,500
貿易収支(100万ドル)	△ 519	△ 455	△ 440	△ 335	△ 245	△ 175
食糧消費(1人当りカロリー)	1,740	1,875	1,920	1,940	1,945	1,950

出所：GHQ ESS, "Program for a Self Supporting Japanese Economy."

第一に、賃銀引上のために、産業を補助する臨時費は、何等か新しい歳入財源が見出された場合に限り、これを支出することが出来る。

第二に、賃銀引上によつて生じた赤字を補填するために、産業に融資する事は許されない。

第三に、一般物価水準の引上を招くような賃銀引上は許されない。

日本国民に課せられている現在の租税負担は、余りにも重く、この上の加重は極度に困難であろう。実際のところ、若し仮に現在の賃銀要求の総てが政府の補助金または物価の引上によつて賄われるとしたら、その殆んど全部の負担は労働者にかぶさつて来ることになり、労働者は、その経済状態が現在よりも却つて悪くなることをすぐ悟るであろう。

政府のとつた態度は、経済復興のために健全且つ、不可欠である。若し反対の方向をとつたならば、その結果は必然的に財政の不均衡となり、無価値な紙幣は国に充満し、終には收拾のつかない経済的混乱に陥入るに違いない。

以上の二月一日を期して完成するはずの総合政策とはおそろく別に、ESSのファイン博士らを中心とする「日本経済自立計画」"Program for a Self Supporting Japanese Economy"も、十一月には完成した⁽²⁸⁾。その目標数字だけを便宜上表4-1にとりまとめておくことにしよう。

ところでこの計画の第五章は、「経済安定統制」"Economic Stabilization

"Control"と題されて、インフレーションの安定が、労働の不安定を解消して生産を継続するのに役立ち、投機的なストックを減少し、日本の対外為替レートの設定を考えることを現実の問題とさせると述べ、そこで日本政府に要求すべき政策としては、次の五項目がかかげられる。

- 1 食糧の集荷と配給の制度においてなしうるすべての強い政策を継続することを確認しなくてはならない。
- 2 企業の能率的かつ利益のある行動ができるかぎり保証されるよう、公定価格水準を適切に調整しつつ、維持しつづけなくてはならない。
- 3 価格が安定し、食糧その他の消費財が能率的かつ公正に配給されるという合理的な保証によって、政治的理由からとなく不安定な賃金もおそらく現実の安定の基礎をもつようになるであろう。現に見られるように、賃金安定計画がないことは、現在の安定統制 Stabilization Control の唯一最大の欠陥である。
- 4 すべての主要原料と燃料についての総合的な配給制度は現に機能している(また以下にその拡張が論じられる)とはいえ、なお一層の強化が可能であるし、また強化されるべきである。改善すべき最大の点は、現在の段階では事後の監査制度の確立にある。物資が計画上配給されるべきところに現実に配給されたか、それを入手した者が、計画の意図通りに、また有効にそれを使用したか。とくに輸出用の発注をうけた場合がこの対象である。過去数ヶ月以上にわたって、大量の不良品が発生したことが輸出計画の実現を狂わせた。経済の拡張それ自体が経済の安定に役立つのである。
- 5 重要性の乏しい政府支出を削減し、税とそれ以外の政府の収入を増加するために、強すぎるほどの努力が必要である。とくに、所得税行政を改善して企業の過剰な購買力を吸収する点においてしかりである。

以上の提案は現に行なわれつつある統制を一層強化し、かつ財政政策における支出の削減と徴税の強化をうながすが、その骨子であった。これは当時のESSの経済政策の基本思想であったとみてもよいであろう。すなわち、統

制を強化しつつ、一方生産の拡大を図れば、それがやがてインフレの克服にも、一本為替レートの設定にもつながるというのである。それはのちのドッジ・ラインとは、財政規模の圧縮の一点では共通するが、他の多くの点においてまったく相反する構想であった。

こうしたESS側の一連の動きは、日本側にも当然反響し、安定計画の立案がつづけられてゆくのである。

(三) 総合施策大綱案

二三年秋に入ると、日本側も中間安定政策の衣更えを考へるようになった。その案の特色は、もはや外国援助なし外資への期待をすて、一方中間安定計画の構想していた段階的なインフレの安定ないし一本為替レートの設定を目標とする方向を推進しようとするものであった。その準備は、一〇月の「新段階における経済施策の方向」(二三・一〇・一三、ESS企画部)以後進められた。⁽²⁹⁾この文書のおもな内容は、経済統制の簡素強化化、賃金安定施策の実施(賃金の消費者物価へのスライド等)、企業合理化の促進(価格および金融政策による、復金赤字融資、赤字補給金の廃止)、財政の健全化、価格政策の再検討(価格形成方式の再検討)、輸出の振興等であった。

一月二五日には「新経済政策大綱案」、二月一〇日には「総合施策大綱案」がとりまとめられる。⁽³⁰⁾ドッジ・ライン以前の日本側の構想のとりまとめともいふべきこの案は、「経済安定十原則の趣旨に則りこれを経済の推移に照して質的に改善しインフレーションの抑制を考慮しつつ産業基盤の改善、企業の自主的責任体制を確立することにある」とし、「二四年三月末日までを当面对策の実施期とし、四月以降を新たな総合対策の実施期とする」。当面の対策は「所謂企業三原則(賃金三原則のこと——引用者)を基本理念と」し、「価格体系は総合施策の実施期まではこれが全面的改訂を行はず、復金の赤字融資及び赤字補給金もこれを行はない方針」とする。「明年〇月〇日(四月一

日)をさすと思われる——引用者)に実施予定する新価格体系は一定期間絶対に維持することを目途とし、一連の総合施策を樹立実行に移すものとする」。

以上につづき、「企業合理化の促進」、「財政金融の健全化方策の実施」、「新価格体系の作成」⁽³¹⁾、「賃金安定方策の実施」、「長期計画」、「輸出振興」、「統計の簡素強化」の七つの項目がたてられ、その内容が示されていたのである。この案は、以後二月一〇日案にはじまり、一六日の「総合施策(案)の問題点」、さらに二〇日案、二三日案と少しずつ改訂が加えられてゆくが、ここにはよくまとまった二三日案を示しておこう。それはさきのSCAPの構想にも対応するところがあり、一本レート設定をも見通していた点で、経済九原則以前の一つの到達点を示すものともみられるからである。

総合施策大綱案要旨(経本事務局案、一九四八、一二、二三)

一方針

日本経済の真の安定を期するため単一為替レートの設定と輸出貿易の振興を目標とし、全国民の耐乏と努力によつて、インフレーションの抑制を図りつゝ合理的かつ自主的な経済体勢を確立することに重点をおく。

二要領

(1) 企業合理化方策

- (イ) 均衡ある価格体系と適正な貸銀体系の下に企業三原則の厳格な励行による企業の自立的合理化の推進をはかる。
- (ロ) 資材割当についても優良製品を低コストで生産する優秀企業に重点をおくと共に統制の枠内で合理化と競争原理が行はれるよう統制方法の質的改善を行う。
- (ハ) 基礎産業、輸出産業の合理化に必要な資本蓄積を可能ならしめるよう税制、価格及び金融面において特別の考慮をほら

5。
 (二) 企業合理化の進展と共に失業者が次第に顕在化するに対応し、これを公共事業等に極力吸収する外、現下の国民経済の許容する限度において対策を講ずる。

(2) 財政金融健全化方策

- (イ) 財政収支の実質的均衡をはかるため財政規模は国民経済力に適應する如く相対的に縮少することを基本原則とし、
- (A) 経済統制の簡素強化に伴い行政整備を大巾に行う。
- (B) 価格調整費は価格水準、生産要請との関連を考慮しつつできる限り縮減する。
- (ロ) 税制については租税負担の公平を期するため税制の再検討を行うと共に課税所得の捕捉につき一段の努力をなす。
- (ハ) 単一為替レートの採用に伴う貿易資金特別会計の黒字は経済の安定及び復興に資するため価格調整補給金特に輸出入単一レートの設定に因る影響を緩和する使途に優先的に充当する。
- (ニ) 金融対策としては健全なる企業が正常な企業活動に支障なきよう効果的な融資を行うものとすると共に不健全金融の絶滅を図り通貨価値の安定に資する。

(3) 新価格体系策定方策

新たな価格体系の設定に当つては、(A)国際価格とのつながり、(B)価格水準の安定(物価、賃銀の均衡安定)、(C)生産要請(特に基礎的生産財について)を考慮して無理のない適切な均衡価格体系の確立をはかる。

(イ) 国際価格とのつながりを急速に実現するため、この際輸出入単一レートを実施するが、次の措置をあわせて行う。

- (A) 輸入物資の中ガリオア物資(特に食糧)については例外的措置をとる。
- (B) 輸入物資の中重要原料の輸入価格の急激な値上りが国内価格体系及び生産に与うべき衝撃については所要の緩和措置(貿易資金の黒字を財源とする補給金の支給)をとる。

(ロ) 輸出についても原則として輸出入単一レートによるが、之によつて当面輸出不能に陥る産業部門の中、将来この単一レートにより得るものについては過渡的に例外的措置をとる。

(ハ) 価格水準の安定、特に賃銀物価の同時安定をはかるため、(A)財政、企業、家計等国民経済的見地から補給金の支出限度を算出し、特定の基礎生産財の消費者価格を国際価格を考慮に入れた水準とするために補給金の支出を行う。(B)賃銀安定方策の実施に伴い標準企業が適正な賃銀を支払い得るよう無理のない価格を形成する。(C)価格水準を高めることによつて均衡をとることは市場価格が公定価格を下廻るものもある現状においては徒らに名目的に価格水準を引上げる結果にのみ終ることとなる虞もあるので需給バランスのとれているものについて価格統制の簡素化を考へたい。

(ニ) 基礎的重要物資については生産向上の要請、産業実体資本の蓄積の要請に答えるよう価格形成に際し特段の配慮をなす。

(4) 賃銀安定方策の実施

- (イ) 賃銀安定方策の実施に当り労資の協力と納得が必要なので総合賃銀安定委員会を設置し賃銀格差、賃銀安定方式の検討を行う。
- (ロ) 賃銀安定方策は総額制限方式を採用するが、生産実績の向上に應ずる加算賃銀を認める。
- (ハ) 実質賃銀の向上については労資一体としての企業努力を主眼とし、各企業毎に自主的に賃銀支払給源の確保に努めしめるものとする。

(5) 輸出振興方策

- (イ) 輸出最優先の原則を確立し、生産資材、金融、価格、国民運動等各分野において輸出振興のためあらゆる施策を傾ける。
- (ロ) 輸出産業をして海外競争に耐えうる如く企業合理化を促進せしめることとし、輸出入単一レート設定の事情に対し、輸

出産業構造を適応せしめる如く指導する。
 (6) 経済統制の簡素強力化方策

(イ) 経済統制は日本経済の現状においては、なお強力に継続すべきではあるが、他面現行の物資、価格等の諸統制の方式・効果等に反省検討を加え、実施可能なものより逐次経済統制の簡素強力化をはかる。

就中既に需給バランスによる自働的な価格引下の現われている物資等については当該物資の品質向上、生産合理化等の見地から価格統制の撤廃を考慮する。

(ロ) 物資統制、価格統制、金融統制その他補助金制度等をも含めた各般の経済統制についてその統制対象を効果的範囲に縮小すると共に、統制相互間に均衡ある総合性を確保するよう格別の考慮をばらう。

このような方向が、SCAPと日本側の間でしだいに固められてゆきつつあるとき、経済安定九原則が発動されたのである。

- (1) くわしくは鈴木武雄『戦後日本財政史』第二巻、一八六ページ以下、鈴木武雄編『安定恐慌論』所収の諸論文を参照。なお鈴木武雄『金融緊急措置とドッジ・ライン』清明会新書4、一八九―二二二ページ参照。
- (2) 昭和四十六年九月二八日、於大蔵省。
- (3) 吉野俊彦『戦後金融史の思い出』日本経済新聞社、昭和五〇年、一三三―三四ページ。
- (4) 大蔵省資料Z五〇三―一(中間安定政策(一))。
- (5) 大蔵省資料Z五〇六―二〇(中間安定計画と経済情勢、経済安定本部)。
- (6) 石野信一述「中間安定政策について」(『戦後財政史口述資料』第四分冊・理財)。なお、大蔵省資料Z五〇三―一に担当者のメモあり。
- (7) 大蔵省資料Z五〇三―一。
- (8) 同前。

(9) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(10) 事実、当時の外電はひんびんとアメリカの対日援助拡大、小マーシャル・プランについて報じている。たとえば、「総司令部参謀次長フォックス代将の米下院歳出委員会の公聴会での証言。『日本はいつ自立できるか』との委員の質問に答えて次のように言明した。『対日援助計画は現在の推定によると少くとも四年間にわたって行われ、援助額は年を追って減少することになっている。日本産業の復興を早めるために小マーシャル案が計画されているが、この案によると必要額は毎年減少して一九五〇年には対日援助資金は三億ドルとなり、日本国民はやがて輸出代金によって必要輸入品の支払いを賄うことができるものと期待している』(『朝日新聞』ワシントン特電、三・三〇)。

「極東訪問を終えて四月六日ワシントンに帰ったドレーパー陸軍次官は、同日の記者会見でつぎの点を明らかにした。『日本をして戦前の貿易水準を回復させるための復興計画を開始されるが、第一着手として初年度分援助費一億五千万ドルが供給されよう。この金額は日本、朝鮮、琉球復興費としてすでに議会上程されている二億二千万ドルの一部である。この計画の期限は大体欧州援助計画と同じように四ヶ年となるだろう。日本の繊維製品の海外進出が連合諸国の製品と競合する問題については、私はこのような競合はやむを得ないと考えている。日本のような八千万もの人口を抱えた大集団に差別待遇を与えるならば、それは紛争の種となるだろう』(『朝日新聞』ワシントン特電、四・六)。

「米国の対日援助政策について行われた報道にはいろいろとくいちがいがあったが、これに、終止符を打ったもの」として、APのハリス特派員は五月廿五日のドレーパー陸軍次官との特別会見で同次官が明らかにした計画案の内容を次の通り報じた。『来る七月一日からはじまる四九会計年度に米国が支出を考慮している日本救済および復興費は六億七千五百万ドルでその内訳は次の通り。一、救済費(食糧、衣料、肥料など)四億ドル、一、再建費(工業復興)一億五千万ドル、一、対日繊維原料(綿花)融資用の回転基金一億ドル、一、その他二千五百万ドル。』(『朝日新聞』ワシントン特電、五・二五)。

(11) (以上『読売政治年鑑』昭和二四年版、五五―五六ページ)。

(12) 大蔵省資料Z五〇三―一。

(13) 経済企画庁資料(経済安定計画)。

(14) 大蔵省資料Z五〇三―一、経済企画庁資料。

- (14) (13)に同じ。
- (15) 大蔵省資料Z五〇三一。
- (16) 経済企画庁資料。
- (17) 大蔵省資料Z五〇三一、経済企画庁資料。
- (18) 経済企画庁資料。
- (19) 経済企画庁資料。
- (20) 『読売政治年鑑』昭和二四年版、五八ページ。
- (21) 経済企画庁英文資料。
- (22) 引用は、経済安定本部「中間安定に関する諸案と諸批判」からのもの。
- (23) 『朝日新聞』昭和二年六月一三日付社説。
- (24) 経済安定本部同上資料。
- (25) 経済企画庁資料。
- (26) 経済企画庁資料。
- (27) Memorandum for: Major General W. F. Margnat, Subject: Economic Stabilization (8 November, 1945) (「メモランダム文書」Z七〇三一二〇)。
- (28) 「スートランド文書」Z七〇三一三一。なお、この文書は「経済安定統制」の政策の部分を経済九原則と入れ換えた改訂版が、ペンタゴンから一九四九年一月に出されている(同上Z七〇三一三二)。
- (29) 経済企画庁資料。
- (30) 経済企画庁資料。

第二節 「経済安定九原則」

一 「経済九原則」の発動

(一) ワシントンにおける決定

「経済九原則」は、アメリカ本国における国家安全保障委員会による対日方針転換の決定(NSC—一三/二「アメリカの対日政策に関する勧告」一〇月七日)をふまえ、ペンタゴン・國務省協議のうえで行われたものと思われる。NSC—一三/二の一五、「経済復興」の項は、大要次のようであった。

「アメリカの安全保障の観点からいえば、経済復興は今後におけるアメリカの対日政策の主要目標であらねばならぬ。アメリカの物資と資金の援助計画は今後数年間、その規模を次第に縮小させつつ、継続させねばならぬ。……」それから、日本の貿易や産業の復興にたいする障害の除去、私企業の活動の育成、極東諸国との関係の考慮、アメリカ政府各省への要請、がかかげられたあと、次のように結ばれる。「次のことを、日本政府に対して明示すべきである。復興計画の成功は主として、はげしい勤勞によって生産を向上させ、高い輸出水準を維持し、(労働争議による——引用者)作業停止を最少にし、インフレーションの傾向に対して国内的なきびしい手段をとって激しい戦いをいどみ、かつできる限り速かに均衡予算を達成することにかかっている」。「経済安定九原則」はここにその根拠が求められ

るのであった。⁽¹⁾

「九原則」自体の立案は、ドレーパー陸軍次官とそのスタッフによってなされたものと思われる（なお「渡辺武日記」〔二四年二月二三日〕によれば、ドッジの随員マクデアミッドは、自分と財務省のステュアートが起案者だと語ったという）。それは一九四八年一月一日、陸軍次官付のG・A・リンカーン大佐が、ジョセフ・ドッジと会ってヤング・レポートと日本の安定の問題について論議したとき、「現在立案中のマッカーサー將軍あての安定に関するメッセージ」にふれ、ドッジがそれは「健全なメッセージ」であり、おそらく将来においても現在と同じく「健全な」ものとして残るだろう、と述べたことからもうかがわれる。⁽²⁾ この会見でドッジは、日本の事情について、次の諸点に注目した。

- a 一九三〇年にくらべ、雇用量は一二一%なのに、生産は三九%、一九四〇年にくらべると二〇%にすぎない。
- b 工業生産は一九三〇年の四一%、戦争中のピーク時の二〇%。
- c 一九四七年二月から四八年二月までに通貨供給は一七三〇億円から四一三〇億円に増加、銀行預金は一〇七%、日銀券発行高は一〇四%の増加。
- d 一九四八会計年度の公債発行高は一八〇〇億円の増加。
- e 将来も銀行券発行高は一〇〇%増加の見込。
- f 銀行貸出の増加は預金増加の九〇%。
- g 一般会計予算中に補給金五二〇億円を含む。
- h 貿易収支の大幅赤字。ガリオア資金で輸出がまかなえないばかりか、輸出は輸入の三〇%しかカバーできない。

い。

ドッジはこの状態をみて、何よりも強く「安定」が必要と考えたようである。マッカーサーのメッセージに、「安定のためには提案されている多くの手段を最終的に採用することが必要だろう」とあるのをみて、ドッジは「なぜ今すぐやらないのか」と質問した。

「九原則」をふくむ対日経済政策は、二月はじめの一〇日間、統合参謀本部（JCS）、国家顧問会議（NAC）、国家安全保障会議（NSC）のメンバーによって討議決定され、その結果二月一日にドッジはトルーマンに招かれて渡日を要請されたのであった。その結果発せられた「経済安定九原則」は、次のとおりである。

総司令部特別発表（一九四八・一二・一八）

米國務省および陸軍省はマックアーサー元帥が日本政府に対し、財政、金融、物価および賃金を出来るだけ速かに安定し、あわせて輸出産業の生産額を最大限度に引上げるため効果的な経済安定計画を立案し、これを実施するよう指令を発するはずであると十七日発表した。このマ元帥の措置は極東委員会の規定にもつき米政府からマ元帥あてに発せられた臨時の指令に従ってとられるものである。経済の安定は日本の経済復興を確実に継続せしめ、また米国の国費をもっとも効果的に使うためにもっとも緊急を要する必要条件である。マ元帥と米政府内の関係当局は、今年度において日本の工業生産が一般的に著しく回復したことに意を強うしている。すなわち本年十一月の生産量は一九三〇—四四年平均の六割二分に達し、前年に比べると四割七分の増加を示している。

また本年度の輸出増加は二億六千万ドルに達し、前年に比較し四割七分の増加となるものと予想されるが、このこともまた関係当局者を元気づけるものである。しかしながら物価の騰勢とインフレの高進はやまず、消費物価水準と通貨発行額とは昨年十一月から本年十一月までの期間内に六割の増加を示している。このようにインフレが一般的となり、かつ継続すれば、それが日

本の経済回復を阻害する力となり、また一方では、せっかく今までに達成した回復も消失する危険もあるので、いまや日本がもつと断固たる強力な措置を講ぜねばならぬことが明かとなった。日本人の一般的な生活水準が引上げられるかどうかは、日本人が誠意をこめて日本の経済安定と回復とを支持する度合にかかっている。日本人が自らの計画を実行する態度は、将来日本のための経費を要求する場合考慮に入れられるであろう。経済協法力により米国の援助を受ける国々もこの安定計画に列挙されたと同じような方策を実行している。これらの方策とは通貨を安定し、健全な為替相場を設定、または維持し、できるだけ早く予算の均衡を実現し、全般的にみて貨幣制度に対する世人の信頼を維持する方策である。日本においてとられる措置も米国が世界的な経済回復に貢献しようとして、他の国々で行っている努力の線に沿うものである。

このような計画が必要なことはマ元帥も認めたところであり、元帥は本年七月、日本政府に対し今回元帥より、その実施を指令されるはずの計画と実質的に同じ計画を実施するよう力説するところがあった。

今回の経済復興計画がとくに目ざすところは、

- (1) 極力経費の節減をはかり、また必要であり、かつ適当なりと考えられる手段を最大限度に講じて真に総予算の均衡をはかること。
- (2) 徴税計画を促進強化し、脱税者に対する刑事訴追を迅速広範囲かつ強力に行うこと。
- (3) 信用の拡張は日本の経済復興に寄与するための計画に対するほかは嚴重制限されていることを保障すること。
- (4) 賃金安定実現のため効果的な計画を立てること。
- (5) 現在の物価統制を強化し、必要の場合はその範囲を拡張すること。
- (6) 外国貿易統制事務を改善し、また現在の外国為替統制を強化し、これらの機能を日本側機関に引継いで差支えなきにいたるよう注意を用いること。
- (7) とくに出来るだけ輸出を増加する見地より現在の資材割当配給制度を一そう効果的に行うこと。

(8) 一切の重要国産原料、および製品の増産をはかること。

(9) 食糧集荷計画を一そう効果的に行うこと。

以上の計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くためにはぜひとも実施されねばならぬものである。

以上の確認しうる事実を総合して「九原則」の発動に関して推定しうることは、次のような諸点である。

(1) 日本の経済復興への転換の方針は二三年三月のケナン、ドレーパー来日の時点でマッカーサーの合意をえて事実上決定された。

(2) ドレーパーは、対日援助を行ない、また復興のため障害をとりのぞくとともに、日本政府に対しても、はげしい勤労と、労働争議の抑制と、インフレ防止、均衡予算を求める方針を堅持しNSCの決定にこれを明らかにした。

(3) ドレーパーの方針は「経済安定九原則」の冒頭の三項にうたわれたが、他方、「九原則」はGHQ・ESSの構想であった賃金安定計画の立案、物価統制の強化・拡張、配給制度の効率化などをもとりいれていた。筆者の推測では、これは「九原則」がワシントンと東京との妥協の産物であることを暗示しているように思われる。

(4) しかし、一応「九原則」がつくられて、NSC決定の具体化が決まったあと、その実施についての広範な権限は、その内容を事実上取捨選択することまでをもふくめて、ジョセフ・ドッジに委ねられた。ドッジはワシントンで、自己の考えを実施するうえでの支持を直接トルーマン大統領からとりつけたうえで来日したのである。ドッジの方針は一月以来協議済みの「安定」論であったから、形のうえでGHQの意見を容れながら、実質的にはまったくGHQの構想を否定した形で「経済復興」のため「安定」計画が強行されることになったのである。

(二) 昭和二三年末の金融情勢

「九原則」が発動された当時の金融の実情はどうであったか。当時の日銀営業局長の非公式の談話資料は、その状況を次のように語っている。⁽⁴⁾

年末金融状況について (日銀営業局長談)

一、本年(昭和二年——引用者)における通貨及び一般経済事情の根本潮流
通貨、金融、経済の一般情勢は昨年と様相を一変している。

(一) まず通貨についてみれば

(1) 量的に膨脹が絶対的にも相対的にも激減している。

増加額は昨年一月—十一月間七四二(八四七)億円増であったが、本年は同期間中六〇三(七五五)億円増で、増加率をみても昨年は八〇(九一)%であったのに対し、本年は二八(三五)%に過ぎない。絶対量においても又増加率においても鈍化している(カッコ内は一月までの数字で、原文への書き込み。以下も同じ——引用者)。

(2) 質的には年間増減の波動が平常化している。

昨年は若干の例外を除き、殆んど毎日二—四億円増加し稀に四、五回減少をみせるという有様であったが、今年は月初から月央にかけて毎月収縮し、それが月末にかけて給与支払等のため増加するという波を繰返している。本来経済は fluctuate するものであり、それに伴って通貨も変動すべきであつて、今年の方がより正常的といえる。

(3) 地域的にみても、昨年は農村、都市とも同じように増加していたが、今年には農村では豊作、供出促進のため増加しているが、都会における鈍化が著しい。

以上三つの面からみて通貨情勢は昨年より好転している。

(二) 通貨は経済情勢の集中的表現である。そこで経済一般の動向をみても、物価は消費財物価において昨年一月—十月間二・

二倍になつたが、今年は一・三八倍で物価の上昇もまた鈍化している。

生産は昨年一月—十月間三三%増であつたが本年は同期間中六三%増である。国民経済研究協会指数によれば生産は昨年九月は戦前の三六・五であつたが、本年九月は五四・二となつて、一年間に四八%増となつている。

賃銀の動向も大分安定に近づいており、経営面においても企業整理やむをえずという空気が醸成されつつあり、又一般心理も転換気分となつている。

(三) このような一般情勢からして、これを楽観的にみて、昨年の上り続けにくらべて本年が上り下りとなり、これは平常にかえる前提とみるものと、一時的気休めにすぎず、官公給与の引上と共にまた一波が繰返されるとみるものがある。その何れが妥当であるかは、通貨情勢が昨年と基本的に異なるその原因を検討することによつて自ら明かとなる。

(四) そこで本年における通貨情勢の安定的傾向の原因をみれば

(1) 食糧事情の好転

今年は遅配欠配がなくなり、従つて労働攻勢も鈍化して賃銀は昨年一月—十月二・八二倍に比し、今年と同じく一・八四倍に止まつた。

(2) 税収の好調

昨年一月—十一月間税収は四二〇(四八〇)億円であつたが、本年は同期間中一、八五九(二、一二二)億円であつた。これは四倍以上に当る。

(3) 生産の好転

の三点があげられる。これによつてみれば悲観は当らぬといえる。今こそインフレ抑止の好機というべきである。海外においてもアメリカはすでに三年を経てその援助の効果について漸く批判的になつており、わが国がこの際インフレ slow down

の手をうたねば、民生安定を強調するトルーマン政府は援助をさし控えざるをえまい。わが国が外国援助なしに復興できるならば格別これが必要とする以上、インフレ抑止の効果は、対外的にもここで挙げねばならぬ。

二、本年における金融の動向

(一) 本年は金融動向も昨年とは根本的に様相を変じ、一言にして言えば極めて繁忙、窮屈であつた。全国銀行貸出は昨年一月—十月間四六九億円増であつたが、本年は同期間中一、四二七億円増であり、非常に出ている。その結果日銀の対市中銀行融資も、昨年一月—十月間は一一八億円の日収であつたのが、本年は三六五億円の増であつた。このように基本的に金融の基調が変つてきているのであり、決して金融引締の一本ではないことがわかる。

(二) 元来日銀の通貨調節は三本のルートを通じて行われる。すなわち政府、民間及び復金に対する信用供与の三である。政府は「顔」を以て、復金はあたかも「日銀の分家」である如く、市中銀行は「泣おとし」を以て、信用を求めてくる。これら三つの資金流出のルートは総合的にみなければならぬ。一つの口から吸いあげれば他の口からの流出があるという関係がみられる。徒らに市中貸出のみをみて日銀の政策を批判するのは酷である。たとえば今年の経過をみても、一月—三月は政府資金引揚超二四七億に対し民間貸出は二五七億の増でバランスし、四月—七月の政府撒布超四二三億に対しては民間貸出の回収一〇〇億でバランスした。八月—十月は政府資金も三六三億の撒布超、民間貸出も一六六億の増であつたが、これは公価改訂、公団金融の市中切替等の事情に因るものである。

三、年末金融の見透し

(一) ところで年末金融の情勢はどうなるか。その見透しの一応の基礎になるのは、経本の第三・四半期資金計画である。これによれば、インフレ要因としては財政資金一、〇九〇億円、産業資金一、二〇〇億円合計二、二九〇億円で、これに対しデフレ要因として貯蓄増一、六二〇億円を見込み、インフレ・ギャップ六七〇億円としている。従つて九月末通貨発行高二、六二一億に加えて、年末通貨発行予想額は三、二九〇億円となるという。この計画通り推移するか。私はそうはゆかぬと思

う。これでは収まらぬと思う。というのは計画によれば資金還流率は七一%であるが、昨年同期は四九%であつて、回収率七一%というのは実情にそわないと思うからである。

(二) この計画には次の二つの基本的な要件が含まれている。すなわち

(1) 税収 七〇〇億円

(2) 供米代金一、一〇〇億円の歩留り六〇%

第一の要件は可能と思われる。十月は二〇〇億、十一月は二五〇億とれるから、十二月は二八〇億はとれるであろう。しかし第二の要件は、金融技術の射程外にあるものであり、農民の消費性向に依存する問題であつて、物価動向にも左右せられるものであつて、計画通りにはゆかぬと思う。結局経本の計画より大となつて、年末通貨発行高は三、五〇〇億円程度と予想される。

(三) 経本の資金需給の見透しとは別に、日銀では趨勢線から見透しを行つている。すなわち七月以降の毎月通貨増発額を基準とし、供米状況からみて五割増を見込み、又年末における特殊事情からみて昨年十二月の増加額は例月の四倍であつたのを斟酌して、さらに地域的情勢等をも勘案して総合予想している。

昨年十二月には政府資金撒布超五〇一億に対し、通貨増発は四〇九億円であつた。これは民間資金が七七億の回収となつたからである。本年は政府の撒布超は五一六億円で大体同額の予定に対し、民間も出ると思われるから、そうすると通貨増発は五五〇億—六〇〇億円程度とみられる。

物価水準が昨年よりやや高い点を考えると、出さざるをえないと思われる。従つて民間資金は昨年よりも逼迫すると思われる。

(四) むしろ問題は年末よりも来年一月—三月にある。徴税はどうしても第四・四半期にかたよる。特に農村の税金が片よる。本年度税収予算二、六七七億円に対し、年内一、四七一億円(五五%)、第四・四半期一、二〇六億円(四五%)と予定さ

れており、来年初頭の徴税は毎月四〇〇億円となり、そのきびしさが予想される。加之、春季には農耕肥料資金の需要も大となり、ここに年度末の金融情勢が年末よりも重大となつてくる。

この見方は、二三年下半期の状況をふまえて、食糧事情、税收、生産の三者が好転した結果、インフレーションの傾向が鈍化し、インフレ抑制の好機が訪れたとみる点で、楽観的である。すなわち前章までに見たように、二三年六月の価格改訂をすませてからは、それにもなう資金の増発が一巡して、ようやく経済の実態が改善の方向に向かい、安定の可能性がきざしていたのであった。日本銀行はその情勢を的確につかんでいたといえよう。かつそのなかに、当時の資金の需給が、国庫収支、復金、民間銀行の三者の収支尻によってバランスしてゆく過程についての日銀の見方が要約されている点、また年末金融はかえって前年末よりも窮屈になり、さらに年度末には一段と窮屈さを増すと想定している点なども興味ぶかい。

もし上記の分析に依拠するならば、放置してもインフレーションが「ダラダラ安定」に向かいうる素地は、この時点で形成されていたともみなしうる。したがって、「九原則」によるインフレ安定の成功は、実態経済面における条件が整えられていたためであったとも考えられる。この点については、従来から論争があり、軽々の判断はつつしむべきであるが、少なくとも、経済の復興がある程度軌道に乗ったことが、この時期にいたってインフレの高進を抑制する効果をあらわしはじめていたことだけは、認めてもよいように思われる。

(三) 「九原則」への対応

このようにして「九原則」が本国の指令の形で発動されたことは、SCAPにたいしても、日本政府にたいしても、大きな衝撃を与えた。

SCAPも、その意志と異なつた政策であるだけに、政策についてのアイデアはなく、渡辺武が二週間以上もたつた二四年一月六日マーケットと会見したときも、「九原則の具体案は日本側で作成すべきものにて司令部は原則に合致する否をたしかめる立場にあり」とか、「為替レートの決定は目下テンタティブな計算をしている段階」などと答える状況であつたし、八日大屋蔵相がマーケットと会見したさいフライン博士から「九原則に付ては司令部で具体案を一、二週間中に作成する筈」と答えるなど、その対応に混乱がみられた。

まず日本側の対応をさきに見ておくことにしよう。たとえば大蔵省は一月二七日、「九原則」の項目別に各部署のとるべき施策の大綱をまとめたが、その中心は、一本為替レートの設定にあるとうけとられたようであり、それに対応する新価格体系の設定、予算の圧縮、税制改正などがうたわれた。また金融面については、金融機関の増資による充実、融資準則を改正して、「経済再建に役立つ方面」に対する金融の集中、復金貸出の規制、運転資金、赤字融資の廃止、近い将来における復金の縮小ないし廃止がとりあげられていた。

その後も「九原則」に沿う施策の立案は着々と進められた。その間ロイヤル陸軍長官が二月に来日することが決まり、マーケットは、そのために一括して資料を提出することを考えていた。そのなかで大蔵省がつくつた二つの資料を次にかかげる。

その第一は、前節の終りにかかげた「総合施策大綱」の改訂版であり、「九原則」の中心が、一本為替レートの設定にあるとみて、そのために輸出入補助金を交付して価格体系を国際物価にサヤ寄せするように改訂し、賃金については「標準賃金」を設定してそれ以上の水準の賃金をチェックし、財政収支の均衡を図り、価格差補給金を圧縮し、行政整理を行ない、徴税を強化し、復金融資は政府出資と復金債の消化可能な範囲内で設備資金の供給にとどめる、

などの方向が打ち出されていた。⁽⁸⁾

総合施策大綱要旨

(二四・一・二二)

経済安定九原則の趣旨に則り全国民の耐之と努力によつて、日本経済の安定と自立を期するため左の施策を講ずる。

一 為替レートの設定

- (1) 本年〇月を期し、輸出入単一の為替レートを設定する。
- (2) 為替レートは、現下国民経済の実勢を綜合勘案して、次の緩和措置の限度と脱合せてこれを決定するも、国際経済参加のための企業の合理化、国内物価水準の安定等の要請に応うると共にレート維持の可能性につき内外の信用を保持するに足る水準とする。
- (3) 単一レートの設定により生ずべき貿易資金の黒字は生産水準の向上企業合理化の完了に至るまでの暫定措置として、為替レートの設定に伴う国内物価及び輸出貿易への影響を緩和するため、これを財源とし、左の措置を講ずるも能う限その額を節減して、経済の復興を目的とする使途に振り向けべき財源を調達する。
- (イ) 輸入物資中食糧その他の価格の引上げが生計費に対する直接の影響度の大きな物資については、これを国内価格水準に一致せしめるため輸入補給金を交付する。
- (ロ) 主として輸出用の原材料となる輸入物資については、特定の物資を除き輸入補助金は、これを交付しない。
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の輸入物資については、輸入価格の値上りは、産業の各段階における操業度の向上、企業の合理化によつて極力吸収することとするがこれによるも尚値上りが大幅のため、究極において物価水準に著しい影響を与えるものについては、補給金を交付する。
- (ニ) 輸出については、原則として輸出入単一レートによるが、これによつて当面輸出不能に陥る企業の中、将来この単一レートにより得る見込あるものについては、一定の金額と期限の範囲内において、輸出補助金を交付する。

二、価格体系の調整

(ホ) 右の輸入補助金及び輸出補助金は、今後における経済力の回復の速度と歩調を合せつゝ逐次減少せしめる。

- (1) この際価格水準の引上は企業合理化、生産向上によりなるべく避ける方針とするが現行価格体系は若干のひずみが生じていると認められ、かつ国際価格への鞆寄せの要請もあるので、特定重要産業等については価格補正を行うが、一般的な価格改訂は行わない。
- (2) 価格補正に際しては先づ基礎産業について生産向上の見透、生産設備の維持確保に支障なきよう適正なる価格たらしめる補正を行うと共に、その消費者価格の影響を企業努力等により吸収することのできる産業に対しては価格引上の抑制又は補給金の節約を行う。
- (3) 農産物価格についてはパリティ方式を採用するが、パリティ指数の上昇はできるだけ避けるよう努力する。
- (4) 需給バランス、操業条件等の諸条件が現行価格体系における予定より著しく改善向上した物資等については、価格の引下を図る等の措置により物価安定に資する。
- (5) 価格体系の調査に当つては単一レートの設定により大中の輸出差益の現れる産業に対しては企業所得が余り大中にならぬ様特別の考慮を払う。
- (6) 企業努力その他の措置にも拘らずなお価格水準引上の影響が避け難いときには財政規模とも脱み合せ価格調整補給金の支出を考慮する。
- (7) 価格調整補給金の支出に際しては国際価格の現状及び国内価格水準との関係を考慮し、従来安定帯の再検討を行う。
- (8) 価格統制の励行確保に一段の努力を傾けるが実益に乏しい価格統制の簡素化を図る。

三、賃金安定

価格水準の維持方針に即応し、実質賃金の向上は労働生産力の増加に対応せしめる原則の下に労資の協力を得て賃金安定の

ため次の措置を講ずる。

- (1) 貸金安定方策の実施に当り、総合貸金安定審議会（仮称）を設置し、所要の事項を調査検討せしめる。
- (2) 業種別に国民的規準たるべき標準貸金を設定する。
- (3) 現在の支払貸金が標準貸金以上である場合には貸金としてはそのまま据置くことを原則とし、左に掲げる場合は届出制を採用する。但し特定業種については(イ)(ロ)について認可制の措置をとる。
 - (イ) 標準貸金以上の貸金を支払う場合
 - (ロ) 現在標準貸金以上の貸金を支払っている場合に、その貸金を超えて支払う場合
 - (ハ) 標準貸金以上を支払って居る企業が労務者に利益分配をなす場合
- (4) 前項(イ)及び(ロ)の届出に際しては、貸金支払給源が不正又は不当でないことの立証をしなければならない。
- (5) 支払給源については充分調査の上要すれば臨検検査を行い不適正である場合には補給金、価格等の面において所要の調整を行うと共に要すれば貸金に関する調整命令を行い得るような権限を留保する。
- (6) 貸金安定措置の対象となる企業は原則として④制定物資の生産業者で常時一定数以上の従業員を雇傭するもの及び別に指定する業種とする。

四、財政金融の健全化

- (1) 財政の規模は国民経済力に適應せしめ国民所得の配分よりみて無理のない限度にその規模を定めると共に収支の實質的均衡を堅持することを基本原則とする。
- (2) 価格調整費については物価水準維持の方針に即応して存置することとするも他面能率向上による支給単価の低減及び支給対象の再検討を行い出来る限りその金額を縮減する。

- (3) 企業特別会計、船舶運営会の独立採算制を確立するため経営の合理化を行わしめるとともに料金の調整を行い一般会計からの繰入金及び補助金を廃止し得るようにする。
- (4) 行政整理を大中に行い一般行政費を節減するとともに終戦処理費、地方配付金等の合理的圧縮を図る。
- (5) 特別会計の建設資金及び所要増加運転資金については極力蓄積資金より賄い財政インフレを惹起しない限度にこれを止める。
- (6) 徴税を促進強化し脱税者を徹底的に追及して徴収の充実を期するとともに財政収支の時期的調整に力める。
- (7) 徴収の増加、租税負担の公平を期するとともに固定資本の實質的償却、法人税、所得税の調整等現行税制を改正する。
- (8) 復金融資については政府出資の限度を考慮し復金債券の消化可能なる範囲において重要産業の生産増加のため必要なる設備資金を主として重点的に供給する。
なお、健全金融の基調のもとに、赤字融資は絶対に行わない。
- (9) 一般金融機関の融資についても資金の重点的効率的使用を一層促進せしめ、健全なる企業活動が円滑に運営せられる如く効果的融資を行わしめると共に経済復興に要する長期設備資金の供給を確保するため必要な措置を講ずる。
- (10) 資金供給力の増大を図るため新規貯蓄の増強に格段の努力を払い、通貨の増発は物価水準及び生産増加等国民経済力に適合する適正な限度に止める。

五、食糧の確保

- (1) 食糧需給の不円滑に対処して食糧の合理的な増産を図るため、土地改良を促進すると共に生産資材の確保に努める。
- (2) 食糧の供出制度を再検討しこれが集荷の能率強化を図るため左の措置をとる。
 - (イ) 事前割当制はこれを継続するも作柄良況にしてこれをなすことが合理的であると一般に認められる場合には供出割当の増加補正をなし得るよう措置する。

(ロ) 農家の還元配給の減少を期し食糧需給の円滑化に資する為農家保有量を合理化す。

(ハ) 当面の集荷を強化するため耕地面積及び地力についての科学的把握をできる限り速かに完了して食糧の供出割当の合理化及び農業経営の改善に資する。

(ニ) 食糧供出の強化に対処し農家経済の安定を図るため、農家の経営用品の(ロ)配給の確保並びに農家課税の適正化に努める。

(3) 国民の食生活の安定をはかるため、食糧の効果的利用の措置を講ずると共に、その配給機構についてもさらに厳重な規制を加える。

六、生産の増強と企業の合理化

(1) 経済復興計画の線による昭和二十四年度生産目標の達成に全力を傾注するも単なる目標数字の達成に墮することなく、企業努力によつて、優良製品を低コストで生産することを第一義とし、企業三原則の趣旨を厳守しつゝこれを遂行するものとする。

(2) 生産能率の向上を期するため設備の機械化、技術化、技術水準の向上に遺憾なきを期すると共に併せて経済復興の基盤となるべき新投資及び建設の遂行に着手する。

(3) 資材、割当については優良製品を低コストで生産する優秀企業に重点をおくとともに需要者の意嚮を当該製品の原材料割当に制度的に反映せしめる方式を採用する。

(4) 正常な企業活動に必要な資金の調達を円滑化するため、税法上金融上必要な配慮を加えると共に、企業の合理化のため必要な資金であつて、これによつて企業が将来立直り得る見込あるものについては、特別の考慮をばらう。

(5) 生産の増強、経済の復興に寄与する健全な外資の導入に期待するものとし、これが促進のため必要な税制の改革その他所要の準備措置を講ずる。

(6) 現行経済統制に検討を加え、企業合理化の支障となつていゝものについては、これを簡素化する。

(7) 企業合理化の進展と共に失業者が次第に顕在化するに従い、これを公共事業等に極力吸収する外、現下の国民経済の許容する限度において所要の対策を講ずる。

七、輸出振興

(1) 輸出最優先の原則に基き、生産資材の割当制度を輸出重点に改め貿易金融の円滑化をはかる等輸出生産増進のためあらゆる施策を講ずる。

(2) 貿易手続の徹底的簡素化を行い、民間輸出入取引の拡大をはかり以て正常貿易(fair trade)の速かなる復帰に努める。

(3) 対外的関係の調整改善を要請し輸出市場の積極的開拓と貿易条件の変化による国際収支改善の方策を講ずる。

(4) 輸出市場の変動に順応してこの際従来^の輸出品目の外、生産財の輸出に努むるも経済復興の最少限度の要求との調整をはかる。

(5) 単一為替設定に伴う影響の緩和については輸出確保の見地より暫定的措置を講ずるも輸出産業の合理化、特に劣弱なる企業の合理化を急速に促進して海外競争力の強靱化をはかる。

こうした方向のもとで、具体的な金融政策の大綱は二月に入つてまとめられた⁽⁹⁾。その要点は、年初に資金需給計画を確定し、日銀券発行の最高限度を堅持し、そのために日銀の高率適用を強化し、融資準則による規制を強化拡張しようといふのであつた。ここにも、むしろ統制の強化、継続の方向が打ち出されていたのである。復金については、個々の融資は復金理事長の責任において行なうようにあらため、資金も復金債の市中消化の範囲に限定しようといふのであつた。

九原則に伴う金融政策

銀昭二四、二、一五

一、通貨増発の阻止

(一) 経済九原則は経済の安定に裏付けられた一本為替レートの設定及びその維持を目的とするのであらうから、これが実施については、インフレの現段階に鑑み、まづ通貨増発の阻止を第一義とすべきものと解される。而して、通貨の増発の阻止は、過去の経験に鑑み、根源においてその原因を除去することにより確保すべきである。

(二) 過去二ヶ年の通貨の増発は、日銀勘定から見れば、次のものに起因している。

	一九四七年	%	一九四八年	%	一九四八年一二月末現在高
(一) 財政面からの通貨増発					
(イ) 国債保有高の増加	四二六億円	三〇	四八億円	三	五九六億円
(ロ) 短期国庫証券の増加	三六八	二七	九九五	六七	一、五八〇
(ハ) 政府貸上金の増加	四五六	三三	三〇三	二〇	八四七
(ニ) 小計	一、二五〇	九〇	一、三四六	九〇	三、〇二三
(三) 復金による通貨増発	三二三	二四	△二三	△一	三〇〇
(イ) 民間貸出による通貨増発	△一七七	△一四	一六八	一一	四八八
(ロ) 以上合計	一、三九八	一〇〇	一、四九〇	一〇〇	三、八一二
(四) 日銀券発行増加高	一、二五八		一、三六一		三、五五二

(備考) 一九四八年における日銀の復金債手持減は、農林中金の主食貸上代金による預金増加の暫定的運用等に因る所が多く、従つて、日銀の復金債手持高は一九四九年三月末には七二八億円に増加する見込である。

(三) 右のような日銀券の増発原因に徴し、経済九原則で指摘されている如く、真の意味における均衡財政の確立によつて、国庫財政面からするインフレを排除するとともに、復金インフレの抑制及び市中銀行の日銀依存の廃止によつて、極力通貨の

増発を阻止する必要がある。

二、昭和二十四年度資金需給予想

(一) 担当各部局からする一九四九年四月より一九五〇年三月の資金需要額及びその一九四八年四月より一九四九年三月における実績^(イ)予想は別紙一の如くである。

(二) 右の一九四九年四月より一九五〇年三月の資金需要額は、勿論物資需給計画と見合はないものであり、その見地等から検討すれば相当に削減さるべきものとは考えられるが、銀行局の概略の見当からしても、少なくとも別紙一の重要資金については、これが供給の確保を図る必要があると思はれる。且その供給機関として考えられるのは、別紙一の如くである。

(三) 資金供給

このような資金需要に対し預貯金増加による資金供給額は、昭和二十三年度の貯蓄増加予想三九〇三億円に対し安本、日銀では共に三〇〇〇億円程度と推算している。これは、円高レートの設定と通貨増発の阻止によるインフレ進行の停止を前提としての予想であつて、実際昭和二十四年度においては、預貯金の大幅の新規増加を期待することは危まれる所であるが右のような資金需要から見、銀行局としては別に述べる如き特段の措置を講ずることにより、是非とも

(一) 金融機関

一般預金	四、〇〇〇億円
金融債直募	二〇億円
復金債回収	三八〇億円
計	四、四〇〇億円

(二) 直接投資

計	六〇〇億円
合	五、〇〇〇億円

の資金供給を確保しなければならぬと考へている(別紙二参照)。

三、復興金融その他政府関係特殊金融

復金インフレを阻止するため、復金の通常金融機関化を図ることとしている、即ち次の如くである。

(一) 復金融資決定機構の刷新

一九四九年二月三日の復金委員会において懸案の

- (1) 復金委員会は融資方針や運営の大綱を審議決定する機関とし個々の案件に関与しないこととする。
 - (2) 幹事会は廃止する。
 - (3) 個々の融資は復金理事長の責任で決定することとする。
 - (4) 日銀支店長の諮問機関であった地方融資懇談会を廃止する。
- の四点を正式に決定しその他の改善策も著々実現せられる運びになつており、復金は、今後金融機関としての責任の確立を期せられることとなつた。

(二) 復金資金の調達方法

復金資金の調達については左の方法によつて、絶対にこの面からインフレを起さぬようにし、これと共に年度当初以外においては増資を行わないものとする。

- (1) 昭和二十四年度における所要資金は日銀引受による調達を認めず市中引受の方法による債券発行によつてのみ調達することとしこの目標を大体七百億円とする。これが資金配分計画は、別紙一にある如く予定する(但しこの点については、司令部においては、四百億円の政府出資によつて賄い、債券の発行は、新規も借換も廃止すべしとの意見が強いが、前述の如く復金に依存すべき産業資金はどうしても七百億円程度と認められるに拘らず、政府出資の額は四百億円以上となることは極めて困難であるし、又普通の金融機関化して来た点から考えて市中引受に限定する限り債券発行の方法にすることは差支えなく又必要であると考えられる)。

- (2) 昭和二十四年度に償還期限の到来する市中手持の復金債(三八〇億円の見込)は、新規復金債の市中消化を促進し又従来の公約を守り且金融政策について今後の協力を受ける点からも政府出資(三百億円)と貸出回収金及び利息収入(八十億円)とにより全額現金償還する。
- (3) 日銀手持の復金債は借換を行う。

(三) 復金の融資方針

- (1) 資金総額の制約に併い、今後復金は、原則として一般金融機関からの融資を期待することが困難である基礎産業の設備資金の供給のみに限定する。
 運転資金については、必要やむを得ざる場合に保証を行うに止め、公団法を改正して公団の運転資金も全部市中融資に
 よらしめることとする。

- (2) 復金の新規融資は、極力健全金融方針に則つて行う。
- (3) 復金資金の回転率を改良し、償還期限の到来した融資については必ず回収を励行し、復金融資はもらつたものと同じであるという考え方を一掃する。
- (4) 赤字融資を停止し過去の赤字融資を整理する。
- (5) 融資先に対する預金業務を開始する。
- (6) 融資は原則として紐付とする。
- (7) 融資先の監査を更に励行する。

(四) その他の特殊金融

農林漁業、住宅、その他の金融で、主として長期に渡るため、一般金融機関から資金の供給を行うことが困難なものについては、これらの必要性に鑑み、少くとも或程度(全体で大体百億円程度前記復金償還に向けられる分と合して政府出資

四百億円となる)は政府において特別の金融の道を拓くものとする。然しこれらの特殊金融についても金融の面よりインフレを起さないようにする必要があるので、これについては、金額政府出資を行う必要がある。尚政府出資にこれ以上期待することは困難であるが右のような資金の需要の現状に鑑み、預金部資金を活用する途を講ずるを適当とするものと考えられる。

(預金部においては、従前は農林及び中小金融資金を供給していた)

四、信用の統制

通貨の増発を阻止する要請に合致する必要があるが、他面出来得る限り貿易の振興生産の増加等のための資金需要に必ず必要がある。然も復金資金は右の如く制約されるから、一般金融機関に対する信用の統制は、これを次のように強化する必要がある。

(一) 融資準則の規制の範囲を拡大する。

(イ) 適用金融機関の範囲を現在の銀行(農林中金、商工中金を含む)信託及保険以外に無尽会社及信用組合等にも拡張する。

(ロ) 規制資金の範囲を現在の一般預金及び財政資金(国債、地方債、復金債、復金支払保証貸出)回収金の外預金全般及び外貨売却代り金にも拡張する。

(ハ) 資金規制を貸出だけでなく株式、社債等信用供与一般に拡張する。

(ニ) 右とともに現在は産業資金貸出優先順位表による質的統制を主として行つて居るが、これに量的統制を加味して次の如く行うことを考究する。

(イ) 財政資金の枠は現在規制資金の三五%であるが、これを増加資金の三〇%とし、その内訳を国債一〇%(約三五〇億円の見込み)及び復金債二〇%(約七一〇億円の見込み)とし、地方債は、すべて預金部引受に待つものとする。

(ロ) 長期資金の需要に応ずるため、新に産業資金のうち定期預金増加額(六〇〇億円の見込み)のうち約五〇%(三〇〇億

円)を興業債券並に石炭、電気、鉄鋼、造船、繊維、輸出車輛等の長期資金(株式、社債及び長期貸付)に運用するようにする(重要産業の長期資金所要額は大体二三〇億円の見込みであるから差額七〇億円は興業債券に向けられる)。

(ハ) 総預金残高のうち約一〇%(八〇〇億円)はこれを極力買手及び保証手形等に運用するものとする。現在の買手残高約一五〇億円、認証手形残高約三五〇億円に、買手増加額三七〇億円を加えれば、合計八七〇億円である。

(ニ) 政府の個別承認制を廃し規制資金の一〇%の枠内において金融機関が乙種以下の設備資金及び丙種運転資金を自主的に供給することとする、但し右の内一件五〇万円以上のものは、毎月報告を受けるものとする。

(三) 右によるも、地方銀行については資金の余融があるのに都市銀行については資金が逼迫する等資金需要に凹凸を生ずることは必至であらうから、これを調整するため新に日銀への預金支払準備金制をとることや現在は貸出先金融機関の預金の二%を超過する日銀貸出については日銀金利に三%を加算している高率適用制度を更に強化する等の措置を考究する。

(四) なお、買手の割引市場を日銀幹旋等により育成する。

(五) 健全金融方策を一層促進し、又極力資金の回転率の良化を図る(企業再建整備、閉鎖機関の早期終結、配給方法及貿易会計方式の再検討)。

五、資本蓄積の増強

先に述べた資金供給を確保するためには、預貯金の増強と自己資本の蓄積に画期的な手をうつことが肝要である。この為

(一) 預貯金の増強対策として次の諸項の実現を期するものとする。

(1) 通貨不安を一掃すること。

(2) 預貯金に対する課税及税務行政を改善すること。

(イ) 預金の利子に対する所得税の課税は現在は源泉選択が行はれているが、これを源泉徴収一本建とし、その税率は百分の二十乃至三十程度の比例税率とすること。

		資 金 需 要 表		(単位 一〇億円)	
		一九四九、四一 一九五〇、三需要	一九四八、四一 一九四九、三実績見込	一九四九、四一 一九五〇、三査定	供給金融機関
一、財政資金	(一) 国債	四六、九	二九、五	三五、一	銀行部等
	(二) 短期証券	三三、五	一一、六、四	三、四、〇	預金部
	(三) 政府借入金	四二、七	二四、六	六九、一	
	(四) 地方債	一二、三、一	一七〇、五		
二、復金及特殊金融					復金
(一) 復金	三五、〇	二七、八	二二、〇		
(二) 特殊金融	二四、〇	一九、六	二〇、〇		
(三) 小計	一〇〇、〇	七〇、三	七〇、〇		
(四) 農林水産	一八、四	(三、一)	五、〇		政府出資

- (a) 資金運用利廻の引上
- (b) 郵便貯金等の増加
- (c) 外国銀行の取扱(円預金の取扱)
- (d) 外国保険会社の取扱
- (e) 本邦保険会社の外貨建海上保険の取扱

(単位 一〇億円)

(a) 貯蓄組合の預貯金利率の非課税限度を三万円から十万円に上げると共に、十万円は基礎控除するものとする。

(b) 税務行政執行に当って預金者を不当に刺激し貯蓄を阻害するような方法を差控えること。

(c) 貯蓄運動を引続き強力に展開すること。

(d) 自己資本の蓄積対象として次の諸項の実現を期するものとする。

(1) 株式市価が額面を或る程度超える企業に対しては、今後の新規長期資金は勿論、既往の長期資金をも株式又は社債にて賄うより勧奨するよう金融機関に通牒する。

(2) 法人税法等を改正し、必要な銷却を可能ならしめる。

六、金利政策

鎖国経済から国際経済への展開、貿易の振興のため、我国の金利も国際水準に鞏固しなければならない。世界金利水準は、我国の水準の五〇%以下である。又経済三原則及び九原則により、企業自体において経費の合理化を図らなければならないし、世界的競争への対抗と経済の安定のためにも極力物価の低下を期する必要がある。従って我国の一般金利は現在の位置を最高とすべきは勿論、金融機関の経営の合理化等により、漸進的にも金利の早期引下を実現すべきである。金融機関の経営の合理化の見地からもその給与の統制及び銷却の充実については充分に注意を要する。

七、法制の整備

以上の諸金融政策を実施し、又その他預金者の保護を図る等、金融業に関する法令の改善化を図るため金融業法に必要な法制を整備する必要がある。

八、その他若干の問題

(一) 預金部独立採算制

(二) 経費(通信省関係)の節減

別表三

自一九四九年四月
一九五〇年三月
供給金融機関別資金需給表

(単位 一〇億円)

石炭	電力	鉄鋼	造船	織物	一般	車	其	小	農林	中小	住宅	庶民	教育	国債	地方債	計	政府	復	預	銀行	農業	無	保	計	直接	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二二	二〇	二〇	二〇	二〇	三	六	六	六	六	四	五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(四) SCAPの「九原則」具体化案

以上の政策体系は、ドッジ来日以前の日本側の考え方を示すものであったが、SCAP・ESSも前に引用したように、「九原則」の独自の具体化案を作成しつつあった。

「合衆国政府の中間指令に準拠した日本経済安定達成のための計画」“Program to achieve Economic Stabilization in Japan pursuant to Interim Directive of the United States Government”と題する文書(一九四九年一月二九日付)は、作成者の名が欠けているが、おそらくESSの作成したものと思われる。(16)

この文書は、はじめにマッカーサー元帥から吉田首相あてに「九原則」を指令した書簡と、吉田首相からの返答の書簡をかかげ、次いで「九原則」の一項ごとに、従来の政策の拡充強化の線に沿った政策提案がなされている。そのうち、第三項「信用の拡張は日本の経済復興に寄与するための計画に対するほかは厳重に制限されていることを保障すること」についての政策は、次のようになつていた。

- a 日本銀行の貸出引締政策を強化し、民間銀行をして直接その自己資金を使用させるようにし、(中央銀行に依存して)その他の信用統制の網をくぐらせないようにすること。
- b 現行の利子率及び再割引率は、金融引締政策の手段としてこれを引上げる必要を定期的に検討しつつ、維持すべきである。
- c すべての銀行に対し、日本銀行の定める預金準備率にしたがって支払準備を保有させるような預金準備制度を法令によって定めるべきである。この法令は日本銀行にすべて日本の銀行に対するより強力な統制の権限を与え、信用制限政策のために資金ポジションを引締めることを任意の時点に発動することをみとめるものである。預金準備は信用の拡張を統制するために資するため、現金または証券の形で保有することが要求される。

- d 一九四九年一月四日に認可された貸出優先順位は、時点の変化にともない、状況の変化に応じて改訂されるべきである。
- (1) 高い順位は限られた特別の基幹産業^{（オインダストリー）}のみに限定され、特別にリストされなかったすべての産業は最低順位に引下げられるべきである。
 - (2) 決定的な物資の供給状況が改善されたり生産される物資の重要性が失われたりした場合には、いつでも、その不足がもっとも甚しい基幹産業^{（オインダストリー）}に最高の優先順位が与えられるように不断の調整が行われるべきである。
 - (3) 優先順位制度のうち、転業者および輸出品製造業者に対しては、最高の順位が与えられるべきである。この対象には輸出の製造および輸用原材料の調達にともなう取引に関する手形割引も含まれる。
 - (4) 信託会社による融資も融資優先順位規制の対象とされる。
 - (5) 農業協同組合の融資の対象は、組合が融資優先順位規制の対象になっていないので、組合員のみに限定される。
 - (6) 融資優先順位^{（イ）}の完全な改訂は会計年度末に行われる。
- e 臨時金利調整法は、信託会社による融資についても法定最高利率と信託手数料^{（フイ）}の和を対象とするように改正されるべきである。
- f 新たに増加した銀行預金に対する融資限度制限は存続するべきである。現在の計画は、増加した預金を国債と復興金融金庫の保証した融資（四〇％）と産業（六〇％）に使用することになっている。できればインフレーション克服の一段階として、このうち国債むけの比率を増加させるべきである。
- g 再建された日本興業銀行は設備資金貸出の領域を拡大することを奨励されるべきである。その結果復興金融金庫はある程度負担が軽くなり、融資対象についてより注意深い審査ができるようになるだろう。
- h 次の国会において復興金融金庫の再編成のために次の改正が準備されるべきである。
- (1) 融資資金源のより厳格な制限。

- (2) 赤字金融と運転資金貸出の停止。
- (3) 最も緊要な復興計画用設備のみに対する融資の限定、商業銀行及び特別銀行に対する融資への参加の要請、および適切な貸出への保証の要求。
- (4) 融資を対産業に限定し、農業、公共事業、公共福祉への貸出を行わない。

以上の考え方は従来の金融統制の強化・拡充を意味しており、大蔵省の金融政策とは個別的にはことなるにせよ、方向を一にしていることは明らかであろう。「九原則」がドッジによってどのような内容を盛り込まれるかは、二月になってもまったく未定だったのである。

二 ドッジ・ライン

(一) ドッジの構想

いわゆるドッジ・ラインが全貌をあらわしたとき、日本政府は——あるいはGHQのESSでさえも——そのきびしさにおどろいた。この案は、二月一日にドッジがその随員とともに来日して以後スタッフに分担させて調査した日本経済の実態をふまえ、ドッジの考え方で統一して作成されたプランであって、GHQ・ESSの考え方に影響されるところは少なかったようである。

ドッジがえがいた経済像は古典的な資本主義の像であり、日本経済もまた自力による資本蓄積によってしか再建の道はないのだという発想であった。⁽¹¹⁾

「三つの単純な真理がある。第一に、生活水準は生産の増加によってしか改善されえない——人は自ら生産する以上に消費することはできない。第二に、貯蓄は進歩のために必要な前提条件である。そして第三に、国の財政が均衡し、国の支出はその国の経済的可能性を上回ってはいけないという要請である。」

「国民所得のうち消費される部分が大きすぎることは、すなわち、豊かな実を結ぶ資本の創出が少なすぎることである。」

「政府が銀行から借入を行うことは現在の、そして潜在的な資源を経済的に不生産的な目的に使用することである。」

「自由な価格メカニズムの伝統的な機能は消費者が欲するところを生産者にものがたるところにある。」

「生産量の増加が自動的に輸出の増加と対外勘定の改善をもたらすとは限らない。」

「社会的サービスを人は政治家のオフィスからの贈り物として受けとるが、彼らはそのサービスに対して自らのポケットから高い代価を支払っていることを忘れている。」

「福祉国家の政府は、市民は収入のうちどれだけを公共機関が彼のために役立つと認定した支出のために支払うべきかを決定し、またどれだけを市民自身が自らの欲求にしたがって自由に支出してよいかを決定する。」

以上はドッジのノートからの抜萃であるが、これには何のコメントも不要であろう。古典的な勤儉貯蓄の精神と、価格機構への信頼と、安価な政府への回帰と、福祉国家への批判とが、ドッジの考え方を貫いていたのであった。ドッジのこうした考え方を理解した随員たちが、それまでの行き掛りにとらわれない目で思い切った提案をし、それが総合されてドッジ・プランが成立したのだと考えることができるであろう。その結果は、周知のように、およそ次の

四つに要約される。

- (1) 超均衡予算の編成。
- (2) 復興金融庫の新規貸出の停止。
- (3) 米国対日援助見返資金特別会計の設置。
- (4) 三六〇円レートの設定。

そのメカニズムは、およそ以下のとおりまとめることができるであろう。第一に、表4-2にみるように、一般会計、特別会計、政府関係機関をふくめた「総合予算の均衡」が達成され、しかも純計の面では一五六七億円の黒字がでることになった。この黒字分は債務償還(表4-3参照)にあてられ、主として復金債および復金債償還のための交付公債の財源とされた。そのほか予算の各項目のうちにも、旧い債務の返済にあてられる分をふくんでいたことを考えると、この予算は、みかけ以上に大幅な黒字をふくむ「超均衡」予算であったことが知られる。次に復金の「業務停止」が行なわれた。これによって、復金債の日銀引受発行の根拠が絶たれたのである。既発復金債一〇九一億円は、上記の債務償還の主たる対象であった。

その一方、三六〇円の単一為替レートが設定されたことは、当時予想されたよりも円安であったとはいえ、輸出補給金を廃止し、三六〇円レートによって輸出商品を国際競争にさらす意味をもっていたのである。年度はじめに計上された価格差補給金は、二〇二二億円で達したが、そのかなりの部分はかつての貿易資金特別会計のうちの「見えざる補給金」であり、それを表面に出し、ついで石炭、鉄鋼、肥料等について統制の撤廃ないし補給金の削減を行なっていたのである。

表 4-2 年 度 別 総 合

区 分	昭 和 24 年 度			昭 和 23	
	歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出
1. 一 般 会 計	7,049	7,047	2	4,731	4,731
〔歳 入〕	7,049			4,731	
(1) 租 税 及 び 印 紙 収 入	5,147			3,161	
a) 所 得 税	3,102			1,835	
b) そ の 他	2,045			1,326	
(2) 専 売 益 金	1,201			944	
(3) そ の 他 普 通 歳 入	702			627	
(4) 公 債 借 入 金	0			0	
〔歳 出〕		7,047			4,731
(1) 終 戦 関 係 費		1,298			1,136
(2) 公 共 事 業 費		518			495
(3) 政 府 出 資 及 び 投 資		842			191
(4) 地 方 配 付 税 配 付 金		577			493
(5) 政 府 機 関 等 損 失 補 償		129			478
(6) 価 格 調 整 費		2,022			625
(7) 国 債 費		136			99
(8) そ の 他		1,525			1,214
2. 特 別 会 計	25,050	24,769	281	11,975	11,969
(1) 専 売	1,784	1,784	0	1,304	1,426
(2) 国 債 整 理 基 金	8,123	8,123	0	3,507	3,507
(3) 対 日 援 助 見 返	1,750	1,750	0	—	—
(4) 財 産 税	43	43	0	159	159
(5) 食 糧 管 理	4,416	4,416	0	3,270	3,270
(6) 薪 炭 需 給	289	289	0	262	262
(7) 国 有 林 野	130	130	0	98	98

財 政 収 支 表

(単位：億円)

年 度	昭 和 22 年 度			昭 和 21 年 度			
	差 引	歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出	差 引
	0	2,143	2,143	0	1,191	1,191	0
		2,143			1,191		
		1,354			264		
		690			119		
		664			145		
		513			77		
		276			405		
		0			445		
			2,143			1,191	
			679			396	
			147			77	
			81			42	
			197			26	
			68			24	
			239			103	
			76			58	
			656			465	
	6	4,800	4,812	△ 12	2,708	2,685	23
	△ 122	594	632	△ 38	101	107	△ 6
	0	1,375	1,375	0	735	735	0
	—	—	—	—	—	—	—
	0	215	215	0	435	435	0
	0	1,132	1,132	0	547	547	0
	0	113	113	0	39	39	0
	0	64	64	0	—	—	—

表4-2 年度別総合

区 分	昭和24年度			昭和23	
	歳入	歳出	差引	歳入	歳出
(8) 貿易	4,466	4,466	0	18	18
(9) 国有鉄道	1,304	1,304	0	1,305	1,305
(10) 通信事業	948	948	0	844	844
(11) 諸保険会計	666	438	228	327	253
(12) その他	1,131	1,079	52	881	827
3. 政府関係機関	13,140	13,140	0		
4. 総計(1+2+3)	45,240	44,957	283	16,707	16,701
5. 調整項目控除	19,878	21,162	△1,284	7,433	6,540
[会計間繰入]	11,398	11,398	0	3,184	3,184
(1) 一般会計より特別会計へ	2,328	2,328	0	1,173	1,173
(2) 特別会計より一般会計へ	1,386	1,386	0	1,256	1,256
(3) 特別会計間	3,743	3,743	0	750	750
(4) 特別会計勘定間	58	58	0	4	4
(5) 一般特別会計より政府関係機関へ	1,625	1,625	0	—	—
(6) 政府関係機関より一般特別会計へ	2,258	2,258	0	—	—
[その他]	8,480	9,764	△1,284	(5,340) 4,249	(3,915) 3,356
(1) 公債借入金	270	—	270	(1,574) 1,042	—
(2) 公債借換	8,210	8,210	0	(3,766) 3,207	(3,766) 3,207
(3) 公債借入金償還	—	658	△658	—	149
(4) 対日援助見返による公債等引受見込	—	895	△895	—	—
6. 純計(4-5)	25,362	23,795	1,567	9,273	10,160

(注) 1. 24年度の公債の中には復金債をふくむ。21-23年度中括弧書は復金
2. 対日援助見返特別会計は鉄道、通信公債引受270億円および復金に
 残余は直接投資に向けられるものとして計算した。

出所：『国の予算』昭和24年度、9-10ページ。

財政収支表(つづき)

(単位：億円)

年度	昭和22年度			昭和21年度		
	歳入	歳出	差引	歳入	歳出	差引
0	2	2	0	0	0	0
0	607	607	0	238	238	0
0	271	271	0	79	79	0
74	116	83	33	49	21	28
54	311	318	△7	485	484	1
6	6,942	6,954	△12	3,899	3,876	23
893	3,244	2,747	497	2,644	1,727	917
0	1,464	1,464	0	1,347	1,347	0
0	538	538	0	163	163	0
0	602	602	0	527	527	0
0	321	321	0	604	604	0
0	2	2	0	53	53	0
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
(1,425) 893	(2,339) 1,780	(1,313) 1,283	(1,026) 497	(1,327) 1,297	380	(947) 917
(1,574) 1,042	(1,181) 652	—	(1,181) 652	(1,071) 1,041	—	(1,071) 1,041
0	(1,158) 1,128	(1,158) 1,128	0	256	256	0
△149	—	155	△155	—	124	△124
—	—	—	—	—	—	—
△887 (△1,419)	3,699	4,208	△509 (△1,039)	1,255	2,148	△893 (△923)

債を計上した場合の金額である。
対する交付公債625億円、合計895億円のみが債務償還ないし引受けにあてられ、

表 4-3 収入超過額流出先 (単位: 百万円)

区 分	総 額	日銀及び 預 金 部	市中金融 機 関
一 般 会 計 歳 入 超	267	267	
特別会計積立金及び資金 の増加	28,057	28,057	
そ の 他	128,429	85,185	43,244
(内 訳)			
公 債 償 還	3,863		3,863
借入金返済(注1)	27,722	27,722	
短期証券償還	585		585
債 券 償 還	1,273	1,273	
復金債償還(注2)	32,519		32,519
引受復金交付公債	62,467	56,190	6,277
合 計	156,753	113,509	43,244

(注) 1. 27,722百万円の内訳は、一般会計分493百万円、印刷局分845百万円、貴金属分500百万円、財産税分877百万円、貿易分25,000百万円、食糧管理分5百万円である。
2. 復金債の24年3月末現在高1,091億円は全額償還されるが、内62,467百万円は交付公債により、また14,114百万円も石炭鉱業等から交付公債で回収したものを償還に充当するので、現金償還は残額32,519百万円となる。

出所: 『国の予算』昭和24年度, 11ページ。

したがってドッジ・ラインは「九原則」の文面をこえてドッジの思想によって統一されることになった。その効果と金融政策との関連を、以下にみてゆくことにしよう。

(1) *Foreign Relations of the United States 1948*, Vol. V, *The Far East and Australia*, United States Government Printing Office, Washington, D. C., 1974, p. 861. この決定は三月二五日付のショー・ケナンの日本出張報告「アメリカの対日政策に関する報告」(*Foreign Relations 1948*, Vol. V, pp. 691-96.)をベースに、五月二六日付の「NSCに対する草案、アメリカ

の対日政策に関する勧告」がドレーバーらの意見を加えてつくられ(*ibid.*, pp. 776-81.)、一〇月になってそれを手直しして最終案ができたのである。

なお、この「次のことを日本政府に……」以下の文章は、三月のケナンの報告中には見られず、五月二六日案にはじめて挿入され、以後決定にいたるまで変更を加えられていない。したがって、ドレーバーの帰国当初のアイデアがそのまま一〇月の最終決定にもちこまれたものと考えてよいであろう。

(2) SAOUS: GAL: JM 11, November 1948, Memorandum for the Record 「ドッジ・ペーパー」(1) Z七一―一、一九四八・一一一九四九・一・三一)。
こまかくいえば、ドレーバーは帰国直後には日本政府に「安定」を要求し、他方援助をも一時的に拡大する案を(前記二九五ページ参照)考えていたのが、議会における審議の過程で対日援助の増額がむずかしいことが明らかになったのち、インフレ抑制、均衡予算というきびしい政策以外に手段がないと考えるようになったのかもしれない。このあたりは史料が不十分で、なお後考にまっはかない。

(3) この推測について、GHQ・ESS反トラスト・カルテル課のM・J・ローズ統制係長がウエルシュ同課課長にあてた覚書で、安定計画に日用品の配給方法と繊維品その他必需品の計画生産とをリンクすることをやめて、需要に応じて配給することなどを盛り込むよう提案していること、などがこの傍証を提供している(「ストランド文書」Z七〇三―二三)(インフレ・物価・資金)。

(4) 大蔵省資料Z五一―二五八、通貨金融情勢(一)。

(5) 「渡辺武日記」二四年一月六日。

(6) 「渡辺武日記」二四年一月八日。

(7) 「経済九原則に関連して各部署の施策すべき事項」(各部署提出の分)(大蔵省、二三・一二・二七)、大蔵省資料Z五二六―五一八(経済九原則と金融政策(一))。

(8) 大蔵省資料Z五二六―五一九(経済九原則と金融政策(二))。

(9) 大蔵省資料Z五二六―五一〇(経済九原則と金融政策(三))。

(10) 「ドッジ・ペーパー」(1)。

(11) Notes for Dodge File, 「ドッジ・ペーパー」(2)。

第五章 「安定政策」と金融

第一節 「九原則」発動時の情勢と対策

一 ドッジ・ラインの金融的意味

ドッジ・ラインが日本の金融に対してもたらしたものは、「超均衡予算」にともなう国庫収支の大幅な引揚超過にともなうデフレ効果であった。それまでの金融の機能が、大幅な財政の赤字と、復金債の日銀引受発行による支払超過をいかにして抑制するかという問題に集中され、融資規制と金融機関資金を国債消化に動員することが中心をなしていたのにくらべて、国庫収支の黒字、復金の新規貸出停止、債務償還が問題の中心となるにいたってのちは、一転して吸収された資金をいかに民間に還流せしめるかが、最大の課題となったのである。事後的な数字ではあるが、その状況は表5-1に明らかである。すなわち、二三年度においては財政の六〇〇億円をこえる放出超過があったのに、二四年度には一転して一二七〇億円に近い引揚超過に転じ、しかも二三年度に七〇〇億円以上であった復金融資

表 5-1 昭和23年度・24年度の資金需給の比較
(単位：百万円)

	昭和23年度	昭和24年度
I. 資金放出		
財政資金支出超過	61,251	△126,587
うち国庫一般会計資金	(△ 62,214)	(△134,565)
うち国庫特別会計資金	(85,534)	(△ 36,990)
金融機関貸出純増	334,382	408,009
うち復金行	(72,500)	(△ 11,950)
うち銀 行	(225,859)	(339,161)
その他とも計	410,088	356,088
II. 資金吸収		
一般預金増	357,289	398,595
その他とも計	342,119	366,645
III. 資金放出超過額	67,969	△ 10,557

出所：日本銀行『資金循環の分析』第4号。

は、一〇〇億円余の回収を示すにいたった。その分をかなりの程度まで金融機関からの貸出でうめようというのが、デイス・インフレーション政策と呼ばれるこの時期の金融政策の使命となったのである。一方にインフレーションの抑制が課題とされている以上、どれほどの資金を金融のパイプを通じて供給すべきかは、金融政策の中心課題であった。

(一) 二四年前半の金融情勢

具体的に二四年に入るころからの金融の動きを概観し、そこで発生したいくつかの問題をみておくことにしよう。二四年一―三月(第一・四半期)の財政の揚超は一〇六三億円の巨額に達した。その最大の要因は、申告納税の確定申告期に当たり、かつ年度末をひかえ徴税が強化されて一三八一億円(二三年度予算額の四四%)にのぼったことであるが、ほかにも

専売収入の増加、食管会計の売上増などが大きくひびき、他方、終戦処理費や米代金の支払の一段落など、多くの要因が作用したためである。ために、後述するように政府資金を三一六億円指定預金に組み替えるなどの処置がとられたが、その揚超の幅が一般の予想をこえたものであったことは、表5-1-2の資金計画と実績の数字からも明らかである。国庫財政の大幅黒字の一方、金融機関貸出の伸縮がにわかに目立つけれども、それは「九原則」の施行を見越

した貸出抑制がはげしくなり、あいまって大幅の資金不足をきたしたのである。この状況が、いわゆるドッジ・プランの実施以前すでに実現していたことは注目に値する。それは「九原則」の日本側ないしESS側の理解の範囲でもその内容を文字どおりに実施しようとするれば、生ずるはずの影響の一端を明らかにしたものであった。景気は急激な様変りの落込みの様相を呈し、この時点でインフレーションはすでに鎮静の方向に向かった。

ドッジ・ラインが全貌をあらわしたのは、この時点においてであった。それが復金融資の事実上の停止など、予想もされなかったほど「苛酷」なものであったことは、前述のとおりであるが、その半面、金詰りの深刻化が明白となり、また不況下に人員整理を行なう企業が発生すれば、そこに整理資金を供給し、あるいは滞貨融資の必要が生ずるなど、あいつぐ問題が発生した。しかし当局は、四月に入るところまではなお平静であり、たとえば銀行局の試案「昭和二四年度における通貨金融政策について」(二四・三・三二)などをみても、その大綱はなお余裕を存していた。すなわち、デイス・インフレを堅持し、日銀券発行高を三五〇〇億円におさえ、産業資金供給についても、設備資金および長期運転資金は「先ず企業の自己資金により賄う」ものとし、そのために株式や社債の発行を容易ならしめるように配慮するほか、金融機関は毎月の資金増加額のうち二〇%を「緊要産業」の設備資金にまわし、一〇%を貿易手形、公団認証手形又は配給手形に運用する、金利体系を合理化し、金利の水準を国際的水準にサヤ寄せするなど、そのおもな内容である。これは、従来の路線の一部変更ではあっても、基本的変化ではない。むしろこの時期までは財政も抑制、金融も抑制という方向が一般的に設定されたかのように思われる。これに次ぐ三―四月の時期には、事態は半ば明らかになってきた。表5-1-3は、二四年二月と四月の大蔵省理財局による二四年度資金計画案であって、ドッジ・ラインの目標がおぼろげながらつかめた時期と、その全貌がほぼ明らかになった時期の見方を集約したもの

表 5-2 四 半 期 別 資 金

	24年1—3月	4—6月
〔i〕 資 金 供 給		
一般預金増	424(880)	653(380)
その他預金	△ 163(△ 110)	175(100)
政府出資	—	37(25)
援助資金	—	—
金融機関手許現金	△ 331(—)	238(70)
計	△ 70(770)	1,103(575)
〔ii〕 資 金 需 要		
(1) 財 政 資 金	△ 973(△ 187)	120(135)
国庫財政	△1,024(△ 237)	58(85)
援助資金	—	—
地方財政	51(50)	62(50)
(2) 産 業 資 金	644(900)	755(550)
一般金融機関	435(720)	772(550)
復 金	209(180)	△ 17(0)
預 金 部	—	—
対日援助資金	—	—
計	△ 329(713)	876(685)
〔iii〕 資 金 不 足	△ 257(△ 57)	△ 228(110)
〔iv〕 調 整 項 目	—	—
〔v〕 通 貨 増 発	△ 427(△ 55)	△ 119(110)
〔vi〕 期 末 発 券 高	3,125(3,465)	3,006(3,235)

出所：統計研究会，経済計画研究部会資料(6)『戦時および戦後のわが国資金計画

計 画 と 実 績

(単位：億円)

7—9月	10—12月	25年1—3月
1,503(750)	1,409(1,352)	690(432)
—	—	—
195(193)	86(81)	—
275(400)	390(225)	235(235)
△ 469(220)	76(△ 30)	△ 428(△ 580)
1,509(1,123)	2,504(2,146)	497(87)
102(230)	1,360(1,345)	△ 765(△1,094)
32(160)	844(954)	△ 955(△1,086)
—	428(291)	190(△ 8)
70(70)	88(90)	36(116)
1,418(950)	1,545(1,433)	858(585)
—	1,426(1,067)	882(676)
—	—	—
—	117(166)	△ 24(△ 91)
—	52(200)	—
1,520(1,180)	2,955(2,778)	93(△ 393)
11(57)	451(632)	△ 404(△ 480)
—	120(40)	△ 36(—)
24(57)	571(672)	△ 440(△ 480)
2,982(3,068)	3,553(3,654)	3,113(3,036)

の構造』，201—03ページ。

とみられる。それによると、二月にはむしろはげしい引締めが金融、財政の双方を通じて達成されるような見通しがえがかれていたのに反し、ドッジ・ラインのきびしい内容がわかったあとの四月には、おそらく二四年一—三月の金融引締めが、後述のようによほど深刻であったことがわかったうえ、新たに設定される見返資金が、復金の供給してきた資金のかなりの部分を肩代りしてくれるという期待もあって、財政・金融両面の資金需給の規模がかえって拡大

表 5-3 昭和24年度総合資金計画（試算）（単位：億円）

	23年実績	2月25日案 A	2月25日案 B	4月12日案			
(一) 資金需要							
(1) 財政資金	1,580(1,075)	72	200	503			
国庫	1,222(780)	72	200	270			
地方	358(295)	0	0	233			
(2) 産業資金	4,501(4,060)	3,620	2,855	4,752			
一般	3,098(2,654)	2,138	1,785	2,503			
興銀					100	70	
復金					745(726)	500	350
直接投資等					658(680)	882	650
内株式投資	500	600	320				
社債	8	52	30				
自己資金	150	230	300				
対日援助資金	(—)			1,480*			
(3) 重複項目	△ 180	△ 400	0				
計	5,901(5,135)	3,292	3,055	5,255			
(二) 資金供給							
(1) 一般預金増	3,816(3,538)	2,310	2,000	2,300			
(2) 其他	454(180)	100	400	705			
(3) 金融機関増資	140	0	(政府出資) 5				
(4) 直接投資	658(680)	882	650	700			
(5) 対日援助資金	(—)			1,750*			
計	5,068(4,398)	3,292	3,055	5,455			
(三) 資金不足	833	0	0				
(四) 金融機関手許現金増	372(200)	0	0	200			
(五) 通貨増発	1,238(937)	0	0	0			

(原注) 23年実績欄のカッコ外は2月25日、カッコ内は4月12日の見通し。

* 米国対日援助見返資金。

出所：大蔵省資料 Z 526—5—10（九原則と金融対策(Ⅲ)）。

されたのである。

(二) 財界の要望

けれども、見返資金の放出の夢はなかなか実現せず、金詰りは予想以上の速度で進行した。四月二十七日、経済同友会は次のような「非常金融措置に関する決議」を作成し、金融の窮境打開のために早急に手段を講ずることを要望した。当時の産業界のかかえていた問題が要約されている観がある。

非常金融措置に関する決議(案)

経済同友会

新政策の実施に当り、金融政策の過渡的空白に備える緊急措置については、さきに政府に要望したが、爾後企業の金詰りは益々深刻化して、最早や一日もこれを放置し得ない状況に立ち到っている。

そもそも、復金融資の事実上の停止は、これまでわが重要産業が主として依存して来た資金源を、突如として閉塞する結果となり、ために、そうでなくては、不合理な公価と租税政策等のため、極度の金詰り状態にあつたわが企業界は、文字通り窒息症状を呈し、警戒は更に警戒を呼び、窮迫は加速度的に激化せんとしている。

従つて、万一にも、ここ数週間のうちに、効果的資金打通の措置が講ぜられないならば、経済界は由々しき破局に襲はれ、その復帰には多大の費用と時間との空費を要することとなるであろう。その結果生産は急激に低下して、密に経済自立そのものを、著しく遅延せしめるのみでなく、延いては、歳入著減により折角の健全財政を破綻に陥れ、或は国民貯蓄力の減退によつて、資金計画を画餅に帰せしめ、或は貸銀支払不能等の拡大によつて社会不安を激成する等、経済安定の基本目的を根底から覆す惧れが甚大であることを、深憂せざるを得ない。

よつてわれわれは、この際における非常緊急措置として、政府及び日銀等の関係当局が、取り敢えず、次の二点につき勇断を

以て即行せられんことを切に要望する。

第一 復金の継続融資を当然得られるものとして、現に建設進行中のものに対しては、その中絶がわが経済自立に及ぼす打撃の甚大なること、これが導火線となつて、経済混乱の爆発する惧れの尠少なざる実情に鑑み、この際左の如き方法により、所要の緊急設備資金を即刻融資すること。

(一) 市中銀行が各自のリスクにおいて融資し得るものについては、シンジケート団を組織せしめ、必要により日銀より別紙の資金を放出して、至急その融資を行はしめること。

(二) リスクの関係上市中銀行の融資困難であり、しかもわが経済自立上緊要欠くべからざる設備資金のうち、第一四半期に要する資金(約百五十億円)については、例えば一カ年後にこれを、援助資金特別会計に肩代りする建前により、日銀監督の下に取り敢えず市中銀行等を通して、至急融資せしめること。

第二 今次の経済安定政策により、わが経済界が正に資金的窒息状態に直面しているいま一つの病根は、歴大な未払勘定の累積に象徴せられている運転資金の枯渇である。而して、右は根本においては、既往における価格政策、租税政策等の不合理に基づくところ多く、当面的には政府支払の遅延に原因せるものであつて、個々の企業の自力を以てしては、如何に合理化を強行するも、これを急速に打開することの不可能なものであり、しかも、これが解決なくしては、健全企業^{せいぜん}の再発足を至難ならしめるものである。よつて、この際政府は左の如き非常特別措置を講じ、既往における未払勘定を別途に処理し、かかる基盤の上に安定政策を峻厳に励行すべきことを要望する。

(一) 二三年度政府支払の遅延に付ては、次の如き応急措置を講ずること(国会で決議し、且国会内に委員会を特設してこれが督進を行うことが望ましい)

(イ) 本年度予算成立後一カ月を期限として、未払の完済を行うこと

(ロ) 右期間内に手続上完済不能の分に対しては、責任官庁の査定により、支払金額の八〇%を限度として概算払を行うこと

(ハ) 本年度予算に計上されず、官庁の内示によつて既に納入せる物品に対しては、他の経費を節約しても本年度予算より支払うこと。なお車輛の如きものについては、買入の代りに賃借の契約を結んで支出を節約することも考慮すべきである。

(ニ) 閉鎖機関の保有せる資金(約八十億円)は急速に債権者に支払うこと。

更に本年度以降の政府支払に付ては、民間の商習慣に則り物資納入と同時に現金を支払うキャッシュ・オン・デリバリの原則を採り(困難な場合は概算払)、支払の延滞に対しては、当会の予て主張する如く、税金に準じて延滞利子を付し、官庁の道義を昂めること

(三) 経済自立上特に緊要なる事業にして、市中銀行の融資対象となり難き企業ではあるが、前途回収の見込ある企業の、既往における未払金を処理するため、政府は次の四方法の何れか、或はその結合により、貸出のリスクを保証する措置を講じ、市中銀行(或はシンジケート)をして至急紐付き融資を行はせること。

(イ) 本来生産者に還元すべき性質を有つ配炭公団剰余金二九億円を保証基金とすること

(ロ) 復金の二四年度運用予定資金約一五億円を基金として、その保証業務を続行せしめること

(ハ) 援助資金特別会計より、経済安定緊急資金として一定額を振り当て、これをリスクの保証基金とすること

(ニ) 二三年度における財政剰余金の一部をリスク保証基金に振り向けること

(三) 右を前提として、取り敢えず炭坑業の既往における未払勘定につき、日銀監督の下に市中銀行をして紐付き融資を即時行はしめ、前記(三)の機構の具備すると共に、これに肩代りせしめる。

(四) 現下の企業運転資金の窮迫は又、安定政策実施の過渡期に生じた製品の滞貨乃至過剰化原材料の累増に基く所が少ない。よつて、これら滞貨乃至過剰原材料のうち、経済自立上早晚当然必要とする物資に対しては、取り敢えず前期(三)の方式に依つて融資する措置を講ずること。

以上は産業側からの要請であり、それまでの統制政策のシワが産業の經理に寄せられていたのが、政策転換によって未解決のままに引締めが強行される結果になることを憂えたものとみてよいであろう。これにつづき、五月一二日には、東京銀行協会は「経済九原則実施に伴う金融対策に関する意見書」をとりまとめた。それは問題を金融の問題に限り、「当面の金融対策」と「産業金融対策」に分けて、次のような問題を提起している。⁽³⁾

「当面の問題」としては、(1)「対日援助見返資金」による融資までの繋ぎ融資、(2)企業合理化に伴う整理融資、(3)復金融資の打切りと回収、の三つがあげられる。(1)については、当時は復金融資に代わるものとして「見返資金」にやや過大な期待がかけられていたためもあって、その機能発動までの繋ぎが問題とされていた。見返資金の融資が決まれば市中銀行が実現までの繋ぎをはかることはできるが、未決定のままに融資を行なうのはリスクが大きすぎ

石炭未払金全国総計 (24年1月現在)

項 目	金 額
坑 木	1,452,081
材 材	243,617
属 属	878,015
械 械	570,864
菜 菜	656,748
ム ム	119,138
類 類	71,539
の 他	1,690,873
資 材 計	5,682,875
電 力	377,581
役 員 報 酬	1,106
給 料	152,937
貸 金	2,023,735
雑 給	217,426
外 註 請 負 工 事	436,949
賞 与	22,799
勤 勞 所 得 税	2,387,879
税 金	373,416
未 払 金 利	50,942
食 糧 衣 料	713,369
保 險 料	118,604
健 保 年 金	420,226
そ の 他	1,660,824
総 計	14,640,668

(注) 本表貸金、給料、雑給の未払額中大手筋で約21億円は月末帳簿上未払に整理したもので、翌月支払い得るものである。

昭和24年度産業設備資金需給案 (経本案)『毎日新聞』所載

供 給	需 要
市中金融機関 (興銀を含む)	400
直接投資	350
増資分	150
社内留保	200
政府出資 (船舶運営会)	50
見返資金 (特別会計融資)	700
預金部資金	100
計	1,600

需 要	億 円
石 炭	240
電 力	400
建 造 船 舶	200
造船・車輛設備	20
鉄 鋼	90
産 業 機 械	40
織 維	80
陸 運	90
金 属, 鉱 山, 石 油	30
化 学	90
窯 業	10
瓦 斯	15
加 工 水 産 物	45
加 工 食 糧 品	25
非 鉄 金 属 工 業	15
農 林 漁 業	90
そ の 他	120
計	1,600

復興金融金庫に於ける昭和24年度第1四半期に貸出を必要とする継続事業資金

	百 万 円
石 炭	6,556
重 要 鉱 業 (石油を含む)	430
織 維	612
鉄 鋼	1,340
肥 料	590
染 料	243
電 気	6,250
海 運	680
合 計	16,701

政府機関及各産業未払金調 (経本)『毎日新聞』所載

	百 万 円
石 炭	8,607
電 力	6,358
鉄 鋼	2,361
金 属 機 械	1,886
窯 業	2,307
化 学 肥 料	1,302
織 維	919
輸 送	4,310
通 信	2,833
易 政	2,641
そ の 他	453
の 計	1,929
	4,568
	11,841
	52,315

政府一般会計未払額調 2月末日現在、大蔵省

	配 付 額	支 払 実 績	未 払 額
終 戦 処 理 費	867	789	78
公 共 事 業 費	469	346	123
価 格 調 整 費	519	519	0
地 方 財 政 費	475	423	52
産 業 経 済 費	559	528	31
政 府 出 資 金	185	185	0
社 会 及 勞 働 施 設 費	120	101	19
そ の 他	895	755	140
計	4,089	3,646	443

る。政府や復金の保証も現在では不可能とすれば、政府の別種の施策が必要である。また市中金融のベースにのるものでも、資金難で実現できないものもある現状なので、それに対処するために、日銀より「別枠」扱いの融資が行なわれることが望ましい。(2)企業合理化融資については、市中銀行の単独融資に期待しうる部分は少ないので、日銀幹旋融資あるいはシンジケート結成により危険分散を行なうことが好ましく、かつ日銀よりの資金援助が絶対に必要である。(3)復金融資の打切と回収の打撃は「極めて大きく且つ直接的」なので、市中金融機関や興銀などの長期信用はもとより十分活用されねばならぬし、株式会社債など自己金融の便宜も必要である。またとくに、復金融資の性格上その回収が強行されるならば、なおさら当該産業に対する市中融資は不可能になる。したがって回収に当たっては「回収に伴う影響」をできるかぎり少なくすることが必要である。

また「産業金融」については、(1)長期融資、(2)日銀貸出、の二つが問題とされている。(1)長期融資については、本来見返資金や長期信用銀行の職分だが、市中金融機関もそれを分担しなくてはならないとすれば、預金、とくに長期預金の優遇（預金利子に対する源泉一本課税、「無記名定期預金」の創設、国民貯蓄組合預金の免税限度の引上げ等）が必要であり、また金融債の発行も特定の銀行に限ることなく公平にこれを認めるべきである。さらに預金部資金の長期融資への活用は大きな効果をあげるものと期待される。(2)日銀貸出については、デフレ的状况をデイス・インフレの範囲にふくめるためにも、日銀貸出の役割はきわめて大きい。「高率適用」は当然再検討されるべきである。「日銀貸出利率を上下することによって市中への貸出を調節するという所謂本来の中央銀行的方法を現在のわが国に於て実施することは極めて無理であり、実情はこの制度の存在そのものが、市中銀行の融資を心理的にも実際的にも拘束しデフレ的傾向を不当に助長するに至っている。」

以上が、銀行協会の提言であった。これは当時の問題を的確についたものであり、以後の政策は、ほぼこの線に沿って展開されることになるのである。

二 滞貨と企業整理

(一) 在庫金融の必要性

なおこの場所で当時の「業種別金詰り実態調査」(経済安定本部財政金融局、昭二四・七・四)(表5-4)をかかげて、当時の金詰り状況を滞貨の増加との関連で示しておくことにしよう。⁽⁴⁾

四月、五月にいたって在庫が急増し、かつ未払金・売掛金・買掛金が目に見えてふえていった状況が看取される。

(二) 企業整理の状況

またこの時期に大きな問題となったのは、企業整理であった。五月に入るところには、不況下で経営が行き詰まり、人員整理、旧債のたな上げその他の処置をとって「整理」を余儀なくされる企業が続出した。当時の状況を、以下の資料はなまなましく伝えている。⁽⁵⁾

整理融資の進捗状況について
銀、復、二四・五・二六

一、復金が本年三月末迄に行つた整理融資は、二七社に対し直接貸及び保証分を合せ三億九千万円余、対象整理人員二万四千四百三十八名であつた。

表 5-4-c 業種別売掛金増加状況調

業種別 月別	機械器具工業			繊維工業		鉄鋼業		電力	肥料工業	
	大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	大企業	中企業	大企業	大企業	中企業
23. 12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
24. 1	97	113	112	154	15	90	181	111	100	120
2	108	163	154	149	87	99		117	111	90
3	130	172	108	211	37	129		112	106	210
4	131	152	183	296	67	—	—	—	—	132
5	131	151	122	284	125	—	—	—	—	—

表 5-4-d 未払金増加状況調

業種別 月別	石炭	鉄鋼		繊維		電力	肥料		機械器具		
	大企業	大企業	中企業	大企業	中企業	大企業	大企業	中企業	大企業	中企業	小企業
23. 12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
24. 1	112	91	221	98	97	103	112	167	95	107	134
2	117	95		129	101	104	115	169	120	111	181
3	106	109		202	82	127	150	302	156	139	133
4	107	—	—	225	73	—	—	325	163	124	144
5	—	—	—	223	77	—	—	—	163	128	194

(原注) 本表の未払金とは、税金、給料及下請業者に対する未払で資材費は含まない。

表 5-4-c 買掛金増加状況調

業種別 月別	石炭	鉄鋼		繊維		電力	肥料		機械器具		
	大企業	大企業	中企業	大企業	中企業	大企業	大企業	中企業	大企業	中企業	小企業
23. 12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
24. 1	118	134	254	134	112	110	97	132	117	96	107
2	131	174		160	83	116	116	125	121	94	113
3	142	260		224	142	121	132	111	125	105	134
4	147	—	—	251	95	—	—	128	138	109	143
5	—	—	—	248	87	—	—	—	140	110	168

表 5-4-a 業種別金詰り実態調査 (経済安定本部財政金融局, 昭24.7.4)

業種別 原因別	石炭		電力		鉄鋼業		機械器具工業		肥料工業		繊維工業	
	順位	ウェイト	順位	ウェイト	順位	ウェイト	順位	ウェイト	順位	ウェイト	順位	ウェイト
金融難	1	37%	1	35%	5	6%	2	20%	2	33%	2	26%
価格の不適正	2	34	2	25								
徴税の強行	3	14	7	4	3	12	4	9	3	12	3	15
人件費の増嵩	4	8	6	6	6	5	6	4	6		6	2
原材料の価格の騰貴	5	4	5	6	4	10	5	7	4		5	6
売行不振滞貨の増加	6	2	4	10	2	24	1	38	1	38	1	39
売掛金増加	7	1	3	14	1	43	3	16	5	17	4	11
政府支払の遅延												
生産能率の低下							7	3	7		7	1
注文の取消によるもの							8	3				
計	調査数 10社	100	2	100	2	100	14	100	2	100	6	100

(原注) 金融難のウェイトが非常に大きい原因は一部滞貨の増加、売掛金の累増、人件費の増嵩等により企業の経理面を圧迫し、受信能力を低下していることにもあるが、又本表に掲記されていない原因、例えば復興金融金庫の機能停止、金融機関の融資回収の強行的態度等にも、その原因が、これを厳密に区分することは困難である。

表 5-4-b 業種別滞貨累増状況調

業種別 月別	機械器具工業			繊維工業		肥料工業		鉄鋼業		石炭
	大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	大企業	中企業	大企業	中企業	
23. 12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
24. 1	112	123	134	112	114	122	107	120	155	106
2	102	142	119	128	86	130	54	138		114
3	114	156	109	128	144	143	13	71		128
4	137	189	232	142	160	143	38	—	—	144
5	127	203	332	161	152	143	38	—	—	168

(原注) (1) 機械工業欄は各社の調査月間に画一性を欠いているので(例えば23・11—24・4等の如し)これを統一するため一部推計を加えた。
 (2) 肥料工業欄の中企業は、滞貨の減少傾向を示しているが、調査会社は硫安製造会社1社(日本水素工業)にすぎず一般的傾向を必ずしも表わしていない。然し同社の滞貨を昨年同期に比すれば5割程度の増加を示している。
 (3) 本表中大企業とは、月中生産1億円以上のもの、中企業とは1千万円以上のもの、小企業とは、1千万円未満のものにより区分した。
 (4) 石炭については、山元、港湾、市場別の別途調査資料に基づき作成したため、表[5-4a]と多少矛盾する結果を示しているが、山元のストックのみについてみれば殆んど増加していない。

二、本年四月復金の新規融資が事実上停止した当初は、市中銀行は、独自の責任において整理融資に乗り出すことを躊躇していたが、その後相当の実績を示している。

(一) 東京、大阪所在銀行より聴取した資料により現在迄に判明した人員整理を要する会社は、五五社、整理人員三万九千名、所要資金十三億六百万円である。

(二) 最近市中融資の成立したものは、以下の七社である。

(会社別データ省略、整理人員計四五〇人、融資金額総計二億二二〇〇万円——引用者)

(三) 目下交渉進捗中のものは、八社で約六億六千万円、整理人員一万八千名余である。

(四) 市中銀行が、予期に反して独自の責任において整理融資に乗り出してきた理由は左の通りである。

(1) 既往債権保全上、整理促進を有利と認めたこと。

(2) 整理後の収支向上の見込顯著であつて、収益金、不要資産処分金、増資等返済資源の調達が確実に出来、所要金額がさして大きくない場合には融資対象として得ること。

尤も、かゝる条件のそろはない場合とか、労働攻勢の猛烈な会社については融資の不成立に終つた例が若干ある。

(五) 整理の行はれる理由の主なもの、一般購買力の低下、官庁需要の減少、集中生産制の実施、国際価格への翰寄せ等である。

整理融資について

一、年度当初より懸案となつてきた整理融資

五五社 三九、〇〇〇人 一三億円

の内、五月中旬までに融資成立を見たものは、

七社 五、七〇〇人 一億五千万円

で、(社名省略——引用者、以下同じ)である。

二、その後、整理融資の具体化しつつあるものは

二三社 二一、〇〇〇人 八億一千万円

で財政健全化の達成、単一為替レートの設定等経済九原則の推進に伴う新情勢に適應せんとする企業の動きを示すものであつて、業種別に概観すれば、

(一) 官公庁需要の減退に対応せんとするもの

(イ) 有線通信機メーカー(三社、社名省略) 生産規模の縮小凡そ三〇%

(ロ) 鉄道車輛メーカー(七社等、社名省略)

生産縮小三〇乃至四〇%

尚戦後転換した(四社、社名省略)等は更に大幅の整理(五〇%)を要することにならう。

何れも輸出増加に期待をかけている。

(二) 電線メーカー(八社、社名省略) 生産縮小三〇%

戦後濫立した右以外の中小企業は大半廃業の余儀なきに至るであらう。

(三) 補給金の減額又は廃止その他による価格変動に対応せんとするもの

(イ) 石炭鉱業

(ロ) 非鉄金属製鉱業及同製品製造業

(ハ) 造船業

(ニ) 製糸業等

この部門で現在、問題となつてゐるものは、(七社、社名省略)である。

(三) 一般的購買力低下に対応せんとするもの

一般機械器具工業、生活必需品企業、製菓業等

(四) 集中生産その他原料関係によるもの

特殊鋼、ゴム工業、油脂、自転車、皮革等

三、技術の不良、経営者の無能力が災し融資を拒否せられ、小規模の第二会社を残して解散の已むなきに至つたものにA社があるが、(五社、社名省略)等も最悪の事態に直面しており(四社、社名省略)等も略々同様の状態にある。

以上二つの資料は、恐慌といつてもよい状態が二四年春に発生したことをものがたつてゐる(引用中の社名を省略したのは、現存の企業名が出現するためである——引用者)。

このような状況に対して金融政策はいかに対処したであろうか。

(1) 経済企画庁資料。

(2) 同前。

(3) 大蔵省資料Z五二六一五—四(金融行政・金融政策)。

(4) 経済企画庁資料。

(5) 大蔵省資料Z五。

第二節 資金供給政策の発動

一 高率適用政策と金利政策

(一) 高率適用の屈折

二四年四〜六月には、前記のように深刻な金融難が発生したが、一〜二月当時にはこの状況はまだ予見されず、むしろ「九原則」の線に沿うきびしい政策が提案・実施された。その一例が二月二八日に決定され、四月一日から実施された日本銀行の高率適用の強化である。高率適用制度は、二二年八月に第二次高率適用を復活して以来変化がなかったが、「九原則」の実施にともない、市中金融機関の過度の日銀依存を是正することをねらいとして強化改訂が企てられたのである。⁽¹⁾ その要点は、(1)割引手形やスタンプ手形、貿易手形、公団認証手形、農業手形などの各種優遇手形については高率適用から除外されていたのを、その後この種の貸出が増加したのにかんがみ、これを対象にふくめることにしたこと、(2)それまで各銀行の日銀からの借入金の一一般貸付残高に対する比率はほぼ一〇%程度であったので、貿易手形の増加の可能性などを見込み、一二%以上の日銀貸付にたいしては、利鞘がほとんどなくなるような高率(日歩二銭五厘)を課するというのであった。その要点は、次のとおりである。⁽²⁾

一、現行手続の概要

日本銀行の貸付金額が借入銀行の各前月末預金残高の1%を超える部分について一厘高、2%を超える部分について三厘高であり、且つ当初貸付の日より三カ月を超える毎に日歩一厘を加算するが、優遇手形（スタンプ手形、公団認証手形、貿易手形、農業手形）には適用しないことになっている。

- 二、これを経済九原則に即応する量的信用調査方策の一つとして、次の諸点を改正する。
- 1 高率適用の基準となる借入銀行の預金残高は毎月、前三カ月の各月末残高の平均とする。
 - 2 右の1%を超える日本銀行からの貸付金額（指定時前の貸付金額を除く、以下同じ。）については、貸付利率を三厘高とする。（従来の1%、2%の区分及び三カ月を超える場合の利率引上を止め、簡素化する。）
 - 3 右の12%を超える日本銀行からの貸付金額については、優遇手形たるを否とを問わず次の高率を適用する。
 - (イ) 貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形、農業手形、再割引適格商業手形を担保とする貸付 二銭五厘
 - (ロ) 右以外のものを担保とする貸付 二銭七厘
 - 4 右の高率適用の金融機関は差当り銀行とする。

（備考）

右の12%という比率は、市中金融機関の預金蓄積状況及び日本銀行券の発行状況により時々調整せられるものであることは、勿論である。又市中の貸出金利は、貿易手形二銭八厘、スタンプ手形二銭七厘、公団認証手形二銭六厘であり又一般貸付金利は二銭八厘であつて、而も、右のように前三カ月の月末預金平均残高の12%を超える部分について特殊の高率貸出利率が適用せられるのであるから、今次の高率適用制度の改正によつては何等市中金利に影響を与えるものでないと考えられる。なお、差当り右の第二次高率貸出利率が適用される銀行は、去る一月の現状からすれば、数行に留る。

しかし、この見通しは当たらなかつた。三月に入ると、財政資金の引揚は予想以上の巨額にのぼり、預金は伸びず、また高率適用の強化の声をきいて市中金融機関は貸出を抑制した。市中金融は窮屈になり、貿易手形や公団認証

手形の融資さえ円滑を欠くにいたつた。そのため日本銀行は新高率適用が実施される以前の三月一七日、支店長、事務所長あてに、所要資金は蓄積資金の範囲内でまかなう建前で、金融機関は貸出を厳選すべきであるが、そのため「緊要の資金供給に支障を来す」ことがないようにと注意するところがあつた。⁽³⁾ ついで四月二二日の支店長あて通知では、次のようにいふ。⁽⁴⁾ 年初以来の政府資金引揚と支払遅延のため市中金融が著しく逼迫し、日銀貸出が増加して一・二%以上の高率適用をうける金融機関が続出し、それら金融機関は高率をきらい貸出を「必要以上に引締め」ている所も多い。これほどの政府資金引揚は高率適用改正のさい「予想しなかつたところ」であるが、「所要資金の供給に

改正高率適用手形による適用歩合一覧表

区 分	最低歩合適用限度額内	第一次高率適用限度額内	第一次高率適用限度額を超える貸付(第二次高率適用貸付)	摘 要
割 引 手 形	一銭四厘	一銭四厘	* 二銭五厘	* 再割引適合手形を担保とする貸付
国 債 担 保 貸 付	一銭五厘	一銭八厘	二銭七厘	
スタンプ手形担保貸付	一銭五厘	一銭五厘	二銭五厘	
貿易手形担保貸付	一銭六厘	一銭六厘	二銭五厘	
公団認証手形担保貸付	一銭六厘	一銭六厘	二銭五厘	
農業手形担保貸付	一銭六厘	一銭九厘	二銭七厘	
一般手形担保貸付	一銭六厘			

備考 現行市中貸出金利

- 一 一般貸付 二銭八厘
- 貿易手形 二銭八厘
- スタンプ手形 二銭七厘
- 公団認証手形 二銭六厘

支障を来さざるよう」取引先を指導し、また日銀も一二%以上の貸出を制限しないよう要望する、と。デフレへのこれほど急激な転換が金融当局の態度を大きく変更させたのである。

四月二三日、年間約一〇〇〇億円の政府資金揚超が見通されるにいたり、また輸入物資引取代金、購辦資金等の産業資金の手当の必要も見通されるので、日本銀行は高率適用制度の緩和を考えざるをえないことになった。そのさい第二次高率適用の基準(一二%)を引き上げることとも考えられたが、この枠は今後金融の常態復帰を考えるとさらに縮小されるべきものと考えられるので、結局日銀の第二次高率を引き下げることになり、四月二五日から貿易手形、

改正高率適用手続による適用歩合一覧表

割引手形	最低歩合適用限度額内	最低歩合適用限度額を超え第一次高率適用限度額以内の貸付	第一次高率適用限度額を超える貸付(第二次高率適用貸付)	摘要
国債担保貸付	一銭四厘	一銭四厘	二銭一厘	裁量により二銭〇厘迄高率を軽減することを得
スタンプ手形担保貸付	一銭五厘	一銭八厘	二銭三厘	
貿易手形担保貸付	一銭五厘	一銭五厘	二銭一厘	
公団認証手形担保貸付	一銭六厘	一銭六厘	二銭一厘	
一般手形担保貸付	一銭六厘	一銭九厘	二銭三厘	
農業手形担保貸付	一銭六厘	一銭六厘	二銭一厘	

備考 現行市中貸出金利
 一 一般貸付 二銭八厘
 貿易手形 二銭八厘
 スタンプ手形 二銭八厘
 公団認証手形 二銭六厘

スタンプ手形、公団認証手形、農業手形担保の貸付については二銭一厘に、その他の貸付については二銭三厘に、各四厘引き下げることが決められた。ただし、おりから日銀政策委員会の設置が議せられていたので、その議を経ることになり、六月一七日その設置とともにその付議決定により七月一三日から実施された。

つづいて六月二四日、日本銀行は四月一日にいったん高率適用の対象に加えた貿易手形を高率適用の対象から除外した。貿易振興をはかるためである。ついで九月三〇日には手続の技術的改正が行なわれた。その後昭和二五年に入つて、金融はいよいよ逼迫し、一月一七日、日銀は高率適用手続を緩和し、手形割引を適用対象から除外し、手形貸付中一般貸付のみを適用対象とすることにし、かつ第二次高率の一厘ないし二厘の引下げを決定した。手形割引、貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形、農業手形を担保とする貸付は、日銀貸出の約三分の二を占めていたとみられるので、このときの改訂は高率適用の負担を三分の二以上にへらす意味をもっていたのである。

- (一) 手続適用の対象とすべき貸出の種類中手形割引を削除し、手形貸付中一般貸付のみを本手続適用の対象とすること。
- (二) 優遇手形(貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形及び農業手形)以外のものを担保とする貸付に対する第一次高率を最低利子歩合より二厘高(現行三厘高)に改めること。
- (三) 第二次高率を次のように改めること。
 - イ、優遇手形を担保とする貸付 二銭 (現行二銭一厘 一厘下げ)
 - ロ、前号以外の貸付 二銭一厘(現行二銭三厘 二厘下げ)

このようにして、高率適用制度は二四年四月に強化され、二五年一月に大幅に緩和されるにいたった。そこには金融の実態の変化が大きく作用していたのである。

(一) 市中金利の動向

以上の高率適用政策の変化は、また市中金利にも反映した。高率適用の引上げが六月二四日決定されたあと、金利調整審議会（六月一日「委員会」から「審議会」に改称）は、日銀政策委員会から金利の最高限度について諮問をうけ、七月一五日、現行金利水準は国際的にも戦前にくらべても割高なので、とりあえず日銀再割引適格貿易手形の割引利率について二厘かた引き下げて二銭六厘とすること、および預金利率については、資金蓄積の緊要性にかんがみ、次のように引き上げることが答申され実施された。

(一) 銀行の定期預金の最高限度

期間六ヶ月のもの 年利四分四厘（二厘引上）

期間一ケ年のもの 年利四分七厘（三厘引上）

(二) 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）の予定配当率の最高限度

信託期間一年以上のもの 年利四分七厘（三厘引上）

信託期間二年以上のもの 年利五分五厘（九厘引上）

信託期間五年以上のもの 年利六分 （一分引上）

(三) 無尽会社、農業協同組合、水産業協同組合（漁業会を含む）、信用協同組合（商工協同組合）、市街地信用組合及産業組合法による信用組合を含む）の定期預金利率の最高限度は銀行の定期預金利率の最高限度に準ずることとし、現に銀行の定期預金利率より高い利率を適用しているものについては、従来取扱通り差当り(一)の利率に年利一厘を加えたものを最高限度とする。

次いで八月二九日、貸出金利の最高限度についてふたたび諮問があり、八月三十一日、一般の貸付日歩および手形割

引日歩について一厘引き下げ最高二銭七厘とするのを適当とすると答申されて実施に移された。当時金融機関の経理は改善に向かい、一方産業界が苦境にあったための措置である。

なお二四年度の下半期には、銀行の経理は引き続き好調をつづけ、産業界の不況は深刻化したので、一二月一七日付で貸出金利の最高限度について諮問が出され、一月一七日次のように引き下げることが答申され実施された。

一 日本銀行再割引適格貿易手形 最高日歩二銭四厘（二厘下げ）

二 其他の貸出に就き

(イ) 貸出金額一件五百万円を超えるもの 最高日歩二銭五厘（二厘下げ）

(ロ) 貸出金額一件五百万円以下のもの 最高日歩二銭六厘（一厘下げ）

但し日本銀行政策委員会の特に承認する場合に就ては一厘の加算を認めることが出来る

三 当座貸越 最高日歩二銭八厘（二厘下げ）

四 農林中央金庫の貸出金利

系統機関に対する貸出は規制外とする

こえて三月二五日の諮問にこたえ、二七日にはまた、次のような利下げが答申された。このときの利下げでは、銀行側のイニシアティブにより、かつ貸出対象のいかんによって金利に幅をもたせることが部分的にせよ実現したことは、注目に値する。

一、左の日本銀行再割引適格手形 二厘下げ

(イ) 貿易手形

(ロ) 商業手形

二、日本銀行スタンプ手形

貿易手形（日本銀行再割引適格手形を除く） 一厘下げ

公団認証手形、農業手形、漁業手形

三、日本銀行再割引適格貿易手形以外の割引及び貸付にして一件の金額三百万円以下のものについては夫々の最高金利に一厘の加算を認めるものとする。（現行一件五百万円以下一厘加算）

希望事項 貸出金利の実際適用にあつては、金融機関が最高限度内においても出来得る限り低率の適用を図り、以て金利水準の低下に資するよう努めることが望ましい。

このあと、金融機関相互間で、貸出資金確保のため、預金獲得競争が激化し、農協系統機関など同業者預金を高利で誘引する銀行があらわれたので六月六日、これについての諮問が出され、同日付で次のように答申され七月一日から実施された。

(一) 金融機関相互間の預金利率の最高限度を次の通りとすること。

当座預金	無利息
普通預金	日歩 六厘
通知預金	日歩 八厘
定期預金（期間三ヶ月以上）	日歩 一錢五厘
別段預金及び其の他の雑預金	日歩 六厘

(二) 指定金銭信託の予定配当率については期間三ヶ月以上のものは信託銀行の現状に鑑み当分の間前項定期預金の場合よりも日歩二厘高とし、その他のものは前項通知預金の場合に準ずること。

(三) 農林中央金庫並びに商工組合中央金庫、信用協同組合連合会等の系統機関相互間の預金利率については之を適用しないこと。

(四) 実施期日は左の通りとすること。

昭和二十五年七月一日

但し既往受入の通知預金に限り八月一日より適用すること。

希望事項

- イ 前記(一)は夫々の預金種目についての最高限度であるから其の実行に当つては右限度より可及的に低率を適用し、現に適用中の利率を上廻るが如きことなき様努めること。
- ロ 特定金銭信託の受益者配当率についても本案の趣旨に準じて自制すること。
- ハ 農林中央金庫並びに商工組合中央金庫、信用協同組合連合会等の系統機関相互間の預金利率についても本案の趣旨に鑑み充分自制の実を挙げるよう努めること。

二 応急対策の実施

(一) 政府指定預金

昭和二四年三月、金融の引締りが急激に進んだのをみた大蔵省は、大幅な財政資金が日本銀行の当座預金となっているのを市中に還元することを考え、政府当座預金のうち常置を要する七〇億円程度を除いた余剰金を市中銀行に預け入れる案をたて、日本銀行にはかった。日本銀行は、金融逼迫対策としてはすでに貸出を行なっているなどの理由

で、一応はこれに反対したが、結局三月二三日まず資金繰りのもつとも窮迫している農林中央金庫に対して六〇億円を預け入れて日銀借入金の返済に充当させ、二五日さらに一五〇億円を追加して政府短期証券の買入その他適当と認められる用途に運用させることにし、運用については財政資金繰り支障を生ぜぬこと、および信用膨張にならぬことを条件とした。次いで三月三〇日、三一日、その後の政府当座預金の増加にかんがみ、市中銀行にたいしても預入れを行なうこととなり、一一大銀行、日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行（以上計一六〇億円）ならびに地方銀行中日銀からの借入の多い三行（計六億円）に預け入れ、日銀借入返済に使用させることにした。金利は農中にたいする第一回分は一銭四厘、第二回分は一銭三厘、その他はすべて一銭六厘である。一銭六厘は日銀借入の利率と同じで利鞘を生じさせないねらいであった。こうして金融機関に対する指定預金という新たな金融政策が誕生した。

四月に入っても政府当座預金の増加はなおやまず、さらに預入先に地方銀行一一行を追加し、また従来からの預入先のうち日銀借入の多い銀行にも預り増しをすることにして、四月四、五、六の三日間に一八五億円の預入を行なった。その後は、四月一二日に農中から四〇億円を引き揚げたのをはじめ、政府預金の動きに応じて預入と引揚が行なわれたが、結局当初は年度末のごく短期の操作のつもりではじめられた指定預金の制度は、金融逼迫の結果予期に反して長くつづくことになり、二四年一〇月まで預入が行なわれた。この間、七月二五日には大蔵省は日本銀行にたいし、余裕資金一〇〇億円を一斉に預け入れ、運用にはなんら制限を加えないこと、金利は一銭五厘とすることを通達した。すなわち、はじめは信用を膨張させないことが条件とされていたが、このときにいたって信用供給をねらいとすることに变化したのである。

この間、三月二四日にはじめて指定預金を実施したとき、および七月二五日の大蔵大臣の通達は、次のとおりである。また、二四年三月から一〇月にいたる間の指定預金の推移は表5-5のとおりであった。こうして指定預金制度は、政府の金融政策の重要な一翼を担うことになったのである。

昭和二十四年三月二十四日官房秘乙第四一二号

日本銀行総裁あて大蔵大臣通達

国庫余裕金運用のため左記要項により当座預金の内地指定預金に組替方実行することとなつたから貴行において然るべく取り計い願いたい。

記

- 一、政府当座預金残高中常置を要すべき七〇億円見当を越ゆる額の内一定額を指定預金とし特定金融機関に預入する。
- 二、預入先、金額、利率等は実行の都度これを指定する。
- 三、右預け金は政府当座預金に必要な時は何時と雖も引出し得るものとする。
- 四、預け金に対しては当日最終残高に対し日歩一銭三厘以上の利息を付せしめる。
- 五、預け金は日本銀行借入金の返済政府短期証券その他適当と認められる用途に運用せしむることとし運用については財政資金繰りに支障を生ぜぬこと及び信用膨張にならぬことを条件とする。
- 六、引出期限については別に指示するものとする。

昭和二十四年七月二十五日官房秘乙第四三〇号

日本銀行総裁あて大蔵大臣通達

国庫余裕金運用のため左記要領により当座預金の内地指定預金に組替方実行することとなつたから貴行において然るべく取り計い願いたい。

記

- 一、政府当座預金残高百億円を指定預金とし特定金融機関に預入する。
- 二、預入時期は昭和二十四年七月二十五日以後可及的に速かなる時期とする。
- 三、右預け金は政府当座預金に必要なときは何時と雖も引出し得るものとする。
- 四、預け金に対しては当日最終残高に対し日歩一銭五厘以上の利息を付せしめる。
- 五、引出時期については別に指示する。

新指定預金の各金融機関への配分案

(銀、昭和二四・七・二〇)

- 一、一〇〇億円を新たに指定預金として各金融機関に配分する。
(備考) 七月十五日現在政府当座預金の残高は、二〇六億円である。
- 二、銀行(信託銀行を含む。)については、本年五月末の預金残高(信託業務を営んでいるものについては、指定金銭信託の残高を加える。)から指定預金残高(五月二十八日に引揚以来変更なし。)を控除したものを基準にとり(基準金額という)、銀行グループに分け、次のように段階的に、それぞれ新指定預金を配分する。

基準金額	銀行数	各行宛新指定預金配分額	新指定預金配分総額
二〇〇億円以上	九行	四〇〇百万円	三、六〇〇百万円
一〇〇億円未満一〇〇億円以上	四	三〇〇	一、二〇〇
一〇〇億円未満 五〇億円以上	一一	一五〇	一、六五〇
五〇億円未満 三五億円以上	一三	一〇〇	一、三〇〇

三五億円未満 一〇億円以上	二五	五〇	一、二五〇
一〇億円未満 五億円以上	五	二〇	一〇〇
計	六七	一	九、一〇〇

三、興銀、農林中金及び商工中金については、それぞれその特殊事情を考慮し、次のようにする。

興銀	四〇〇百万円
農林中金	四〇〇
商工中金	一〇〇
計	九〇〇
(二、三合計)	一〇、〇〇〇百万円

(二) 証券金融と繋ぎ融資

ドッジ・ライン発足とともに、復金からの金融の途がとだえたあと、企業は長期資金の調達のためには証券市場によるほかはなかったが、当時社債市場はきわめて不振で、社債の消化見込みは月三億円程度にすぎないと見込まれた。復金債が償還されれば、それは長期資金の有力な資金源になりうるが、七月まではこの金額が小さいので、とりあえず大蔵省と日本銀行は協議のうえ、六月から八月までの三カ月にわたって日本銀行が六月以降発行の興銀債、優良社債を買い入れる市中金融機関からは八月以降償還される復金債を買い入れることとした。

これは起債市場育成のための復金債の買入といわれる。当時興銀債、社債による長期資金需要は、六月興銀債一〇億円、社債二・七億円(四億円に増加の見込み)、七月興銀債二億円、社債一〇億円と見込まれていたのである。また復金債の月別の償還額は、表5-6のとおり九月以降は大きく増加することになっていたため、八月までこの処

表 5-5 政府内地指定

区 分	24/3			24/4			24/5		
	預入	引出	残高	預入	引出	残高	預入	引出	残高
旧特殊銀行	2,000		2,000			2,000		1,100	900
大 銀 行	14,000		14,000	13,400	10,600	16,800		13,500	3,300
地 方 銀 行	600		600	2,100		2,700		300	2,400
信 託 銀 行									
小 計	16,600		16,600	15,500	10,600	21,500		14,900	6,600
相 互 銀 行									
信 用 金 庫									
商 工 中 金									
農 林 中 金	21,000	6,000	15,000	3,000	13,400	4,600			4,600
合 計	37,600	6,000	31,600	18,500	24,000	26,100	0	14,900	11,200

(注) 日本銀行資料による。

表 5-6 復金債市中償還月別表

(単位：千円)

年 月	市 中 分	預金部保有分
24年 4月	780,200	
5月	947,300	
6月	763,100	
7月	2,327,550	
8月	1,719,200	
9月	3,777,300	
10月	4,434,150	
11月	2,345,900	
12月	9,477,450	2,800,000
25年 1月	5,201,700	
2月	2,795,950	1,500,000
3月	674,550	
合 計	35,244,350	

資料：大蔵省資料による。

金に依存して進められてきた継続事業のうち、見返資金投融資の対象となることがきまっている分には、現実には見返資金がある程度積み立てられるまでは投融資が行なわれないので（実際には二五年度に入って実施されたものが多かった）、その間の繋ぎ資金が必要となったのである。そこで設備投資の中止をさけるために、従来からの取引先である市中銀行を中心にシンジケート団が結成され、日銀はそのためにとくに考慮を払うことになった。このさいの日銀の方針は、形式は一般貸付

預金の推移(24年3月—10月)

24/7			24/8			24/9			24/10		
預入	引出	残高	預入	引出	残高	預入	引出	残高	預入	引出	残高
1,100		2,000			2,000		900	1,100		1,100	0
4,100		7,400			7,400		3,300	4,100		4,100	0
4,060		6,460			6,460		2,400	4,060		4,060	0
240		240			240			240		240	0
9,500		16,100			16,100		6,600	9,500		9,500	0
100		100			100			100		100	0
400		5,000		4,600	400			400		400	0
10,000	0	21,200	0	4,600	16,600	0	6,600	10,000	0	10,000	0

置をつづければよいと考えられたのであった。この処置により、六月以降八月までに買い上げられた復金債は六二億二〇〇万円に達し、それによって事業債、興銀債が消化されたのである。

なお、五月には優良社債についても日本銀行の担保価格が九掛半以内（従来は八掛半以内）、貸出利率は日歩一銭五厘以上（従来は一銭六厘以上）と改められた。ここにいう優良社債とは、二三年八月に起債協議会が決定した基準条件（年利九分五厘、発行価格九七円、期限三年）にもとづいて、産業資金貸出優先順位表の甲に属する業種の企業が発行したものであり、物上担保あるいはゼネラル・モーゲージが付してあること、減債能力確実とみられる会社の発行にかかりかつ市場性がみとめられること、の四条件をそなえた社債のことである。また割引興銀債の貸付利率もこのとき一厘引き下げて一銭五厘以上に改められた。

以上は長期資金の自己調達のための措置であるが、見返資金の私企業投融資を期待して行なわれるはずの継続的な設備投資のための繋ぎ融資も、日銀によって行なわれた。すなわち、復

表 5-7 日銀の割引手形の推移

(単位：百万円)

年 月	商業手形	貿易手形	割引手形計
24年3月末	3,308	—	3,308
4	2,900	226	3,126
5	3,220	1,570	4,790
6	3,666	3,496	7,162
7	3,828	3,594	7,422
8	3,915	3,658	7,573
9	4,592	5,030	9,622
10	6,518	5,402	11,920
11	9,234	5,773	15,007
12	14,512	7,896	22,408
25年1月末	15,563	7,401	22,964
2	20,920	8,628	29,548
3	31,578	10,665	42,243

出所：杉山知五郎『転換期の金融問題』, 56—57ページ。

とし、貸付金額は日銀が査定した緊急設備資金融資額とし、その額だけ第一次高率適用枠をひろげ、第二次高率適用を免除した。このさいの所要資金は当初六〇〜七〇億円と推定されたが、一部には自力で解決したものもあり、この措置の対象となったのは、日本窒素、日本発送電、日本鋼管、東京芝浦電気、日立製作所の五社、融資金額は三一億二〇〇万円にとどまった。

(三) スタンプ手形の適用範囲拡大など

昭和二四年度に入って不況と金詰まりの深刻化、他方では輸出の奨励と優遇という問題がはっきりしたとき、大蔵省と日本銀行を中心にとりあえざるの応急措置が矢つぎばやに遂行された。その方向を大きく分ければ、(1)スタンプ手形、貿易手形制度の適用範囲を拡充すること、(2)中小企業その他に別枠融資をみとめること、(3)指定預金制度の活用、預金部資金の出動など政府資金の動員である。以下に簡単にこれら具体化過程をみておこう。

(1) 購繭スタンプ手形制度の適用範囲の拡大

この顕著な実例は、二四年度春の輸出生糸の滞貨の増加にたいしての措置である。二三年末、バイヤーが一本レート設定を見越して円安のうちに生糸を買い急いだこと、それまでは貿易公団による買上げ制度が行なわれていたのに、二月一日から買上げが政府貿易分に限定されたことなどのため、三月末には一万七〇〇〇俵の異常滞貨を生ずる見込みとなった。このため農林省および日本製糸協会は日本銀行にたいし、購繭スタンプ手形の期限(ハカ月)を二カ月程度延長すること、および異常滞貨分の加工賃九億円程度の新規借入を申し入れた。日本銀行はとりあえずは包括的な問題としてとりあげず、具体的に個々の製糸業者、融資銀行の金繰りの問題として必要最小限度の融資を考える、購繭スタンプ手形の期限延長は認めないが、一般単名手形への切替は差支えない、として対処することにした。そ

の後、生糸市況は悪化した。二四年六月一日現在業者の手持繭および生糸は生糸換算六万五〇〇〇俵に達し、前年度購繭手形残高は五九億円をこえ、決済率も約五〇％程度にとどまり、かつスタンプ手形が単名手形に切り替えられたものも多く、しかも三六〇円レート設定の結果、価格は暴落して損失も大きく、金融機関の融資態度も著しく消極的であった。そこで、日本銀行は五月一八日、二四年度購繭手形にスタンプ手形制度を適用し、繭買入代金の八掛半(従来は八掛)までを手形金額として認めることになった。また六月一日は、二三年度分の購繭手形(単名手形への

切替え分)についてもスタンプ手形扱を認めることにした。

その結果、七月五日、政府は輸出生糸三万俵を繊維貿易公団で買い上げること認めたが、GHQの意向で公団の手持分が一万五〇〇〇俵をこえてはならないとされ、輸出が進むにつれて逐次買い埋めることとされた。また、政府の貿易資金特別会計が赤字のため、買上ずみの分について、も支払がおくれた。この二つの理由から、日本製糸協会は第一次に買い上げられた分については貿易手形、第二次以降の分についてはスタンプ手形の制度を適用することを陳情し、日銀はこれをやむをえないものとして認めた。その後市況も回復したので、この制度は九月の第三次買上げ分を打ち切られたが、これによる融資総額は約三〇億円に達

表 5-8 資金使途別スタンプ手形

区 分	昭和24年中押捺高		昭和25年中押捺高	
		%		%
緊要輸入物資引取資金	33,100	39.0	95,312	47.8
原 棉	30,300	36.0	69,313	34.8
原 毛	2,800	3.0	18,422	9.2
麻 原 料	0	0	0	0
脱脂綿用原料	0	0	0	0
原 油	0	0	7,576	3.8
原 皮	0	0	0	0
鉄鋼関係原料	0	0	0	0
購 繭 資 金	19,500	23.0	13,570	6.8
毛糸購入資金	0	0	665	0.3
綿紡績加工資金	0	0	6,107	3.1
C. P. O. 関係資金	300	—	1,295	0.7
米軍購買機関関係資金	0	0	1,479	0.7
輸入諸掛資金	0	0	106	0.1
緊要産業運転資金	32,100	38.0	25,682	12.9
工 業 手 形	0	0	54,934	27.6
総 計	85,000	100.0	199,159	100.0

(原注) 綿紡績加工資金は26年3月以降押捺停止。

出所：日本銀行資料による。

ここで日本銀行は二四年四月一日から、貿易手形のうち信用状開設済あるいは外貨小切手等を受入済で外貨支払手段が確保されており、かつ割引の日から三カ月以内に満期となるなど一定の条件をそなえたものについては、商業手形に準じて割引を行なうことに決めて四月一日から実施した。

その効果は以後著しく、日銀の貿易手形の割引額は急増したが、ついで九月に貿易手形にたいして高率適用の除外がみとめられると、つねに最低公定歩合たる一銭四厘で割引されうることになると、その割引高はいっそう増加したのである。

(4) 公団融資の特例

従来公団の金融は復興金融金庫に依存し、また公団認証手形制度によって運営されてきた。二四年四月一日以降復金は新規貸出を停

押捺高一覧 (単位：百万円)

昭和26年中押捺高		昭和27年1—6月押捺高	
	%		%
235,262	58.3	108,141	57.2
161,125	40.0	73,495	38.9
56,166	13.9	20,529	10.9
2,102	0.5	1,271	0.7
611	0.1	44	—
10,697	2.6	10,404	5.5
1,482	0.4	235	0.1
3,072	0.8	2,159	1.1
20,340	5.1	2,939	1.6
2,114	0.5	837	0.4
4,302	1.1	0	0
1,026	0.3	180	0.1
8	—	3	—
11,841	2.9	113	—
0	0	0	0
128,307	31.8	76,892	40.7
403,206	100.0	189,108	100.0

(2) 人絹六社に対する人絹ならびにスフ滞貨に伴う増加運転資金につきスタンプ手形制度の適用

三六〇円レート設定とともに、人絹六社（帝国人絹、東洋レーヨン、倉敷レーヨン、東洋紡、日本レーヨン、旭化成）は、輸入原材料価格の昂騰と、滞貨増大になやみ、日本銀行に対し増加運転資金の融資斡旋とスタンプ手形制度の適用を陳情した。このケースはスタンプ手形制度の適用をみとめがたいものであったが、六月一四日、押捺限度（六億二三〇〇万円）、振出期限六月末、手形期限四カ月以内の条件でこれをみとめた。また、スフ一二社についても同様の申入れがあり、同じく五億円の押捺限度（他の条件は人絹に同じ）でこれをみとめた。さらに六月二八日、人絹六社の第二・四半期分輸入パルプの値上がりに伴う増加運転資金についても五億一〇〇〇万円、振出期限九月末、サイト四カ月以内で同じ扱いを承認した。

(3) 貿易手形の再割引制度

貿易手形制度は、当初はそれほど活発に利用されてきたとはいえなかった。しかし、二三年一二月にはスタンプ押捺高も七八億円をこえ、ようやくその利用が向上してきた。そ

した。

止し、また公団も逐次廃止されることになった。この間、もっとも問題が大きかったのは配炭公団関係であったが、日本興業銀行、帝国銀行などを通じて融資を行なってこれを回避した。また農林関係五公団（食料品、油糧、食糧、肥料、飼料）については、借入金を復興金融金庫から預金部の融資に切り替えてこれを処理することになり、その貸付額はしだいに増加し二四年一二月一二日現在の最高額は二九三億円余に達した。

以上のような各種の処置は、いずれも短期かつ緊急のことであったにはちがいないが、全体とすればスタンプ手形の量はふえていった。その動向は表5—8のとおりである。

以上のように見ると、金融の引締りに対応して、応急の措置があいついで実施されていたことは明らかである。しかし、その措置はとりあえずの効果しか望みえず、資金不足の状況を改善するようなものではなかった。そこにあらためて金融政策の体系的な組直しの必要が生じたのである。

- (1) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。
- (2) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。
- (3) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。
- (4) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。
- (5) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。

第三節 資金供給の本格化

一 第一・四半期の金融情勢

前節のようにして応急措置をとったあとの二四年第一・四半期の情勢は、大蔵省当局によって次のようにとりまとめられている。⁽¹⁾

第一・四半期における金融情勢

銀昭二四・七・二六

一、概観

昭和二十四年度予算の編成と単一為替レートの設定を契機として具体的実施の段階に入った経済九原則によつて、第一・四半期の金融情勢は、通観して転換期の諸相を明瞭に顕現するに至つたことを特徴としている。このことは単に金融面においてのみならず、財政、生産、賃銀、物価等各般に亘つてこの現象が強くあらわれてきたことは周知のとおりである。

経済九原則下における金融の基調はデイス・インフレーションの線にあることは明らかであり、今後ともこの基調維持のために能う限りの努力を払わねばならぬところであるが、第一・四半期における各種の金融指標は、季節的事情を考慮した場合においても当初予想せられた以上のデフレ的傾向を示している。経済の実体面においても、例えば、有効需要の減少、滞貨の激増、生産の延び悩み等の事態が現れており従つて又金融機関が先行不安による貸出手控をはかるといふ循環的な因果関係に基いて金詰りの現

象が表面化したものと云うことを得よう。ただ、現在の金詰りが、転換期における一時的現象であつてむしろ経済正常化への一段階とみるべきか、或はその限界を超えた異常金詰りであるかについては、充分慎重な検討を要する問題であるが、以下に計数を基礎としてこれらの転換期金融の諸指標を分析してみたい。

二、通貨情勢

金融基調の推移を日銀券発行高推移によつてみると、左表のとおり依然として収縮の傾向をたどり、殊に六月二十一日には二、九〇二億円と云う年初来の底を衝くに至つて一般にデフレ懸念の気分が強くなつてきた。

日本銀行券発行高推移

	(単位 百万円)	
	(昭和二十四年)	(昭和十二年)
三月末	三二二、五四七(八八%)	一、五六九(八四%)
四月末	三一五、九三二(八九%)	一、五九二(八五%)
五月末	三〇五、九三七(八六%)	一、五一五(八一%)
六月末	三〇〇、六二八(八四%)	一、六四〇(八八%)

然しながらこのことを以て直ちにデフレ傾向と断ずることは稍早計であつて、右に示す通りその収縮率は五月までは戦前より弱まつているのであり、むしろこれは季節的現象と考えるべきであらう。

この間における政府資金の対民間収支状況は、本年度予算の成立を契機として左表に見られるように支払超過を示しており、市場資金はむしろ潤沢の傾向を示したに拘らず、市中銀行の融資警戒のため遊資は再び日銀に還流するということとなり、結局前述の如き通貨情勢となつたものと考えられる。

政府資金撤布引揚及び日銀貸出増減

	(単位 億円)	
	政府資金対民間撤布引揚(△)超	日銀貸出増減(△)
四月	一二八	六八(△五五)
五月	二一九	△一四七(△一四九)
六月	△五五	九六(〇)
計	二九二	一七(△二〇四)

右表の通り四月、五月共に政府資金の撤超は極めて順調であつたが日銀貸出金は五月において指定預金の引揚を合し二九七億円の減少を示している。六月に入つて政府資金の収支は揚超に転じたが、同時に日銀貸出は再び相当の増勢を示すに至つて

三、資金の蓄積

第一・四半期中の各金融機関の預貯金増加は左表の通り六六三億円に達し、昨年同期四九一億円の一・三倍、本年度貯蓄目標額二、五〇〇億円に対して達成率二六・五%の好成績を収めている。

一般預金増加推移表

	(単位 億円)	
	第一・四半期	昨年第一・四半期
増減(△)額	五〇八	三九四
比率	七六・六%	八〇・二%
銀行	△六〇	△八
農協組	△九・〇	△一・六
無尽	三九	二〇
郵便局	八〇	四四
計	一二・〇	九・〇

信託	二二三	三・五	一一	二・二
その他	七三	一一・〇	三〇	六・一
計	六六三	一〇〇	四九一	一〇〇

銀行預金の増加額は右の通り期中五〇八億円、一般預金増加総額に対し、七六・六％に達しているが、なお期中の推移をみると四月△六七億円、五月二九一億円、六月二八五億円と漸次好転を示し、昨年同期に比し約三割程度の増加であつて、本年度目標額の達成は必ずしも困難でないと思われる。又農協組貯金が六〇億円の減少をみたのは季節的事情によるものであるが、六月に至り増勢に転じた地方も少くない。これに対し無尽、郵便貯金共々昨年比し倍増をみていることは大衆の小口預金増加の傾向を示すものと言えよう。

次に預貯金の質的内容を検討するに、左表に示すように現在においても尚短期性預金が圧倒的部分を占めていることは事実であるが、経済の安定化と共に僅かながらも長期性預金の比率が増加をみていることは「物より金」への傾向を物語るものとして注目に値しよう。

銀行預金長短期別区分表

	二十四年五月末		昨年五月末	
	金額	比率	金額	比率
預金総額	五六〇、九四三	一〇〇・〇％	二六八、九八七	一〇〇・〇％
短期預金	四五二、〇七六	八〇・六	二二四、〇五九	八三・二
長期預金	一〇八、八六七	一九・四	四四、九〇八	一六・八

(原注) 長期預金としては定期預金及び定期積金をとつた。

四、資金の供給

次に資金供給面をみると既述のように輸出の不振、企業の先行見透難等のため銀行貸出はとかく厳選方針に傾み、一般的に新規貸出の増加に著しいものがなかつたことは否定出来ない。このため最近の金詰りが金融面から相当の影響を受けていることは当然であらうが、六月以降炭鉱未払決済資金並びに緊急設備資金の融資問題が逐次解決の緒につき、他方日銀幹旋融資の大巾成立によつて資金供給も次第に軌道にのりつつあることも事実である。殊に今後、春蘭資金、輸入物資引取資金の供給、緊要設備資金等の進捗と共に資金供給面の改善が期待せられる。

金融機関貸出増加推移表

	第一・四半期		昨年第一・四半期	
	増減(△)額	比率	増減(△)額	比率
銀行	五〇九	七四・七％	三〇三	五三・一％
農協組	二〇九	三〇・七	二四	四・二
無尽	四〇	五・九	二四	四・二
信組	二二	三・二	七	一・二
復金	△一八	△二・六	一六六	二九・一
その他	九五	一四・〇	四二	七・四
重複	△一七六	△二五・八	五	〇・九
計	六八一	一〇〇・〇	五七一	一〇〇・〇

(単位 億円)

右のうち銀行貸出は五〇九億円、総貸出額の七四・七％、前年同期に比し約六割の増加を示し、一般に銀行貸出の手控批評に拘らず相当の進捗をみていることが明らかである。期中の推移をみると四月七〇億円、五月一〇六億円、六月三三三億円と漸増の傾向にあり、今後市場の平穏回復とともに相当の好転が予想せられている。尚昨年においては復金が全貸出の三割弱を占めていたのに対し、本年は逆に回収超に転じたため銀行の占める比率が相対的に増加している。

次に貸出金利については一般に金利水準が高きに失して企業負担を加重し、国際金利への翰寄せの問題等が論ぜられており、今後の考え方としては逐次貸出金利の引下が考慮せられるべきであると思われるが、全国普通銀行について本年三月及五月末における金利別貸出状況をみれば左表のとおりであつて、二銭八厘物が殆んど大半を占め、割引手形においては二銭九厘以上の高利のものは稍々減少を示している。

普通銀行貸付割引手形金利別表

金利別	貸付(手形貸付、証書貸付)		割引手形	
	三月末	五月末	三月末	五月末
二銭五厘以下	一七・一	一六・九	〇・九	一・三
二銭六厘以下	一〇・五	一〇・一	〇・二	〇・二
二銭七厘以下	五・九	三・三	〇・九	〇・五
二銭八厘以下	五九・七	六二・九	九二・三	九三・一
二銭九厘以上	六・八	六・八	五・七	四・九

五、七月以降の情勢

第一・四半期における金融情勢は右に述べた通り、安定施策の推進に伴い一般にデフレ傾向を懸念せられるような指標を示していたが、この傾向は六月以降特に七月に入り相当好転をみせ、日銀貸出も増加を示すと共に、市中銀行の貸出状況も改善せられ、「金融機関の手許に余裕がある金詰り」という五月以前にみられた現象は一応解消せられるに至つた。例えば日銀貸出は左の通り七月に入つて顕著な増勢を示している。

六月 三十日 六九七億円
七月二十二日 七五四億円

増減(△) 五七億円

又市中銀行貸出状況を六大銀行についてみれば、左の通り預金は減少しているに拘らず貸出高は相当の増加を示しているのである。

(単位 百万円)

日	東京地区		大阪地区	
	預金	貸出	預金	貸出
六月三十日	九九、一四四	八三、五五二	五〇、二九八	五二、九一九
七月二十二日	八八、五七九	八八、九〇六	四四、〇三六	五五、二七八
増減(△)	△一〇、五六五	五、三五四	(△)六、二六二	二、三五九

なお、日銀幹旋による市中融資も七月に入つて大口のものにつき相当好成績を収めている。

六、以上主として第一・四半期の金融情勢の推移を概観したのであるが、これらの事態に対処するための各般の措置については、当省としても予てから鋭意検討を進めているところであつて、その一環として例えば日銀高率適用制度の緩和、預金部資金の農林関係五公団への融資、日銀指定預金制度の活用或は米国対日援助見返資金の運用開始等既に実施に移したのものもあるが、その全貌を取りまとめられてなるべく近い機会に改めて発表する積りである。

以上の分析は、デイス・インフレ政策下で、ある程度の金詰りが生ずるのはやむをえないとはいひながら、「当初予想せられた以上のデフレ的傾向」をみとめ、「有効需要の減少、滞貨の激増、生産の延び悩み」があらわれ、したがってまた「金融機関が先行不安による貸出手控をはかる」という循環的な因果関係」によって金詰りが表面化したと考

えている。末尾にも示されているように、デフレによる不況の激化にたいし、総合的な金詰り緩和方策を打ち出さなくてはならないという含みをもっていたのである。

二 「金詰り緩和方策」の提案

(一) 金繰り緩和方策

大蔵省銀行局は、七月二日、「金詰り緩和方策」と題する総合施策案を作成し、これを全文英訳して七月一五日にはSCAP・ESSのファイン、リード、フィリップス、ハッチンソンらに提出してその実行を要請するにいたった。このような考え方は、六月一八日以来、経済安定本部財政金融局と連携して練られていたものであったが、不況の深化に対応して急遽提出に踏み切ったものと考えられる。その要点は、日銀の買オペレーションの積極化、高率適用の緩和、金融債の発行範囲の拡張、預金部資金の活用、等をはじめ、個別の各種の対策（復金余裕金の活用、日銀中小企業融資別枠の拡張、特殊金融機関——保険会社、市街地信用組合、無尽会社、農協等の保有国債の買入、信用保証制度の活用などの細かい政策の提案、さらに見返資金をはじめとする財政資金の運用にいたるまで）をとりまとめたものであった。⁽²⁾

金詰り緩和方策

昭二四・七・二二

現下の金詰りを打開し、健全なる経済活動を刺戟する為には生産配給及物価等に対する諸統制を緩和乃至撤廃して有効需要を

喚起する等の措置が必要であるが、之と併行して主として金融面よりとらるべき金詰り緩和方策は次の通りである。之等金融方策に付ては日銀政策委員会とも緊密に連絡し適時活発に所置することを期することとしたい。

一、一般金融対策

(一) 日銀のオペレーションの積極化

日銀においては過般来起債市場の育成強化に資すると共に重要産業設備資金の疎通を図るため、金融機関の社債投資額と見合せて所謂「ヒモ付」で復金債の買入を行うこととしたのであるが、今後更にこれを拡張して、一層積極的にオペレーションを行うこととしたい。

(二) 日銀貸出高率適用制度の緩和

市中金融機関に対する心理的圧迫を除き、日銀の信用操作に弾力性を与えるため、第二次高率適用歩合を四厘程度引下げたい。

(三) 融資制度の緩和

- (1) 産業資金貸出優先順位表丙順位に属する資金については現在個々に大蔵大臣の承認を要することになつてはいるが、これを廃止し、一定の限度内（例えば融資増加額の一五％）では金融機関の自主的取扱に委ねることとしたい。
- (2) 証券金融中現在丙種以下に抑制されている制限は之を撤廃し右(1)によることとしたい。

(四) 金融債の発行範囲の拡張

- (1) 興銀以外にも、勸銀、農林中金等一定の条件を具える金融機関に金融債の発行を認めることとしたい。
- (2) 興銀の倍額増資に伴い一層長期の興銀債を發行せしめることとしたい。

(五) 預金部資金の活用

預金部資金は逐月増加を示しつつあるが、現在の所その運用対象は国債、地方債、地方に対する短期貸付、復金債、食

糧、証券等に限定せられている。然るに本年度は国債発行は見返資金で引受けられる鉄道及通信の建設公債に限定せられ、地方債も総額二百三十三億円に止まり、復金債も新規に発行されず預金部資金に対する需要は龐大であるに拘らず適時且有効な運用が妨げられている有様である。かかる事情に鑑み不取敢左の運用を実施したい。

- (1) 農林関係五公団（油糧、食糧、食料品、肥料、飼料）は滞貨を保有して金融に困っているが、之を放出する等措置を講ずる外預金部資金より之等公団に対して取あえず九十億円の融資を行いたい。尚預金部資金の融資により、公団の復金からの借入金四十一億四千万円を返済せしめ、復金をして此の回収金を以て後述の如き特殊金融を行はしめたい。
- (2) 預金部資金により金融債を引受けて市中金融機関の長期資金供給力を強化せしめたい。差当りデラ台風による漁船及葉煙草の災害対策等としても此の様な方法による外金融対策を講じ得ない。
- (3) 預金部資金を以て市中金融機関に定期預託金をする方法を考慮したい。

(六) 融資斡旋の要請

政府が必要と認める重要産業に対し、大蔵大臣は日本銀行が必要な融資の斡旋を行うことを要請することとした。

日本銀行は、市中金融機関の自主性を損はない限度内において極力融資斡旋を行い、斡旋不調の場合は、その原因を詳具して速かに報告することを要するものとし、右報告に基き政府は経済実体面の改善、資金の調達等につき融資を可能ならしめる措置を考究することとした。

二、特殊金融対策

(一) 復金の機能の活用

- (1) 農林関係五公団に対する貸付金四十一億四千万円の回収金の四分の三を保証基金として復金融資による重要産業設備の継続事業完成に必要な資金、中小事業及び農林漁業資金であつて他に金融の途のないものに対する市中融資の保証（三割を原則とし必要な場合は五割まで）を行いたい。

- (2) 尚右資金の四分の一を限度として配炭公団及び価格調整公団の認証手形決済不足資金の供給を行いたい。

- (3) 復金の優良債権を市中金融機関に肩替りすることにより右基金を豊富にしたい。

- (4) 復金の回収による手形余剰金を市中金融機関への預託金として短期運用せしめたい。

(二) 日銀中小企業融資別枠の拡張

日銀の興銀、勸銀、及び商工中金に対する中小企業金融のための別枠の融資限度現在十二億五千万円を二十五億円程度まで引上げたい。

(三) 特殊金融機関の国債の買上

保険会社、市街地信用組合、無尽会社、農業協同組合等特殊金融機関の保有する国債を日銀に買入れさせることにより、これらの金融機関の融資活動を積極的ならしめたい。

(四) 信用保証制度の活用

資金の借手側の受信能力を強化するため信用保証協会の機能を高度に活用し特に中小企業金融の疎通に資したい。

(五) 漁業手形制度の改善

漁業者の自主的保証基金積立制度を確立し、その保証による漁業手形金融の円滑なる運営を期すこととした。尚右の保証基金が積立てられるまでは、漁業手形ツナギ融資等特別の考慮を払いたい。

(六) ストック金融

- (1) 生産配給及物価に対する統制を緩和乃至撤廃することにより有効需要を喚起し滞貨の発生を抑制する等の措置をとることとした。
- (2) 輸出滞貨で輸出の見込の立たないものは国内に放出したい。
- (3) 比較的短期間に流動化しうる如きものについては融資を斡旋したい。

三、財政面よりする対策

(一) 見返資金の活用

- (1) 見返資金の早期活用、特に日本国有鉄道（五、六一九百万円）及び電気通信事業特別会計（一、三七二百万円）に対する第一回融資を速急に実行したい。
- (2) 産業に対する直接投資と並び、失業対策等の観点から見返資金の一部（一一五億円）を国鉄電化、道路改良、港湾、災害復旧等公共事業的性質を有する事業に対し迅速に支出することとしたい。
- (3) 第二・四半期において、見返資金により下半期に償還期限の到来する日本銀行所有の復金債を買入れ、これによる資金の市中放出、産業界への流入による効率的使用を図り度い。
- (二) デラ台風による災害復旧費等をも加味して年度内における地方債の起債額を増加したい。
- (三) 政府支払の促進

(1) 第二・四半期については一般会計よりの現実の支出が概ね一、七〇〇億円程度（通貨発行審議会資料）となることを可能ならしめるように支出負担行為額を決定し且支払の促進を図りたい。

(2) 民間企業に対する政府支払に関する苦情受付については新に商工会議所その他の経済団体の機能を活用したい。

(四) 国庫金の活用

七月十一日現在における指定預金残高は一二億円あるが、国庫余裕金が相当あるので今回更に一〇〇億円程度の指定預金を実施したい。

四、企業の資金の自己調達に関する対策

- (1) 再建整備の速かなる完了を促進し、企業の増資及び起債を円滑ならしめたい。
- (2) 社債による資金調達

(イ) 財政償還金の効率的運用により社債消化の円滑化を図りたい。

(ロ) 社債発行基準条件を励行せしめ、なるべく最低条件によらしめたい。

(ハ) 制限会社関係の社債取得制限を緩和したい。

なお、このほかに財政による債務償還の実施を予定し、この資金が買オペレションを一層積極的に行なうプランもたてられていた。それについての計画は次のようになっていた。⁽³⁾

財政償還金による設備資金等の供給について

(銀、昭二四・七・九)

一、趣 旨

(一) 刻下緊要とされる重要産業の設備資金その他緊要資金の供給を円滑ならしめるため、相当巨額に上る財政償還金につき左の要領により日本銀行の証券オペレションを一層積極的に行うものとする。

(二) 財政償還金として予定されている金額は予算関係六三六億円、見返資金関係最小限六二五億円合計一、二六一億円であるが、その中証券オペレションを行うべき金額は、復金債現金償還三二五億円、復金債借換国債六二五億円、合計九五〇億円とする。

(三) 市中金融機関が財政償還金による資金を運用する場合には、本措置に則り、金融機関の自主的な公共性発揮に期待するものとし、差当り極力法的規制をさけるものとする。

二、要 領

(一) 市中金融機関が左に掲げる投融資をなし又はなすことに決定した場合にはその金額の復金債、国債を日本銀行の証券オペレションの対象とする。

(イ) 緊要産業の設備資金（融資優先順位の中甲に属するもので日本銀行の指定したもの）の融資

(ロ) 右の設備資金に充てられ、又は充てられた資金につき発行される社債の買入（同社債の前貸を含む）

- (イ) 興銀債の買入
- (ロ) 日本銀行の斡旋に応じた投融資
- (ハ) 日本銀行は、右(イ)の金額を限度として、市中金融機関からの申出により当該金融機関の金繰り等を勘案して概ね各月中の状況により復金債又は国債を買い入れる。
- (ニ) 日本銀行が買い入れる復金債又は国債のうちでは、復金債を優先させ、又復金債、国債それぞれのうちでは償還期の近いものを優先させる。
- (ホ) 日本銀行の投融資斡旋の活発な活動を期待し、必要により大蔵大臣は、日本銀行に融資斡旋を命ずることができるものとする。
- (ヘ) 本措置による日本銀行の復金債の買入を円滑ならしめるため、現在借入金担保となつて復金債は極力担保の差換を行うものとする。

(参考) 財政償還金の金融機関別配分見込

(単位 億円)

	本年度中	七月以降分	備考
銀行	八〇〇	七二九	一、四月から六月までの償還及び買取は全部銀行について行われたものと仮定した。 二、四月から六月までの間における日銀手持国債の増加は一三三億円、復金債の増加は(一)一三三億円であるからこのうち預金部買入五〇億円を控除し(二)八三億円となり、国債復金債合計で四六億円の増加となっている。これに同期中の市中への復金債償還二五億円を加えた七十一億円を財政償還金とした。
信託会社	一〇	一〇	
保険会社	三〇	三〇	
預金部	九三	九三	
その他	一七	一七	
合計	九五〇	八七九	

「渡辺武日記」によると、「緩和方策」は、七月二三日、池田蔵相らとファイ、ルカウ、リードとの会談のさい先方に提出された。ついで一五日、日本側からの提案を中心に再度会談が行なわれたが、そのさい、ファイは「総合的研究なることに満足の意を表し、全般に協力的」であつたし、「日銀紐付融資、高率適用緩和には同意」、ただ「融資規制緩和には多少の異見があつた」。オペレーション問題等については言及がないが、金融緩和方策の実行はこうして比較的面倒なくすすめられたものようである。一連の処置は八月一〇日、大蔵省から次のようにとりまとめて発表されるにいたつた。⁽⁴⁾

大蔵省発表

昭和二十四年八月十日

- 一、(省略)——金融機関融資準則の改訂のこと——引用者)
- 二、尙当面の金詰りを打開して、デイスインフレ政策の円滑なる推進を図るため大蔵省としては、主として金融面よりする金詰り緩和方策を立案し、日銀政策委員会とも緊密な連絡をとつて適時活発に所置することを期しているのであるが、最近実施に移されたものも少くないので、この際、その実績をふりかえつて見ると共に今後努力を要する点を明かにしたいと考える。
- 三、本日まで実施又は決定された金詰り緩和方策は次の通りである。

(一) 一般金融対策

(イ) 日銀のオペレーション

- 起債市場の育成強化に資すると共に重要産業設備資金の疎通を図るため、金融機関の社債投資額と見合せて所謂「ヒモ付」で復金債の買入れを行うこととしたのであるが、その額は六月十二億円、七月十六億八千七百万円にのぼつている。
- (ロ) 日銀貸出高率適用制度の緩和

市中金融機関に対する心理的圧迫を除き、日銀の信用操作に弾力性を与えるため、七月十二日第二次高率適用歩合を四厘下げると共に、貿易金融を優遇するため、七月四日再割適格質手に対しては、この制度を適用しないこととした。

(三) 融資規制の緩和

従来銀行等は運用資金増加見込額の三十五％を財政資金として使用しなければならなかつたのを、四月以降全額産業資金として運用できるようにして来た他、今回前記のように丙種資金に対する規制の緩和を見た。

(四) 金融債の発行範囲の拡張

先般の国会において興銀債の発行限度は十倍から二十倍に上げられたのであるが、七月二十三日興銀はその資本金を五億円から十億円に倍額増資することを決定し、興銀債は二百億円の発行限度額をもつこととなった。

その結果興銀債の月別発行高は六月以降次のような増加を示しており今後長期資金供給の分野における興銀の積極的活躍を期待し得るに至つた。

四月	三七四百万円
五月	五七四百万円
六月	一、六七〇百万円
七月	二、二三六百万円

(五) 預金部資金の活用

農林関係五公団（油糧、食糧、食料品、肥料、飼料）に対し七月五日九十億円の融資が認められ、二十三日三十八億七千二百万円を食糧公団に、二十七日二十九億円を食料品公団に融資を行ひ目下飼料公団融資について検討中である。

(六) 融資斡旋の要請

政府が必要と認める重要産業に対し、大蔵大臣は日本銀行が必要なる融資の斡旋を行うことを要請することとし、その

活発なる運営を期しているが、これに伴い、月別斡旋成立額は次のように著しい増加を見せている。

四月	一、六八〇百万円
五月	一一、一〇八百万円
六月	一四、〇〇〇百万円
七月	二九、〇六〇百万円

(二) 特殊金融対策

(一) 日銀中小企業融資別枠の拡大

日銀の興銀、勧銀及び商工中金に対する中小企業金融のための別枠の融資限度は、資金需要に応じてこれを拡張して行く方針で六月二十九日十億五千万円から十二億五千万円に、七月二十五日十四億円に拡張したが、近く更に数億円の拡張を予定している。

(二) 特殊金融機関の国債の買上

特殊金融機関の保有する国債を日銀に買入れさせることにより、長期又は零細なる資金需要に対し、これらの金融機関の融資活動を積極的ならしめるため、七月二十日無尽会社及び市街地信用組合よりの買入方針を、二十一日信託銀行よりの買入方針を決定した他、保険会社の設備資金供給を見合いに適時国債を買入れている。七月下旬における買いオペレーションは生命保険四億四千万円、信託銀行一千四百万円、無尽信組三千九百万円計四億九千四百万円である。

(三) 漁業手形制度の改善

漁業者の自主的保証基金制度を確立し、その保証による漁業手形金融の円滑なる運営を期する漁業共済基金制度要綱並に漁業手形制度要領及び漁業手形つなぎ融資要綱を七月八日決定し目下之が普及に努力中である。

(四) ストック金融

最近における滞貨推計金額の六割以上は繊維であるが、これに対し現在までに次の措置がとられている。

- (イ) 生糸 貿易公団にて三万俵買上。日銀の購繭スタンプ手形期限を八月末まで延長
 - (ロ) スフ糸及スフ織物 増加運転資金をスタンプ手形により五億円融資
 - (ハ) 人絹糸 増加運転資金をスタンプ手形により約六億円融資
 - (ニ) 絹織物 買手等決済のための融資につき融資順位を甲に引上
- (五) 復金の機能の活用
- (イ) 農林関係五公団に対する貸付金四十一億四千万円の回収金の一部を保証基金として復金融資による重要産業設備の継続事業完成に必要な資金、中小事業及び農林漁業資金であつて他に金融の途のないものに対する市中融資の保証(三割を原則とし必要な場合は五割まで)を行うこと。
 - (ロ) 右資金の一部を以て配炭公団及び価格調整公団の認証手形決済不足資金の供給を行うこと。

〔三〕 財政面よりする対策

(一) 見返資金の活用

七月二十五日日本国有鉄道五十六億一千九百万円電気通信事業等特別会計十三億七千二百百万円合計六十九億九千万円の第一回融資が決定された。

(二) 国庫金の活用

次の通り百億円の指定預金の設定が行はれた。

七月二十六日	六十五億五千万円
二十七日	二十一億八千万円
二十八日	十二億七千万円

〔四〕 現在、金詰り緩和方策として目下検討中の事項は次の通りである。

(一) 日銀のオペレーションの積極化

近く復金債の大量償還期を迎えるのに備えて日銀をして大幅に国債買入を実施せしめる具体案を検討中である。

(二) 金融債の発行範囲の拡張

興銀以外にも、勸銀、農林中金等一定の条件を具える金融機関に金融債の発行を認めること。

(三) 預金部資金の活用

預金部資金は逐月増加を示しつつあるが、現在のところその運用対象は国債、地方債、地方に対する短期貸付、復金債、食糧証券等に限定せられている。然るに本年度は国債発行は見返資金で引受けられる鉄道及び通信の建設公債に限定せられ、地方債も総額二百三十三億円に止まり、復金債も新規に発行されない。預金部資金に対する需要は歴大なので今後更に適時、且有効な運用を期することとしたい。

農林関係五公団に対する九十億円の融資決定は預金部資金活用の前途に大きな光明を与えたものと言えるが、尙取敢えず、次の運用を実施したいと考えている。

(イ) 預金部資金により金融債を引受けて市中金融機関の長期資金供給力を強化せしめること。

(ロ) 預金部資金を以て市中金融機関に定期預託金をすること。

四 統制の緩和乃至撤廃、補給金の削減及び企業整備に伴う金融措置

石炭、銅、薪炭その他主要物資であつて需要に対し供給量が極度に不足していたため各種の統制措置がとられていたものが最近に至つて需給関係が急激に変化したため滞貨、未収金の累積を見るようになっていたので、このような物資については勿論、その他の物資についても需給状況を勘案して逐次急速に統制を緩和乃至撤廃する時期に到つていると考えられる。

又、鉄鋼その他安定帯物資に対する価格調整補給金は、戦後の特殊事情下における低物価政策堅持のための暫定的な措

置であつたが、金額も次第に巨大なものになり、当初の目的を外れたものになりつつある面も少くない。且つ単一為替レートの設定に伴つて国内価格の国際価格への鞘寄も重要となつてきたのでこの際大幅に削減して行く方針である。

右により経済界に相当の変化が予想せられるが、これらの変化に即応し統制機構緩和乃至廃止に伴う滞貨金融、間屋金融及び生産者金融等に付ては企業整備の為の金融と共に適時機動性ある措置を行うべく、万全の用意を期している。

(二) 日本銀行のオペレーションと貸出

日本銀行が社債・金融債の消化のために六月から八月まで復金債の買入操作を行なつたことは前述したが、上記の「緩和方策」が承認されたあと、あいついで買オペレーションが発動された。すなわち七月には生保会社の人絹会社の設備資金供給と生保、信託会社の産業融資のための国債買入がはじめられたのを皮切りに、九月一日以降は銀行から主要産業に対する長期資金供給を目的とする大規模な長期国債の購入が開始された。一二月までの買入額は表5-9のとおりである。市中からの買入総額は、六月一四億、七月三〇億、八月三七億、九月三二億、一〇月四三億、十一月三三億、十二月一三一億、計三二一億円にのぼつた。

この大規模な買オペレーションに対しては、少なくとも一回、ESSから日銀政策委員会にたいして注意が与えられた。その要点はオペレーションの行きすぎが融資の性格を個別企業にたいする指定融資に近づけることになりはしないかという点にかかつていた。また個々の取引先にたいする金融機関に制限を加えること、支払準備金制度の創設、金融機関の経理内容の改善、法規の改善等についても質問がなされている。これにたいする処置がどのようにとられたのかは明らかでないが、以下に示す回答案は、むしろ積極的に現在の政策のやむをえないゆえんを力説し、他の要請についてもほとんど受け入れない態勢を示していた。その後オペレーションの動きに変化がないところからみると、ESSも強く主張することはなく、むしろ政策委員会の主張が明示的にか暗黙にか、承認されたもの⁽⁵⁾のようである。

司令部覚書 一六八号(二四・一〇・一四)ESS/JF

日本銀行政策委員会宛

国債買上政策に関する件

一、左記参照せられ度い

(イ) 政策委員会の目的に関するマーケティング少将政策委員会合に関する経済科学局新聞発表(六月二十八日)

(ロ) 政策委員会の国債買上政策に関する政策委員会月報第二号(八月分)

二、参照文書一、(ロ)記載の政策委員会決定は参照文書一、(イ)記載の左記目的に背反することとなるものと思料される。

(イ) 中央銀行とその取引銀行との間の健全且つ公正なる関係の育成

(ロ) 公開市場の基礎に於て国債の秩序あり且つ安定せる市場の維持

三、現下の異常なる情況の下に於て必要と思はれる程度以上に一、(ロ)の月報中に概説せられた政策は制限なき国債市場の要請より遠く離るるものと思はれる

蓋し恐らく右政策は確立された優先順位により資金を供給することを超えて個々の企業に資金を向けることとなるからである。右は指定融資観念を包蔵して居り、当司令部としては右観念は自由企業並に健全且つ建設的中央銀行業務の原理と相容れないものと思はれる

四、政策委員会に対し第三項記載の措置が如何に又如何なる程度第二項(ロ)記載の原則を実施するものかを示すことを要請する。

又政策委員会が秩序ある国債市場維持に如何なる政策又は措置を考慮中なるかに就き報告願ひ度い

五、又此の機会に更に下記目的の達成に関する委員会の計画に如何なる概要を当課宛提出する様委員会に要請するのが適当と思

表 5-9 昭和24年6月以降月別債券, 国

措置目的	実行日	買入先	銘柄	条件	月	
					6月	7月
起債市場育成	6月1日以降	銀信託銀行	復金債	社債引受相当額	1,202,800,000	2,170,600,000
産業資金供給	7月18日	信託銀行	長期国債(除, 電国, 特国, 割国)	3月末合同運用口残高の50%		116,006,650
重要産業に対する長期資金供給	9月1日	銀行	同上	同上		
日発株増資払込資金供給	12月12日	同	同上	同上		
第一次年末金融対策	同	上	同上	年末限りの特別措置		
第二次年末金融対策	同	上	同上	同上		
炭鉱営業関係資材代未払金の整理融資	12月22日	同	同上	同上		
				(小計)		116,006,650
人絹会社の設備資金供給	7月25日	生保	終戦前発行国債			384,143,750
生保の産業融資助長(第二次)	6月11日以降	同	補償国債		218,000,000	253,000,000
硫酸設備資金供給	8月24日	同	終戦前発行国債			
重要産業に対する長期資金供給	9月1日以降	同	長期国債(除, 電国, 特国, 割国)			
電鉄会社に対する設備新設復旧資金供給	9月2日	同	終戦前発行国債			
重要産業に対する株式払込資金供給(第三次)	10月19日以降	同	長期国債(除, 電国, 特国, 割国)	充戻条件付(6ヵ月)		
公募及売出株購入資金供給(第四次)	11月9日	同	同上	同上		
日発株増資払込資金供給(第五次)	11月22日	同	同上	同上		
所有株増資払込資金供給(第六次)	12月20日	同	同上	同上		
所有株増資払込資金供給	12月15日	同	同上	同上		
株式購入資金供給	12月16日	同	同上	同上		
				(小計)	218,000,000	637,143,750
中小企業金融促進	7月18日以降	市街地信組無尽会社	長期国債(除, 電国, 特国, 割国)	3月末所有国債同額まで		81,704,425
森林漁業生産復興並に系統内季節資金融通	12月29日	農林中金	同上	同上		
			合計	{債 券 {国 債 計	1,202,800,000 218,000,000 1,420,800,000	2,170,600,000 834,854,825 3,005,454,825

出所：日本銀行資料。

債買入金融操作一覧(昭和24年12月31日)

別	買入実績額(単位：円)					備考
	8月	9月	10月	11月	12月	
	2,829,050,000					6,202,450,000
	180,685,950	10,150,000				306,842,600
		1,192,672,900	3,543,393,625	1,921,658,900	1,654,425,950	8,312,151,375
					35,055,000	35,055,000
					4,235,916,900	4,235,916,900
					3,249,041,000	3,249,041,000
					177,000,000	177,000,000
	180,685,950	1,202,822,900	3,543,393,625	1,921,658,900	9,351,438,850	16,316,006,875
	2,356,250					386,500,000
	82,000,000	14,000,000	33,000,000			600,000,000
	60,000,000					60,000,000
		149,000,000	516,000,000	444,000,000	249,500,000	1,358,500,000
		90,000,000				90,000,000
			130,000,000	120,000,000		250,000,000
				500,000,000		500,000,000
				303,000,000		303,000,000
					300,000,000	300,000,000
					200,000,000	200,000,000
					830,000,000	830,000,000
	144,356,250	253,000,000	679,000,000	1,367,000,000	1,579,500,000	4,878,000,000
	588,147,525	124,021,250	56,676,600	49,001,300	152,302,700	1,051,853,800
		1,638,000,000			2,000,000,000	3,638,000,000
	2,829,050,000					6,202,450,000
	913,189,725	3,217,844,150	4,279,070,225	3,337,660,200	13,083,241,550	25,883,860,675
	3,742,239,725	3,217,844,150	4,279,070,225	3,337,660,200	13,083,241,550	32,086,310,675

昭24.12.14当初の売戻条件を解除

はれる

- (イ) 個々の取引先に対する各金融機関の融資につき制限を加える規程
- (ロ) 特定銀行が日本銀行に保有すべき支払準備金制度の設置
- (ハ) 金融機構の強化を目的とする諸措置、例へば資産投資の分散化、資本構成の改善及預金保険制度の創設
- (ニ) 金融業諸法規の改正に関する勸告

(署名) 日本財政課長代理 J・R・アリンソン

本行の国債買入政策に関する司令部書簡に対する回答案(二四・一〇・二五)

(無署名：日本銀行政策委員会——引用者)

一、第三項並びに第四項のオープン・マーケット・ベースによる自由な国債市場の育成に付て

現在本行が実施しつつある国債買入操作は特定の緊要な資金を供給する為の臨時的な一方式であつて、決して本来の意味に於けるオープン・マーケット・オペレーションではない。我国経済の現段階は斯る臨時的な措置を要求して居るのである。即ち我国は現在経済再建を計画的に進捗せしめる為産業に対し資金調達上の優先順位を付し、限りある資金を最も合目的に又最も効率的に運用する方針を採つて居る。この方針に即応し本委員会は国債買入操作により資金を供給するに当り適当な順序と速度とを確保する為、安本の計画に基きこれを資金面より検討の上最も緊要な若干の業種と使途とを撰択し、且出来る限り金融機関の自己資金を利用する為右の業種及び使途を金融機関に通知しその協力を求めたのである。なお、今後も情勢の変化に即ち本委員会は随時再検討を加え必要の都度変更を図る方針である。又右の業種及び使途の範囲内に於て、金融機関がどの企業の社債を買入れ又どの企業に融資するかは金融機関の自主的判断に基いて居るのである。

現在本行が実施して居る国債買入操作は以上のようなものであるが、本委員会としては右の如き臨時的な措置が出来る限り近い将来に於て不必要となり、経済の常時に於ける真のオープン・マーケット・オペレーションが実施し得るようになることを希望して居る。又金融機関から国債を買入れる場合に於ても、単に資金の量のみに着目し、質的な配慮を加える必要のない事態の早く来らんことを希望して居る。然るに現在は経済の相当な分野に於て統制が実施され、九原則第三項によつても資金に真に緊要な使途にのみ充てることが要求されて居る。経済の基盤が自由なものとなり、金利も安定し且国債利子が他の金利との均衡を恢復し、健全な国債市場の確立と共にその適正な価格維持の見透しが立ち得た場合に於てはじめて本行は真の意味のオープン・マーケット・オペレーションを行い得るものと信じる。そのような時期に於ては本行の信用供給は貸出によるよりも寧ろ国債買入に重点が置かれると共に、一面現在の如き買一方の操作ではなくして、国債の売却により不当なブームを抑制するが如き操作も行われるであろう。

二、本委員会に示された他の諸目的に付て

a 個々の取引先に対する各金融機関の融資につき制限を加える規定

銀行の同一人に対する融資に限度を設けることは銀行の資産の流動性を確保し、且貸倒れによる危険を回避する効果があるが、我国に於ては最近に於て資本増加及び社債発行の漸増を見るに至つたのみで、なお企業が資金的に銀行借入金に依存する程度はかなり大であり、且企業の再建整備による増資の進捗、資産再評価の実施等に付いても注視を要するので、右の制限の方法、限度の基準、実施の時期等の点に付き極めて慎重なる検討を要すると考える。

b 支払準備制度

支払準備制度は経済の平常時に於ては金融機関の健全性保持の為及び信用調節の手段として有効な制度であるが、多くの銀行がその金繰上本行に依存することの多い現在の金融情勢下に於ては銀行が本行に多額の支払準備預金を預入することは実際問題としては極めて困難であり、且現在本制度の創設を強行するとしても本制度の所期する効用は殆んど發揮し得ないのみならず、銀行の経理を圧迫することとなり、惹いては貸出金利引下の要請に反する結果となる虞れがある。

表 5-11 金融機関の対日銀

年 月	借入金 増減(△)	指定預金 増減(△)	国債 買(△)	復金債 買(△)	預ケ金 増(△) 減
昭 24. 4	6,830	△ 5,500	△ 965	3,551	536
5	△ 14,548	△ 14,900	56	0	2,475
6	9,601	0	△ 4,198	803	△ 695
第 1.4 半期計	1,883	△ 20,400	△ 5,107	4,354	2,316
7	△ 5,777	10,000	594	1,913	455
8	16,055	△ 4,600	5,895	2,929	849
9	10,717	△ 6,600	3,134	△ 2,141	△ 1,898
第 2.4 半期計	20,995	△ 1,200	9,623	2,701	△ 594
10	15,291	△ 10,000	4,223	△ 7,587	775
11	△ 7,428	—	1,295	△ 3,755	△ 1,971
12	△ 9,769	—	13,221	50	△ 2,697
第 3.4 半期計	△ 1,906	△ 10,000	18,739	△ 11,292	△ 3,893
昭 25. 1	△ 153	—	3,556	—	4,371
2	18,111	—	6,162	—	2,063
3	2,220	14,982	3,127	—	△ 3,311
第 4.4 半期計	20,178	14,982	12,845	—	3,123
昭和24年度合計	41,150	△ 16,618	36,100	△ 4,237	952
4	14,846	—	7,085	—	1,445
5	8,153	—	903	—	486
6	△ 2,401	—	7,090	—	△ 451
第 1.4 半期計	20,598	—	15,078	—	1,480

出所：日本銀行『資金循環の分析』第5号。

d 銀行法等諸法規の改正
本委員会としては当面の問題たる不動産金融機関等

い。

及的小範囲に止め、金融機関に対する検査の制度を合理的に運用することにより所期の目的を達成すべきである。

次に預金保険制度についてはその実施により当然金利の上昇を来すのみならず、金融機関の種類、内容が雑多である我国の現状の下に於てはその実現は甚だ困難である。又本制度の実施を預金者が要望し乃至は本制度の実施により預金が増加するとは考えられない。

表 5-10 日銀の対民間貸出の増減 (昭和24年度) (単位：百万円)

取 引	(単位：百万円)	年 月	貸出金増減(△)
代理店預金 増減(△)	そ の 他	小 計	
82	△ 4,708	△ 174	昭 24. 4 6,868
△ 1,390	△ 1,401	△ 29,708	5 △ 14,708
△ 196	2,404	7,719	6 9,611
△ 1,504	△ 3,705	△ 22,163	(第 1.4 半期計) 1,771
724	△ 664	7,245	7 △ 5,827
△ 230	△ 1,356	19,542	8 16,049
1,321	1,260	5,793	9 10,544
1,815	△ 760	32,580	(第 2.4 半期計) 20,766
△ 1,033	△ 2,502	△ 833	10 15,291
△ 2,003	1,825	△ 12,037	11 △ 7,456
1,015	6,577	8,397	12 △ 9,769
△ 2,021	5,900	△ 4,473	(第 3.4 半期計) △ 1,934
824	△ 10,882	△ 2,284	1 △ 153
△ 296	△ 60	25,980	2 18,111
1,833	4,103	22,954	3 2,220
2,361	△ 6,839	46,650	(第 4.4 半期計) 20,178
651	△ 5,404	52,594	昭和24年度合計 40,781
△ 807	△ 1,394	21,175	4 14,845
△ 64	△ 2,510	6,968	5 8,204
776	△ 87	4,927	6 △ 1,724
△ 95	△ 3,991	33,070	(第 1.4 半期計) 21,325

出所：日本銀行『資金循環の分析』第5号。

c 金融機関の強化を目的とする諸措置

資本構成の改善、資産投資の分散化等個々の金融機関の資産及び負債の内容を健全化する為の措置については実情に即した弾力性ある指導によるのが望ましいと考える。従つて法律により一律に規制することは可

要するに支払準備制度の実施については、銀行が過度の日本銀行依存を脱却し資金的に自主性を恢復することがまず必要な前提条件であると云い得るであろう。従つて本制度の実施の時期等については更に慎重に検討することと致し度い。

表 5-12 預金部資金運用概況

	24年3月末		24年9月末		25年3月末	
	金額 (億円)	%	金額 (億円)	%	金額 (億円)	%
債券	504	43.5	512	34.7	513	27.2
債証券	203	17.5	228	15.4	261	13.8
付及付金	0	0	122	8.3	205	10.8
及び金	353	30.4	478	32.4	626	37.9
付金	41	3.5	88	5.9	0	0
金融機関に対する預託金	0	0	0	0	140	7.4
その他	57	4.9	47	3.2	50	2.9
小計	1,158	100	1,475	100	1,795	100
現金	13	—	8	—	19	—
総計	1,171	—	1,483	—	1,814	—

(注) 百分率は現金を除いた小計を100として作成してある。
出所：杉山知五郎『転換期の金融問題』

の在り方に付て検討中であるが、差当り現行の銀行法の改正及び組合金融機関の問題に付ても最大の関心を有するので大蔵省と充分連絡協議しつつ最善の結果を齎すべく努力している次第である。

一方、表5-10にみるように日銀の貸出もこの時期に急増した。五月に指定預金による返済がみられた時期を除き、日銀の貸出は八〜一〇月に急増し、年を越した二五年二月にも再び増加する。上記の買オペレーションとあわせて、この時期による日銀の資金供給は大幅なものがあつた。この動きを金融機関の対日銀取引の側からみれば表5-11のようになつていて、第三・四半期を除き、日銀借入金と国債の売却が二四年の第二、第四各四半期および二五年第一・四半期に著しく増加し、それぞれの期間いずれも、日銀から三〇〇億ないし四五〇億円の資金の供給をうけることになつたのである。

いわゆる金融機関のオーバー・ローンは、このようにして発生したのであつた。しかし、それはすでに見てきたような「金詰り緩和方策」の帰結だったのであり、同時に日銀の立場からすれば、国庫収支の大幅の揚超対策としてやむをえない処置だったのである。

(三) 預金部資金の活用

預金部資金の活用については、さきに農林関係五公団に対する貸付を復金から肩代りしたが、「緩和方策」はこのほかに預金部資金を用いて金融債を引き受け、あるいは市中金融機関に定期預託金を行ないたいと提案して(6)いた。そのため交渉は六月頃からESSとの間で開かれていたが、そのことはなかなか認められず、結局一二月にいたつて、年末金融対策として預託金のみが認められ、一二月二日預金部資金運用規則が改正され、公布施行された。当初の預託金は九九・五億円で、その預入先は、一一大銀行三七・五〇億円、地方銀行二七・六二億円、信託銀行二・

六〇億円、特殊銀行〇・八〇億円(計六八・五二億円)、農中四・七五億円、商中一・五〇億円、無尽会社一八・六四億円、信用組合六・〇九億円である。期限は一応一カ月とし、金融情勢の推移を見たらうで期限の更新を考慮する。利率は日歩一銭九厘であつた。

このほか、従来からの運用対象である地方公共団体への貸付もこの期間には著しく増加し、預金部資金の動員はこの時期ににわかに活発化したといえるであろう。年度間の預金部資金の運用の変化は表5-12にまとめられている。

なお、二五年貿易公団は異常な在庫増になやみ、滞貨金融を望んだので、預金部はこのために一五〇億円を限度として紐付預託を銀行に対して行なつた。そのための資金は、預金部が手持ちの食糧証券を日銀に売却して調達することにし、預託の条件は、期限三カ月日歩一銭七厘、六カ月一銭九厘、九カ月二銭とされた。

(1) 大蔵省資料Z五二六一五―六。
(2) 同前。

- (3) 同前。
- (4) 大蔵省資料Z五二六一五―七。
- (5) 大蔵省資料Z五一―。
- (6) 大蔵省資料Z五二六一五―六。

第四節 昭和二五年上半期の金融政策

一 昭和二五年一―三月の情勢と対策

以上に見てきたように、昭和二四年の金融は、日銀の買オペレーションと貸出政策をはじめ、預金部資金の流動など、あらゆる手段をつくして資金の不足に対処しようとした。この傾向は、裏を返せばいかに経済界の金詰りがひどく、それに対する処置が必要と考えられたかをものがたる。次にかかげる二つの資料は、二四年年末の対策と、二五年一―三月（二四年度第四・四半期）における対策の提案であるが、当時の切迫した状況を想像するに十分であろう。⁽¹⁾

年末金融の状況

一、十二月末の金融を順便ならしめる為、日銀の国債買上「オペレーション」は次の通りである。

(一) 銀行分

- (1) 設備資金融資、興銀債又は社債の買上を紐付とする国債買上は十二月中三十億円の予定であり、既に二十億円余買上げた。
- (2) 紐無しの国債買上は第一次分として五十億円（大銀行二十億円、地方銀行三十億円）が決定され既に申込は四十億あるが十九日迄に十四億四千万円実施された、十二月中の実施は四十億は確実である。
- (3) 紐無しの国債買上第二次分は地方銀行分として三十億円と決定されたが、十二月中には二十億程度実施を見るだらう。

(二十二日には数字が明確になる筈。)

(4) 以上を合計して十二月中の国債買上は九十億に上る見込である。尚(2)及(3)の国債買上手取金は銀行が日銀よりの借入返済に充当しないことを非公式の条件としている。

(二) 生保分

十二月に入つてから国債買上により所有株式増資払込五億円、株式市場への買出動十億円を実施中

二、日銀貸出

十二月中の日銀貸出増加は七十億円と見込まれているが一日の残高一、〇〇四億は二十日には九百七十二億へと三十二億の減少を示している。殊に紐無しの国債買上実施により例年二十七、八日頃日銀貸出が増加するのが、本年はそんなに伸びないのではないかと認められ、おそらく月中の増加は二十億以内と思はれる。

(原注) 尚昨年度は十二月三十一日には、三十日に比し通貨が百二十八億、日銀貸出が百二億円減少したが本年度は斯かる急激な減少は起らないと思はれる。

三、政府収支

十二月中の政府収支は四百三十億円の撒布超となる予定の所、十九日迄の撒超は百五十億であり、今後の支払促進が期待される。

併し、税収が好調なのに反して支出の方は特に食管の出方が振はないので、年末手当の純支払三十三億余を加えても結局月中四百三十億の払超にはならないと認められる。

四、通貨発行高

月末の通貨はおそらく三千四百億乃至三千四百五十億の間位になるのではなからうか。

五、日銀の融資斡旋

融資斡旋は正規の手續によらず日銀支店より本店への電話連絡により迅速に実行している。年末にかけて特に重点をおかれていますものは左の通り。

- (1) 炭坑未払整理分十五億乃至二十億
- (2) 造船未払整理(神戸支店にて取扱中)
- (3) 豊田自動車及び日野重工の未払整理

六、中小別枠融資

中小別枠融資は先般三十一億に増額されたが更に二十日商中分一億を増加し、三十二億となった。これにより十二月中の増加は九億円が可能となった。

内訳次の通り。

商	中	十四億円
興	銀	十三億五千万円
勸	銀	四億五千万円

七、証券金融(別紙参照)(別紙なし——引用者)

一—三月の金融対策

一、通貨信用の調節

一—三月の期間において財政面より資金引揚は九四〇億円に達する見込であるが、これに対して、通貨信用を調節し産業資金の供給を確保するため次の措置をとるものとする。

尚、右資金引揚の主力たる徴税の過半は申告所得税でありその対象は中小事業者及び農民であるためこれに対して直接融資

昭二五、一、五

を行うことには色々な制限があり、大企業を通ずる間接融資には少なくとも一ヶ月以上の時間的ズレが発生するので、徴税と資金放出との適合を図るためには可及的早期にその手段を構(こ)る必要がある。

(一) 国債買上

日銀は一―三月において次の程度の国債買上を行うものとする。(単位億円)

	一月	二月	三月	計
社債	五七	三六	三〇	一二三
興銀債	一〇	一〇	一〇	三〇
設備資金	二三	二九	三〇	八二
計	九〇	七五	七〇	二三五

(二) 日銀貸出

(イ) 銀行の一般預金減少に基く貸出引締を防止するため市中銀行の需要に全面的に於て貸出を行うものとする。

(ロ) 輸入資金にスタンプ手形制度を適用し、日銀再割手形の適格条件を緩和する等極力日銀貸出を円滑ならしめるよう措置する。

(三) 見返資金

(イ) 一―三月中に直接投融資二二〇億円を行うものとする。

右の場合、全般的資金収支の噛合せを円滑にするためには、造船、電力等関連産業の広範に渡る産業に対して、少くとも一〇〇億円程度を一月中に実現することが望ましい。

(四) 預金部

日銀貸出の状況を勘案し、要すれば、二月或は三月の間において、更に相当額の預金部資金を指定預金として市中金融機関に預託するものとする。

二、金利の引下

企業の金利負担を軽減するため、一月中に市中銀行の一般貸出金利を原則として二厘引下げる。

三、納税融資

(一) 申告納税対策

自主的に申告納税が行はれる分については、本年度は預貯金の準備が相当出来ていると見られるから日銀の貸出を円滑にして市中金融機関の預金減少による貸出引締を防止する。

(二) 更正決定対策

更正決定は企業の側においては予期しないところであり、売掛金及在庫品の増加している現在、その帳簿価格を以て直ちに換金することは不可能である。従つて売掛金及在庫品をその処分価格でなしに、帳簿価格を以て評価して課税すれば実際の利益を超えて徴税することになるから、売掛金及在庫品の評価減について斟酌するよう、税務行政上手配するものとする。

(三) 貸倒準備金の設定

この際、不良在庫、過剰在庫等の銷却、処分を徹底的に行つて資金の停滞を除去するものとし企業及金融機関の貸倒準備金に対する税法上の配慮を大幅に行つて合理化を促進する。

四、証券対策

株式の名義書換の強制等証券市場を不当に刺戟する改正は証券市場の安定するまで一時延期するものとし、止むを得ざる時も、多くの新規人員を必要としなくてすむように決算期毎程度に行うこととする。

五、中小企業融資

日銀の別枠融資の限度拡張等従来の措置を強化する他、見返資金から月一億円の資金を供給する。

以上のような手段を講ずるにいたったのは、前年一―三月期の揚超の結果についての反省が、強く当局者の考え方を支配したためであったし、また、市中の資金需要がきわめてはげしかったためでもあった。そして前述のとおりこの時期には高率適用が再度緩和され、また国庫余裕金の巨額の預託が実現されたのである。この過程は次の資料によって明白であろう。ここでは国庫資金、預金部資金を指定預金とするほか、復金余裕金、閉鎖機関余裕金までが指定預金として動員されることにされたのである(傍点原文)。

国庫等の余裕金の機動的活用について

二五、二、八

一、方針

二―三月における徴税等による国庫収支の大幅なる引揚超過に備え、「デスインプレ」政策を堅持し、証券、中小企業、産業設備等に対する資金の供給を円滑ならしめる為左記要領により国庫その他の未稼働余裕金の適時機動的なる活用をはかるものとする。

二、要領

(一) 国庫資金の指定預金

- (1) 差当り二百五十億円を限度として国庫資金を金融機関(無尽、信用組合を除く)に対し指定預金する。
- (2) 指定預金の期限は百億円は二ヶ月とするも百五十億円は一ヶ月据置、据置後は、一週間前のコールアップにより無条件返還に应ぜしめる。

(二) 預金部資金の預託

総額二十億円の範囲内にて預金部資金を信用組合及び無尽に対し三ヶ月の期限にて預託する。

(原注) 預金部資金は一―三月中には相当の余裕金を生ずる見込であるが別途計画中の公団滞貨金融及び四月早々必要と

(三) 復金余裕金の預託

される地方資金の供給(平衡資金放出迄のつなぎ金融等)を考慮し預託金は右記の程度に止めるものとする。

八十億円を限度として復金の余裕金を金融機関(無尽、信用組合を除く)に対し預託せしめる。その中五十億円は四月下旬迄、三十億円は一ヶ年の期限とする。右八十億円の調達の為復金保有糧券を日銀に売却する。

(四) 閉鎖機関関係資金の活用

- (1) 閉鎖機関F・A、勘定の百二十億円余の中より五十億円につき糧券を売却し、その手取金を金融機関に預託する。
- (2) 保有国債九十億円中差当り必要とされないと認められる金額は日銀に売却し、手取金を金融機関に預託する等運用の方途を講ずる。
- (3) 本件の実施時期は前記(一)乃至(三)の実施と見合い追って決定するものとする。

このうち復金余裕金については、二月中旬から四月末まで五一億四三〇〇万円を銀行に対して預託することになり、また興銀に対し二〇億円、農中、商中に対しては各五億円を期限一カ年の信託とすることにして実施された。また閉鎖機関の資金は昭和二三年以来、食糧証券に運用されていたが、これを売却して預託する計画は実行には移されなかったようである。

また、これとやらんで重要であったのは、日本銀行の貸出政策のいっそうの緩和であった。そのあらわれは、すでに見たように、高率適用制度が二五年二月一日からさらに大幅に緩和されたことである。それは高率そのものの引下げよりも、手形割引を手続の適用外としたことにより、著しい効果を及ぼした。とくに、工業手形が狭義の商業手形とならんで除外例として認められたため、工業手形の割引額は急増したのである。その実態は表5―13のとおりであ

表 5-13 日銀貸出の内訳の変化 (単位：百万円)

	24. 9 月 末	24. 12 月 末	25. 3 月 末	対9月 増 減
貸 出	90,412	88,480	108,663	(+)18,251
貸 再	80,790	66,072	66,419	(-)14,371
買 商	9,622	22,408	42,243	(+)32,621
工 手	5,030	7,896	10,664	(+) 5,634
手 手	3,686	9,003	18,571	(+)14,885
手 手	906	5,509	13,005	(+)12,099

出所：杉山知五郎，前掲書，51ページ。

るが、とくに工業手形の増加ははげしく、その濫用がみられるにいたり、五月以降、工業手形の再割引制度は一時中止され、工業手形もスタンプ手形扱いにすることに變更し、高率適用の対象とすることに改められた。
 以上のような手続を経て、金融は二五年一―三月期にはいっそう緩和されたのである。

二 昭和二五年度の金融政策

(一) 対策の立案

ドッジ・プランによる均衡予算は、二五年度においても実施され、金融の逼迫は依然持続する傾向にあった。二四年度においては、とりあえず可能な諸手段を動員して資金不足を切り抜けたが、そのような応急措置の限界もしだいに憂慮されるようになった。たとえば、銀行局の「安定計画実施に伴う諸問題とその対策(案)」(昭二五・三・一三)は、「デイス・インフレ」の進展のもとで、「安定化に伴う摩擦」が漸く激化したとし、とくに「市場狭隘——インフレによる仮需要の消滅、輸出不振、大衆購買力の不足などによる売掛金と滞貨の増大」、「企業合理化による摩擦——企業の整理、失業増加」、「物価下落に伴う摩擦——実質金利の増大、借入金返済能力の低下」の三つの理由をあげ、かつ「二十四年度においてデイスインフレの維持を

可能ならしめた金融緩和政策は商業銀行の性格と資産構成から見て、二十四年度途中において、その限界に来る可能性が強い」ことを指摘して、「昨年度とは違った構想の下に対策を講ずる」必要があると前提し、次のような「対策」を提示した。

四、対策

(一) 前提

次の三つの原則をどの程度まで貫くことが望ましいか、又、可能であるかは尚検討を要するが、一応この方向に向つての努力を継続することが前提とする。

(1) 安定計画を後退せしめないこと。

インフレによつて、当面の事態をご塗することは可能であろうが、インフレによる解決は、これを認めない。

(2) 商業銀行その他の一般金融機関にその採算と回収性と資産構成の悪化を考慮せずに貸出の増加を要請することはできない。

(3) 日本の産業の国際的競争を重視して、限られた資金を優良企業の育成と合理化に集中する努力は継続しなければならぬ。

(二) 右の三つの前提の下に安定計画に基く摩擦を緩和するための方策は次の通りである。

(1) 輸出振興の条件準備を一層強力に推進する。

(2) 国際経済の一環としての自立を達成するに必要な基礎条件を総合的に再検討し、産業助成及び関税政策を確立すると共に所要の設備投資を確保する。

(3) 予算の実行、見返資金の直接投資をタイムリに確保する。

- (ii) 長期金融機関の発足を促進する。
- (iii) 預金部資金の金融債、社債引受を実現する。
- (iv) 中小企業に対する徴税、金融等の政策面からの差別待遇を緩和すると共に必要なものについては、積極的にその維持を確保するための措置を講ずる。
- (v) (i) 申告所得税物品税等の賦課徴収につき税法及び実施の両面から改善すると同時に、予算面において徴税予定額を根本的に考え直す。
- (ii) 融資準則を撤廃する。
- (iii) 協同化を促進する。
- (iv) 保証融資制度を拡充する。
- (v) 国民金融公庫を更に増資する。
- (vi) 農産物価格について再検討すると共に、耕地改良等の長期融資について財政的に配慮する。
- (vii) 勤労者の生計費を現実に構成する要素の価格引下を促進する措置をとる。
- (viii) 生活保護法、失業救済事業を拡充する。
- (ix) 年度末に予算補正の財源として確保し得ることく、債務償還費の弾力性ある運用を図る。

また具体的に四―六月にとるべき対策として考えられていたのは、次のような内容である。

四―六月にとるべき金融対策 銀、昭二五・四・三

一、方針

四―六月においては、引き続き実効物価水準の維持を期して、財政面における資金の収支超過を適宜調整するための金融政策を推進するものとする。

尚、その間に予想される経済情勢に応じて、次の諸措置を講ずるものとする。

二、財政の運営

(一) 政府支払の促進

四月中は徴税強化に伴う政府資金の引揚が続く見込であるので、デイスインフレ維持のため、特に二十五年予算による歳出の円滑なる支払を促進すると共に、見返資金による産業直接投融资の円滑なる実施を確保する。

(二) 預金部資金の短期融通

地方公共団体の補助金と平衡交付金が確定するまでのつなぎ資金として差当り預金部資金八〇億円を財務部を通じて短期運用する。

(三) 債務償還

一般会計及び見返資金よりの債務償還はなるべく産業資金として活用せられることくこれを実施するものとし、一般所有国債の償還の他は、次によるものとする。

債務償還額		運用見込	
		金融債	その他
預金部	一五〇億円	六六億円	八四億円
市中金融機関	八〇億円	四五億円	三五億円
計	二三〇億円	一一一億円	一一九億円
			計
			一五〇億円
			八〇億円
			二三〇億円

(原注) 市中金融機関分は原則として日本銀行を通じてこれを行なうものとする。

右による国庫及び地方財政の対民間収支見込は次の通りである。

	国庫財政	地方財政	計
四月	△四六億円	二七億円	△一九億円

五月	△二五億円	四六億円	二一億円
六月	五九億円	二〇億円	七九億円
計	△一二億円	九三億円	八一億円

三、長期資金の充足

- (一) 銀行等の債券発行等に関する法律に基く興銀、勸銀、北拓、農中及び商中の長期金融実施の早期実現を促進する。
- (二) 預金部資金による金融債及び社債の引受により、同資金の産業に対する積極的活用を図るものとする。
- (三) 住宅金融公庫の設立及び融資の早期開始を促進する。
- (四) 市中金融機関の資金を証券市場育成に活用するため、既定方針により社債市場の育成を継続する他、企業の優先株式発行による増資を奨励する。

四、中小企業金融対策

- (一) 市中銀行の中小企業金融に対する協力態勢を強化するため次の措置をとる。
 - (イ) 大銀行をして、東京大阪を中心として名古屋神戸等大都市に各銀行夫々一店乃至二店の中小企業専門店舗を設置せしめる。
 - (ロ) 大銀行による信用保証協会に対する出資を増額してその機能を強化する。
 - (ハ) 中小企業専門店舗の窓口で国民金融公庫の代理事務を担当せしめる。
- (二) 新銀行設立の企画あるもので健全と認めるものに対しては速かに認可を与える。特に大都市において主として中小企業を対象とするものの設立を奨励する。
- (三) 更に銀行の中小企業金融対策を強化継続するため次の措置を採る。
 - (イ) 日本銀行の中小別枠融資を六〇億円程度まで拡大する。

- (ロ) 見返資金直接投融资の一部を中小企業向に増加し、四―六月に三億円以上を集中融資する。
- (ハ) 商工中央金庫を拡充し、その債券発行による融資の早期開始を促進する。
- (ニ) 国民金融公庫の融資を年度当初に集中して実施せしめる。このため本年度政府出資十二億円の二分の一を四―六月に貸付けるものとする。
- (ホ) 預金部は次の限度において中小企業資金の市中預託を行うものとする。

銀行又は信託会社	六〇億円
無尽会社	四〇億円
市街地信用組合	二〇億円

五、農村金融対策

- (一) 新規資金需要に対しては次の措置をとる。
 - (イ) 農林中金の見返資金による優先出資の払込を早急に実施し、農林債券を預金部において引受る道を開くものとする。
 - (ロ) 営農資金は農業手形を活用してこれを行う（本年度は最高二五〇億円の見込）。
 - (ハ) 五、六月における農林中金の貯払資金については、極力善処することとする。
 - (ニ) 農業協同組合に対しては次の措置をとる。
 - (イ) 農業協同組合の経理基準に関する政令を制定し出資金の増加、預貯金の事業資金への流用の防止、支払準備の確立を強力に実施する。
 - (ロ) 改正農協法に基いて大減省は早急に信連の検査を実施すると共に、単位組合に対しても財務部をして常時検査を実施せしめ得るよう措置する。
 - (イ) 供米報奨用物資滞貨の処理については預金部資金一八億円の市中金融機関預託を活用してこれを促進する。

- (一) (一)により調達した資金の救済的用途に対する流用を厳に戒める。
 - (二) 各単位組合の責任において、その再建整備を実施し、弱体組合の整理統合を行う。
- 六、その他

- (一) 融資準則はこれを廃止する。
- (二) 機会ある毎に貸付金利引下の情勢を助長する。
- (三) 滞貨及未払金の処理については、趨勢に応じて金融措置をとる。
- (四) 補給金削減及び公団廃止に伴う産業政策の円滑なる運営を期して融資の斡旋を行う。

上記の諸政策のうち、預金部資金による金融債の引受はなかなか実現しえなかった。一方、中小企業金融、農林金融もそれほど大きいものではなく、四―六月における金融政策の中心はやはり日本銀行の買オペレーションと、貸出政策に依存することになったのである。

(二) 二五年四月の金融政策転換

ところが、二五年三月ごろ（根本資料が入手できないために詳細は不明であるが）、GHQ筋からオーバー・ローンに伴うような金融緩和政策について批判を生じ、大蔵省と日本銀行は不足資金を金融の緩和によって補おうとする従来の政策姿勢をあらためざるをえないことになった。

この点について示唆を与えるものは、二五年三月二八日付の池田蔵相あてのドッジ書簡である。ドッジは池田蔵相の訪米を歓迎し、池田が最近の情報をもたらして討議したいと望み、とくに公債発行と銀行の信用の拡張について述べて、次のようにいっている。⁽⁴⁾

当地で利用できる数字からみて、われわれは銀行信用その他の負債の拡張が政府の公債発行の停止を完全に打ち消してしま

あるいは打ち消す以上にはたらく可能性と、また銀行その他の金融機関の明らかなオーバー・ローンの状態に関心をもっている。⁽⁵⁾

この種の感想は、加納久朗にも伝えられたらしい。当時の一文書は、次のように加納あてドッジ書簡を要約している。

ドッジ氏の最近の見解を明にするものとして、加納氏に対する回答書簡がある。同書簡の示す所によればドッジ氏は日本の現状はデフレに非ずしてデイスインフレにすぎないことを述べ、更に企業の合理化を促進することによって、物価を下げ、三百六十円の為替を維持し、貸銀を安定させ、輸出を増進することが進むべき道であるとしている。また株価についても現状をもってむしろ正常な状態を現わすものとし、昨上半期の騰貴は不健全な現象であるとしている。これによって見るとドッジ氏は日本経済のインフレ収束進行状態について何等の危惧を認めず、大体所期通り経過しつつあるのであって、反つてある部分、例えば銀行貸出の増加等についてはインフレ的要素が散見出来るとして警戒気味である。

この見解から考えて見ると、わが国産業界の一部で近頃またまた要望され出した対米為替レートの二割方引下というふうなことは実現の望みがないといわれよう。ドッジ氏の考えはあくまで三百六十円のラインに物価その他を合せてゆこうというのであって、企業合理化による物価引下が根本となっている。

また各方面で広く要望されている銀行貸出の緩和もドッジ氏の見解と正面からぶつつかってくる。産業界では銀行側が警戒的態度をとり金融を緩和しないと非難するのに対し、ドッジ氏は銀行貸出が予金の増加率をこえていることを不健全であるとしている。これでは銀行側今後の態度は現在より引しめることはあっても緩和することは望みがたいであろう。

金融政策の転換は、こうした背景のもとに要請されたのであった。具体的な政策転換の過程についての基本的資料はえられないが、その過程を回想した吉野俊彦の講演速記を引用しておこう。⁽⁶⁾

今年の四月の例の金融政策の転換の前、いろいろ司令部との折衝関係をふりかえってみると、抽象論を云えば、経済原理の指導原理があったと想像される。今年の四月中旬頃までは日本側は物価をなるべく下げまいという政策をとっていた。それをデイス・インフレーション政策と称していた。財政が黒字であるということであるが、市中銀行のバランスシートをみるとオーバー・ローンにならざるを得ないようになっていた。ところが三月頃、先方(司令部——引用者)からそういう状態は面白くないと云われて来た。我々の立場からすれば、そうなるのは当然前のことで已むを得ない。若し、オーバー・ローンの状態が長続きすれば日本経済の信用を失くすからひっこめろということになると、通貨を縮小すれば、金詰りとなって、物価は大幅に下落するだろうという見地から先方にその旨を答えたところ、そういう考え方そのものがいかんと駄目を押された。

四月下旬頃から金融政策を転換せざるを得なくなった。先方の考えを正面から云えば物価を下げてはいかんといい理窟は一つもないと云えるが、為替相場を起点として考えれば日本の物価は割高であるから下げなければいかんということになる。それは通貨を減らすことであって、通貨を減らす為には金融面で貸出を回収することも一つの方法であるが、それは難しい。税金で取上げて黒字財政にして置くことが手取早い。財政を黒字にして置くことは通貨を縮小させ、物価を下げることになる。会計は黒字で銀行はオーバー・ローンだということはいかんといい、根本的な間隔がそういう両者の間に存在していたことが、迂闊な話ではあるが、今年の三月頃にやっとなつた。

昨年四月に為替レートが出来た時、あの時から今年の四月頃の政策をとるべきであったが、それでは日本が激しい恐慌にならざるを得ないということになるので、或る期間、デイス・インフレーション政策を一つの線として、テンポライなものとしてとって来たが、今年の四月になって、はっきりと思ひ知らされた。このために已むを得ず、四月の下旬から日銀では融資の幹旋をだん／＼やらないようにして、五月八日に至って、商業手形の再割を中止し、スタンプ手形には担保の裏付を要求し、地方税法案が廃案になったことにより資金が困難になったが、その金線りは日銀としては原則としてみてやらないという四つの政策をとって、為替相場に合致するような価格水準と同時に価格体系のアンバランスを全部是正するような気持であった。価格水準

を下げることは金融政策では可能であるが、価格体系のアンバランスを直すことは出来ない。安い石炭を輸入して銑鉄の値段を安くすることが先づ行われるとか、つまり、必要なものに重点的に供給していくより仕様がなない。先づ金融政策から口火を切って、新しい政策を建てかえることになった。ところが六月に朝鮮事変勃発以来、海外の物価が騰ったので、こういった金融政策の転換はひっこんでしまった嫌いがある。

このことは、大蔵省銀行局の「昭和二五年四月以降の通貨金融情勢について」においても、次のように確認されているが、その詳細については他日を期するほかはない。

(一) 日本銀行の信用供給方針

日本銀行は、本年四月以降財政収支および産業資金の需給状況の推移に応じ、金融機関の過度の信用膨脹を抑制するとともに、緊要産業資金の供給確保をはかる基本方針のもとに、その信用調整作用を時々の市場の情勢に応ずるよう十分に活用してきた。

(中略)本年四月以降、市場の情勢に適應するため日本銀行の信用供給に関する態度、方法又は基準につき機宜加えられた各種の調整措置の主要なものを列挙すれば、概ね次のごときものである。

(1) 工業手形の再割引の停止

企業の原材料購入資金調達のために振出された工業手形は、若干濫用の弊がみられたので、五月以降商業手形並みの日本銀行における再割引は停止することとした。

(2) 国債買上操作に関する方針の改訂

五月に入つて国債買上操作に関する方針を改めて、これを消極的に運営することとしたが、財政による債務償還が進捗しないつなぎとして八月以降再び日本銀行の固有の業務としての買上操作を行うこととした。

表 5-14 昭和25年中月別長期

措置目的	買入先	月別国債			
		1月	2月	3月	4月
重要産業に対する 長期資金供給 無条件	銀行 信託銀行 ≧ (小計)	3,317,684	1,992,022 (金融緩和) 2,058,642	1,105,087 (金融緩和) 3,591,983	1,723,084 (金融緩和) 357,231
		3,317,684	4,050,665	4,697,070	2,080,315
所有株式の増資払込 資金及び重要産業に 対する長期資金供給 株式購入資金供給 無条件	生保 ≧ (小計)	262,100 1,000	159,000	512,665	105,834
		263,100	159,000	512,665	105,834
重要産業に対する 長期資金供給 営業資金供給 無条件	農中 ≧ (小計)				3,021,000
					3,021,000
無条件	商中				
無条件	損保				
中小企業金融促進 無条件	市街地信用組合, 無尽会社 ≧ (小計)	111,194	223,811	334,119	27,688
		111,194	223,811	334,119	27,688
	合計	3,691,978	4,433,476	5,543,856	5,234,838

国債買入金融操作一覧表

買入実績 (単位・千円)					
5月	6月	7月	8月	9月	10月
803,330	130,446		3,524,771	2,882,518	2,194,281
	(債務償還) 5,437,431	(債務償還) 85,155 (同上見合) 5,768,377			
803,330	5,567,878	5,853,532	3,524,771	2,882,518	2,194,281
41,019	19,353		95,930	165,684	118,961
	(債務償還) 125,000	(債務償還見合) 263,523			
41,019	144,353	263,523	95,930	165,684	118,961
			773,527	490,000	
	(債務償還) 1,384,000	(債務償還) 1,000,000 (同上見合) 896,000			
	1,384,000	1,896,000	773,527	490,000	
	(債務償還) 3,000	(債務償還見合) 29,778			
	(債務償還) 7,754	(債務償還見合) 10,062			
7,139	14,200	38,402	10,588	32,055	21,119
	(債務償還) 11,611	(債務償還) 3,085			
7,139	25,811	41,487	10,588	32,055	21,119
851,489	7,132,797	8,094,384	4,404,817	3,570,258	2,334,362

表 5-14 (つづき)

措置目的	買入先	月別国債買入実績 (単位・千円)		
		11月	12月	計
重要産業に対する 長期資金供給	銀行 信託銀行	2,285,509	1,381,670	21,340,408
無 条 件	≧			17,298,821
	(小 計)	2,285,509	1,381,670	38,639,229
所有株式の増資払込 資金及び重要産業に 対する長期資金供給	生 保	28,600	9,812	1,518,960
株式購入資金供給	≧			1,000
無 条 件	≧			388,523
	(小 計)	28,600	9,812	1,908,483
重要産業に対する 長期資金供給	農 中			1,263,527
営 農 資 金 供 給	≧			3,021,000
無 条 件	≧			3,280,000
	(小 計)			7,564,527
無 条 件	商 中			32,778
無 条 件	損 保			17,817
中小企業金融促進	市街地信 用組合, 無尽会社	1,180	13,082	834,581
無 条 件	≧			14,696
	(小 計)	1,180	13,082	849,278
	合 計	2,315,289	1,404,565	49,012,114

国債買上操作の基本方針は、一貫して社債の消化などによる長期産業資金の供給の確保にあることはいうまでもないところである。

(3) 融資幹旋方針の転換

日本銀行の融資幹旋は、経済の正常化につれて次第に整理されるべきであるという基本的考え方のもとに、本年四月以降その活動は消極に転換した。(以下略)

事実において、日本銀行は二五年度に入っても、いぜん大幅な買オペレーションをつづけていた。その動きは表5-14のようであるが、これによると、一―三三期には一三六億円、四―六月期一三三億円、七―九月期一六〇億円と増加している。この操作は、当時の資金事情にとってやむをえないものであったといえよう。

- (1) 大蔵省資料Z五一。
- (2) 大蔵省資料Z五一。
- (3) 大蔵省資料Z五一。
- (4) ドッジ発池田勇人蔵相あて書簡(「ドッジ・ペーパー」(9)Z七一―一九)。
- (5) 「金融懇談会報告」第一一三号、昭和二五年四月一三日。
- (6) 吉野俊彦「ドッジ氏の金融政策に対する考え方」(昭和二五年一〇月一九日、企業経営協会第五十回経営懇談会速記録)。
- (7) 大蔵省資料Z五一。

第五節 金融緩和政策の帰結

(一) ディス・インフレーション

以上に見てきたように、昭和二十四年一―三月期の国庫収支の大幅揚超以来、日本の金融政策は大幅に転換して資金供給の確保に全力を傾注するにいたった。ドッジが来日して、はっきりした「超均衡財政」と、復金の新規貸出停止が打ち出されてからは、この計画がふくむデフレーション効果を金融によって相殺してディス・インフレの線にとどめるために、大蔵省、日本銀行は、GHQのESSの了解のもとに、考えられるあらゆる手段を動員して金融緩和を図ったのである。

これまでの記述のうちで、一つだけふれえなかったことは、社債の発行促進であった。この間の地方債・金融債・社債の発行高と株式の払込金をとりまとめた表5―15によると、社債発行が二十四年七月以降増加しはじめていることは明らかである。これは、社債発行の奨励が進められたことによるものであった。また興銀債をはじめとする金融債の発行も二五年に入って増加する。

以上のような金融緩和はかろうじてディス・インフレの線を維持しようとする努力の結果であったが、しかしその帰結は日本の金融のあり方を大きく変えたのであった。その様相を端的に示すために、表5―16と5―18に、普通銀行の主要勘定、日本銀行の資産勘定、および国債の所有者別現在高調をかけた。資金は最終的には普通銀行の窓口

を経て、貸出の形をとり、あるいは社債の形をとって産業界に供給される。貸出の増加は、たとえば二四年七―二二
月期には一八七〇億円、二五年一―六月期には九三〇億円、社債で二〇〇億円に達した。その増加が可能でありえた理由は主として借入金金の増加(二四年七―二月二五〇億円、二五年一―六月二七〇億円)、国債の売却(二四年七―二月一
九〇億円、二五年一―六月一八〇億円)をはじめ、指定預金その他のテコ入れによるものであった。

一方、日本銀行は、貸出とオペレーションを大幅に行なった。普通銀行において見られた現象のメダルの裏側は日
銀勘定に反映される。なお、二五年に入って日銀の国債手持高がそれほど増加しないのは、さらに表5―18にみるよ
うに特別会計や政府関係共済組合による肩代りが行なわれたためであった。

普通銀行のいわゆるオーバー・ローン現象は、この時期から激化する。この点について、当時の大蔵省銀行局は次
のような考え方を明らかにしていた。一言でいえば、企業の自己資本が不足し、証券市場は弱体であり、しかも国民
の最低生活維持のために産業活動を維持しなくてはならないとすれば、「企業の銀行依存、銀行の日本銀行依存」は
「不可避」である(「昭和二十四年の銀行貸出の実情について」銀、昭・二五・四・二四)。その結論の部分は次のとおりで
ある。⁽¹⁾

四、企業の銀行依存、銀行の日本銀行依存は不可避

このような事情の下において、徴税の強化、見返資金の積立が行はれれば、たとえ企業経理乃至銀
行経理の形の上からはそれが好ましくなくしろ、企業は市中銀行に、市中銀行は日本銀行の信用供与に依存せざるを得ない
情勢にあつた。

昭和二十四年四月から十二月の間の銀行貸出増加の原因は

表 5-15 地方債, 社債発行高,

年 月	地 方 債			金
	発行高	償還高	現在高	発 行 高
23 (1948)	847	291		88,262 (87,100)
24 (1949). 1	217	0	3,988	15,870 (14,900)
2	132	12	4,109	11,498 (10,800)
3	361	102	4,367	15,036 (14,300)
4	199	0	4,567	374 (—)
5	631	8	5,190	574 (—)
6	129	1	5,318	1,670 (—)
7	206	0	5,523	2,236 (—)
8	180	15	5,688	2,447 (—)
9	140	19	5,808	1,889 (—)
10	—	1	5,807	1,863 (—)
11	16	3	5,819	1,500 (—)
12	116	12	5,924	2,000 (—)
計	2,331	178		56,957 (40,000)
25 (1950). 1	—	2	5,267	2,070 (—)
2	—	91	5,175	1,915 (—)
3	4	164	5,015	1,900 (—)
4	—	7	5,008	2,000 (—)
5	58	33	5,033	1,917 (—)
6	—	0	5,033	6,115 (—)
7	—	2	5,031	6,900 (—)
8	—	9	5,022	6,200 (—)
9	200	58	5,163	3,951 (—)
10	—	177	4,985	3,356 (—)
11	—	1,396	3,589	3,735 (—)
12	—	1,508	2,081	5,424 (—)
計	262	3,447		45,483 (—)

(資料) 日本興業銀行調。

(注) 1. 地方債の計数は遡及訂正されることがある。2. 外貨債を含まない。3. 昭

(原注) カッコ内は復金債。

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和25年版。

株式払込高

(単位：百万円)

融 債		事 業 債			
償 還 高	現 在 高	発行高	償還高	現在高	株 式 払込高
41,811(40,900)		514	308		
6,971(6,900)	102,927(95,100)	140	12	9,840	4,276
4,840(4,800)	109,585(101,100)	200	156	9,884	4,312
6,368(6,300)	118,252(109,100)	280	82	10,074	4,563
1,606(1,600)	117,019(107,500)	345	48	10,370	5,011
7,012(7,000)	110,581(100,500)	220	39	10,550	6,379
6,504(6,500)	105,746(94,000)	725	39	11,229	8,857
6,403(6,400)	101,579(87,600)	1,420	59	12,074	4,798
3,907(3,900)	100,119(83,700)	2,268	68	14,273	6,698
10,625(10,600)	91,382(73,100)	2,060	84	16,245	9,555
8,406(8,400)	84,839(64,700)	3,408	204	19,454	7,963
10,720(10,700)	75,619(54,000)	3,735	140	23,048	11,797
31,103(30,495)	46,515(23,504)	1,754	76	24,726	7,956
104,470(103,595)		16,555	1,007		82,173
3,532(2,559)	45,053(20,945)	5,710	37	30,174	3,790
7,348(6,645)	39,619(14,300)	3,205	66	33,286	3,807
15,114(14,300)	26,405(—)	3,300	196	36,389	2,115
383(—)	28,021(—)	4,300	49	39,893	4,772
591(—)	29,346(—)	3,380	39	43,234	3,351
3,488(—)	31,973(—)	1,570	258	44,546	4,072
2,244(—)	36,629(—)	4,260	16	48,789	1,888
2,720(—)	40,109(—)	3,340	133	51,955	2,220
585(—)	43,475(—)	4,722	140	56,489	1,906
370(—)	46,460(—)	5,025	44	61,470	3,354
425(—)	49,770(—)	4,990	71	66,387	4,935
1,606(—)	53,588(—)	1,960	34	68,274	4,009
38,406(23,504)		45,762	1,083		40,223

和20年以降外地関係分および閉鎖機関分を削除。

表 5-16 普通銀行

年 月	払 込 資 本 金	預金総額	借 入 金	貸	
				総 額	貸 付
24 (1949). 1	12,928	459,264	46,313	332,465	279,294
2	12,949	459,262	46,995	339,815	287,236
3	13,053	505,999	53,396	357,096	299,787
4	13,060	494,110	50,338	362,792	303,167
5	13,080	516,362	41,149	371,712	308,409
6	13,490	534,702	50,780	401,905	332,125
7	13,490	566,430	43,726	426,874	350,090
8	13,490	583,359	50,206	451,126	364,688
9	13,565	654,449	61,355	491,699	391,885
10	13,565	617,303	87,683	512,749	402,655
11	13,570	642,337	85,589	532,096	412,382
12	13,670	723,694	75,114	588,593	444,464
25 (1950). 1	13,671	705,564	75,188	588,148	443,628
2	13,671	707,674	90,614	611,851	459,622
3	13,781	791,426	89,114	643,350	477,797
4	13,797	760,525	98,706	660,499	485,743
5	13,852	771,879	102,632	665,596	487,178
6	13,882	789,630	101,715	681,479	495,346
7	13,882	807,607	91,981	697,326	500,059
8	13,897	817,293	113,298	729,617	520,004
9	13,907	875,318	122,058	748,876	529,633
10	13,907	855,637	125,302	763,071	538,870
11	13,987	911,986	104,545	792,169	556,829
12	14,061	953,497	130,251	845,510	580,986

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和25年版。

主 要 勘 定

(単位：百万円)

出 割引手形	コール・ ローン	有 価 証 券			預 け 金	現 金
		総 額	国 債	社 債		
53,170	2,465	113,661	80,242	31,023	16,546	64,702
52,579	2,882	114,330	81,102	30,679	16,403	67,318
57,308	2,576	113,916	79,931	31,175	17,997	95,235
59,625	3,256	113,761	79,949	30,914	16,687	68,994
63,302	3,849	114,127	80,235	30,573	17,376	73,836
69,779	2,628	114,017	79,259	30,934	15,705	76,795
76,783	4,678	112,284	78,520	29,667	16,925	71,521
86,437	4,190	111,700	77,515	29,669	16,034	73,442
99,814	4,272	109,974	74,691	29,901	18,550	119,886
110,094	2,586	108,037	71,050	31,292	16,084	90,756
119,714	3,163	108,610	68,813	33,758	17,139	94,786
144,128	4,575	99,375	60,712	31,575	23,746	111,661
144,519	5,008	99,854	57,285	34,893	18,835	98,837
152,228	3,602	99,425	53,651	37,716	16,945	98,414
165,552	4,215	96,850	48,692	40,323	21,540	148,833
174,755	5,030	100,286	47,293	44,826	18,833	105,476
178,417	3,570	103,689	46,697	48,366	19,578	112,055
186,133	4,596	104,088	42,611	52,834	19,447	116,297
197,266	6,074	107,857	40,022	59,028	19,490	112,177
209,612	4,153	111,517	38,171	64,176	17,146	113,472
219,242	3,216	117,034	38,007	69,726	17,361	162,645
224,200	2,182	121,056	36,789	74,910	16,692	125,722
235,340	5,874	124,449	34,998	80,837	19,467	130,785
264,523	2,152	125,374	33,686	83,853	17,925	146,970

表 5-17 日 本 銀 行 の

年 月	政府貸上金	貸 出 金	現金及地金	国債及債券
24 (1949). 1	84,151	61,091	901	230,274
2	80,821	72,510	1,029	211,895
3	76,404	67,943	1,130	205,199
4	91,404	74,811	1,147	194,816
5	101,404	60,103	1,193	197,908
6	101,404	69,714	1,244	173,353
7	101,404	63,887	1,267	179,865
8	98,404	79,935	1,212	177,196

年 月	金地金	現 金	割引手形	貸付金	政府貸付金
24 (1949). 9	501	669	9,622	80,957	98,654
10	501	717	11,919	93,951	99,693
11	501	757	15,006	83,408	95,793
12	501	728	22,408	66,237	100,004
25 (1950). 1	501	803	22,900	65,592	87,255
2	501	910	29,548	77,055	84,455
3	501	940	42,243	66,581	81,810
4	501	945	52,707	70,962	70,225
5	501	964	46,848	85,025	70,225
6	501	973	44,379	85,770	70,225
7	501	948	42,634	75,658	108,225
8	501	651	50,587	95,765	83,180
9	501	660	47,649	108,376	78,180
10	501	656	47,182	94,601	70,014
11	501	650	46,908	65,525	70,014
12	501	563	48,035	66,472	63,014

(注) 24年9月以降は勘定科目の区分に変更があった。
出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和25年版。

資 産 勘 定

(単位：百万円)

代理店勘定	雑 勘 定	未払込資本金	計 (資産負債共通)
506	12,100	—	389,025
2,272	14,049	—	382,579
2,346	51,085	—	404,109
2,429	40,741	—	405,349
1,039	22,766	—	384,415
843	25,116	—	371,676
1,566	38,250	—	386,242
1,334	30,538	—	388,620

国 債	債 券	内国為替集中 決済立替金	代 理 店 勘 定	雑 勘 定	計 負債資産共通
91,966	46,757	11,274	2,589	15,036	358,028
109,413	34,384	8,954	1,556	3,631	364,723
123,067	22,072	11,084	98	3,358	355,148
188,900	—	17,632	568	3,116	400,098
176,235	—	7,105	1,391	3,865	365,652
170,799	—	7,526	1,095	2,881	374,776
163,497	—	12,312	2,929	18,736	389,552
160,598	—	10,770	2,122	18,170	387,004
138,772	—	9,221	2,058	18,869	372,487
136,008	—	9,657	2,834	18,986	369,337
121,449	外国為替貸付	—	9,516	20,236	382,369
120,647	—	10,838	1,811	18,876	382,859
127,628	10,175	12,380	1,982	19,592	407,126
136,630	53,415	8,574	2,085	20,395	434,057
135,449	107,113	13,921	1,770	19,222	461,077
136,787	154,518	20,454	2,006	18,177	510,531

表 5-18 国債所有者別調(額面) (単位：百万円)

年 月	金 融 機 関						計
	特別銀行	普通銀行	計	信託会社	保険会社	農林中金 その他	
24. 3	72,502	84,788	157,290	1,049	5,896	44,039	208,275
9	94,069	81,523	175,592	1,152	4,707	26,053	207,505
25. 3	126,336	55,495	181,831	734	884	24,585	208,038
9	146,402	33,156	179,558	255	248	18,409	198,472

年 月	政 府 筋					公 衆 そ の 他	総 計
	預 金 部	そ の 他 特別会計	政府関係 共済組合	地 方 公 団 公 体	計		
24. 3	51,159	2,551		177	53,888	2,605	264,769
9	51,968	11,585		176	63,730	1,508	272,745
25. 3	52,206	15,023		186	67,416	1,416	276,873
9	52,191	14,196		152	66,539	558	265,573

(資料) 昭和12年までは『大蔵省年報』, 13年以降大蔵省国庫課「国債所有者調」, 22年以降日本銀行国債局調。
 (注) 本表は内国債および外国債の合計で政府短期証券は含まない。ただし22年以降は登録内国債のみ。
 (原注) 特別銀行は日本銀行を含む。

- (一) 設備資金 二〇五億円
 - (二) 運転資金 二、五〇三億円
 - (1) 生産増加、物価騰貴に伴うもの 一、三〇〇億円
 - (2) 輸入物資引取資金 三〇〇億円
 - (3) 公団廃止等取引機構改変に伴うもの 二〇〇億円
 - (4) 放出物資引取資金 一一〇億円
 - (5) 年末決済資金 二五〇億円
 - (6) 貸出と同時に預金とせられたもの 二〇〇億円
 - (7) その他 一四三億円
- の通りと推測されるが、右の如き事情による自己資本蓄積の不充足を補う止むを得ざるものであった。
- 五、対策
- しかし、右のオーバー・ローン傾向は、尚証券市場が相当活発に活動しており、八〇〇億円の増資機能をはたし得た二十四年においておこなったものであり、このオーバー・ローンの傾向の下において尚

会社の営業負債は次のように累積している。

昭和十年 借入資本対営業負債 一〇〇対八七
 昭和二十三年末 同右 一〇〇対二〇〇

これは自己資本の不足のみならず、借入資本の不足をも意味するものである。これが対策としては、基本的に企業に対する市場と収益力を賦与してその自立を可能ならしめる措置が必要である。その過程において、インフレーションを招来しない範囲内において銀行信用による必要資金の調達はやむを得ざるころであり、銀行経理の形を正常化する途は国家資本による産業資金調達を措いて考えられない。

かくしてオーバー・ローンは必要悪と考えられたのであり、それを脱却する道は、のちの輸銀、開銀のような国家資本による大規模な産業資金の供給しかないという割り切られていたのである。

(二) 資金循環の状況

第三章の末尾にひきつづき、「経済九原則」実施過程における資金循環の状況を要約して、本章を結ぶことにしよう。上記のように、考えられるかぎりの手段を動員して行なった資金放出も、なおドッジ・ラインの企図した超均衡予算の資金吸収力をしのぐことはできなかったことは、表5-19に明らかである。

一三年とくらべるために、第三章の表3-8と対比すれば、資金放出の面において、国庫資金の放出超過は著しく縮小し、金融機関の貸出増加額は、復金の存在した二三年の各期よりもさらに大幅であった。しかし、両者を対比したとき、結局国庫放出抑制の効果が大きくひびき、資金の放出は抑制されたのである。

またこの間における金融機関別の預貯金、貸出、社債株式の保有状況は、表5-20のとおりであった。普通銀行の

表 5-19 資 金 放 出

a. 総括表

年 月	A 資金放出額	B 資金吸収額	C 資金放出 超過額 (A-B)	D 金融機関手持 現金(Cash) 増加額
24年 4—6月	69,195	83,413	△ 14,218	△ 4,892
7—9月	102,956	105,722	△ 2,766	2,517
10—12月	176,797	136,675	40,122	3,974
25年 1—3月	8,662	39,814	△ 31,152	660
24年度合計	357,610	365,624	△ 8,014	2,259
4—6月	40,926	62,289	△ 21,363	△ 4,703

(注) b以下cまでに掲載せられた諸表はすべて、本表の内容を構成するもので出所：日本銀行統計局『資金循環の分析』第5号。

b. 資金放出表

年 月	財 政 資 金						合計 (a)
	国庫財 政資金	地方財 政資金	小 計	農林中金前 渡金増加額 (△)	公金預金 増加額 (△)		
24年 4—6月	6,921	6,312	13,233△	19,972	368△	6,371	
7—9月	46,932△	7,007△	39,925	908△	857△	39,874	
10—12月	26,706	8,796	35,502△	8,971△	9,044	17,487	
25年 1—3月	116,343△	3,554△	112,789	18,611△	1,380△	95,558	
24年度合計	129,648△	25,669△	103,979△	9,424△	10,913△	124,316	
4—6月	36,910△	16,328△	20,582△	2,781△	11,218△	34,581	

(原注) 1. 「地方財政資金」は金融機関(含預金部)の保有地方債増減額および
2. 「農林中金前渡金」とは食糧管理特別会計ならびに薪炭需給特別会計に滞留している金額の増減であって、国庫ではすでに財政支出と計上さ
3. 「対日援助見返資金」は同特別会計の対民間投資額を計上した。
4. 「公金預金」の計数は銀行、金庫、信託および市街地信組の計数、た

c. 資金吸収表

年 月	一般預金 増加額(a)	金融機関手 持小切手手 形増加額 (△)(b)	小 計 (一般純預金) 増加額 (a+b)	金融機関 増 資
24年 4—6月	65,282	18,767	84,049	634
7—9月	144,452	△ 44,934	99,518	2,631
10—12月	113,207	11,534	124,741	852
25年 1—3月	74,633	△ 42,095	32,538	1,594
24年度合計	397,574	△ 56,728	340,846	5,711
4—6月	7,889	33,777	41,666	3,097

(原注) 1. 「金融機関増資」には、24年1月以降金融債の一般公募分が加算さ
2. 「金融機関損益金」は各月における銀行、金庫、信託、無尽および市
3. 「日本銀行対民間直接取引額」ならびに「政府対民間直接国債発行償
金融取引差額である。

吸 収 実 績 表

(単位：百万円, △印減)

E 計 (C+D)	F 通貨増加高			不 一 致 額 (E-F)
	銀 行 券	補 助 貨 小 額 紙 幣	合 計	
△ 19,110	△ 11,918	294	△ 11,624	△ 7,486
△ 249	△ 2,427	100	△ 2,327	2,078
44,096	57,111	507	57,618	△ 13,522
△ 30,492	△ 43,968	177	△ 43,791	13,299
△ 5,755	△ 1,202	1,078	△ 124	△ 5,631
△ 26,066	△ 159	98	△ 61	△ 26,005

ある。

(単位：百万円, △印減)

産 業 資 金						計 (b)	資金放出 合計 (a+b)
金融機関貸 出増加額 (内復金分)	対日援助 見返資金 貸出増加 額	農協組兼 営事業資 金増加額	金融機関保 有株式社債 (除金融債) 増加額	コーポラ ンマネー差 額増加額			
69,348(△ 1,749)	—	4,945	2,486	△ 1,213	75,566	69,195	
130,680(△ 6,043)	170	3,744	6,988	1,248	142,830	102,956	
132,101(△ 1,653)	5,234	8,836	13,834	△ 695	159,310	176,797	
75,980(△ 2,505)	19,079△	5,725	13,677	1,209	104,220	8,662	
408,109(△ 11,950)	24,483	11,800	36,985	549	481,926	357,610	
67,180(△ 4,577)	812△	1,826	11,138	△ 1,797	75,507	40,926	

地方公共団体貸付金増減額の合計を計上した。
より農林中金に前渡された食糧薪炭買上資金のうち、いまだ使用されず同金庫勘定
れながら一般民間人にはいまだ到達していないものである。

ただし23年度は銀行と市街地信組のみ。

(単位：百万円, △印減)

金融機関 損(△)益金	日本銀行対民 間直接取引額 (資金払超△)	政府対民間直 接国債発行償 還(△)額	代理店預金 未達増加額	資 金 吸 収 合 計
3,797	18,513	△ 18,944	△ 4,636	83,413
7,318	10,304	△ 13,588	△ 461	105,722
8,371	15,215	△ 17,757	5,253	136,675
7,774	20,643	△ 19,308	△ 3,427	39,814
27,260	64,675	△ 69,597	△ 3,271	365,624
26,033	23,361	△ 29,970	△ 1,898	62,289

れている。
街地信組の損益金合計と日銀の対金融機関損益金の合算である。
還額」は、日銀および政府と閉鎖機関、連合軍、外国銀行その他一般民間との間の

表 5-20 金融機関別預貯金、貸出

a. 預貯金増減

年月	銀行	信託	金庫	農協組	無尽
24. 4—6	47,013	721	△ 743	△ 5,255	3,830
7—9	117,206	612	295	6,564	3,872
10—12	60,747	△ 35	333	31,110	3,425
25. 1—3	59,103	543	90	△ 14,276	3,188
4—6	△ 9,986	963	△ 713	△ 10,828	3,517

b. 貸出増減

年月	銀行	信託	復金	農中	その他 金庫	農協	無尽
24. 4—6	50,908	354	△ 1,749	8,887	△ 5	23,254	3,833
7—9	104,794	1,443	△ 6,043	7,442	447	14,579	4,468
10—12	115,699	1,660	△ 1,653	△ 9,859	1,592	△ 18,109	4,748
25. 1—3	67,760	1,288	△ 2,505	1,967	1,699	5,631	3,723
4—6	49,735	1,388	△ 4,577	8,462	1,268	14,874	4,182

c. 保有社債株式現在高および増減

年月	銀行	信託	金庫	農協	無尽	信組	保険
24. 4—6	103,422	2,300	11,738	5,457	1,049	1,862	17,489
7—9	101,615	2,211	14,198	5,698	1,265	2,305	21,599
10—12	111,909	2,311	48,445	5,922	1,528	2,606	28,013
25. 1—3	134,826	2,424	37,146	7,204	1,846	2,877	32,753
4—6	172,296	2,412	14,718	9,081	2,465	3,458	35,207

出所：日本銀行統計局『資金循環の分析』第5号。

社債株式保有状況

(単位：百万円)

信組	保険	郵便局		簡保年金	計
		郵便貯金	その他		
2,229	4,051	10,271	457	2,708	65,282
2,942	4,341	8,844	221	△ 445	144,452
3,555	4,674	6,948	54	2,396	113,207
5,578	3,055	12,821	491	4,040	74,633
4,032	5,023	13,038	△ 239	3,082	7,889

(単位：百万円)

信組	保険	預金部 簡保年金	計 A	重複勘定 B	純計 A-B=C	地方公共 団体貸出 金 D	産業資金 貸出増減 C-D=E
1,927	284	6,044	93,737	18,610	75,127	5,779	69,348
2,315	1,005	17,265	147,715	10,974	136,741	6,061	130,680
3,026	1,454	19,224	117,782	△ 22,835	140,617	8,516	132,101
3,770	991	841	85,165	5,486	79,679	3,699	75,980
3,645	999	17,695	97,671	14,248	83,423	16,243	67,180

(単位：百万円)

預金部	簡保年金	計 (a)	金融債 現在高 (b)	内日銀 保有高 (c)	市中金融 機関保有 金融債現 在高 (b-c=d)	差引市中 金融機関 保有社債 株式現在 高(除金 融債) (a-d)	増減(△)
21,550	1,322	166,189	340,656	197,067	143,589	22,600	2,486
30,911	1,322	181,124	300,361	157,251	143,110	38,014	6,988
28,192	1,314	230,240	212,671	56,456	156,215	74,025	13,834
15,241	1,309	235,626	115,289	0	115,289	120,337	13,677
4,296	1,293	245,226	91,764	0	91,764	153,462	11,138

この時期における地位の高さは一見して明らかである。

(1) 大蔵省資料Z五一。

第六章 朝鮮戦争期の金融

第一節 戦争勃発と金融

一 経済・金融情勢の変化

(一) 戦争と市況

昭和二五年六月、朝鮮戦争がはじまったとき、経済の状況は一変した。前年以来沈滞していた世界景気はこの報をきいてにわかに活気をとりもどした。戦争による物資不足の予測のために、各商品の市価はにわかに上昇に転じ、生産の増加によってもまかない切れない需要が増加したのである。この間における日本の国内物価の上昇は、表6—1のとおりである。一見して明らかのように、繊維・金属の二五年七月、八月の値上がりはきわめてはげしいものだったが、それは、まさに国際価格上昇を予見し、それに追従ないし先行しようとする動きであった。この動きはたしかに国際的な物価動向につながるものであった。図6—1は、日本の主要商品価格が国際物価に先行ないし並行して

表 6-1 週 間 卸 売 物 価

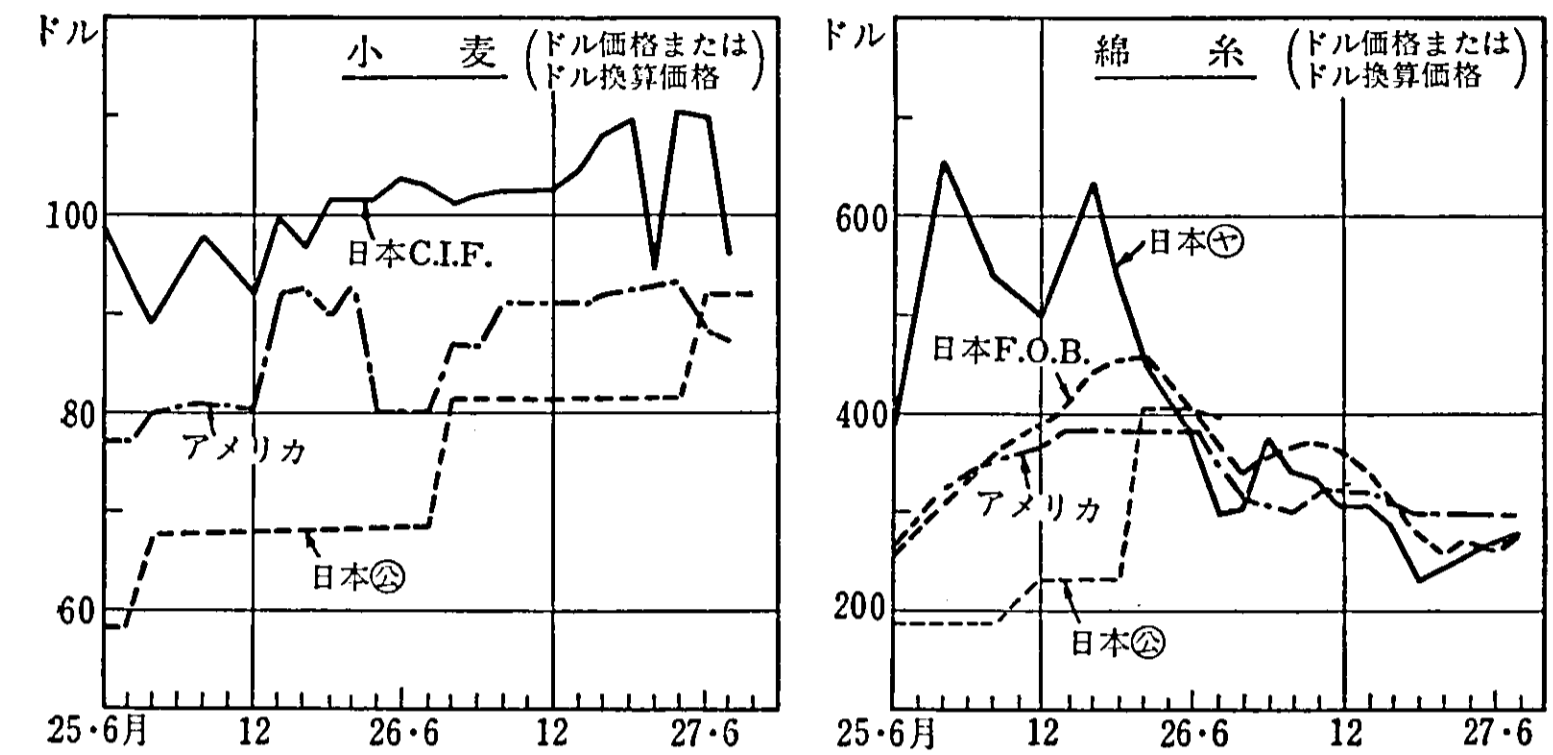
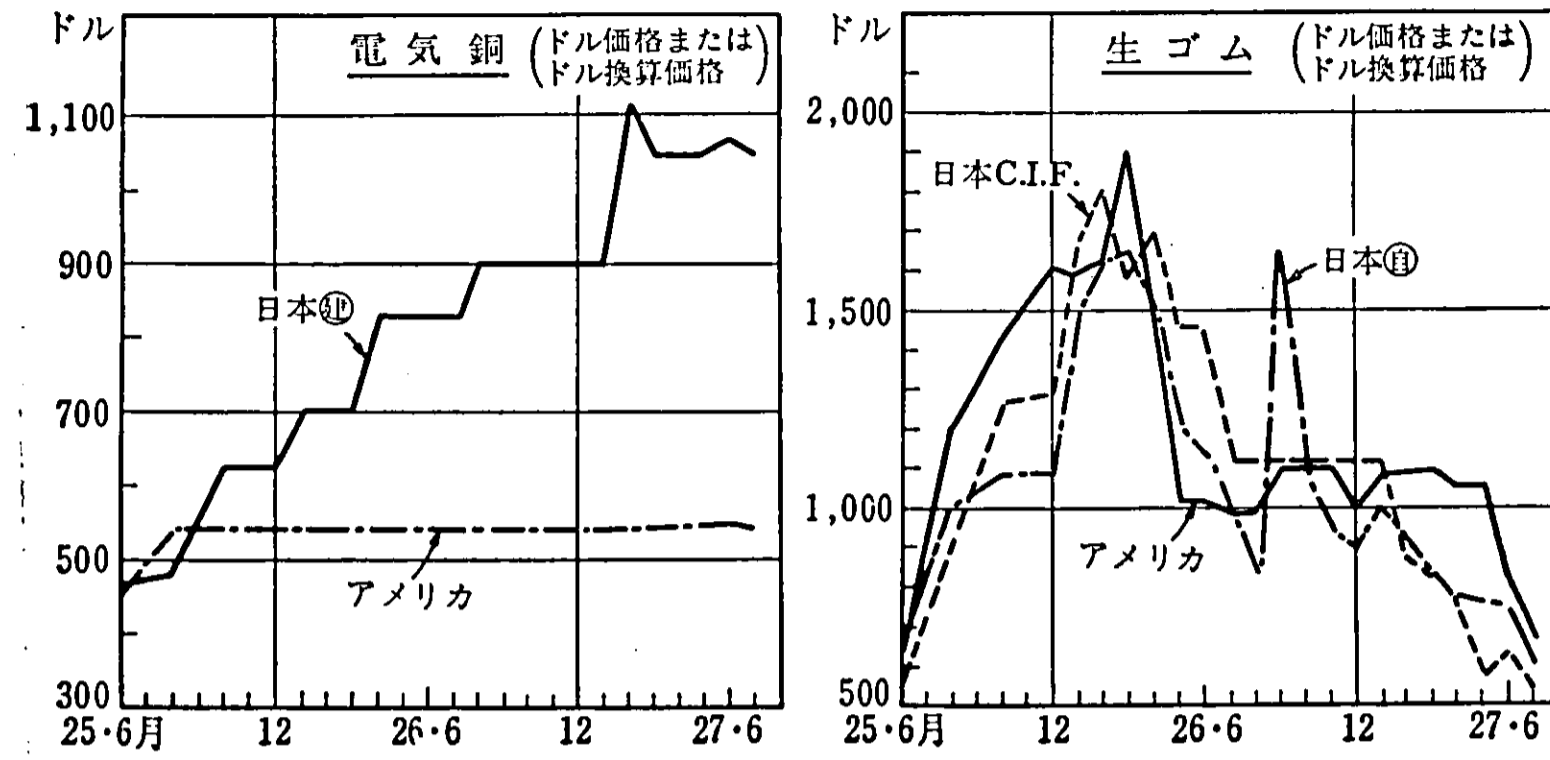
年 月 日	総 合	食 糧	織 維	燃 料	金 属
昭和25年 7月29日	105.4	107.9	116.1	102.9	113.9
8月29日	112.5	109.2	132.6	101.5	128.8
9月30日	119.1	115.3	133.2	102.0	151.6
10月28日	121.7	111.2	138.6	106.4	155.3
11月25日	126.7	115.3	143.7	105.8	160.0
12月30日	128.4	117.8	143.9	104.4	164.1
26年 1月27日	137.7	125.4	159.9	110.7	178.1
2月24日	150.8	133.2	172.0	112.4	220.5
3月31日	158.7	135.3	172.3	114.6	252.6
4月28日	165.3	136.6	165.0	118.7	286.7
5月26日	160.5	126.4	161.2	118.6	277.9
6月30日	156.5	118.7	146.1	117.9	277.4
7月28日	153.7	120.7	130.0	124.4	265.5
8月25日	154.0	134.4	118.2	130.1	249.5
9月29日	157.1	133.0	132.8	130.3	253.4
10月27日	162.1	139.4	132.9	139.7	264.1
11月24日	160.5	135.5	127.2	141.7	259.6
12月29日	157.2	135.6	119.7	142.3	246.2
27年 1月26日	157.7	135.2	117.4	149.3	248.4
2月23日	158.4	134.8	115.0	149.3	259.6
3月29日	158.3	137.8	106.2	150.1	265.1
4月26日	155.0	132.9	105.6	150.3	254.9
5月17日	153.4	126.6	107.4	157.9	249.2

指 数 (経済安定本部調)

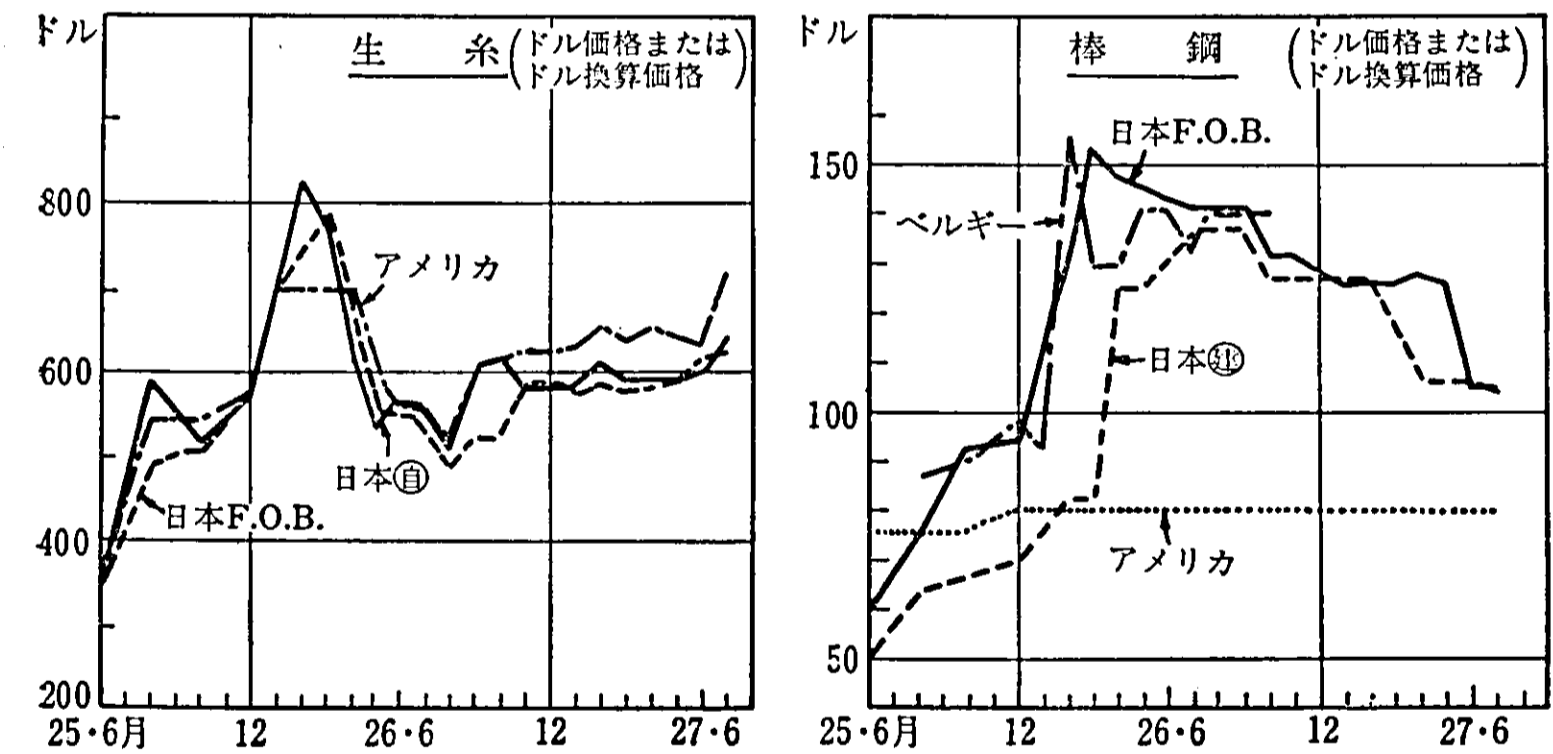
(1950年 6月24日 = 100)

機 械	建 築	化 学	雑 品	(消費財)	(生産財)
100.8	99.8	88.5	100.7	108.2	103.0
103.5	101.5	101.5	107.7	111.2	113.2
110.3	112.5	100.3	117.6	116.5	120.4
115.6	121.3	103.0	121.5	115.1	125.2
119.9	138.4	105.0	133.0	118.4	131.2
122.3	139.1	106.9	136.8	120.9	132.5
129.6	144.8	114.1	146.4	129.3	142.6
139.0	154.3	120.9	161.0	137.7	158.0
155.4	166.7	121.1	168.0	139.5	169.2
169.3	167.5	126.5	176.5	138.6	179.9
175.9	153.4	126.1	176.4	131.3	176.3
185.6	152.1	125.3	173.5	125.1	173.5
190.2	152.8	122.7	172.1	124.2	169.7
192.0	152.8	124.1	172.3	132.0	165.9
193.8	156.9	124.9	171.9	133.5	169.9
193.5	163.8	126.8	174.4	138.0	175.3
190.8	167.0	129.5	176.8	134.9	174.4
190.4	161.8	131.5	173.7	133.8	169.9
190.5	163.6	131.5	167.1	133.9	170.8
189.7	165.4	129.2	165.5	132.4	172.6
191.4	168.8	126.4	159.1	133.0	172.0
191.5	168.7	123.1	153.4	129.2	169.0
191.1	168.5	121.2	150.2	125.8	168.5

図 6-1 主要商品価格内外比較



(注) ㊦は公定価格, ㊧はヤミ価格, ㊨は建値, ㊩は自由価格。
出所：『財政金融統計月報』第31号。



上昇していった過程を示している。表6-2の輸出入品価格をみてもそれは明らかであろう。繊維・金属をはじめとする輸出品価格は二五年七、八月に暴騰し、それ以後もひきつづき値上がりをつづけて二六年春のピークに達するのである。輸入品価格は当初の値上がりはむしろ緩やかであり、二六年に入ってからにわかに上昇する。繊維品の上昇は急激であるが、それでも輸出品のテンポには及ばない。

これほどの価格の上昇が、企業の利益をにわかに拡大したことは当然であり、法人企業統計によると、二六年四―六月には全産業の総資本営業利益率は二二・四％、売上高営業利益率は九・一％と、空前の高さに達した。当時の企業の資産評価が低目であったことなど、特殊な事情があったのも事実であるが、景気は一転して様変りの様相を示すにいった。

それを反映するのが、この時期における表6-3の若干の総合的経済指標である。すなわち、鉱工業生産は九―一〇月に急上昇し二六年五月には前年比四五％以上の増加を示す。一方工業の在庫率（製品在庫指数と生産指数の比）は動乱開始後の八月

表 6-2 輸 出 入 品 物 価

年 月	輸出価格平均		食 料 品	織 維 品	金 属 及 び そ の 製 品
		前月比較 騰落率%			
25年 4 月	96.0	0.4	92.9	96.6	101.3
5 月	97.1	1.1	90.4	98.5	101.8
6 月	99.4	2.4	91.9	102.6	100.9
7 月	110.1	10.8	89.4	120.8	108.6
8 月	125.3	13.8	89.4	143.9	123.3
9 月	131.0	4.5	94.4	144.9	142.3
10 月	141.3	7.9	94.7	153.9	165.4
11 月	145.6	3.0	96.7	157.3	175.4
12 月	149.2	2.5	94.4	160.4	187.3
年 平 均	115.6	—	93.4	122.4	125.8
26年 1 月	164.9	10.5	99.4	171.8	217.2
2 月	177.8	7.8	101.6	184.5	246.5
3 月	185.7	4.4	104.4	193.1	257.0
4 月	182.3	△ 1.8	101.9	186.3	251.8
5 月	178.3	△ 2.2	101.9	173.0	260.6
6 月	167.7	△ 5.9	96.6	156.9	252.2
7 月	160.5	△ 4.3	96.9	144.2	250.2
8 月	152.1	△ 5.2	93.5	135.1	235.1
9 月	155.0	1.9	93.0	142.5	236.8
10 月	155.7	0.5	98.7	142.8	239.2
11 月	153.3	△ 1.6	98.5	141.3	232.1
12 月	152.1	△ 0.8	102.6	139.8	228.8
年 平 均	165.5	42.9	99.1	159.3	242.3
27年 1 月	149.0	△ 2.0	101.4	135.5	225.7
2 月	144.5	△ 3.0	98.6	128.6	223.4
3 月	137.8	△ 4.6	101.0	117.7	217.3
4 月	131.6	△ 4.5	98.9	108.2	210.4
5 月	133.2	1.1	98.9	115.1	202.6
6 月	134.0	0.6	98.2	118.5	199.1

指 数 (日本銀行調)

(昭和24年7月~25年6月=100)

機械器具	輸入価格平均		食 糧 品	織 維 品	鉱 物
		前月比較 騰落率%			
89.8	98.5	1.7	100.5	103.0	88.3
92.3	100.7	2.2	100.5	109.9	87.5
93.5	101.1	0.4	100.6	111.4	85.4
94.7	105.3	4.2	102.6	120.8	87.1
99.8	110.3	4.7	102.6	131.9	87.7
111.1	113.7	3.1	102.8	140.8	88.3
119.6	116.2	2.2	104.3	140.9	92.9
121.0	122.8	5.7	105.2	153.4	102.7
123.6	124.4	1.3	100.0	156.7	109.7
102.0	107.8	—	102.4	122.9	94.2
146.0	139.1	11.8	116.7	174.9	125.7
151.8	143.3	3.0	117.5	181.1	131.2
162.0	145.3	1.4	117.2	180.8	140.2
164.9	144.3	△ 0.7	118.8	173.8	145.0
176.6	138.6	△ 4.0	118.3	157.2	147.8
171.5	133.0	△ 4.0	118.5	142.0	142.3
170.8	128.4	△ 3.5	117.9	132.3	138.1
159.9	128.8	0.3	121.5	127.7	134.7
150.9	130.1	1.0	124.9	123.9	136.6
148.9	134.7	3.5	128.5	135.8	136.5
144.3	136.9	1.6	130.2	144.4	137.9
143.6	136.9	0.0	130.9	144.1	138.6
157.6	136.6	—	121.7	151.5	137.9
143.0	136.6	△ 0.1	132.2	141.7	140.2
140.5	133.0	△ 2.9	131.1	135.5	137.3
140.0	130.6	△ 1.8	132.0	131.9	130.4
139.9	126.4	△ 3.2	129.0	130.9	119.8
137.7	121.3	△ 4.0	123.2	127.2	114.7
135.8	119.5	△ 1.5	120.8	126.3	112.0

表 6-3 昭和25—27年の主要経済指標

年	月	(1) 消費者 物価指数	(2) 東京卸売 物価指数	(3) 鉱工業 生産指数	(4) 工場在庫 率指数	貿	
						輸	出
25年	1月	109.5	99.1	84.5	119.0	3,947	
	2月	104.9	98.5	90.6	113.3	5,116	
	3月	103.2	98.7	91.9	112.9	5,300	
	4月	100.4	99.0	95.5	109.7	6,127	
	5月	102.1	99.5	99.0	114.3	5,201	
	6月	100.0	100.0	100.0	100.0	6,582	
	7月	102.7	105.7	100.8	100.3	6,302	
	8月	104.9	110.8	102.9	91.0	7,193	
	9月	105.4	113.3	106.8	81.9	7,541	
	10月	102.4	117.1	117.8	75.3	8,582	
	11月	103.0	121.2	121.1	65.4	8,456	
	12月	107.3	123.5	127.2	65.8	11,658	
26年	1月	111.9	128.6	119.2	69.0	8,125	
	2月	114.5	137.4	121.2	61.6	8,141	
	3月	118.4	145.1	138.1	52.2	12,475	
	4月	120.7	151.9	140.1	55.1	11,239	
	5月	124.6	151.7	144.7	60.8	14,177	
	6月	120.0	149.4	141.9	63.7	12,022	
	7月	120.3	147.6	141.8	66.3	12,145	
	8月	128.2	151.3	137.9	71.7	9,439	
	9月	127.9	153.2	136.3	62.6	9,685	
	10月	125.0	155.9	134.6	62.2	10,297	
	11月	126.1	155.8	139.3	62.8	11,127	
	12月	131.6	154.7	147.3	62.6	16,580	
27年	1月	119.1	155.3	119.1		10,753	
	2月	120.9	155.3	120.9		12,643	
	3月	138.1	153.3	138.1		12,247	
	4月	138.0	151.5	138.0		11,473	
	5月	143.0	151.2	143.0		10,842	
	6月	141.8	151.0	141.8		10,369	
	7月	142.3	152.1	142.3		9,094	
	8月	137.9	151.2	137.9		9,969	

(注) 在庫率指数, 貿易数量指数の欠落している部分には, 以後これを接続する
出所: (1)総理府統計局, (2)日本銀行, (3)経済審議庁, (4)通産省, (5)・(6)大蔵省,

(指数はすべて昭和25年6月=100)

(5) 易(万ドル)	(6) 貿易数量指数		(7) 特需契約高 (万ドル)
	輸 入	輸 出	
7,280	55.8	87.8	
8,026	72.7	101.8	
8,546	76.6	111.8	
9,321	88.6	124.3	
8,001	75.0	100.6	
7,285	100.0	100.0	
6,335	90.3	80.3	1,267
6,989	100.6	93.6	5,926
7,732	104.5	100.6	4,213
8,422	115.9	99.7	2,240
8,523	102.6	94.8	1,953
10,960	131.5	108.2	3,402
12,570	88.6	116.7	2,352
15,766	83.8	149.7	1,752
24,955	123.1	226.4	2,716
22,794	104.2	190.9	1,755
25,143	126.6	207.3	3,527
21,629	103.2	159.1	2,563
22,457	106.1	184.5	5,301
19,059	81.8	160.0	2,135
14,420		120.0	5,229
14,076			2,457
12,726			3,631
16,142			3,205
12,936			3,471
14,654			2,154
19,255			771
17,145			1,067
17,726			660
17,562			1,410
16,954			8,752
15,366			2,923

計数が得られないので空欄とした。
(7)GHQ・ESS.

から急減に転じ二五年末には六月にくらべて六五%、二六年三月には五二%の水準にまで落ちこむ。不況下の荷もたれは数カ月にして解消し、いかにして在庫を補充するかが大問題と化したのである。

輸出も伸びはじめる。二五年二一六月の間、ほぼ五〇六〇〇万ドルの水準にあった輸出は、八月から大幅な増加を示し、年末には一億ドルの水準に達し、二六年五月には一億四〇〇〇万ドルの大台にのぼる。一方輸入は二五年秋には商品枯渴のためにかえって減少し、輸入原材料の入手難がにわかにはクローズ・アップされるにいたった。二五年秋以後日本の経済政策の中心が、一時的にはあるが、輸入の確保に向けられたのはこのためである。輸入は二六年

に入って急増し、三〇七月には二億ドルの大台にのぼる。貿易赤字による国際収支の逆調化を食い止めたのは、アメリカ軍による「特需」であった。「特需」の規模は、軍の購入とサービス関係だけで月平均三〇四〇〇万ドルに達したが、ほかに軍人軍属の消費があつて、この分をあわせると年率にして二五年三億ドル、二六年・二七年には八億ドルに達した。これによって、表6-6にみるように、外国為替収支はかえって黒字にとどまったのである。朝鮮戦争はこれほどの急激な転換をもたらしたのである。

(二) 金融施策の策定

朝鮮戦争の勃発とともに日本経済は大きな衝撃をうけたが、当時の金融当局は次の三つの点に注目した。第一は、国際的な基礎物資の逼迫のために、必需的な輸入（食料・原燃料等）が確保されえない危険がにわかには現実化し、そのためにインフレが高進し、生産が伸び悩む可能性があることである。そのためには輸入金融を促進しなくてはならないので、従来の日銀貿易手形制度を活用し、倉庫証券担保金融制度、融資斡旋を強化することがまず提案された。次いで九月には、外国為替管理委員会の保有外貨を日本銀行が買い入れて、これを低利で外国為替銀行に貸し付け、外為銀行はこれを輸入業者に貸し付けて、信用状開設ならびに輸入決済に充当させるといふ、外国為替貸付制度（外為ユーザンス）にまで発展したのである。第二は経済自立のため必要な産業資金の確保であった。それはやがて日本開発銀行の設立につながるが、それまでの不足産業資金の供給よりも積極的な意味をもつもののように解せられる。第三は、新たに発生した外貨収入である特需金融であった。こうした事態は、今後二六年春まで約半年にわたって朝鮮戦争下の経済政策の基調となったが、その方向が、戦争勃発後一カ月で早くも見通されていたのである。この点を示すのは、大蔵省銀行局の手になると思われる次の文書である。⁽¹⁾

当面の通貨金融施策について

(一) 基本方針

当面の通貨金融施策は朝鮮動乱に伴うインフレ要因を調整して、経済の安定を維持しつつ、国際情勢のいかなる発展方向にも順応し得る如き、経済的基盤の保持育成を期して、日本経済の自立を促進する如くこれを実施するものとする。このため当面の金融施策の重点を次の三つにおく。

- 第一 安定保持のための輸入金融の順便
- 第二 経済自立に必要な産業資金の確保
- 第三 特需金融の順便

(注) 次の各場合を想定して通貨金融政策の諸条件を検討する必要があるが、ここでは主として(イ)の場合を前提とする。

- (イ) 長期間に亘る国連警察行動に対する非計画的経済協力をを行う場合
- (ロ) 戦局が拡大激化した場合
- (ハ) 近い将来動乱が終息した場合

(二) 当面の経済的影響の規模の推定

(イ) 日韓通商協定実施の停滞

二十五年度における日韓通商協定に基く貿易は次の通りであったが、この出超一、五九七万弗（約五七億円）のインフレ要因が消滅する。

輸 出	二、五五〇万弗
輸 入	九五三万弗
出 超	一、五九七万弗

(d) 米経済協力局(ECA)の対韓援助物資買付
 ECAの日本物資買付は当面最高三、六〇〇万弗と予想される。これはその限りにおいては約一三〇億円のインフレ要因となる。

(e) 米軍の物資調達等

米軍の国内における物資及び役務の調達、基地建設等は未だその緒についたばかりでその規模を測定することは極めて困難であるが、本年度中二五〇億円程度と推測され、前項同様のインフレ要因となる。

(二) 治安関係予算の補正

国警予備隊の設置及び海上保安庁の強化に伴う初年度経費は未定であるが、大略二五〇億円程度と推測される。この財源として債務償還費が充当せられ、デフレ要因の減少となる。

(ホ) その他

右の外、海外物価の上昇及び投機的需要の増大が、インフレ要因として添加される可能性がある。

右の諸要因中計数的に把握したものを差引合計すれば、約六〇〇億円のインフレ要因の発生と見られる。その内(二)及び(三)については、取得された外貨をもつて輸入が行はれた後は右のインフレ要因は消滅することになるが、諸般の情勢からその間に時期的ズレを生ずる場合には、その限りにおいてインフレ要因となるものである。

(三) インフレ要因の調整

(イ) 輸入の促進

インフレ要因の除去は、主として取得された外貨を以て迅速に必要な物資を輸入することによつて行うものとする。

輸入は原則として民間輸入により国民生活の維持、輸出及び特需の生産に必要な原材料の他、企業設備の近代化、合理化に必要な機械類に重点を置いてこれを実施するものとする。

(ロ) 輸入金融

右のため、産業金融対策の重点は輸入資金の順便なる供給に置くものとし日銀の輸入貿易手形制度の円滑なる運用を計るとともに、倉庫証券担保金融制度の活用、融資斡旋の強化等の措置により、金融面からも極力民間輸入の促進に協力するものとする。

(ハ) 債務償還

金融面より右のインフレ要因を調整して、経済の安定を維持するため今後債務償還一、二八五億円の実施は次の方針によりこれを行う。

(1) 一般手持国債一七億円の償還は既定方針通りこれを継続する。

(2) 市中金融機関手持国債の償還は年間三〇〇億円(既に償還済のもの八〇億円を含む)の範囲内において金融情勢に応じて社債及び金融債の消化を促進するように実施する。

(3) 右以外の償還は差当りこれを差控えるものとし、輸入の促進がインフレ要因除去に実効を現す度合を勘案してこれを再開するものとする。

(ニ) 外国為替特別会計

外国為替特別会計の非手持高が円資金の支払に支障を来す程度にまで増加せざるよう輸入の促進に留意するが右会計が一時的に円資金に不足する場合には非を日本銀行に売却して円資金を調達するものとする。

日銀は、適時預金部資金、見返資金等に手持国債を売却する等の措置をとることによつて、右円資金の調達がインフレを促進することにならざるよう留意するものとする。

(四) 金融施策の総合運営

各種資金源は総合的観点から夫々の資金の性質に応じて一元的に運営するものとし、財政と金融との調整、長期資金と短

期資金との配分、金融機関の健全化等この際金融施策の全体的調和の実現に努力する。

(イ) 市中資金の合理的再配分

一部産業における滞貨一掃等の情勢に即応し、市中金融機関は貸付金の効率的利用に一層留意するとともに滞貨融資の回収に努めて、これを緊要資金の需要に充当する等貸付の合理的再配分に努力するものとする。

(ロ) 預金部資金

預金部原資の増加額は外国為替資金証券、食糧証券等の購入及び金融債の購入に充当する。

右により債務償還の抑制に拘らず所定の金融債の消化による長期資金の確保に遺憾なからしめるものとする。

(ハ) 見返資金

(1) 既定の産業直接融資は可及的タイムリイにこれを実施し、特殊資金需要の圧力が電源開発、船舶建造等日本経済の自立復興のため不可欠な最少限度の長期産業資金を抑制せざるよう特段の努力を払うものとする。

(2) 我国貿易の伸長に必要な機械設備の輸出を促進するため、これらの設備等の生産に必要な長期運転資金の供給につき融資総額一〇〇億円を目賭として見返資金の参加融資(最高概ね六〇%)を行う。

(3) 市中銀行の資本構成及び融資能力を強化するため総額一五〇億円の範囲内において市中銀行優先株式の引受を考慮する。

(ニ) 日本銀行

日本銀行は右各項の運営状況を勘案し既定方針によつて通貨の調節を行うものとする。

(ホ) 特需金融対策

経済安定の維持及び再生産資金の確保に留意しつつ極力特需金融の円滑化を図るため各種特需に対し夫々次の措置をとるものとする。

(イ) 合衆国一般調達機関(GSA)発注関係

GSAはECAの対韓援助資金により国内物資の買付を行うものである。これに対しては六月十四日より貿易手形制度を適用し一定の条件を具えるものは日本銀行において割引に依っているが今後も引続き同制度によるものとする。

(ロ) 米軍購買機関発注関係

ル・カウント勘定より調達した円資金による米軍購買機関の発注品に対しては一月二十五日以来日本銀行スタンプ手形制度が適用されている。今後も引続き同制度によるものとする。

(ハ) 特別米軍購買機関発注関係

今後動乱関係の物資等の調達は特別米軍購買機関(未確定)と業者との間に外貨建物資購入契約を締結することにより行はれる見込であるが、物資の提供の場合は日本銀行において(一)と同様の貿易手形制度を役務の提供の場合は同じく担保貿易手形制度を適用するものとする。

(ニ) 特別調達庁発注関係

今次動乱関係の物資等の調達は原則として特別米軍購買機関が外貨小切手により業者から直接購買する建前であるが、例外として特別調達庁の発注を経由するものについての国内金融は従前の例によるものとする。

ここに示された方向は、その後の金融政策をほぼあやまらなく見通していたのであった。

しかし目前の情勢はそれほど楽観的ではない。四月以降の金融政策の転換もあって、九月ごろまでは金融は依然引き締まったままであった。すなわち、財政は二五年の第一、第二・四半期ともに大幅な揚超をつづけていた。その理由は、税収入は順調に増加(第一・四半期八四八億円、第二・四半期九二九億円)し、食糧会計の揚超(第一・四半期五四三億円、第二・四半期七四億円)もまた貿易特別会計の揚超(第一・四半期五二二億円、第二・四半期二八九

表 6-4 昭和25年上半期における日本銀行の信用供給

月	貸出	月中増加	国債買上操作
			百万円
3月	1,088	22	
4月	1,236	148	5,231
5月	1,318	82	851
6月	1,301	△ 17	176(政府の債務償還8,000)
7月	1,182	△ 119	7,003
8月	1,463	281	4,403
9月	1,560	57	3,570

出所：大蔵省銀行局「昭和25年4月以降の通貨金融情勢について」(昭和25.9.27), 大蔵省資料 Z511-259.

表 6-5 オーバー・ローンの激化(預金—貸出比率, %)

月	全国銀行	十一大銀行	地方銀行
4月末	91.6(77.1)	90.4(73.4)	80.0(73.4)
5月末	91.5(75.9)	90.0(73.3)	79.5(69.7)
6月末	91.7(78.8)	90.1(76.8)	79.7(72.2)
7月末	91.9(79.7)	90.4(77.5)	78.9(71.5)
8月末	95.0(81.7)	92.3(79.0)	83.9(74.2)

(注) () 内は前年同月の預金と貸出との比率。
出所：大蔵省銀行局「昭和25年4月以降の通貨金融情勢について」(昭和25.9.27), 大蔵省資料 Z511-259.

億円)も大きかったことなどである。かくて、政府関係余裕金は上半期を通じて約一〇〇〇億円の水準を維持しつつあった。したがって、この間の資金需要に対してはやはり日本銀行による信用供給によるほかはなかった。信用供給について消極的方向への転換が行なわれたとはいえず、この時期も政策の大筋は変化しえなかったのである。その大要は表6-4のとおりであったが、この結果、二五年四—六月の金融機関の貸出増加額は七〇五億円、七—九月は九七七

億円に達した。その結果、いわゆるオーバー・ローンが激化したことは表6-5に明らかである。なお、この数字は月末数字であるために、いわゆるウィンドウ・ドレッシングが行なわれているので、月央の数字、たとえば八月一日をみると、全国銀行の貸出(八四二五億円)に対する預金(八〇三七億円)の比率は一〇四・八%に達していた。⁽²⁾見返資金の放出も金融債、株式会社債の発行も低調であり、資金不足の情勢下ではそうなったのもやむをえないにせよ、このころまでは事態に大きな変化はみられなかったのである。

その状態を物語るように、朝鮮戦争がはじまる前日の六月二四日、経済安定本部は次のような文書を作成していた。これは当時の資金供給の不足をうれえる政策的判断を示すものとして興味ふかい。

金融打開方策案(検討用)

二五・六・二四

一、資金情勢

(一) 貿易の伸長、生産の回復、公団統制の解除、補給金の撤廃など関連して民間産業資金需要の増加は免れ得ない情態であるに拘らず通貨の流通高は収縮の一途を辿り、本月十六日以降三〇〇〇億円を割り、昨年末に比すると五〇〇億円余、本年三月末に比するも一三〇億円を縮小し、金融情勢の悪化は産業経済の運営に甚しい支障を来すに至っている。

(二) かかる情勢を財政及び金融の両面における資金の収支について分析すると、

(1) 政府資金の引揚超過(一般会計、特別会計、見返資金、預金部資金を含む)は本年度に入り(六月中旬まで)約五〇〇億円に達する反面、

(2) 同期間中における日銀の民間貸出の増加は二七三億円(六月二十日現在一三六一億円)マーケットオペレーションを主因とする日銀の手持国債増加は六一億円兩者を合計するも三三四億円に過ぎず、その金額は最近における日銀の一連の政策に基づく貸出引締方針を反映して前記の政府資金引揚額をカバーするに至っていないことが認め得られる。

(原注一) 政府資金引揚超過の主要原因は食糧管理及び貿易の両特別会計における主食及び滞貨の民間売却収入であつて(両会計の引揚超過分合計七九二億円)、これらの大部分は食糧証券の償還及び一時借入金返済として日銀に還収されている。

(原注二) 預金部資金は、このまま放置すれば年度末までには巨額の放資(約一〇〇〇億円)の滞留を予見されるが、現在までにおいては地方財政に対する応急前貸措置によりむしろ支払超過となつてゐる。

(原注三) 一般会計における引揚超過は本年度内(六月二十日まで)八五億円に止り、租税収入は前年同期間の七割程度に減少している。

二、施策

- (一) 財政資金の引揚超過分は見返資金を除き政府余裕金として、累積滞留してあるものではないから、当面の金融打開策としては、通貨の収縮を来さざるよう日銀の貸出政策を緩和すること、しかしてこの場合日銀の貸出については貿易手形金融、公団廃止に伴う所要産業金融、主要産業合理化金融など、筋の通るものには優先的に能うる限り金融を付けるよう措置すべきこと。
- (二) 政府指定預金、預金部の市中預託金等については、市中銀行に対する国債償還の進捗を見るまでその引揚を猶予すべきこと。
- (三) 政府預金の状況をも勘案しつつ終戦処理費、公共事業費その他の民間支払について能うる限り緩大なる概算払等の方途を拡大すべきこと。
- (四) 国債償還は政府資金に余裕あり次第、市中銀行に対する償還を優先実行すべきこと。
- (五) 復金貸付金の強行回収は、企業の資金繰りを甚しく困難ならしめてゐると共に、長期資金調達市場を圧迫しつつある実情に鑑み、これが回収緩和の措置を講ずると共に、優良会社に対する貸付金については、そのままこれを社債(復金引受)に

置替へる方途を採用し、金融の安定を図るべきこと。

(六) 見返資金の貸付手続を更に簡易化し貸出を促進すると共に左の措置を考慮すべきこと。

(イ) 鉄道通信など政府企業に対する見返資金の使用を預金部資金からの融資に置替え、その分の見返資金は出来得るだけ多く重要私企業の資金に充当すること。

(ロ) 見返資金の余裕金、次年度への繰越引当金は食糧証券への運用に限定することなく、金融緩和に活用するため市中金融機関への預託金として運用の途を開くこと。

(七) 政府出資又は見返資金出資による輸出金融庫中小金融保証(又は保険)基金、試験技術工業倉庫の設置を促進し極力本年度補正予算においてこれが実現を期すべきこと。

(八) 預金部資金が本来民間貯蓄資金なる本質に鑑み、産業資金として、これが完全活用の方途を打開すべきこと。

(原注) しかしてこれが打開困難なる場合は預金部資金の累積滞留が金融順環を圧迫する悪影響を顧慮し預金部制度につき根本的の検討を加うべきこと。

(九) 低金利政策を推進し、殊に復金貸付金利の引下、船舶建造に対する見返資金金利の引下を期すると共に、日銀貸出政策とも関連し、国債償還金が日銀貸出金の返済として還流することなく、有効なる運用を図るため日銀高率適用にも再検討を加うべきこと。

この状態が変化してゆくのは、輸出と特需とによる外貨収入が外国為替特別会計を通じて資金化され、ブームが全面化した秋以降のことであつた。

二 外貨流入と金融緩和

(一) 外国為替収支の推移

輸出の増加と「特需」収入とによって、外国為替の収支はにわかに黒字化した。その結果は、表6-6のとおりである。すなわち、二五年七月九月には毎月三〇〇〇万ドル以上の、一〇、十一月は四〇〇〇万ドル台、十二月は八〇〇万ドルの受払であり、二五年七月一二月期を通算すれば二・四億ドルの外貨が流入したのである。二六年に入っても、受取超過の幅こそ縮小したものの、黒字基調は一貫して変わらず、二六年にも合計三・三億ドルの黒字が記録された。この黒字はいかに処理されたか。

二五年度には外国為替取引は外国為替特別会計により処理され、二六年度からは特別会計の枠外の外国為替資金によって処理された。その収支は表6-7、表6-8にとりまとめられている（二六年度以降の外為特別会計は外為売買差益、事務取扱費のみを經理することになった）。

これほど大きな外為特別会計の黒字は、まず民間に対する大規模な円資金の流出をもたらした。この表からも知られるように、二五年度四月六月にも五〇〇億円の民間への支払超過があり、七月九月にはそれが六〇〇億円に近づいたが、一〇―一二月には、それが一〇〇〇億円をこえた。これが金融緩和の第一の理由であった。

しかし、七月九月の段階では、ブームがこれほど急激に展開すると考えたものはなく、そのために外国為替貸付制度が発足したのである。

(二) 外国為替貸付制度

外国為替貸付制度（輸入ユーザンス制度）が、二五年九月二五日からみとめられることになったのは、朝鮮動乱以後の国際物価の高騰にともなう輸出増加に対して輸入が十分に伸びず、インフレ要因になるのを抑制するために、輸入金融を促進することが目的であった。

九月一日、一万田日銀総裁は、地方銀行協会会員招待懇談会の席で、次のように述べた。⁽³⁾

朝鮮事変後の特需関係の発註は今のところ二四〇―五〇億円程度である。本年度中の発註額は大凡そ二億非、七百億円位に達するものと見込まれる。同時に各国が国際情勢に応じ防衛体制を整えているので最近輸出は著しく増進し――月に八千万非見当、この調子では年十億非の輸出――又物価は国際的に上昇の傾向にある。然し日本物価の上り方は米国に比し大きいから注意せねばならぬ。今迄は相当ストックもあったから物価の騰貴は緩和されてきたが、ストックが捌けてくると原材料の乏しい日本経済の場合にはインフレ傾向が強くなる。世間ではこの事態を甘く見ている向もあるが、こう云う考え方は間違いを起す元である。経済の運行は人体と同じだ。健康体には運動は結構なことであるが、同じ運動でも病人には少しのことで直ぐ熱を出すことになった具合に、今の日本経済は病人と同じく弱いから急激に運動し影響を与えると直ぐに参って終う。この点に対する認識が一般に足りないと思われる。

再びインフレにしては日本経済は破滅して終う。是非インフレにならないように注意せねばならぬ。これのためには輸入を増進し、原料供給を円滑にすることが極めて大切であって、輸入増進が今後の金融経済の基調をなすものである。従って金融政策は輸入計画に合せて樹立する必要がある。輸入が良くならなければ金融は締めて行くべきである。故に金融をなさる場合には輸入の状態を良く認識して実行願いたい。輸入関係資料は支店に出来るだけ供給するから支店と充分連絡利用して戴きたい。ユーザンスの問題も金融面から輸入を促進するために採り上げられたもので、従って新聞で報道されているように駄目になったと云

表 6-6 外国為替月

月 別	番 号	受 取		
		総 額	貿 易	貿 易 外
25 年 1~3 月	1	143,467	133,701	9,766
4~6 月	2	219,956	166,362	53,594
7 月	3	68,030	57,890	10,139
8 月	4	99,187	70,263	28,923
9 月	5	94,629	69,466	25,162
10 月	6	107,664	76,131	31,532
11 月	7	115,043	84,574	30,469
12 月	8	160,330	114,426	45,903
計	9	1,008,310	772,816	235,493
26 年 1 月	10	135,667	89,875	45,792
2 月	11	146,489	94,659	51,830
3 月	12	161,557	96,216	65,341
4 月	13	208,205	114,984	93,220
5 月	14	203,480	134,789	68,690
6 月	15	185,782	123,271	62,511
7 月	16	196,286	127,447	68,838
8 月	17	220,709	109,385	111,323
9 月	18	163,300	86,166	77,134
10 月	19	192,496	100,891	91,604
11 月	20	206,331	107,114	99,217
12 月	21	220,274	112,522	107,751
計	22	2,240,580	1,297,324	943,256
27 年 1 月	23	216,564	141,710	74,854
2 月	24	186,163	115,938	70,225
3 月	25	208,393	130,636	77,757
4 月	26	196,074	117,997	78,077

(注) 本統計は日本の貿易および貿易外取引のうち、外国為替によって決済されたが、無為替輸出入(たとえばアメリカ対日援助輸入)を含まない。
備考：(1)ガリオア資金による輸入があっても当初為替決済によって輸入せられたものについては輸入に計上する一方、外貨補填を受けた額を貿易外受取に計上で支払われたものについては、25年末までは物資の分を輸出に、サービスの軍が外貨を円に交換して得た円資金を以って支払う場合には外貨が円貨に交換し外貨を対価として提供された物資およびサービスは25年6月分までは買然たる国内取引となり、一部はいわゆる交換円決済によることとなった。交した。(4)輸出入価格は、手形金額によった。したがってFOB価額、CIFの割で行なった。(5)アメリカ政府ドル小切手による特需は従来貿易に算入

別 受 払 (外国為替管理委員会調)

(単位：千ドル)

支 払			受 払 (Δ) 超		
総 額	貿 易	貿 易 外	総 額	貿 易	貿 易 外
158,240	154,826	3,414	Δ 14,773	Δ 21,125	6,351
140,822	132,500	8,322	79,133	33,862	45,271
36,072	35,062	1,010	31,957	22,828	9,129
68,490	67,029	1,460	30,696	3,234	27,462
60,832	59,195	1,636	33,797	10,271	23,526
58,800	53,540	5,260	48,864	22,591	26,272
73,136	68,339	4,796	41,907	16,235	25,673
80,811	75,017	5,793	79,519	39,409	40,110
677,207	645,512	31,695	331,102	127,304	203,798
106,358	101,867	4,490	29,309	Δ 11,992	41,301
166,348	160,450	5,898	Δ 19,859	Δ 65,790	45,931
225,325	208,936	16,389	Δ 63,768	Δ 112,720	48,952
195,159	181,944	13,214	13,045	Δ 66,960	80,006
187,145	175,743	11,402	16,334	Δ 40,954	57,287
171,027	158,094	12,932	14,755	Δ 34,823	49,579
159,524	143,809	15,714	36,761	Δ 16,363	53,124
161,050	140,333	20,717	59,658	Δ 30,947	90,605
127,543	114,098	13,444	35,757	Δ 27,933	63,690
128,153	106,442	21,710	64,342	Δ 5,552	69,895
118,907	100,531	18,375	87,424	6,582	80,841
162,732	132,857	29,875	57,541	Δ 20,335	77,876
1,909,277	1,725,110	184,167	331,303	Δ 427,787	759,089
144,588	136,104	8,483	71,976	5,605	66,370
147,350	135,689	11,661	38,813	Δ 19,751	58,564
140,688	132,786	7,902	67,705	Δ 2,150	69,855
147,332	136,496	10,836	48,742	Δ 18,499	67,241

たものの内容を為替が売買された時を基準として、外貨価額によって示したもの。

うえ、事後において為替支払額に相当する外貨をガリオア資金より補填せられたものした。(2)占領軍に対する物資およびサービスの供給であって、その対価が直接外貨分を貿易外受取に計上したが、26年1月から双方とも貿易外受取に計上した。占領換された時を基礎としてその額を貿易外受取に計上した。(3)国内において外国人に易外取受取に計上した。25年7月以降これらの取引は一部は国内円価決済として純換円引は従前貿易または貿易外収支に計上したが、26年1月から貿易外収支に計上価額等種々の場合を含んでいる。ポンドのドルへの換算は1ポンドにつき2.8ドルであったが、26年1月より貿易外として計上されている。

表 6-8 外国為替資金収支実績 (昭和26年度)

(単位：百万円)

区 分	番号	26 年 4—6 月	7—9 月	10—12月	27 年 1—3 月	26 年 度 計
1. 対 民 間 収 入	1	155,128	174,196	129,907	193,993	653,224
売 為 替	2	154,208	172,931	129,609	193,925	650,673
預 け 金 償 還	3	822	1,185	276	—	2,283
そ の 他	4	98	79	21	67	266
2. 対 民 間 支 出	5	183,410	186,782	212,583	211,016	793,792
買 為 替	6	182,455	185,479	212,148	210,812	790,896
預 け 金	7	936	1,283	424	—	2,643
そ の 他	8	18	19	10	203	252
3. 対民間差引収支(Δ)超	9	Δ 28,282	Δ 12,586	Δ 82,676	Δ 17,022	Δ140,567
4. 対 日 銀 収 入	10	113,612	81,147	160,172	147,193	502,125
5. 対 日 銀 支 出	11	148,080	124,284	104,448	115,239	492,052
6. 対日銀差引収支(Δ)超	12	Δ 34,467	Δ 43,136	55,723	31,954	10,073
7. 国庫内振替収入	13	33,248	49,042	20,088	10,694	113,072
一般会計と資本金と	14	1,000	49,000	20,000	10,000	80,000
旧会計と引継資金	15	31,715	—	—	—	31,715
通 産 省	16	502	32	88	476	1,099
そ の 他	17	30	9	—	217	257
8. 国庫内振替支出	18	4,643	1,260	13,994	29,885	49,784
通 産 省	19	561	—	—	16,961	17,523
郵 政 省	20	216	93	134	387	831
電 通 省	21	1	—	—	—	1
食 糧 庁	22	579	—	—	—	579
特 別 調 達 庁	23	3,007	1,058	1,279	—	5,344
特 別 調 達 資 金 へ	24	—	109	12,580	12,536	25,226
そ の 他	25	276	—	—	—	276
9. 国庫内収支差引(Δ)超	26	28,604	47,782	6,093	Δ 19,191	63,288
10. 収入合計 (1+4+7)	27	301,988	304,386	310,167	351,880	1,268,423
11. 支出合計 (2+5+9)	28	336,134	312,326	331,027	356,140	1,335,629
12. 差引収支(Δ)超(10-11)	29	Δ 34,145	Δ 7,940	Δ 20,859	Δ 4,260	Δ 67,205
13. 前月よりの繰越高	30	—	5,854	7,914	7,054	—
14. 国庫余裕金繰替使用	31	40,000	10,000	20,000	8,000	78,000
同 償 還 (Δ)	32	—	—	Δ 30,000	Δ 48,000	Δ 78,000
15. 外国資金証券発行	33	—	—	30,000	82,000	112,000
同 償 還 (Δ)	34	—	—	—	Δ 42,000	Δ 42,000

出所：外国為替管理委員会調。

表 6-7 外国為替特別会計収支実績 (昭和25年度)

(単位：百万円)

区 分	番号	25 年 4—6 月	7—9 月	10—12月	26 年 1—3 月	25 年 度 計
1. 対 民 間 収 入	1	17,033	36,049	36,629	72,756	162,469
売 為 替	2	17,033	35,008	35,691	72,364	160,098
預 り 金	3	—	1,039	—	—	1,039
預 け 金 償 還	4	—	—	905	366	1,271
そ の 他	5	0	1	32	25	59
2. 対 民 間 支 出	6	69,759	94,003	136,733	151,975	452,472
買 為 替	7	69,325	92,719	136,332	151,037	449,415
預 け 金	8	417	228	340	791	1,777
預 り 金 償 還	9	—	1,039	—	—	1,039
そ の 他	10	16	16	60	146	239
3. 対民間差引過不足	11	Δ 52,726	Δ 57,953	Δ100,103	Δ 79,219	Δ290,002
4. 対 日 銀 収 入	12	—	10,175	150,867	185,707	346,750
5. 対 日 銀 支 出	13	—	—	6,119	48,251	54,371
6. 対日銀差引過不足	14	—	10,175	144,748	137,455	292,379
7. 国庫内振替収入	15	30,071	28,286	413	45,905	104,676
旧方式政府輸入	16	30,071	28,286	413	9,905	68,676
8. 国庫内振替支出	17	2,870	2,457	11,456	58,527	75,312
旧方式政府輸出	18	—	—	—	42,645	42,645
一般会計への払	19	477	617	3,184	3,046	7,326
米国対日援助物資 会計への払	20	1,755	1,618	716	—	4,090
貴金属会計への払	21	637	—	—	—	637
国債整理基金会計 への繰入	22	—	221	7,555	12,835	20,613
9. 国庫内差引過不足	23	27,200	25,828	Δ 11,042	Δ 12,621	29,364
10. 収入合計 (1+4+7)	24	47,104	74,511	187,911	304,369	613,896
11. 支出合計 (2+5+8)	25	72,630	96,460	154,309	258,754	582,155
12. 差 引 過 不 足	26	Δ 25,525	Δ 21,949	33,601	45,614	31,740
13. 国庫余裕金繰替使用	27	37,600	45,800	8,000	—	91,400
同 償 還 (Δ)	28	Δ 10,900	Δ 50,500	Δ 5,000	Δ 25,000	Δ 91,400
14. 一時借入金借入	29	—	43,000	—	—	43,000
同 償 還 (Δ)	30	—	Δ 35,000	Δ 8,000	—	Δ 43,000
15. 外国為替資金証券	31	—	30,000	—	—	30,000
同 償 還 (Δ)	32	—	Δ 10,000	Δ 20,000	—	Δ 30,000

出所：外国為替管理委員会調。

表 6-9 外国為替貸付残高および別口外国為替貸付承認額
(単位：百万円)

年 月	旧 制 度		新 制 度 高 新 残	別 口 外 国 為 替 貸 付 為 替 高	外 国 為 替 貸 付 残 高 計 合	別 口 外 国 為 替 貸 付 承 認 額
	甲 種 残 高	乙 種 残 高				
25年 9月	10,175				10,175	
10	53,415				53,415	
11	107,113				107,113	
12	102,215	52,295			154,510	
26. 1	121,439	88,187			209,628	
2	145,783	117,060			262,843	
3	132,949	147,225			280,175	
4	99,290	166,501			265,792	
5	68,648	170,437			239,085	
6	57,910	158,735			216,645	
7	38,191	148,566			186,758	
8	29,630	125,185			154,815	
9	32,430	104,955			137,385	
10	53,642	93,379			147,022	
11	41,164	85,590	7,224		133,978	
12	25,803	93,609	18,845		138,257	
27. 1	16,942	93,952	14,928		125,822	
2	10,941	81,069	29,616		121,626	389
3	7,570	59,112	30,352		97,034	4,948
4	5,560	36,105	33,962	3,023	78,651	5,771
5	4,425	18,351	39,476	7,426	69,679	9,764
6	3,850	9,871	34,751	12,570	61,043	8,818
7	3,264	5,069	31,680	21,066	61,080	17,217
8	2,988	2,755	28,375	31,517	65,637	6,594
9	2,807	1,608	28,334	39,497	72,247	7,846
10	2,480	1,045	31,622	47,033	82,181	13,665
11	2,345	635	33,048	56,248	92,277	15,683
12	2,093	601	29,214	62,578	94,486	15,609
28. 3	1,351	348	13,187	81,579	96,466	16,659
6	1,039	290	1,467	90,966	93,762	13,706
9	661	118	202	95,094	96,075	8,506
12	313	35	50	91,923	92,321	5,591
29. 3	0	17	12	68,442	68,471	5,222
6		0.3		45,011	45,011	
9				26,068	26,068	
12				21,864	21,864	
30. 3				20,319	20,319	
6				18,843	18,843	
9				16,436	16,436	
12				12,738	12,738	
31. 3				9,790	9,790	
6				8,173	8,173	
9				5,762	5,762	
12				3,091	3,091	
32. 3				1,538	1,538	
6				763	763	
7				0	0	

うことはない。常道に近い形で最終的には実行されるものと確信する。新聞報道は正しくないものと承知願いたい。又輸入自動承認制や長期外貨予算計画も輸入を促進する趣旨から行われているに外ならない。要するに輸入を促進することが重点であり、又金融の今後の基本であることを充分承知願いたい。

(中略)

なお先刻お話ししたユーザンス問題は唯今正式に諒解が出来た。その大体の骨子は日本銀行が外国為替銀行の必要とする外貨を外国為替管理委員会より買取り、その外貨を為替銀行に貸付け、為替銀行がユーザンスを行う仕組であって、現在考えられる最もよい案と考えている。

外国為替貸付制度は九月二五日に発足した。その要点は、外国為替管理委員会保有の外貨を日銀が買い入れ、日本銀行が年利四分で外国為替銀行に貸し付け、外国為替銀行は年利五分で輸入業者に貸し付けて輸入金融に利用させるのである。貸付金額は、輸入信用状開設ならびに輸入手形決済に必要な外貨資金の範囲内、期間は輸入手形関係書類到着後原則として九〇日以内(遠隔地については一二〇日以内、着荷が著しく遅延したときは別に六〇日以内を追加する)となっていた。

この制度は直接円資金の国内への供給を意味するものではなかったが、輸入のための円資金需要を肩代りするという意味から、間接に国内金融の緩和に主要な役割をはたすことになった。貸出の純増額は二五年九月一〇〇億円、一〇一二月一四四八億円、二六年一―三月一三七五億円に達した。その後は、輸出の不振もあり、外貨資金が欠乏してその残高も減少したが、その推移は表6―9に示すとおりである。なお、甲種貸付とは信用状開設保証金に対する貸付であり、乙種貸付とは輸入手形、船積書類到着後の貸付である。

この制度は、のちの二六年一月に至って改正された。その要点は、輸入のさいに当然生ずるはずのデフレ効果が

この制度によって失われてしまい、後述のようにインフレ傾向を激化したので、外国為替貸付制度のうち乙種貸付等輸入手形決済のための貸付を廃止して輸入貿易手形貸付を利用させることにし、甲種貸付についてはいくぶん範囲を拡大したのであった。これによる分が、表6-9にいう新制度貸付である。なお、二六年八月以後、日英新支払協定の締結にともない、スターリング地域への輸出が激増し、当時危機をつたえられていたポンド手持が増加したので、スターリング地域からの輸入を促進するため、ポンド貨について輸入手形決済資金をかつてと同様の方法で貸し付けたのが別口外貨貸付であった。

このようにして、外国為替が大幅の受取超過を示し、かつ外国為替貸付制度が採用されたことは、総合して考えれば、二重の意味で国内金融の緩和を推し進めたとみることができる。外貨収入の見返りの円資金がまず国内に放出される。そのうえに、個々の輸入業者の立場にたてば、輸入のために本来ただちに信用状開設や輸入物資の引取のために円資金を調達しなくてはならぬはずのところを（もとより、最終的には円資金によって、借り入れた外貨を返済しなくてはならぬにしても）、外為貸付によって別にドル資金が手に入るので、数カ月間その円資金を他に流用できることになったからである。また国民経済を総合して考えれば、外為貸付が増加をつづけていった二五年度いっぱいには、毎月その増加分だけの資金が輸入面に対して別途供給されたと考えてよいであろう。かくして二五年一〇月以降、金融は実質的に急激に緩和されていったのであった。それが政策的に意図されたものであったのか否かは明らかではない。おそらく輸入促進が当面の急務であったためにとられた応急措置であったが、結果的に上記のような効果を生じたと見るのが至当ではなからうか。

- (1) 大蔵省資料Z五二〇一。
- (2) 銀行局「昭和二五年四月以降の通貨金融情勢について」(大蔵省資料Z五一―二五九)。
- (3) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

表 6-10 金利体系の変遷 (%)

	6年下期	12年下期	23年4月	24年4月	25年4月
銀行貸出平均利子	5.47	4.63	8.34	10.22	9.49
国債利子	5.00	3.50	9.12	5.00	5.00
国債利廻	5.39	3.93	4.00	*5.50	ほぼ 5.50
地方債利廻	5.91	4.23	4.50	10.65	**9.50 ~9.02
銀行債利廻	6.12	4.28	—	8.33	8.50
社債利廻	6.49	4.40	6.50 ~7.00	10.84	9.15
株式利廻	6.82	5.31			

(注) *上半期平均、**3月と5月の数字、4月はなし。

出所：吉野俊彦『我国金融制度の研究』実業之日本社、昭和27年、200—01ページ、日本銀行『本邦経済統計』昭和25年版。

第二節 金融政策の「正常化」

一 金利体系問題

昭和二五年夏から秋にかけての事態の急転にともなって、金融政策は目前の応急対策をやや離れ、長期的な問題を展望しうる状況を迎えたかにみられる。その第一は、第一三巻でとりあげられる金融制度の整備、とくに長期資金供給専門の銀行や輸出銀行の設立など、金融機能の専門化、第二は金利体系の正常化問題、第三は資本蓄積のための金融政策の確立の問題であった。第三の問題は、金融機関の整備にも関係するが、政策的にも大きな課題であった。それまでにも、金利体系のひずみは大きな問題になっていた。表6-10にみるように、短期金利が異常な高さを示し、平均一〇%をこえた昭和二四年当時であるが長短金利の逆鞘現象が問題となったのはそれ以前からのことであった。しかし当面の問題として、銀行の資金コストが高まることも否定できないため、手をつけられず放置されてきたのである。二五年に入って、ドッジ・ラインのもとで金融機関の利益は増大し、貸出金利引下げの動きが見られるようになったが、なお基本的なひずみは大きいものがあつた。したがって、その是正が今後大きな問題となって登場することになる。そのような考え方の一例を、次の資料によって示しておこう。

金利に関する諸問題 (銀 昭二五・九・一四)

金利に関する当面の問題点を列挙すれば、概ね次の如きものが考えられる。

一、貸出金利

(一) 短期金利

(1) 短期貸出金利の引下げを行うべきか

(イ) 最近の各種金利を正常経済時のそれと対比すれば、その間著しい歪みがあるが、とくに短期貸出金利において、最も顕著であるから、その歪みを漸次是正すべきである。

(ロ) 国際金利水準との鞘寄を推進する必要性は、我国輸出産業の国際競争力を確立するためのみならず、貿易金融とくに、ユーザンス手形制度の採用と関連して、強く要請されている。

(ハ) 銀行の経理内容から見ても、今期決算予想は前期よりは好転しているものと推定せられ、適正と認められる内部留保及び株主配当を行つても、なお且つ貸出金利引下の余裕があるものと思われる。

(ニ) 朝鮮動乱を契機として、一般にインフレ気構えであり、この際に貸出金利を引下げるとは、インフレ助長策となるという意見がある。

日本の現状では、中央銀行の金利又は資金供給量が市中の金融情勢を強く左右するものであり、市中金利の引下げにより資金需要を現状以上に喚起するとは思われない。とりわけ現行市中金利は前述の如く、不自然な姿を示しているので、銀行經理の許す限り引下げることが当然の措置である。

(㊦) 元來金利は資金需給関係と債務者の資力信用状況とに応じて自然に決まるべきもので、これを人為的に引下げたりすることは不適當であるという意見がある。

自由経済においては正にかくあるべきだが、資金の絶対量の少ない現状では売手独占の金融情勢であるから、自然に放任しては仲々金利は下らない。現に法定金利一杯に実行せられ、余り弾力性があるとは認められない。

(2) 若し引下げを行うとすれば、各貸出につき一律に引下げるか、又は、日銀再割貿易手形日銀再割商業手形等についてのみ、個別に引下げるか、

(1) 各種貸出につき一律に利下げを行うことは、市中貸出金利水準の引下りの効果が顕著に現われるが、それだけ市中銀行側に与える刺激は強い。しかし、この考え方が常道であろう。なお引下げの程度は銀行の經理内容の判定に俟つものとする。

(㊦) 再割貿易、再割商手等のみの利下げを行うことは、市中銀行側に与える感しよくは柔いが、実効は比較的少ないばかりでなく、左のごとき諸点を考慮する必要がある。

(A) 市中銀行は、元來預金資金をもつて貸出を行うべきであり、日銀借入に依存することは、短期間の例外的措置でなければならぬ。従つて、銀行貸出金利は将来の銀行経営を考慮してその預金資金コストを念頭に置くべきである。しかるに日銀優遇手形について、日銀貸出金利が低いというのみの理由で、この種の市中貸出金利を下げることは賛成し難い。蓋しかくすればこの種の貸出は全額日銀から資金を供給する建前となり、且つ自己資金による貸出はできないので、逆に円滑な資金疎通を害する虞がある。

(B) 金利体系として考える場合に、他の貸出金利と不均衡に低下されることは不適當であるのみならず、最も円滑に金融されなければならないこの種の貸出が、銀行の投資物としては妙味が少くなり、逆に不円滑となるのではあるまいか。

(二) 長期貸出金利

短期貸出金利の引下げを行いながら、長期貸出金利の規制を行わないでよいか。

(イ) 長期貸出金利の歪みは短期貸出金利ほど著しくはない。しかし、方向としてはできれば引下げの傾向で進むべきである。

(ロ) 現実の問題としては、一般銀行は預金資金では長期貸出は殆ど行い得ず、主として旧特銀の債券資金で行われているところだが、この債券の発行者利廻りが下げられなければ、現行日歩三銭二厘の金利は引下げ困難ではあるまいか。(具体的に興銀等の經理内容の現状を検討して見る必要がある。)

(ハ) 長期貸出金利と社債の発行者利廻との関係を見れば、社債の方が多少有利であるが、その程度が均衡を得ているものと見られるであろう。

(三) 預金金利

預金金利の引上を行うべきではないか。

(イ) 預金吸収策の一つとして預金金利の引上を必要とする意見がある。理論的には尤もであるが、實際問題としては余り効果は期待できないと思う。

(ロ) 銀行の經理に余裕があれば貸出金利を下げるよりは、預金金利を上げるべきである。何故ならば、預金金利はこれまで不当に押えられてきたからであるという見解がある。

これまで定期性預金利率の引上を行ったのは右の趣旨に基いたのであるが、現状で貸出利下げと預金利上げとの何れが緊急的必要があるか、又各種金利は高く均衡せしめるか、低く均衡せしめるか等の事情を比較勘案すべきである。

二、日銀の公定歩合

かりに、市中貸出金利を引下げることとした場合には

- (1) 現下のインフレ的傾向
- (2) 貸出金利引下げによる収益減に対処するため、貸出残高をできるだけ伸ばそうとする市中銀行の意欲の二つの要素が相互に作用して、市中銀行の信用供給が過度に増加するおそれがあるので、日本銀行の市中銀行に対する追加信用供給を何等かの方法によつて抑制する必要があるのではないか。

(一) 日銀の高率適用制度の強化

日銀の高率適用制度は、我国のアップ・ノーマルな金融的基盤の生んだ制度ではあるが、中央銀行金利操作による信用統制方策は、この高率適用金利によるわけである。従つて、これを改正強化することによつてある程度信用調整の目的を達することができるといふことができる。

その方法としては、次の三つが考えられる。

- (1) 第二次高率適用の適用利率を少くとも市中銀行の貸出が利鞘を殆んど残さないよう禁止的程度に高める。
 - (2) 第二次高率適用の適用歩合は、現在基準預金残高の一二％超となつているのをある程度引下げる。
 - (3) 基準預金残高の計算方式が現在前三月末の平均預金残高となつているのを前月の月中毎日平均残高に改める。
- 理論的には(1)がよいと思われるが、実際には(3)又は(2)が便宜であり、場合によつてはその併用を考慮してはどうか。

(二) 日銀の公定歩合の引上げ

日銀の公定歩合の水準を引上げるとは、信用統制方策の目前の便宜からとはかく、金利体系全般の正常化の趨勢から見て、又必要資金の供給確保という点からも不適當ではあるまいか。

本措置は、昭和二十五年十月一日より実行することとしてはどうか、本年十月以降は、財政収支が撒超に転ずるので、市中

銀行の実質預金の増加が期待される。

十月	撒超(見込)	一七七億円
十一月	撒超(見込)	八八億円
十二月	撒超(見込)	九三億円

ともかく、金利体系の正常復帰がこの時期に課題として、検討の対象とされたのである。

二 資本蓄積のための金融政策の提案

一方、この時点で産業資金の調達のための政策が重要な課題として登場することになった。輸出増加と投資需要の増加とに見合うように、わが国の生産能力を拡充育成するための資本蓄積促進政策の必要が、にわかにクローズ・アップされるに至つたのである。そのような動向は、やはりこの秋以後活発化した。一〇月、経済団体連合会が、おりから来日したドッジに提出した要望にもそれがみられるが、十一月二日、経済安定本部において当時立案中であつた「自立経済計画」の財政金融部会の資料としてとりまとめられたのが、次の文書であつた。ここには、政府資金の協力(日本開発銀行の設立など)、国民貯蓄の増加と企業の自己資本蓄積力の増強(税制上の優遇、特別償却制度等)などをみとめることとともに、預金部資金、見返資金の活用、復金回収金、閉鎖機関の資金の動員、政府資金による社債、金融債の引受などまでが提案されていた。そのすべてがただちに実現しはしなかつたが、昭和二〇年代後半の金融政策、いな経済政策の中心的課題が、ここに明示されたのである。⁽²⁾

第1表 産業資金調達実績(純増加資金を示す) (単位：十億円)

	1949～50年度				1950～51年度上半期			
	設備	運転	計	%	設備	運転	計	%
金融機関貸出	31.3	381.7	413.0	71.7	19.6	154.7	174.3	73.2
見返資金	24.6	0	24.6	4.3	3.9	0	3.9	1.7
社債	18.9	7.7	26.6	4.6	12.9	7.1	20.0	8.4
株式	36.4	37.1	73.5	12.8	6.9	8.9	15.8	6.6
社内留保	19.0	19.0	38.0	6.6	12.0	12.0	24.0	10.1
計	130.2	445.5	575.7	100.0	55.3	182.7	238.0	100.0

第2表 金融機関の資金調達成績(純増加資金を示す) (単位：十億円)

	1949～50年度		1950～51年度上半期	
	金額	%	金額	%
民間資金	331.8	69.8%	101.2	51.6%
預金	(290.8)		(91.0)	
その他	(41.0)		(10.3)	
政府資金	57.2	12.0	27.1	13.8
債務償還	(40.3)		(8.6)	
その他	(16.9)		(18.5)	
日銀資金	86.6	18.2	67.9	34.6
借入	(40.9)		(47.2)	
国債償却	(45.7)		(20.7)	
計	475.6	100.0	196.2	100.0

財政金融部会参考資料
産業資金調達のための財政金融対策について(草案)

(経済安定本部、昭25・11・2)

戦争によつて過去の蓄積を一朝にして喪失し、その上新しい資本の蓄積力に乏しい我国の現状において、経済復興と自立促進のために必要とする産業資金を如何にして調達するかは最も重要で、しかも困難な課題になつてゐる。これがためには再びインフレーションの再発を回避しながら、国民経済における資本の蓄積と外国からの援助とを最も有効且つ適切に活用し得るよう財政金融上の充分な工夫を必要とするものである。

1 産業資金調達の実情

一九四九―五〇日本会計年度及び一九五〇―五一日本会計年度上半期における我が国産業資金調達の実績は第一表の通りであつて、市中金融機関からの借入が総調達資金に対して兩年度においてそれぞれ七一・七%及び七三・二%と極めて大きい割合を占めている。このことは社内留保や増資による自己資本の増加が少く、また長期資金調達の方法としての社債の発行すら充分には行ない得なかつた結果、已むを得ず金融機関の貸出に多く依存せざるを得なかつたことを示すものである。この反面、金融機関においてはオーバローンの現象を呈し、従つてまた日銀の市中銀行貸出の顕著なる増嵩を生じていることは改めて説明するまでもない。(第二表参照)

このように資金調達の構成比率が、企業にとつても、また金融機関にとつても必ずしも健全なものでないことはいうまでもないところである。しかも現実の問題としてかかる方法による資金の調達には限界があり、日本経済の自立を促進するための生産増加、設備の改善及び合理化、輸出の伸長等に應ずるための産業資金の調達は行詰りを来たしつある。

殊にこのような事態は今後においても最も必要とする多額の設備資金の調達を困難にするものと思われる。一九四九―五〇年度及び一九五〇―五一年度上半期において調達された産業設備資金の実績は、前掲第一表の通りであるが日本経済自立

促進のため本年度以降において必要と認められる産業別設備資金の総額は別添の産業設備資金年別所要額調(省略——引用者)の通り多額に及んでいる。

2 方 策

産業投資が窮極において国民所得の蓄積によつて賄われるべきことは改めていうまでもない。従つて産業資金調達の方途は結局、国民貯蓄の増加による資金蓄積を強化促進することにあることはもとよりであるが、これと同時に金融機関を通ずる資金蓄積、株式等の証券投資が充分でない我が国経済の現状に於ては財政金融上の操作として次の諸方策が講ぜられることが必要であると考えられる。

(一) 産業設備資金調達困難の実情及び今後の需要増加に対処し、政府によつて管理される資金であつても、その性質が産業資金として活用することを適当とするものは極力これを長期資金として運営し得るよう民間に還元すること。

(二) 電力、造船等一時に多額の設備資金を必要とするものその他緊急を要する産業設備合理化資金その他中小企業原始産業等企業の自己資金又は金融市場からの資金調達のみを以ては到底不十分なものについては、必要な限度において政府資金の協力によりこれが資金調達を達成せしめる方策を強化すること。

(三) 国民の自発的貯蓄及び企業の自己資本の蓄積を強化する方策を講ずるとともに、証券投資を助長し国民貯蓄を産業資金に直結せしめるため、諸政策の調整を行うこと。

右、諸方策のうち国民貯蓄の増強を図り、企業の自己資本の蓄積の強化に努めることは、最も重要な課題でありこれがためには預貯金の増加、株式等証券投資の助長に資するため、税制上においても特別の措置を考慮するとともに、固定資産の耐用年数の改訂による減価償却額の増大及び陳腐化による特別償却等を認めることにより、既に実施した資産再評価の措置と相俟つて、企業の資本蓄積を強化促進することが緊急であると認められるがこの際財政金融上の操作として考慮すべき事項は、次の通りである。

(一) 政府資金の活用

(イ) 政府資金として管理せられる預金部資金及び見返資金の本年九月末現在に於ける余裕資金は

預金部資金	三〇・二十億円
見返資金	六三・〇十億円
計	九三・二十億円

の巨額に達している。その本来の性質において産業の長期資金として最も適切であるこれらの資金がこのように巨額に保留せられ、短期の政府事業債務(糧券その他)の保有に引当てられている反面、日銀の市中銀行への貸出が昨年以來顕著な増加を示し、従つてまた市中銀行のオーバーローンの現象を招来して、企業は長期資金の不足に悩まされると共に、本来流動的であるべき日銀及び市中銀行の貸出金が固定化の傾向を来していることは、金融政策の上から見て適当なものではない。

見返資金及び預金部資金の前年度及び本年度上半期における保留金増加額(民間からの資金引揚超過)と日本銀行の対市中信用増加額とを対比すれば第三表の通りであつて、両者の間に相関関係を生じていることが明らかに認められる。

全体としての資本蓄積が貧弱であり、殊に経済自立達成のための長期投資の不足に悩む我が国の現状においてはこれらの政府資金を民間の長期資金としてできるだけ多量に且つ速かに還元し、やむを得ない政府の短期債務は日銀を通ずる操作に置き替えることが適当

第3表 見返資金及び預金部資金の余裕資金増加と日銀信用増加との対比 (単位：十億円)

	1949~50年	50~51年度上半期
見返資金余裕金増加	15.2	47.8
預金部資金余裕金増加	10.3	2.0
計	25.5	49.8
日銀貸出増加	40.9	47.2
国債買入	45.7	20.7
計	86.6	67.9

と考えられる。この意味において見返資金及び預金部資金の今後の活用についての要望は次の諸点である。

(1) 電気通信事業及び国鉄に対する見返資の昨年度投融資(二七・〇十億円)を預金部余裕金をもつて肩替りするとともに見返資金の私企業に対する投融資の枠を拡張し、鉄、石炭、その他基礎産業における合理化及び近代化のための長期資金として運用すること。

(2) 市中銀行における国債保有高の減少に鑑み、本年度以降における見返資金による国債償還を中止し、本年度においては、その資金をもつて社債、金融資の買入又は市中金融機関への預託として運用すると共に明年度においては私企業投融資を中心とする産業設備資金として大幅な活用を図ること。

(3) 見返資金の運用上随時生ずる余裕金は、市中銀行預託の方法を採用し、市中銀行の日銀依存傾向の是正に資すること。

(4) 預金部資金については、政府機関の事業資金としてこれを運用するの外、その余裕金は安全且つ確実な金融債、社債への運用に方向を定めること。

(原注) 見返資金の今後の私企業投融資の方針については、さきに提出した「見返資金投融資の優先順位について」を参考されたい。

(四) 次に復金回収金等についても新たな考慮を行うべきである。

復金は昨年四月以来新規の貸出を停止し、既往の貸付金の管理回収に専念している。その回収実績は

一九四九—五〇年度	一五、三八九 百万円
一九五〇—五一年度上半期	七、五一四 百万円
(本年度予算)	一一、〇五五 百万円

であり、明年度においても七、五〇〇百万円に達する見込である。

これらの回収自体には問題はないのであるが、これらの回収金は産業界から引揚げられたまま政府の一般会計の歳入に

帰属する仕組であるため、社債、株式、社内留保又は金融機関からの新しい借入金によつて企業が調達した長期資金の相当部分が財政収入として吸収され、それだけ産業界及び金融界の困難を増加する結果を来たしている。この際復金回収金はこれを再び産業設備資金として還流する何らかの方法(例えば社債又は金融債の引受等)が講ぜられるべきことが適当と考える。このことはもとより復金の機能再開を意味するものではない。

なお、右と同様の意味において閉鎖機関の債権回収及び財産処分による資金(現在約一〇〇億円)についても、これを市中銀行預託金等の方法により民間資金に還元活用すべきものと考える。

(Ⅱ) 社債及び金融債の消化に対する政府資金の協力

昨年末の国債償還及び日銀の国債オペレーションによつて金融機関の社債投資は増加し、これに伴い企業の社債発行も或る程度の増加を示している。また見返資金による五つの金融機関の優先株の引受と、これに伴う金融債発行の許容によつて金融債の発行も今日まで概ね順調に行われ、金融機関の長期資金の造成に貢献して来ている。これらの社債及び金融債は証券市場の未発達のためその九割以上は金融機関によつて消化せられており、今後の社債、金融債の消化は一に金融機関の資力によつて左右されるものといつて差支えない。

然るに金融機関による消化は前述の通り、主として国債の償還、日銀の国債オペレーションによつて行われたものであるから、今後金融機関手持国債の減少に伴い、これらの社債及び金融債の消化は著しく困難を加えるであろう。特に金融機関保有の国債の相当部分は借入金担保又は貸付有価証券として証券として運用されている事情を考慮しなければならない。

従つて今後は社債及び金融債の消化については金融機関とともに預金部資金、見返資金、復金回収金、閉鎖機関余裕金等前記の政府資金の活用によりこれを補充することが必要である。

(原注) 金融機関手持国債残高

一九五〇年九月末現在

五四・七十億円

一九五一年度二月末(見込)

一九・四十億円

(Ⅲ) 投資特別会計の設置

政府資金活用の方法としてこの際考慮すべき方策として投資特別会計の設置が考えられる。この投資特別会計は復金回収金その他政府資金の繰入をもつて基金とし且つ投資国債を発行して預金部資金等その他による引受を求め、これらの資金をもつて差当り社債及び金融債の引受^(平)に長期金融機関の優先株式^(株)を行い財政を通ずる長期産業資金造成への協力を目的とするものであつて、見返資金が従来漸減する態勢に備えるものである。

この構想によれば、預金部資金を直接運用する場合において考慮しなければならない安全性の問題についても解決し得るものと思われる。

(Ⅳ) 株式等証券投資の助長

株式の発行による企業資本の調達、昨年末以来急速に停滞し、産業設備資金の調達を著しく圧迫している。証券投資を助長し、これを拡張するためには証券の売買取引が円滑であることを前提とするのであるが現在の株式取引は実物取引に限定されているおり、売買市場が著しく狭隘であると共に、そのため株価の動きも正常値を欠き易い状況にある。株式取引を円滑ならしめ株式投資を助長するためには、清算取引、少なくともレギュラーウェイ制度の急速な実施が要望される。

これと更に証券金融の円滑化を期するとともに株式課税を合理化する等により証券投資を促進助長することが必要であると考へる。

(原注) 株式払込額

一九四九—五〇年度	七八・八十億円
一九五〇—五一年度上期	一五・八十億円

以上は国内財政金融に関して要望せられる諸措置であるが、全体として資金の貧弱な我が国においては、外資の導入が一層促進されることが最も望ましいのであつて我が国としては今後共これが受入れ態勢の整備に努める必要がある。

この後一二月二五日にいたり、同じ部会で、さらに具体的な政策が立案された。これらの政策の内容に立ち入ることとは、本書の課題をこえることになるが、そのうちのあるものは占領中に実行に移され、他は占領終了後に実現されて、その後の経済政策の中心的課題となつた。その原型を示すものとして次にかかげておく。⁽³⁾

資本蓄積のための財政金融対策(案)

二五・一二・二五

一、総論

(一) 対日援助の打切りを前提として若干の生活水準の向上をも織込んだ日本経済の自立を実現して行く過程において必要な輸入資金を賄うに足るだけの輸出を支えたための生産の増大と国内資源の開発が進められなければならない。このためには見返資金の減少を補つて尚余りある国内での資本蓄積を達成することが不可決の要請となる。

(二) 資本蓄積の一方法として従来行われて来た財政を通ずる強制貯蓄は、租税負担の点から国民の貯蓄意欲を減殺すると共に産業の財政資金への依頼心を養ふこととなるのみならず、金融の自律性を乱すものであり、現在以上に多きを望むことは不適當であり寧ろ漸減の方向に進むべきである。

(三) そこで証券投資を含めた個人の貯蓄増加に努める必要があるが国民生活水準の急速な向上が許されず当分戦前水準に及び得ない状況の下においては租税負担の軽減と消費の抑制を併せ行つても、金額的に大きな期待を持つことは困難である。

(四) 従つて量的にも質的にも資本蓄積の主力をなすものと考えられるのは企業の自己蓄積即ち社内留保と減価償^(償)の増大であり、これに財政金融対策の重点が置かれるべきである。

(甲) これと共に限りある国内資本蓄積力を補闕するものとして可能な部面にできるだけ民間外資の導入を図ることが必要である。

(乙) 更に蓄積資本が質的には長期設備資金に向けられ、且つ自立経済達成のため最も必要な部門に流入するよう配分面での適切な施策を講ずることが要求される。

二、各 論

(一) 国民貯蓄増加対策

(イ) 基本方針

租税負担の軽減と消費の抑制とにより生活水準の向上と共に貯蓄余力の造出をはかる

(ロ) 対策

- (1) 貯蓄奨励運動の積極的展開
中休みの感がある貯蓄奨励運(こ)に活を入れ個人的利益の確保手段として有効である点をも強調する
- (2) 預金々利の引上
- (3) 所得税の軽減
- (4) 利子課税について源泉選択制度の採用
- (5) 長期預金利子税率の逡減
- (6) 無記名定期預金制度の存続
- (7) 税務署による金融機関帳簿検査の緩和
- (8) 相続税の軽減
- (9) 地方税の軽減と徴税方法の改善

(二) 企業の自己蓄積増加対策

(イ) 基本方針

社内留保及び減価償却の増加に主眼点を置き濫費を抑制する

(ロ) 対策

- (1) 経営合理化、特に冗費の節減と近代化による収益力の増加
- (2) 新規機械設備の輸入促進
- (3) 償却を可能ならしめるような価格の改訂
- (4) 税法上の修繕費の範囲の拡大
- (5) 資産再評価
適当な時期における再度実施と再評価税率の引下げ
- (6) 減価償却の増大
耐用年数の短縮、特別償却の承認、再評価資産の残存年数による償却、残存価格の廃止
- (7) 積立金に対する法人税の減廃
- (8) 固定資産税（家屋を除く）の軽減
- (9) 個人企業と法人企業の税法上の取扱の均衡
- (10) 法人蓄積資金の再投資範囲の拡大

(三) 証券投資の助長対策

(イ) 基本方針

預貯金と共に産業資金の源泉として普及化をはかる

(ロ) 対策

- (1) 証券民主化運動の展開
- (2) 投資信託制の普及
- (3) 証拠金取引又は清算取引の実施
- (4) 株式保有機関の設置

未消化株の棚上の外場合により新規発行分の引受をも考慮する

- (5) 日銀株式担保金融の復活
- (6) 株式譲渡所得課税の際の元本追求の廃止
- (7) 配当金所得に対する源泉選択制度の採用

(四) 金融対策

(イ) 基本方針

国民貯蓄資金及び財政資金を必要な長期産業資金に運用する

(ロ) 対策

- (1) 財政資金の長期金融機関を通ずる活用
- (2) 見返資金の協調融資による効率化
- (3) 財政資金による損失補償、保険制度の強化
- (4) 長期貸付金及び保有証券の償却

(五) 農山漁村対策

(イ) 基本方針

財政投資の増加により資本蓄積力を養成する

(ロ) 対策

- (1) 再生産を可能ならしめるような農産物価格の改訂
- (2) 農地担保金融制度の樹立
- (3) 生産条件向上のための公共事業の拡大
- (4) 財政資金による特殊金融機関の活用
- (5) 国家保償損失補償制度の拡大強化
- (6) 農協組課税の再検討

(六) 財政投資

(イ) 基本方針

強制貯蓄方式は逐次廃止し、増加資金源の範囲内で民間資本蓄積の補充的役割を演ずる

(ロ) 資金源

- (1) 見返資金
- (2) 預金部資金
- (3) 現在一般会計から支出している金額
- (4) 復金回収金
- (5) 自然増収の一部
- (6) 生産公債（日銀引受を認めず）

(ハ) 投資の方向

- (1) 金融ベースに乗り難い農林水産業、住宅、中小企業金融
- (2) 基幹産業、輸出金融
- (3) 危険率の大きい民間融資の保険、補償
- (4) 公共事業費の増加による産業基盤の育成

㊦ 対策

- (1) 見返資金の私企業投資一元化
- (2) 預金部による金融債、事業債の引受
- (3) 復金回収金の産業への還元
- (4) 長期特殊金融機関への出資
- (5) 証券保有機関への出資

㊧ 租税対策

(イ) 基本方針

資本蓄積促進の見地から従来の税込確保の行き方に調整を加える

㊨ 対策

- (1) 国民貯蓄増加対策として(一)の(四)の(3)乃至(9)
- (2) 企業の自己蓄積増加対策として(二)の(四)の(4)乃至(9)
- (3) 証券投資助長対策として(三)の(四)の(6)(7)
- (4) 金融対策として(四)の(四)の(4)
- (5) 農山漁村対策として(五)の(四)の(6)

(六) 外資導入対策

(イ) 基本方針

国内資本蓄積力の不足を補充する

(ロ) 対策

- (1) 融投資増大のための外資法、為替管理法の改正
- (2) 外国企業との提携による技術導入と原材料の確保
- (3) 外貨債の発行
- (4) 外国における株式の募集
- (5) 国際復興開発銀行、米國輸出入銀行の借款の獲得

(1) 経済企画庁資料。

(2) 経済企画庁資料。

(3) 経済企画庁資料。

第三節 ブーム下の金融

一 ブーム下の金融調節

(一) 高率適用の再強化

二五年秋、金融が緩和してくるにつれて、ふたたび高率適用制度は強化の方向に向かった。基本的な考え方は、実需に基づかない資金需要を抑制するとともに、他方、諸般の合理化達成のための資金を円滑に供給し、かつ金融機関の過度の日本銀行依存を是正し正常化を促進することがその目的である。その手段としては、二五年二月以来適用除外となっていた商業手形の割引をふたたび高率適用の対象に加えること、かつ高率適用の基礎となる預金残高の算定ならびに、高率適用の限度額を実情に適するように厳格化し、かつ第二次高率の一部を引き上げること、市中金利と一般金利の利鞘の縮小を図ることが、その大要であった。具体的な改正案は次のとおりである。

一、手形割引中貿易手形は貿易振興の見地から暫くおき、昭和二十五年二月以降高率適用対象外となっていた商業手形割引は、その後において商業資金の過大傾向にかんがみ、なおこれを対象外におく積極的理由も乏しいものと認められたので、再びこれを対象に加えること。

なお、この場合本行公定歩合の建前上、商業手形割引については高率を適用し得ないので、最低歩合ならびに第一次高率適用限度の範囲内に限り、これを割引くこととし、この限度額を越える場合は、これを担保とする手形貸付をし、優遇手形に準

じ高率を適用すること。

二、最低歩合適用限度額および第一次高率適用限度額算定の基礎たる基準預金残高は、従来月末総預金残高によることとなっていたが、これにはかなりの粉飾による水増が認められこの調整を行なってきた実情に徴し、前三か月各月中平均預金残高の平均額とすること。また従来一時的な政府関係預け金は、本制度の実効を期するため預金残高から除外する特例をとってきたが、これを指定金銭信託残高は元本だけとする扱とともに手続中に明文化すること。

三、従来の各限度額の基準預金残高に対する規制比率一二％は、昭和二十四年四月の制度改正において貿易手形および商業手形割引を適用対象外とした際、今後の貿易手形増加を考慮して、当時の銀行預金残高と本行貸出残高の割合一〇％より少し多い目に認めたものであった。しかるに昭和二十五年九月末預金残高は当時に比し約倍増しており、かつ今次改正の趣旨にもかんがみて、規制目標を若干引下げて一〇％としたこと。

四、従来の高率適用制度の目的は、本行基準金利と市中金利との偏差を是正しようとするものであり、当時の金融機関の収益状況等にかんがみ、利鞘はできるかぎりこれを縮小することが適当と考えられたが、優遇手形については商業手形担保貸付を含めることとした関係上、第二次高率の引上げが困難と認められたので、これを従来どおり二銭に据置き、それ以外のものについては市中金利との開き二厘を目標として第二次高率を二厘方引上げて二銭三厘としたこと。

五、外国銀行に対する商業手形割引も高率適用の対象となる筋合であるが、外国銀行に対しては当分の間高率適用限度額を設定せず、したがって右割引については限度を設けることなく、基準割引歩合をもつて割引を行なうこと。

高率適用手続改正箇所(傍線の通り改正)

二、手続適用の対象とすべき貸出の種類

手形割引中商業手形割引及び手形貸付中一般貸付

三、最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額

高率適用先の前三カ月の各月中平均預金残高(政府関係預り金を除く預金、指定金銭信託元本及び債券発行高の月中平均残高以下同じ)の平均額(以下基準預金残高という)の1パーセント相当額を翌月一日より末日迄の当該取引先に対する最低歩合適用限度額、1パーセント相当額を超え10パーセント相当額迄を第一次高率適用限度額とする。前項限度額は取引主要店において高率適用先から毎月二十五日迄に前三カ月の各月中平均預金残高を報告させこれに基いて算定するものとする。但し所定の日迄に報告未着の場合は前月の最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額を踏襲するものとする。

(第三項略)

五、高率適用の方法

本店(営業局)又は支店(営業事務を営む事務所を含む)においてこの手続の適用を受ける手形割引若しくは新規貸付又は既往貸付の切替継続をなそうとするときは、四により配置を受けた当該取引先に対する最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額夫々の余裕額に応じ、左の通り公定割引歩合若しくは最低利子歩合又は高率を適用する。

(一) 最低歩合適用限度額以内の割引若しくは貸付

公定割引歩合若しくは最低利子歩合

(二) 第一次高率適用限度額以内の割引若しくは貸付

(イ) 商業手形割引

公定割引歩合

(ロ) 貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形又は農業手形を担保とする貸付

最低利子歩合

(ハ) (ロ)に掲げる手形以外のものを担保とする貸付

最低利子歩合より二厘高

(三) 第一次高率適用限度額を超える貸付(以下第二次高率適用貸付という)

(イ) 前号(ロ)の貸付

二銭

(ロ) 前号(ハ)の貸付

二銭三厘

最低歩合適用限度額のみ配置を受けた場合、その限度額を超える貸付は前項(三)に準じ取扱うものとする。

第一次高率適用限度額のみ配置を受けた場合は当初より第一項(二)により、最低歩合適用限度額、第一次高率適用限度額とも配置のない場合は当初より第一項(三)に準じ取扱うものとする。

商業手形の割引は配置を受けた最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額以内の場合に限るものとし、右限度額を超える場合又はその配置がない場合にはこれを担保(担保価格は手形金額の九五パーセント以内とする)として手形貸付をなし第一項(三)の(イ)に準じ高率を適用するものとする。

七、報告事項

(一) 最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額の決定及び配置に関する報告

取引主要店は毎月二十七日迄に最低歩合適用限度額並びにその配置額を別紙書式(一)甲及び乙により限度額を配置する店及び総務部に報告するものとする。

(第二項及び(三)略)

八、附則

昭和二十一年八月十日以前に実行した貸付についてはこの手続を適用しない。

二六年に入って、高率適用はいっそう強化された。二月に入って輸入物資の入荷も進捗し、市況もやや頭打ちの状況になり、ただ資金需要は依然旺盛で警戒の要があるとみられたためである。このために、一月以降のちにみるように国債買入操作も最少限におさえることが定められた。そこで、高率適用をいっそう厳格化し、第一次高率適用限度を切り下げ、かつ高率適用利子歩合を引き上げたのである。その内容は次のごとくであった。

一、高率適用制度強化の方法としては、適用対象の拡張、限度額の切下げおよび適用利子歩合の引上げ等が考えられた。しかし

貿易育成緊要な段階において再割引適格貿易手形を適用対象に入れることは、依然時期尚早と認められたので、さしあたっては漸進的な限度額の切下げと高率適用歩合の引上げにとどめることとし、従来の第一次高率適用限度額である基準預金残高の1%相当額を超え10%相当額までとあるのを8%相当額まで切下げること。

二、高率適用歩合の引上げについては、市中金利との関係において全面的に無鞆とする方法は、本行優遇手形とその他の手形との均衡上やや急に失するうらみがあつたので、一応本行優遇手形担保貸付は一厘鞆、その他については無鞆とすることを目途とし、したがって第二次高率適用利子歩合を再割引適格商業担保貸付についても一厘鞆の二銭一厘として一厘引上げ、優遇手形担保貸付については三厘引上げの二銭三厘、その他の担保貸付については二厘引上げの二銭五厘とし、従来の二本建を三本建とすること。

三、従来は営業局長または支店長の裁量あるいは経伺により高率適用を減免するときは全く高率を免除する場合でも単に適用歩合を軽減した場合と同様、高率適用対象貸出として限度内に算入しており、他方経伺により特定取引先に対する高率適用免除の場合は高率適用対象外貸出として限度外としていたが、この二様の取扱方は事務上きわめて煩雑であるので、高率免除貸出はすべて対象外貸出として整理すること。

高率適用手続中一部改正の件(昭和二十六年三月一日)別紙(一)

高率適用手続改正箇所(傍線の通り改正)

三、最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額

高率適用先の前三カ月の各月中平均預金残高(政府関係預り金を除く預金、指定金銭信託元本及び債券発行高の月中平均残高以下同じ)の平均額(以下基準預金残高という)の1パーセント相当額を翌月一日より末日迄の当該取引先に対する最低歩合適用限度額、1パーセントを超え8パーセント相当額迄を第一次高率適用限度額とする。

(第二項、第三項従前通り)

五、高率適用の方法

本店(営業局)又は支店(営業事務を営む事務所を含む)においてこの手続の適用を受ける手形割引若しくは新規貸付又は既往貸付の期限延長をなそうとするときは、四により配置を受けた当該取引先に対する最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額夫々の余裕額に応じ、左の通り公定割引歩合若しくは最低利子歩合又は高率を適用する。

(一) 最低歩合適用限度額以内の割引若しくは貸付 公定割引歩合若しくは最低利子歩合

(二) 第一次高率適用限度額以内の割引若しくは貸付

(イ) 商業手形割引 公定割引歩合

(ロ) 貿易手形、スタンプ手形、復金保証手形、農業手形又は漁業手形を担保とする貸付 最低利子歩合

(ハ) (イ)(ロ)に掲げる手形以外のものを担保とする貸付 最低利子歩合より二厘高

(ニ) 第一次高率適用限度額を超える貸付(以下第二次高率適用貸付という)

(イ) 本行再割引適格商業手形を担保とする貸付 二銭一厘

(ロ) 前号(イ)の貸付 二銭三厘

但し農業手形を担保とする貸付については二銭迄軽減することができる。

(ハ) 前号(ロ)の貸付 二銭五厘

最低歩合適用限度額のみ配置を受けた場合、その限度額を超える貸付は前項(ニ)に準じ取扱うものとする。

第一次高率適用限度額のみ配置を受けた場合は当初より第一項(一)により、最低歩合適用限度額、第一次高率適用限度額とも配置のない場合は当初より第一項(ニ)に準じ取扱うものとする。

商業手形の割引は配置を受けた最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額以内の場合に限るものとし、右限度額を超える

表 6-11 昭和 26 年中月別

買入目的	買入先	月別		
		1月	2月	3月
重要産業に対する 長期資金供給	銀行, 信託銀行	478,764	416,359	485,955
	生保	12,566	13,649	19,691
	農中	157,000	173,000	147,000
	(小計)	648,330	603,008	652,647
中小企業金融促進	市街地信用組合 無尽会社	6,814		
合計		655,145	603,008	652,647

(注) * 利付商工債券を対象とする買入分 (43,750千円) を含む。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料による。

長期国債買入金融操作

(単位：千円)

国債買入実績						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
387,742	241,698	240,338	151,928	72,687	46,715	2,522,186
9,829	1,500	6,900	2,999	2,200	4,178	73,514
30,000	25,000	27,000	15,000	19,000	16,000	609,000
427,572	268,198	274,238	169,928	93,887	66,894	*3,204,706
						6,814
427,572	268,198	274,238	169,928	93,887	66,894	3,211,520

場合又はその配置がない場合にはこれを担保（担保価格は手形金額の九五パーセント以内とする。）とする手形貸付とする。

六、高率適用の裁量

営業局長又は支店長において必要と認める場合には、貸付につき五の規定に拘らず裁量により高率を適用し又は適用高率を軽減することができる。但し取引関係店での措置をとるときは予め取引主要店に打合せするものとする。

前項により高率を適用する場合は夫々担保の種類に応じ第二次高率適用貸付に対し適用する利子歩合の範囲に止めるものとする。

七、高率適用の免除

特定の貸出又は特定の取引先に対する貸出につき必要な場合には、貸出の内容、条件又は金額等を定め経伺の上この手続の適用を免除することができる。

(以下略)

(二) 買オペレーションの抑制

すでに述べたように、二四年以来の日本銀行の買オペレーションは、大幅に行なわれ、市中の金詰り緩和の主力としてはた

らいた。

二五年に入っても、その規模は依然として大きいものであった。二五年四月の金融政策の転換ののち、資金の用途を問わない国債買入は行なわれない、設備資金の融資に対する国債買入は原則として実施しない（二五年五月）とか、興銀債（五月）、勸銀債の買入は行なわれない（六月）とか、若干の規制は行なわれたが、資金供給の大宗はなお買オペレーションに依存していたのである。

しかし、外為会計の黒字、外為貸付制度の発足などの結果金融緩和の傾向が明らかになった二五年秋以後、買オペ政策は漸次制限の方向に転換したのである。すなわち、二五年九月には事業債購入資金を供給するための買オペは、事業債発行額の六〇％相当額まで圧縮され、ついで一〇月には五割にまで、一一月には種類により三割ないし五割に、さらに一二月にはすべて三割にまで圧縮された。こうして七―九月の国債買入額は一六〇億円に及んだものが、一〇―一二月には六〇億円に切り下げられたのである。

二六年に入って買オペはいっそう削減された。すなわち、一―三月期一九億円、四―六月期一〇億円、七―九月期三億円、一〇月期以後はゼロ、計三二億円となったのである(表6―11参照)。その使途は、二六年一月以降、金融債を対象から除外することになったため、ほとんど事業債購入資金供給一本にしぼられたが、それぞれ一〇月以降打ち切られたのであった。

(三) 二六年上半期の金融情勢

二六年に入るころにも、なお輸入の不足が叫ばれており、物資不足を緩和するために輸入を促進するという朝鮮戦争開始以来の政策の基調には変化がみられない状況であった。一方、表6―3にみたように、卸売物価は二五年七月八月に急騰し、以後騰勢はやや収まっていたが、二六年に入るころからふたたび急激化し、二五年一月から二六年四月までに二割をこえる上昇を示すにいたった。一方、消費者物価は二五年中には比較的上昇率も低かったが、二六年に入って卸売物価に追随して上昇を開始し、二五年一月から二六年五月までに、一五%にあまる急騰を演じた。

ところが、懸念された輸入は年初から急増しはじめ、三―五月には一二月のほぼ二倍の水準で推移するに至った。このため、物資の不足は解消に向かい、卸売物価の騰勢も一服したのである。しかし、物価も上昇がひとまず収まっただけで、下落に向かうことはなく、図6―1に示したように、朝鮮戦争勃発前は国際的に低位にあった日本の物価は、この間にむしろ割高になってしまっていた。前年一〇月来日したジョセフ・ドッジが、その声明のなかで次のように述べた事態は、事実のなかで否定されてしまったのである。

はつきりしていることは現在は増大しつつある世界物価の危険なインフレと外国為替問題を緩和するような急激なドル貨の流入に迷わされるときではないということである。世界各地で高まっているインフレの波に屈服するほど愚の骨頂はない。

インフレに屈服することは公共、民間のあらゆる支出の実効価値を削減するとともに日本の自立上必要なだけの輸出の増大と国民生活水準の恒久的向上の可能性を減少させることになる。世界各国は現在有効適切なデイス・インフレ政策の必要を認識しはじめている。この点にかんしては日本は他の多くの国に二年ほど先んじており、その成果は大きな国家的資産としてすでに世界各国から認められている。さらに現在は産業改善、能率化、生産力拡充(合理化)などにたいする努力を緩めるべき時期ではなく、むしろこの種の努力を最大限にし強力な競争力を打建てることに、日本の政治的独立にとり根本的に必要な経済自立という終局目標を達成すべき時である。

そのような状況をもたらした当時の資金供給の状況と二六年度の見通しについては、次の銀行局の資料が簡明に要約している。

一般金融状況の説明 昭、二六・二・一二 理・総

一、財政収支

(イ) 二四年度分 揚超 八〇八億円

右の揚超八〇八億円の主な要因としては日銀保有に係る復金償還分四七〇億円、見返資金余裕金増加額一五二億円、預金部余裕金増加額一一〇億円及び指定預金の引揚一六六億円がある。

(ロ) 二五年度分 撤超 六九八億円

二五年度分としては買特会計の日銀借入金返済二五〇億円、見返資金の余裕金の増加額約八七〇億円(債務償還の二六年度への繰越五〇〇億円を含む)、預金部の余裕金の増加額約四〇〇億円(預金部手持国債の償還二七三億円を含む)計約一、五〇〇億円程度の主な引揚要因があるにもかかわらず、九月一日以降ニューザンス制度の実施に伴い約二、〇〇〇億円の円

輸入金額が実質的に国庫金によつて賄われることとなつたために年度間六九八億円の撤布超過となつている。

(ハ) 二六年度分 揚超 二二億円

二六年度予算は所謂中立予算の結果収支は略々均衡し僅かに約二億円の引揚超過である。主なるものについて一言すれば、

(a) 外為会計はユーザンス制度の続行に伴い約二三〇億円の対民間撒布超過となるが、これは一般会計からのインベントリファイナンス五〇〇億円によつて賄われる。

(b) 見返資金の収支

前年度からの繰越(余裕金)	一、〇二八億円
二六年度中の収入	六六六〳
計	一、六九四〳
二六年度中の支出	一、一九四億円
内 公企業	九〇〳
私企業	三五〇〳
再建安定	七五四〳

差引翌年度への繰越(余裕金)は五〇〇億円に減少するが再建安定費は財政経済の情勢と睨み合せて支出されるいわば一種のクッションであるから、若しそれが全額未使用に止まるものとすれば、二二六億円の引揚超過となる。

(c) 政府資金運用部の収支

前年度からの繰越(余裕金)	六六六億円
二六年度の資金増加	八八四〳
計	一、五五〇〳
二六年度中の支出	一、一二〇億円

内 地方債	四〇〇〳
金融債	四〇〇〳
特別会計等貸付	三三〇〳

差引繰越(余裕金)は四三〇億円に減少し、二二六億円の対民間撒布超過となる見込である。

従つて、見返資金の引揚超過二二六億円と政府資金運用部の撒布超過二二六億円とは略々相等しい。

二、日銀信用は、

(i) 二四年度	日銀貸出	四〇八億円(期末日銀貸出残高一、〇八八億円)
	オペレーション	三九四億円(期末金融機関長期国債手持残高七一一億円)
	その他	四四億円
	計	七五八億円
(ii) 二五年度	日銀貸出	一一億円(期末日銀貸出残高一、〇九九億円)
	オペレーション	二八八億円(その他財政資金による対金融機関国債償還が八〇億円あるので期末の金融機関長期国債手持残高は三四五億円となる。)
	計	二九九億円

(iii) 二六年度	日銀貸出	五四億円(期末日銀貸出残高一、一五三億円)
	オペレーション	一〇〇〳(その他財政資金による対金融機関国債償還が一〇〇億円あるので期末の金融機関長期国債手持残高は一四五億円となる。)
	計	一五四〳

であり、これに一、の財政収支及びその他の対日銀直接取引を併せたものが通貨増減の要因である。

表 6-12-1 産業資金供

年 中	合 計	株 式 (A)	事業債(B)	貸出合計	
				(C)	一 般 小 計
21 (1946)	59,153	◎ 4,516	△ 1,230	55,867	56,091
22 (1947)	133,403	◎ 9,030	10	124,363	80,181
23 (1948)	437,703	◎ 59,366	207	378,130	312,117
24 (1949)	494,045	◎ 108,529	14,962	370,554	363,139
25 (1950)	514,063	31,919	43,476	438,668	372,555
26 (1951)	859,331 (227,517)	69,649 (41,005)	35,979 (32,325)	753,703 (154,187)	640,217 (89,234)
26年度計	799,953 (229,586)	80,978 (47,738)	33,461 (29,791)	685,514 (152,057)	692,713 (78,744)
27 (1952)	1,022,652 (299,988)	122,359 (82,460)	36,975 (33,021)	863,318 (184,507)	796,495 (81,185)
27年度計	1,106,543 (324,339)	136,594 (89,129)	42,166 (36,694)	927,783 (198,516)	806,473 (89,424)
28 (1953)	1,064,760 (362,857)	165,786 (102,416)	41,303 (35,304)	857,671 (225,137)	735,838 (125,904)
28年度計	937,066 (386,386)	174,037 (110,525)	34,378 (29,821)	728,651 (246,040)	640,208 (141,032)
29年1月～3月	106,736 (101,885)	44,302 (27,300)	6,375 (5,713)	56,059 (68,872)	49,377 (38,184)

(注) カッコの外の数字が供給, カッコ内は増減を示す。
出所：日本銀行調。

給 (増減) 状況 (1)

(単位：百万円)

貸		出				
金融機関		政 府 金 融 機 関				
全国銀行	そ の 他	小 計	復 興 金融金庫	日 本 開発銀行	日 本 輸 出入銀行	国 民 金融公庫
48,784	7,307	—	—	—	—	—
21,837	58,344	44,210	44,210	—	—	—
213,106	99,011	66,949	66,949	—	—	—
297,704	65,435	△ 2,749	△ 2,749	—	—	—
292,334	80,221	△ 16,036	△ 18,515	—	—	2,479
515,956 (71,133)	124,261 (18,101)	12,793 (5,827)	△10,648 (△8,179)	12,860 (12,860)	6,294 (—)	4,287 (1,146)
563,252 (62,370)	129,461 (16,374)	20,643 (13,396)	△ 7,622 (△5,862)	16,814 (18,047)	5,925 (—)	5,526 (1,211)
583,933 (47,342)	212,562 (33,843)	26,831 (24,298)	—	18,552 (22,020)	△ 613 (—)	8,892 (2,278)
587,737 (53,238)	218,736 (36,186)	34,652 (33,620)	—	28,500 (31,419)	△1,520 (—)	7,672 (2,201)
513,618 (76,941)	222,220 (48,963)	82,926 (79,812)	—	62,358 (64,449)	988 (—)	6,719 (2,502)
413,371 (76,716)	226,837 (64,316)	95,874 (92,810)	—	53,069 (54,981)	3,946 (—)	2,936 (1,966)
17,521 (16,273)	31,856 (21,911)	27,302 (28,003)	—	4,613 (5,118)	2,739 (—)	△3,112 (△ 117)

表 6-12-2 産業資金供

年 中	貸					
	政府金融機関		融 資 特 別 会 計			
	農林漁業 金融公庫	中小企業 金融公庫	小 計	資 金 運 用 部	見返資金	農林漁業 資金金融通 特別会計
21 (1946)	—	—	△ 224	△ 224	—	—
22 (1947)	—	—	△ 28	△ 28	—	—
23 (1948)	—	—	△ 936	△ 936	—	—
24 (1949)	—	—	10,164	△ 1,056	9,011	—
25 (1950)	—	—	29,854	△ 255	28,944	—
26 (1951)	—	—	59,379 (59,126)	253 (—)	49,089 (49,089)	8,458 (8,458)
26年度計	—	—	60,271 (59,917)	354 (—)	46,618 (46,618)	11,939 (11,939)
27 (1952)	—	—	70,425 (70,081)	344 (—)	50,567 (50,567)	18,084 (18,084)
27年度計	— (—)	— (—)	63,844 (62,596)	1,248 (—)	42,069 (42,069)	19,097 (19,097)
28 (1953)	9,743 (9,743)	3,118 (3,118)	10,126 (7,184)	2,942 (—)	1,311 (1,311)	4,494 (4,494)
28年度計	26,147 (26,147)	9,776 (9,716)	6,059 (1,460)	4,599 (—)	—	—
29年1月～3月	16,404 (16,404)	6,658 (6,598)	2,901 (251)	2,650 (—)	—	—

(注) 表6-12-1に同じ。
出所：日本銀行調。

給 (増減) 状 況 (2)

(単位：百万円)

開 拓 者 資 金 融 通 特 別 会 計	出			自 己 資 金 (経 済 企 画 庁 調)		
	乙種外国 為替貸付	別口外国 為替貸付	年 中	合 計	減価償却	社内留保
—	—	—	…1946	◎ 18,877	◎ 19,932	◎△ 1,055
—	—	—	…1947	◎ 43,111	◎ 47,530	◎△ 4,419
—	—	—	…1948	◎ 89,463	◎ 87,130	◎ 2,333
◎ 2,209	—	—	…1949	◎ 161,454	◎ 123,827	◎ 37,627
1,164	52,295	—	…1950	◎ 345,407	◎ 149,733	◎ 195,674
1,579 (1,579)	41,314 (—)	— (—)	…1951	496,219	210,819	285,400
1,360 (1,360)	△ 88,113 (—)	— (—)	…1951	455,113	231,657	223,456
1,430 (1,430)	△ 93,010 (—)	62,578 (8,943)	…1952	447,485	287,415	160,070
1,430 (1,430)	△ 58,764 (—)	81,580 (12,876)	…1952	479,873	290,494	189,379
1,379 (1,379)	△ 564 (—)	29,345 (12,237)	…1953	642,726	356,846	285,880
1,460 (1,460)	△ 353 (—)	13,137 (10,738)	…1953	683,818	397,863	285,955
251 (251)	△ 40 (—)	23,481 (2,434)	…1954	141,816	97,617	44,199

表 6-13-1 産 業 資 金

年 中	合 計	株 式 (A)	事 業 債 (B)	貸出合計(C)
25 (1950)	508,028	31,919	43,476	432,633
1月～3月	105,176	7,916	11,714	85,546
4 ～ 6	83,954	7,047	8,157	68,750
7 ～ 9	101,935	5,512	11,857	84,566
10 ～ 12	216,962	11,444	11,746	193,770
26 (1951)	859,331	69,649	35,979	753,703
1月～3月	209,917	10,487	10,627	188,803
4 ～ 6	236,821	20,007	8,434	208,380
7 ～ 9	198,395	17,166	8,580	172,649
10 ～ 12	214,198	21,989	8,338	183,871
27 (1952)	1,022,652	122,359	36,975	863,318
1月～3月	150,539	21,816	8,109	120,614
4 ～ 6	222,627	27,882	8,839	185,906
7 ～ 9	308,512	44,119	9,489	254,904
10 ～ 12	340,974	28,542	10,538	301,894

- (注) 1. 自己資金(社内留保, 減価償却)は正確なる数字不詳のため外部資金の
 2. 株式は21年まで会社表, 25年以降証取払込金状況に拠る。ただし25年
 3. 社債は事業債現在高の増減。
 4. 銀行は26年1月以降総貸出より, 地方公共団体貸出, 個人貸付を除く。
 5. 預金部は公団貸付, 政府関係機関貸付, 地方公共団体貸付を除く。

供 給 状 況 (1)

(単位:百万円)

貸			出		
一 般 金 融 機 関			政 府 金 融 機 関		
小 計 (a)	銀 行	そ の 他	小 計 (b)	復 興 金 融 金 庫	日 本 開 発 銀 行
366,156	292,336	73,820	△ 18,515	△ 18,515	—
72,270	59,331	12,939	△ 2,504	△ 2,504	—
72,260	52,335	19,925	△ 4,577	△ 4,577	—
90,844	75,083	15,761	△ 9,545	△ 9,545	—
130,781	105,586	25,195	△ 1,889	△ 1,889	—
640,217	515,956	124,261	12,793	△ 10,648	12,860
82,533	66,668	15,865	△ 1,317	△ 3,028	—
183,201	148,699	34,502	△ 138	△ 2,479	204
209,641	169,135	40,506	4,441	△ 2,325	3,477
164,842	131,454	33,388	9,807	△ 2,816	9,179
796,495	583,933	212,562	26,831	—	18,552
135,029	113,964	21,065	6,533	—	3,954
200,375	139,915	60,460	5,073	—	4,172
213,649	153,809	59,840	△ 882	—	△ 1,216
247,442	176,245	71,197	16,107	—	11,642

供給のみを掲げた。
 以降金融機関株式払込金を除く。昭和19年以降24年までは会計年度。

く。

表 6-13-2 産 業 資 金

年 中	貸		
	政府金融機関		小 計 (c)
	日 本 輸 出 入 銀 行	国 民 庫 金 融 公 庫	
25 (1950)	—	—	32,697
1月～3月	—	—	15,780
4 ～ 6	—	—	1,067
7 ～ 9	—	—	3,267
10 ～ 12	—	—	12,583
26 (1951)	6,294	4,287	59,379
1月～3月	1,059	652	12,657
4 ～ 6	1,142	995	13,807
7 ～ 9	2,405	884	12,347
10 ～ 12	1,688	1,756	20,568
27 (1952)	△ 613	8,892	70,425
1月～3月	688	1,891	13,549
4 ～ 6	△ 785	1,686	17,129
7 ～ 9	△ 969	1,303	23,474
10 ～ 12	453	4,012	16,273

(注) 注記は前表を参照.

供 給 状 況 (2)

(単位：百万円)

出				
政 府 資 金				外国為替貸付 (d)
資金運用部	見返資金	農林漁業資金 融通特別会計	開拓者資金 融通特別会計	
△ 255	31,787	—	1,165	52,295
△ 38	15,592	—	227	—
△ 51	1,023	—	95	—
△ 105	2,918	—	454	—
△ 69	12,254	—	389	52,295
253	49,089	8,458	1,579	41,314
△ 12	12,280	—	389	94,930
△ 1	11,566	1,900	342	11,510
191	9,981	1,610	565	△ 53,780
75	15,262	4,948	283	△ 11,346
344	50,567	18,084	1,430	△ 30,433
89	9,809	3,481	170	△ 34,497
20	11,419	5,393	297	△ 36,671
38	19,497	3,277	662	18,663
197	9,842	5,933	301	22,072

三、金融機関の一般預金純増は金融機関に対する一般預金増から手許現金、小切手の増加分を控除したものである。

四、一般預金純増加高の国民所得に対する割合は二四年度一・九三パーセント、二五年度八・六三パーセントと若干減少しているが二六年度には九・二〇パーセントと増加する見込である。

五、生産指数は二四年度及び二五年度において共に堅実な増加の傾向を示し、特に二五年十二月には戦前(七一年)基準一〇〇に対し二七・七パーセント上廻るに至り、四月—十二月の平均指数は一〇五・九パーセントとなっている。

なお、二六年度は自立経済審議会の資料によれば戦前(七一年)基準に対し年度間平均において一一四・一パーセントに回復する見込である。

六、物価は卸売物価、C・P・I共に二四年度はやや下降し安定の傾向を示したが、二五年六月朝鮮動乱の勃発によりその後は上昇の傾向を示している。

一方、資金需要は、にわかに活況を呈するにいたった。ブームのなかで、設備投資がいつせいに促進され、これにともなう産業資金の供給がいかに増加したかは、表6—12および6—13に示すとおりであった。これらの表にみるように、供給の中心は一般金融機関の貸出であったが、これに新規開業した日本開発銀行、日本輸出入銀行等も加わって、大量の資金が供給されたのである。そのうごきは、とくに二六年四—六月においてピークに達し、とくに貸出の増加はいちじるしかった。

この時期のインフレーションについて、大蔵省『銀行局月報』(五月下旬号)は次のような考え方を述べている。これは一つの見方にすぎないというべきであろうが、当時の事情を簡明に要約して興味ふかい。

五、利潤インフレ、貿易インフレ、信用インフレ、原価インフレ

動乱以降のわが国のインフレ的傾向は、主として、標記の四つの要因の継起によるものであつたと見ることが出来る。

第一の利潤インフレは、新規需要の急激な増加に伴って現れたいわゆる「特需景気」であり、第二の貿易インフレは、特需景気にひきづられた「輸出超過」であり、第三の信用インフレは、第二に対する対策としてとられた「輸入確保のための特別金融措置」に基づくものであり、第四の原価インフレは、いろいろな理由にもとづく「原料高」である。

原価インフレのもう一つの型である「物価と賃金の悪循環」は、「赤字財政」と併んで、国内インフレ要因中、最も警戒を要するものであるが、今までのところは、主として、米価の措置を通じて、その表面化が抑えられて来ている。

新たな、国内的インフレ要因を追加することなく又、竹馬経済への逆行も行はないで、第一乃至第四の要因に基く国民各階層間の所得分配の不均衡を如何に是正するかが当面のインフレ対策の中心課題であると共に、米価をめぐる補正予算の最大の問題でもある。

四月から五月にかけて輸入増加によって一応物価は落着きを示したにせよ、このようなブーム現象がつづいている以上、金融当局は警戒の態度をとらざるをえない。それは、すでにみたような高率適用制度の強化、買オペレーションの抑制の政策となつてあらわれたが、本格的な引締政策をとるにあたって問題を複雑ならしめたのは、二六年二月から胎動しはじめた「日米経済協力」の動きであった。

二 「日米経済協力」と金融政策

(一) 日米経済協力と最初の政策立案

「日米経済協力」の声が高まったのは、二六年二月ごろからである。その表面化は、二五年いらいのSCAPによる日本産業の潜在生産力の検討にはじまり、二月にはSCAP、経済安定本部が並行して、日本産業の最高生産能力

を算出しようとする「トップ・レベル作業」を行なっている。また一月二九日のダレス、マッカーサー、吉田会談もこれを話題とし、二月八日には鳩山一郎、石橋湛山、石井光次郎がダレスを訪れて日米経済協力のための「わが財界の要望」を提出し、二月一六日、マッカーサー元帥から吉田首相あての書簡では具体的検討に入るように指示がなされた。⁽¹⁾

これを受けて経済安定本部はさっそく政策の立案に着手し、三月二日には一応の素案がまとまった。その要点を抜粋すれば、次のようである。⁽²⁾

経済協力に関連する今後の重要経済施策 (昭和二六・三・二)

一、基本方針

今後の経済施策の基調は、国際情勢の変転に対処して、日米経済協力体制の確立を推進しつつ、日本経済の自立を急速に達成することにおくべきであり、これがためには、(1)朝鮮動乱後の情勢の推移に応ずる日本経済の機動的運営を図り、貿易及び生産規模を拡大せしめ、経済協力を促進すると同時に、(2)インフレーション再発の要因を排除し、生活必需物資の供給を確保することが是非とも必要である。今後経済協力を継続して行く場合には、経済協力の規模及び内容にも関連するのであるが、国民生活の実質的確保と日本の国民経済の合理的な循環の維持とが必要であり、特に、国内治安の点等から見ても懸念のない国民生活の保障が与えられ、国民が将来について明るい希望をもちうるものが絶対必要である。

以上の観点から、今後経済協力に関連して実施すべき重要経済施策について、その構想を述べたい。

二、重要産業物資の生産増強 (内容省略——引用者、以下同じ)

三、生活必需物資の確保 (内容省略)

四、輸入の確保 (内容省略)

五、船舶の増強 (内容省略)

六、財政政策

今後における情勢の推移を考慮するときは、財政規模の膨脹はやむをえないものと考えられるが、物価の安定等を確保するために、財政収支の均衡の基本原則はこれを堅持して、財政面から生ずるインフレーションを防止する。これがため、次の措置を講ずる。

- (一) 国及び地方団体の財政については、極力節約を図る。
- (二) 国民生活の安定、治安の維持、資源の開発利用等に緊要な支出の増加は、歳入面における自然増収と右の支出の節約額をもつて賄うこととする。
- (三) 徴税上生産等の増加に伴う所得の増加の把握を適確にし、相当額の自然増収を図る。
- (四) 増税は、国民負担の現状から極力これを避けることとし、予算の均衡を確保するため又は余剰購買力を吸収してインフレーションを防止するため必要な場合にこれを考慮する。

七、金融政策

必要な部面に必要量の資金を確保するとともに、金融面から生ずるインフレーションを防止するため、次の措置を講ずる。

- (一) 造船、電力その他の重要産業で自己資金又は市中金融をもつてしては所要資金を調達しえないものに対し必要な資金を確保するため、政府的金融機関(開発銀行)を設立する外、預金部資金、見返資金等政府資金の重点的活用を図る。

なお、右の政府的金融機関に債券の発行を認め、その市中消化を図る。

- (二) 金融の調整を図るため、日銀の高率適用の強化、ユーザンス制度の適正化等金融の量的統制措置を強化する。

- (三) 緊要物資の保有乃至貯蔵を可能ならしめるための資金的措置を講ずる。

八、物価政策

今後の物価政策としては、直接に価格を統制することは極力避けることとし、主として物資需給の確保、財政金融上の措置により、物価が自ら安定するように努めることを原則とし、具体的には次の方針による。

(一) 国民生活の基調をなす物資であつて価格の値上りが国民生活及び経済安定に及ぼす影響の大きいもの（例えば、主食、綿糸布）及び公益的独占的な性質の強いサービス（例えば、電力料金、ガス料金、鉄道運賃、地代家賃等）については、従来通り供給量の確保に努めるとともに、価格統制を継続する。

なお、主食価格の安定に資するため、輸入食糧補給金の増額及び燐鉱石補給金の継続が必要であると考えらる。

(二) 右以外のものであつて、現に価格統制を行つてゐるものうち、廃止により、国民生活に及ぼす影響の少ないもの及び増産を優先的に考慮すべきもの等については、この際価格統制を廃止する。（例えば、硫化砒、硫黄、硫酸、パルプ、下級印刷用洋紙、クラフト紙等）

(三) 基礎的な生産財について特に著しい値上りを生ずるおそれがある場合には、勧告価格又は基準価格を設定し、価格の安定に努める。

九、物資需給の調整（内容省略）

十、（正式の題名なし、一九五二年度一・五億ドルの対日援助の要請、米國資本の積極的導入の要請、技術導入、食糧・綿花等のクレジット供与の要請、米側計画の提示等——引用者）

この案は前文を付して英訳され、おそらくSCAPに提出されたものと考えられる。

これを皮切りに、日米間には「経済協力」についての構想が漸次積み重ねられていったらしい。その一例は、SCAP・ESSによる四月一三日付の「日米経済協力」と題する宛名のないメモランダムである。⁽³⁾それははじめ「以下の諸項が総合計画を完成する目的のもとにワシントンの承認をえて日本によって採用される

よう提案するものである」と前提し、「日本は次のようにする」として、次の各項が列記されている。

a 完全雇用と価格安定を推進するための経済安定計画を維持し、日本の国際競争力を維持する。この計画は次の諸施策を採用するが、それだけに限定されるのではない。

- (1) 国内資源とその達成した外国為替保有高に見合う国民生活水準の維持
- (2) 価格差補給金の漸次的削減
- (3) 経済安定の維持に見合う健全財政の継続
- (4) 国際通貨基金（IMF）及び関税および貿易に関する一般協定（GATT）の唱道する国際金融および貿易政策を遵奉する意志の表明

(5) 個別価格の伸縮の必要を考慮しつつ、価格水準の安定を保証するために必要な最少限の選択的経済統制の制度化

(6) 競争的個別企業の資本形成と合理的拡張を刺激すること

(7) 国際労働機関（ILO）の要請する基本的労働政策の遵奉

(8) 国内向および輸出向け生産計画のための円資金の、非インフレーション的かつ経済的に健全な資金源からの調達

b 生産を拡大し、国内の消費と正常な輸出と、合衆国に対する協力とにすべて振り向けることを検討する

c 外国貿易によって自由世界の諸目的を支援しようよう計画する

d 海外からのぜひ必要な金融を求めるときには、まず最初に民間の投資機関および日本が参加を許容されるべき

国際通貨機関をふくむ特殊金融機関に懇請する

e やむをえない場合をのぞいて合衆国の所定の基金からの経済援助の必要を削減する

f 戦略原材料の有効かつ全面的な利用を保証し、かつその流通経路ないし在庫されている比率を最少ならしめるように配給その他の統制手段を講ずること

g 外国貿易品が合理的な比率で輸送できるような外航船の輸送能力の保有を要請すること

(二) マーカット声明

このようにしてはじめられた交渉が結実したのは、五月一六日の周知のマーカット声明においてであった。この声明は前半に日本が国際経済社会の一員として差別待遇をうけることなく復帰し、またアメリカの緊急調達計画に参加しうることを明示し、さらに国際金融機構への加入の可能性を示唆する。しかし、国際金融機構に参加するためには、次の前提条件が満たされなくてはならない。⁽⁴⁾

一、将来の国際決済の方針の決定と声明。この問題についてはすでに目下検討が進められている。

二、国内インフレーションに対する恒久的な統制措置の声明。国際金融機構の基本目的は、各国通貨の安定に対する助力にあるのであるから、統制されないインフレーションのためにその国内通貨が価値下落を起すのを防ぐ計画のできていない国が、加入を許されることは、極めて見込に乏しい。特需による生産はその性質上インフレ的であって、世界中の各国は今日すべて、国内市場で消費することのできない品物の生産によって個人の購買力が増大するのを相殺できるように措置の採用の必要を認めている。それと同時に、国内の生活水準ができるだけ改善されることが肝要である。

三、加入の見返りとなる寄託物件に関する問題も重要である。加入に必要な基礎的寄託物件の財源は、確定しておかなければ、

加入は問題となりえない。

四、国内の財政政策も重要である。国内の安定が維持できない限り、統制されないインフレーションの危険があり、その結果通貨価値の下落とそれに伴う無秩序な物価騰貴が起る。その国の物価自体が世界市場価格から遊離している場合に、国際信用が与えられることは考えられない。

次いでアメリカの政府および民間の金融機関による対日借款が考えられていること、日本が公正な通商政策をとるべきこと、日本の海運業の再建の可能性、技術導入の可能性、東南アジアの原料生産と産業力拡大のため日本の協力しうること、などを述べたのち、講和後の日本について、次のように要約する。

司令部使節団の調査の結果、日本がその経済的進歩を極めて十分な歩調で続けて行くための機会は、真に大きなものであることが明白である。しかし乍ら、今や日本の長期経済政策を直ちに作成しこれを世界に表明する必要が明らかに存する——それはかねて、健全な原則に基づく限り、必ずしも米國政府が採用している政策や占領当局が主張した政策に限る必要はない。これはかねてからの司令部の態度であり、日本の将来は、日本自身が健全な経済政策を実施し自由世界に対して産業上の協力を与えることについて適当な措置を採ることによって確立せられる。しかもその成功の可能性たるや、極めて大きいと思われるのである。

この声明は、たんなる「日米経済協力」への号令とのみ解されるべきではない。講和を目前にし、ブームにわく日本に対して、一方ではアメリカの「緊急調達」への参加とそのため生産および生産能力の拡大を示唆するとともに、他方ではインフレーションを抑制することなしには国際金融機関への参加も望めない、という硬軟両様の含みをもっていたのであった。国内でもインフレ防止が大きな課題とされているおりからでもあり、一方で生産を拡大し、他方インフレを抑制するという矛盾した要求が提示されたのである。そこで日本政府は、これにこたえるべく政策立案努力を開始したのであった。

(三) 「新経済政策」の立案

以後、日本側では経済安定本部、大蔵省、通産省、日本銀行などが協力して、政策の立案にあたることになった。大蔵省所蔵の文書のなかには、当時の事情を示す次の諸文書が残されている。

五月二日付、主計局・主税局・理財局・銀行局の意見

経済協力についての問題点(五月二五日付、作成者不明)

今後の重要経済施策(案)(五月三〇日、経済安定本部)

インフレーション抑制の具体策(五月三一日、日銀案と注あり)

今後の金融政策の大綱(日付なし、大蔵省案と推定)

新情勢に対応する通商産業施策の基本方針(案)(六月一日、通商産業省)

政府声明(案)(六月七日、今後の重要経済政策要綱、作成者不明)

今後の重要施策要綱の改訂案(六月一二日、一三日、一四日付、およびその英訳)

こうして「新経済政策に関する声明」が六月二三日に発表されたのである。その作成過程の問題についてはのちにふれることにして、ここにはまずその全文をかかげておこう。

新経済政策に関する政府声明

二六・六・二三

講和条約も間近くなつた今日、われわれ国民は、わが経済の著しい復興とそのためわれわれが払つた努力の跡を顧みて、強い喜びと自信とを感じざるを得ない。この復興は、総司令部を始め、米国の他の諸国によつて与えられた援助と好意とに負うところもまた大であつて、われわれは衷心より感謝の意を表する次第である。

先般公表せられた総司令部マーカット経済科学局長の報告によつても明らかとなり将来わが国が、引続き国内経済の安定に努めるとともに、国際経済関係において公正と信義の原則を重んずる限り、わが国は、米国の緊急調達計画への参加や東南アジアとの貿易及びその資源の開発への協力を通じて、今後民主自由国家へ貢献しつつ、わが国経済の正常な発展を期し、本格的に国際経済に参加し得る十分な機会が与えられているのである。

政府は、わが国が将来とも健全な経済を維持し、国際信義を重んじ積極的に国際的な経済協力関係に参加する堅い決意のもとに、今後のわが国経済を次の基本政策によつて運営するものであることを、ここに内外に声明する次第である。

一、経済運営の基本方針

経済の安定を維持し、インフレーションを抑制し、現行為替レートを堅持しつつ、米国をはじめ自由国家に対する経済協力を推進し、貿易及び生産の経済規模の拡大を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活水準の維持向上を期する。

二、財政政策

財政収支の均衡を保持し、財政規模を国民経済全体の規模に適合せしめる従来の財政の基本方針は、今後もこれを堅持する。

三、金融政策

健全な財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し必要量の資金の供給を確保するとともに、不要不急方面への融資を抑制し、資金運用の効率化を図る。なお貯蓄の増加その他資本の蓄積を一層促進する。

四、価格政策

物価の安定を確保し、特に、国際価格との関連において割高と考えられる物資の価格につきその合理的な引下げを図る。個別的価格統制措置は、国民の生活水準の現状及び経済安定維持の見地から必要な最少限度において行う。

五、国際収支及び貿易政策

民主自由国家との経済協力を緊密化して、輸出の増進と輸入の確保により、貿易規模の拡大を図り、国際収支の均衡の達成を期する。

六、産業及び輸送政策

動力源及び地下資源を開発し、産業の合理化及び近代化を促進し、鉱工業生産の増強を図り、併せて輸送力を強化する。また、国土の保全に留意して農林水産資源の培養を図り、食糧自給度の向上に努める。

七、物資需給政策

主要生産材及び生活必要物資については、生産及び輸入の増強等により物資需給の適合を図る。

国際割当物資等で特に需給の逼迫しているものについては、これらの物資の確保を期するため必要やむをえない場合には、不要不急用途への使用制限等個別的統制措置を実施する。

八、国際経済政策

外資導入を促進するため、対日投資の安全性を保證する従来の基本政策を維持するとともに、国際経済関係における公正と信義の原則を遵守し国際通貨基金及び関税通商一般協定への参加を要請する。また、海運政策の基調を外国海運との公正な競争におくとともに国際労働機構により要請されている労働慣習の基本的水準を遵守する。

民主自由国家との通商を緊密化し特に東南アジア地域等の開発に協力し、これらの地域との貿易関係の緊密化に努める。いうまでもなく、健全な経済を維持しつつ経済の発展を期することは、決して安易なことではない。殊に、近く真の意味での独り立ちの経済を営むこととなるのであるから、今後ますます輸出を増進しなければならない。これがためには、最近の実状にかんがみ、国際価格との関連において、国内価格を安定せしめることが必要であり、当面財政金融の運営については、特に意を用いる必要がある。徒らに安易を求めて、インフレの抑制を怠れば、国際的にも立遅れ、またその信用を失うおそれがある。今後、国際経済に復帰して、真に民主自由国家の一員として、名誉ある地位を占めるためには、やはり着実に経済の再建

を築き上げて行くことが必要であり、政府は、この際国民とともに、この点に関する認識と決意を新にしたいと考える。

この声明は、金融を中心にみれば、上記のコンテクストとの関係で、次のように理解されよう。すなわち、経済安定の維持、インフレ抑制、現行為替レート堅持の一方で、経済協力を推進し、貿易・生産の拡大、生活水準の維持向上を図り、均衡財政、財政規模の適正水準を維持する以上、金融面では「重要産業等必要な部面」への資金供給を確保し、「不要不急方面への融資を抑制」することが必然となる。それは端的にいえば、統制撤廃、自由経済への移行をおさえて、統制の復活を志向するものであった。

ところが、この文章の背後には、金融政策に関する大蔵省・日本銀行間の意見の食い違いが存在し、それがこの声明を契機として表面化したという事実があった。

(四) 日本銀行のインフレーション抑制案

インフレ抑制について、まず具体策を考えたのは日本銀行であった。この点についての根本資料は必ずしも明らかではないが、四月ごろからすでに、「自主的融資規制」を金融機関に要望しようとする動きがみられはじめていたことは、四月一八日付の新聞の記事から知ることができる。⁽⁵⁾

日銀ではこのほど資金の質的統制を強化する一方策として不急不要方面への資金流出を防ぐため特に融資を抑制すべき業種について一覧表を作り市中銀行の自主的な協力を求める方針を決め事務当局で具体案の作成を急いでいるが、これは現在有名無実化している融資準則に代る自主的な金融統制の方向を示すものとして注目されている

融資規則は現在融資準則によつて産業資金貸出優先順位表の丙種産業に対する貸出制限として行われているが、日銀では

① この融資準則はこれまでにしばしば緩和されて有名無実となつている

② 現在はこのような法的規則⁽⁵⁾を強化する段階ではないとの見解から新たに自主的な融資規制方式を採用しようというものである、その大要は次のようにみられている

一、国民経済上、不急不要と認められる業種について一覧表を作り、これらに対する融資を差控えるよう市中銀行の自主的な協力を求める

一、右の業種の選定に当つては (イ)生産増強に直接関係のないこと (ロ)融資金額が比較的大きく抑え易いことなどをメドとして選び差当りビルディング建設、映画、演劇、遊興、娯楽、料飲店、物品販売業(一部)関係など数十種を採上げる

一、実施期日については地方選挙などの終了や日米経済協力の具体化などにらみ合せて六月ごろを目標にする

なおこの措置には自主統制がうまくいかない場合に漸次法的統制に移行する含みがあるとみる向きもあるが、日銀では法的統制の必要の有無はあくまで政府の方針に従うべきであるとして慎重な態度を示している

これは、おそらく物価上昇が一服し、かつ「経済協力」の方向が強化される状況下において、一般的な引締め政策をとるよりも選別的な統制を行ないたいとする日銀当局の考え方の反映であったとみるべきであろう。現に四月二十五日、日銀総裁は記者会見の席で「高率適用強化については今のところ何も考えていない」旨を述べていた。⁽⁶⁾

しかし、この方針に関しては、日本銀行がこの種の政策を打ち出すことは権限外ではないかという大蔵省、経済安定本部の考え方もあらわれて、以後問題は紛糾したのであった。このうち日銀がこの政策を推進しようとしたことは、五月八日付の次の記事によつてうかがわれる。⁽⁷⁾

日銀では今後の景気の見通しおよびこれに対応する金融政策の根本方向について検討しているが

①景気は秋ごろから上昇する ②原材料値上りの影響などが表面化して経営合理化の要請は一層強まる ③したがって金融は引締めざるを得ないが限られた量の資金を重点的に分配するよう努力すべきである

との考え方が強まつており、近く実施する自主的融資規制を皮切りに輸入引取資金、購蘭資金など当面の諸問題の処理を通じて漸次この方針を具体化する意向のようである

当面の金融諸問題および日銀がこれを処理する方向は大体次のようなものとみられる

一、通貨調整Ⅱ六月末の通貨発行高は四千五十億円前後に達するものとみられているが、さきに通貨発行審議会では最高発行限度を三千九百億円に据置いた趣旨を貫き、第一四半期(四―六月)中に引続き卅日以上限外発行をしないようにする(限外発行が卅日を超える場合は通貨発行審議会の承認を必要とする) このため特に六月中旬の通貨回収には努力する

一、信用の一般的調整Ⅱ今後は資金需要も多くなる上に、景気回復の見通しがつけば市中銀行の融資態度も積極的になることが予想されるので、市中銀行に対する日銀貸出のワクをきびしく抑える一方貸出内容を検討して滞貨融資、思惑融資などをさせないようにする

一、輸入引取資金Ⅱ四―六月で千億円以上の需要があるものとみられているが、日銀としては一応優先的に扱う意向を示しており、すでに原綿、原毛、原皮、原油、鉄鋼原材料、麻の引取資金にはスタンプ手形を適用している、さらに近くこれに生ゴム、油脂原料を加えることにこのほど内定、また燐鉱石についても検討中である、しかし日銀としてはインフレ抑制の建前から引取資金関係についても日銀信用の放出は必要最小限度に抑える方針を採っており ①地方銀行の余裕資金の活用を図る ②収益の多い企業にはできるだけ自己資金で賄わせる ③必要度の薄い貸出を抑えて引取資金に回すよう市中銀行の協力を求める などの意向を持つていようである

一、購蘭資金Ⅱ春蘭関係で約二百億円の需要があるが、これをどの程度日銀が面倒をみるかについては生糸相場の見通しや蘭価はどの程度が適正かなどの事情とにらみ合せて検討中であるが、いまのところややきびしい線を出す見通しが強い

一、就航資金ⅡFOB輸入の場合就航に必要な資金を調達するため直接海運業者にスタンプ手形によつて金融の途を開くよう業界からの要望が強かったが、日銀では最近海運業者への船賃の支払がよくなつて金繰りが比較的楽になつてきた点を指摘、特

にスタンプ手形の適用はしない意向のようである

一、自主的融資規制Ⅱ既報のように特に融資を抑制すべき資金について日銀が業種別、使途別の一覧表をつくり、これを市中銀行に回付して協力を求めることになり準備を急いでいる、大蔵省ではこれは日銀の権限外のことであるとして反対の意向を示しているようであるが、日銀では資金の量的統制と質的統制は当然相伴うべきものであるとあくまで強行する態度をみせている

この政策が現実化したのは、マーケット声明直後の五月一九日であった。一万田日銀総裁は金融各界の代表者二十余名をまねき、次のように述べてその実施方を要望したのである。ただし、この時点における貸出抑制政策の細部については明らかでない。⁽⁸⁾

一万田日銀総裁は十九日午前十時日銀に大都市銀行、地方銀行、信託銀行、保険会社、農林中金、商工中金など金融各界の代表廿余名を招き、日米経済協力の具体化に伴う金融諸問題について検討したが、席上一万田総裁は次の通り述べた

一、政府は近くマーケット声明に対応する経済諸政策の方向を内外に明かにすることになろう、その中心課題はインフレの抑制に置かれるだろうが、金融機関としてはこの方針に協力するため今からビルディング建築関係など不要不急資金の融資抑制に一段と力を入れてもらいたい、日銀としては不要不急資金の貸出を行っていると認めた場合にはその分について第二次高率適用を課することなどの懲罰的措置も考えている

一、必要以上の信用膨脹を防ぐためユーザンスについても物資別に期限を短縮していく方針である

一、電力債の消化については外資の導入を促進するためにも完全に消化できるよう協力してもらいたい、日銀としては電力債にはオペレーションはかけないが、電力債引受によつて市中の金繰りが苦しくなった場合にはできるだけ資金の面倒をみるつもりである

一、必要資金を確保する一方策として今後日銀の融資あつせんを活発化したい

一、資本提携が問題になつてきているが、物の裏付を伴わない外資導入はインフレ傾向に拍車をかけるばかりでなく、国内の金融調整をもむずかしくするから好ましくない

なお五月二一日の『日本経済新聞』は、次のような推測記事をかかげていた。それは、日銀が融資の自主規制への強化その他の手直しを行ないつつ「経済協力」に対応してゆけばよいと考え、一般的な引締めにはなお反対であった事情を物語っている。

一万田日銀総裁は十八日のマーケット経済科学局長との懇談の席上、日米経済協力を推進する前提としてインフレ抑制策の確立を要望されたので、十九日池田蔵相とこの点を中心に懇談したほか、市中金融機関の代表を招いて協力を求めるなど活発な動きをみせているが、これに対応して日銀政策委および事務当局でもインフレ防止のための金融政策を検討、漸次具体化する意向のようである

日銀ではインフレ防止のための金融諸政策について ①従来行ってきた量的、質的統制を強化すれば十分である ②政策だけが先走ることとは妥当でなく財政面や物の面の政策の進展と相まつて具体化していくべきであるとしているが、現在問題にしている点については大体次のように考えているようである

◇質的統制の強化 一、自主的融資規制Ⅱ(イ)大蔵省や安本の反対などで当初の日銀案はかなり弱められ融資抑制の基準を資金の使途別に抽象的に示すことになつてきているが、今後事態の進展とにらみ合せて漸次これを強化し融資抑制の基準を業種別に組替えることも考えている (ロ)自主統制がうまくいかない場合にはなんらかの形の法的統制が必要となるとみている

一、優遇手形制度の再検討Ⅱ(イ)商業手形、貿易手形、工業手形などについては審査基準を厳格にし、手形の形式にとらわれず資金の使途にまで立入つて審査する (ロ)スタンプ手形については適用の範囲をできるだけせばめる

一、国債買上オペレーションの縮小、五月からオペレーションの適用を除外する銘柄に国民経済上緊要度の薄いものを加えたが、この範囲を漸次拡げ、オペレーション廃止の方針を推進する

一、企業合理化資金の確保、おもに開発銀行を中心に興銀、勧銀などの融資を通じて円滑な供給を図りたい意向である

◇量的統制の強化 一、金利政策、(イ)信用膨脹の傾向ともならみ合せて必要な場合には日銀の高率適用を強化し市中貸出金利との利ザヤ(現在は一厘ザヤ)をなくすべきだとの意見が強い (ロ)市中貸出金利については企業の金利負担の増大を防ぐ建前から動かすべきでないとしている

一、市中銀行に対する態度、(イ)日銀依存度の高い銀行については日銀貸出の増加を必要最小限度に止める方針である (ロ)地銀などの余裕資金の活用を図り、市中銀行の金融的判断にもとづいた融資を活発にするため日銀の融資あつせんを積極化する意向である

このような状況下でマーケット声明が出され、政府はそれに対応する政策の検討を開始したのであったが、日銀の上記の方針はその後も変わることなくつらぬかれていた。それを要約したものが、五月三十一日付の「インフレーション抑制の具体策(案)」と題する日本銀行から大蔵省、経済安定本部に提出された次の文書である。⁽⁹⁾

インフレーション抑制の具体策(案)

(二六・五・三一)

一、インフレーション抑制に対する基本的態度

(一) インフレーション抑制の基本対策の確立に当つては、従来の健全財政の方針はこれを飽く迄堅持することを大前提として次の如き諸目標が設定せられねばならない。

(二) インフレーション抑制のための基本目標は現行為替レートを堅持しつつ、我国物価が国際物価水準を上廻ることのない様凡ゆる経済施策をこれに集中することに存する。これは国際金融機構(IMF)の参加も近いと見られる折柄国際信用保持の観点よ

り特に重要である。

(三) 生産の増大、輸出の増進の要請を充しつつ、同時に国民生活水準を低下せしめぬ様考慮を払う要がある。蓋し絶対水準の低い我国民生活水準を之以上低下せしめぬことは共産主義に対する防壁として必須の条件だからである。

(四) 之が為には必要な生産財及び消費財の輸入の確保が先決であり、且つ日米経済協力に伴う発註等に関しては設備の拡張はなるべく之を避け既存設備の活用によつて賄うことを原則とする。就いては我国経済の長期的見透樹立のため、能うれば発註計画の概貌を予め提示されることが望ましい。

(五) 以上の目的を達成するためには、後記の如き諸施策が考えられるが、これについては過度の統制による弊を避ける意味から必要最小限度にとどめ、情勢の推移によつては之を強化するものとする。

二、今後採るべき具体策

(一) 金融

日本銀行が新に信用を追加することについては、一層厳に抑制することを基本とし、市中貸出については、緊要物資の生産増強、国民生活の安定保持、輸出の振興に寄与しない不急不要のものを抑制すると共に、特に緊要な生産資金及び合理化に必要な資金の確保に重点をおき、新に造出された購買力の吸収を図り資金の蓄積を期するものとする。

(1) 信用の調整

(イ) 第一段階として日本銀行は既に市中金融機関に対し不急不要融資(1)鋼材等重要資材を多量に使用するもので生産増強に寄与しない建築、施設等の資金 (2)国民生活の安定に役立たない娯楽、奢侈関係資金 (3)投機、思惑、其の他生産の増強国民生活の安定に寄与しない商業資金)の自主的調整を要望したが、之に伴い日本銀行としては左の施策を行うものとする。

(A) 商業手形の制限

商業手形については実体^(実)が投機、思惑と見られるもの、或は事実上滞貨融資となるものを敢重に選別することは、いふまでもないが、業種により緊要度の低いものは勿論それ以外のものでも情況によつては更に之に制限を加える。

(B) スタンプ手形

スタンプ手形は、漸次品目の整理及び期間の短縮を行い、将来は之を廃止する方針とする。他方これ等に対しては別途必要に応じ融資斡旋により所要資金の疎通を図る。

(C) 工業手形、一般事業手形

商業手形と同様の主旨により品目を整理しその適格性に制限を加える。

(D) 現行外貨貸付については、現在の段階においてはまず適当に期間の短縮を行い、将来の情勢に応じこれを強化する。

(四) 前項の場合日本銀行としては高率適用の活用その他信用調整に付一段と工夫を加えるが、自主的調整が実効を伴はない場合、若くは情勢の変化により更に強力な施策を必要とする場合には金融面において市中貸出につき法的措置をとると共に、一面或程度の物的統制を行う必要がある。

(2) 長期投融资の抑制

新規の設備拡充を伴う投融资の中、電源開発、造船資金等産業開発に特に緊要なもの及び設備の近代化等原価引下げに寄与する合理化資金に付ては優先的に取扱うものとするがその他は原則としてこれを抑制する方針とする。

(イ) 設備資金

(A) 設備資金の貸出はなるべく長期金融機関(開発銀行、興銀、勸銀等)をして行わしめる。

(B) 普通銀行による設備資金の供給はなるべく社債の保有に依らしめる。又普通銀行の既往の長期貸出については能う限り之を開発銀行に肩代りせしめ、これによつて生ずる余裕資金は社債に振向ける様勧奨する。

なお保有有価証券についてはその評価減につき特例を認める措置を講ずる必要がある。

(ロ) 起債及び増資

起債及び増資は原則として企業自身の努力により行わしめ、情勢によつては市中貸出に対する統制に並行して法的措置をとる要がある。又日本銀行の社債に対する国債オペレーションは漸減するものとする。

(3) 貯蓄の増強

輸出の伸長或は特需の増大に伴つて今後国内には新なる購買力の追加が予想されるが、之に見合う消費財の供給は必ずしも確保せられるとは言い難く、又他方緊要な生産資金を蓄積資金により賄う必要は益々加重されるので、貯蓄の増強は一層切実な課題となる。従つて

(イ) 官民協力体制を以つてする全国的貯蓄増強運動の展開

(ロ) 一般個人を対象とする比較的短期の政府貯蓄債券の発行

(ハ) 納税貯金の一層の奨励

(ニ) 貯蓄増強に資するための税法上の考慮
等の貯蓄増強を講ずるものとする。

(二) 財政

中央、地方を通じ財政の均衡を堅持することは従来と同様今後に於ても不変の方針であることを大前提として左記の二点には特に留意する要がある。

(1) 予備的財源の確保

特需その他輸出の増進に伴い我国の外貨保有は自然増加の傾向が多いと思われるが、この場合には財政面において単に収支の均衡を保持するに止まらず必要の場合には遅滞なく財源をつくり財政資金を以て外貨の保有又は債務償還等に活用

することが肝要である。

(2) 財政投資の活用

一般民間投資によること困難で且つ国家的に緊要已むを得ざるものに対しては、従来にもまして重点的に国家資金(資金運用部資金、見返資金等)を活用するものとし、例えば電源開発、外航船建造、食糧増産、其他合理化促進に必要な資金を供給する。

(三) 物価

現在物価の問題としては国際物価に対する割高の是正と、これに関連して賃銀、物価の悪循環の阻止との二面が存在するが、これがため次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 国際物価水準に対する我国物価の割高を是正するため企業の合理化(例えば機械設備及び補助施設の近代化)その他全産コストの引下に努力し特に国際商品の品質の向上、適正価格の実現を期するものとする。
- (2) 価格差補給金の支出は原則として好ましくないこと勿論であるが、賃銀、物価の悪循環を阻止するためには、主要食糧及び緊要基礎資材について、合理化による低下の余地なき原価要素(例えば燐鉱石、鉄鉱石等の海上運賃、米価パリティの異常な上昇)の存する場合に限り企業努力を害せざる如き方法により且つ財源ともならみ合わせた上必要最小限度の補給金を支出することも大局から見ても已むを得ず、従つてこの際遠距離の海上運賃に対する補給金及び電力料金については用途による大幅の差別的料金設定と共に或程度の補給金を併用することが適当と考えられる。
- (3) 一般物資の配給、消費の規正については広範囲に亘ることを避け、前記の如き補給金を交付すべき物資、国際割当物資及び輸出統制物資についてのみ最少限度の範囲で之を行うものとする。
- (4) なお、事態の推移によつて統制の範囲に付いて遅滞なく考慮する。

(四) 特需

日米経済協力に伴う特需に付ては、飽迄商業採算の基礎に立つべきこととは言ふ迄もないが、日本経済への悪影響を避けるには次の如き措置が考えられる。

- (1) 米側総合発註調整機関の設置に即応し、日本側においても受註調整機構の整備を図る。
- (2) 特需物資の生産に付ては、新規の設備拡張はなるべくこれを避け極力現存設備の活用を図る。
- (3) 所要運輸資金の調達は、本来市中資金の活用によつべきものであるが、金融の現状からみて、発註金額が尨大になる等の場合には、本行が之を斡旋し或は資材の支給、代金の一部前払若は分割払の採用を要請する。
- (4) 特需により受入れた外貨に付ては、先づ特需物資の生産又は価格引下げ等合理化に役立つ原料、資材等の輸入に利用し、更にこれによつて造出された国内購買力の吸収に資するため、国民生活の安定に必要な消費財の輸入を優先的に確保する様外国為替資金特別会計中に別個の勘定を設ける等特段の措置を講ずる。

(五) 外資導入其他

- (1) 外資の導入は我国国際収支の改善に資する上からもとより歓迎すべき処であるが、今後において物資輸入の容易ならざることとも予想されるので、インフレ抑制の立場からはなるべく物の裏付のある外資の受入が望ましい。
- (2) 東南アジア開発のためには、プラント其他機械等の生産及び輸出が一層緊要となるが、これに要する原料資材の輸入については特に優先的な取扱が望まれる。
- (3) 一般外貨の使用に付ては計画的且つ効率的にこれが運用を計り、インフレーション・ギャップの発生を防止する。

(五) 大蔵省の引締め論

これに対して、大蔵省に代表される政府側は不満であった。不要不急業種に対する貸出抑制そのものについて反対ではないにせよ、それは権限に関する問題であった。また、より根本的には、部分的な手直しではインフレーション

は抑制できず、高率適用の強化、公定歩合の引上げを含む本格的な引締めも不可欠だとする意見も強まっていた。次に示す当時の大蔵省銀行局のメモおよび日付不明の「今後の金融政策の大綱」と題する文書は、このような考え方を明らかに示すものである。⁽¹⁰⁾

銀行局 昭二六・五・二一

一、金融に関する一般方針

- (一) 金融の調整を適切に行うことによつて、全般的に物資統制、物価統制を行う必要のないような状態を招来することを基本方針とする。
- (二) 信用調整は、国内物価水準が、国際物価水準を上廻らないように、インフレを統制することを目途として、資金の量的規制を行いつつ所要の重点資金を確保するものとし、開発銀行の融資、日本銀行の貸出政策等による質的規制を以て、これを補完する。

二、資金の量的規制

情勢の各段階に応じて、資金の量的規制を強化することを必要とする場合にとるべき措置は次の通りである。

- (一) 日本銀行信用の抑制
 - (イ) 高率適用制度の強化
 - (ロ) 国債買入の抑制
 - (ハ) 優遇手形条件の厳格化
 - (ニ) 貸出増加の計画的抑制
- (二) ニューゼンス制度の再検討

- (三) 国債の市中保有による資金操作
- (四) 貯蓄運動の強化

三、資金の質的規制

情勢の各段階に応じて、重点資金の供給を確保するため、資金の質的規制を必要とする場合にとるべき措置は次の通りである。

- (一) 日本銀行の貸出政策
 - (イ) 不急不要資金抑制計画の推進
 - (ロ) 特殊手形の優遇
- (二) 融資あつせんの強化
 - (イ) 融資準則の廃止
- (三) 開発銀行の活用
 - (イ) 復興金融金庫継承の促進
 - (ロ) 増資及び見返資金の継承
 - (ハ) 債券発行
 - (ニ) 債券の資金運用部引受
- (四) 輸出入銀行の活用
 - (イ) 配給手形及び特需手形の再割引を行う特別基金の設置
- (五) 起債の調整

今後の金融政策の大綱

一、金融に関する一般方針

- (一) 金融の調整を適切に行うことによつて、全般的な物資統制・物価統制を行う必要のないような状態を招来することを基本方針とする。
- (二) 金融の調整に当つては国内物価水準が国際物価水準を上廻らないように、インフレーションを統制することを旨とし、且つその範囲内で緊要資金の重点的確保を図ることに努めるため、とくに資金の量的規制に主眼を置き、資金の質的規制により、これを補完する。

(原注) 国際物価水準については検討を要する。

- (三) 資金の規制は情勢の各段階に応じて強化するが、差当り、日本銀行の貸出政策、金融機関の自主的規制等によつて、これを行うものとし、必要に応じて法的規制を行うことを考慮する。

(原注) 資金の規制を情勢に即応して機敏に行うことの出来るように弾力性ある信用調整法(仮称)の制定を考究する。

二、資金の量的規制

- (一) 資金の量的規制の指標は国内物価の動向に置くものとし、資金総量の抑制が生産活動乃至経済活動を著しく阻害しないことを旨とする。

これがため日本銀行の信用の抑制、ユーザンス制度の再検討、市中金融機関の信用の調整、貯蓄奨励強化等を推進する。

(二) 日本銀行信用の抑制

- (イ) 日本銀行の貸出金利を実質的に引上げるものとする。これがため、適用範囲の拡張、利率の引上等第二次高率の強化を行うこととし、更に公定歩合の引上をも考慮する。

- (ロ) 日銀の優遇手形の条件を再検討し、審査を厳格にする。

なお社債消化のために行はれている国債買入オペレーションは減少乃至廃止する。

社債市場の育成については、市中金融機関の保有する有価証券の銷却を認める等の方法を通じて、これを行うものとする。

- (ハ) 日本銀行の貸出の推移については、市中金融機関の資金繰計画と連繫して、計画的抑制を図る。

(三) ユーザンス制度の再検討

- (イ) ユーザンス制度が為替銀行の外貨保有による本来のユーザンスに移るまでの措置として、これが利用を必要最少限度に止めるものとする。

- (ロ) これがため、ユーザンスの期限を物資別、地域別に短縮すると共に要すればその範囲内でも取引毎に極力短縮する如く努める。

又ユーザンス適用品目についても、これを縮小する。

- (ハ) ユーザンス制度を利用するものについても、ユーザンス金額の一定割合は円による保証金の積立を行わしめることを考慮する。

- (ニ) 一般にユーザンスについて審査を厳重ならしめる方途を講ずる。

(四) 市中金融機関の信用の調整

- (イ) 差当りは市中金融機関の資金繰計画を日本銀行において検討し、日本銀行貸出の抑制乃至回収に努めしめる。

- (ロ) とくに、日銀依存度の高い金融機関については増加預金の一定割合を日本銀行借入金返済に充当せしめるような措置を考慮する。

- (ハ) 市中金融機関の貸出金利は、当分の間概ね現行水準を上廻らないことを旨とし、丙種貸出金利についても、これを金利調整法による一定の規制の下におくこととする反面、預金金利については漸次これを引上げる方針を堅持する。

(四) 貯蓄の強化

- (イ) 財政による貯蓄を行い、これを重点産業投資に充当するものとする。
- (ロ) 民間貯蓄の増強につき格段の努力を払うものとする。

これがため郵便貯金の預入限度及び国民貯蓄組合預金の免税限度を十万円程度に引上げる等の措置をとる。

三、資金の質的規制

- (一) 資金の質的規制は、当面極力法規による直接統制の方式を避けることとし、政府及び日本銀行の事実上の指導力並びに資金運用部、日本開発銀行、日本輸出銀行等の政府金融機関の機能の活用により、その目的を達しうることく措置するものとする。

これがため、日本銀行の貸出政策、融資斡旋機能の活用、資金運用部、日本開発銀行及び日本輸出銀行の活用等の方策を適時適切に講ずるものとする。

(二) 日本銀行の貸出政策

- (イ) 旅館、料飲店、娯楽施設等国民経済上重要ならざる部面に対する市中金融機関の貸出を抑制するため、当面市中金融機関の貸出抑制が望ましい産業ないし対象を随時公表指示するとともに、他面政府の諸政策に順応しつつ市中金融機関の貸出対象として望ましい産業ないし種類の資金をも随時積極的に発表することを研究する。

(原注) 不急不要資金抑制計画の推進並びにその実効を確保するため要すれば政府においてこれを探り上げるものとし、大蔵省は市中金融機関よりその実施の状況につき定期的に報告を徴する外、政府の行う金融機関の検査による実態把握と励行確保に努めるものとする。

- (ロ) この種不急不要資金の既往貸出については、要すれば、当該市中金融機関をしてその可及的速かな整理の計画を樹立せしめるとともに、その実施の状況如何によつては、この種貸出の額に相当する日銀貸出金を返済せしめる等の強硬措置を

も辞せないものとする。

- (ハ) 日本銀行の量的信用抑制方策として現行の優遇手形の整理をはかる反面、国民経済上緊要と認められる資金については、特殊な手形の方式による資金の疎通に努めることとし、例えば、一部物資の配給統制に伴う配給手形、外貨の裏付けある特需発注に伴う特需手形等については、担保価格、金利等の点において積極的な優遇措置を考慮する。

(二) 融資あつせんの活用

- (イ) 国民経済上緊要な資金については、日本銀行は、積極的に融資のあつせんに努めるものとし、これに伴う日本銀行の過度の信用膨脹を抑制するため、市中金融機関の融資内容全般につき常時考慮を払うものとする。
- (ロ) 日本銀行の融資あつせんは、市中金融機関のみに限らず、事案によつては、日本開発銀行、日本輸出銀行との協調融資の取次の役をもはたすものとする。

(三) 日本開発銀行の活用

- (イ) 日本開発銀行の業務運営に当つては、極力市中金融機関との協調融資によることとし、長期産業設備資金の供給については、日本開発銀行の主導力により市中金融機関、就中債券発行銀行に対し、その資金運用に関する方向付けを与えうることく運営するものとする。

- (ロ) 復興金融庫の債券債務の承継を促進し、その予算超過回収金を可及的速に再投資しうることく措置するものとする。
- (ハ) 明年度以降における日本開発銀行の資金の充実をはかるため、回収金の再投資の外、見返資金等による現金増資を期待する。

- (ニ) 将来情勢の進展に応じ、日本開発銀行に債券の発行を認め、その一部を資金運用部によつて引き受けることを考慮するとともに、これに長期外資の受入機関としての性格を与え、さらに民間における長期外資の受入先に対する債務保証の機能を営ましめるものとする。

(四) 日本輸出銀行の活用

- (イ) 日本輸出銀行を日本輸出入銀行に改組し、特殊の輸出入金融を担当する機関として今後これを育成する。
- (ロ) 日本輸出銀行の資金の貸付は、市中金融機関との協調融資に限られているが、輸入金融についてもこの原則を踏襲し、国民経済上確保を要する輸出及び輸入に必要な金融につき、その指導的地位を確立する。
- (ハ) 将来日本輸出銀行を輸出入金融に充てるための外資の受入機関とすることとし、同時に民間における輸出入金融のための外資の受入先に対する債務の保証の機能をもこれに賦与するものとする。
- (ニ) 将来情勢の進展に応じ、見返資金等からの増資を考慮する。

(備考)

市中金融機関の資金の調整等

- (イ) 市中金融機関の資金に対して直接的統制を行う場合には、信用調整法等明確な法的根拠のある場合に限るものとし、情勢の進展に応じこの種統制を必要とするに至ったときにおいても、可能な限り、市中金融機関の預金増加の一定割合を国債その他、政府の定める優良な債券例えば日本開発債券等に投資することを命じ、日本開発銀行等の資金を通じて資金の質的統制を行うことが得策であろう。
- (ロ) 市中金融機関の直接的資金調整は、起債の調整、その他資金一般の調整が必要となるときと概ね同一時期と予定する。

(六) マーカット声明以後の推移

このような考え方の背景には、大蔵省銀行当局において、ドッジ・ライン当時から銀行の行動について、とくにいわゆる「銀行系列」の強化にともない、系列企業に対して長期かつ大口の貸出が集中的に行なわれ、また歩積み、

両建など、実質金利の引上げが行なわれるなど、金融機関の政策に対する批判が存在した。その点の規制強化の問題と、インフレ抑制の方針とからみ合っていたのである。そのなかで六月二七日、京都において池田蔵相が行なった談話は、多くの波紋を呼ぶことになった。⁽¹¹⁾

(京都発) 関西財界人と懇談のため西下中の池田蔵相は廿七日午前京都南禅寺の野村別邸で同行の記者団と会見、次の通り語った

- 一、車中談の諸政策を修正する考えは全然ない、法人税の引上げは地方税を軽減するから心配は要らない、特に銀行貸出しの大口集中の是正や両建預金の廃止は帰京後直ちに金融機関に通達する
- 一、日銀の高率適用の強化と公定歩合の引上げは、日銀政策委員会に諮って早急に実施したい、自分の腹案としては、まず現行高率適用制度の算定基準から銀行の手許現金をはずし、また現在第一次、第二次高率と二段構えになっている区分をなくして一本にする、これと同時に高率適用の限度(現在は前三カ月の預金の平均残高の八%までが第一次、これ以上を超えるものが第二次高率適用限度)を六、七%に引下げる、高率適用の率や公定歩合の引上率は目下算定中だが高率適用をした場合は、日本銀行金利が大体市中金利とトントンかあるいはこれより少し高くなるようにしようと考えている
- なお蔵相の帰京は予定より遅れて七月三日朝になるはずである

ここで蔵相が大胆に大口融資規制、両建預金廃止のみでなく高率適用強化、公定歩合引上げまでも打ち出し、大蔵省当局も高率適用強化は一〇月ごろには実施できようと言ったことは、日銀、市中銀行筋を硬化させた。六月三〇日の『日本経済新聞』はこれについての日銀政策委員会、市中銀行筋の反論を次のようにとりまとめている。

池田蔵相は今回の西下車中談および各地の財界懇談会の席上などで今後の金融政策について高率適用の強化、公定歩合の引上、銀行貸出の大口集中の是正、両建預金の自粛などハッキリした方針を表明、日銀および同政策委員会、市中銀行筋に批判的

反響を呼んでいるが、日銀政策委では廿九日、新しい国際情勢との関連から今後の金融政策について検討した結果、蔵相の言明した一連のインフレ抑制強化策の実施は時期尚早であり、今後の情勢推移を静観する態度をとることに決め市中銀行筋でも蔵相の言動に対しては強い批判的態度をとり、二日に開く全国銀行協会理事会で意見をまとめ政府に意見書を提出する意向で、今後蔵相の言明をめぐって金融界と政府の見解の調整が注目されている、日銀政策委、市中銀行筋の見解は次の通り

▽日銀政策委 一、マリク提案によつて朝鮮動乱の停戦が成立すれば、特需発注の鈍化、国際的な景氣中だるみの長期化などが予想され、国際情勢のハッキリした見通しが見えない現在、先走つた政策変更は危険である

一、国庫収支は七―九月に七、八百億円の引揚が見込まれ現在より一層金融窮迫が予想されるので、インフレ対策の強行は障害がある

一、銀行の貸出 大口集中の是正は各銀行自粛にまつが、商業採算を建前とする銀行にとつて、これが実際に実現されるかどうか疑わしい

▽市中銀行筋 一、銀行貸出の大口集中の問題については、現在銀行の中小企業への融資件数は全体の約七割、金額にして約三割となつており、銀行としても中小企業融資に努力しており一概に非難するのは当たらない

一、引取資金などを金融面から不当に圧迫すると業者はこれにより投売に出て物資は国際価格以下で輸出されることになり結局国家的損失を招くから、銀行としては利益を離れ危険をおかして大口融資をする場合もある、一概に大口融資を非難すべきではない

一、中小企業には銀行の商業採算に乗らないものが多いから政府がもつと救済の手を打つべきで、たとえば見返資金の対中小企業融資の貸出対象を運転資金にまで拡げるとか政府余裕金の活用などを行うべきである

七月はじめ、朝鮮において停戦が実現し、株式は大暴落を演ずるなど、不安の空気が金融界をおそつた。その点か

らも強い引締めは行ないがたくなつたであろう。それは同時に、「経済協力」の緊急性が遠のいたことをも物語っていた。ただ一応のあと始末は必要である。七月三日付けの『日本経済新聞』は、日本銀行と市中銀行とで自主的に融資規制委員会を設けて自主統制を行なうこと、また全国銀行連合会として、大口融資問題について池田蔵相に意見を述べることを定めたことを報じている。大蔵省は、このような動きのなかでも既定の方針を改めることなく、七月五日、大口信用の規制、歩積み両建の自粛、粉飾預金の廃止、経営の合理化などを内容とする通牒を発した。

当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件

(昭二六・七・五、蔵銀第三一五三号)

政府に於いては六月二三日声明の通り今後の重要経済施策を決定したのであるが、銀行の業務運営に当つては金融人の良識ある判断により此の線に沿うよう過誤なきを期すると共に、当面の財政金融情勢の推移に鑑み、特に左記の諸点に留意し、我国経済自立の達成のため格段の努力を払われたい。

右命によつて通牒する。

記

一、融資方針について

(一) 経済の現況に鑑み金融政策の基本方針は健全財政政策に対応してインフレーションを回避することにあるので融資に当つてはこの趣旨に則るよう努めること。

(二) 経済自立のために必要な重要産業及び国民経済の運営上必要な中小企業の所要資金については、努めてこれが疎通を図ること。なお、中小企業の所要資金については見返資金中小企業融資の制度、中小企業信用保険制度及び信用保証協会保証制度の一層の活用を努めること。

(三) 前項の所要資金を確保するため、投機、思惑、娯楽、奢侈関係その他重要でない資金の供給はこれを差し控えること。

二、大口信用集中について
一般に大口信用供与に偏する傾向が認められるが、これは危険分散の見地においても或いは又投機、思惑抑制の見地においても好ましくないので出来る限り他の金融機関との協調融資の方式によることとする。この場合にも必要以上の資金を供給することのないよう資金の効率発揮に留意すること。

三、日銀外貨貸付制度の利用について
外国為替銀行が信用状を開設するに当つては、受信者の信用程度を慎重に検討し、輸入物資引取等国内金融の段階において支障を生ぜしめることのないよう予め注意すること。これがため例えば外国部における形式的審査にのみ重点を置くことなく、営業部、審査部等と緊密な連絡を図ること。

四、金利について

(一) 金利については資本の蓄積を図り、所謂オーバー・ローンを是正するため、預金金利の引上を図ると共に他面我国家産の国際的競争力を培養するため、産業の実質的金利負担の軽減につとめることを主眼とすること。

(二) 臨時金利調整法の違反については、さきに昭和二六年三月二九日付蔵銀第一二〇四号をもつて自肅方を通牒したが、其の後も尚その跡を絶たず預金については大口預金に対する特別の優遇、貸出については両建方式による間接の違反はむしろ増大の傾向にあるように認められることは誠に遺憾であるので、此の際一段と自肅の実を挙げる。なお銀行検査その他の調査等によりこれら違反の事実があることが明らかとなつた場合には厳重な処置をとる所存であるから予め承知されたい。

五、ウインドウ・ドレッシングについて

銀行の外見的粉飾、日本銀行の高率適用等に関連して所謂ウインドウ・ドレッシング（粉飾預金）の増加が異常の額に達しているように見受けられるが、かかる行為は実質的資金増加に寄与しないのみでなく、本来信用を生命とする銀行としては極

めて不適當な措置であるから、今後は粉飾預金は一切これを行わないこと。

六、経営の合理化について

銀行の収支状況は逐次向上しつつあるが、自己資本の外部負債に対する比率は未だ充分でなく、今後一層内部留保の増大につとめることは当面の急務であり、且又預金金利と貸出金利との不均衡を是正する必要も認められるのみならず、他面一般企業については経営の合理化の必要が一段と加わつて来ている際でもあり、公共性の高い金融機関として率先して経費の節減その他経営の合理化につとめること。特に金融機関の役員及び職員の給与その他の人件費の膨脹に関しては、格別の自肅を図り、差当り今期の総人件費については、人員の増加その他特別の事情ある場合の外は、極力前期の総人件費の額を超えないよう努めること。なお昭和二四年八月一三日付蔵銀第七四八号通牒左記の(二)による事前連絡を励行すること。

七、増資の方法について

増資にあつては経理を圧迫し真の自己資本の増加にならないような方法を避けることとし増資株引受資金を供給すること、増資株引受の交換条件として引受先より資金化の困難な株式を買入れること等のことはこれを行わないこと。

八、不動産の取得について

金融機関の自己資本に対する業務用不動産の保有率は逐次増加する傾向にあり、他面不動産の取得をめぐつて金融機関相互の間に無用の摩擦を惹起し、市価の昂騰を促している事例も尠くないので今後一件五百万円以上の不動産を取得し、又は権利金を支払おうとする場合には事前に銀行局長の承認を受けること。

これは大蔵省側の見解をほぼ全面的に展開したものであり、その主張を公示したものといえるであろう。一方、紛糾をときほぐすために、同じ五日、池田蔵相は一万田総裁など金融界代表一三名を招いて懇談した。その会見の内容は明らかではないが、その前日の四日、池田蔵相、一万田総裁はそれぞれ記者に次のように話っていた。その内容は

両者の対立点の所在を明らかに示している。⁽¹³⁾

当面の金融政策に関する池田蔵相の車中談は銀行筋に反響を呼び、五日午前十時から池田蔵相、一万田日銀総裁、銀行側代表が蔵相官舎に集り、政府と銀行側の意見を調整することになったが、これに先立ち一万田総裁、佐藤全国銀行協会会長は四日、午前四谷信濃町の自宅に蔵相を訪問、懇談した、その後池田蔵相、一万田総裁はそれぞれ次のように語った

池田蔵相 一万田総裁は過日の車中談について全面的に賛意を表し、また佐藤会長は預金金利の引上はなるべく緩かにしてもらいたいということであつた、車中談の構想は過日の銀行大会の演説で明かにしたところとなんら変りはなく金融界との間に対立関係など全くない

一万田総裁 (一)高率適用強化、公定歩合引上は日銀政策委員会の決定にまっべきものであるが、朝鮮事変の終結や輸入物資引取資金の金融難など容易ならぬ事態が重つている現在、これらの施策については当面みだりに手を下さない方針である (二)銀行貸出が大口に集中しているというが、中小企業に二千億円も貸出しているのだから一概に非難してはならない、今後は地方銀行が特に中小企業融資に力を入れることが望ましく、一方見返資金による中小企業融資も活用しなくてはならぬ (三)銀行間に自主的融資規制委員会を作る意向があるが、この趣旨には賛成である、たゞ市中銀行側の自主性を重んずる建前から日銀代表が参加するか否かは不明である (四)輸入物資引取資金については現在融資あつせんなどの方法で個々に解決しており、今後もこの方向にvariらない、また業者間の相互援助で金融難の解決をつけていくことが望ましい

かくして、蔵相の政策はこの時点では銀行局長通牒の形でしめくくられたが、高率適用強化ないし公定歩合引上げは、この時点では不発に終わったのである。

資金の自主規制については、結局市中銀行のみで融資自主規制委員会が設けられ、さきに日本銀行の考えたとおり、一、鉄鋼、セメントなどの緊要資材を大量に使用する設備で、国民生活の安定と貿易増進に寄与しないもの、

二、不動産買収などのために使用する資金、三、娯楽関係資金、四、思惑資金と投機資金については融資を自主的に抑制すべきであるという融資規制基準を設定して、ひとまず幕を下した。⁽¹⁴⁾

三 引締政策の発動

(一) 引締への経緯

二六年七月はじめに朝鮮停戦が実現し、このために株式の暴落、次いで繊維の暴落と、一種の恐慌状態があらわれかかった経済界は、七月には、有力貿易商社数社が、一―三月に先高を見越したゴム、皮革、油脂原料などの思惑買いがはずれ破産寸前に追い込まれ、協調融資で破綻を免れたといわれるなど、市中の輸入資金、滞貨資金は逼迫した。⁽¹⁵⁾

そのような金融繁忙の状況について、当時の大蔵省の二つの調査は次のように伝えている。⁽¹⁵⁾

輸入引取資金

一、昨年末から本年初頭にかけて促進された輸入は、国内金融的には主として日銀ユーザンス制度によつて賄はれ、その額は三月末日銀外貨貸付残高二、八〇一億円に達した。

しかし、その後、これらユーザンス期限の到来に伴い、決済資金所要額が次のように増加することになった。

四―六月	一、四〇〇億円
七―九月	一、五〇〇億円

一、しかるに

- (一) 四―九月が財政資金の引揚期となり、市中金融機関の手許が苦しいこと。
- (二) 輸入原材料の大部分が高値で契約せられたのに対し、その後値下が著しいこと。
- (三) 思惑的輸入が若干あつたこと。

一、油脂原料

- (一) 輸入原料中最も多量に手当した。各種油脂原料合計三五四千屯二六二億円(輸入取止分を除く)に上り平均明年三月迄の手当となる。
- (二) メーカー(搾油業者)は製品処分に大童なるも季節柄売行不振、相場(大豆油)は高値当時に比し四五%安で事変前に比べても二五%安となつた。(現在尚弱含み)引取金融については取引銀行はL/C発行銀行に大部分押付ける傾向にあり、又メーカー自身がインポーターに対し延手形又は分割手形を押付けて居る状況であつて、紛糾しているけれども一流メーカーは六、七月はどうか融資の目途付いたので、目先大破綻はなく行ける見込である。
- (三) インポーターの売約なき(又はキャンセルされた)ものは七〇億円に上るといわれ、之は茲当分売込みの見込がなく、売約のあつた分もメーカーよりのシワ寄せが甚しいが、人氣も稍落着き気味となつた。大手筋に対しては取引銀行も最後の処は面倒を見るように見受けられ目先破綻の噂は伝えられていない。
- (四) 海外相場との比較に於て大豆油(屯)シカゴFOB一一五千元、国内一二六千元(事変前の五割高)と近接し、輸入諸掛を見れば大体等価となる。他の油は区々であるが、大勢は之に近い。
- (五) 最近融資斡旋の成立したものは、日華油脂六月七億円、七月一〇億円、味の素七月九億円、昭和産業七月五億円等であり、現在進行中のものとしては、豊年製油、八、九月一五億円をピークとして、二〇億円以上がある。

二、生ゴム

- (一) 一―三月A輸入量は二八千屯一四〇億円で十一月頃の在庫に過ぎないが、国内相場の反落甚しく七月一五四円で海外相場(シンガポールFOB一六七円)を完全に下廻り事変前の国内相場(一五二円)に略近くなつた。
- (二) メーカー中、自動車タイヤ業者は特需の終了で売行、相場共に頓挫したが、未だ利益があり、自転車タイヤ、ゴム長等では売行不振、相場統落のため事変前に略近く、採算は赤字である(事変前は利益が多かつた)。各種メーカー共減産、安売りで切抜けに努め、又秋以後安値原料買入れによるコスト引下を計画中で先は悲観していない。
- 引取資金に付ては二、三流メーカーにはインポーターへの決済延長、銀行間の押付け合等、他の商品と同じ傾向であるが、大体比較的良く決済されている方である。(六大メーカーのみでユーザンス金額中の六月は八七%、七月八一%が期日通り決済された)
- 中小メーカーには休業状況に入るもの多く淘汰必至であるが、一般に破綻という情勢ではない。
- (三) インポーターについては売約のないものが一時は一万屯五〇億円といわれていたが、既にある程度消化し(特需もあり)、現在は落着いている。
- (四) 最近融資斡旋で取り上げたものは横浜ゴムの二億五千万円がある。

三、原皮

- (一) 一―三月A買付は輸入取止め分を除き二六千屯一〇一億円昨年中買付もあり結局明年一月迄手当したことになる。内インポーターの売約なき手持二九億円位であろう。
- (二) 製品の大部分(甲革、底革、ぬめ革等)は全く金融相場で(紡績用革、ベルトは好調)「ぬめ革」は原皮代にもならぬ有様で一―三年買付分での採算は完全な出血であるが、過去の利益で持堪えている。一流メーカーは金融力もあり、市中浮動ものを十月以降成行相場で買約しようとしている。(警察予備隊需要目当か)二、三流業者は大半インポーターへのシワ寄せで解決、銀行の援助もあるが何分資本金に比し所要資金が莫大となる為金額的に限度があろう。

(三) インポーターは大商社の畑違い仕事が多く(江商、日棉等)手持原皮の売込、金融につき今後問題はあがるが、ユーザンス決済期が遅い(七割が八、九月)ので小口投げが一巡した今日では人気は比較的に落着いている。

	生ゴム	原皮	油脂原料	計	備考
一、一―三月A A輸入契約量	三六千吨	三三千吨	四五一千吨		(業者又は通産省調)
二、同実入荷見込量	二八	二六	三五四		(業者)
三、同金	一四〇億円	一〇一億円	二六二億円	五〇三億円	(業者団体調)
四、ユーザンス決済					(但括弧内は外為調)
六	(四五)	(一一)	(四五)	(一〇一)	
七	(一七)	(一一)	(三〇)	(五八)	
八	(四〇)	(二五)	(四三)	(一一九)	
九	(二八)	(二一)	(六三)	(一〇〇)	
計	(三六)	(四)	(四八)	(九八)	
九月以降	一三	四四	四一	九八	
五、五月末現在原料手当月数	一二六	九一	二一三	四三〇	三の数字との差は
六、売契なき輸入商手持金額	六・五ヶ月	八ヶ月	平均十ヶ月	七〇億円	恐らく五月以前決済

輸出滞貨金融

一、五、六月頃より経済情勢の変化に伴って繊維品を中心とする輸出不振により滞貨が増加する傾向を生じたが、七月以降、米綿の豊作により一層の繊維品値下りが予想せられることになり、綿糸布等の輸出既契約分に対して信用状の開設が行われないうものが続出してきた。

滞貨の金額は明確には把握せられていないが、綿糸布関係で二五〇億円、化繊関係数十億円に達すると見込まれている。これらの滞貨は、主として貿易商社の手許にあるか、貿易商社の支払が滞っているため、最近ではメーカーの資金繰りも苦しくなっている。

最近における業界の実情は次の通りである。
二、相場の推移

朝鮮動乱以来漸騰してきた繊維市価は、左記の如く本年二―三月をピークとして大幅な下落を示している。
(東京仲間取引気配)

銘柄	単位	韓国動乱直前	ビク(二月乃至三月)	七月三十日
綿糸 二〇番手	一 梱	一三〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円
金巾 二〇〇三番	一 ヤード	九三	一九〇	六七
人絹糸ウイス 一二〇	一〇〇ポンド	一八、〇〇〇	五一、七〇〇	二四、五〇〇
スフ糸三〇番手(単)	一〇〇ポンド	二二、〇〇〇	四八、五〇〇	一八、五〇〇
梳毛糸 三六番(双)	一〇〇ポンド	一三二、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇

なお、パキスタン(カラチ)におけるCIF価格の推移は次の如くである。

銘柄	二五年一〇月一〇日	二六年一月三〇日	同上二月二六日	同上五月二五日	同上七月五日
綿糸 二〇番手	九五・〇〇	―	一〇二・三五	一〇一・二五	八九・三〇
金巾 二〇〇三番	二八・九〇	三三・一三	二九・三八	二八・七五	二五・〇〇

(単位 セント)

三、荷動に対する影響

棉花については本年十月頃迄の輸出先約定が済んでいるので、問題は既約定品のキャンセルという形で現われ、化繊については先約物が少いので新規成約停滞という形をとっている。しかも、値下りによつて新しい需要を喚起する程でもなく荷動は停頓し、それが更に投物を呼ぶという事情にある他面原棉の豊作の為海外も値下りを示しつつあるので、先行見透難で気迷っている。業界では相場場の安定を強く要望している。

四、メーカーに対する影響

紡績は半年以上先物を売繋いでいたので、三月迄の値上益を得なかつた反面三月来の値下りによる影響を直接には余り受けておらず、商社からのしわ寄せが七月頃よりぼつぼつ現われ、原棉スタンプ手形の決済難が見られる程度であるのに対し、化繊メーカーは七月頃から売行が急減し滞貨が急増しつつある。但し、総体としてみれば、現在迄の値下りの影響はさしたることはなく、且つ現在の処必ずしも採算点を割つていないので、問題は今後の帰趨如何によるとみられる。

なお、現在の使用原棉を仮りに一ポンド五八セントとすれば、綿糸が一万円一〇万円程度が、ペイ、ラインと思われる。しかし、原棉豊作の為、アメリカの指定価格が三三セントと伝えられる事情から考えると、七―八万円程度まで行く可能性はあり、今後楽観は許されない。

五、商社に対する影響

商社の窮迫はかなりの程度に達しているが、これは主としてゴム、皮革、油脂等の輸入引取資金によるものであり、繊維品による傷は現在迄の処比較的浅い。これは六、七月頃までの綿糸布の仕入は昨年暮頃の安値約定分であつたこと等によるものである。しかしながら、今後の高値仕入分(二、三月頃以降の高値約定分)については、値下り損を正面から蒙る可能性が大であり、ゴム等に続く問題であるだけに持ち耐え難い所までゆく可能性もあり、今後の市況如何によりては、業界の整理問題

にも発展してゆくとみられる。但し、大商社程輸入引取資金の重圧を受けて困っている実情に在るが、弱少商社は專業が多く、国内販売に転換した等の事情により整理淘汰が始まるというような兆候は未だ見受けられない。

六、業界の乗切策

最も安易な解決策である金融が必ずしも容易ではない事情から、業界としては、金繰の負担、損失の負担を或る程度他に転嫁すべく、契約解除、値引又は値引含みの支払延期等につき種々接衝が行われており、中小問屋から大商社へ、商社からメーカーへとしわ寄せられる傾向がうかがわれ、メーカー段階では操短乃至設備拡張中止問題も起っているが、凡てが今後の市況如何にかかり、金融問題とも絡むこととて明確な線が出て来るには至っていない。

現在までの情報によれば

- (1) 関西では紡績協会と綿糸布輸出協会と協議中である。内容は種々の点がある由
- (2) 紡績会社は八月から自発的に従来の七日操業(日曜を休まず)を六日操業(日曜を休む)にする。
- (3) 化繊会社は人絹一割、スフ二割の操業短縮を八月から実施予定。右に關しては、公取で独禁法違反の疑ありと警告している由である。

七、金融対策

政府資金等による一率の滞貨金融は行うべきでないので、個々の場合の実情に即して、業者の資金繰りの面倒を見て行くことになるが、差当り次の方式で検討が進められている。

即ち、輸出業者は紡績業者に対し、契約価格通りの代金決済手形を振出すものとし、紡績業者は右の手形を担保として、銀行の融資を受けるものとする。この場合、融資は米綿価格の動向をも参酌し、安定を見込み得る価格を基礎として期限二ヶ月の手形で行う。この見込価格と契約価格の差額による損失は輸出業者と紡績業者の話合いで分担する。

一方、SCAP筋からは、つねに金融政策によつて物価の引下げを求める態度が示されたようである。たとえば、

七月一日池田蔵相と会見したマーケット経済科学局長は、次のように述べたと伝えられる。⁽¹⁶⁾

一、思惑資金の流出によつて物価の上昇を招いたものがあるとすればこの資金の動きを抑制する必要がある、またたとえば滞貨金融のような人為的な物価の値下りを防止する資金的な措置はよくない、過去一年間に日本の重要物資の値段は六〇%ないし六五%も上昇しているが、米国その他の諸国は二〇%程度の上昇に止つており、こういう国際間の物価の不均衡を是正し国際競争のできる状態にもつていくため財政金融間の施策を考慮すべきである

次いで七月二五日にも、マーケットは池田蔵相との会見で、インフレ対策と物価引下げ努力の必要が強調されたといわれ、七月三〇日には一万田日銀総裁に次のように述べたといわれる。⁽¹⁷⁾

日銀筋の伝える所では、同日の会談ではまずマーケット局長から「物価割高を是正するのが当面の急務である」として、

一、日本が自由な国際競争に打克つて、輸出を振興するためには、二大陣営の対立を奇遇とする僥倖的な機会のみ頼ることは将来、禍根をのこすことになる。寧ろ、この際徹底した企業合理化と産業の近代化をはかるべきだ。

一、日本に対する特需、新特需は朝鮮休戦後も継続されるであろうが、これはあくまでコンマーション・ベースに立つたもので、価格を無視した発注ではなく、日本としては安易に考えることは禁物である。

一、しかも、アメリカ本国で日本経済に要望している最も重要な点は、価格の安定、価格の引下げである。従つて内外の経済事情を考慮に入れた場合は、価格の安定をはかると同時に、日本商品価格の割高を是正する必要がある。

一、従つて、金融政策としては、現在滞貨に対していわゆる「滞貨融資」を行うなどの安易策をとるよりも、ある程度きびしく金融をしめて、滞貨を安値に処分すべきであるし、電力、米価などの値上りに伴い金融がひきずられるようなことがあつてはいけない。

SCAPの判断を裏書するかのようになり、八月から九月にかけて物価はふたたび反騰した。もはや引締めはさげがた

い状況になったのである。

(二) 「今後における金融政策の大綱」

この九月、サンフランシスコで講和条約が締結されることになり、池田蔵相、一万田総裁はともに全権団に参加して渡米することになった。そのために銀行局がとりまとめたのが「今後における金融政策の大綱」であり、そこに当時の問題は集約されている感がある。⁽¹⁸⁾

今後における金融政策の大綱(案)

銀、昭二六・八・一五

第一 一般方針

現行為替レート堅持しつつ米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し、貿易及び生産等の経済規模の拡大を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活水準の維持回復を期するため、健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し必要量の資金の供給を確保し、不要不急方面への融資を抑制すると共に、貯蓄の増加その他資本の蓄積を促進するものとする。

尚、これと併せて金融の正常化を促進するため、金融制度の合理的調整を行うものとする。

右の一般方針に沿つて差当り措置を要すると認められる具体的問題に対する方針は次の通りである。

第二 市中金融体制の是正

今後、財政の運用に当つては、金融に対する影響が中立的であるように努めるものとし、財政金融の時期的調整は、日本銀行信用の調節に重点をおくものとするが、差当り、政府余裕金の積極的活用と預貯金増強策の推進とを通じて市中銀行のオーパー・ローン体制の是正に努力する。

一、政府余裕金の活用

- (一) 政府余裕金には歳入超過予算の施行に伴う恒久的余裕金と、財政収支の季節的変動に基く季節的余裕金とがある。資金運用部資金及び見返資金の余裕金の大部分は前者であり、国庫余裕金の大部分は後者である。
 - (二) 今後新に恒久的余裕金を生ぜしめないように留意すると共に、資金運用部資金の如き金融的蓄積資金の既存の余裕金は計画的にこれが活用を図るものとする。見返資金についてもこれに準じた取扱を要請する。
 - (三) 資金運用部資金法を改正して、市中預託金制度の途を開き、その一部は日銀借入金返済にも充当せしめる。
 - (四) 開発銀行出資を増額して、市中銀行の長期貸付の肩替りを行わしめる。
 - (五) 季節的に財政収支に甚しい不均衡の生じないよう特に留意する。
- (備考) 七月末政府余裕金及び短期運用金の状況は次の通りである。

国庫	二三、五三四百万円
当座預金	八、五五二
指定預金	一四、九八二
見返資金	八八、八三三
当座預金	八四、九三三
短期証券	三、九〇〇
資金運用部	八六、〇二五
当座預金	三五、〇二五
短期証券	五一、〇〇〇
合 計	一九八、三九二

二、預貯金増強対策

- (一) 現在の銀行預金残高は実質的に戦前の三分の一に過ぎない。既に鉱工業生産が戦前の水準を超えている今日において、すべての施策を資金蓄積の増強に集中することが、右の生産を長期にわたつて確保し国民経済の安定せしめる上に最も緊要である。
- (二) そのため、一方において、貯蓄し易き環境が造成するため減税を行うと共に、金銭形態による財産の保有を物的形態による財産の保有に比較して、特に優遇する措置をとる必要がある。
- (三) 預貯金に対する課税上の取扱いは、本年初頭以来稍々緩和せられたが、更に速かに次の措置を講じて、税務関係の諸条件を改善するものとする。
 - (イ) 無記名預金の実施

投資信託、無記名株式の実施が認められた今日、無記名預金を禁止する論理的根拠は薄弱となつていゝ。わが国の預金の実質的に戦前の水準に回復するまで期限を定めて無記名預金制度を実施するものとする。尚、無記名預金の実施が困難な場合はこれに代るべき法的措置(有価証券としての新規貯蓄手段の創設)を考究する。
 - (ロ) 国民貯蓄組合の免税限度及び郵便貯金の預入限度の引上国民貯蓄組合の免税限度及び郵便貯金の預入限度(現行三万円)を十五万円まで引上げる。
 - (ハ) 預貯金等の税務調査の自粛

預貯金を通ずる安易な税務調査は、経済界の安定の度合に従つて事実上原則としてこれを行わないこととするのが望ましいが、それが困難な場合は別紙案により調査の具体的方針を通牒する。

(二) 貸倒準備金の改善

金融機関の貸倒準備金の毎期繰入限度を貸金及び国債以外の有価証券の合計額の千分の三に相当する金額（現行貸金の千分の三）と当該事業年度の所得金額の百分の四十（現行百分の三十）に相当する金額のいずれか低い方の金額とし、同じく累計繰入限度を貸金及び国債以外の有価証券の合計額の百分の四（現行百分の二）に相当する金額とする。

（備考）一般企業につき棚卸商品の評価減を認める場合には有価証券につき評価減を認めることとする。

(三) 源泉選択税率の引下

源泉選択税率を三〇％（現行五〇％）に引下げる。

(四) 支払調書提出限度の引上

預金利子支払調書提出限度を三千元（現行二千元）に引上げる。

(五) 貯蓄奨励運動を強化する。

第三 インフレ抑制対策

今後、経済情勢の進展に伴って、金融面より、インフレ抑制手段を採る必要ありと認められる場合は、貯蓄増強対策の他その程度に応じて、次の措置を実施する。

一、日本銀行の金利政策

日本銀行の高率適用制度を強化し、要すれば、公定割引歩合の引上げを行う。

二、日本銀行外貨貸付制度の改正

日本銀行の外貨貸付制度中乙種貸付（船積書類到着後の貸付）を日本銀行の輸入貿易手形制度に切換え、日本銀行貸出の一環として、その一元的調整を実施しうる如くする。

（備考）甲種貸付についても右と同様に措置することが考えられる。

三、信用調整法

信用調整法を制定して、左の諸点につき市中金融に規制を行うことを考慮する。

- (一) 資金運用配分の規制（預金に対する貸出の比率、有価証券の保有比率、長期貸出の比率等）
- (二) 好ましい貸付と好ましくない貸付の公表
- (三) 貸付の制限又は禁止
- (四) 設備貸付の規制
- (五) 金利の規制

第四 金利政策

金利については資本の蓄積を図り、所謂オーバー・ローンを是正するため、預金金利の引上を図ると共に他面わが国産業の国際的競争力を培養するため、産業の実質的金利負担の軽減につとめるものとする。

第五 金融機構の改革

一、概ね次の目標を以て金融機構の整備を実施するが差当り講和後の事態に即応して二、以下の改正を行うものとする。

(一) 長期金融機関

(イ) 開発銀行を育成する。開発銀行は復金だけでなく、見返資金の民間企業に対する貸付をも承継する。なお、開発債券の発行を考究する。

(ロ) 債券発行銀行として興銀の他一、二行を育成する。その他の商業銀行の債券発行については再検討する。

(ハ) 輸出銀行を輸出入銀行としてこれを育成する。

(ニ) 開発銀行、輸出銀行を長中期の外資導入の受入機関として活用する。

(ヒ) 為替銀行

(イ) 日本銀行は為替資金の管理機関となる。
 (ロ) 現在の為替銀行を夫々の実力に応じて、一層強力なものに育成する。
 (備考) 別案として、強力な一つの中心的為替専門銀行を育成し、一般商業銀行をして補定的(サブスタンス)に為替業務を行わしめることが考えられる。

(三) 中小企業金融機関

- (イ) 政府資金の供与は国民金融公庫の中小企業金融部門を中心として行う。
- (ロ) 商工中金を通じて組合金融を強化する。
- (ハ) 見返資金の中小企業融資を奨励する。
- (ニ) 信用保証制度を整備強化する。
- (ホ) 相互銀行、信用金庫を育成する。
- (ヘ) 商業銀行の中小企業金融に対する努力を強化せしめる。

(四) 農林漁業金融機関

農中及び農林漁業資金融通特別会計を育成する。

二、銀行法の改正

銀行法については、全面的改正を考究するが、差当り左の改正を行うものとする。

- (一) 資本の最低限度
 都市に本店又は支店を有する銀行五千万円、その他の地方銀行三千万円とする。
- (二) 一人に対する貸出の制限
 危険分散及び投機思惑抑制のため一人に対する貸出及び保証の総貸出額を自己資本の百分の二十五以下に制限する。但

し特別の場合には例外を認めることがある。尚経過的に二年間を限り右の百分の二十五は百分の五十までとする。

(三) 一会社の発行する株式、事業債の保有制限

右と同様の趣旨により、一会社の発行する株式及び事業債(金融債を含まず)の保有を自己資本の百分の十五(検討中)以下に制限する。但し、経過的には右の率を若干引上げたものとする。

(四) 業務用不動産の所有制限

業務用不動産の所有を自己資本の百分の七十以下に制限する。

(五) 監督命令の強化

銀行の経営の健全性を確保し、又は経理の適正を期するため必要ありと認めるときは業務又は経理の執行に関し監督上必要な命令又は指示をなし得ることとする。

(六) 外国銀行

外国銀行に関し、営業所、供託金、商号、営業年度、業務報告書及び本店に関する特別規定を入れる。

三、日本銀行法の改正

(一) 政策委員会

政策委員会制度を再検討する。

(備考) 政策委員会を廃止した場合の日本銀行の運営は(二)以下による。

(二) 参与理事

参与の制度をやめて、株式会社の非常勤取締役に準ずる性格をもった参与理事若干名をおく。

(三) 大蔵大臣の認可

大蔵大臣の権限に属すべき事項で、政策委員会に移譲したものを、従前に復して大蔵大臣の認可事項とする。

四、臨時金利調整法の改正

(一) 金利の最高限度の決定

大蔵大臣は、金融機関の金利の最高限度を決定する。

(二) 金利調整審議会

大蔵大臣が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整審議会に諮問しなければならないこととする。

この場合金利調整審議会の会長は日銀総裁をもつてこれに当てる。

(三) 罰則

金利の最高限度違反は、罰金刑に処するものとする。

この案には多くの興味深い示唆が含まれている。原則は従来と変わらないが、第一には、政府余裕金の活用、預貯金増強を行なうなど、金融の制度的改善である。第二に、インフレ対策としては、高率適用強化、公定歩合引上げ、外貨貸付制度の改正（一一月に実施）のほか、銀行に対する規制強化のため、「信用調整法」を制定して、預金貸出比率などの規制、貸付の良否についての公表、貸付の制限ないし禁止、設備貸付の規制、金利規制などを実施する、とされている。その他預金金利の引上げ、金利負担の軽減をふくむ金利政策、銀行法改正を行なって資本金の四分の一をこえる大口貸出の制限、一会社の発行する株式社債の保有額の制限など、銀行行動の規制などを含むものであった。それがすべて実現されたのでなかったことはもちろんであるが、当時の大蔵省の考え方を端的に要約したものと見てよいであろう。

(三) 引締政策の発動

引締めが現実には考慮されはじめたのは九月に入ってから以後のことと考えられる。そのさい、基本的な課題となったのは、「経済協力」以来の線につながる設備資金規制であって、電力、鉄鋼、造船、石炭の四大重点産業を中心に、農林漁業、中小企業などを除く他の産業に対する設備資金規制を行なう。かつそれとともに公定歩合を二厘引き上げ、高率適用の強化、一切の買オペレーションを廃止、一一月には外国為替貸付制度のうちの乙種貸付制度等輸入手形決済資金貸付の廃止など、ほぼ全面的な引締め政策をとろうとするものであった。

その発動の順序は次のとおりであった。一〇月一日、公定歩合二厘引上げ、一五日、高率適用限度額の縮小、一〇月二〇日、設備資金規制についての大蔵省銀行局長通牒、一一月、乙種貸付等廃止。

以下にそれらについてみてゆくことにしよう。まず公定歩合の引上げについて。その内容は日本銀行当局によって次のように発表されている。⁽¹⁹⁾

日本銀行基準貸出歩合改訂について

今後の我国財政経済金融の情勢に鑑み、日本銀行基準歩合を十月一日から二厘方引上実施することとした。この改訂により金利体系の正常化を進め、金融機関が一層経営の合理化を図ると共に資金の吸収に特に努力せらるゝことを期待するものである。

本改訂は市中貸出金利の上昇を招来すべきものでないことは云うまでもない。

日本銀行基準割引歩合及び貸付利子歩合

一、商業手形若しくは商業手形に準ずる手形の割引歩合

日歩一銭六厘

二、国債、スタンプ手形及び貿易手形等を担保とする貸付利子歩合

日歩一銭七厘以上

- 三、国債、スタンプ手形及び貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合 日歩一銭八厘以上
- 四、当座貸越利子歩合 日歩二銭一厘

(備考) 各基準歩合を夫々二厘引上

この政策にふみ切るさいの日本銀行内部の判断はほぼ次の文書に要約されている。⁽²⁰⁾

公定歩合の引上と高率適用の強化について

(九月廿二日)

一、昨年来我国経済にはオーバー・インベストメントの傾向が顕著に現われ、これがインフレの最大要因となつてゐる。就中合理化等の美名に隠れた過剰な設備投資が盛行し、しかもこれが商業銀行の短期貸出によつて支持されている点に将来大きな危険を胎んでいる。

一方朝鮮停戦交渉の行悩み、講和条約の成立による諸負担の増加の見透し等により、物価は再び上昇傾向をたどるものと思われ物資に対する思惑が抬頭するおそれが多分に認められる。

二、従つて、当面の急務として、資金の質的統制を行うことが必要であるが、之は別途考究することとし

(一) 物資面においては、重要物資につき大枠の統制を実施する等の措置により、過剰投資を抑制する対策を講ずると共に、

(二) 商業銀行のオーバー・ローンを強く抑制することが要請される。

三、オーバー・ローン抑制のため、金利政策はその効果に限界があるものではあるが、なお本行としては公定歩合の引上と高率適用の強化を早急に実施する必要がある。

(一) 金融機関の経理状況は極めて良好であり、二十六年上期の全国銀行の純益は少くとも総額一四〇億円(前期一一〇億円)に達するものと見込まれ、最近実施された預金々利の引上も運用資金量の増加と小口貸出の金利制限の撤廃によつて十分

カバーされ、下期においても更に利益は相当増加するものと思われる。これに対し、本行貸出の公定歩合を三厘、高率を市中金利と同率の線迄引上げても、これによる金利負担の増加は総額七億円程度と推算され、銀行は十分これに堪え得るものと認められる。

(二) 仮に本行貸出金利の引上によつて市中金利に多少の引締りを生ずることがあつても、オーバー・ローンを抑制するためには、止むを得ない。

五、⁽²¹⁾ 実施の時期としては十一月には政府指定預金の回収法人税引揚があるから不適当であり、講和条約調印後なるべく速かに引締の方針を明かにする必要があるから十月中が適当である。

つづいて実施された高率適用の強化の内容は、次のようなものであつた。⁽²¹⁾

一、金融機関の自己資本に預金の五%相当額を加えた合計額に預金の外部負債(預金・本行借入金・本行外国為替貸付——甲種貸付分を除く——)に対する比率を乗じて算出した金額の一五%相当額までを最低歩合適用限度とし、一五%を越え一〇〇%相当額までを第一次高率適用限度額とし、したがつてオーバーローンの度合の強いものほど、限度額が縮小することとする。

二、右自己資本とは資本金・特別法定準備金・法定準備金・別途準備金・行員退職給与基金・資産再評価積立金・貸倒準備金および償却準備金の合計額とすること(ただし興銀・勸銀・北拓および商工中金については合計額の半額)(注)。

三、右預金には指定金銭信託元本および債券発行高相当額を加算し、政府関係預り金を除いたものから、切手手形残高相当額を控除したものとすること。

四、本行借入金には割引、貸付のほか、内国為替集中決済預り金勘定(決済資金)借残を含むものとする。

五、従来高率適用限度額の更新は、毎月これを行なつていたのを四半期ごとに行なうことに改め、事務上の煩を避けることとしたこと。

(原注) 昭和二十五年三月三十一日、長期金融の円滑を図るため、「銀行等の債券発行に関する法律」が公布施行され、銀行等に対して一律に債券発行の可能性を与えた際、対日援助見返資金勘定が興銀・勸銀・北拓および商工中金の資本金の半額を優先株式あるいは出資金をもつて引受けたものであるため、これを除くこととしたためである。

なお、算式の形では、次のようにあらわされる。

$$\text{預 金} = \frac{(\text{甲} \text{ 資本} + \text{預金} \times 5\%) \times (\text{預金} + \text{本行借入金} + \text{本行外国為替貸付金} - \text{甲種貸付金を除く})}{\text{預金} + \text{本行借入金} + \text{本行外国為替貸付金} - \text{甲種貸付金を除く}}$$

設備資金の規制については、大蔵省が中心となって立案し、これに日本銀行も加わって協議のうえ、公式には一〇月二〇日、銀行局長名で各銀行に対して次の通牒を發した。

蔵銀第五四六二号
昭和二六年一〇月二〇日

大蔵省銀行局長發

設備資金の融通の抑制に関する件

経済の現況にかんがみ、各銀行あて別紙の通り通牒したから了知の上、貴金融機関においてもこの趣旨にそつて、設備資金の供給に當つてはとくに慎重を期せられたい。

(別紙)

蔵銀第五四六二号
昭和二六年一〇月二〇日

大蔵省銀行局長發

各銀行代表者あて

設備資金の融通の抑制に関する件

当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関しては、さきに七月五日付蔵銀第三一五三号を以つて通牒したが、経済の現況にかんがみ、設備資金の供給に當つては、とくに慎重を期する必要があると認められるところ、差し当り新規の設備資金の供給を行うことが緊要なものは、下記の資金と認められるから、その他の設備資金については特段の事情のない限り今後これが融資を抑制するよう格別の配意を煩わしたい。

なお、本件については、各銀行の自主的判斷に基く協力を特に期待するところが大きいから、その運営に万遺憾なきことを期せられたい。

以上命によつて通牒する。

- 一、電力の増強に必要な資金
- 二、船舶の造修及び取得に必要な資金
- 三、石炭の増産及び石炭鉱業の合理化に必要な資金
- 四、鉄鋼業の合理化に必要な資金
- 五、農林漁業に関する資金で、とくに緊要なもの
- 六、中小企業については、輸出産業、重要産業の関連産業及び生活必要物資産業のための資金
- 七、日本開發銀行及び日本輸出銀行との協調融資のための資金
- 八、建設中の設備で、一体として運用することを要し、設備の建設工程が既に半ばをこえているものについては、前記各項の趣

旨にかんがみ特に緊要と認められるものの資金、但し、既に銀行から相当額の融資又は融資承諾がなされているものに限る。通牒にいう主要産業に対してみとめられる融資の具体的内容について、大蔵省の柿沼事務官は次のように解説を行

なっている⁽²²⁾。

(前略)

電力の増強という中には、いわゆる電源開発資金のほか配電ロス低減のための合理化工事や自家発電施設も含まれている。しかし、電源開発に必要な電気機器を製造する工場の設備資金は含ましめないという意見があり、「電力関係事業」という文字を廃して、通牒の表現が採られることになった。

次に、船舶については、これを鋼船に限るべしという議論、あるいは取得を削るべしという議論があったが、結局このような表現に落ち着くことになったものである。現在、わが国において過剰な船種に属する船舶の建造がその緊要性を主張できないことは当然であるし、船舶の取得についても、それには、国内における船主交替の場合に含ましめないと解するのが適当であろう。

第三に、石炭関係は、極めて広範な表現が用いられており、そのことが、石炭不足の著しい今日、政治力の強い炭鉱業者が金融ベースに乗らない融資を要請する手がかりともなりはしないかと心配する向もあつたようであるが、この項目に限らず、緊要たとか緊要でないとかいう以前の問題として、それが金融ベースにのるものでなければならぬことは申すまでもないことであろう。

第四に鉄鋼業については、以上の三つと違って、合理化に必要な資金だけを緊要と認めている。増産と合理化との相違は微妙であり、特に、欧米に比較して総じて十年以上も技術的に遅れをとっているといわれている現在、新しい設備の建設は、とりもなおさず合理化なのだという主張もないではないかも知れないが、わが国の鉄鋼生産設備が現在なお著しく過剰であり、しかも、その原料の多くを遠く海外のしかも不安定な市場に依存している際、今後の国際情勢とも睨み合せて、その拡張には特に慎重であることが望まれるのである。

(中略)

農林漁業および中小企業に関する資金については、この規定の仕方が他の業種に比較して寛大に過ぎて不当であるとの意見が強くあつた。しかし、元来銀行は、農林漁業および中小企業に対する融資についてはその関心が薄く、まして設備資金ということになるとその実績は寥々たるものであるが、種々の見地から政策的にもこれらの融資の促進が行われている際、それら僅かなものまで閉め出すことは不適當であるとの見地から規定されたものである。

日本開発銀行との協調融資は、肥料、非鉄金属等、ここに規定された業種以外にもどうしても設備融資が必要とされる場合の起るのに備えたものであるが、現在の開発銀行の融資基準と、この通牒の基調との間には大きな開きがあり、また、開発銀行の融資に一口乗りさえすれば、銀行から設備資金の融資を受けることについての無条件通行証を得たようなものだといった考え方からか、この通牒以後開発銀行の窓口がとみに賑いを増しているといった兆しを見るにつけても、この通牒の意のあるところを生かすためには、早急に検討を要するであろう。輸出銀行の融資は原則として運転資金であるから、その協調融資が問題となるのも極めて例外的な少数の場合だけである。

(後略)

ところで、この通牒が出される以前の一〇月一日、日本銀行では各支店長あてに大要次のような通知を發している。それはこの時点における引締めについての日本銀行側の意気込みがどれほど強かつたかを思わせるに十分であつた⁽²³⁾。

一、設備資金の融資に関する件

朝鮮事変以降の過剰投資傾向については總裁は西下中各所でこれを指摘警告されたのでありますが、更に今後の趨向に鑑み今朝蔵相とも会談の上左の通りの方針が決定されました。

- (一) 市中金融機関の設備資金の融資は次に掲げるもののみとし他は一応全部これをストップする。
- (イ) 電力増強資金(石炭増産及び電源開発を含む)

- (ロ) 鉄鋼の合理化資金
- (ハ) 必要最小限度の造船資金

(右融資の優先度は(イ)(ロ)(ハ)の順による)

- (二) 爾余の設備資金については凡て本行を関所とし、取引先の資金繰の査定等に当り、個別的に検討を加える。
(右の運用細目等は未決定ですが、結局余程例外の場合を除いては原則的に設備資金は認めぬ含みで、特に紡績の設備拡張は厳格に之を抑止する扱です)

(中略)

而して右の如き強力なる政策を採るに至つた理由は今後の財政、経済、金融事情が多くのインフレ要因を孕み、特に世界の軍拡態勢により我国は直接軍拡を行わずとするも輸出商品の多くは軍需又は備蓄に向けられて再生産過程より離脱し行き、一面国内においても保安、賠償、在外資産補償、外債支払等の経済外の諸支出増嵩に加え主食の統制撤廃気運もあり、旁々主要産業における労働協約切替時期に際し電力不足等の事情下においては企業者側の強腰を期待し難く賃銀の引上必至と見らるゝ等の事情に鑑みこの際中央銀行が断乎たる態度を示すに非ざれば到底インフレーションの抑止はこれを所期し難いによるものであります。

(中略)

二、滞貨融資等の回収促進に関する件

最近銀行券の収縮は相当鈍化しており、今後政府資金の撒布期を控えて資金の吸収、貸出の回収に一層の努力を要するものと認められます。つきましては過般経済の中たるみに対処して行われた滞貨融資等についてはこの際融資金融機関においてその後の滞貨の減少、商況の恢復、値上り等を充分勘案の上その回収を図ることが肝要と存じます。尤も当面の電力危機に伴い生産は一般に低下し、一部企業の資金繰りは漸次窮屈となると考えられますが、斯る面に対して迄も、既往貸出の回収を強行

させる趣旨のものではありませんから右お含みの上よろしく御指導をお願いします。

この運用は、建前上はさきに結成された融資自主規制委員会の仕事であった。現に一〇月一九日、この委員会は、次のような決定を行なっている。⁽²⁴⁾

- (一) 普通銀行は、今後当分の間新規の設備資金の貸出は差控えることとする。
ただし、現下緊急やむを得ないと認められる資金については、自主的に考慮する。
- (二) 普通銀行は、前項の設備資金の抑制に伴う運転資金の流用に関しては、十分な注意を払うこととする。
- (三) 建設中の設備ですでに銀行から相当額の融資もしくは融資の約束がなされている資金は、新規の設備資金の中に含まれないものとする。

しかし、そのうえで日本銀行が「関所」としての役割を果たすことよって政策の実効が期せられたのであった。次いで、一月一五日からは、さきに見たように乙種外国為替貸付が廃止された。こうして、引締めはにわかに強化されたのであった。その結果、金融は急速に引き締めはじめ、一月以降、商社の倒産も続出した。しかも追打ちをかけるかのように、日銀政策委員会は戦時中から一貫してとられてきた内国為替の日本銀行への集中決済制度を五二年四月から廃止することをきめた。それは戦時中市中銀行相互間の決済に要する資金を節約する意味で、インフレ対策としての意味をもつはずであったが、実際には為替決済にさいして支払超過となった銀行に対し、金融全体の円滑をはかるために日本銀行が差額の貸付を行なわないうわけにはゆかず、結果的には貸出抑制のツケ穴の役割を果たしてきたからである。

- (1) 秦郁彦『アメリカの対日占領政策』（本財政史、第三巻）。
- (2) 経済企画庁資料。
- (3) 大蔵省資料Z五〇三一九（マーケット声明、二六年）。
- (4) 大蔵省資料Z五〇三一九。
- (5) 『日本経済新聞』昭和二六年四月一八日付。
- (6) 『日本経済新聞』四月二六日付。
- (7) 『日本経済新聞』五月八日付。
- (8) 『日本経済新聞』五月二〇日付。
- (9) 大蔵省資料Z五〇三一九。
- (10) いずれも、大蔵省資料Z五〇三一九。
- (11) 『日本経済新聞』六月二八日付。
- (12) 『日本経済新聞』六月二八日付。
- (13) 『日本経済新聞』七月五日付。
- (14) 『金融財政事情』昭和二六年八月六日号、五ページ。
- (15) 大蔵省資料Z六〇四一九（文書課文書―池田大蔵大臣渡米の際の携行資料〔其の三〕、講和条約関係資料二十六年〔Ⅱ〕）。
- (16) 『日本経済新聞』七月二二日付。
- (17) 『金融財政事情』昭和二六年八月六日号、一〇ページ。
- (18) 大蔵省資料Z六〇四一九。
- (19) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (20) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (21) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (22) 柿沼幸一郎「設備資金の抑制について」（『金融財政事情』昭和二六年十一月一九日号）、一八一―二〇ページ。

- (23) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (24) 柿沼、前掲論文。

第四節 政策効果

一 政策の効果

以上にみてきた過程を総合して考えよう。ドッジ・ラインのもとにおいて、財政黒字による資金供給の不足を金融によってカバーする方がとられていたという条件のもとで、外国為替貸付制度が発足したことは、資金供給の不足をほぼ完全に除去する太いパイプを作ることになった。その結果、二六年春にいたるまでの間、輸入物資の不足による需給ギャップが埋められない間は、思惑による仮需要もつけ加わって、急激な物価の昂騰が発生するにいたった。しかし、この政策が誤りであったと単純に断定することは、早計に過ぎるであろう。むしろ日本の経済はそれによって潜在的な生産能力を全面的に動員し、占領終結後の成長に向かってゆく契機をつくったともいいえよう。

ただ、当初外国為替貸付制度を発足させたときに、貸し付けられるのは外貨であっても、それは間接的に円資金を補給するのと同じ効果をもち、したがって国内金融にどれほどの効果を与えることになるのかを十分考慮しなかった点は——あるいはそれを知りつつ、政治的にあえて考慮しなかったのかもしれないが——、物価の上昇よりもさしせまった配慮にもとづくとはいえず、問題を残している。当局はあるいはこれを機にドッジ・ラインの実質的修正を意図したのかもしれないが、これはもはや推測の域に入ることになる。二六年春以後引締めを必要とするにいたってのち

も、当時の政策運営はむしろ歯切れが悪いものがあつた。それは日米経済協力への考慮もあつたには違いないが、せっかく発展の緒につきはじめた産業を擁護しようとする考えが、金融当局にあつたことは否みがたい。したがって、本格的引締めは一〇月以後をまたねばならなかつた。

しかし、この間の約一年余のブームによって利潤は増加し、補給金の撤廃も完了して、企業は資本蓄積の契機をつかみ、それに向かつての政策の新展開が期待されるようになったのである。終戦以来の経済の諸条件は大きく変貌し、いわば本格的復興の条件が形成されたのであつた。

戦後応急処理と金融緊急措置にはじまり、一見、試行錯誤の繰返しのようなジグザグの道をたどりつつ、日本の経済は、復興から成長へのスタート・ラインに到達した。金融政策の面でも、それは同じことである。「復興」と「安定」という矛盾した目標の間であつて、金融政策はとにかく正常時に近い政策運営が可能な時期をむかえた。二六年秋の引締め政策は、まさに物価の上昇を抑制することを目的とした正常時に近い手段であつた。正常時に「近い」という語をことさらに使用したのは、それが設備投資の「自己規制」という特異な手段をともなっていたからであるが、過渡的な時点のことであつてみれば、それもやむをえなかつたのかもしれない。のちの「窓口指導」という日本型の政策手段は、この方向の延長線上に成立するのである。

ともあれ、金融政策の評価は、とくにこの時期においては、単なる金融の側面に限定してなされるべきではないであろう。むしろ、復興のためにそれがどのような機能を発揮したかという点を重くみなくてはならない。この時期の金融政策は、それを意識し、その目的で運営された。それゆえに、オーバー・ローンや、銀行を中心とする企業系列を生みだしたことは、当時の状況下ではさげがたい副産物だったのである。

表 6-14-1 資金放出

a. 総括表

年 月	A 資金放出額	B 資金吸収額	C 資金放出 超過額 (A-B)	D 金融機関手持 現金 (Cash) 増加額
25年 4～6月	55,076	75,118	△ 20,042	△ 4,703
7～9月	101,585	93,164	8,421	△ 124
10～12月	284,274	201,714	82,560	△ 1,671
26年 1～3月	123,732	122,523	1,209	9,901
25年度合計	564,667	492,519	72,148	3,403
26年 4～6月	178,312	184,309	△ 5,997	△ 890
7～9月	221,887	231,412	△ 9,525	4,840
10～12月	360,107	272,552	87,555	△ 6,197
27年 1～3月	83,935	150,436	△ 66,501	21,790
26年度合計	844,241	838,709	5,532	19,543
27年 4～6月	192,411	214,665	△ 22,254	△ 5,593

(注) 608ページ以下619ページまでに掲載せられた諸表は、すべて本表の内容を出所：日本銀行『資金循環の分析』第6号。

吸収実績表(1)

(単位：百万円, △ 印減)

E 計 (C+D)	F 通貨増加高			不一致額 (E-F)
	銀行券	補助貨幣 小額紙幣	合計	
△ 24,745	△ 159	98	△ 61	△ 24,684
8,297	17,597	206	17,803	△ 9,506
80,889	93,282	241	93,523	△ 12,634
11,110	△ 25,756	94	△ 25,662	36,772
75,551	84,964	639	85,603	△ 10,052
△ 6,887	11,397	88	11,485	△ 18,372
△ 4,685	8,653	134	8,787	△ 13,472
81,358	90,025	192	90,217	△ 8,859
△ 44,711	△ 48,808	53	△ 48,755	4,044
25,075	61,267	467	61,734	△ 36,659
△ 27,847	3,647	65	3,712	△ 31,559

構成するものである。

表 6-14-2 資金放出

b. 資金放出表

年 月	財 政 資 金					
	国庫財 政資金	地方財 政資金	小 計	農林中金 前渡金増 加額 (△)	公金預金 増 加 額 (△)	合 計 a
25年 4～6月	△ 36,910	16,328	△ 20,582	△ 2,781	△ 407	△ 23,770
7～9月	△ 30,836	10,467	△ 20,369	605	7,652	△ 12,112
10～12月	130,518	8,855	139,373	△ 20,019	△ 6,213	113,141
26年 1～3月	△ 27,608	△ 2,953	△ 30,561	30,120	259	△ 182
25年度合計	35,164	32,697	67,861	7,925	1,291	77,077
26年 4～6月	△ 52,090	14,856	△ 37,234	△ 3,831	5,228	△ 35,837
7～9月	△ 13,427	5,025	△ 8,402	△ 9,398	△ 5,385	△ 23,185
10～12月	135,494	16,754	152,248	1,925	△ 12,602	141,571
27年 1～3月	△ 92,258	20,148	△ 72,110	11,913	△ 14,351	△ 74,548
26年度合計	△ 22,281	56,783	34,502	609	△ 27,110	8,001
27年 4～6月	△ 56,976	21,158	△ 35,818	△ 7,820	5,089	△ 38,549

- (注) 1. 「地方財政資金」は金融機関(含資金運用部)の保有地方債増減額および
 2. 「農林中金前渡金」とは食糧管理特別会計より農林中金に前渡された
 3. 「対日援助見返資金」は同特別会計の対民間投資額を計上した。

吸 収 実 績 表 (2)

(単位：百万円, △ 印減)

産 業 資 金						計 b	資金放出 合 計 a + b
金融機関貸出 増 加 額 (内復金分)	対日援助 見返資金 増 加 額	農協組兼 営事業資 金増加額	金融機関 保有株式 社債(除 金融債) 増 加 額	コーポラ ション・ マネー差 額増加額			
70,522 (△4,577)	812	△ 1,826	11,135	△ 1,797	78,846	55,076	
97,669 (△9,545)	2,771	872	12,159	226	113,697	101,585	
138,964 (△1,889)	15,727	5,859	12,470	△ 1,887	171,133	284,274	
99,031 (△3,026)	13,975	△ 2,274	12,926	256	123,914	123,732	
406,186 (△19,037)	33,285	2,631	48,690	△ 3,202	487,590	564,667	
188,430 (△2,477)	13,109	1,857	9,998	755	214,149	178,312	
218,135 (△2,324)	9,744	5,311	9,930	1,952	245,072	221,887	
180,034 (△2,816)	14,778	14,684	10,234	△ 1,194	218,536	360,107	
145,551 (—)	8,715	△ 7,493	9,681	2,029	158,483	83,935	
732,150 (△7,617)	46,346	14,359	39,843	3,542	836,240	844,241	
210,750 (—)	9,388	△ 1,894	13,867	△ 1,151	230,960	192,411	

び地方公共団体貸付金増減額の合計を計上した。
 食糧買上資金のうち、いまだ使用されず同金庫勘定に滞留している金額の増減であ
 到達していないものである。

表 6-14-3 資 金 放 出

c. 資 金 吸 収 表

年 月	一 般 預 金 増 加 額 (a)	金 融 機 関 手 持 小 切 手 手 形 増 加 額 (Δ) (b)	小 計 (一 般 純 預 金 増 加 額) (a + b)	金 融 機 関 増 資
25年 4～6月	21,445	33,777	55,222	3,097
7～9月	129,704	Δ 50,539	79,165	3,791
10～12月	207,482	Δ 23,903	183,579	3,475
26年 1～3月	134,401	Δ 25,239	109,162	Δ 6,395
25年度合計	493,032	Δ 65,904	427,128	3,968
26年 4～6月	117,265	18,143	135,408	3,893
7～9月	156,459	22,418	178,877	9,831
10～12月	219,498	1,806	221,304	4,749
27年 1～3月	179,464	Δ 54,167	125,297	15,080
26年度合計	672,686	Δ 11,800	660,886	33,553
27年 4～6月	163,618	25,976	189,594	7,861

- (注) 1. 「金融機関増資」には、金融債の一般公募分が加算されている。
 2. 「金融機関損益金」は、各月における銀行、金庫、信託、相互銀行お
 3. 「日本銀行対民間直接取引額」並びに「政府対民間直接国債発行償還
 引差額である。

吸 収 実 績 表 (3)

(単位：百万円, Δ 印減)

金 融 機 関 損 (Δ) 益 金	日 本 銀 行 対 民 間 直 接 取 引 額 (資 金 払 超 Δ)	政 府 対 民 間 直 接 国 債 発 行 償 還 (Δ) 額	代 理 店 預 金 未 達 増 加 額	資 金 吸 収 合 計
26,033	22,634	Δ 29,970	Δ 1,898	75,118
12,342	12,999	Δ 20,197	5,064	93,164
15,579	23,386	Δ 22,966	Δ 1,339	201,714
6,002	27,482	Δ 18,131	4,403	122,523
59,956	86,501	Δ 91,264	6,230	492,519
21,188	39,588	Δ 14,629	Δ 1,139	184,309
13,964	39,602	Δ 7,167	Δ 3,695	231,412
15,784	24,709	Δ 5,553	11,559	272,552
9,533	13,124	Δ 6,921	Δ 5,677	150,436
60,469	117,023	Δ 34,270	1,048	838,709
21,202	3,921	Δ 9,281	1,368	214,665

よび信用金庫の損益金合計と日銀の対金融機関損益金の合算である。
 額」は日銀及び政府と閉鎖機関、連合軍、外国銀行その他一般民間との間の金融取
 引差額である。

表 6-15 国庫財政資金

年 度 四半期	A 政府預 金対民 間受額	B 資 金 運用部	C 郵 便 貯 金	D 簡 保 郵 年	E 財政資 金対民 間受額 E = A - B - C - D	F 政府預 金対民 間払額	G 見 返 資 金	H 資金運 用 部
25年 I	441,354	53,209	62,399	3,082	322,664	437,605	6,012	74,329
II	440,818	47,010	61,695	3,324	328,789	441,067	2,772	62,133
III	464,524	45,093	68,418	5,454	345,559	631,023	15,727	49,241
IV	520,571	74,325	72,893	6,535	366,818	522,271	13,975	73,072
25年度中	1,867,267	219,637	265,405	18,395	1,363,830	2,031,966	38,486	258,775
26年 I	566,806	4,436	74,594	5,527	482,249	551,875	15,237	30,808
II	562,668	15,118	80,770	8,350	458,430	568,560	12,203	27,806
III	577,923	23,137	90,730	7,587	456,469	756,328	17,031	44,004
IV	675,497	58,976	93,049	7,799	515,673	637,034	16,214	83,265
26年度中	2,382,894	101,667	339,143	29,263	1,912,821	2,513,797	60,685	185,883
27年 I	639,837	4,155	98,942	7,143	529,597	642,927	9,388	34,611

- (注) 1. 「政府預金対民間受(払)額」(A, F) は日銀国庫局調「政府資金移動外のものおよび財政資金ではあるが、資金循環上通貨の関連において加て純財政対民間受払差額を算出したものである。
2. B, H, C, I は預金部収支中の対民間, 対地方公共団体収支, 保管基づく資金受払であって, 産業資金または地方財政として別に計上されず, 郵便局窓口における各月預払の計数を掲げている。
3. 「調整項目」の内容は, 国庫送金為替の日銀滞留額, 代用納付証券おて調整を要するものである。

対 民 間 受 払 超 過 額

(単位: 百万円)

I 郵便貯金	J 国 債 償 還 額	K 政府出資 (復金納 付金)	L 借 入 金 返 (対市中 金融機 関)	M 財政資金 対民間払 額 M = F - G - H - I - J - K - L	N 差 引 受 (△) 払 超 過 額 N = M - E	O 調整項目	P 純財政資 金差引受 (△) 払 超 過 額 P = N + O
49,324	38,661	△ 16,500	310	285,469	△ 37,195	285	△ 36,910
55,062	28,834	△ 4,700	360	296,606	△ 32,183	1,347	△ 30,836
65,472	27,213	△ 3,900	—	477,270	131,711	△ 1,193	130,518
67,050	29,413	△ 695	—	339,456	△ 27,362	△ 246	△ 27,608
236,908	124,121	△ 25,795	670	1,398,801	34,971	193	35,164
65,076	22,054	△ 9,220	—	427,920	△ 54,329	2,239	△ 52,090
69,178	10,705	1,567	—	447,101	△ 11,329	△ 2,098	△ 13,427
79,611	16,267	7,500	—	591,915	135,446	48	135,494
83,517	20,490	5,000	—	428,548	△ 87,125	△ 5,133	△ 92,258
297,382	69,516	4,847	—	1,895,484	△ 17,337	△ 4,944	△ 22,281
86,856	43,489	2,000	—	466,583	△ 63,014	6,038	△ 56,976

概況」による政府当預受払中对民間収入(支出)額を示す。このなかには財政資金以除調整を要するものを含んでいるからB~D, G~LおよびOの各項により調整し

金, 供託金および郵便貯金(含振替貯金)の収支であるが, これらは国の金融活動にている。ただしこのうち郵便貯金受払はズレ修正のため政府当預上の受払を用い

よび日銀本支店間報告未達による歳出入のズレの合計で, 通貨増減との関連におい

表 6-16 金 融 機 関 貸

年度・四半期	銀 行	信 託	復 金	農 中	そ の 他 庫	農協組	相互銀行
25年 I	49,735	1,388	△ 4,577	8,462	1,900	14,874	6,892
II	82,331	1,694	△ 9,545	3,594	3,334	7,899	6,687
III	113,551	2,787	△ 1,889	1,956	4,614	△ 23,856	16,358
IV	72,680	1,366	△ 3,026	△ 8,773	3,006	11,710	9,570
25年度計	318,297	7,235	△ 19,037	5,239	12,854	10,627	39,507
26年 I	148,574	4,669	△ 2,477	10,663	3,920	24,554	10,821
II	170,326	6,227	△ 2,324	8,042	9,643	12,010	14,691
III	134,773	2,303	△ 2,816	6,043	16,828	△ 23,773	18,022
IV	122,815	5,124	—	△ 14,824	5,440	16,582	10,849
26年度計	576,488	18,323	△ 7,617	9,924	35,831	29,373	54,383
27年 I	141,656	9,245	—	13,046	6,513	28,065	17,381

- (注) 1. 「農協組」は信農連、農協組の合算。
 2. 「重複勘定」は各金融機関における日銀借入金以外の借入金の合計額
 3. 「その他金庫」は26年2月以降輸出銀行、6月以降開発銀行を含む。

出 増 減 状 況

(単位：百万円, △ 印減)

信用金庫	保 険	資金運用 部簡保年 金	計 A	重複勘定 B	純 計 A - B = C	地方公共 団体貸出 金 D	産業資金 貸出増減 C - D = E
3,645	999	17,695	101,013	14,248	86,765	16,243	70,522
2,981	715	15,510	115,200	7,201	107,999	10,330	97,669
4,467	1,296	7,483	126,767	△ 23,715	150,482	11,518	138,964
4,293	1,959	4,169	96,954	552	96,402	△ 2,629	99,031
15,386	4,969	44,857	439,934	△ 1,714	441,648	35,462	406,186
6,201	1,834	17,614	226,373	22,750	203,623	15,193	188,430
7,456	2,525	5,384	233,980	10,583	223,397	5,262	218,135
10,244	3,719	15,044	180,387	△ 16,392	196,779	16,745	180,034
6,262	2,759	17,212	172,219	6,771	165,448	19,897	145,551
30,163	10,837	55,254	812,959	23,712	789,247	57,097	732,150
12,248	3,049	23,927	255,130	24,117	231,013	20,263	210,750

である。

表 6-17 金融機関別預

年度・四半期	銀行	信託	金庫	農協組	相互銀行
25年 I	829	963	△ 713	△ 10,828	6,258
II	98,170	1,447	857	3,292	6,664
III	136,267	1,356	815	30,138	15,031
IV	99,767	3,322	1,341	△ 7,189	11,686
25年度合計	335,033	7,088	2,300	15,413	39,639
26年 I	77,610	2,526	△ 854	△ 6,253	11,547
II	81,641	3,201	1,212	14,706	15,835
III	116,510	2,057	432	39,191	17,237
IV	131,331	4,434	1,463	△ 10,019	15,961
26年度合計	407,092	12,218	2,253	37,625	60,580
27年 I	113,345	4,540	197	△ 9,104	14,361

- (注) 1. 本表は生保、損保および簡保年金を除き、すべて日計表から算出した。
調によった。「保険」は生保損保の合算である。
2. 漁業会は資料不備のため省略したが、計数はきわめて僅少である。
3. 郵便局中「その他」は振替貯金、保管金および供託金の増減である。

貯金増減状況

(単位：百万円, △ 印減)

信用金庫 組合	保 険	郵 便 局		簡保年金	計
		郵便貯金	そ の 他		
4,032	5,023	13,038	△ 239	3,082	21,445
3,369	5,522	6,061	998	3,324	129,704
7,619	7,545	3,009	248	5,454	207,482
5,072	7,530	5,836	501	6,535	134,401
20,092	25,620	27,944	1,508	18,395	493,032
7,737	9,446	9,608	371	5,527	117,265
10,281	9,082	11,369	782	8,350	156,459
12,736	11,316	10,846	1,586	7,587	219,498
9,834	7,851	9,659	1,151	7,799	179,464
40,588	37,695	41,482	3,890	29,263	672,686
10,195	9,891	11,839	1,211	7,143	163,618

損保および簡保年金は運用資産増加額を預金増とみなし、生保は通貨安定対策本部

表 6-18 金融機関保有社債株式

年度・四半期	銀行	信託	金庫	農協組	相互銀行	信用金庫
25年 I	172,296	2,412	15,389	9,081	2,465	3,458
II	224,727	2,494	16,725	10,073	2,979	4,196
III	276,021	3,116	23,949	11,514	3,433	4,711
IV	311,265	3,238	30,163	12,632	3,666	5,161
25年度中	984,309	11,260	86,226	43,300	12,543	17,526
26年 I	342,537	3,203	33,422	13,149	4,099	6,360
II	371,468	3,858	35,870	16,277	5,053	7,846
III	402,724	3,521	40,550	19,275	6,304	8,817
IV	435,386	2,608	44,931	23,197	7,205	10,057
26年度中	1,552,115	13,190	154,773	71,898	22,661	33,080
27年 I	481,160	2,959	48,072	21,014	8,678	11,637

(注) 1. 「農協組」は信農連、農協組の合算。
 2. 「金融債現在高」は銀行および金庫日計表の債券発行高による。なお

現在高および増減状況

(単位：百万円)

保 険	資金運用部	簡保年金	計 a	金融債現在高 b	差引市中金融 機関保有社債 株式現在高 (除金融債) a - b	増 減(Δ)
35,207	4,296	1,293	245,897	91,764	154,133	11,135
40,825	4,231	1,274	307,524	120,654	186,870	12,159
47,417	6,136	1,254	377,551	150,243	227,308	12,470
52,822	39,926	1,125	459,998	196,084	263,914	12,926
176,271	54,589	4,946	1,390,970	558,745	832,225	48,690
61,153	75,293	623	539,839	247,082	292,757	9,998
68,196	100,494	596	609,658	283,129	326,529	9,930
74,032	120,083	582	675,888	320,072	355,816	10,234
80,263	140,588	553	744,788	359,115	385,673	9,681
283,644	436,458	2,354	2,570,173	1,209,398	1,360,775	39,843
89,272	160,574	546	823,912	400,527	423,385	13,867

本計数は金融債の一般公募分が除かれている。

二 資金循環

最後に、この時期における資金循環の全体について、簡単にみておくことにしよう。

一見して明らかのように、二五年下半期における資金の放出超過はめざましいものがあつた。その主たる理由は外国為替貸付を主要因とする財政資金の大幅散超であつた。その効果が二六年に入つて失われたのちは、金融機関の貸出増加が資金放出の主役となつた。一度大量に散布された資金は、金融機関を媒介として繰り返し資金供給をふやしていったのである。二六年一〇月以降の金融引締めは、最大のパイプである貸出を抑制することを主眼とし、事実それをかなりの程度成功せしめた。貸出純増は二六年七月―九月の二一八億円から翌年一―三月の一四五億円に減少したのである。占領の終了と期を同じくするのはげん引締め政策によつて、朝鮮戦争後のインフレーションはひとまず収束するかに見えたのであつた。